（漢籍國字解全書）

大正六年五月二十五日印刷
大正六年五月二十八日發行

編輯者　早稻田大學編輯部

發行者　早稻田大學出版部

右代表者　東京府豐多摩郡戸塚町大字下戸塚五十八番地　種村宗八

印刷者　東京市牛込區榎町七番地　渡邊八太郎

發行所　東京市牛込區早稻田　振替東京一一二三番　早稻田大學出版部

日清印刷株式會社印刷

國語國字解上 終

百六十斗の芻と十六斗の米とを出さしむ、民より徵收する租稅は是れより過ぎることなし、先王は是れにて如何なる場合にても足れりとせり、若し子季孫にして其の法を知らんと欲せば、則ち周公の制定せられたる典籍に具はるなり、之れをみば足れり、若し先王の法を犯さんと欲せば、則ち苟も己の意の欲するがまゝに賦稅せよ、又何ぞ我にとふを要せんやと、〔欲二以レ田賦一〕田は一井（一里四方の田地）なり、賦は賦稅なり、周制は田稅の外每十六井に對し別に軍馬一匹と牛三頭とを課す、季康子は此度每井に之れを課せんと欲したるなり、〔冉有〕孔子の門人にて名は求、字は子有、季氏に事へて其の家宰となれり、〔仲尼不レ對〕其の無法甚しきを以て對へざるなり、〔求〕冉有の名なり、〔藉レ田以レ力〕藉レ田とは田に稅すること、以レ力とは力の大小に應じて與ふる田地に差あること、卽ち三十歲以上の者は田百畝をうけ、二十歲以上の者は五十畝をうくること、〔砥二其遠邇一〕砥は平なり、遠邇は遠近なり、一句の意は、遠近に應じて稅に差等を立て平均にすること、周禮によれば近郊（國都より四方五十里の地）は十分の一、遠郊（國都より四方百里の地）は二十分の三、其の以外の地は十分の二の課稅とあり、〔賦レ里〕賦は賦稅なり、里は商賈居住の宅地店舖なり、〔以レ入〕入は利益の收入なり、〔其有無〕財業の有無なり、〔任レ力以レ夫〕力は徭役なり、夫は丈夫なり、〔議二其老幼一〕年の老若によりて仕事の等差を議定すること、〔鰥寡孤疾〕鰥はやもめ、寡は寡婦、孤は孤兒、疾は癈疾の人なり、〔無則已〕無は軍旅の出づるなきこと、〔歲收〕軍隊出征の際の特別收稅なり、〔稯禾〕六百四十斛を稯といふ、禾は粟なり、もみごめ、〔秉芻〕秉は百六十斗なり、芻はまぐさ〔缶米〕缶は十六斗なり、米は精米なり、〔子季孫〕子は尊敬の稱呼なり、季孫は季康子なり、季氏又季孫といへばなり、〔周公之藉〕藉は籍に同じ、典籍なり、

○以上第二十一章、季康子民に苛重なる課稅をなさんと欲し、冉有をして仲尼に問はしめしに、仲尼は對へず、私に冉有に先王の法をのべて季康子の反省を求めたる物語なり、左傳によれば康子は之れをきかずして增稅を斷行したるものなり、

とせよと、王歿するの後大夫子囊曰く、王自ら過を知る恭敬の至なり宜しく恭と謚すべしと、諸大夫之れに從へるをいふ、[官寮]屬官をいふ、[道將何爲]道は恭敬の道なり、將何爲とは將に果して何の用をかなさんとの意なり、

○以上第二十章、子服景伯が恭敬に過ぎて過つとも妨げなしと齊使接待の屬寮を戒めたるを、閔馬父が恭敬の道を知らざる者なりと笑ひたる物語なり、

季康子欲以田賦、使冉有訪諸仲尼、仲尼不對、私於冉有曰、求來、汝不聞乎、先王制土、藉田以力、而砥其遠邇、賦里以入、而量其有無、任力以夫、而議其老幼、於是乎、有鰥寡孤疾、有軍旅之出則徵之、無則已、其歲收、田一井出稯禾秉芻缶米、不是過也、先王以爲足、若子季孫欲其法也、則有周公之藉矣、若欲犯法則苟而賦、又何訪焉、

季康子民をして田一井に軍馬一匹牛三頭を出ださしめんと欲し、冉有をして之れを仲尼に訪はしむ、仲尼對へず、私に冉有に語りて曰く、求よ來れ、汝聞かずや、先王の土地の稅法を制定するや、田地に稅するには民の力の大小によりて與ふる田地の多少を區別し、其の地の遠近に從ひて賦稅を等差し、商賈の宅地に稅するには其の得る所の利益の多少を計り、又其の財業の有無を量り、以て賦稅の等差をたつ、徭役を課するには丈夫を徵發し、其の年の老若によりて仕事を等差するも、こは一家を成して異常なきものに限る、是に於てか鰥寡孤疾のものに對して特別の法あり、此れ等のものは軍隊の出征の際には徵發して使役することあれども、平時は使役することなし、而して田地の稅に就きても亦軍隊出征の際には一歲の稅收として特別に田一井に對し六百四十斛の禾と、

にして、驕滿の甚しきものなり、周の恭王は其の祖昭王父穆王の過失を覆ひ補へり、故に謚して恭となす、楚の恭王は能く其の過失を知りてつゝしめり、故に謚して恭となす、此れ恭敬の道を行へるものゝ例なり、恭敬にして過なきは此れにても明ならずや、しかるに今吾子の吏人に敎ふるや恭敬に過ぎて過つも妨なしと、此の如くんば恭敬の道將に其れ何の用をか爲さん、恭敬の道は無意義のものたり、故に笑ひしのみと、

〔齊閭丘來盟〕閭丘は齊の大夫閭丘明なり、初め齊の悼公魯にありしとき、魯の卿季康子の妹を娶れり、後國に歸りて位に卽くに及び之れを迎ふ、この時魯の大夫季魴侯妹と通ぜり、よりて妹は其の情實を兄なる康子に言ひしかば、康子も齊に妹を與へざりしかば、齊侯は怒りて魯を伐てり、魯は之れに和を請ひしかば齊侯も亦之れを許し、大夫閭丘明をして來り盟はしめたる也、〔子服景伯〕前章に見えたる子服惠伯の孫にて名は何、子服は字、景は謚なり、〔宰人〕吏人なり、接待の吏人を指す、〔陷而入二於恭一〕過失に陷るとも恭に入れにて、恭敬に過ぎて過失すとも妨なしの意なり、〔閔馬父〕魯の大夫なり、〔吾子之大〕大は驕慢なり、〔正考父〕宋の大夫にて孔子の先祖なり、〔商之名頌十二篇〕頌は詩の一體、天子の功德を稱述して之れを神明に告ぐるものなり、名頌は頌の美なるものをいふ、孔子が詩經編纂の時には七篇を失ひ（篇名不詳）那、烈祖、玄鳥、長發、殷武の五篇を餘すのみ、此の五篇は今の詩經にあり、〔那〕那の篇なり、〔輯之亂〕輯は成なり、篇の大意をあつめ成すこと、亂は篇終の輯辭なり、〔自古在昔〕古より傳ふ、昔といふこと、〔先民〕先覺の民にて先聖の人をいふ、〔恪〕つゝしむこと、〔先聖王〕此にては、那の作者をさす、那篇は商の祖湯王を祭る詩なれば、其の後王の作なるべし、〔其滿之甚〕滿は驕慢なり、〔庇〕覆なり、オホフと訓む、〔昭穆之闕〕昭は昭王にて南征して反らず、穆王は其心を肆にせんと欲し、皆過失あり、故にいふ、闕は過失なり、〔楚恭王能知二其過一而爲レ恭〕恭王は莊王の子なり、知二其過一而爲レ恭とは、恭王疾ある時大召を召して曰く、不穀（楚國にて王の自稱）不德にして楚の國の軍を覆せり、故に若し沒せば靈若しくは厲と謚

に飛來して死し、公之れを仲尼に問ひ、仲尼が粛愼にて射られたるものならんことを言ひて當れることを記す、亦仲尼博識の物語なり、

齊閭丘來盟、子服景伯戒宰人曰、陷而入於恭、閔馬父笑、景伯問之、對曰笑吾子之大也、昔正考父校商之名頌十二篇於周大師、以那爲首、其輯之亂曰、自古在昔、先民有作、温恭朝夕、執事有恪、先王之傳恭、猶不敢專、稱曰自古、古曰在昔、昔曰先民、今吾子之戒吏人曰、陷而入於恭、其滿之甚也、周恭王能庇昭穆之闕而爲恭、楚恭王能知其過而爲恭、今吾子之教官寮曰、陷而後恭、道將何爲、

齊の大夫閭丘其の君命を奉じて魯に來り盟へり、魯の大夫子服景伯は接待の吏人を戒めて曰く、恭敬に過ぎて過つとも妨げずと、閔馬父之を聞きて笑へり、景伯其故を問ふ、馬父對へて曰く、吾子の驕慢なるを笑ふなり、昔し宋の大夫正考父、商の名頌十二篇を周の大師より得て之を校正し、那篇を以て首となせり、其の那篇の大意を總括したる亂辭に曰く、むかしよりいふ、むかし先聖の人此の恭敬の道を行ふあり、朝夕温順恭敬に事を執りつゝしみて忽にせずと、此れに由れば先聖王の恭敬の道を子孫に傳ふるにも、敢て專ら己の創意とせず、稱して古よりいふと曰ひ、古といふも在昔と曰ひて漠然太古と曰はず、昔といふも先聖の人の言と稱せり、しかるに今吾子は接待の吏人を戒めて曰く、恭敬にすぎて過つとも妨げずと、恭敬にして過つものなし、況や恭敬に過ぐる豈過となすべけんや、又恭敬に過ぎて過つことあらんや、此れ先聖王の重んぜられたる恭敬の道を輕視するもの

むる所あらんことを欲せり、故に其の栝に刻みて肅愼之貢矢といへり、而して此の矢を以て長女大姬に與へ虞の胡公に配し、之れを陳に封ぜり、古は同姓の諸侯に與ふるに珍しき寶玉を以てするは、親姻の間柄を重んずるなり、異姓の諸侯に與ふるに遠方の國の貢物を以てするは、服勤することを忘るゝなからしめんが爲なり、陳は異姓なる故に、之れに與ふるに肅愼氏の貢矢を以てしたるなり、君若し有司をして此の與へられたる矢を故府に求めしめらるれば必ず之れを得べし、而して此の隼を貫ける矢を比較し見ば肅愼の民に射られ、此までにげ來り遂に死したるものなること知るべし、是に於て陳侯は有司をして故府に求めしめたるに、之れを金櫝の中に得たり、出して較べみたるに仲尼の言ふ通りなりき、

〔仲尼在レ陳〕明文なきを以てしる由なけれども、孔子の二十三歲より四十七歲の間ならん、〔隼〕はやぶさ、〔楛矢〕楛木にて造りたる矢、楛は一種の木、〔石砮〕砮は鏃なり、〔尺有咫〕咫は八寸尺、有咫は一尺八寸なり〔陳惠公〕史記陳世家には湣公（惠公の孫）に作れり、曰く、湣公六年、孔子適レ陳、十三年吳復來伐レ陳云云、時孔子在レ陳とあり、故に惠公は湣公の誤ならんといふ說あり、されど惠公の立ちしは魯の昭公の十三年（孔子二十三歲）にて定公の四年（孔子四十七歲）に卒せり、此の二十四年の間孔子は諸國を周遊されたれば陳に至らずとは斷じがたし、されば別に湣公と改むる要なきが如し、惠公は哀公の孫を以て祖父の後を承く、名は吳といふ、〔肅愼〕我國史に見えたる肅愼に同じく、渤海地方に居りし蠻族なり、〔九夷〕東方の夷に畎夷、於夷、方夷、黃夷、白夷、赤夷、元夷、風夷、陽夷の九種あり、故に九夷といふ、〔百蠻〕蠻は南蠻なり、百邑あり、故に百蠻と稱す、〔方賄〕地方に產する貨財なり、〔令德〕善德なり、〔致レ遠〕遠方の民を招致すること、〔監〕視なり、〔銘〕刻なり、キザムと訓む、〔分ニ大姬一〕分は予なり、アタフと訓む、以下分の字同じ、大姬は武王の長女なり、〔虞胡公〕舜の後にて名は滿といふ、〔展〕重なり、オモンズと訓む、〔忘レ服〕服は服勤なり、〔故府〕舊府なり、舊物ををさめたるくら、〔金櫝〕櫝は櫃なり、金櫃は金にて其の外面を帶飾せる櫃なり、〔如レ之〕仲尼の言の如くなりきの意なり、

○以上第十九章、楛矢にて貫かれたる隼が陳の宮庭

骨を得て使者をして其れとなく仲尼に問はしめ、仲尼之れに對へて適中したることを記す、仲尼の博識なる物語なり、

仲尼在陳、有隼集於陳侯之庭而死、楛矢貫之、石砮其長尺有咫、陳惠公使人以隼如仲尼之館問之、仲尼曰、隼之來也遠矣、此肅愼氏之矢也、昔武王克商、通道於九夷百蠻、使各以其方賄來貢、使無忘職業、於是肅愼氏貢楛矢、石砮其長尺有咫、先王欲昭其令德之致遠也、以示後人、使永監焉、故銘其栝曰肅愼氏之貢矢、以分大姬配虞胡公而封諸陳、古者分同姓以珍玉、展親也、分異姓以遠方之職貢、使無忘服也、故分陳以肅愼氏之貢、君若使有司求諸故府、其可得也、使求得之金櫝、如之、

仲尼陳にあるとき、隼あり陳侯の宮庭に集りて死せり、何故に死せるかを調べみしに、楛矢之れを貫き居れり、矢には石の鏃あり、其の長一尺八寸あり、陳の惠公人をして隼をもち仲尼の館にゆきて之れを問はしむ、仲尼曰く、隼は遠方より飛び來りし者ならん、此の矢は肅愼氏の國の矢なり、昔周の武王商に克ちて道を九夷八蠻に通じ、各〻の國民をして其の地方の貨財を以て來り貢せしめて、其の守るべき職業を忘るゝことなからしめたり、是の時にあたり肅愼氏は楛矢を貢せり、其の矢には石の鏃あり、其の長一尺八寸あり、先王武王は其の善き德の遠國の人を招致せしことを昭にして以て後人に示し、永く視て戒めつと

の國守を神と爲せるにやと、仲尼曰く、山川の精靈の以て天下を治むるに足るものは之れを尊崇し、其の山川を守る者を神と爲し、封土を有ち社稷を守るものを公侯と爲す、二者共に王者の管轄に屬せりと、使者曰く、防風氏は何れの山の守なるやと、仲尼曰く汪芒氏の君にて封、隅の二山を守るものにて、漆の姓なり、虞夏商の時代に在りて汪芒氏の君となり、周初にありては遷りて長翟となり、今は大人族と爲れりと、使者の曰く、人の身長の極りは幾何かと、仲尼曰く僬僥氏は身長三尺、短きの極りなり、身長の長きものは其の十倍即ち三丈に過ぎず、此れ身長の數の極りなり、防風氏此れのみと、

〔呉伐レ越〕呉王夫差が越王勾踐を伐つこと、呉語越語に詳なり、〔墮二會稽一〕墮は壞なり、コボツ又はコハスと訓む、會稽は山の名浙江省紹興府の東南十二里にあり、勾踐は城を築きて夫差に敵せり、〔節專レ車〕節は骨のふしなり、專は猶滿の如し、滿車とは車にあふれみつる許りなること、〔呉子〕呉王なり、子は爵名、〔好聘〕來聘して舊好を修むること、〔賓〕使者を指す、〔爵レ之〕爵を獻じてもてなすこと、〔徹レ爼而宴〕獻（主人が客に爵をさすこと）酢（客が使者に爵をむくゆること）の禮終り、爼を徹去して後内とけて宴飲すること、〔執レ骨而問〕此の骨は爼にのせて馳走に出したる獸の骨を指す〔戮〕尸を陳ぬること、〔山川之靈足三以紀二綱天下一者〕靈は精靈なり、紀綱は治むるなり、山川の精靈の以て天下を治むるに足る者とは、名山大川の能く雲をおこし雨をふらして以て天下を利するものをいふ、〔社稷之守〕封土を有して其氏神たる社稷の二神を守るもの、〔汪芒氏〕長翟の國の名、〔封隅之山〕二山の名、今浙江省金華府永康縣にあり、今名を缺く、〔長翟〕山東省濟南府の北境にあり、〔大人〕大人（長大の人の義）族なり、〔僬僥氏〕西南の蠻の名、史記正義に括地志小人國在二大秦南一、人纔三尺、其耕稼之時懼レ鶴所一レ食、大秦助レ之、即焦僥國、其人穴居也とあり、〔長者不レ過レ十レ之〕防風氏の族を指す、十は十倍なり、春秋文公十一年穀梁傳長狄（長翟に同じ）身横二九畝一の註に、五丈四尺とあり、同公羊傳註に、蓋長百尺とあり、誇張に失すれども其の長大なることを推知し得らる、

○以上第十八章、呉が越を伐ち會稽の城を破壞し大

尼、仲尼爵之、既徹俎而宴、客執骨而問曰、敢問骨何爲大、仲尼曰、丘聞之、昔禹致群神於會稽之山、防風氏後至、禹殺而戮之、其骨節專車、此爲大矣、客曰、敢問誰守爲神、仲尼曰、山川之靈、足以紀綱天下者、其守爲神、社稷之守爲公侯、皆屬於王者、客曰、防風氏何守也、仲尼曰、汪芒氏之君也、守封隅之山者也、爲漆姓、在虞夏商爲汪芒氏、於周爲長翟、今爲大人、客曰、人長之極幾何、仲尼曰、僬僥氏長三尺、短之至也、長者不過十之、數之極也、

呉王夫差越王勾踐を伐ち、會稽山の城を壞ち骨を獲たり、其の骨節長大にして車より溢れ出づる許なり、其の時呉王は使者をして魯に來聘し舊好を修めしめ、且つ此の骨の事を仲尼に問はしむ、使者出發の際王は仲尼に吾命令なりとて骨のことを問はず、其れとなく問へと注意して曰へり、使者魯に來り、幣帛を諸大夫の邸に齎らし、仲尼の邸にも亦齎らし訪へり、よりて仲尼は爵を獻じて酒を飲ましめ之れをもてなせり、獻酢の禮終り、肉を盛れる俎を徹去して宴飲に移りたるとき、使者は俎の上のお馳走の獸の骨をとりて、仲尼に問うて曰く、敢て問ふ骨は何物の骨を一番大なりとなすかと、仲尼曰く、丘之れを聞けり、昔し、夏の禹王山川を主るもろ〳〵の神を會稽山に招致せしとき、防風氏後れ至れり、禹怒り殺して之れを戮せり、其の神の骨節は偉大にして其の長車にあふるゝ許なりしと、骨は此の神の骨が最大なりとなすと、使者曰く、敢て問ふ禹王の招致せる諸神とは誰れ

と、〔好ㇾ內〕色を好むこと、〔死ㇾ之〕死は殉死なり、〔好ㇾ外〕賢を好むこと、〔辱ニ共先祀者一〕先人の祀に身を屈辱して共奉するものにて、留りて復嫁せざるものをいふ、〔瘠色〕やせ衰へたる顏色なり、〔洵涕〕聲を出さずになくこと、むせびなき、〔搯ㇾ膺〕むねをうちて哭すること、搯は叩なり、うつこと、膺は胸なり、〔有ㇾ降ㇾ服無ㇾ加ㇾ服〕喪の期を降減して輕くすることあるも、增加して重くすることなかれの意なり、〔靜〕其の常を變ずることなきをいふ、〔女知莫ㇾ如ㇾ婦〕女は處女なり、知は智に同じ、以下知の字同じ、婦は嫁女なり、〔男知莫ㇾ如ㇾ夫〕男は童男夫は丈夫なり、〔知也夫〕夫は嘆辭にてカナと訓む、

○以上第十六章、公父文伯の母が文伯の死せしとき衆妾を戒めて悲哀に陷ることなく、以て文伯の色を好まざりしことを昭にせしを、孔子の歎稱したる物語なり、

公父文伯之母、朝哭ニ穆伯一、而莫哭ニ文伯一、仲尼聞ㇾ之曰、季氏之婦、可ㇾ謂ㇾ知ㇾ禮矣、愛而無ㇾ私、上下有ㇾ章、

公父文伯の母は、文伯の一周忌の祭を終りしとき、哀戚の情に堪へざるものあり、朝に夫穆伯を哭し、暮に子の文伯を哭せり、仲尼之れをきゝて嘆じて曰く、季氏の婦は禮を知れりといふべし、夫と子とを愛すと雖私情を以てすることなく、二人に對するの禮截然として文章ありと、

〔朝哭ニ穆伯一而莫哭ニ文伯一〕禮に寡婦不ニ夜哭一とあり、情欲の嫌疑に遠ざかるなり、穆伯は夫なれば禮を守りて朝哭さゞるなり、莫は暮に同じ、〔上下有ㇾ章〕上は夫を下は子を指す、有ㇾ章は禮ありて文章燦然たりの意なり、

○以上第十七章、公父文伯の母が其の夫と子とを哭するに禮にかなへるを孔子の嘆稱したる物語なり、

吳伐ㇾ越、墮ニ會稽一、獲ㇾ骨焉、節專ㇾ車、吳子使三來好聘且問二之仲尼一曰、無ㇾ以ニ吾命一、賓發ニ幣於大夫一、及ニ仲

臣一は禮なれば母が之れを饗したるは禮に適はず、されど暗に一家の謀る爲に已むを得ずなしたることなれば權道に合へり、故に不レ犯といふ、〔微而昭〕詩を歌ひて意を示せり、故に其の詩の辭は微なれども其の意は甚明なりとなり、〔合レ意〕合は成なり、あはせなすこと、意は彼我の意なり、〔合レ室〕文伯が妻をめとる意を成すこと、〔度二於法一〕法は禮法なり、一句の意は、禮法にはかりてなせるもの、卽ち禮法にかなへりとなり、

○以上第十五章、公父文伯の母が文伯婚姻の爲に宗老にはかりたる所置が禮にかなへりとて師亥の嘆美したる物語なり、

公父文伯卒、其母戒二其妾一曰、吾聞レ之、好レ內女死レ之、好レ外士死レ之、今吾子夭死、吾惡三其以レ好レ內聞二也、二三婦之辱共二先祀一者、請無レ瘠色一、無二洵涕一、無レ掐膺一、無二憂容一、有レ降服無レ加レ服、從レ禮而靜、是昭二吾子一也、仲尼聞レ之曰、女知莫レ如レ婦、男知莫レ如レ夫、公父氏之婦知也夫、欲レ明二其子之令德一也、

公父文伯卒す、其の母其の妾を戒めて曰く、吾之れを聞く男子にして色を好めば女は其の知遇に感じて殉死し、賢を好めば士は其の知遇に感じて殉死すと、今吾子わかじにせり、吾れ其の色を好むを以て世に聞えんことを惡む、汝等二三の婦人にして留まりて嫁せず先人の祀を奉ずるものは、請ふやせ衰ふる顏色をなす勿れ、むせびなくこと勿れ、胸うちて哭すること勿れ、憂戚の容止をすること勿れ、喪服は定禮より降すとも加ふること勿れ、禮に從ひて其の常を變ずることなくば可なり、是れ吾子の德を明にする所以なりと、仲尼之れを聞きて曰く、處女の智慮は婦に如かず、童男の智慮は丈夫に如かざるものなり、今公父氏の婦を見るに其の子の令德を明にせんと欲して此の行をなす、其の智慮の深大なる嘆稱すべきかな

其宗老、而爲賦綠衣之四章、老請守龜、卜室之族、師亥聞之曰、善哉、男女之饗、不及宗臣、宗室之謀、不過宗人、謀而不犯、微而昭矣、詩所以合意、歌所以詠詩也、今詩以合室、歌以詠之、度於法矣、

公父文伯の母、文伯の妻をめとらんと欲し、其の宗老を饗し、爲に綠衣の詩の四章を歌ひ、賢婦を得ん意を暗示せり、宗老亦其の意をさとり、卜人に請うて誰氏の女をめとるが吉なるか否かを占はしめたり、師亥このことを聞き嘆じて曰く、善い哉母の行や、男女相饗食するときは宗臣に及ばざるを禮とすれども、一族の事を謀るに至りては宗臣に過ぎず、之れを除きて謀るものなし、故に彼母は文伯婚姻の事に就きて其の宗老を饗し、詩を歌ひて其の意を示し、之に謀れり、其の行を察するに、禮に叛きて而も禮を犯さず、其の辭は微なれども其の意は甚明なり、夫れ詩は之れによりて彼我の意をあはせ成す所以にして、歌はその詩を吟咏してあらはす所以のものなり、今彼母は詩によりて文伯が妻をめとる意を示し、歌によりて以て其の詩を吟咏してあらはせり、其の行誠に禮法にかなへりと、

〔室二文伯一〕室は妻なり、メアハスと訓む、〔宗老〕宗臣の年長者なり、宗臣は前章に解す、〔賦二綠衣之四章一〕綠衣は詩經邶風綠衣の詩なり、其の四章に曰く、我思二古人一、實獲二我心一と、其の詩の意は、古の賢人其の室家の道を正しくせしことを思ひて實に我心にかなへりとなり、此の詩をうたへる意は、文伯の爲に賢婦を得たし、然らば文伯も亦古の賢人の如く室家の道を正くし得べしとなり、〔守龜〕卜人なり、うらなひを掌る官、〔室之族〕族は姓なり室之姓とは妻の姓なり、猶誰氏の女といふが如し、〔師亥〕師は樂師、亥は其の名なり、當時の賢者なりしといふ、〔男女二句〕男女有レ別の禮なり、〔宗室〕一族をいふ、〔宗人〕宗臣にして同姓のものをいふ、〔謀而不レ犯〕男女之饗不レ及二宗

於男女之禮矣、

公父文伯の母は季康子の從祖叔母なり、或る日康子之を訪れたり、寢門を開きて之れと言ひたれども、二人とも皆門の閾を踰えざりき、又母が先舅の悼子を祭る時康子も亦祭に與れり、酢爵の時母は親ら康子の爵を受けず、俎を徹去したる後康子と宴飲せず、繹祭の時宗臣具り在らざれば與らず、宗臣具はり在りて繹祭し終りて後、宴飲の禮あるも、母は飽くまで之れに與り食はず、中途にて退きたり、仲尼は其の行をききて以て男女を別つの禮を守るものとなして感嘆せり、

〔從祖叔母〕祖父の兄弟の妻をいふ、〔闔レ門〕闔は闢なり、ヒラクと訓む、門は寢門なり、〔皆不レ踰レ閾〕閾は門限なり、門のしきみをいふ、皆は康子と母と二人とをいふ、一句の意は母は閾を踰えて出でず、康子は閾を踰えて入らざりきとなり、禮に婦人送迎不レ出レ門、見ニ兄弟一不レ踰レ閾とあり、母は之れを守りたるなり、〔悼子〕母の先舅なり、卽ち穆伯の父、文伯の祖父、〔酢不レ受〕酢は賓が主人に爵をむくゆること、禮に祭には主人賓に爵を獻じ、賓爵を主人にむくゆることあり、此の時母が主人役をつとめたれども、賓たる康子に爵を獻じたれども康子の酢爵を親ら受けざりしなり、蓋し男女の別を守りしなり、〔徹レ俎不レ宴〕祭終りて供物の俎(祭肉をもるもの周語上に圖解す)を徹去したれども康子と宴飲せざりしとなり、亦男女の別を守りしなり、〔宗不レ具不レ繹〕宗は宗臣にて祭祀の禮を司るもの、繹は祭の明日行ふ祭にて神靈を見送るなり、天子諸侯に繹といふ、卿大夫には賓尸といふ、祭後直に行ひ明日を待たず、しかるに此に繹といひしは同じ祭なれば通じて之れを言ひたる迄にて深き意味なし、一句の意は、繹祭の時宗臣具り在らざれば母は祭に與らざりしとなり、蓋し禮を缺く爲なるべし、〔繹不レ盡レ飫而退〕飫は飽なり、不レ盡レ飽とは飽くまで飲食せざること、繹祭の後神代を宴する禮あり、その時母は飽くまで飲食せず中途にて退きしとなり、蓋し醉飽して禮を缺くを恐れたる爲なり、

○以上第十四章、公父文伯の母が男女の禮を嚴守せしを仲尼の稱嘆したる物語なり、

公父文伯之母、欲レ室ニ文伯一、饗ニ

曰必無廢先人、爾今曰胡不自安、以是承君之官、余懼穆伯之絕祀也、

此の節は文伯が勞力を輕んずるを咎め、かゝる心得にては、父の祀を絕たんことを戒むことを記す、
今我は寡婦なり、汝又下位にあり、朝夕身を職事に處くも猶先人の業務を忘れんことを恐るに、まして怠惰することあらば、其れ何を以て罪を避くるを得ん、吾汝朝夕我身を戒め愼みて必先人の業務名譽を廢することなしと曰はんことを冀へるに、汝は今吾いとをつむぐをみて何ぞ自ら休息せざるといふ、是の如き心得を以て君の官職を承けなば、罪を避くる能はずして父穆伯の祀を絕つに至らんことを懼るゝなりと、
〔寡〕寡婦なり、〔在下位〕文伯は下大夫なり、故にいふ、〔先人〕死したる父の稱、又先祖をいふ、〔而朝夕〕而は汝なり、〔脩我〕脩は儆なり、いましめつゝしむこと、〔廢先人〕先人の業を廢すること、〔穆伯〕敬姜の夫文伯の父なり、

仲尼聞之曰、弟子志之、季氏之婦不淫矣、

此の節は、孔子の稱贊の語を記す、
仲尼之れをきゝて曰く、弟子よ季氏の婦の言を心にしるせよ、彼は淫放ならず禮義正しきものなりと、
〔志〕は識なり、シルスと訓む、〔季氏之婦〕文伯の母なり、季康子の從祖叔母なるを以ていふ、
○以上第十三章、公父文伯の母が人は勞力すべき爲に生まれたることを說きて、文伯の體裁を飾るを戒めたる物語なり、

公父文伯之母、季康子之從祖叔母也、康子往焉、闖門與之言、皆不踰閾、祭悼子、康子與焉、酢不受、徹俎不宴、宗不具不繹、繹不盡飫則退、仲尼聞之、以爲別

こと、〔地徳〕土地の萬物を生育する徳なり、〔師尹〕百官の長なり、衆大夫をいふ、〔牧相〕牧は州の長官、相は六卿をいふ、〔宣序〕宣は偏なり、序はのべ治むること、〔少采〕帶に大圭を搢み、手に鎮圭と三色（朱、白、蒼）に彩れる繅藉をもつこと、〔夕レ月〕夕方月神をまつること、〔大史〕周語上に解く、〔司載〕載は天文なり、司天文とは歳月を掌る官なり、〔糾虔〕糾は察なり、觀察すること、虔は敬なり敬み則ること、〔天刑〕刑は法なり、天文の法なり、〔九御〕九嬪に同じ、九人の女官なり、〔使レ潔ニ奉禘郊粢盛一〕禘は宗廟の大祭、郊は上天を祭る祭、粢盛は稷の美名なり、禘郊の祭は毎日あるに非れども、毎日當に戒愼すべきものなるを以て擧げしなり、又祭に供ふる穀物は稷のみに非ざれども稷は五穀の長たるを以て之れをあげて他を括せしなり、〔卽レ安〕安は休息なり、〔業命〕事業命令なり、〔國職〕領國の政事なり、〔典刑〕典は常なり、刑は法なり、〔儆〕戒なり、イマシムと訓む、〔百工〕百官なり、〔慆淫〕慆は慢なり、怠慢をいふ、淫は淫放なり、〔序ニ其業一〕序は順序正しく整理すること、〔庀〕治なり、ヲサムと訓む、〔講貫〕貫は習なり、〔習復〕反復練習すること、〔明而動〕明は朝早くなり、動は働くこと、〔晦〕夕方まつくらくまでなり。〔玄紞〕玄は黒色紞は冠の前後に垂るゝ飾のひも、一説に瑱をかくるひもをいふ、〔紘綖〕紘は冕のひもにて緌（冠のひものかざり）なきものをいひ、綖は冕の上の覆をいふ、〔内子〕卿の本妻の稱、〔大帶〕禮服に用ふる大なる帶なり、又紳といふ、〔命婦〕大夫の妻の稱、〔祭服〕自ら先祖を祭るときにきる服、玄衣纁裳なり、〔列士〕元士なり、上士をいふ、〔朝服〕朝廷に出づるときにきる服、〔衣ニ其夫一〕其夫にきする衣を織ること、〔社〕春分に土地の神をまつること、〔賦レ事〕賦は分ち命ずること、事は農耕養蠶をいふ、〔烝〕冬祭の名、〔獻レ功〕功は五穀布帛の貢賦をいふ、〔愆〕怠りて時日をあやまつこと、〔辟〕罪なり、〔君子〕位を以ていふ、在上者、君を指す、〔小人〕位を以ていふ、人民を指す、

今我寡也、爾又在ニ下位一、朝夕處レ事、猶恐レ忘ニ先人之業一、況有ニ怠惰一、其何以避レ辟、吾冀而朝夕脩レ我、

休息につく、士は朝には其の日務むべき官務の業を受け、晝は之れを講習し、夕には其の爲したる業務を反覆練習し、夜は其の爲せし所に過なきか否かを計り考へ憾む所なくして而る後に休息につく、庶人より以下は朝は曉に起きて働き夕は晦くなりて後休み、一日として怠ることなし、又王后は親ら天子の玄紞を織り、公侯の夫人は玄紞を織る上に紘綖を織り、卿の夫人は夫君の大帶をつくり、大夫の妻は夫君の祭服をつくり、上士の妻は祭服の上に夫の朝服をつくり、庶士より以下の妻は皆其の夫の衣をつくる、殊に庶民に對しては春分に社祭して農耕養蠶の事を分ち命じ、冬の祭して後其の作る所の五穀布帛を獻せしむ、かく男女各〻其の功績をいたし、怠惰にして獻功の時をあやまつ時は則ち罪に處せらるゝは、古の法制なり、君子は心を勞して小人を治め、小人は力を勞して君子に事ふるは、先生の敎訓なり、是れに由りて之れをみるに上天子より以下、誰か敢て心を淫放にし力をすてゝ怠ることをなさんや、

〔瘠土〕やせたる土地なり、〔民勞則思〕思は反復思慮すること、〔沃土〕肥えたる土地なり、〔不材〕材能少きこと、〔大采〕帶に大圭を搢み、手に鎭圭と五色に彩れる繅藉（タマシキ）を持つこと、〔朝日〕朝日神をまつること、〔三公〕太師と太傅と太保と、〔九卿〕六卿と三孤となり、六卿は冢宰、司徒、宗伯、司寇、司空をいひ三孤は少師、少傅、少保をいふ、〔祖識〕習ひ知ること、省察する

大圭（三禮義䟽）

鎭圭（古玉圖攷）

紘綖、卿之內子爲大帶、命婦成祭服、列士之妻、加之以朝服、自庶士以下、皆衣其夫、社而賦事、烝而獻功、男女效績、愆則有辟、古之制也、君子勞心、小人勞力、先王之訓也、自上以下、誰敢淫心、舍力、

此の節は、人は勞力して活くは其の天職なることを說き、天子以下其の心力を勞することを例擧す、昔し聖王の民を處くや、やせたる土地を擇びて之れを處き、其の民を勞力さして之れを用ふ、故に長く天下に王たりき、夫れ民勞力するときは反復思慮す、反復思慮するときは善心自ら生ずるものなり、之れに反して安逸を貪るときは淫放の風生じ、淫放の風生ずるときは則ち善を忘る、善を忘るゝときは則ち惡心生ずるものなり、こえたる土地の民の材能少なきは、生活に安全の爲淫放に流るればなり、やせたる土地の民の義に向はざることなきは、勞力せざれば生活する能はざるを以て、勞力の結果善心生ずるを以てなり、善心生ずれば能く其の上に事ふ、聖王の長く天下に王たるは此れが爲なり、かく勞力は人をして善心を生ぜしむるものなるを以て、天子以下庶民に至るまで之れを爲さゞることなし、是の故に天子は大采して朝に日神を祭り、三公九卿と土地の萬物を生育する德を省察し、日中に庶政を考究し、百官の中にて政治にたづさはる師尹、惟旅、牧相の諸官と共に人民を治むるの事を徧くのべ治め、少采して夕に月神を祭り、大史司載の官と共に天文の法を觀察して敬み則り、夜に入りては九御を監督して禘郊の禮に用ふる粢を淸潔になし奉らしめ、終りて而る後休息につく、諸侯は朝には天子の與へられたる事業命令を修め、晝は其の領國の政治を考へ、夕には其の常法を省察し、夜は百官を戒め、怠慢淫放に陷るなからしめて而る後休息につく、卿大夫は朝には其の職務を考へ、晝は庶政を講習し、夕には其の一日に爲したる業務を整理し、夜は其の一家の事務を治めて而る後

其母歎曰、魯其亡乎、使僮子備官、而未之聞邪、居吾語汝、

此れより以下三節其母の訓誡なり、此の節は其の歎息の言にて總提なり、

其の母之れを聞き歎じて曰く、魯は汝の如き童子をして官職に備はらしむ、其れまもなく亡びんか、汝は未だ先王の道を聞かざるか、坐せよ吾汝に語らん、

〔僮子〕童子なり、〔居〕坐なり、〔女〕汝なり、

昔聖王之處民也、擇瘠土而處之、勞其民而用之、故長王天下、夫民勞則思、思則善心生、逸則淫、淫則忘善、忘善則惡心生、沃土之民不材淫也、瘠土之民莫不嚮義勞也、是故天子大采朝日、與三公九卿、祖識地德、日中考政、與百官之政事師尹惟旅牧相、宣序民事、少采夕月、與大史司載、糾虔天刑、日入監九御、使潔奉禘郊之粢盛、而後卽安、諸侯朝脩天子之業命、晝考其國職、夕省其典刑、夜儆百工、使無慆淫、而後卽安、卿大夫朝考其職、晝講其庶政、夕序其業、夜庀其家事、而後卽安、士朝而受業、晝而講貫、夕而習復、夜而計過無憾、而後卽安、自庶人以下、明而動、晦而休、無日以怠、王后親織玄紞、公侯之夫人、加之以

を辭して入りて母に見えて曰く、肥や母のきく命をことを得ず、乃ち罪あることなきを得んやと、母曰く、子聞かずや、天子と諸侯とは其の外朝に於て民を治むる事を考へ合はせ、祭祀の事を其の內朝に於て考へ合はす、卿より以下は其の家の外朝に於て己が官職のことを考へ合はせ、一家の事務を其の內朝に於て考へ合はす、皆婦人の關する所に非ず、たゞ寢門の內のみ婦人は其の職業を治むるなり、こは上下同じくして區別なし、夫れ外朝は子將に君の官職を治めんとし、內朝は子將に季氏一家の政を治めんとする所、皆吾が敢て言ふべき所に非ず、吾應へざる所以なりと、

〔在二其朝一〕其の家の外朝なり、公職を掌る所、〔寢門〕正室の門なり、正室は正寢に同じ、〔肥〕康子の名なり、〔合〕考へ合はすこと、〔外朝〕朝廷の政をとる所、今の內閣なり、〔神事〕祭祀の事なり、〔內朝〕宮室內の政をとる所、今の宮內省なり〔合二官職於外朝一〕此の外朝は卿大夫の家の外朝にて公職をとる所なり、〔合二家事於內朝一〕此の內朝は卿大夫の家の內朝にて一家の政を掌る所なり、ヲサムと訓む、〔業〕治なり、〔庀〕治なり、ヲサムと訓む、

○以上第十二章、公父文伯の母が公私の別を明にし男女の分を守りし物語なり、

公父文伯退レ朝、朝二其母一、其母方レ績、文伯曰、以二歜之家一、而主猶績、懼レ干二季孫之怒一也、其以レ歜爲レ不レ能レ事レ主乎、

此の節は公父文伯が母のいとをつむぐを賤しき業にて家柄にかゝはるとなし諫めたることを記す、

公父文伯の母朝廷より退き其の母の御機嫌を伺へり、ときに其の母はいとつむげり、文伯之れをみて曰く、歜の家柄を以て主猶いとをつむがるが如き賤しきつとめをなさるときは、宗家たる季孫の怒にふれることを懼る、主がかくなさるは其れ歜を以て主に事ふる能はずと爲さるためなるかと、

〔績〕いとをつむぐこと〔歜〕文伯の名なり、〔季孫〕季氏なり、一に季孫といふ、此にては季康子を指す、

今大なる鼈を得るに於て何の難きことかあらん、しかるに之れを求めず、かの上客の人をして怒らしむるや、不屈の行なりとて遂に文伯を放逐せり、其れより五日の後、魯の大夫相はかり母に請うて文伯を其の家に復へせり、

〔南宮敬叔〕魯の大夫にて南宮は姓、名は說、敬は謚、叔は其の兄弟の序なり、〔以二露睹父一爲レ客〕露睹父は魯の大夫なり、客は上客なり、古の禮正賓の外に衆客中の一人を尊びて上客となし、正賓の副たらしむ、故に此の時は南宮敬叔が正賓にて、睹父は衆客中の上客として敬叔の副たりしなり、〔鼈〕すつぽんなり、〔延〕進なり、ス、ムと訓む、〔先子〕死したる舅の稱、〔養レ尸〕尸は神の代理なり、かたしろ、養は尊び養ふの義なり、〔饗〕饗宴の禮なり、〔鼈於何有〕大なるすつぽんを求むるに於て何の難きことかあらんの意なり、〔夫人〕彼の人なり、露睹父を指す、〔辭〕請なり、ねがふこと、〔復〕其の家にかへすこと、

○以上第十一章、公父文伯の母が文伯が上客を遇するの禮を缺きしを怒り、之れを放逐し、諸大夫の請によりて家に復へしたる物語なり、

公父文伯之母如二季氏一、康子在二其朝一、與レ之言、弗レ應、從レ之及二寢門一、弗レ應而入、康子辭二於朝一而入見曰、肥也不レ得レ聞レ命、無二乃罪一乎、曰、子弗レ聞乎、天子及諸侯、合二民事於外朝一、合二神事於內朝一、自レ卿以下、合二官職於外朝一、合二家事於內朝一、寢門之內、婦人治二其業一焉、上下同レ之、夫外朝子將レ業二君之官職一焉、內朝子將レ庀二季氏之政一焉、皆非三吾所二敢言一也、

公父文伯の母季康子の家にゆけり、康子其の外朝にあり、之れと言へども母は應へず、母に從ひて寢門に及ぶ、母も亦應へずして康子の家に入れり、康子外朝

しと、子夏之れを聞きて曰く、善い哉公父氏の母や、商之れを聞く、古の嫁入るものは其の舅姑に接して教訓せらるゝに及ばざるものを稱して不幸の嫁といへりと、夫れ婦は必ず舅姑に學ぶものなればかくいへるなり、今公父氏の母の先姑に聞くと稱するは、誠に禮をしれるものといふべしと、

〔季康子〕桓子の子にて名は肥、康子は謚なり、〔公父文伯之母〕公父は姓、文伯は穆伯の子にて名は歜、文は謚なり、母は卽ち穆伯の妻にて當時賢夫人として名あり、名は敬姜といふ、〔主〕大夫を稱して主といひ、大夫の妻も亦稱して主といふ、穆伯は大夫なり、故に敬姜を呼びて主といひしなり、〔肥〕季康子の名なり、〔先姑〕夫の母を姑といふ、歿せる姑を先姑と稱す、〔後世〕子孫なり、〔子夏〕孔子の弟子にて曾子と共に其の學を後世に傳へたる人なり、姓はト、名は商、字は子夏、孔門に在りて文學に長じ孔子沒後西河に敎授し魏の文侯の師となる、〔舅姑〕舅は夫の父なり、

〇以上第十章、公父文伯の母が先姑の言を稱して季康子に語りたるを子夏が其の禮をしれるに感歎せる物語なり、

公父文伯飲南宮敬叔酒、以露睹父爲客、羞鼈焉小、睹父怒、相延食鼈、辭曰、將使鼈長而後食之、遂出、文伯之母聞之、怒曰、吾聞之先子、曰、祭養尸、饗養上賓、鼈於何有、而使夫人怒也、遂逐之、五日魯大夫辭而復之、

公父文伯南宮敬叔を請待して酒を飲ましむ、ときに露睹父を以て上客となせり、お馳走に鼈をすゝめたるに、睹父にすゝめたる鼈小なりしかば、睹父は大に怒れり、衆客は睹父をなだめ相すゝめて鼈を食はしめんとすれども、睹父はきかず、辭退して曰く、將に鼈をして生長せしめ而る後に之れを食はんとすと、遂に席を去りて歸れり、文伯の母之れをきゝ怒りて曰く、吾之れを先子にきく、曰く祭祀の禮にては神代を尊び養ひ、饗宴の禮にては上客を尊び養ふと、

季桓子井をうがちて土の缶の形の如きものを得、其の中に羊あり、よりて人をして仲尼に問はしめて曰く、吾井をうがちて狗を得たり、何なるかと、仲尼對へて曰く、丘の聞く所を以てすればそは狗にあらずして羊ならん、丘之れを聞く、山中の妖怪を夔、蝄蜽といひ、水中の妖怪を龍、罔象といひ、土中の妖怪を羵羊といふと、さればそは羵羊ならんと、

〔季桓子〕魯の正卿にて季平子の子なり、名は斯、桓子は謚なり、〔土缶〕缶はほとぎなり、土缶とは土のほどきの如き形のものをいふ、〔仲尼〕孔子の字なり、〔獲狗〕羊を獲たるに狗といひしは、孔子の博物なるを以て之れを測るなり、〔丘〕孔子の名なり、〔木石〕山をいふ、〔夔〕人面獸身にて一足なり、〔蝄蜽〕山精にて人聲を好みて人を迷惑せしむることを好むといふ、〔龍〕水中に住み常に見えず、故に怪といひしなり、〔罔象〕一名は沐腫、人をとり食ふといふ、〔羵羊〕一に猜羊に作る、雌雄の未だ成らざるものにて大首なりといふ、

○以上第九章、季桓子井戸を穿ちて羊を獲、狗と詐りて孔子に問ひ、孔子の故事を說きて正しく對へたる物語なり、

季康子問於公父文伯之母曰、主亦有以語肥也、對曰、吾能老而已、何以語子、康子曰、雖然肥願有聞於主、對曰、吾聞之先姑、曰、君子能勞、後世有繼、子夏聞之曰、善哉、商聞之、曰、古之嫁者、不及舅姑、謂之不幸、夫婦學於舅姑者也、

季康子公父文伯の母に問ひて曰く、主も亦肥に教戒を語ることあれと、母對へて曰く、吾は老耄して幸に未だ死せざるのみ、何を以て子に語るべきことあらんと、康子曰くしかりと雖肥は是非に一言を主に聞く所あらんことを願ふと、母對へて曰く、吾之れを先姑より聞けり、曰く、君子能く政治に勤勞するときは、一家安泰にして子孫連綿として廢絕することな

で諸侯の晉に事ふるものは魯實に之れが勸遊に勉むることをなせばなり、しかるに今若し蠻夷の故を以て我魯國をすてなば、其れ乃ち蠻夷の信用を得て却て諸侯の信用を失ふことなからんか、晉は蠻夷を信ぜんか魯をすてんか、二つの中子は國にとりて其の利益あらんものを計りとられよ、我小國はたゞ敬しく其の命に従はんのみと、宣子は其の言の至理なるを悦び、平子をゆるして之れを歸へせり、

〔韓宣子〕晉の正卿にて名は起、宣子は諡なり、〔要〕要結なり、〔欒氏之亂〕晉の大夫欒盈罪を獲て楚に奔り楚より齊に奔れり、魯の襄公二十三年に齊の莊公は盈を晉に納れんとして兵を帥ゐて送りしが克たず、よりて其の年の秋晉をうちて其の邑朝歌を取れり、〔間〕候なり、ウカヾフと訓む、〔朝歌〕晉の邑にて今河南省衞輝府淇縣の北五里にあり、〔寧處〕安んじをること、〔敝賦〕敝は敝邑の略、賦は兵なり、〔蹻跂〕ちんばひくこと、〔處人〕止まり居るもの、〔次〕舍なり、ヤドルと訓む、〔讎俞〕晉の地にて今河南省衞輝府濬縣の西十八里にあり、〔邯鄲勝〕晉の大夫にて姓は趙、名は勝、邯鄲の邑を領するを以て邯鄲勝といふ、〔齊之左〕左は左翼軍なり、〔掎止〕後より追ひつめ、捕虜とすること、〔晏萊〕齊の大夫にて其の左翼軍の將なり、〔求遠〕遠國に出征して功を立て恩を賣り威を輝かさんことを來むること、〔密邇〕極めて近接すること、〔駕〕車にのること、〔極〕至なり、イタルと訓む、〔共命〕共は敬しく従ふこと、〔説〕悦に同じ、ヨロコブと訓む、

○以上第八章、平丘の會に晉侯怒りて魯侯の會盟を許さゞりしを、子服惠伯季平子に副として晉にゆき其の正卿韓宣子に説きて晉國の怒をとき魯國の患を緩くしたる物語なり、

季桓子穿井、獲如土缶、其中有羊焉、使問之仲尼曰、吾穿井而獲狗、何也、對曰、以丘之所聞、羊也、丘聞之、木石之怪曰夔蝄蜽、水之怪曰龍罔象、土之怪曰羵羊、

蠻夷而棄之、夫諸侯之勉於君者、將安勸矣、若棄魯而苟固諸侯、羣臣敢憚戮乎、諸侯之事晉者、魯爲勉矣、若以蠻夷之故棄之、其無乃得蠻夷而失諸侯之信乎、子計其利者、小國共命、宣子說、乃歸平子、

此の節は、晉人季平子をとらへたるを、子服惠伯晉の卿韓宣子に利害を說きて其の悅ぶ所となり之れをゆるしたることを記す、

二子晉に至れば、晉人は果して平子を執へたり、是に於て子服惠伯は晉の正卿韓宣子にあひて曰く、夫れ會盟は信義を要結するものなり、今晉諸侯の盟主となれり、是れ信義を主るものなり、若し會盟して其の兄弟たる魯侯をすてば、抑も信義を缺くわけならん、昔晉に欒氏の亂あるとき、齊人は晉の禍難をうかがひ伐ちて朝歌をとれり、我先君襄公之れを見敢て安んじ處ること能はず、大夫叔孫豹をして悉く敝邑の兵を帥ゐしめ、遠き路をちんばひき〳〵して舉く進軍し、一人も止り處るもなし、かくして以て晉の軍吏に從ひて雝俞にやどり、晉の將邯鄲勝と共に齊の左軍を擊ち、其の將晏萊を捕虜となし、齊の軍の退却して後に敢て軍を還へせしは、遠國にゆきて功を立てゝ恩を賣り威を揚げんことを求めんとしたるに非ず、魯や齊國と境を接して極めて近く、齊を朝車に乘れば則ち夕方は魯國に至るを得べし、而して我は小國なり、されば齊に事へて其の攻伐の患を免るをつとむべきに、敢て之れを憚り恐れずして晉と其の憂患を共にし齊と戰ひしは、亦庶幾くは之れに由りて晉の助を得て魯國に益するあらんかと思ひたればなり、我晉につくすこと此の如し、しかるに今晉は蠻夷を信用して我を棄てんとす、しからば諸侯の晉君に事へんことを勉むるものは將に何人か之れを勸遊せんとするか、若し晉にして魯をすて苟も諸侯の信用を固くせば、我等魯の群臣は殺戮せらるを憚りおそれんや、甘んじて之れを受けん、されど今日に至るま

上卿の人をして晉に至りて謝せしめざるべからずと、季平子之れを聞きて曰く、然らば晉に至りて謝すべきものは卽ち我れ意如か、若し我往かば晉は必ず我を執へん、誰か之れが副使とならんと、子服惠伯曰く椒既に之れを言ひ出せり、敢て危難を逃るゝの心あらんや、椒請ふ子に從ひて副使の役をつとめんと、是に於て二子は晉にゆけり、

〔平丘之會云云〕平丘は地名、今河南省開封府陳留縣の北九十里にあり、晉昭公は平公の子にて諱は夷といふ、〔辭二昭公一〕の昭公は魯の昭公なり、叔嚮は晉の大夫なり、魯の昭公の十年季平子莒を伐ちて鄭邑をとる、莒人之を晉に愬ふ、十三年晉將に魯を討たんとし平丘に會せり、〔子服惠伯〕姓は孟、名は椒、子服は字、惠は謚、伯は其の兄弟の序なり、魯の卿孟獻子の孫なり、〔蠻夷〕莒を指す、〔兄弟〕魯と晉とは共に姫姓にて兄弟の國なり、故にいふ、〔執政貳也〕貳は二心なり、〔恭〕恭事なり、〔從レ之〕從は晉に至り謝すること、〔季平子〕魯の上卿にて名は意如、平子は謚なり、〔患レ我〕患とは執へらるゝをいふ、〔爲二之貳一〕貳は副なり、副使をいふ、〔椒〕子服惠伯の名なり、

晉人執平子、子服惠伯見韓宣子曰、夫盟信之要也、晉爲盟主、是主信也、若盟而棄魯侯、信抑闕矣、昔欒氏之亂、齊人間晉之禍、伐取朝歌、我先君襄公不敢寧處、使叔孫豹悉帥敝賦、踦跂畢行、無有處人、以從軍吏、次於雝俞、與邯鄲勝擊齊之左、掎止晏萊焉、齊師退而後敢還、非以求遠也、以魯之密邇於齊、而又小國也、齊朝駕則夕極於魯國、不敢憚其患、而與晉共其憂、亦曰、庶幾有益於魯國乎、今信

り、而るに今既に殺戮の大恥を免れて、武子に對する小忿を忍び得ずば、以て賢能のものとなすべけんや、汝の勸は理ありと、乃ち出でゝ武子にあへり、
〔勞〕慰勞なり、〔其人〕穆子の家臣なり、曾阜をいふ曾阜が諫めしことは左傳に見ゆ、〔難〕憚なり、ハゞカルと訓む、〔棟〕棟梁なり、國の棟梁を指す、季武子は正卿にして國政を料理せるを以て比せしなり、〔榱〕たるきなり、〔壓〕おしつぶされて死すること、〔庇〕覆なり、かばふこと、〔宗〕宗家なり、季武子を指す、〔大恥〕殺戮なり、〔小忿〕武子の處置に對する少忿なり、〔能〕賢能なり、才能なり、
○以上第七章、虢の會盟に於て叔孫穆子が身をすてて公義を重んじたる物語なり、

平丘之會、晉昭公使叔嚮辭昭公、弗與盟、子服惠伯曰、晉信蠻夷而棄兄弟、其執政貳也、貳必失諸侯、豈唯魯然、夫失其政者、必毒於人、魯懼及焉、不可以不恭、必使上卿從之、季平子曰、然則意如乎、若我往必患我、誰爲之貳、子服惠伯曰、椒既言之矣、敢逃難乎、椒請從、

此の節は、平丘の會に晉の昭公魯侯をして會盟に加はらしめざりしを、子服惠伯季平子と共に晉にゆき陳謝し、國難を緩くせしことを記す、
平丘の會盟に晉の昭公は魯に怒る所ありたるを以て、其の大夫叔嚮をして魯の昭公の參列を辭退せしめて、ともに會盟せざりき、子服惠伯曰く、晉は蠻夷の言を信じて兄弟の國をすつるは、其の執政に二心あればなり、二心あらば必ず諸侯の信用を失はん、豈たゞ魯の信用を失ふのみならんや、夫れ其の政を失ふものは必ず害毒を人に加ふるものなり、魯は懼らくは一番先きに害毒を加へられん、而も我國は之れを防ぐに由なし、されば晉に恭事して以て之れをのがるゝの策をなさゞるべからず、故に此の度は必ず

なして中正ならざるときは將に或は後人を惡しき方に導かんとするに至らんとす、是れ其の不正を明示して世を蠱毒するものなり、余の今樂子の請を斥けたるは貨財を惜むに非ず、不正を明示して世を蠱毒するを惡む故なり、且つ罪は武子にありて我によるに非ず、殺戮さるゝとも毫も病しき所あるに非ざれば、何ぞ義をけがすことかあらんやと、楚の公子圍は之れをきゝて其の高義に感じ之れを赦せり、

〔尋レ盟〕尋は重なり、前盟を重ねあたゝめて親睦を厚くするなり、〔鄆〕莒の邑の名今山東省沂州府沂水縣の北にあり、〔楚人〕公子圍を指す、〔叔孫穆子〕會盟に參列せる魯の使者なり、〔樂王鮒〕晉の大夫にて謚して桓子といふ、〔梁其踁〕穆子の家臣なり、〔愛〕惜なり、ヲシムと訓む、〔吾私〕私は私事なり、〔循〕循ひ效ふこと、〔諸侯法〕法は惡しき手本をいふ、〔作〕創作なり、〔衷〕中なり、中正なり、〔導レ之〕惡しき方に導くこと、〔昭〕世に明示すること、

穆子歸、武子勞レ之、日中不レ出、其人曰、可三以出二矣、穆子曰、吾不レ難レ爲レ戮、養二吾棟一也、夫棟折而榱崩、吾懼レ壓焉、故曰、雖レ死二於外一、而庇二宗於內一可也、今既免二大恥一、而不レ忍二小忿一、可三以爲二能乎、乃出見レ之、

此の節は、穆子歸國し武子ねぎらへるを出でゝ見ざらんとせしを、家臣の勸により亦私忿を置きて武子にあへることを記す、

穆子は使命を終へて歸國せり、季武子は之れを慰勞せり、されど穆子は武子が反盟の處置を怨み、日中に至るも出でゝ之れに遇はず、其の家臣曾皐諫めて曰く、以て出でゝあはるべしと、穆子之れに謂ひて曰く、會盟に於て吾殺戮となることを憚らざりしは吾國の棟梁を養はんが爲なり、夫れ棟折るれば榱崩れ、榱崩れば其の下に在るもの壓しつぶされて死せんことを懼る、卽ち武子は吾國の棟梁なり、武子にして亡びば我も亦亡びんこと必せり、故に吾は外國にて死すとも內なる宗家をかばひて助けんこと理の然るべきものなりと曰ひて、殺戮せらるゝを憚らざりしな

雖可以免、吾其若諸侯之事何、夫必將或循之曰諸侯之卿有然者故也、則我求安身、而爲諸侯法矣、君子是以患作、作而不衷、將或導之、是昭其不衷也、余非愛貨、惡不衷也、且罪非我之、由爲戮何害、楚人乃赦之、

此の節は虢の會盟に楚の公子圍が魯の反盟を怒り其の使者叔孫穆子を殺さんとせしを穆子の言に感じて赦したることを記す、

虢の會盟に、列席する所の諸侯の大夫は前盟を重ねて親睦をはかり、未だ退きて國にかへらず、其の時に魯の執政の季武子は莒を伐ちて其の邑鄆を取れり、莒人は其の事を會盟に報告せり、こは反盟の處置なるを以て、楚の使者として參列せる公子圍は將に魯の使者たる叔孫穆子を執へて之れを責め殺さんとせり、晉の使者樂王鮒は穆子に貨財を出ださんことを求めて曰く、吾は子の爲に免赦を楚に請はんと、されど穆子は貨財を與へず其の言を退けたりき、穆子の臣梁其踁之れを怪しみ穆子に謂ひて曰く、人が平日貨財を貯へ有つは一朝危急の際に己が身をまもらんが爲なり、今危急の場合に際し貨財を出さば以て死を免るべきに、子は何故に惜しみて出ださゞるやと、穆子の曰く、これ汝のしる所に非るなり、我君の命をうけて大事の議に會合し、而して我國に罪あり、此の時我若し貨財を出して私に免れなば、是れ我は吾私事の爲に會合したるわけになるなり、苟も將來と雖是の如きことあらば又貨財を出して免れ私欲を成すべきか、是れ私欲の爲に公義を廢するなり、此くして以て身を免るべしと雖、吾は其の諸侯の大事を廢するを如何せん、故に吾若し之れを爲さば、將來人々或は吾に循ひ效ひて、諸侯の卿にしかせし者ありし故なりと曰はんとす、これ則ち我身を安んぜんことを求めて、諸侯の卿大夫の不忠の惡法をつくるものなり、凡て君子は是の如きことあるを以て、事を創めなすに當り其の中正を得ざらんことを患ふ、事を創め

して公子圍は國に反りて太子の郟敖を殺して之れに代り、君位につけり、〔虢之會〕諸侯の大夫が虢に會盟せるなり、昭公の元年なり、虢は周語上に見ゆ、〔公子圍〕楚の恭王の庶子にて後位につく、靈王是れなり、此の時は宰相たり、〔公孫歸生〕蔡の大夫にて、字は子家といふ、〔罕虎〕鄭の大夫にて字を子皮といふ、〔甚美〕服飾甚美の意、諸侯の服飾をなせるよりいふ、〔抑君也〕抑似ㇾ君の意なり、〔惑〕疑ひ怪むこと、〔令尹〕楚國の官名、宰相なり、〔虎賁〕天子守衛の兵、所謂近衛の兵なり、〔武訓〕訓は敎なり、〔旅賁〕諸侯の守衛の兵なり、〔貳車〕副車なり、副車はおともの乘る車なり、〔承ㇾ事〕承は奉承、事は職事なり、〔陪乘〕陪は重なり、重乘とは車二乘なり、〔告〕猶示すといふが如し、〔其心〕國を簒奪するの心なり、〔將ㇾ不ㇾ入〕復國にいりて大夫とはならず、必ず國を奪ひて君とならんとなり、〔心之文也〕文は文章なり、〔灼〕燒なり、ヤクと訓む、〔不ㇾ爲ㇾ君必死〕必死とは誅せられて死するをいふ、〔不ㇾ合〕合は會見なり、〔殺ニ郟敖一而代ㇾ之〕敖は康王の子にて郟に葬るを以て郟敖といふ、康王薨じ敖立つ、其の四年敖疾む、公子圍入りて疾を問ひ、冠のひもをもて之れを絞殺し遂に自ら王位をつぐをいふ、

〇以上第六章、虢の會にて、叔孫穆子の公子圍の簒奪の心あるを知りて、鄭蔡の大夫に豫言したるが適中したる物語なり、

虢之會、諸侯之大夫、尋ㇾ盟未ㇾ退、季武子伐ㇾ莒取ㇾ鄆、莒人告ニ于會一、楚人將下以ニ叔孫穆子一爲ㇾ戮、晉樂王鮒求ニ貨於穆子一曰、吾爲ㇾ子請ニ於楚一、穆子不ㇾ予、梁其踁謂ニ穆子一曰、有ㇾ貨以衛ㇾ身也、出ㇾ貨而可ニ以免一、子何愛焉、穆子曰、非ニ汝所ㇾ知也、承ニ君命一以會ニ大事一、而國有ㇾ罪、我以ㇾ貨私免、是我會ニ吾私一也、苟如ㇾ是、則又可ニ以出ㇾ貨成ニ私欲一乎、

賁、禦災害也、大夫有貳車、備承事也、士有陪乘、告奔走也、今大夫而設諸侯之服、有其心矣、若無其心、而敢設服以見諸侯之大夫乎、將不入矣、夫服心之文也、如龜焉灼其中、必文於外、若楚公子不爲君必死、不合諸侯矣、公子圍反、殺郟敖而代之、

號の會盟のとき、楚の公子圍の前には、二人の兵が戈を持ちて先驅せり、蔡の公孫歸生と鄭の罕虎と、魯の叔孫穆子を尋ねたり、穆二子に向ひて曰く、楚の公子は服飾甚だ美なり、身分は大夫ならずや、されど君の如くに似たりと、鄭の子皮曰く、戈を持てるものが前驅するあり、大夫たる者の禮に非ず、吾之れを疑ひ怪しむと、蔡の子家曰く、楚は大國なり、公子圍は其の宰相なり、されば戈を執るもの丶前驅するあるも亦可ならずやと、穆子曰く、然らず、天子には必ず虎賁の士あり、平時は宮門を守り巡幸の時は先後を守衞す、こは之によりて武敎を習練さす爲にして、天子の威力を示して民に驕り、且つ威す爲には非ざるなり、諸侯には旅賁の士あり、諸侯の車を守る、こは非常に備へ災害を禁ずる所以の爲に設けたるものにして、亦民を威す爲には非ざるなり、大夫には副車あり、こは職事を奉承する爲に備ふるものにして、外觀の爲にするに非るなり、士には陪乘あり、こは君命を奉じて奔走することを示す爲のものにて、亦外觀の爲にするに非るなり、今公子圍は大夫の身分にして諸侯の服をつくるは、其の國を簒奪するの心あるなり、若し其の心なくば敢て諸侯の服をつけて以て諸侯の大夫に會見せんや、彼は復其の國に入りて大夫と爲らざらん、必ずや簒奪して君と爲らんとす、夫れ服飾は心の文章なり心に思ふ所必ず服飾にあらはる、譬へば龜をとりて其の中を灼けば、必ず外に其の有する所の吉凶の兆のあらはるゝが如し、されば若し楚の公子君とならざれば必ず誅せられて死せん、復大夫となりて諸侯に會見することなからんと、果

して社稷の事は子實に之れを制せり、されば何事もたゞ子の便利とする所に從ひて爲して可なり、何ぞ必ずしも卞邑の處置のみならんや、卞邑罪ありて子之れを征伐せしは子の役なり、又何ぞ報告するを要せんやと、子冶歸りて采邑を還し門を閉ぢて出でずして曰く、武子は予をして君を欺かしめ而して予を評して賢能のものといへり、賢能の才ありて之れを善事に用ひずして惡しき方に用ひ其の君を欺けり、不忠の至なり、不忠にして敢て其の君の采邑をうけて其の君の朝に立たれんやと、

〔季冶〕魯の大夫にて季武子の一族なり、〔逆〕迎なり、ムカフと訓む、〔璽書〕封印の書なり、古は大夫にても璽書といへり、後世は天子にのみ用ふ、〔榮成子〕榮成伯なり、〔所レ利〕利は便なり、〔隸〕役なり、役務なり、〔謁〕告なりツグ又マウスと訓む、〔致レ祿〕采邑を還へすこと、〔使二予欺レ君謂二予能一也〕季冶は季武子が卞邑を征せしを知れども、其の封印の書は出迎の途中にて貰ひしものなれば如何なることが記しあるか知らず、又公を迎へ謁見して後旅舍にかへり、武子が卞邑を取りて己の有とせしことを知りし程なれば、（この事は左傳に詳し）謁見の際は武子を保護してよく取りつくろひたれば、全く武子に利用せられて公を欺きしことになりしを以て、後にて之れを悟りかくいひたるなり、能は賢能なり、謂二予能一也は武子の季冶を評せし言なり、

○以上第五章、季冶が季武子に欺かれて公を欺きしを悔い悟り、其の采邑をかへして閉門せし物語なり、

虢之會、楚公子圍二人執レ戈先焉、蔡公孫歸生與二鄭罕虎一見二叔孫穆子一、穆子曰、楚公子甚美、不二大夫一矣、抑君也、鄭子皮曰、有二執レ戈之前一、吾惑レ之、蔡子家曰、楚大國也、公子圍其令尹也、有二執レ戈之前一、不二亦可一乎、穆子曰、不レ然、天子有二虎賁一、習二武訓一也、諸侯有二旅

と、公乃ち其の言に從ひ國に歸れり、
〔方城〕楚の北方にある山の名現今の所在地を缺く、〔卞〕魯の邑の名、今山東省兗州府泗水縣の東五十里にあり、〔伐魯〕季武子を伐つことなり、しかるに魯といひしは季氏が魯國を專にするを以てなり、〔榮成伯〕魯の大夫にて、名は欒といふ、〔暱〕親なり、シタシムと訓む、〔夙〕季武子の名なり、〔用命〕季武子の命令を聽用すること、〔同類〕同姓なり、〔攘諸夏〕攘は郤なり、諸夏とは蠻夷に對するの稱、猶中國といふが如し、一句の意は中國の諸侯をうちしりぞくとなり、〔以蠻夷伐之〕楚は南方の蠻夷なり、故にいふ、〔悛〕改なり、アラタムと訓む、〔醉而怒醒而喜〕季武子に譬ふるなり、武子が卞邑を襲ひとるは猶醉うて怒るが如く、心を改めて君に事ふるは猶醒めて喜ぶが如しとなり、〔庸〕用なり、モツテと訓む、
○以上第四章、叔仲昭伯榮成伯の二子が、襄公を諫めて大國に親しみ而も之れに助力をこはず、以て國を全うし且つ其の態面をけがさざりし物語なり、

襄公在楚、季武子取卞、使季治逆、追而予之璽書、以告曰、卞人將叛、臣討之、既得之矣、公未言、榮成子曰、子股肱魯國、社稷之事、子實制之、唯子所利、何必卞、卞有罪而子征之、子之隸也、又何謁焉、子冶歸、致祿而不出、曰、使予欺君、謂予能也、能而欺其君、敢享其祿而立其朝乎、

襄公楚にある時、季武子卞邑を襲ひて之れを取れり、よつて季冶をして公を迎へしむ、季冶ゆく、武子人をして其の後を追ひ、之れに印封の書を與へて以て公に呈せしむ、季冶至り其の書を公に呈す、其の書の辭に曰く、卞人將に叛かんとせしかば臣之れを討ち既に之れを平定し得たりと、公未だ何ともいはれず、榮成子公の怒られんことを恐れ代りて季治に向ひ武子に傳へしめて曰く、子は我魯國に於て股肱の臣と

君以蠻夷伐之、而又求入焉、必不獲矣、不如予之、夙之事君也、不敢不悛、醉而怒、醒而喜、庸何傷、君其入也、乃歸、

此の節は、襄公が歸國の途中季武子が卞を襲ふとき楚の兵をかりて之れを伐たんとせられたるを、榮成伯が利害の理をのべて之れをとめたることを記す、

公楚にゆきて反り、方城山に至れるとき、留守をまもれる卿の季武子が卞邑を襲ひて之れをとれりと聞き、公は引きかへして楚の兵を請ひ、之れを以て武子を伐たんと欲せられたり、榮成伯諫めて曰く、楚兵をかりて武子を伐たんとせらるゝはよからず、其の故を申さん、君の臣に於けるや其の威光大なり、今臣の侮る所となりて國に命令すること能はずして諸侯を恃まば、諸侯は君が威を失ふを見誰か君に親まんや、若し楚の兵を得て武子を伐たんも、魯人既に武子が卞を取るに違はずして之れに從へりとすれば、必ず武子の命を聽用せるならん、かくなれば心を同じくして守るを以て、防禦必ず固からん、若し楚が君をたすけて武子にかちて魯國を安固にせば、中國に於ける勢力增大するを以て、諸々の姬姓の諸侯も楚を窺ひはかることを得ず、況んや君に於てをや、かくなれば彼れ楚人は其の同姓のものを魯に置きて以て東方の夷族を從服し、大に中國の諸侯を却けて將に天下に王たるに至らんとすることなからんや、かくならば何ぞ君には報ゆべき恩德ありとなして、君に魯を與ふることをなさんや、之れに反して楚若し武子に克たざるときは如何ならん、君は蠻夷の力をかりて武子をうちてかたず、更に國人に向ひ國に入らんことを求めらるゝも、國人は君の擧を以て中國を輕んずるものとなし、入るゝを肯ぜざるべきを以て、君は必ず國に入ることを得じ、されば楚の兵をかることは何れにしても不可なり、此の場合寧ろ卞邑を武子に與ふるに如かず、しからば武子も君の寛大なる恩に感激して君に事ふるに心を改めて忠節をつくさずんばあらず、之れを譬ふれば、人の醉うて怒り醒めて喜ぶが如し、また何ぞいたまんや、君其れ國にいれ

も可なれども、若し未だこれあらざれば楚に往きて弔ふに如かざる所なりと、惠伯を始め公及び諸大夫も其理をつくせる意見に服し、乃ち遂に楚にゆけり、〔襄公如レ楚〕襄公即位の二十八年なり、楚は盟主たるを以て公來朝するなり、〔漢〕川の名、今の漢江なり、〔康王〕楚王なり、名は昭、恭王の子なり、〔叔仲昭伯〕魯の大夫にて名は帶といふ、昭は諡、伯は兄弟の序なり、〔一人〕康王を指す、〔其名〕名は盟主たるの名なり、〔其衆〕衆は强大なる兵衆なり、〔子服惠伯〕魯の大夫仲孫它の子にて、名は椒、字は子服、惠は諡、伯は兄弟の序なり、〔芊姓〕芊は楚の姓なり、音ビ、〔誰代レ之任レ喪〕之は嗣王を指す、任は當なり、アタルと訓む、一句の意は誰か嗣王に代りて喪にあたらんや、嗣王が喪主たるは明なりの意なり、〔爲レ喪擧〕擧は出で行くこと、〔貳〕二心をいだきはなるゝこと、〔亟〕速なり急速にかけあふこと、〔前之人〕猶前之君といふが如し、康王を指す、〔滋〕益なり、マス〳〵と訓む、〔不レ懦〕懦は弱なり、不レ弱とは强硬なるをいふ、〔帥ニ大讎一〕我を大讎として惡み怒る所の國兵を帥ゐての意なり、〔憚〕難なり、ナヤマスと訓む、〔云待レ之〕云は助語の辭、コヽニと訓む、待は猶禦ぐといふが如し、〔從レ君〕君の意に從ひ國にかへること、〔走レ患〕他國の患難をおこすこと、〔違レ君〕君の意に違ひ還らずして楚にゆくこと、

反、及方城、聞季武子襲卞、公欲還出楚師以伐魯、榮成伯曰、不可、君之於臣、其威大矣、不能令於國而恃諸侯、諸侯其誰暱之、若得楚師以伐魯、魯既不違夙之取卞也、必用命焉、守必固矣、若楚克魯、諸姬不獲闚焉、而況君乎、彼無亦置其同類以服東夷、而大攘諸夏將天下是王、而何德於君其予君也、若不克魯、

れるは己が身を安全にせんと欲する爲には非ず、國家をこれ利せん爲なり、故に遠路に勤勞するをはゞからずして楚に朝し其の命をきくなり、此れ楚を以て義ありとして往くに非ざるなり、其の盟主の名と强大の兵衆とを畏れて往くなり、夫れ人を以て己に義ありとするものだにも固より其の喜を賀し其の憂を弔するに、まして畏れ服する所のものに於てをや、其の往かざる可からざるや言ふを待たざるなり、今楚は畏るべきものなるを聞きて往き、王の喪を聞きて還らば、苟も芈姓の子實に王位を嗣がば、其れ誰か之の嗣王に代りて喪に當らんや、嗣王が喪主たるは明なり、喪主より王の訃報來らば我君は往きて弔はざるべからざるは明なり、且つ康王の太子年長せり、而して執政の人々も未だ改まらず、前王の時と同じ、予が君楚の先君の爲に來朝し死せるをきゝて還り去らば、楚の君臣は如何に思ふならん、彼嗣王はいふに及ばず、何れの國にてもかゝる境涯に臨まば誰か我德先君にしかずといはんや、しかるに我かへるをきかば、嗣王は魯國は己を先君に及ばざる者なりと解し、不快に思ふならん、又國にありても盟主の喪をきかば君は往きて弔はんとする者なるに、來朝の途中に王の喪をきゝて還らば楚に限らず、誰にても輕侮の行に非ずといはんや、又楚の臣下其の君に事へて其の政に當らんに、己の時代に至り諸侯をして疑ひ離れしめ國威を失墜せんとするものあらんや、されば楚の君臣我に向ひて其の輕侮の理由を解說せんことを求め、前人(康王をさす)より急速に我に迫らば如何、其の我を讎として惡むことます〳〵大ならずや、楚人我に向つて輕侮の理由を解說せんことを求むること强硬に、其の執政の人々二心なく一致して王につくし、我を大讎として怒る所の國兵を帥ゐて以て我小國をなやまさば、我國に在りて其れ誰か能く之れふせぐものあらんや、我は若し二三子より如何にさるゝともかまはじ、君の還られんと欲するに從ひて歸國し以て他日の國難を起さんよりは、則ち君の還られんと欲するに違ひて楚にゆきて弔ひ以て他日の國難を避くるに如かずと思ふなり、且つ夫れ君子は計成りて而る後に斷行するものなり、二三子は熟計して還らんとするものなるか、我に他日楚兵を禦ぐの術あり國を守るの準備あらんか、則ち還る

也、故不憚勤遠而聽於楚、非義楚也、畏其名與衆也、夫義人者、慶其喜而弔其憂、況畏而服焉、聞畏而往、聞喪而還、苟芈姓實嗣、其誰代之任喪、王太子又長矣、執政未改、予爲先君來、死而去之、其誰曰不如先君、將爲喪舉、聞喪而還、其誰曰非侮也、事其君而任其政、其誰由己貳、求說其侮、而亟於前之人、其讎不滋大乎、說侮不懦、執政不貳、帥大讎以憚小國、其誰云待之、若從君而走患、則不如違君以避難、且夫君子計成而後行、二三子計乎、有禦楚之術、而有守國之備乎、則可也、若未有、不如往也、乃遂行、

此の節は襄公が楚に朝せんとして途中楚王の死をきき還らんとせるを、叔仲昭伯其の不可を說きて楚にゆかしめ、以て國の安全をはかれることを記す、

襄公楚に朝する途中、漢江に至りて楚の康王卒すときゝ、引き還らんと欲す、叔仲昭伯諫めて曰く、君の此に來れるは唐王一人の爲に來れるに非るなり、其の大國にして諸侯の盟主たる名と、其の兵衆の强大なる爲に從服の意を表す爲に來れるなり、今康王死すとも、其の盟主たる名は未だ改まらず、其の强大なる兵衆は未だ敗れず、しからば何ぞかへることを爲さんと、されど隨行の諸大夫は皆國に還らんことを欲せり、よりて子服惠伯は、事此にいたる、我爲さん所の法を知らず、姑く君の意に從ひ還るとせんかといへり、叔仲之れに答へて曰く、子の此に隨行して來

の他をしらずと、蓋し必ず渡りて進むの意なり、叔嚮其の意を悟り退きて舟虞と司馬とを召して曰く夫れ苦匏は食ふべからずたゞ水を渡る用に供するのみ、魯の叔孫が匏有苦葉の詩を歌へるは、必ず將に渡らんとする志あるを示すものなり、汝必ず舟を用意し道をつくろひはらへよ、若し之れに反せば刑法に處して罰せんと、渡河の準備をなさしめたり、是の行や果して魯人は莒人を帥ゐて先づ涇水を渡る、諸侯之れに從ひて渡り、討秦の目的を果したり、

〔涇〕川の名、周語上に見ゆ、〔濟〕渡なり、ワタルと訓む、〔晉叔嚮〕晉の大夫羊舌肸なり、晉は此の時の盟主なり、〔於レ秦何益〕秦を討つことに於て何の益もなし、むしろ討秦の軍を起さゞるの勝れるに如かずの意なり、〔豹之業〕豹は穆子の名、業は事なり、爲す所の事をいふ、〔及ニ匏有苦葉一〕匏有苦葉の詩にいふ所に從ふあるのみの意、其の詩に曰く匏有ニ苦葉一、濟有ニ深涉一、深則厲、淺則揭と、此の詩をいへるは必ず渡るの志を示すなり、〔退〕退に同じ、〔舟虞〕舟のことを掌る役なり、〔司馬〕周語中に解く、〔苦匏〕苦き葉の匏なり、〔不レ材ニ於人一〕人に材として用ひられずにて、食用に供すべからざるの意なり、〔共レ濟而已〕共は供なり、水を渡る用に供するのみの意なり、古は溺れぬ用意に乾したる匏をもちて水を渡りたればなり、〔除レ隧〕除ははらひつくろふこと、隧は道なり、〔不共〕共は具なり不レ具とは舟をそなへ道を除ふことをなさゞるをいふ、

○以上第三章、諸侯討秦の後に、魯の叔孫穆子諸侯に先ちて涇水を渡り、以て諸侯の兵を導き、魯國の面目をあげたる物語なり、

襄公如レ楚、及レ漢聞ニ康王卒一、欲レ還、叔仲昭伯曰、君之來也、非レ爲ニ一人一也、爲ニ其名與ニ其衆一也、今王死、其名未レ改、其衆未レ敗、何爲レ還、諸大夫皆欲レ還、子服惠伯曰、不レ知レ所レ爲、姑從レ君乎、叔仲曰、子之來也、非レ欲レ安レ身也、爲ニ國家之利一

して天子の卿士たるものを指す、〔承二天子一〕天子の命をうけて征伐に從ふこと、〔諸侯有レ卿無レ軍〕諸侯は元侯の次ぐ大諸侯にて、侯爵の諸侯なり、卿とは命卿にて天子より命ぜられて卿となりしもの、侯爵の諸侯までは之れあれども伯以下にはこれなし、軍とは三軍をいふ、〔教衞〕教練する所の武衞の士をいふ、〔帥賦〕賦は國中より出づる所の兵車甲士をいふ、〔姦慝〕姦惡なり、〔我小侯也〕魯は削弱せられて昔日の勢なし、故にいふ、〔大國之間〕大國は齊楚を指す、〔繕〕治なり、〔共二從者一〕共は供に同じ、從者は大國の從者にて執政の人をさす、〔元侯之所〕所は爲す所なり、〔遂作二中軍一〕前に上下の二軍あり、故に中軍をつくりて三軍となすなり、〔襄昭〕襄公は成公の子、諱は午といふ、昭公は魯の公族にて、襄公の太子死せるを以て其の後をうく、名は裯といふ、〔如レ楚〕楚に朝事すること、

〇以上第二章、季武子三軍をつくる、叔孫穆子諫めて後日の憂患をのこさんことをいひ止めたれどもきかず、遂に楚に朝事するの屈辱をうくるに至れる物語なり、

諸侯伐レ秦、及レ涇莫レ濟、晉叔嚮見二叔孫穆子一曰、諸侯謂二秦不恭一而討レ之、及レ涇而止、於レ秦何益、穆子曰、豹之業及二匏有苦葉一矣、不レ知二其它一、叔嚮退召二舟虞與二司馬一曰、夫苦匏不レ材二於人一、共濟而已、魯叔孫賦二匏有苦葉一、必將レ涉矣、具レ舟除レ道、不レ共有レ法、是行也、魯人以二莒人一先濟、諸侯從レ之、

諸侯秦を伐ち涇水に至りて敢て先づ渡るものなし、晉の叔嚮魯の叔孫穆子を見て曰く、諸侯秦を不恭なりといひて之れを討ち、涇水に至りて止まらば、秦を伐つ事に於て何の利益かあらん、寧ろ師を起さゞるの勝れるにしかざるわけなりと、穆子曰く豹の爲す所の事は匏有苦葉の詩にいふ所に從ふあるのみ、其

拜せるを、晉侯の疑はれたるに對し、禮義をのべて其の理由をこたへたる物語なり、

季武子爲三軍、叔孫穆子曰、不可、天子作師、公帥之以征不德、元侯作師、卿帥之以承天子、諸侯有卿無軍、帥教衞以贊元侯、自伯子男、有大夫無卿、帥賦以從諸侯、是以上能征下、下無姦慝、今我小侯也、處大國之間、繕貢賦以共從者、猶懼有討、若爲元侯之所、以怒大國、無乃不可乎、弗從、遂作中軍、自是齊楚代討於魯、襄昭皆如楚、

季武子三軍をつくる、叔孫穆子曰く、不可なり、天子軍を起すときは公之れを帥ゐて以て不德の賊を征す、元侯軍を起すときは卿之れに帥ゐて以て天子の命を承け征討に從ふ、大諸侯は卿なれども軍なし、其の教練する所の武衞を帥ゐ元侯をたすく、伯子男の小諸侯よりは大夫あれども卿なし、國中より出づる所の兵車甲士を帥ゐて以て大諸侯に從ふ、此の此く上下の名分嚴明なるを以て、上は能く下を征し下に姦惡のものなきなり、今我國は小諸侯なり、大國の間にをり貢賦を治めて大國の從者に供するも、猶行届かざるを以て誅討せられんことを恐るゝに、若し元侯の爲す所をなして大國を怒らさば、乃ち不可なるとなからんかと、武子從はず、遂に中軍をつくりて三軍を組織せり、穆子の豫言は適中し、是れより後齊楚の二國は代る〳〵魯を討ち、襄昭の二公は皆楚に朝し事ふるに至れり、

〔季武子〕季文子の子にて名は夙、武子は謚なり、〔三軍〕大諸侯元侯の軍なり、先王の制天子に六軍あり、元侯に三軍あり、一軍は一萬二千五百人なり、魯はもと三軍ありしが、其の後削弱せられて二軍あるのみ、武子權を專にせんとし舊に復せるなり、〔公〕諸侯に

臣敢て其の嘉みして賜ふ樂をうけて拜禮せざらんや、四牡の歌は君の使臣の勤勞を著して賜ふ所以の樂なり、臣敢て其著して賜ふ樂をうけて拜禮せざらんや、皇皇者華の歌は君が使臣に敎訓を賜ふ樂なり、其の詩に曰く、使臣たるものは每に其の職務をつくして國交を和協せんことを念ひ、たゞ其の職を果たすに及ばざらんことを恐れよと、諏謀度詢するには必ず忠信の心を以てせよと、臣此の樂の敎をうく、敢て拜禮せざらんや、臣之れをきく、其の詩に每懷とは夙夜其の職務をつくして國交を和協せんことを念ふの義なり、諏とは才藝を問ふの謂なり、謀とは政事を問ふの謂なり、度とは禮義を問ふの謂なり、詢とは親戚の義を問ふの謂なり、周とは忠信なり、今君使臣に賜ふに大なる禮を以てし重ねて之れに敎へ賜ふに六德を以てせらる、臣敢て重ねて拜禮せざらんやと、

〔寡君〕我君を稱する謙辭なり、〔豹〕穆子の名なり、〔諸侯之故〕故は故事なり、故事とは故禮の謂なり、一句の意は諸侯を待遇するの故禮なり、〔況〕賜なり、タマフ又タマモノと訓む、〔金奏〕金は鐘なり、金奏とは鐘をうちて奏樂すると、〔肆夏繁、遏、渠〕歌章の名にて九夏(九歌章の名)の中なり、肆夏一名は繁(又樊に作る)連稱して肆夏繁といふ、遏一名は韶夏、渠一名は納夏といふ、共に今は亡びて傳はらず、〔元侯〕牧伯なり侯伯なり、〔文王、大明、緜〕詩經大雅の中にあり、此の三歌章は皆文王武王の聖德あり、天の輔くる所、其の瑞應事業人力に非ざる所以を頌美せり、周公先王の德を天下に明にせんと欲す、故に兩君相見ゆるの禮に於て奏樂し國君をして令德を修めしむるなり、〔臣以爲肄レ業及レ之〕穆子は晉侯が己を優遇する意にて、此の二大樂章を奏するを知れども、謙してかくいひたるなり、肄は習なり、一句の意は樂人が自ら其の業を練習して此の二大樂章に及べるならんとおもへりとなり、〔伶〕伶人なり樂人のこと、〔簫〕せうのふえなり、周語下に圖解す、〔靡〕無なり、ナシと訓む、〔和〕和協なり、國交を和協することをいふ、〔才〕材藝なり、〔事〕政事なり、〔義〕禮義なり、〔親〕親戚の義なり、〔六德〕懷レ和、咨レ才、咨レ事、咨レ義、咨レ親、忠信の六德を指す、

○以上第一章、叔孫穆子晉侯に聘し饗禮の際、最大禮の樂章を受けて答拜せず、最小禮の樂章をうけて答

縣、則兩君相見之樂也、皆昭令德以合好也、皆非使臣之所敢聞也、臣以爲肄業及之、故不敢拜、今伶簫詠歌及鹿鳴之三、君之所以況使臣、臣敢不拜況、夫鹿鳴君之所以嘉先君之好也、敢不拜嘉、四牡君之所以章使臣之勤也、敢不拜章、皇皇者華、君教使者曰、每懷靡及、諏謀度詢、必咨於周、敢不拜教、臣聞之、曰、懷和爲每懷、咨才爲諏、咨事爲謀、咨義爲度、咨親爲詢、忠信爲周、君況使臣以大禮、重之以六德、敢不重拜、

此の節は、穆子の對にて其の最大禮の奏樂に答禮せざりし所以は、敢て其の奏樂を受くる身分にあらざるを以てなることを說く、

穆子對へて曰く、寡君豹をして貴國に來りて先君以來の和好を繼ぎ親睦を請はしむ、君は諸侯を待つの故事に從ひ以て使臣に賜ふに大禮を以てせらる、夫れ饗宴に於て先づ鐘をうちて肆夏繁、遏、渠の三歌章を奏樂するは、天子が元侯を饗する所以の禮なり、又樂工が文王、文明、縣の三歌章を奏歌するは、兩國の君が相見るときの音樂なり、皆これによりて君の善美の德を明にして和好を合し睦じくするなり、決して身分ひくき使臣の敢て聞きて樂しむ所のものに非ざるなり、故に臣以爲らく樂人が其の業を練習して此の二樂に及べるものならんと、故に敢て答拜せざりき、今伶人簫を吹きて咏歌し鹿鳴の三章に及ぶ、こは國君が使臣を饗するとき賜ふ所の音樂なり、臣敢て其賜を拜禮せざらんや、夫れ鹿鳴の歌は君が使者が先君の和好を修むるを嘉して賜ふ所以の樂なり、

者、不腆之樂以節之、吾子舍其大而加禮於其細、敢問何禮也、

此の節は、叔孫穆子晉に聘し饗禮奏樂のとき、其の最下の奏樂に對して答拜せしを、晉侯の疑ひて其の理由を問はしめられたることを記す、

叔孫穆子晉に聘せり、晉の悼公之を饗せり、その時先づ肆夏文王各三篇の詩を歌ひて奏樂したれども穆子は答拜せずして、最後に鹿鳴の三章をうたひて奏樂するに及びて而る後之れに答拜すること三たびしき、晉侯は之れを不審に思ひ、行人をして穆子に問はしめて曰く、子は君命を以て來り敝邑を鎭撫せらる、よりて粗末なる先君の禮を以て子が從者を辱しめ、粗末なる音樂を以て禮を節せり、しかるに吾子は其の正なる奏樂に對して答禮することをなさずして、其の小なる奏樂に對して答禮せり、敢て問ふ、こは如何なる禮なるかを、

〔叔孫穆子〕魯の卿にて名は豹、穆子は謚なり、〔悼公〕周語下に解す、〔樂及鹿鳴之三而後拜樂三〕此の事は左傳襄公四年に詳なり、曰く、晉侯享之、金奏肆夏之三、(肆夏繁、遏、渠の三歌章)不拜、工歌文王之三、(文王、大明、緜の三歌章)又不拜、歌鹿鳴之三、三拜とあり、鹿鳴之三とは詩經小雅鹿鳴以上の三歌章にて鹿鳴、四牡、皇皇者華をいふ、〔行人〕官名、周語中に解す、〔子以君命鎭撫敝邑〕聘使に對して此の如くいふは謙辭して、聘使を尊ぶなり、敝邑は自國の謙稱なり、〔不腆〕腆は厚なり、不厚は粗末といふに同じ、〔辱從者〕聘使の從者を指す、聘使を直に指名せざるは亦使者を尊ぶなり、一句の意は、つまらぬ禮にて從者に恥をかゝすの義にて亦謙辭なり、〔舍其大〕其大とは肆夏文王の最大禮に用ふる音樂を指す、舍とは禮を舍つの義にて、答禮せざるをいふ、〔其細〕其の小禮に用ふる音樂を指す、卽ち鹿鳴三章なり、

對曰、寡君使豹來繼先君之好、君以諸侯之故、況使臣以大禮、夫先樂金奏肆夏繁、遏、渠、天子所以饗元侯也、夫歌文王、大明、

吾も亦榮華を願へり、然れども吾國人をみるに其の父兄は粗食をくらひ粗衣をきるもの猶多し、吾是れを以て敢てなさゞるなり、人の父兄は粗食をくらひ粗衣をきて、我ひとり妾と馬とに美衣美食をあたへば、乃ち人に宰相たるものゝ行に非ざることなからんや、且つ吾は德の榮顯なる者を以て國の光華となすことを聞けども、驕奢にして妾と馬とに美衣美食を與ふるを以て國の光華となすことを聞かずと、文子はこのことを它の父なる孟獻子に告げたり、よりて獻子は它を拘禁すること七日なりき、它是に於て悔悟する所あり、節儉謹勤をつとめ、其の妾の衣は七升の布にすぎず、馬のまぐさは稂莠に過ぎず、文子は之れを聞きて曰く、過ちて能く改むるものは民の上たる資格あるものなりと、它を拔擢して上大夫たらしめたり、

〔仲孫它〕魯の卿、仲孫蔑の子にて、字は子服といふ、〔愛〕吝なり、ヲシムと訓む、〔華レ國〕華は光華なり、國を光華にすとは生活を華奢にして國の體面を光りかがやかすこと、〔麤〕粗に同じ、粗食なり、〔衣レ惡〕惡は粗衣を指す、〔德榮〕榮は榮顯なり、〔孟獻子〕魯の卿仲孫蔑なり、賢名あり、它の父なり、〔囚〕拘禁なり、〔子服〕仲孫它の字なり、〔七升〕八十縷(イトスヂ)を升といふ、〔餼〕秣なり、〔稂莠〕稂はいぬあは、莠ははぐさなり、〔上大夫〕大夫の第一位なり、

○以上第十六章、仲孫它季文子の訓言に服して節儉謹勤となりしを以て、文子すゝめて上大夫となせる物語なり、

巻第五

魯語下

魯國物語の下卷なり、襄、昭、定、哀四公間の事を記す、凡て二十一章あり、

叔孫穆子聘於晉、晉悼公饗之、樂及鹿鳴之三、而後拜樂三、晉侯使行人問焉曰、子以君命鎭撫敝邑、不腆先君之禮、以辱從

よれば夏の桀王は殷の湯王の爲に歴山に破られ、鳴條に奔り、後南巣に竄伏して死せるものなり、〔紂踣於京〕紂は殷の紂王、踣は斃なり、京は京師なり、殷の紂王は周の武王の征伐にあひ京師にて敗死せることは史に明なり、〔厲沶於彘〕厲は周の厲王、沶は流の古字なり、厲王流死の顛末は周語上に詳なり、〔幽滅於戲〕幽は周の幽王、戲は川の名なり、幽王無道犬戎の爲に麗山に殺さる、戲水は其の敗北の處なり、文選西征賦に幽王軍敗戲水身死麗山とあり、〔術〕道なり、

○以上第十五章、晉の厲公弑逆の難に際し、里革君道を成公に諫說せし物語なり、

季文子相宣成、無衣帛之妾、無食粟之馬、仲孫它諫曰、子爲魯上卿、相二君矣、妾不衣帛、馬不食粟、人其以子爲愛、且不華國、乎、文子曰、吾亦願之、然吾觀國人、其父兄之食麤而衣惡者猶多矣、吾是以不敢、人之父兄食麤衣惡、而我美妾與馬、無乃非相人者乎、且吾聞以德榮爲國華、不聞以妾與馬、文子以告孟獻子、獻子囚之七日、自是子服之妾衣不過七升之布、馬餼不過稂莠、文子聞之曰、過而能改者、民之上也、使爲上大夫、

季文子宣公成公の二代に宰相たり、節儉謹勤にして、帛をきるの妾なく、粟を食ふの馬なし、仲孫它諫めて曰く、子は魯の上卿となりて二君に宰相たり、しかるに節約にして妾は帛をきず馬は粟を食はず、人は其れ子を以て吝嗇となさん、且つ國の體面をはなやかに光りかゞやかさゞるわけにあらずやと、文子曰く、

幽滅於戲、皆是術也、夫君也者、民之川澤也、行而從之、美惡皆君之由、民何能爲焉、

晉人厲公を殺せり、邊人は之れを報告せり、ときに成公朝廷にあり、公群臣に問うて曰く、臣其の君を殺すは誰の過かと、大夫一人として對ふるものなし、里革對へて曰く、君の過なり、夫れ人に君たるものは其の威光大なり、威光を失ひて殺さるゝに至るは、其の過多ければなり、且つ夫れ君とは將に民を敎養して其の邪惡を匡正せんとするものなり、若し君邪行をほしいまゝにして民を敎養することをなさゞるときは、民偏く惡事あれども之れを省察するに由なく、民は邪惡をなすこと益多からん、又若し君が邪惡の政を以て民に臨まば、たゞに民が困惡するのみならず、君も亦益邪惡の淵に陷りて救ふべからざるに至るなり、かくなれば善人を用ひんとするも肯はず、法則を專守せんとするも能はず、民をして君上の亡滅を見ていたみ救ふことなく當然のことなりといふに至らしむ、此の如くんば、將たいづくんぞ君を用ひて政をとらしむるの要あらんや、夏の桀王が南巢に走りて死し、殷の紂王が京師に斃死し、周の厲王が彘に流され、幽王が戲水に滅死せしは、皆是の邪道に從ひしが故なり、夫れ君なるものは民の川澤なり、民行きて君に從ふこと、猶衆水の川澤に歸するが如し、水の淸濁は川澤に由りて定まるが如く、民の美惡も亦皆君の行の正邪如何によるものなり、民はどうして自ら邪惡をなし得るものならんや、皆君が敎へてなさしむるなりと、

〔晉人殺厲公〕厲公無道なり、大夫欒書と中行偃と之れを弑せり、〔邊人〕國境を守る官吏、〔成公〕宣公の子にて、諱は黑肱といふ、〔牧〕養なり、敎養すること、〔私回〕回は邪なり、私邪なり邪惡なり、〔民事〕民を敎養すること、〔旁〕偏なり、アマネクと訓む、〔慝〕惡なり、〔振〕救なり、スクフと訓む、〔用善〕善人を用ふること、〔專則〕法則を專守すること、〔殄滅〕滅亡すること、〔安用之〕用之は用君なり、〔桀奔南巢〕桀は夏の桀王、南巢は地名、史記夏本紀に湯率兵伐桀、桀走鳴條、遂放而死、淮南氏に湯敗桀歷山、與妹喜同舟浮江、奔南巢之山而死とあり、これに

名叔は其の字なり、〔任レ重〕任は勝なり、タフと訓む、〔欲レ任二兩國一〕任は負荷なり、ニナフと訓む、兩國は晉と魯となり、一句の意は兩國を雙肩にになひて政を專にせんと欲すとなり、〔疾〕疫疾なり、傳染病をいふ、〔恐レ易焉〕易は傳染なり、〔位下〕郤犫は卿なれども下卿なり、故にいふ、〔欲二上政一〕上位にのぼりて政を專にせんと欲すると、〔怨府〕怨のあつまる所をいふ、〔其君〕晉の厲公をいふ、〔多レ私〕私は嬖臣なり、おきにいりのけらい、〔勝レ敵而歸〕敵は楚國を指す、此の時晉は楚と戰へり、〔新家〕大夫を家と稱す、新家を立つとは功あるものを新に大夫に任ずるをいふ、〔不レ因レ民〕民のよりて惡む所に非ざればの意なり、〔舊〕舊家なり、舊き大夫をいふ、〔無レ所レ始〕始は伐つことを始むること、〔怨三府〕少レ德而多レ寵と、位下而欲二上政一と、無二大功一而欲二大祿一となり、〔釁〕兆なり、禍の兆をいふ、〔吾不レ圖〕吾は豫め防避の法をはかる能はずの意なり、〔圖レ遠〕遠くさきぐ\のことをしりて豫めはかり考ふること、〔常立〕常に位に立つこと、常に地位を失はぬことをいふ、

○以上第十四章、子叔聲伯晉に使して郤犫が邑を與へんとしたるを、郤氏の人と爲りを見之れを受くるときは必ず禍の及ばんことを豫知して辭退せるを、隨行の鮑國が其の先見の明に感服したる物語なり、

晉人殺二厲公一、邊人以告、成公在レ朝、公曰、臣殺二其君一、誰之過也、大夫莫レ對、里革曰、君之過也、夫君レ人者、其威大矣、失レ威而至二於殺一、其過多矣、且夫君也者、將三牧レ民而正二其邪一者也、若君縱二私回一而棄二民事一、民旁有レ慝、無レ由レ省レ之、益レ邪多矣、若以レ邪臨レ民、陷而不レ振、用レ善不レ肯、專則不レ能、使レ至二於殄滅一而莫二之恤一也、將安用レ之、桀奔二南巢一、紂踣二於京一、厲流二於彘一、

必常立矣、

此の節は、鮑國が邑を辭退したるわけを問ひ、聲伯其の災の及ばんことを遠察して辭したることを答へ、鮑國の感服したることを記す、

鮑國聲伯に謂ひて曰く、子は何故に、苦成叔が與ふる所の邑を辭退せしか、誠に辭退せんと欲せしなるか、或は其の受くるの不可なることを知りて辭せしかと、聲伯對へて曰く、吾之れを聞く、其の棟を大きくせざれば重き家を支へ堪ふる能はず、重きものは國家にしくなし國家を支ふるの棟は德にしくものなしと、夫れ苦成叔家は我に邑を與へて魯の歡心を買ひ、以て晉魯兩國を擔ひて政をなさんと欲して、而も之れを支ふるに堪ふる大德なし、其れ存せざるなり、亡ぶること日なからん、之れを譬ふれば疫疾の如し、之に近づかば必ず傳染す、余も邑をうくるときは殃の余に傳染して及ばんことを恐るゝ故辭したるなり、苦成氏には三の亡ぶる原因あり、德少なくして君寵多き一なり、位下にして上位をしのぎ政を專にせんと欲する二なり、大功なくして大祿を得んと欲する三なり、是れ皆怨のあつまる所なり、而して其の君厲公は驕慢にして嬖臣多し、今敵國楚と相戰へり、若し敵に勝ちて國に歸らば、必ず嬖臣の功ある者を拔擢して新家を立てん、新家を立てんとするも舊家を去るに非ざれば與ふべきの地なし、舊家を去らんと欲するも民の惡む所の舊家に非ざれば之れを去ること能はず、民の惡む所と雖惡みて怨多きものに非ざれば民は伐つことを始むることなし、苦成氏をみるに三つの大なる怨あつまる所なり、怨多しといふべし、されば苦成氏は其の身をすら安定する能はざるに、どうして能く人に邑を與ふるを得んや、我の辭するも亦宜ならずやと、鮑國きゝて感服して曰く、我は誠に子に及ばざるなり、若し我鮑氏にして禍の兆すあらんとも、吾は豫め之れが防避の法を圖る能はず、しかるに今子は遠く禍の及ばんことをはかり、以て邑を辭退せり、此の遠慮あり、子は必ず常に其の位にありて之れを失ふことなく、家を永く保たんと、

〔鮑國〕齊の鮑叔牙(管仲の友)の玄孫にて、謚を文子といふ、齊を去りて魯にゆき魯の大夫施孝叔の臣となれり、此の時聲伯の隨行として晉にゆきたるなり、〔讓〕辭退なり、〔苦成叔〕郤犨のこと、苦成は其采邑の

欲與之邑、弗受也、歸、

此の節は、子叔聲伯が晉に謝罪にゆき執政郤犨が邑を與へんとしたるを辭退してかへることを記す、

子叔聲伯成公の命を奉じ、晉にゆきて罪を謝し、季文子を免さんことを請へり、この時晉の執政の郤犨は聲伯と姻戚の關係ありしかば、聲伯の遠來を勞とし、之れに邑を與へんとせり、されど聲伯は辭退して受けず、國に歸れり、

〔子叔聲伯〕魯の大夫にて、宣公の弟叔肸の子、公孫嬰齊なり、〔如晉謝季文子〕如は往なり、季文子は前に出づ、初め魯の大夫叔孫僑如季氏を追ひて權を專にせんと欲し、季文子を晉侯に譖れり、〔晉侯は霸たるを以てなり〕晉侯よりて季文子をとらへたり、時に晉の執政郤犨の妻は聲伯の外妹なるを以て、成公は聲伯をして晉にゆきて罪を謝し季文子を免さんことを請はしめたるなり、〔郤犨〕晉の執政なり、周語下に說く、

鮑國謂之曰、子何辭苦成叔之邑、欲信讓邪、抑知其不可乎、對曰、吾聞之、不厚其棟、不能任重、重莫如國、棟莫如德、夫苦成叔家欲任兩國、而無大德、其不存也、亡無日矣、譬之如疾、余恐易焉、苦成氏有三亡、少德而多寵、位下而欲上政、無大功而欲大祿、皆怨府也、其君驕而多私、勝敵而歸、必立新家、立新家不因民、不能去舊也、因民非多怨、民無所始、爲怨三府、可謂多矣、其身之不能定、焉能予人邑、鮑國曰、我信不若子、若鮑氏有釁、吾不圖矣、今子圖遠以讓邑、

と、蓋し夏は水蟲の產卵期にて取るを禁ずる故なり、〔生阜〕阜は長なり、生長は生物の成長なり、〔鳥獸成水蟲孕〕立夏をいふ、〔罜麗〕ともに小あみなり、〔穽鄂〕穽はおとしあな、鄂は獸を遮り捕ふるやらひ、〔實二廟庖一〕實は充なり、廟庖は宗廟の庖厨なり、〔功用〕猶食用といふが如し、〔槎レ糵〕槎は斫なり、キルと訓む、糵は切り株に生ずる芽、ひこばえ、〔夭〕生長せぬくさ、わかぐさ、〔鯤鮞〕鯤は魚の子、鮞は魚の卵なり、〔麑䴠〕麑は鹿の子、䴠は麋の子なり、麋は鹿の屬、〔翼〕成なり、成長さすこと、〔鷇卵〕鷇は鳥の子、卵は鳥の卵なり、〔舍〕捨なり、捨つとは取らざること、〔蚳蝝〕蚳は螘の子、蝝は蝗の子なり、古は螘蝗共に食用とせり、〔蕃〕息なり、生息さすこと、〔別孕〕產卵すること、〔執〕極なり、キハマリと訓む、

公聞レ之曰、吾過、而里革匡レ我、不二亦善一乎、是良罟也、爲レ我得レ法、使二有司藏一レ之、使三吾無レ忘レ諗、師存侍、曰、藏レ罟不レ如下寘二里革於側一之不上レ忘也、

此の節は、宣公里革の諫をきゝて大に悟り、たちきりしあみを藏めて記念とされしことを記す、

公之れをきゝて曰く、吾過てり、而るに里革我を匡せり、亦善きことならずや、是のあみは我が爲に法則を得させたるよきあみなり、有司をして之れを記念に藏めしめ、吾をして里革が告諭を忘るゝなからしめよと、その時師存お側に侍べれり、公の言をきゝて曰く、あみを藏めて記念とするは、里革をお側に置きて其の告諭を忘れざるやうになさるには及ばざるなりと、

〔匡〕正なり、タヾスと訓む、〔諗〕告なり、告諭なり、〔師存〕師は樂師なり、存は其の名なり、〔寘〕置なり、オクと訓む、

○以上第十三章、宣公或る夏あみを張りて魚を捕へんとせられたるを、里革其のあみをきりて諫めたるに、公悔悟し其のあみを藏めて記念とせられたる物語なり、

子叔聲伯如レ晉謝二季文子一、郤犫

蕃庶物也、古之訓也、今魚方別孕、不敎魚長、又行網罟、貪無藝也、

此の節は、里革が網をやぶりて諫めたることを記す、里革は公のはられたるあみをたち、之れをすてゝ曰く、古は季冬に大寒が去りて次第に陽氣盛に、土中にこもれる諸蟲うごき出づれば、水虞の官は是に於てあみとうへとを簡閲し、大魚をとり川禽をとり、共に之れを宗廟に供へ、後國人をして之れを捕へしむ、これは宣揚する陽氣を助くるなり、春時に鳥獸が孕み水蟲が成育するに至れば、獸虞の官は是に於て兎あみ鳥あみを張ることを禁じ、魚鼈をとり、くしざしにして乾して夏の蓄となさしむるは、生物の成長を助くるなり、立夏に鳥獸成育し水蟲はらめば、水虞は是に於て魚あみ小あみを張ることを禁じ、おとしあなやらいを設けてけものをとりて、宗廟の庖厨に實つるは、國の食用を畜ふるなり、且つ夫れ山にはひこばえをきらず、澤にはわかぐさを刈らず、魚は子魚卵子を捕ふるを禁じ、鳥は子鳥卵子を捕へず生育させ、獸は鹿麋の子をとらずして生長させ、蟲は蟻の子蝗の子をとらざるは、もろ〳〵の生物をそだてやしなふなり、これ等は皆古先王の訓なり、しかるに今魚まさに產卵するのときにあたり、民に魚を保護して生長さすことを敎へずして、其上にあみをはりて之れを捕へんとせらるゝは、貪慾極りなき行といふべしと、

〔罟〕網なり、〔大寒降土蟄發〕季冬の月をいふ、降は去ること、土蟄は土中にこもりたるむし、發はうごき出すこと、〔水虞〕漁師なり、川澤の禁令をつかさどる、〔講〕簡閲なり、しらべみること、〔罛罶〕罛は魚あみ、罶は笱なり、竹を曲げて造り魚を捕ふる具、〔名魚〕大魚なり、〔登川禽〕登は取なり、川禽は鼈蜃の類なり、〔嘗〕供へまつること、〔寢廟〕宗廟なり、〔行之國人〕捕魚の令を出して國人にとらすこと、〔宣氣〕宣揚する陽氣なり、〔鳥獸孕水蟲成〕春時をいふ、水蟲は魚鼈の類をいふ、成は成長すること、〔獸虞〕鳥獸に關する禁令を掌る官、〔罝羅〕罝は兎あみ、羅は鳥あみ、〔矠〕くしにさすこと、〔爲夏槁〕槁は乾なり、夏乾とはくしにさしたる魚を乾して夏のたくはへとなすこ

といひ、賊をかくまふものを名づけて藏といひ、寶玉をぬすむものを名づけて軌といひ、軌の財を用ふるものを名づけて姦といふと、莒の太子は我君をして藏姦の人たらしむるものなり、固より去らざる可からざるなり、而して臣の君命に違へるものも亦殺さざるべからざるなり、臣請ふ誅につかんと、公深く悔いさとりて曰く、寡人實にむさぼりて此の如き命令を發したり、決して子の罪に非ざるなりと、乃ち之れをゆるせり、

〔女聞之乎〕女は汝なり、〔掩〕匿なり、カクスと訓む、かくまふこと、〔舍〕釋なり、ユルスと訓む、

○以上第十二章、宣公父を弑せる大罪人莒の太子を庇護せんとせるを、太史の里革が命令をかきかへて太子を放流し、公をして惡命をのがれしめ、公の悔悟せられたる物語なり、

宣公夏濫於泗淵、

此の節は、泗水のうちにあみをかけて魚を捕へんとせられたることを記す、

宣公は或る年の夏、泗水のふちにあみをはりて魚をとらんとせられたり、

〔濫〕漬なりヒタスと訓む、あみを水にひたすこと、即ちあみをはること、〔泗淵〕泗水のふちなり、泗水は山東省兗州府泗水縣にあり、孔子が此の川のほとりにて弟子を教へられたるより世に名あり、

里革斷其罟而棄之曰、古者大寒降土蟄發、水虞於是乎講罛罶、取名魚登川禽、嘗之寢廟、行諸國人、助宣氣也、鳥獸孕、水蟲成、獸虞於是乎、禁罝羅、矠魚鼈以爲夏犒、助生阜也、鳥獸成、水蟲孕、水虞於是乎、禁罝罜麗、設穽鄂、以實廟庖、畜功用也、且夫山不槎蘖、澤不伐夭、魚禁鯤鮞、獸長麑䴠、鳥翼鷇卵、蟲舍蚳蝝、

を與へて優待せよ、今日必ず邑を授けよ、必ず我命に逆ふことなかれと、僕人其の書をもちて季文子の處にゆく、途中太史の里革之れに遇ひ、其の書を見書き改めて曰く、莒の太子は其の父君を殺し其の寶玉を以て我國に來奔せり、大逆無道天地に容れざる罪人なり、しかるに自ら窮約身をおく處なきことをしらず、横着にも我に近づきて助を得んことをもとむ、我が爲に速に之れを夷地に放流せよ、今日必ず其の命を通ぜよ、必ず我命に逆ふことなかれと、僕人は乃ち其のかきかへたる書を季文子に呈せり、よりて季文子は卽日莒の太子を夷地に放流せり、

〔宣公〕文公の子にて、諱は倭といふ、〔僕人〕官名なり、〔季文子〕魯の正卿にて名は行父、文子は謚なり、〔以吾故〕事實詳ならず、〔里革〕魯の太史にて名は克、字は革といふ、〔窮固〕窮約して身をおく所なきこと、

明日有司復命、公詰之、僕人以里革對、公執之曰、違君命者、女亦聞之乎、對曰、臣以死奮筆、奚啻其聞之也、臣聞之、曰、毀則者爲賊、掩賊者爲藏、竊寶者爲軌、用軌之財者爲姦、使君爲藏姦者、不可不去也、臣違君命者、亦不可不殺也、公曰、寡人實貪、非子之罪也、乃舍之、

此の節は、公里革を執へて誅せんとし却りて其の言に服し之れをゆるせることを記す、

明日有司は莒太子を夷地に放流せることを復命せり、公大に驚きて命令に違へることを詰問せり、僕人乃ち里革が命書をかきかへたることを以て對ふ、公里革をとらへて曰く、汝も亦君命に違ふものは誅せらるゝことを聞けるか、何を以て之れを犯すやと、里革對へて曰く、臣は死を覺期して筆をふるひてかき改めたり、何ぞたゞに之れを聞くのみならず、充分知りたる上にてなしたることなり、臣は先哲の言を聞けり、其の言に曰く、法則をやぶるものを名づけて賊

かりて死するを札といふ、〔壽寵〕壽命と寵幸と、

既其葬也、焚煙徹於上、

此の節は、展禽の豫言の中れることを記す、

夏父弗忌死し、既に葬るや、火其の棺槨をやき煙墓上にのぼれり、

〔焚煙徹於上〕徹は達なり、墓中に埋めたる棺槨が焚けて其の煙が蔽へる土をとほして上にのぼりたること、

○以上第十一章、宗伯の夏父弗忌が官屬の諫を用ひずして僖公の靈位を閔公の上にのぼせて祭りたるを、展禽が其の殃にかゝるべきを豫言して中れる物語なり、

莒太子僕殺紀公、以其寶來奔、

此の節は、莒の太子が其の父を弑し魯に來奔せることを記す、

莒國の太子僕、其の父紀公を殺し、其の寶玉をもちて魯に來奔せり、

〔莒太子僕殺紀公〕紀公に二子あり、長を僕といひ、季を季佗といふ、僕を立てゝ太子となせしが、後季佗を愛して僕を黜けたり、故に僕之れを弑したるなり、

宣公使僕人以書命季文子曰、夫莒太子不憚以吾故殺其君、而以寶來、其愛我甚矣、爲予予之邑、今日必授、無逆命矣、里革遇之、而更其書曰、夫莒太子殺其君而竊其寶來、不識窮固、又求自邇、爲我流之於夷、今日必通、無逆命矣、

此の節は、宣公莒太子僕を愛し之れに邑を與へて優遇せんとし、其の命令書を發せるを里革が書きかへて太子僕を放逐せることを記す、

宣公は僕人をして書を以て執政の季文子に命ぜしめて曰く、莒の太子は吾が故を以て其父君を殺すことを憚らず、寶玉を以て我國に來奔せり、是れ我を愛慕すること甚しきものなり、よりて我が爲に之れに邑

記錄の命ずる所によりて掌るを以てなり、〔踰〕下位のものが上位のものの上に踰えてのぼること、〔後㆑祖〕祖は閔公を指す、文公（僖公の子）より見れば閔公は祖の位にあたる、故にいふ、〔玄王〕商の祖契なり、〔玄癸〕湯王の父なり、〔王季〕文王の父武王の祖なり、〔改㆓其常㆒〕常は常禮なり、不易の禮なり、

展禽曰、夏父弗忌必有㆑殃、夫宗有司之言順矣、僖又未㆑有㆑明焉、犯㆑順不祥、以㆑逆訓㆑民亦不祥、不㆑明而躋㆑之亦不祥、犯㆓鬼道㆒二、犯㆓人道㆒二、能無㆑殃乎、侍者曰、若有㆑殃焉在、抑刑戮也、其夭札也、曰、未㆑可㆑知也、若血氣强固、將㆓壽寵㆒得㆑沒、不㆑為㆑無㆑殃、

此の節は、展禽が夏父弗忌の禮にたがへる行をなせるを見、其の必ず殃にかゝらんことをいへることを記す、

展禽曰く夏父弗忌は必ず殃にかゝるあらん、夫れ宗伯の官屬の言は道理にかなへり、而して僖公は未だ明德あらず、道理にかなへる言を犯すは不祥なり、逆道を以て民に訓ふるも亦不祥なり、神の靈位をかふるも亦不祥なり、明德あらずして其の神位をのぼすも亦不祥なり、是れによりて之れをみるに、弗忌は鬼神に事ふる道を犯すこと二つ、人たる道を犯すこと二つなり、能く殃にかゝることなからんやと、侍者問うて曰く、若し殃にかゝるあらば、抑も刑戮なるか、はた夭札なるかと、禽曰く、其の如何なる殃なるかは未だ知るべからざるなり、若し血氣强固ならば將に壽命を得寵幸を保ちて終るを得んとす、壽命を得て終ると雖殃にかゝるなしとはなさずと、

〔順〕道理にかなへること、〔以㆑逆訓㆑民〕逆は逆道なり、昭穆の禮をみだるは逆道なり、故にいふ、〔神之班〕班は位次なり、〔犯㆓鬼道㆒二〕鬼道は鬼神に事ふる道なり、二とは易㆓神之班㆒と不㆑明而躋㆑之とを指す、〔犯㆓人道㆒二〕犯㆑順と以㆑逆訓㆑民とを指す、〔侍者〕展禽の侍者なり、〔夭札〕わかじにを夭といひ、疫病にか

祖に盡すは孝道を明にするの至れるものなり、故に瞽師太史の官は世次の順序を記錄に書し、宗伯其の禮を掌り、太祝其の神位を掌りて之れを守るも、猶其の順序をあやまりて下位のものの上位のものにこえて昇さんことを恐るゝなり、しかるに今は之れを守らずして明德のものを先きにし祖の位にある人を後にせんとす、之れを前代に徵するに、商代にては皇祖玄王より主癸に至るまで、德の大なる湯王に若くもなく、周室にては皇祖后稷より王季に至るまで、德の大なる文武二王に若くものなけれども、其の祭るや未だ嘗て湯王と文武二王とを其の父祖たる主癸と王季との上にこえのぼすことあらざるなり、魯の地位は未だ商周に若かずして、其の不易の禮を改めば乃ち不可なることなからんかと、弗忌きかず、遂に之れをのぼせり、

〔夏父弗忌〕魯の大夫にて、夏父は姓、弗忌は名なり、〔爲レ宗〕宗は宗伯なり、周語上に解す、〔烝將レ躋ニ僖公一〕烝は冬の祭なれども、此にては秋の祭をいふ、秋の祭は嘗なれども烝禮を用ひしを以て烝といひたるなり、烝禮を用ひしは四時の祭の中禮式最も備はれるを以てなり、躋は昇なり、ノボスと訓む、文公卽位の三年八月に、先君を太廟に合祭せり、此の時弗忌は公の父君なる僖公の靈位を閔公の上に置かんとしたるなり、蓋し閔公と僖公とは兄弟なり、閔公は弟を以て先に卽位し僖公は其の後をつぎたるものなれば、昭穆上より論ずれば父子の關係あるを以て神位は其の下にあるを禮とす、弗忌は文公にこび殊更に之れをのぼさんとしたるなり、〔宗有司〕宗伯の官屬なり、〔非ニ昭穆一〕昭穆の義は周語下に詳說す、僖公は兄と雖閔公の後をつぎしものなれば父子の關係あり、故にこれをのぼすは昭穆の次序に非ずといひしなり、〔明者〕明は明德なり、〔世之長幼〕世は世次なり、長幼は先後といふに同じ、〔等ニ胄之親疏一〕等は等差なり、胄は公子公孫公族をいふ、〔工史書レ世〕工は瞽師の官なり周語下に解す、史は太史なり、周語上に解す、世は世次の先後なり、世次の先後を記錄にかくは太史の職なるに瞽師を併せあげたるは、瞽師は代々の君の德を誦說することを掌るものなればなり、〔宗祝書ニ昭穆一〕宗は宗伯なり昭穆の禮を掌る、祝は太祝なり周語上に解す、昭穆の位を掌るを書すといひしは、

へ使する命を受け幣帛を供へて家廟に報告すること、〔更ニ次於外一〕更は易なり、かふること、外は外の邑里なり、〔班〕位次なり、爵位の次第をいふ、〔遠〕遠なり、トホシと訓む、〔司徒〕周語上に解す、里宰の政を總掌するを以て此にあげしなり、

○以上第十章、文公孟文子郈敬子に他の大なる住地を與へ其の現住の宅を毀ちて宮殿を増築せんとし、命を傳へられたるに、二子は婉曲の辭を以て之れを辭退し、公も亦其の至理の言に服して毀たれざりし物語なり、

夏父弗忌爲宗、烝將躋僖公、宗有司曰、非昭穆也、曰我爲宗伯、明者爲昭、其次爲穆、何常之有、有司曰、夫宗廟之有昭穆也、以次世之長幼、而等胄之親疏也、夫祀昭孝也、各致齊敬於其皇祖、昭孝之至也、故工史書世、宗祝書昭穆、猶恐其踰也、今將先明而後祖、自玄王以及主癸莫若湯、自稷以及王季莫若文武、商周之烝也、未嘗躋湯與文武爲踰也、魯未若商周而改其常、無乃不可乎、弗聽、遂躋之、

此の節は、夏父弗忌が宗有司の諫をきかずして僖公の靈位を上にのぼせたることを記す、

夏父弗忌宗伯と爲れり、文公の三年の秋の祭に、將に父君僖公の靈位を閔公の上に升さんとす、宗伯の官屬諫めて曰く、こは昭穆の次序に非ずと、弗忌曰く、我宗伯と爲り、明徳ある君を昭となし其の次の君を穆となす、何ぞ常禮に從ふことあらんやと、官屬曰く、夫れ宗廟の禮に昭穆の別あるは、以て世次の先後を順序正しくし、公子孫公孫の親疎の等差を定むるなり、宗廟の祭祀は孝道を明にするにあり、その祭に子孫宗族各〻其の昭穆の順序に從ひて齊敬の心を皇

なり、

公欲ㇾ弛二郈敬子之宅一、亦如ㇾ之、對曰、先臣惠伯以二命於司里一、嘗禘烝享之所ㇾ致二君胙一者有ㇾ數矣、出入受ㇾ事之幣以致二君命一者亦有ㇾ數矣、今命ㇾ臣更二次於外一、爲二有司之以ㇾ班命一ㇾ事也、無二乃違一乎、請從二司徒以ㇾ班徙一ㇾ次、公亦弗ㇾ取、

此の節は、文公宮殿增築の爲に郈敬子の役宅をこぼちて其の代りに他のひろき地を與へんとしたるを、敬子が婉曲の辭を以て辭したることを記す、

文公郈敬子の役宅を毀ちて宮殿を增築せんと欲し、之れに命ずること孟文子の如くす、敬子對へて曰く、先臣惠伯命を司里に受けて此の宅に居りしより、四時の祭毎に君より下賜さるゝ肉を家廟に奉じ、先祖の靈をして君恩に浴せしむること數世なり、又他國へ使する命を受くるときは出入の際必ず家廟に幣帛を供へて君命によりて使し又歸りたることを報告して、君恩の辱なきを知らしむること亦數世なり、しかるに今有司は臣に命じて臣の次舍を他の邑里に移しかへんとす、かくせば他日有司が爵位の次第によりて臣に事務を命ずるとき、臣の次舍の遠くにある爲事務の澁滯間違を生ずることなからんや、かゝることありては臣として君に申譯なきのみならず、臣の先祖に對しても相濟まざる次第なり、されば臣は司徒の命に從ひ臣の爵位を改め其の爵位に相當する次舍を與へ以て現住の次舍徙されんことを請ふと、公は亦其の言の至理なるに服し、其の役宅を取られざりき、〔郈敬子〕魯の大夫にて名は同、敬子は謚なり、〔惠伯〕敬子の先祖なり、〔命二於司里一〕司里は里人に同じ、一句の意は、司里の命をうけてより此の役宅に居りしよりとなり、〔嘗禘烝享〕嘗は秋の祭、禘は夏の祭、烝は冬の祭、享は春の祭なり、〔致二君胙一〕胙は祭に捧げたる肉なり、一句の意は君より下賜せられたる祭肉を我家廟に供へ先祖の靈をして君恩に浴せしむとなり、〔有ㇾ數矣〕數は數世なり、〔受ㇾ事之幣〕他國

み奉行する所なり、臣父祖以來の私朝に立ち、其の車服を服して君に事ふ、若し利益の爲にくらみて其の次舍を易ふる時は、是れ君命を辱しむるわけなり、故に敢て御命令を奉承するを得ず、臣若し罪ありて此の命を致さるゝならば、臣は則ち俸祿と車服とをかへし私朝を去らんことを請ふ、而して臣が住むべき次舍はたゞ里宰の命じて與ふ所のものをうけば足る、何ぞ必ずしもひろき地を要せんやと、公は其の言に服して敢て其の役宅を取られざりき、臧文仲之れを聞きて曰く、孟孫は善く其の官職を守れり、其れによりて父穆伯の惡を補ひ永く其の家を守り後嗣を絕えざらしむるを得べきかと、

〔文公〕僖公の子にて諱は與といふ、〔欲ㇾ弛二孟文子之宅一〕弛は毀なり、コボツと訓む、孟文子は魯の大夫孟孫穀なり、文子は其の謚、宅は役宅なり、之れを毀たんとするわけは宮殿を增築せんが爲なり、〔寬者〕寬はひろきこと、寬者とはひろき土地をいふ、〔位政之建也〕位は爵なり、爵位ありて始めて政事を執ることを得、政事は有爵者によりて行はる、故に爵位は政事のたつ所なりといふ、〔署位之表也〕署は私朝（卿大夫の執務の役所）なり、表は表識なり、爵位あれば其れに相當する私朝あり、故に私朝は爵位のしるしといふ、〔車服表之章也〕章は文章なり、爵位の高下によりて車服に差異あり、故に車服は爵位のしるしを明かにあらはす文章なりといふ、〔宅章之次也〕宅は己が住む家宅なり、次は次舍なり、家宅は車服の文章あるものゝすむ次舍として與へらるゝものなり、故にいふ、〔祿次之食也〕次舍あるものは必ず俸祿あり、故にいふ、〔五者〕爵位、私朝、車服、家宅、俸祿を指す、〔不易之故〕故は事なり、〔命ㇾ易二臣之署與二其車服一〕私朝と車服とをあげて他の三者を括せしものとしるべし、〔易二而次一〕而は汝なり、〔寬利〕ひろく便利なる地を指す、〔虔〕つゝしみて奉行すること、〔先臣〕父祖をいふ、〔納〕期なり、かへすこと、〔違〕去なり、サルと訓む、〔里人之所ㇾ命ㇾ次〕里人は里宰（邑里の長）なり、一句の意は里宰の命ずるまゝの次舍をうけ敢てひろきを要せずとなり、〔孟孫〕孟文子なり、〔善守〕守は官職を守ること、〔蓋二穆伯一〕蓋はおほひかくすこと、過惡をおほひかくすとは過惡を補ふこと、穆伯は文子の父敖にて、莒人と淫し出奔して齊に客死せるもの

は其の至理に感服し、簡冊に書して戒とせる物語なり、

文公欲弛孟文子之宅、使謂之曰、吾欲利子於外之寛者、對曰、夫位政之建也、署位之表也、車服表之章也、宅章之次也、祿次之食也、君議五者以建政爲不易之故也、今有司來命易臣之署與其車服而曰、將易而次爲寛利也、夫署所以朝夕虔君命也、臣立先臣之署、服其車服、爲利故而易其次、是辱君命也、不敢聞命、若罪也、則請納祿與車服而違署、唯里人之所命次、公弗取、臧文仲聞之曰、孟孫善守矣、其可以蓋穆伯而守其後於魯乎、

此の節は、文公孟文子に外の地を與へてその役宅を毀ちて宮室を増築せんとせるを、文子婉曲に理をのべて辭したるを臧文仲の稱したることを記す、

文公は孟文子の役宅を毀ちて宮殿を益さんと欲し、使をして之れに謂はしめて曰く、吾れ子に他のひろき地を與へて以て子を利せんと欲すと、文子對へて曰く、夫れ爵位は政の建つ所なり、私朝は爵位の表識なり、車服は表識をあらはす文章なり、家宅はこの文章あるものゝ次舍なり、俸祿は次舍に居るものゝ食料なり、君は此の位と私朝と車服と家宅と俸祿との五つのものを議して以て政事を立て萬世不易の事となし給ふ、しかるに今有司來りて臣の私朝と其の車服とを易へんことを命じて曰く、將に汝の次舍を易へその代りにひろき便利よき地を與へて汝を利せんとすと、夫れ私朝は臣が朝夕執務して君命をつゝし

講功、而知者處物、無功而祀之
非仁也、不知而不問非知也、今
茲海其有災乎、夫廣川之鳥獸
恆知避其災也、

此の節は再び文仲の海鳥を祭れる非法を論じ、且つ
海鳥の飛來せる所以を說く、
今海鳥都門に飛び至る、臧孫は己其の故を知らずし
て之れを祀り、以て國家の祭法となす、以て仁にして
且つ智あるものとなし難し、夫れ仁者は事功を謀り
て而して行ひ、智者は事物を處置して其の宜しきを
得るものなり、今海鳥には何等の事功なくして之れ
を祀るは、これ仁者に非ざるの證なり、海鳥の至る所
以を知らずして而も人に問ひて處置せず、これ智者
に非ざるの證なり、夫れ廣大なる川海に住む鳥獸は、
恆に豫め川海の災を知りて避くるものなり、海鳥の
都門に飛び來るは蓋し其の災を豫知して避くるもの
か、されば今年はそれ海に災あらんかと、
〔國典〕國法なり、國の祭法を指す、〔仁且知〕知は智に
同じ、下句知者、非知の知之れに同じ、〔講功〕事功を
講じ謀ること、〔處物〕事物を處置すること、〔今茲〕
今年なり、〔廣川〕廣大なる川海なり、

是歲也、海多大風、冬煖、文仲聞
柳下季之言曰、信吾過也、季子
之言、不可不法也、使書以爲三
筴、

此の節は、展禽の豫言適中して海災あり、臧文仲其の
言に感服じたることを記す、
是の歲や展禽の豫言通り海に大風多く冬暖なりき、
臧文仲展禽の言を聞きて曰く、誠に吾過なり、季子の
言は法則として守らざるべからずと、三箇に書し三
卿各〻一箇をもち、相戒守せしめたり、
〔煖〕暖に同じ、〔柳下季〕柳下は展禽の食邑、季は其の
字なり、〔三筴〕筴は簡冊なり、三簡冊に書くは三卿
各〻一箇をもつ爲なり、
○以上第九章、海鳥が都門に飛來せるを、臧文仲神使
と思ひ祭りたるに、展禽は其の非を論じたるを、文仲

き父子の關係あるを以てなり、〔夏后氏云云〕夏后氏の系圖は、

黃帝――昌意――顓頊（帝位につく）――鯀――禹

なり、卽ち黃帝顓頊配祭の義は有虞氏と同じ、鯀は禹の父たるを以て、禹は太宗の地位にあるを以て、上帝と五帝とに配祭するなり、〔商人云云〕商の系圖は、

帝嚳――契――（此の間數世あり）冥――（此の間數世あり）湯王（帝位につく）

なり、卽ち帝嚳は大本の地位に、契は太祖の地位に、冥は湯の父の地位（湯の祖なれども祭時にありては父が功なきを以て父の代りにしたるなり）に、湯は太宗の地位にあり、故にかく配祭す、〔周人云云〕周の系圖は、

帝嚳――后稷――（此の間數世あり）文王――武王（帝位につく）

なり、卽ち帝嚳は大本の地位にあり、文王は帝位に卽かずとも周室統一は此に定まりて王と謚したる程なれば當然太祖の地位にあり、故に后稷と代へたるなり、武王は太宗の地位にあるはいふまでもなし、〔幕〕舜の後なる虞思なり、夏の諸侯となる、其の事蹟詳ならず、〔報〕報德の祭なり、〔杼〕禹の七世の少康の子季杼なり、帝位に卽く、其の事蹟詳ならず、〔上甲微〕契の八世の孫なり、其の事蹟詳ならず、〔高圉〕后稷十世の孫なり、其の事蹟詳ならず、〔大王〕高圉の曾孫古公亶父なり、史記周本紀に、古公亶父復修后稷公劉之業、積德行義、國人皆戴之、薰育攻之、欲得財物、予之、已復攻欲得地與民、民皆怒欲戰、古公曰、有民立君、將以利之、今戎狄所爲攻戰、以吾地與民、民之在我、與其在彼何異、民欲以我故戰、殺人父子而君之、予不忍爲、乃與私屬遂去豳渡漆沮踰梁山止於岐下、豳人擧國扶老携弱、盡復歸古公於岐下、及他傍國、聞古公仁、亦多歸之、於是古公乃貶戎狄之俗、而營築城郭室屋、而邑別居之、作五官有司、民皆歌樂之頌其德とあり、〔功烈〕烈も亦功なり、〔前哲〕前世の哲人なり、〔令德〕美き德なり、〔明質〕質は信なり、明信は明に信仰すること、〔五行〕金木水火土なり、〔生殖〕財物の生殖なり、財物は五行の活きによりて生殖す、故にいふ、

今海鳥至、己不知而祀之、以爲國典、難以爲仁且知矣、夫仁者

なれり、平は治め平にすること、九土は九州の土地なり、〔社〕土地の神なり、〔成₂命百物₁〕命は名なり、成名は名稱をつけること、一句の意は多くの物にそれぞれ適當の名稱をつけしとなり、〔明ㇾ民〕民の階級を明示すること、〔共ㇾ財〕共は供なり、供財は財物を供給すること、〔顓頊〕黃帝の孫昌意の子なり、〔修ㇾ之〕黃帝の功を修むること、〔帝嚳〕黃帝の曾孫、玄囂の孫、蟜極の子なり、〔序₂三辰₁〕三辰は日月星なり、序₂三辰₁とは日月星の運行を次序して曆を治め時を明にし、民に稼穡を敎へたるをいふ、〔單₂均刑法₁〕單は盡なり、均は平なり、折中すること、儀は儀刑卽ち禮儀なり、法は法則なり、一句の意は盡く黃帝顓頊帝嚳の法をとりて折中し禮儀法則を立てたること、〔儀ㇾ民〕儀は儀表なり、民の儀表を立つること、〔舜勤₂民事₁而野死〕舜は民事に精勵し遂に三苗を征して蒼梧の野に死せるをいふ、〔鯀鄣₂洪水₁而殛死〕鯀は禹の父なり、堯の時に九年の洪水あり、鯀命をうけて之れを治めて成らず、羽山に放ちて誅せらる、鄣はさゝへ防ぐこと、殛は誅なり、〔契爲₂司徒₁而民輯〕契は殷の祖にて堯舜の司徒たり、司徒は周語上に解す、輯は和なり、〔冥勤₂其官₁而水死〕冥は契の後六世の孫なり、夏に事へて治水の官となり、遂に其の職の爲に水に溺れて死せり、事蹟詳ならず、〔湯〕殷の湯王なり、〔除₂其邪₁〕邪惡の君なり、夏の桀王を指す、〔稷勤₂百穀₁而山死〕稷は前の周棄を指す、周の文武二王のことをいふを以て重ねて出したるなり、稷が山死せることは、韋註に死₂於黑水之山₁とあり、山海經大荒經に黑水青水之間有₂廣都之野₁、后稷葬焉とある外、詳ならず、〔以ㇾ文〕文は文德なり、〔民之穢〕穢は穢惡して嫌ふ君、殷の紂王を指す、〔有虞氏云云〕有虞氏は舜の後なり、禘は皇天を圜丘に祭る祭、此にては皇天に配祭するをいふ、祖宗は五帝（五方の神）を明堂に祀る祭なり、太祖として五帝に配祭するを祖といひ、太宗として配祭するを宗といふ、郊は上帝を南郊にまつる祭、此にては上帝に配祭するをいふ、有虞の系圖は、

黃帝――昌意――顓頊（帝位につく）――（此の間數世あり）舜（帝位につく）

なり、卽ち黃帝は其の出づる大本なるを以て皇天に配祭し、顓頊は太祖の地位にあるを以て五帝に、舜は太宗の地位にあるを以て上帝に配祭するなり、帝堯を上帝に配祭するは、舜は其の禪をうけて帝位に卽

有虞氏は黃帝を皇天に配祀し、顓頊を五帝に配祀し、帝堯を上帝に配祀し、帝舜を五帝に配祀し、夏后氏は黃帝を皇天に配祀し、顓頊を五帝に配祀し、鯀を上帝に配祀し、帝舜を五帝に配祀し、商人は帝嚳を皇天に配祀し、契を五帝に配祀し、冥を上帝に配祀し、湯王を五帝に配祀し、周人は帝嚳を皇天に配祀し、后稷を五帝に配祀し、文王を上帝に配祀し、武王を上帝に配祀して崇べり、又幕は能く顓頊の法に循ひて國を盛にせしものなり、故に有虞氏は報德の祭をなす、杼は能く帝禹の法に循ひて國を盛にせしものなり、故に夏后氏は報德の祭をなす、上甲微は能く契の法に循ひて國を盛にせしものなり、故に商人は報德の祭をなす、高圉と大王とは能く后稷の法に循ひて國を盛にせしものなり、故に周人は報德の祭をなす、凡て上述の禘郊宗祖報の五祭は、國家の大法として守る所の祭祀なり、この五祭に加ふるに社稷山川の神を祭るは皆民に大なる功績あるものなればなり、又前世の哲人善德の人を祭るに及ぶは、其の德百世に及び民の明に信仰する所のものなるを以てなり、天の三辰を祭るに及ぶは、民の瞻望して仰ぎ崇ぶ所のものなるを以てなり、地の五行を祭るに及ぶは、財物を生殖して民に衣食を與ふる所のものなるを以てなり、九州の名山川澤の神を祭るに及ぶは、無限の財用を出して民に便利を與ふる所のものなるを以てなり、是れ等のものに非ざれば祭典の中にあらず、故に祭らざるなり、

〔法施二於民一〕下の五帝殷の契周の文王の如きを指す、〔以レ死勤レ事〕下の殷の冥、周の后稷の如きを指す、〔以レ勞定レ國〕下の虞の幕、夏の杼、殷の上甲微、周の高圉大王の如きを指す、〔能禦二大災一〕下の夏の禹王の如きを指す、〔能扞二大患一〕下の殷の湯王周の武王の如きを指す、〔是族〕族は族類なり、〔烈山氏〕炎帝神農氏の號なり、烈山より起る、故にいふ、〔其子曰レ柱能殖二百穀百蔬一〕路史に柱は神農の子なり、七歲にして聖德あり、田を闢き土を墾し、百蔬を殖し、百穀を區つとあり、〔周棄〕周の祖姬棄なり、周語上に說く、〔稷〕五穀の神なり、〔共工氏〕伏羲神農の間にあり、其の事蹟は詳ならず、〔九有〕九州なり、〔其子曰二后土一能平二九土一〕后は君なり、后土は土地を司る官の君の義なり、名は句龍といふ、黃帝を佐けて土官と

令德之人、所以爲明質也、及天之三辰、民所以瞻仰也、及地之五行、所以生殖也、及九州名山川澤、所以出財用也、非是不在祀典、

此の節は、先王の典をときて祭祀すべきものを歴擧し、且つ其の祭る理由を說明す、故に禮記の編者は之れをとりて祭法篇にをさめたり、

夫れ聖王の祭祀の禮を制定するや、意を用ふること極めて至れり、卽ちよき法制を定めて民に善政を施せるものは卽ち之れを祀り、國事を勤めて死せるものは則ち之れを祀り、功勞をつくして國を平定せるものは則ち之れを祀り、能く大災害を禦ぎとゞめたるものは則ち之れを祀り、能く大患難をふせぎ鎭めたるものは則ち之れを祀る、是の族類の人に非ざれば祭祀の法の中に載せてあらざるなり、左に其の例を擧げん、昔し烈山氏の天下を有つや、其の子を柱といふ、能く多くの穀物蔬菜をつくり之れを民に敎へて繁殖させ、飢餓の難を免れしめたり、夏の禹王の興るや、周祖姫棄其の業を繼ぎ大に農事を奬勵して民を救へり、故に此の二人を祀りて以て稷神となせり、共工の九州に霸たるや、其の子を后土といふ、能く九州の土地ををさめて民を安んぜり、故に祀りて以て社神となせり、黃帝は能く制度を立て、多くの物の名を定め、民の階級を明にし、民に財物を供給し、顓頊は能く黃帝の功を修めて大にし、帝嚳は能く三辰を次序して曆を治め時を明にし、民に稼穡を敎へて之れを安かに固くし、帝堯は能く盡く黃帝顓頊帝嚳の業を修め、折中して禮儀法則をつくりて民の儀表を立て、帝舜は民の爲に三苗を征して野に死し、鯀は洪水をふせぎさゝへて成らず誅せられて死し、帝禹は能く德を守り以て父鯀の功を修めて洪水を平げ、契は司徒の官となり民を敎へて民和ぎ、冥は其の官職を勤めつくし其の爲に水に溺れて死し、湯王は寛大の政を以て民を治めて其の邪惡の君を除き、后稷は多くの穀物を殖ゑ民を治むることに勤め其の爲に山に死し、文王は文德を昭にして以て民を安んじ、武王は武功を以て民の穢惡する暴君を去れり、此の故に

國則祀之、能禦大災則祀之、能扞大患則祀之、非是族也、不在祀典、昔烈山氏之有天下也、其子曰柱、能殖百穀百蔬、夏之興也、周棄繼之、故祀以爲稷、共工氏之伯九有也、其子曰后土、能平九土、故祀以爲社、黃帝能成命百物、以明民共財、顓頊能序三辰以固民、堯能單均刑法以儀民、舜勤民事而野死、鯀鄣洪水而殛死、禹能以德修鯀之功、契爲司徒而民輯、冥勤其官而水死、湯以寬治民而除其邪、稷

勤百穀而山死、文王以文昭、武王去民之穢、故有虞氏禘黃帝而祖顓頊、郊堯而宗舜、夏后氏禘黃帝而祖顓頊、郊鯀而宗禹、商人禘嚳而祖契、郊冥而宗湯、周人禘嚳而郊稷、祖文王而宗武王、幕能帥顓頊者也、有虞氏報焉、杼能帥禹者也、夏后氏報焉、上甲微能帥契者也、商人報焉、高圉大王能帥稷者也、周人報焉、凡禘郊宗祖報此五者國之典祀也、加之以社稷山川之神、皆有功烈於民者也、及前哲

○以上第八章、晉の文公が曹の地を削りて諸侯に與ふるとき、臧文仲重の候館をまもる僕隸の言をきゝて先づ晉に至り分地を多く得、公にすゝめて僕隸を賞したる物語なり、

海鳥曰爰居、止於魯東門之外、三日、臧文仲使國人祭之、

此の節は、臧文仲が國人に海鳥をまつらせしことを記す、

爰居といふ海鳥あり、魯の宮城の東の門外に飛び來り止まること三日に及べり、臧文仲は神の使鳥と思ひ國人をして之れをまつらしめたり、

〔爰居〕禿鷲なり、一に雜縣といふ、狀鶴の如くにして大きく青蒼色、翼を張れば廣五六尺に及び、頭をあぐれば高六七尺に至る、長頸赤目にして頭頂皆毛なし、支那の南方の湖中にすむといふ、

展禽曰、越哉臧孫之爲政也、夫祀國之大節也、而節政之所成也、故愼制祀以爲國典、今無故而加典、非政之宜也、

此れより以下三節展禽の臧文仲を駁せるの言なり、此の節は其の總提にて祭祀は國の大事なるに故なくして海鳥をまつるは非禮なることを說く、

展禽之れをみて曰く、迂濶なるかな臧孫の政をなすや、夫れ祭祀は國の大なる法制なり、而して法制は政の成就する所なり、故に先王は祭祀を愼み制定して國の大法と爲せり、しかるに今何の理由もなくして海鳥をまつり國の大法を增すは政の宜しきものに非ざるなり、

〔越〕迂濶なり、〔大節〕節は制なり、法制なり、〔國典〕典は法なり、大法なり、〔加典〕海鳥を祭るの新例を開くときは、以後祭祀の法律の上に一の法を增すわけとなる、故にいふ、加は益なり、マスと訓む、

夫聖王之制祀也、法施於民則祀之、以死勤事則祀之、以勞定

境、其章大矣、請賞之、乃出而爵之、

晉の文公は曹の地を削りて以て諸侯に分てり、よりて僖公は臧文仲をして往きて地を受けしめたり、文仲は出發して重といへる地の候館に宿れり、候館を守る僕隷が文仲に告げて曰く、晉は始めて霸者となりて諸侯を安く固くせんと欲す、故に有罪の國の地を削りとりて以て諸侯に分てり、故に諸侯は其の分地を望みて晉を親密にせんことを欲せざることなく皆將に先きを爭ひて晉に至らんとす、晉は諸侯に對して舊來の位次によらず、亦必ず先づ至るものを親まん、されば吾子は以て速に行かざるべからず、魯の位次は尊くして而して又先づ晉に至らば、諸侯はそれ誰か魯と比することを望まんや、之れに反し若し徐行して晉に至ること遲きときは恐くは地を受くること他の諸侯に及ばざらんと、文仲は其の言に從ひ疾行して晉に至りぬ、よりて地をうること他の諸侯より多かりき、文仲反りて既に復命し公に請うて曰く、此の度地をうること多きは重の候館を守る僕隷の力なり、臣之れを聞く善行著るゝあれば身分賤しと雖必ず賞し、惡行兆すあれば身分貴しと雖必ず罰すと、今彼の僕隷の一言によりて我國境の地を益ししは、其の善行の著るゝこと大なるものなり、請ふ之れを賞せんと、公之れをゆるし乃ち僕隷の中より拔擢して大夫となせり、

〔解曹地〕解は削なり、ケヅルと訓む、晉の文公無禮を誅し王に勤む、曹人服せず、よりて伐ちて其の君を執へ其の地を削れり、〔僖公〕莊公の子にて名を申といふ、僖一に釐に作る、〔重館〕重は魯の地名なり、館は候館なり、境上に設けたる樓にて觀望して候伺すべし、故に候館といふ、賓客羇旅の宿泊する所なり、〔館人〕候館を守る僕隷なり、〔伯〕霸に同じ、〔固諸侯〕固は安く固くすること、〔望分〕分は分地なり、〔將爭先〕先はまつさきに至ること、下句先者又先の先も同じ、〔故班〕班は次なり、故次は舊來の位次なり、〔魯之班長〕長は尊貴なり、〔少安〕徐行すること、〔兆〕兆なり、キザスと訓む、〔辟境〕辟は開なり開境とは國境の地をひらきましたるをいふ、〔乃出〕出は、拔擢なり、〔爵之〕爵して大夫と爲すなり、

為、辭曰、外臣之言不越境、不敢及君、

此の節は、衛侯臧文仲の好誼を感じ禮として貨財をおくりたれども、文仲謙遜して辭退せしことを記す、衛侯は己が免されたるは臧文仲のしわざなりしことを聞き、其の恩に報ゆる為に使者をして貨財を賂らしめたり、文仲辭して曰く、外臣の言議は我國君の為に謀るのみ、敢て他國の君の為に謀るには其の力及ばず、然るに今厚賜を辱くす、慚愧に堪へず、敢て辭すと、

〔為〕行為なり、シワザと訓む、〔外臣之言〕文仲は魯公の臣なれば衛君に對しては外國の臣にあたる、故に外臣と稱す、〔不越境〕國境を越えずとは、國境内即ち我國内の君の為に謀るといふこと、〔不敢及君〕君は衛君を指す、敢て衛君の為に謀るには其の力微にして及ばずの意謙辭なり、

○以上第七章、衛の成公晉侯にそむきて執れたるを、臧文仲魯公に説きて勸めて晉侯に請ひて其の罪を免さしめ魯國の面目をあげ、己は謙遜して衛侯の謝禮の賜を辭したる物語なり、

晉文公解曹地、以分諸侯、僖公使臧文仲往、宿於重館、重館人告曰、晉始伯、欲固諸侯、故解有罪之地、以分諸侯、諸侯莫不望分而欲親晉、皆將爭先、晉不以故班、亦必親先者、吾子不可以不速行、魯之班長而又先、諸侯其誰望之、若少安恐無及也、從之、獲地於諸侯為多、反既復命、為之請曰、地之多也、重館人之力也、臣聞之、喜有章、雖賤賞也、惡有釁、雖貴罰也、今一言而辟

侯の歸服を得て霸者となれり、之れによりて晉侯をして魯は其の親屬を見棄てず、禮あり義あり、魯に對しては惡しくすべからず、禮義を以て交らざるべからずと曰はしめよと、

〔僖公〕嚴公の子にて名は申といふ、〔大刑用甲兵〕諸侯王命を用ひざれば則ち六師を出だして之れを討つが如きをいふ、〔用斧鉞〕斧鉞にて斬殺すること軍令を用ひざるものに施す、斧鉞は周語上に圖解す、〔用刀鋸〕刀は刀にて去勢する刑、卽ち宮刑なり、鋸は鋸にて兩足を引ききる刑なり、〔用鑽笮〕鑽はいれずみの刑なり、笮は竹索なり、繋縛する刑なり、〔薄刑〕輕刑なり、〔鞭朴〕鞭はむち、之れにてたゝく刑なり、朴は杖、之れにてうつ刑なり、專ら學校にて生徒をこらすときに用ふ、〔大者〕甲兵斧鉞の二刑を指す、〔陳之原野〕甲兵斧鉞の二刑は共に軍刑なり、故に原野にて行ふ、〔小者〕中刑以下を指す、〔市朝〕市場と役所となり、〔三次〕次は處なり、三處は原野と市場と役所とをいふ、〔使者〕鴆殺を行はしむる使者、卽ち前の醫者をいふ、〔班〕次なり位次相同じきをいふ、〔示親於諸侯〕魯衞は兄弟の國なれば其れを親む情を諸侯に示すことをいふ、〔不可以惡〕魯に對しては惡しくすべからず、禮を以て交り厚遇せざるべからずの意なり、

公說、行玉二十瑴、乃免衞侯、自是晉聘於魯、加於諸侯一等、爵同則厚其好貨、

此の節は、僖公晉侯に請ひて衞君をゆるし、晉侯魯公の誼の深きに感じ之れを厚遇せしことを記す、

僖公文仲の勸めを聞きて大に悅び、玉二十雙を周王と晉侯とに獻じ、衞侯を免さんことを請へり、王侯其の請をいれ、乃ち衞侯を免せり、是の時より晉侯は深く魯公の好誼に感じ、魯に聘するときには他の諸侯より禮を一等を加へたり、又他の諸侯と魯と爵位同じきときは、其の贈る貨財を特に厚くゆたかにせり、

〔說〕悅と通ず、ヨロコブと訓む、〔二十瑴〕玉一對を瑴といふ、〔好貨〕貨財なり和好を結ぶ爲の貨財なるを以て之れを好貨といふ、

衞侯聞其臧文仲爲也、使納賂、

鉞、中刑用刀鋸、其次用鑽笮、薄刑用鞭朴、以威民也、故大者陳之原野、小者致之市朝、五刑三次、是無隱也、今晉人鴆衛侯不死、亦不討其使者、諱而惡殺之也、有諸侯之請、必免之、臣聞之、班相恤也、故能有親、夫諸侯之患、諸侯恤之、所以訓民也、君盍請衛君以示親於諸侯、且以動晉、夫晉新得諸侯、使亦曰魯不棄其親、其亦不可以惡、

此の節は、臧文仲僖公に晉侯に說きて衛君を免し、我國の親信の誼に厚きことを知らしむべきことを勸めたることを記す、

臧文仲僖公に言ひて曰く、夫れ衛君は殆ど罪なし、夫れ刑は五あるのみ、之れを施すや隱すことあるなし、隱すは乃ち人に知らるゝを諱むなり、公平の處置にあらず、五刑は大刑に始まり薄刑に終る、大刑は甲兵を用ひて誅伐し、其の次は斧鉞を用ひて斬戮し、中刑は刀鋸を以てきり、其の次は黥縛し、最も輕き刑は鞭朴を用ひてうつのみ、此れ皆民を威さん爲なり、故に大なる刑罪は原野に陳ねて刑し、小なる刑罪は市朝にて行ふ、かく五刑を施すに三處に於てするは、是れ隱すことなきの證なり、今晉人私に衛侯を鴆殺するも死せず、亦其の鴆殺せる醫者を誅さゞるは、自ら衛侯を殺すを諱み惡み自殺せしものゝ如くせんとするものにして、隱すものなり、故に諸侯にして衛侯の赦免を請ふものあらば、必ず之れを免さん、臣之れを聞く、位次同じき者は互に相救恤す、故に能く親むありと、夫れ諸侯の患あるときは諸侯が之れを救恤するは義の大なるものにして、民に相救恤すべきことを敎ふる所以なり、君盍ぞ衛君の赦免を請うて以て兄弟の國を親む情の厚きことを諸侯に示し、且つ以て晉侯の心を感動させざるや、夫れ晉侯は今新に諸

脂なり、沐は甘漿の屬なり、齊師遠征して膏沐に渴せり、故に之れを以て賂るなり、〔犒〕勞なり、ネギラフと訓む、〔不佞〕不才なり、猶不肖といふが如し、〔不㆑能㆑事㆓疆場之司㆒〕疆場は境界なり、境界を司る吏に事ふる事能はずとは、君に事ふる能はずといふの尊稱なり、〔暴露〕曝露に同じ、〔小人〕位を以ていふ、小民を指す、〔君子〕位を以ていふ、君上及有司を指す、〔室如㆓縣磬㆒〕府藏は空虛にして屋もなく、唯榱梁のみあり、恰も懸木に磬をかけたるが如しとの意なり、縣は懸に同じ、磬は懸木にかけてうつものなり、故に例にひく、〔野無㆓青草㆒〕天旱して野に青草なきこと、〔周文公〕周公なり、文公は其諡なり、〔夾輔〕左右より輔佐すること、〔女〕汝なり、〔質㆑之以㆓犧牲㆒〕質は信なり、犧牲の血をすゝりて盟ひ其の約束を信にせしむること、盟に犧牲の血をすゝるは禮なり、〔釋〕赦なり、〔泯〕滅なり、〔壤地〕土地なり、〔先王之命〕成王が周公と大公とに盟約せしめられたる命令なり、〔平〕和睦なり、

○以上第六章、齊の孝公來伐せるとき、臧文仲展禽をして言辭を以て謝罪し、侵伐を免れ國難をすくひたる物語なり、

温之會、晉人執㆓衞成公㆒、歸㆓之於周㆒、使㆓醫鴆㆒㆑之、不㆑死、醫亦不㆑誅、

此の節は、晉人が衞の成公を執へて周におくり、醫をして之れを鴆せしめしも死せず、醫も亦誅せられざることを說く、

晉の文公が諸侯を温に會せるとき、衞の成公の晉に事へざるを怒り、之れを執へて周におくり、醫をして之れに鴆酒を飲ましめ、殺さんとしたれども死せず、醫者も亦誅せられず、

〔温之會晉人執㆓衞成公㆒〕周語を見よ、〔鴆〕鳥の名なり、其の羽に毒あり、之れを酒に漬して飲ましむれば立どころに死す、〔醫亦不㆑誅〕晉が醫を誅せざるは私を以て毒殺せしめたるを以てなり、

臧文仲言㆓於僖公㆒曰、夫衞君殆無㆑罪矣、刑五而已、無㆑有㆓隱者㆒、隱乃諱也、大刑用㆓甲兵㆒、其次用㆓斧

恐、對曰、恃先君之所職業、昔者成王命我先君周文公及齊先君大公曰、女股肱周室、以夾輔先王、賜女土地、質之以犧牲、世世子孫無相害也、今君來討敝邑之罪、其亦使聽從而釋之、必不泯其社稷、豈其貪壞地而棄先王之命、其何以鎭撫諸侯、恃此以不恐、齊侯乃許、爲平而還、

此の節は、展禽展喜をして齊の軍にゆき孝公に説きて兵を罷め國難を救ひたることを記す、

展禽卽ち乙喜をして膏沐を以て齊の軍をねぎらはしめて曰く、寡君不肖にして君の疆界を司る吏に事ふることを能はず、君をして盛怒して以て身を敝邑の野に曝露して兵をみせしむるに至る、寡君惶懼爲す所を知らず、臣をして敢て君の兵衆をねぎらはしむと、齊侯展喜を引見し問うて曰く、魯國は恐るゝかと、喜對へて曰く、小民は恐るれども有司は則ち恐れ居らずと、齊侯曰く、魯の府藏空虚にして恰も懸磬の如く、野は天旱の爲に青草なし、何を恃みて恐れざるかと、喜對へて曰く、魯齊二先君の職業として守る所の盟約を恃めり、昔し周の成王我先君周文公と齊の先君大公とに命じて曰く、汝は周室に股肱となりて先王を輔佐せり、よりて汝に土地に賜ひ相親睦して王室の藩屏たらしむ、而して犧牲の血をすゝり盟ひて以て其の約を信實にせしむ、汝代々子孫に至るも相爭ひて害ふこと勿れと、されば今君來りて敝邑の罪を討つも、亦我をして君の命を聽從せしめて之れを釋さんのみ、必ず其の社稷を滅さゞらん、君豈土地を貪りとりて先王の命をすつることをなさんや、然らずば君は其れ何を以て霸となりて諸侯を鎭撫し得ん、我乃ち此れを恃むを以て恐れずと、齊侯乃ち其の罪を許して兵を罷め、和睦をなして還れり、

〔乙喜〕魯大夫展喜なり、展禽の一族なり、〔膏沐〕膏は

展禽に孝公に談判して兵をやめんことを囑せることを記す、

齊の孝公、魯公の盟約に叛くを怒り、來りうつ、臧文仲言辭を以て罪を謝し、兵を罷めんことを欲すれども、病みて行く能はず、展禽を招きて之れをはかり問ふ、展禽對へて曰く、獲之れを聞く、大國にをりては小國を敎へ、小國にをりては大國に事ふと、是れ亂を止むる所以の道なり、言辭を以て大國に對することを聞かず、若し小國となりて自ら高ぶり以て大國を怒らし己に惡害を加へしめば、國何を以て保たん、今や吾國齊を怒らし惡害目前に在り、言辭を以て謝するも其れ何の益かあらんと、文仲曰く、國家危急なり、百物の中用ひて以て賂となし、之れを緩くするものあらば、將に趨走して之れを求め救はざるべからざらんとす、願くは子の言辭を以つて賂を行ひ、急を救はんとす、其れ可からんか、子願はくは之れをつとめよと、

〔齊孝公來伐〕魯の僖公齊に叛きて衞莒と盟ふ、故に孝公來り伐つなり、孝公は桓公の子にて名は昭といふ、〔以レ辭告〕言辭を以て告げ謝罪すること、〔展禽〕魯の大夫にて名は獲、字は季禽、(略して禽といふ)柳下の邑を食むを以て柳下惠といふ、惠は諡なり、高德偉材を以て聞ゆ、孔子も其の爲人を稱し、孟子は推稱して聖人となせり、〔大〕大國なり、〔小〕小國なり、〔禦〕止なり、トム又はトヾムと訓む、〔祟〕高なり、タカブルと訓む、〔加レ亂〕亂は害惡なり、〔在レ前〕前は目前なり、〔百物唯其可者〕百物は多くの物なり、一句の意は、百物の中にてたゞ用ひて賂となし國の急を緩くすべきものあらばとなり、〔將レ無レ不レ趨也〕將に趨走して之れを求めて賂ひ、以て國の急を救はざるべからざらんとすとなり、

展禽使乙喜以膏沐犒師曰、寡君不佞、不能事疆場之司、使君盛怒以暴露於敝邑之野、敢犒輿師、齊侯見使者曰、魯國恐乎、對曰、小人恐矣、君子則不、公曰、室如縣磬、野無靑草、何恃而不

り、磬は周語下に圖解す、〔戾ニ於敝邑ニ〕戾は至なり、敝邑は自國の謙稱、〔羸〕病なり、ヤムと訓む、〔幾レ卒〕幾は近なり、チカシと訓む、卒は盡なり、死し盡くるなり、〔殄〕斷なり、タツと訓む、〔周公大公之命祀〕周公は魯の祖周公旦、大公は齊の祖大公望なり、武王の時、周公大宰と爲り、大公大師と爲り、諸侯の國の當に祀るべき所を命ずるを掌れり、故に一句の意は周い公大公の諸侯命ぜられたる祀、即ち諸侯の祭祀をふ、〔職貢〕朝貢なり、〔業事〕會盟の類なり、〔不レ共〕供せずなり、盡くす能はざるをいふ、〔獲レ戾〕戾は罪なり、〔不腆〕腆は厚なり、不厚とは猶粗末といふが如し、〔先君之敝器〕先君のときより傳はりし敝器なり、敝器は粗末なる器なり、〔滯積〕滯積せる穀物をいふ、〔紓ニ執事ニ〕紓は緩なり、閑暇なること、執事は有司なり、一句の意は、貴國の有司の掌穀の事務を閑暇にせんとなり、蓋し藏穀久しければ朽敗の恐あり、有司の常に憂ふる所なり、今之れを魯に送れば有司の憂去る、故にかくいふ、〔共レ職〕職は前の職貢業事を指す、〔寡君〕我君を稱する謙辭なり、〔二三臣〕我等二三の臣下の義なり、〔周公大公及百辟神祇〕魯亡びず祭祀をたゝざれば、其の祖たる周公は勿論、諸侯の祭祀を命じたる大公の靈も亦其の命をすてざるを悅ぶわけなり、故に共にあぐ、百辟は百君なり、魯の歷代の君を指す、神祇、天神地祇なり、國存せば天神地祇も祭らるゝ、故に其の賜をうくといひしなり、

〇以上第五章、魯國飢饉のとき、臧文仲自ら請ひて齊に使し、糴米を請ひ得て之れを救恤したる物語なり、

齊孝公來伐、臧文仲欲二以レ辭告一病焉、問二於展禽一、對曰、獲レ聞レ之、處レ大教レ小、處レ小事レ大、所二以禦一レ亂也、不レ聞二以レ辭一、若爲レ小而崇、以怒二大國一、使レ加二己亂一、亂在レ前矣、辭其何益、文仲曰、國急矣、百物唯其可者、將レ無レ不レ趨也、願以二子之辭一行レ賂焉、其可乎、

此の節は、齊の孝公來伐せるとき、臧文仲之れを憂ひ

り、賢者の行にそむけり、又我上位にありて下民の困急を恤へず、官に居りて其の職務を惰るは、事ふる所以の道に非ず、我自ら請うて使者となるは、卽ち之れを以てのみと、

〔爲レ選レ事乎〕他人が誘りて職事を選擇する横着ものとなさんかとなり、〔急レ病〕患難に當りては自ら進んで之れを救ふに急なること、〔讓レ夷〕夷は平なり、平易なる事を指す、讓レ夷とは平易なる事は他人に讓りて功を成さしむるとなり、〔違〕違ひ悖ること、

文仲以三鬯圭與二玉磬一、如レ齊告レ糴、曰、天災流行、戾二於敝邑一、饑饉荐降、民羸幾レ卒、大懼レ殄二周公大公之命祀一、職貢業事之不レ共而獲レ戾、不レ腆先君之敝器、敢告二滯積一、以紓二執事一、以救二敝邑一、使レ能共レ職、豈唯寡君與二二三臣一、實受二君賜一、其周公大公及百辟神祇、實永饗而賴レ之、齊人歸二其玉一而予二之糴一、

此の節は、臧文仲齊にゆきて糴米を請ひ得てかへりしことを記す、

臧文仲鬯玉と玉磬とを持ちて齊にゆき、糴米を請うて曰く、天災流行して敝邑に至り、饑饉しきりに降下し、民庶病みて殆ど亡盡せんとす、大に祭祀の禮を斷絕し、朝貢會盟の務を盡す能はずして、罪を天王侯伯に得んことを懼る、是に於て臣君命を奉じて至る、粗末なる先君の敝器を奉り、以て敢て貴國の滯積せる穀物を請ひうけ、貴國掌穀の有司の事務を閑暇にせんとす、貴國幸に敝邑の急を救ひて能く職事を盡くすを得しめば、豈たゞに寡君と我等二三臣とのみ實に其の賜を受くるのみならんや、其れ周公大公と百君と天神地祇と實に永く其の賜をうけて之れに賴らんと、齊人之れを許諾し、其の玉をかへして糴米を與へたり、

〔鬯圭〕圭瓚なり、周語上に圖解す、〔玉磬〕玉製の磬な

以てし、之れを申ぬるに盟誓を以てし、益〻其の親を厚くする所以の者は、固に自國の艱急のとき救援を請はんが爲なり、又國の名器を鑄、寶財を蓄藏する所以の者は、民の飢饉災患にかゝるを待ち、以て其の救恤の資となさんが爲なり、今我國罷病せり、君なんぞ名器を以て糴米を齊に請はれざるやと、公曰く、誰を使者とせんと、文仲對へて曰く、國饑饉あるときは、卿が出でゝ使者となし、糴米を他國に請ふは、古先王の制なり、辰や不肖と雖卿の列に備はれり、辰請ふ齊にゆかんと、公之れを許して往かしむ、

〔臧文仲〕魯の卿にて名は辰といふ、〔艱急〕艱は難なり、艱急は猶急難といふが如し、〔名器〕鐘鼎の類をいふ、〔寶財〕玉帛の類をいふ、〔殄病〕殄も亦病なり、飢饉災患などを指す、〔是待〕是れ待ちて救はんが爲なりの意なり、〔以二名器一請レ糴〕名器をおくり其の代として糴米を請ふ意なり、糴はかひよね、〔告〕請なり、コフと訓む、

從者曰、君不レ命二吾子一、吾子請レ之、其爲レ選レ事乎、文仲曰、賢者急レ病而讓レ夷、居レ官者當レ事不レ避レ難、在レ位者恤二民之患一、是以國家無レ違、今我不レ如レ齊、非レ急レ病也、在レ上不レ恤レ下、居レ官而惰、非レ事レ君也、

此の節は、從者が文仲に自ら請うて使者となりしは他人の謗を招く所以なるを言ひしを、文仲其理由を說きかせしことを記す、

從者文仲に問ひて曰く、君上吾子に使命を命ぜられざるに、吾子自ら請ひて使者となる、他人吾子を以て自ら職事を選擇せる我儘ものなりと謗ることを爲さんかと、文仲曰く、賢者は患難に當りては自ら進んで之れを救ふに急にして、平易の事に於ては他人に讓りて功を成さしむるものなり、又官に居るものは事に當りて艱難を避けずして進みて自ら之れに向ひ、位に居るものは民の患難を恤ひて急に之れを救ふ、是れを以て國家の事毫も違ひ悖ることなく發展するなり、今國家飢饉の時にあたり、我齊にゆかざるときは、患難にあひて身を挺し急ぎ救ふものに非ざるな

は穀璧を、男は蒲璧を執り、孤は皮帛を、卿は羔を、大夫は雁を、士は雉を、庶人は鶩を、工商は雞を執る、信圭は周語上に示す、他の圭璧の圖は玆に示すが如し、

桓圭（三禮圖）

躬圭（三禮圖）

穀璧（三禮圖）

蒲璧（三禮圖）

○以上第四章、嚴公大夫宗婦をして幣帛を以て夫人哀姜を迎へ見えしめられんとしたるを、夏父展の諫めたれども用ひられざりし物語なり、

魯饑、臧文仲言於嚴公曰、夫爲四隣之援、結諸侯之信、重之以婚姻、申之以盟誓、固國之艱急是爲、鑄名器、藏寶財、固民之殄病是待、今國病矣、君盍以名器請糴於齊、公曰誰使、對曰、國有饑饉、卿出告糴、古之制也、辰也備卿、請如齊、公使往、

此の節は、魯國飢饉のとき、臧文仲君に申し自ら請ひて齊に使し糴を請はんとし、君許されたることを記す、

魯國飢饉なり、臧文仲嚴公に言して曰く、四隣の國の援を爲し、諸侯と信交を結び、之れを重ぬるに婚姻を

語なり、

哀姜至、公使大夫宗婦覿用幣、宗人夏父展曰、非故也、公曰君作故、對曰、君作而順則故之、逆則亦書其逆也、臣從有司、懼逆之書於後也、故不敢不告、夫婦贄不過棗桌、以告虔也、男則玉帛禽鳥、以章物也、今婦執幣、是男女無別也、男女之別、國之大節也、不可無也、公弗聽、

夫人哀姜齊より至る、嚴公大夫と宗婦とをして夫人に見ゆるに幣帛を用ひしむ、宗人夏父展曰く、こは先王の故事に非ざるなりと、公曰く、君の所作は故事となる、何ぞ必ずしも舊禮によるに及ばんと、對へて曰く、君が行ひて其れが禮に順へば則ち故事として後世之れに法れども、行が禮にはづれて逆なるときは則ち故事とせざるのみならず、之れを記録に書して後世にのこすなり、臣は不肖なれども有司の列に從へり、君の逆行の記録に書されて後世にのこされんことを懼る、故に敢て告げずんばあらず、夫れ婦の贄は棗栗に過ぎざるは、婦人は敬虔を以て禮となすことを告ぐる意なり、又男の贄は則ち玉帛禽鳥なるは尊卑によりて物を異にするを明に示す意なり、今婦人を見るに幣帛を執れば是れ男女區別なきなり、男女の區別は國の大禮節なり、一日もこれなかるべからざるものなりと、公は遂に聽かれざりき、

〔哀姜〕齊侯の女にて嚴公の夫人なり、〔宗婦〕同族の大夫の婦人なり、〔覿〕見なり、マミユと訓む、〔幣〕幣帛なり、〔宗人〕宗伯なり、周語上に說く、〔夏父展〕夏父は姓展は名なり、〔非故也〕故は故事なり、故禮をいふ、〔君作〕作は行ふ所、卽所作なり、〔順〕禮に順ふこと、〔贄〕會見の時に執る禮物にへ、〔棗桌〕棗はなつめ、桌は栗の古字なり、棗は意を蚤記にとり、栗は意を敬慄にとりて用ふるなり、〔虔〕敬なり、〔玉帛禽鳥〕玉は圭なり、公は桓圭を、侯は信圭を、伯は躬圭を、子

師慶言於公曰、臣聞、聖王公之先封者、遺後之人法、使無陷於惡、其爲後世昭前之令聞也、使長監於世、故能攝固不解以久、今先君儉而君侈之、令德替矣、公曰、吾屬欲美之、對曰、無益於君、而替前之令德、臣故曰、庶可以已乎、公弗聽、

嚴公先君桓公の廟の柱を丹く塗り、其の桷に雕刻をなす、匠師慶公に言ひて曰く、臣聞く天下國家の祖たる聖王聖公は、後世子孫に法則を遺して惡に陷ることなからしむ、即ち其の後世の子孫をして前世の善き名聞を昭にして落さざらしめ、長く前世の恭儉なる行をみて之れを守らしむ、故に子孫能く之れを體し、操持堅固にして懈らず、以て世運久遠なるなり、今君の先君は恭儉なるに、君は之れに反して侈美を極む、是れ先君の善き德を替てらるゝなりと、公曰く、吾深意あるに非ず、たま〳〵思ひつきて之れを美しくせんと欲するのみと、匠師慶對へて曰く、然らば此の擧や君に益なくして先君の善き德をすつるなり、臣故に曰く、庶くは以て已めらるゝを可とすべきかと、公は遂に聽かれざりき、

〔丹〕丹色にぬること、諸侯の廟柱は黝堊色に塗るを禮とす、〔桓宮〕桓公の廟なり、桓公は莊公の父なり、〔楹〕柱なり、〔桷〕榱なり、たるき、廟のたるきに雕刻するも亦禮に非ず、〔匠師慶〕匠師は官名、匠工を掌るもの、慶は其の名なり、〔聖王公〕聖王聖公なり、〔先封者〕始祖をいふ、〔後之人〕後世の子孫なり、〔爲二後世昭二前之令聞一〕爲は使なり、シテ……シムと訓む、後世は後世の子孫をいふ、前は前世の君なり、〔監二於世一〕監は觀なり、觀て法をとること、世は前世の君の德なり、〔攝固〕攝は持なり、持固は操持堅固なること、〔不レ解〕解は懈に同じ、オコタルと訓む、〔侈〕侈美なり、〔屬〕適なり、タマ〳〵と訓む、

〇以上第三章、嚴公桓公の廟柱を丹色にぬり、榱を雕刻せんとせるを匠師慶が諫めたるもきかれざりし物

客にしめす、君亦此れを贊し此の度の擧あり、往きて之れを觀んとす、是れ先祖周公の遺法を守るものに非ざるなり、君自ら此の不法をなして、何を以て民を敎へんとするや、夫れ春分に土脈ひらきて社祭するは、天時を助けて農事の始を爲すなり、初冬に穀物を收拾して烝祭するは、一歲の會計を上に納めて農事の終を爲すなり、今齊時に非ずして社祭す、是れ先王の訓に非ざるなり、而るを君往きて其の兵衆を觀んとす、亦先王の訓に非ざるなり、其の禮にそむくはただに是れのみならず、すべて天子が上帝を祀れば、諸侯は之れに會して己が政命を受け、諸侯が先王先公を祀れば卿大夫往きて之れを佐け、己が職事を受くるは古の制なり、臣は諸侯自身が諸侯の祀に會するの禮を聞かず、況んや其の祀は不法の擧なるに於てをや、君の擧動は必ず記錄に書きしるす、書きしるしても其の行法に合はずば、後嗣の人は何をか觀法をとらんと、されど公は聽かずして遂に齊にゆけり、

〔嚴公如ㇾ齊觀ㇾ社〕如は適なり、ユクと訓む、社は地神の社なり、莊公の二十三年夏、齊地神をまつるによりて、兵衆をつらね軍實をあつめ、諸侯を召きて之に示す、公ゆきて觀んとするなり、〔四王〕四たび天子に朝見すること、〔一相朝〕諸侯互に一たび相朝會すること、〔講二於會一〕朝會の禮を講習すること、〔班爵之義〕班は次序なり、班爵は爵位の次序尊卑なり、〔其間〕朝會の間なり、〔大公〕齊の始祖、大公望なり、〔觀二民於社一〕社祭によりて民衆をあつめ、軍實をつらね、客にしめすこと、〔是擧〕是の度の擧動なり、齊の社祭をみるの擧動を指す、〔故業〕故事なり、周公の遺法を指していふ、〔土發〕春分に土脈の發くこと、土脈發くとは土の暖氣につれて和らかくなること、〔助ㇾ時〕天時を助けて福を求め、農事の始をなすこと、〔收攟〕攟は拾なり、收拾は穀物を收拾すること、〔烝〕冬の祭の名、日月辰星及社神門神などを祭るなり、〔要〕計なり、一歲の會計なり、〔旅〕衆なり、兵衆をいふ、〔受ㇾ命〕命は致命なり、政治上の命令をいふ、〔先公〕先君なり、〔受ㇾ事〕事は職事なり、

○以上第二章、嚴公齊の社祭によりて兵衆をあつめ軍實を陳ぬるを往きて觀んとして、曾劌諫めたるも聽かれざりし物語なり、

嚴公丹二桓宮之楹一而刻二其桷一、匠

こと、

○以上第一章、長勺の役に曹劌嚴公に何を以て戰ひ得るかのわけを問ひ、公の中心民事を慮るを以て民は力をつくすべしの答を得て、之れなれば戰ひて勝つべしと公にすゝめて戰ひたる物語なり、

嚴公如齊觀社、曹劌諫曰、不可、夫禮所以正民也、是故先王制諸侯、使五年四王一相朝也、終則講於會以正班爵之義、帥長幼之序、訓上下之則、制財用之節、其間無由荒怠、夫齊棄大公之法、而觀民於社、君爲是舉而往觀之、非故業也、何以訓民、土發而社助時也、收攟而烝納要也、今齊社而往觀旅、非先王之訓也、天子祀上帝、諸侯會之受命焉、諸侯祀先王先公、卿大夫佐之受事焉、臣不聞諸侯之相會祀也、祀又不法、君舉必書、書而不法、後嗣何觀、公不聽、遂如齊、

嚴公齊にゆきて社祭を觀んとす、曹劌諫めて曰く、不可なり、左に其理由を申し述べん、夫れ禮は民をただしとゝのふる所以なり、是の故に先王は諸侯の禮を制定して、五年間に四たび天子に朝見し、一たび諸侯互に相朝會せしむ、朝見の禮畢れば、則ち諸侯相會して朝會の禮を講習し、爵位次序尊卑の義を正しくし、同位爵の者は長幼の順序にしたがひ以て上下の法則を訓戒し、財用の節度を制定す、其の間常に謹愼して荒み怠ることとなし、夫れ齊は大公の後なり、大公能く先王の法に從ひて國法を立つ、然るに今は其の國法を棄てゝ修めず、社祭に因りて、民衆をかりあつめて

〔長勺之役〕嚴公十年齊と長勺に戰へり、初め齊の襄公無道なり、羣公將に禍にかゝらんとす、よりて鮑叔は公子小白を奉じて莒に奔り、管仲は公子糾を奉じて魯に奔れり、嚴公の八年に齊の無知襄公を弑するや、莒魯二國各〻二子を保護して齊に入れ君位を卽かしめんとし、乾時（地名）に於て相遇ひて戰となり、魯兵敗績し、公子は戰死せり、小白乃ち入りて國をうく、之れを桓公となす、桓公十年に師をおこして魯をうち長勺に戰ふ、蓋し魯が公子糾を助けて己が入國を拒みたる故なり、此の役や魯よく戰ひて勝てり、長勺は山東省兗州府曲阜縣の北境にあり、〔曹劌〕魯の士なり、〔嚴公〕莊公のこと、漢の明帝の諱莊なるを以て諱みて嚴となす、後世に至るも改めずして因襲せるなり、後章に見ゆる嚴伯、魯嚴の如き皆之れに同じ、莊公は桓公の子にて名は同といふ、〔愛〕惜なり、吝なり、ヲシムと訓む、〔牲玉〕牲は犧牲なり、玉は圭璧にて神に奉ぐる所以のもの、〔惠レ本〕民を惠みて本事を施すこと、本事は根本の政治にて、下句の布ニ德於民一より器不レ過レ用の六事を指す、〔歸ニ之志一〕心より上に歸服すること、〔布ニ德於民一〕德は恩德なり、慈幼、養老、振窮、恤貧などを指す、〔君子〕位を以ていふ、君上を指す、〔小人〕位を以ていふ、人民を指す、〔動不レ違レ時〕時は農時なり、民を動かし用ふるに農時を奪はざること、〔器不レ適レ用〕用は器用にて耕戰用の器を指す、器物は日用の器の外、造る所は耕戰用の器に過ぎず、玩弄の器不要の器をつくらざること、

圭璧（三禮圖）

〔共祀〕君民共に大に神を祀ること、〔小賜〕僅少なる恩賜にて前の衣食を指す、〔獨恭〕獨り恭しく神に事ふることにて、民と共に大にまつり事へざると、前の牲玉一句を指す、〔咸〕偏なり、アマネシと訓む、〔優〕裕なり、〔享〕祭享なり祭の供物禮式の總稱、〔不レ可ニ以不一レ本〕本は本事なり、〔圖レ民〕民の事をはかり慮る

神弗福也、將何以戰、夫民求不匱於財、而神求優裕於享者也、故不可以不本、公曰、余聽獄雖不能察、必以情斷之、對曰、是則可矣、夫苟中心圖民、知雖不及、必將至焉、

長勺の役に、曹劌は齊と戰はん所以のわけを嚴公に問へり、公曰く、余民に衣食を與ふることを愛まず、神に牲玉を捧げて事ふることを愛まず、以て一戰すべしと思へりと、劌對へて曰く、夫れ本事をつとめて民を惠みて而る後民上に心服す、民心服和合して而る後に神は之れに幸福を下し給ふ、若し恩德を民に施し、其の政事を平均にし、君上は克く治國を務め、庶民は克く力を其の業に務め、國に用ありて民を動かすも其の農時を奪はず、器械を造るも日用器の外は耕戰用のものに過ぎざる時は、財用乏しからず、君民共同に大に神を祀るを得ざることなし、此くして以て民を用ふるときは命をきかざることなく、幸福を求むれば豐厚なる幸福を得ざることなし、然るに今君は將に民を惠むに僅少なる恩賜を以てし、神を祀るに獨り恭しく事へて福を得んとす、僅少なる恩賜は徧く及ばず、獨り恭しくすれば神に事ふるに供物禮式裕なる能はず、恩賜徧からざるときは則ち民歸服せざるなり、神に事ふるに供物禮式裕ならざるときは則ち神幸福を下さゞるなり、此くの如くにして何を以て戰はんとしたまふか、勝利は覺束なきなり、夫れ民は財に乏しからざらんことを求め、神は供物禮式に優裕ならむことを求むるものなり、故に君は戰はんとしたまはゞ本事を務め民神を和げざるべからずと、公曰く、余獄訟を聽斷するに明察すること能はずと雖、必ず中情を以て之れを裁斷し、寃罪なからしめんとせり以て一戰する能はざるかと、劌對へて曰く、是れなれば則ち可なり、以て一戰すべし、夫れ君誠に中心より民事をはかり慮らば、其の智及ばざる所ありといへども、必ず將に其の正を失はずして道に至らんとす、民豈そむかんや、以て一戰すべき所以なりと、

獻公（八）— 眞公（九）
武公（十）— 子括 — 伯御（十二）
　　　　　— 懿公（十一）
　　　　　— 孝公（十三）— 惠公（十四）— 隱公（十五）
　　　　　　　　　　　　　　　　　　— 桓公（十六）— 莊公（十七）

莊公 — 子般 — 文公（二十）— 宣公（二十一）— 成公（二十二）— 襄公（二十三）— 昭公（二十四）
　　— 閔公（十八）
　　— 僖公（十九）
昭公 — 定公（二十五）— 哀公（二十六）— 悼公（二十七）— 元公（二十八）— 穆公（二十九）— 共公（三十）
共公 — 康公（三十一）— 景公（三十二）— 平公（三十三）— 文公（三十四）— 傾公（三十五）

魯語とは魯國の物語にて、上下に分つは卷帙多き爲なり、此の上編には莊公より成公に至る五公間のことを配す、凡て十八章あり、

長勺之役、曹劌問所以戰於嚴公、公曰、余不愛衣食於民、不愛牲玉於神、對曰、夫惠本而後民歸之志、民和而後神降之福、若布德於民、而平均其政事、君子務治、而小人務力、動不違時、器不過用、財用不匱、莫不共祀、是用民無不聽、求福無不豐、今將惠以小賜、祀以獨恭、小賜不咸、獨恭不優、不咸民弗歸也、不優

滅の顛末は詳ならず、

○以上第九章、衞の大夫彪傒が萇弘劉文公の成周に城かんとするを見て、其の行の天に反くを以て禍咎にあふべきことを豫言し、適中したる物語なり、

卷第四

魯語上

魯の始祖は有名なる周公旦なり、曲阜（山東省兗州府曲阜縣）に都す、周公は成王の攝政として國に就く能はざるを以て、子の伯禽をして代り治めしめたり、伯禽は明君にして禮樂をおこし國俗を改めたれば、他國に比して文化高かりき、後年孔子の出でゝ儒教の盛となれるも亦こゝに本づくといふ、其れより十四代隱公に至るまでは、內亂ありと雖、小康を保ちたりしが、隱公より以後は所謂春秋時代にして、諸侯相攻伐し五霸の興起となり、天下を通じて騷擾の巷と化したれば、魯も亦其の渦中より脫する能はず、されど國力大ならざるを以て列國と鋒を爭ふ能はず、常に齊晉の下風に立ちて其の制をうくるの有樣なりき、故に特筆すべき記事なし、されど由來文敎の國なれば其の方面に於ては列國の畏敬を得たり、

隱公の次を桓公となす、桓公卒して長子莊公立つ、莊公の三弟慶父、叔牙、季友別に立てゝ卿となりしより、其の孫世々國政を專にし公室遂に微なり、所謂三桓是れなり、定公に至り孔子を用ひたれども終へず、哀公亦孔子を貴びたれども用ふる能はず、三桓の勢力は依然として大に、遂に傾公に至りて楚の考烈王の爲に滅さる、周公より凡三十五世なり、左に世系をかゝぐ、

一周公——二伯禽——三考公
　　　　　　　　└四煬公——五幽公
　　　　　　　　　　　　└六魏公——七厲公

し、先王の常法をすてゝ以て其の私欲に從ひ、巧僞變詐の計を用ひて天の災禍を益し、百姓を勤勞さして以て己が功名をなさんとせば、其の禍殃をうくるや更に大ならんと、

〔萇叔〕叔は弘の字なり、〔速及〕速に禍に及ぶなり、〔以レ道補〕人道を以て天の壞る所を補ひ支ふること、〔道レ可而省レ不〕道は達なり、トホスと訓む、可は善なり、省は去なり、スツと訓む、不は惡なり、〔誣二劉子一〕成周に築城する擧は萇弘主謀たれども、身分大夫なるを以て己が事ふる所の卿士の劉子を誣し之れを推し立てゝ頭としたるよりいふ、〔反レ道〕前の以レ道補を指す、〔誣レ人〕劉子を誣かすをいふ、〔戮〕罪禍なり、〔魏子〕魏獻子なり、〔天福〕天の恩惠なり、〔其當レ身乎〕其の身のみ禍に當りて子孫に及ばざらんかの意なり、〔夫子〕劉子を指す、〔常法〕先王の常法なり、〔從二私欲一〕成周に築かんと欲するを指す、〔巧變〕巧僞變詐の計なり、成周に築くことを指す、〔崇〕益なり、マスと訓む〔勤二百姓一〕城を築きて百姓をつとめはたらかすこと、〔已名〕名は功名なり、

是歲也、魏獻子合二諸侯之大夫一於翟泉一、遂田二於大陸一、焚而死、及二范中行之難一、萇弘與レ之、晉人以爲レ討、二十八年殺二萇弘一、及二定王一、劉氏亡、

此の節は、彪傒の豫言のあたれることを記す、

是の歲や魏獻子諸侯の大夫を翟泉に會合し、遂に大陸にかりし火に焚かれて死せり、晉の大夫范、中行の二氏騷亂を起すに及び萇弘之れにあづかる、晉人以て征討をなし、敬王に萇弘の處置をせむ、二十八年に至り王は遂に萇弘を殺せり、定王の時に及び、劉氏は亡びたり、

〔翟泉〕洛陽城の中にある池の名、或はいふ地名と、〔田〕藪澤を燒きてかりすること、〔大陸〕晉の藪の名今の河南省懷慶府修武縣の北にあり、〔范中行之難萇弘與之〕范中行は晉の大夫范吉射と中行寅となり、二人亂をなして其の君に叛く、劉文公と范氏とは姻戚の間柄にて、萇弘は劉氏に事へたれば、之れに加擔せるなり、〔劉氏亡〕劉氏は劉文公の子孫を指す、其の亡

故府なり、故府に收めたる遺文（舊典）を指す、謂は爲なし、多は幸なり、一句の意は、故府にをさめたる舊典を守るを得ば至幸と爲すとなり、〔蕩〕破壞すること、ヤブルと訓む、〔魁陵〕魁は丘なり、〔糞土〕ぼろぼろせる惡土なり、〔溝瀆〕瀆は小さきみぞ、〔悛〕改なり、前弊を改めて更張すること、

單子曰、其咎孰多、曰、萇叔必速及、夫將以道補者也、夫天道導可而省不、萇叔反是以誑劉子、必有三殃、違天一也、反道二也、誑人三也、周若無咎、萇叔必爲戮、雖晉魏子、亦將及焉、若得天福、其當身乎、若劉氏則必子孫實有禍、夫子而棄常法、以從其私欲、用巧變以崇天災、勤百姓以爲己名、其殃矣、

此の節は、彪傒單子の問に答へて萇弘最も先づ咎を受くべく、劉子魏獻子亦之れにつぎて咎禍をうくべきことを說けることを記す、

單子彪傒に問うて曰く、其の咎禍をうくる誰れか最も多からんと、彪傒曰く、萇叔必ず速に禍咎に及ばん、彼は人道を以て天の壞る所を補はんとするものなり、其れ天道は善を保護して之れを發達させ、惡を憎みて之れを棄つるものなり、萇叔は之れに反し、惡道を以て劉子を誑かし非をとげんとす、必ず三殃をうくるあらん、天に違反する是れ一殃なり、正道に反く是れ二殃なり、人を誑かして己に從はす是れ三殃なり、此の度の擧や、周室若し幸に禍咎をうくるなくんば、萇叔は必ず大なる罪禍にあはん、萇叔をたすくる晉の魏獻子と雖、亦禍に及ばんとす、若し天の恩惠を得ば、其の身のみ禍に當りて、子孫に及ばざらんか、劉子の如きに至りては罪を犯す大なれば、則ち己禍を受くるのみならず、必ず子孫に及ぶまで實に禍をうくるあらん、劉夫子にして飽くまで萇弘を信用

て滅び、商の玄王德を勤めてより十四世にして始めて興り、帝甲之れを亂してより七世にして滅ぶ、周は后稷德を勤めてより十五世にして始めて興り、幽王之れを亂してより今に至るまで十四世なり、是によりて諺に言ふ所の誣ひざるを知るべし、今や周實に滅亡の期に近し、されば政府の遺文を守り得れば實に至幸と爲す、又胡ぞ振興すべけんや、夫れ周の道德禮法の偉大にして效あるは、譬へば高山廣川大藪の如し、故に能く賢良の材を生じて天下を安からしむ、而るに幽王之れを破壞して丘陵糞土溝瀆の如きものとなせり、其れより復次第に壞して今日に至る、既に人力を以て之れを如何とする能はざる所、其れ誰か前弊を改めて更張し得るものあらんや、

〔彪傒〕衞の大夫なり、〔不レ沒乎〕沒は終なり、無事に死すること、〔飫歌〕飫禮の時にうたふ歌なり、飫禮は私宴の禮なり、〔監〕觀なり、觀て戒めつゝしむこと、〔立成〕立ち行ふこと、〔少二曲與一〕曲は委曲なり、與は相親むなり、委曲を盡くして相親むこと少しとは、私に歡好して公を忘るゝことなきをいふ、〔愓〕恐懼なり、恐懼戒愼すること、〔敎二民戒一〕民を治むるに戒め愼むべきを敎ふること、〔天地之爲〕爲は所爲なり、〔殆〕近なり、チカシと訓む、〔孔甲亂レ夏〕孔甲は夏の十四代目の君なり、史記夏本紀に帝孔甲立、好二方鬼神事一淫亂、夏后氏德衰、諸侯畔レ之とあり、〔四世而殞〕四世は孔甲、皐、發、桀なり、殞は滅亡なり、〔玄王勤レ商〕玄王は商(卽ち殷)の祖なり、名は契、堯舜に事へて司徒たり、母簡狄玄鳥(つばくろ)の卵を墮すを見、とりて之れを呑み、因りて孕みて契を生みしを以て玄王といふ、勤レ商とは德を勤めて商國を興すこと、〔十有四世而興〕契より十四世湯王に至りて始めて夏を滅して天下を一統せるをいふ、十四世とは契、昭明、相土、昌若、曹圉、冥、振、微、報丁、報乙、報丙、主壬、主癸、湯王をいふ、〔帝甲〕湯王より二十四代目の君なり、史記殷本紀に帝甲淫亂殷復衰とあり、〔七世〕帝甲、帝廩辛、帝庚丁、帝武乙、帝太丁、帝乙、帝辛(紂王)をいふ、〔十五世〕后稷より文王までをいふ、本篇第三章にあり、〔十有四世〕幽王より悼王に至るまでをいふ、幽王、平王、桓王、莊王、僖王、惠王、襄王、項王、匡王、定王、簡王、靈王、景王、悼王なり、〔守レ府之謂レ多〕府は

王勤商、十四世而興、帝甲亂之、七世而殞、后稷勤周、十四世而興、幽王亂之、十有四世、守府之謂多、胡可興也、夫周高山廣川大藪也、故能生之良材、而幽王蕩以爲魁陵糞土溝瀆、其有悛乎、

此の節は衞の大夫彪傒が劉萇二子の擧の道に悖ることを論じて單穆公に物語りたることを記す、衞の大夫彪傒周に適きて劉萇二子が成周に城を築かんとせることを聞き、單穆公に見え語りて曰く、劉萇二子はそれ終を全うせざらんか、其のわけを左にとかん、周詩に之れあり、曰く、天の保護して支ふる所のものは人力にて壞るべからず、其の惛みて壞る所のものも亦人力にて支へ留むるべからずと、昔し武王は殷に克ちたる時、此詩を作りて以て飫禮の樂歌となし、之を名づけて支と曰ひ、以て後世の人にのこして永く觀てつゝしましむ、夫れ禮の立ちて行ふ者を飫禮と爲す、此の禮や主意大節を昭明にするにあるのみ、私に歡好して公を忘るゝことなし、是れを以てこれが爲に日に恐懼してつゝしむは、民意は卽ち天意なれば民を治むるに戒愼すべきことを敎へんと欲するなり、然らば則ちかの支の詩の言ふ所は、必ず天地の所爲を洞達知悉せるものゝ言なり然らずば以て後世の人に遺して服膺戒愼せしむるに足らず、今劉萇二子の行を見るに、之に反して天の惛みて壞る所を支へとめんとす、亦至難のことならずや、何となれば周は幽王よりして天之れが聰明を奪ひ、迷惑亂暴して德をすてゝ怠慢淫蕩の行につきて以て其の百姓の心服を失はしむ、天の周を惛みて壞るや年久し、而るに二子は又將に天に抗して之れを補はんとす、不可能の事に近し、水火の犯し害ふ所だも猶救ふべからざるものなり、況んや天の壞り害ふ所をや、豈救ふべけんや、諺に曰く、善に從ふは山に登るが如く困難なれども、惡に從ふは山陵の崩壞するが如く容易なるものなりと、昔し夏帝孔甲政を亂してより四世にし

國人子猛を立てゝ王となす、子朝攻めて猛を殺す、晉人子朝を攻め丐を立て王となす、即ち敬王なり、在位四十二年にして崩ず、〔劉文公〕周の卿士にて名は卷といふ、文公は謚なり、〔萇弘〕周の大夫にて字を叔といふ、〔欲城成周〕成周は瀍水を隔てゝ王城と相對する地なり、此に城を築かんとしたるは、王子朝の徒黨王城にあり危險なるを以て、敬王は畏れて成周に居れり、是に於て晉は諸侯の兵を徵して之れを守衞す、用役煩勞なるを以て萇弘等此に城を築かんとしたるなり、〔告晉〕晉は諸侯の霸にして敬王の即位も其の力による、故に告ぐるなり、〔魏獻子〕晉の正卿にて名は舒といふ、〔說萇弘〕說は悅と通ず、悅び好むと、〔與之〕與は許なり、ユルスと訓む、承諾すると、

衞彪傒適周聞之、見單穆公曰、萇劉其不沒乎、周詩有之、曰、天之所支不可壞也、其所壞亦不可支也、昔武王克殷、而作此詩也、以爲飫歌、名之曰支、以遺後之人、使永監焉、夫禮之立成者爲飫、昭明大節而已、少曲與焉、是以爲之日惕、其欲教民戒也、然則夫支之所道者、必盡知天地之爲也、不然、不足以遺後之人、今萇劉欲支天之所壞、不亦難乎、自幽王而天奪之明、使迷亂棄德、而即慆淫以亡其百姓、其壞之也久矣、而又將補之、殆不可矣、水火之所犯、猶不可救、而況天乎、諺曰、從善如登、從惡如崩、昔孔甲亂夏、四世而殞、玄

に他人を治め用ふるを得るなりと、暗に早く子猛を廢して子朝を立てゝ嗣となすべきを諷せり、王は其の意を曉り給へども、大臣を畏れて應へ給はず、其の後王は鞏に獵りし給ひし時、公卿をして皆從はしめ、この時を以て子猛派の有力者單子を殺さんとし給ひしが、偶〻疾を得未だ之れを果たす能はずして崩じ給へり、

〔殺二下門子一〕下門子は周の大夫にて王子猛の傅なり、景王適子なし、よりて王子猛を立てゝ嗣となす、既にして之を憎み王子朝を立てんと欲す、故に先づ子猛の傅下門子を殺せるなり、〔賓孟〕周の大夫にて王子朝の傅なり、姓は賓、名は起、孟は其の字なり、〔侍者〕從ふ所の侍臣なり、〔憚〕懼るゝこと、〔犧〕いけにへなり、〔人犧實難〕他人が犧となるならば位貴きを以て、己は其の下につかざる可からざるを以て事實に成り難きをいふ、子猛嗣とならば位貴く勢加はるゝを以て子朝は其の下風に立たざるべからず故に事を成すを難きに喩ふ、〔己犧何害〕己の犧とならば位貴くなるを以て事を成すに何の害もなきをいふ、子朝嗣とならば位貴く勢加はるゝを以て事を成し易きに喩ふ、〔可也〕自ら術るべきなりの意、〔用レ人〕人を治め用ふること、〔田〕獵なり、〔鞏〕山の名、河南省河南府洛陽縣の東北にあり、〔單子〕前章に見ゆる單穆公にて、子猛の派なり、〔克〕能なり、アタフと訓む、

○以上第八章、賓孟景王に早く王子猛を廢して王子朝を立てゝ嗣となさんことを勸め、王も亦其の積りにて果さずして崩ぜる物語なり、

敬王十年、劉文公與二萇弘一欲レ城二成周一、爲レ之告二晉一、魏獻子爲レ政、說二萇弘一而與レ之、將レ合二諸侯一、

此の節は、劉文公萇弘と成周に城を築かんとして晉の大夫魏獻子之れを贊したることを記す、

敬王の十年に卿士の劉文公と大夫の萇弘と謀りて成周に城を築かんと欲し之が爲に晉に告ぐ、時に晉にては魏獻子執政たり、獻子萇弘を悅び好む故に其求を許諾し、將に諸侯を合して成周に城を築かんとす、

〔敬王〕名は丐、王子猛の母弟なり、初め景王子朝を愛し、王長子猛を廢せんとす、王崩ずるに及び

り、瀛水のほとりと、〔無射之上宮〕無射の管長し、故に上といふ、〔布ㇾ憲〕憲は法令なり、〔施舍〕施は恩徳を施すこと、舍は罪を舍すこと、〔瀛亂〕亂は樂曲の名、瀛曲は四曲中の終の曲なり、故に亂の字を附す、〔優柔〕寛舒安逸なり、

○以上第七章、伶州鳩が景王の問に對へて、十二律の起原效用及び周室專用の七律の起原を説きたる物語なり、結末の語なきを以て脱簡あるべしといふ、想ふに然らん、

景王既殺下門子、賓孟適郊、見雄雞自斷其尾、問之侍者、曰、憚其犧也、遽歸告王曰、吾見雄雞自斷其尾、而人曰、憚其犧也、吾以爲信畜矣、人犧實難、己犧何害、抑其惡爲人用也乎、則可也、人異於是、犧者實用人也、王弗應、田于鞏、使公卿皆從、將殺單子、未克而崩、

景王子猛を立てゝ嗣となさんとす、既にして之を憎み子朝を立てんと欲し、子猛の傅下門子を殺せり、子朝の傅、賓孟郊にゆきて雄雞の自ら其の尾を斷ちきるを見、之れを侍者に問ふ、侍者對へて曰く、そは其の犧とせられんことを懼れてしかするなりと、賓孟遽に歸りて王に告げて曰く、吾郊にて雄雞の自ら其の尾を斷ちきるを見る、而るを人は其の犧とせらるゝを懼れてしかすといへり、されど吾は以爲らく此れ誠に畜類の情なり、人類は則ち然らず、犧は神に其の身を捧げて事ふるものにして貴き位なり、されば他人が犧となれば位貴くなるを以て、己は其下につかざるべからざれば事を成すこと實にかたし、之れに反して己犧となれば位貴くなるを以て何の害をうくることかあらん、抑も雄雞が犧となるを嫌へるは犧の位を知らず、たゞ人に用ひられて殺さるゝを惡める爲なるか、畜類として自ら爾るべきなり、人は則ち之れと異なり、己犧となれば位貴くなるを以て實

いふ、「星在二天黿一」星は辰星(水星)なり、天黿は星宿の名、「日辰」日と日月の會する所となり、「北維」北方の水位なり、「顓頊所レ建」所建は國を建つる所なり、顓頊の都帝丘は後の衞國の地にして、北維の分野なり、「帝嚳受レ之」顓頊の子帝嚳其の後をうけて天下に君臨するをいふ、「我姬氏出レ自二天黿一」姬氏は周の姓なり、武王の祖父即ち王季の母の大姜は逢伯陵の後にて齊の女なり、齊は天黿星の分野にあたる、故にいふ、「及二析木一」天黿より析木に及ぶまでなり、「皇妣」皇は君なり、妣は死せる母の稱、「姪」兄弟の子は男女ともに姪といふ、「伯陵之後云云」伯陵は大姜の祖、有逢伯陵をいふ、後は子孫なり、「逢公之所レ馮神也とは逢公が死して上天して馮りて神となりし星の義、即ち逢公の靈星をいふ、「分野」天體に地上の國を配當したる稱、「辰馬」房心星にて前の天駟なり、「農祥」祥は象なり、農祥は農事の象なり、「經緯」をさむること、「五位」前の歲星と月と日と日月の會する所と辰星とをいふ、「三所」前の逢公の馮りし所と、周の分野のある所と、后稷の經緯せし所とをいふ、「自レ鶉及レ駟七列也」鶉は鶉火、駟は天駟なり、七列とは鶉火より天駟に至る迄張、翼、軫、角、亢、氐、房の東西の七列星をいふ、「南北之揆七同也」揆は度なり、一句の意は、南北の緯も亦鶉火(午)より辰星天黿(子)に至る迄東西と同じく七度(午、未、申、酉、戌、亥、子)ありとなり、「可レ同」同は神人相應同すると、「二月癸亥」武王即位の十二年二月癸亥の日なり、「夷則之上宮」夷則は管最も長し、故に上といふ、宮は宮調なり、「當レ辰」辰は時なり、初めて陣するの時をいふ、「辰在二戌上一」辰は日月の會する所あり、在二戌上一とは斗柄が戌位の上即ち酉の位にありの意なり、「長」主なり、主調となすをいふ、「鍾之下宮」夷則より下りて黃鍾に至る時は黃鍾の管は九寸の半なり、四寸五分の律管を用ふ、短きを以ての故に下といふ、「布二戎于牧野一」戎は兵なり、王進んで殷の牧野に逼り兵陣を布くをいふ、「六師」六軍なり、天子の軍は六軍より成る、故に天子の軍の稱、「大蔟之下宮」大蔟も亦八寸の半管四寸を用ふ、短し、故に下といふ、「布二令於商一」商は商(殷の名の都を指す、「文德」父文王の德なり、「底」は罪狀を告示すること、「多辠」辠は罪の古字なり、「三王」大王、王季、文王をいふ、「嬴內」地名、一にいふ、內は汭な

星は則ち我皇妣大姜の姪なる伯陵の後の逢公の昇天して馮りし所の神星なり、つぎに月の在る所は辰馬(天駟)の次にて、此の次は農事の象に中る、農事は我太祖后稷の治めし所なり、武王は此の五位と三所とを合せて卽ち八の數を用ひんと欲せしに、鶉力の次より天駟の次に至るまで東西(經)に七列の星あり、南北(緯)の度も亦其の數此れに同じく七度なり、凡て神人の二者は自然の數を以て之れを合致させ、聲調を以て其の合致の意を明にするなり、數合ひ聲和して然る後神人相應同すべきなり、故に武王は天の經緯共に七を以て其數を同じくするを以て、之と同數の音律を制して以て其の聲調を和す、是に於てか始めて七律起れり、七律の樂には四樂曲あり、武王は二月癸亥の夜を以て陣せり、陣すること未だ畢らざる中に雨ふれり、此れ天地の神が王の擧に賛同せられたる徵なり、此に於て夷則の調の音樂を奏し陣を布き畢れり、夷則の調を用ひし所以は、王が初め陣する時に當りて日月の會する所卽ち斗柄が戊の位の上にあり、十二律上より見れば戊の位の上は南呂の律にあたる、南呂の律は陰律にて戰陣に用ふべからざるを以て、又其の上の位なる夷則の陽律を主として用ひたるなり、而して其樂曲を名づけて羽といふ、羽とは能く民を藩蔽して法則に中らしむる所以の義にとるなり、王又黃鍾の音樂を奏して兵を牧野に進めて陣を布きたり、此の樂曲を名づけて厲といふ、厲とは六軍を勵ます所以の義にとるなり、王既に紂王を誅して殷を滅すや、大蔟の調の音樂を奏して其の都に入り、號令を宣布し、父文王の德を昭に顯して紂王の多罪を告示し、討滅の已むなきをさとせり、故に其の樂曲を名づけて宣といふ、宣とは三王の德を宣べ示す所以の義にとるなり、王既に殷を定め、反りて嬴內に至り、無射の調の音樂を奏して法令を布き、百姓に惠を施し、又其の罪を赦せり、故に其の樂曲を名づけて嬴亂といふ、嬴とは寛舒安逸に民衆を容るゝ所以の義にとるなりと、

〔歲〕歲星なり、〔鶉火〕星宿の名、やどり、〔天駟〕房星の一名、亦星宿の名、〔析木之津〕析木は星宿の名、津は天漢(アマノガハ)星なり、尾星の十度より斗星の十一度に至るまでを析木と爲し、其の間を天漢と爲す、〔辰在斗柄〕辰は日月の會する所をいふ、斗柄は斗星の前一度を

也、歲之所在、則我周之分野也、月之所在、辰馬農祥也、我太祖后稷之所經緯也、王欲合是五位三所而用之、自鶉及駟七列也、南北之揆七同也、凡神人以數合之、以聲昭之、數合聲龢、然後可同也、故以七同其數、而以律龢其聲、於是乎有七律、王以二月癸亥夜陳、未畢而雨、以夷則之上宮畢之、當辰辰在戌上、故長夷則之上宮、名之曰羽、所以藩屏民則也、王以黃鍾之下宮布戎于牧之野、故謂之厲、所以厲六師也、以大蔟之下宮布令於商、昭顯文德、底紂之多辠、故謂之宣、所以宣三王之德也、反及嬴內、以無射之上宮布憲施舍於百姓、故謂之嬴亂、所以優柔容民也、

此の節は、伶州鳩が王の問に對へて七律の起原をのべたることを記す、

伶州鳩對へて曰く、昔し我武王殷の紂王を伐ち給ひしとき、歲星は鶉火の次にあり、月は天駟の宿にあり、日は析木の次の津にあり、日月の會する所は北柄にあり、辰星は天黿の次にあり、辰星と日と日月の會合する所との位置は共に北方の水位にあり、此の位の中にある分野は顓頊の國を建てし所なり、帝嚳は其の後を承けて天下に臨めり、帝嚳の後なる我姬氏は實に天黿の次の分野なる齊より出づ、天黿の次より析木の次に及ぶ迄に建星と牽牛星とあり、此の二

に便利よくし、庶品を程度し、皆其の禮に應じ其の常に復らしむる場合に用ひて宜しとなり、〔不ㇾ易〕移り易らざることにて正しく行はるゝをいふ、〔姦物〕淫姦渗惡の氣をいふ、〔細鈞〕鈞は調なり、細調は細き聲調なり、〔有ㇾ鐘無ㇾ鎛〕鐘は大鐘、鎛は小鐘なり、一句の意は、大鐘をうちて節し小鐘をうちて節することなきこと、蓋し細調のとき小鐘をうちて節するときは細調を節するに細音を以てすることになりて相和せざるが故なり、〔昭二其大一也〕昭は明に示すこと、大は大なる聲調をいふ、〔大鈞〕大なる聲調なり、〔甚大〕甚大なる聲調なり、〔鳴二其細一〕細は細き音の出づる樂器、絲竹革木を指す、一句の意は、絲竹革木を鳴らして大なる聲調を節すとなり、〔久〕久しく保ち續くこと、〔久固〕久しく保ち續きて固く安きこと、〔純〕純一にして和諧すること、〔終〕成なり、音樂成ること、〔終復則樂〕終復は音樂既に成りてまた始に復りて奏し循環窮らざること、樂は人々樂しむこと、

王曰、七律者何、

此の節は、王が周室に用ふる所の七律を問ひ給ふことを記す、

王又問ひ給ひて曰く、我周室にて古より用ふる所の七律とは何かと、

〔七律〕周室にて古より用ふる所の七音律にて、黃鍾を用て宮調と爲し、大蔟を商調となし、姑洗を角調となし、林鍾を徵調となし、南呂を羽調となし、應鍾を變宮調となし、蕤賓を變徵調となすと韋註に見ゆ、王が之れを問ひ給へるは周室にて特に七律を用ひて十二律を用ふること少なき爲なるべし、

對曰、昔武王伐ㇾ殷、歲在二鶉火一、月在二天駟一、日在二析木之津一、辰在二斗柄一、星在二天黿一、星與二日辰一之位、皆在二北維一、顓頊之所ㇾ建也、帝嚳受ㇾ之、我姬氏出ㇾ自二天黿一、及二析木一者、有二建星及牽牛一、則我皇妣大姜之姪、伯陵之後、逢公之所ㇾ馮神

しむる場合に用ひて宜しとなり、〔六曰ニ無射ニ云云〕射は厭ふなり、よろづの事物既に成り、法則平正に、上下安樂して相厭ふことなきの義なり、宣布以下は其の音律を用ひて適する場合を說く、宣布は偏く布き施すなり、哲人は聖人なり、令德は善德なり、軌儀は法則なり、一句の意は先世の聖人の善德を偏く民に布き施して其の守るべき法則を示す場合に用ひて宜しとなり、〔六間〕間は厠なり、まじふること、六間とは六律の間にまじふる律、卽ち六呂をいふ、〔沈伏〕沈み伏れたる氣卽ち陰氣をさす、〔散越〕散りあがる氣卽ち陽氣をさす、〔元間大呂云云〕元は一なり、一間ははじめにまじへ夾む音律の意なり、以下二間三間四間五間六間同じ、呂は侶なり、陽の俗の義なり、助ニ宣物ニは大呂の解にて陰氣が陽氣の侶となり、大に之を佐けて萬物を宣揚すること、〔二間夾鍾云云〕夾は佐なり、鍾は聚なり、陰氣が陽氣を佐け聚むの義なり、四隙云云は夾鍾の義を說く、四隙は四方の間なり細は滯り伏れたる微細の陽氣をいふ、一句の意は陰氣が四方の間の未だ滯り伏れたる微細の陽氣を佐けて地上に出だすをいふ、〔三間中呂云云〕呂は大呂の呂と同じ、中とは此の律十二律の中間にあり四月にあたる四月は陰陽寒暄の平分なるをいふ、宣ニ中氣ニは其の義解なり、既に平分に出づる所の陽氣を佐けて萬物の間に偏く布き施すこと、〔四間林鍾云云〕林は衆なり、鍾は聚なり、陰氣地下に君となり既に宣布する所の陽氣を佐け萬物之によりて衆盛なるの義なり、和ニ展百事ニ以下は其の音律を用ひて適する場合を說く、肅は速なり、純は大なり、恪は敬なり、一句の意は、時に務めてよろづの事を和げ展べて僞作あることなく、臣庶をして其の職事に任へ其の功を速にし大に其の職を敬はさゞることなからしむる場合に用ひて宜しとなり、〔五間南呂云云〕南呂の名は大呂に對していふ、方位に配すれば大呂は北にあり、此の律は南にあるを以ていふ、贊ニ陽秀ニは其の義を說く、秀は成なり、一句の意は既に成長せる陽氣を佐くるをいふ、〔六間應鍾云云〕應鍾とは、陰氣陽氣に應じて事を用ひ、萬物聚集し多くの嘉穀具備するの意なり、均ニ利器用ニ以下は其の音律を用ひて適する場合を說く、均は平均、利は便利なり、應復は其の禮に應じ其の常に復らしむること、一句の意は、百官器用を平均

申　七月　夷則　(六律の五)
酉　八月　南呂　(六呂の五)
戌　九月　無射　(六律の六)
亥　十月　應鍾　(六呂の六)

〔天之道也〕天の道は十二を以て極數となすに則るなりの意なり、十二は十二子を指す、〔黃中之色也〕黃は五色中にて中の色に中り、又地中の色なり、故にいふ、〔宣養〕宣は徧なり、徧養はあまねくやしなふこと、〔六氣〕陰陽風雨晦明をいふ、〔九德〕書經洪範にいふ所の九功の德にて水、火、金、木、土、穀、正德、利用、厚生をいふ、〔第レ之〕第は次第なり、〔二曰大蔟云云〕蔟は奏なり、大蔟とは陽氣大に奏み昇るなり、金奏は大奏の換へ字にして首倡鼓舞の義なり、贊は佐なり、〔佐レ陽は十一月の陽氣を佐くるなり、滯は滯り伏れたるもの、卽ち葉を失ひて枯立せる草木又は地中に蟄伏せる蟲などを指す、〔三曰姑洗云云〕姑は枯なり、洗は潔なり、姑洗とは枯れ穢れたる者を潔くするなり、下句の修二潔百物一は卽ち其義を解ける者にて、修潔は洗、百物は姑を指す、枯れ穢れたる多くの物(枯葉せる草木蟄伏せる蟲などを指す)を修め潔くすること(草木に芽を出させ蟄蟲を蘇らせて新らしく潔き生命を與ふることをいふ)なり、考レ神納レ賓は其の音律を用ひて適する場合を說く、考は合なり、アハスと訓む、合レ神とは宗廟の祭に奏して神人を合致し宜しきこと、納は延なり、延レ賓とは享宴の禮に奏して賓客を案內するに宜しきこと、〔四曰蕤賓云云〕蕤は委蕤にて、柔なる貌なり、蕤賓とは陰氣地下に復りて主人となり陽氣地下より柔に地上に出でて賓となるなり、安二靖神人一一句は、其音律を用ひて適する場合を說く、靖は靜なり、獻は主人が爵を客にさすこと、酬は主人が客より受けたる爵を客にかへすこと、交は主客こもごも爵を交換すること、酢は客が主人に爵をさすこと、一句の意は、宗廟の祭に用ひて神人を安んじ靜にし、享宴の禮に用ひて主客獻酬交酢するに宜しきこと、〔五曰夷則云云〕夷は平なり、則は法なり、夷則とは陽氣已に偏く施して天地間のよろづの事物成り、天地の法則平正なるの義なり、詠二歌九則一以下は其の音律を用ひて適する場合を說く、九則は九功の法則なり、平は平安なり、貳は疑貳なり、一句の意は、九功の法則を詠歌して民を平安にし疑貳なから

大呂　八寸三分七釐六毫

蕤賓を三分損して生じたるもの、倍したる所以は其の管短きに過ぎて聲を成さゞるを以てなり、

大蔟　八寸

林鍾を三分益して生じたるもの、

夾鍾　七寸四分三釐七毫

夷則を三分損して生じたるをものを倍したるもの、倍したる所以は其の管短きに過ぎて聲を成さゞるを以てなり、

姑洗　七寸一分

南呂を三分益して生じたるもの、

仲呂　六寸五分八釐三毫

無射を三分損して生じたるものを倍したるもの、倍したる所以は其の管短きに過ぎて聲を成さゞるを以てなり、

蕤賓　六寸二分八釐

應鍾を三分益して生じたるもの、

林鍾　六寸

黄鍾を三分損して生じたるもの、

夷則　五寸五分五釐一毫

大呂を三分益して生じたるものを二分したるものなり、而してこれを二分したる所以は、其の管長きに過ぎて、聲を成さゞるを以てなり、

南呂　五寸三分

大蔟を三分損して生じたるもの、

無射　四寸八分八釐四毫

夾鍾を三分益して生じたるものを二分したるもの、二分したる所以は其の管長きに過ぎて聲を成さゞるを以てなり、

應鍾　四寸六分六釐

姑洗を三分損して生じたるもの、

「平レ之以レ六」黄鍾及其れより生じたる律を六陰六陽に平分すること、即ち陰律六之れを六呂といひ、陽律六之れを六律といふ、「成二於十二一」十二は即ち六律六呂の合計にて、其の名は前に掲げたり、之れは十二月に則りて作りたるものなれば、左に表示して一目の下に明にす、

干支	月	音律
子	十一月	黄鍾（六律の一）
丑	十二月	大呂（六呂の一）
寅	正月	大蔟（六律の二）
卯	二月	夾鍾（六呂の二）
辰	三月	姑洗（六律の三）
巳	四月	中呂（六呂の三）
午	五月	蕤賓（六律の四）
未	六月	林鍾（六呂の四）

二因法とは.2を乗ずるなり、之れに因りて左の公式を得、

1.×.1=.2　　2.×.2=.4　　3.×.2=.6
4.×.2=.8　　5.×.2=1.1　　6.×.2=.13
7.×.2=1.5　　8.×.2=1.7

四因法とは.4を乗ずるなり、之れに因りて左の公式を得、

1.×.4=.4　　2.×.4=.8　　3.×.4=1.3
4.×.4=1.7　　5.×.4=2.2　　6.×.4=2.6
7.×.4=3.1　　8.×.4=3.5

三歸法とは3.を乗ずるなり、之れに因りて左の公式を得、

1.×3.=3.　　2.×3.=6.　　3.×3.=10.
4.×3.=13.　　5.×3.=16.　　6.×3.=20.
7.×3.=23.　　8.×3.=26.

而して二因法に於て5.の1.1となり、四因法に於て3.の1.3となり、三歸法に於て4.の13.となるが如きは、此の三法ともに十進法を用ひずして九進法を用ふるを以てなり、

左に之れによりて律管の長をはかる法を例示せん、

三分損=二因して三歸する例

大蔟の律管は八寸なり、之れを二因三歸して南呂の律管五寸三分を得、

先づ八寸を二因すれば公式に由りて一寸七分を得

8.=1.7

次に一寸七分を三歸すれば公式によりて五寸三分を得、

1.=3.　　.7=2.3　　3.+2.3=5.3

三分益=四因して三歸する例

南呂の律管は五寸三分なり、之れを四因三歸して姑洗の律管七寸一分を得、先づ五寸三分を四因すれば公式によりて二寸三分三釐を得、

5.=2.2　　.3=.13　　2.2+.13=2.33

次に二寸三分三釐を三歸すれば公式によりて七寸一分を得、

2.=6.　　.3=1.　　.03=.1　　6.+1.+.1=7.1

他は之れに準じてしるべし、

左に之によりて生じたる律管の長のみを表示す、

律管の名	長
黃鍾	九寸

なり、其の調亦之れに則る、故に之れを百官器用を平均に便利よくし、庶品を程度し、皆其の禮に應じ其の常に復らしむるに用ひて宜しき所以なり、かく十二律は天地の陰陽の氣の作用に則りて制したるものなるを以て、其れが正しく行はるゝときは其の調陰陽の氣と相應じ、間接に其の作用を佐くるなり、故に黄鍾の律一たび立ちて六律六呂移り易らざるときは、則ち陰陽の二氣其の順序を失はず、能く和調するを以て淫姦沴悪の邪氣の萬物を害するもの起ることなし、而して十二律を奏するや、其の聲調和平を尙ぶ、故に細き聲調のときは大鍾をうちて之れを節し、小鍾をうつことなきは、其の大なる聲調を明に示して細き聲調を平にするなり、又大なる聲調のときは小鍾をうちて之れを節し大鍾をうつことなく、又甚大なる聲調のときは小鍾もうつことなく絲竹革木を鳴して之れを節するは、亦其の細き聲調を明に示して大なる聲調を平にするなり、大なる聲調は明に、細き聲調は鳴るは、和平の道なり、和平なるときは、則ち久しく保ち續くべし、久しく保ち續きて固く安きときは、則ち純一にして和諧なり、純一にして和諧に明なれば、則ち音樂始めて完成するなり、音樂既に完成して復始にかへりて奏し、循環してきはまらざれば、則ち人々樂しむ、人々樂めば國家太平なり、されば音樂は政を成す所以の本なり、是の故に先王は音樂を尊重して之れを忽にし給はざりきと、

〔立レ均出レ度〕均は萬事の平均、度は萬事の法度なり、〔神瞽〕瞽は音樂を司る官長、瞽者多く之れに任ずるよりいふ、神とは其の德神の如き意よりいふ、〔中聲〕中和の聲なり、〔量レ之以制〕量は其の齊量を審にはかること、制は黄鍾の律を制定すること、〔度レ律〕律は黄鍾以外の音律を指す、〔軌儀〕軌は範なり、儀は法なり、規則として法るをいふ、〔紀レ之以レ三〕黄鍾の律を本として之れを三分損益して他の音律の管の長を定め聲を紀すること、三分損益とは黄鍾の律管長さ九寸を本とし之れを三分損益して他の音律の管の長を生ずるなり、三分損益とは古の算法の二因法四因法三歸法を用ふるなり、三分損法は二因三歸二法を用ひ、三分益法は四因三歸二法を用ふ、損益共に三歸法を用ふるを以て三分とはいふなり、左に之れを詳説せん、

其の調亦之れに則る、故に之れを宗廟の祭に用ひて神人を和合し、享宴の禮に用ひて賓客を延きいるゝに宜しき所以なり、四の陽律を蕤賓といふ、五月（午）に配す、五月陰氣全く地下に復りて主となり陽氣地上に出でゝ賓となるの義にとるなり、其の調亦之れに則る、故に之れを宗廟の祭に用ひて神人を安んじ靜にし、享宴の禮に用ひて獻酬交酢するに宜しき所以なり、五の陽律を夷則といふ、七月（申）に配す、七月陽氣既に偏く施し天地の萬事既に成り法則平正なるの義にとるなり、其の調亦之れに則る、故に九功の法則を詠歌して、民を平安にし疑貳なからしむるに用ひて宜しき所以なり、六の陽律を無射といふ、九月（戌）に配す、九月天地の萬物既に成り法則平正に上下相安樂して厭ふなきの義にとるなり、其調亦之れに則る、故に先世の聖人の善德を偏く布きて民に守るべき法則を示す、即ち敎化に用ひて宜しき所以なり、六律既に定まれば其の間に夾みまずる陰の音律、即ち六呂を爲りて以て陰氣を揚げ陽氣を黜け、以て二氣を調和す、即ち之れによりて陰陽を二音律を和調するなり、其の第一にまじへ夾む陰の音律は大呂といふ、十二月（丑）に配す、十二月陰氣が陽氣を佐けて萬物を宣揚するの義にとるなり、其の調亦之れに則る、第二にまじへ夾む陰の音律は夾鍾といふ、二月（卯）に配す、二月陰氣が四方の間に未だ滯り伏れたる微細の陽氣を佐け出だすの義にとるなり、其の調亦之れに則る、第三にまじへ夾む陰の音律は中呂といふ、四月（巳）に配す、四月陰氣が既に平分に出づる所の陽氣を佐けて萬物に偏く布くの義にとるなり、其の調亦之れに則る、第四にまじへ夾む陰の音律は林鍾といふ、六月（未）に配す、六月陰氣地下に入りて君となり、既に宣揚する所の陽氣を佐け萬物を成育するの義にとるなり、其の調亦之れに則る、故によろづの事を和げ展べて僞詐なることなく、臣庶をして其の職事に任へ其の功を速にし大に其の職を敬せざることなからしむるに用ひて宜しき所以なり、第五にまでへ夾む陰の音律は南呂といふ、八月（酉）に配す、八月陰氣が成長せる陽氣を佐くるの義にとるなり、其の調亦之れに則る、第六にまじへ夾む音律は應鍾といふ、十月（亥）に配す、十月陰氣陽氣に應じて事を用ひ萬物を聚集し多くの嘉穀具備するの義にとる

二間夾鍾、出四隙之細也、三間中呂、宣中氣也、四間林鍾、和展百事、俾莫不任肅純恪也、五間南呂、贊陽秀也、六間應鍾、均利器用、俾應復也、律呂不易、無姦物也、細鈞有鐘無鎛、昭其大也、大鈞有鎛無鐘、甚大無鎛、鳴其細也、大·昭小鳴、龢之道也、龢平則久、久固則純、純明則終、終復則樂、所以成政也、故先王貴之、

此の節は、州鳩の對を記す、十二律の成立功用をのぶ、

州鳩對へて曰く、律は十二あり、十二律は黃鐘を以て本となす、黃鐘の律は萬事の平均を立て萬事の法度を出だす所以なり、古の神瞽中和の聲を考へ、其の齊量を審察して以て黃鍾の律を制定し、其れを本として他の音律を度り定め、十二律にして、以て鐘の音調を平均にす、されば黃鍾の律は十二律の本たるのみならず、度量衡の本なり、故に百官も亦之れに則りて法を取る左に黃鍾の律が本となりて他の音律を生ずることを詳述し申さん、黃鍾の律成ればこれを本とし三分損益して他の音律の聲を紀し、之れを六陽六陰に平分して以て十二律の數を成す、是れ天の十二を以て極數となすの道に則りたるなり、夫れ黃鍾は十一月(子)に配す、黃は地中の色なり、鍾は聚るなり、十一月は陽氣地中に鍾る月なり、故に之れを名づけて黃鍾と曰ふ、陽氣地中に聚りて、六氣九德を徧く養ふ所以の本となるの義にとるなり、其の調亦之れに則り、他の音律の本たり、是より奇月に次第して六律を定む、二の陽律を大族といふ、正月(寅)に配す、正月陽氣大に首倡鼓舞して十一月地中に聚る所の陽氣を佐け、滯り伏れたる萬物を出だし、發達さす所以の義にとるなり、其の調亦之れに則る、三の陽律を姑洗といふ、三月(辰)に配す、三月陽氣生を養ひよろづの物を修め潔めて新にするの所以の義にとるなり、

は民を害ふ器なり、再興とは大貨大鐘を鑄るを指す、
〔老耄〕八十を耄といふ、耄とは昏惑なり、故に老耄にておいぼれたることなり、

二十五年王崩、鐘不龢、

此の節は、王崩じて後鐘聲和調せざりしことを記す、
翌二十五年に王崩じ給ふ、大鐘は州鳩の言の如く和調せざりき、
〔鐘不龢〕州鳩の如く鐘聲調和せざること、前に和調すといひしは伶人の諛言たることを明すなり、
○以上第六章、景王大鐘を鑄んとして、單穆公伶州鳩其の不可を極諫せしが、王きかず遂に大鐘を鑄たるも聲和調せず、役に立たざりし話なり、

王將鑄無射、問律於伶州鳩、

此の節は、景王大鐘を鑄造せんとし其の音律を伶州鳩に問はれたることを記す、
景王將に無射調の大鐘を鑄造せんとし、其の音律を伶官の州鳩に問ひ給へり、

對曰、律所以立均出度也、古之神瞽考中聲而量之以制、度律均鐘、百官軌儀、紀之以三、平之以六、成於十二、天之道也、夫黃中之色也、故名之曰黃鍾、所以宣養六氣九德也、由是第之、二曰大蔟、所以金奏贊陽出滯也三曰姑洗、所以修潔百物考神納賓也、四曰蕤賓、所以安靖神人獻酬交酢也、五曰夷則、所以詠歌九則平民無貳也、六曰無射、所以宣布哲人之令德示民軌儀也、爲之六間、以揚沈伏而黜散越也、元間大呂、助宣物也、

未可知也、王曰何故、對曰、上作器、民備樂之、則爲龢、今財亡民罷、莫不怨恨、臣不知其龢也、且民所曹好、鮮其不濟也、其所曹惡、鮮其不廢也、故諺曰、衆心成城、衆口鑠金、今三年之中、而害金再興焉、懼一之廢也、王曰、爾老耄矣、何知、

此の節は、王伶人の言を信じ伶州鳩を詰問し、州鳩其の然らざるを說き、王を諫めたれども王取り合ひ給はざりしことを記す、

王伶人の報告をきゝ、伶州鳩に謂ひて曰く、汝は此度の大鐘は聲和調せずといひしが、余は之れを信せざりき、今伶人の報告によれば余の考通り鐘聲果して和調せりと詰問し給へり、州鳩對へて曰く、鐘聲和調せしか否かは未だ俄に知るべからざるなりと、王曰く何故にしかいふかと、州鳩對へて曰く、君上樂器を作りて民みな之れを樂しめば、則ち聲和調することを爲す、しかるに今鐘を鑄て資財亡失し、人民罷勞し怨恨せざるものなし、故に臣其の和調するか否かを知らずと申せしなり、且つ民の群をなして好む所のものは其の成功せざることすくなく、之れに反して民の群をなして惡む所のものは其の廢れ敗れざることすくなし、故に諺に曰く、衆心の好む所は堅城を成して敗るゝことなく、衆口の惡みそしる所は金石の堅きものと雖之れを溶し消すと、今三年の間に民を害ふの金器再び興れり、臣其の一器は必ず廢れ敗れんことを恐るゝなりと、王曰く、汝はおいぼれたり、何をか知り得んとて一笑に附し給ひき、

「未レ可レ知也」鐘實は和調せざれども、伶人王に媚びて和調せりといふ、故に州鳩は未レ可レ知といひしなり、「民備樂レ之則爲レ龢」備は咸なり、みなと訓む、樂器をつくりて民財を害はず、民皆和樂すれば其の樂器は先生の制に準じたる正しき樂器なり、樂しき樂器なれば和調するを以ていふ、「曹好」曹は群なり、「鑠レ金」鑠は消なり、溶し消すこと、「害金再興」害金

此の如く相配當す、

正西の風	閶闔風	金(鐘)
西北の風	不周風	石(磬)
正北の風	廣莫風	革(鼓)
東北の風	融　風	匏(笙)
正東の風	明庶風	竹(簫管)
東南の風	清明風	木(柷敔)
正南の風	景　風	絲(琴瑟)
西南の風	涼　風	土(塤)

〔滯陰〕とゞこほり凝結せる陰氣なり、〔散陽〕散じ漫れたる陽氣なり、〔序次〕順序なり、順序よく行はるゝこと、〔風雨時至〕風雨が時を定めて吹き降ること、〔嘉生〕嘉穀なり、よき穀物をいふ、〔繁祉〕繁殖すること、〔物備而樂成〕物は財物、樂は樂器を指す、〔罷〕勞なり、ツカルと訓む、〔樂正〕樂の正音なり、〔細過ニ其主ニ〕此の度の大鐘は細音を尊ぶべき鐘の正聲は合はず、却て其の主音たる宮音よりも大に過ぎたるをいふ、〔妨ニ於正ニ〕正は正聲なり、〔用レ物過レ度〕物は財物なり、度は程度なり、〔妨ニ於財ニ〕財は殖財なり、〔妨ニ於樂ニ〕樂は正樂なり、〔細抑大陵〕此度の大鐘の音は鐘として尊ぶべき細音を出し得ず、故に細抑といふ、抑は抑へ壓せらるゝこと、又音の中にて一番大なる宮音よりも大なり、故に大陵といふ、〔越遠〕とびこえて高く遠くまでひゞくこと、〔宗官〕今本官といふに同じ、〔道レ之以ニ中德ニ〕道は言なり、中德は中庸の德なり、樂章は必ず中庸の德を言ふこと、〔中音〕中和の音なり、〔愆〕過なり、アヤマル、アヤマツと訓む、〔合ニ神人ニ〕祭祀に奏すれば神感格し、享宴に奏すれば人和樂するをいふ、〔民是以聽〕聽は從なり、シタガフと訓む、

王不レ聽、卒ニ鑄ル大鐘ヲ二十四年鐘成ル、伶人告グレ龢ヲ、

此の節は王聽かずして大鐘を鑄、伶人うちて聲和調せりと告げたることを記す、王はまた伶州鳩の諫をきかず、卒に大鐘を鑄給へり、翌二十四年に鐘成れり、樂人之れを鳴して聲和調せりと告ぐ、〔伶人〕樂人なり、音樂を司る屬吏なり、

王謂ヒテ伶州鳩ニ曰ク、鐘果シテ龢セリト矣、對ヘテ曰ク、

柷　柷の上
（三　禮　圖）

く出すことを尊ぶなり、羽は五音中最も低細の音なり〔石尙ㇾ角〕石は磬なり、石にて造りたる樂器にて桴にて打ち鳴らす、磬は鐘よりも輕し、故に角音を尊ぶ、角音は五音中にて清濁の中音なり、〔匏竹利制〕匏は笙にて其の形狀略〻竽と似たり笙の臺は匏を用ふるよりいふ、竹は竹にて造りたる樂器にて簫と管とを指す、此れ等の樂器は聲音の調利を以て制となし、別に尊ぶ所なし、故に利制といふ、〔第〕次第なり、〔保ㇾ樂〕音樂の正聲を保守して和平を失はぬこと、〔備ㇾ器〕器は樂器なり、〔樂以殖ㇾ財〕古は音樂を以て土風を省察し農事を紀せり、故にいふ、〔重者從ㇾ細輕者從ㇾ大〕重者は鐘磬を指し、輕者は塤〔壎〕と琴瑟とを指す、從ㇾ細從ㇾ大は尙ㇾ細尙ㇾ大に同じ、〔金〕金にて造りたる樂器、鐘を指す、〔瓦絲〕瓦は土を燒きて造りたる卵形の樂器にて、塤をいふ、絲は絲を張りたる樂器、琴瑟を指す、〔尙ㇾ議〕議は其の調和を議りて從ふこと、〔革木一ㇾ聲〕革は革を張りて造りたる樂器にて鼗鼓を指す、木は木製の樂器にて柷と圉とを指す、圉は敔に同じ、一ㇾ聲とは清濁の變化なく一調子なること、〔聲以龢ㇾ樂〕聲は五聲なり、宮商角徵羽の五音をいふ、〔律以平ㇾ聲〕律は十二律なり、次章に詳說す、平ㇾ聲は五聲を平正にすること、〔動ㇾ之〕樂を起すこと、〔行ㇾ之〕行は成すこと、〔道ㇾ之〕道は言なり、イフと訓む、〔宣ㇾ之〕宣は發揚なり、〔贊〕助なり、〔節ㇾ之〕節は節制なり、〔物得二其常一曰二樂極一〕物は金石以下革木に至るの物を指す、常は常度なり、極は中和なり、〔曰ㇾ聲〕聲は正聲なり、〔相保〕保は保ち合ふこと、〔越〕孔なり、アナス又はアナアクと訓む、〔節二之鼓一〕節は革の長短大小を程よくすると、〔遂二八風一〕は順なり、シタガフと訓む、八風の情に順ふこと、八音と八風とは

敔（三禮義疏）

竽（三禮圖）

簫（三禮圖）

管（三禮圖）

壎（三禮義疏）

器は音細し、故に宮音を尊ぶなり、即ち成るべく強く大きく音を出だすことを尊ぶなり、琴瑟共にことなり、琴は七絃、瑟は古は五十絃、後二十五絃を用ふ、二十三絃二十七絃あれども用ふるもの稀なり、倘は尊なり、タットブと訓む、宮は五音中の主音にて最も大なる音なり、「鐘倘レ羽」鐘は重く其の音大なり、故に羽音を尊ぶなり、即ち成るべく細く清

鼗鼓（三禮圖）

殖財に妨げあり、正聲は害(ソコナ)はれ資財を乏しくす、是れ

琴　（三禮義疏）

瑟　（三禮義疏）

大に正樂に妨げあり、鐘として尊ぶべき細音は抑壓せられて出でず、却て大なる宮音を陵ぐ聲は耳は容れて辨別すること能はず、是れ和調の聲に非ざるなり、鐘を聽くに其の音ばかにとびこえて高大なり、是れ平正の聲に非ざるなり、かく大鐘を鑄て正聲を妨げ資財を乏しくし、聲律和平ならず、是れ本官の司る所に非ず、本官の司る所は實に正聲をひろめ財を殖し聲律を和平に資するにあるなり、夫れ和平の聲律ある時は、八風の情に順ひ陰陽の氣調ふるを以て、資財の繁殖あり、是に於てか樂章は必ず中庸の德を言ひ咏歌は必ず中和の音を尙ぶ、德音あやまらずば、之を祭祀に奏すれば神感じ、之れを享宴に奏すれば人和ぐ、神は感ずるを以て從服す、若し夫れ資財を乏しくし民力を罷らし、己がみだらなる心を快くせんが爲に大鐘を鑄る、而も之れを聽くに和調ならず、之れを先王の制に比べて法度にあはず、政教に益なくして民を離散さし、神を怒らすが如きは、臣の聞知する所に非ざるなりと、

〔臣之守官弗レ及也〕守官は守る所の官なり、弗レ及は知るに及ばざるなりの意、〔琴瑟尙レ宮〕琴瑟の輕き樂

雷磬　（宣和博古圖）

否は其の職務以外なるを以て知り得ざれども、折角のお尋なれば聞ける處を申し述べん、臣之を聞く、琴瑟は宮音を尊び、鐘は羽音を尊び、磬は角音を尊び、笙及び簫管は聲音の調利を以て制となす、凡そ聲の大なるは宮音に過ぎず、細きは羽音に過ぎず、宮音は萬音の主なり、其れより次第に減細して羽音に至るものなり、聖人は音樂の正聲を保守して和平を失はず、又資を愛惜して妄に費さず、資財を以て樂器を備へ、音樂によりて土風を省み、農事を紀し、以て資財を繁殖す、かく音樂と殖財とは密接の關係あるを以て樂器の製造音調の具合も頗る意を用ひたり、故に樂器の重きものは細き音を尊び、輕きものは大き音を尊ぶ、是れを以て鐘は羽音を尊び、磬は角音を尊び、塤と琴瑟とは宮音を尊び、笙と簫管とは其調利を議し從ふを尊び、鼗鼓と柷敔とは一聲にて清濁の變化なき所以なり、次に政と音樂との關係を見んに、政は音樂に象れり、音樂は和ぎ調ふを尊び、和ぎ調ふは平正なるを尊び卽ち五聲を以て音樂を和ぎ調へ、十二律を以て五聲を平正にす、更に詳しく言へば、鐘磬をうちて以て音樂を起し、管絃を以て之れを成し、詩を誦して以て己が志を言ひ、聲を永くし其の詩を詠歌し、笙を吹きて之れを發揚し、塤をうちて之れを助け、鼗鼓柷敔をうちて之れを節制す、以上のもの各其の常度を得て敢て踰越せざるを音樂の中和といふ、中和の集る所を正聲と曰ひ、正聲相保ち合ふを和調と曰ひ、細大の音其の宜しきを得て踰越せざるを平正と曰ふ、是の如く音樂和平を得て後、金を鑄て鐘となし、石を磨きて磬と爲し、絲を木に繫けて琴瑟となし、匏竹に穴あけて笙管となし、革の長短大小を程よくして鼗鼓となし、而して之を奏して八風の情に順ひ、陰陽の氣を調和せしむ、是に於て氣和ぎて滯り凝れる陰氣なく、又散り漫れたる陽氣なく、陰陽の二氣順序よく行はれ、風雨時に吹き降り嘉穀繁殖す、嘉穀繁殖する故に人民和悅して其の大利を得、人民和悅して大利を得るが故に財物備る、財物備るが故に樂器を充分に製成するを得、而して上も下も罷勞することなし、故に之れを樂の中正といふ、今王が鑄んとしたまふ大鐘は、細音を尊ぶべき掟に悖り其の音却て宮音より大に過ぐ、是れ正聲に妨げあり、其の鑄造費として財物を用ふること程度を過ぐ、是れ大に

尙議、革木一聲、夫政象樂、樂從和、和從平、聲以龢樂、律以平聲、金石以動之、絲竹以行之、詩以道之、歌以詠之、匏以宣之、瓦以贊之、革木以節之、物得其常曰樂極、極之所集曰聲、聲應相保曰龢、細大不踰曰平、如是而鑄之金、磨之石、繫之絲木、越之匏竹、節之鼓、而行之以遂八風、於是乎氣無滯陰、亦無散陽、陰陽序次、風雨時至、嘉生繁祉、人民龢利、物備而樂成、上下不罷、故曰樂正、今細過其主妨於正、用物過度妨於財、正害財匱妨於樂、細抑大陵不容於耳、非龢也、聽聲越遠非平也、妨正匱財、聲不龢平、非宗官之所司也、夫有龢平之聲、則有蕃殖之財、於是乎、道之以中德、詠之以中音、德音不愆、以合神人、神是以寧、民是以聽、若夫匱財用罷民力、以逞淫心、聽之不龢、比之不度、無益於教、而離民怒神、非臣之所聞也、

此の節は、州鳩の對を記す、穆公と同じく鑄鐘の不可なることを論ぜり、
州鳩對へて曰く、臣が守る所の官は、大鐘を鑄るの可

にあり、故にいふ、〔弗レ及〕耳にて清濁の音を辨別するに及ばざること、〔比レ之不レ度〕比は先王の制に比ぶること、度は法度なり、〔節〕きまりなり、さだめなり、〔震〕ふるひおそること、法に外づれたる大音は人をおどろかすよりいふ、〔眩〕眩惑すること、〔樞機〕樞はとぼそ機はからくりなり、〔言聽〕善言を聽察すること、〔德昭〕美德を昭察すること、〔純固〕純一にして堅固なること、〔言ニ德於民一〕德敎を民に發すること、德敎は恩德の政敎なり、〔歆〕欣歆なり喜服すること、〔殖ニ義方一〕殖は立なり、タツと訓む、方は道なり、義方は正き道なり、〔憲令〕法令なり、〔度量〕制度を指す、〔不レ貳〕貳は違なり、タガフと訓む、〔生レ氣〕氣は志氣なり、〔信レ名〕名は號令なり、〔時レ動〕民の動作(ハタラキ)を時にすること、時にするとは一定にすること、春は植ゑつけ夏耕し秋は收穫し冬は徭役に服さすことを指す、〔不レ精〕精は精美なり、純粹にして正しく美しきこと、〔氣佚〕志氣放逸して邪なること、〔眩惑之明〕此の明は目の物をみる力を指す、〔轉易之名〕いろ〳〵うつりかはる號令にて朝令暮改の政令をいふ、〔過慝之度〕慝は惡なり、過慝は邪惡に同じ、度は制度なり、

〔放紛〕紛亂なり、〔離心〕離れそむく心なり、〔離レ民之器二〕大錢と大鐘とを指す、

王弗レ聽、問ニ之伶州鳩一、

此の節は、王諫をきかず之れを州鳩に問ひ給ひたることを記す、

王穆公の諫をきゝ給はず、之れを司樂官の州鳩に問ひ給へり、

〔伶州鳩〕伶は司樂の官、州鳩は其の名なり、

對曰、臣之守官弗レ及也、臣聞レ之、琴瑟尚レ宮、鐘尚レ羽、石尚レ角、匏竹利制、大不レ踰レ宮、小不レ過レ羽、夫宮音之主也、第以及レ羽、聖人保レ樂而愛レ財、財以備レ器、樂以殖レ財、故樂器重者從レ細、輕者從レ大、是以金尚レ羽、石尚レ角、瓦絲尚レ宮、匏竹

も成らず、求めても得ず、其れ此の如くんば何を以て能く安樂を得んや、王の此の度鐘を鑄たまふも亦此の結果に終るべし、王が即位したまひてより最近三年間に民を離散さすの器二つをつくり給へり、國家は其れ誠に危いかなと、

〔其繼〕財につぎて國用をなす所の林木の意なり、〔積聚既喪〕積聚は財を指す、一句の意は大貨を鑄て小貨を廢し、民の資財既に失へるにとなり、〔生何以殖〕生は生産、殖は繁殖なり、〔鐘不レ過ニ以動レ聲〕聲は衆音を指す、一句の意は、鐘の用は首に打ち鳴らして衆音を導き動かすに過ぎずとなり、蓋し合樂の時先づ鐘を打ちて而る後他音を奏するを以てしかいふなり、〔耳不レ及也〕不法の大鐘をつくらば、其の聲馬鹿にとびこえて高大に、とても耳にて其の音律を辨別すると能はずとなり、〔以爲レ耳也〕耳にきゝて音律を辨別する爲に始めて效力ありの意なり。〔非ニ鐘聲一也〕正しく法に合ひたる鐘聲に非ずとの意なり、〔歩武尺寸之間〕歩は六尺、武は其の半分卽ち三尺なり、六尺三尺一尺一寸の間とは極めて切近の間をいふ、〔墨丈尋常之間〕墨は五尺、丈は墨の倍、尋は八尺、常は尋の倍なり、五尺一丈八尺一丈六尺の間とは亦極めて切近の間をいふ、〔一人之所レ勝〕一人が發する所の音聲の中にて、最も勝りたる卽ち一番明晰なる清濁の二音をいふ、〔大不レ出レ鈞〕大は尺寸の度を指す、鈞は鈞法なり、黃鐘の管の長(九寸)の倍半卽ち二尺二寸五分を鐘身の長となす、之れを鈞法といふ、〔重不レ過レ石〕重は重量を指す、石は百二十斤なり、〔律度量衡於レ是乎生〕鐘の音は黃鐘の音律を以て正音となす、黃鐘の律管は律度量衡の本なり、故にいふ、律は十二律なり十二律は黃鐘の律を以て本として定む、次章に詳解す、度は丈尺なり、黃鐘の管に秬黍千二百粒を容る、其の一粒の廣長を各一分と定む、十分を寸となし、十寸を尺となし、十尺を丈となし、十丈を引となす、量はます目なり、秬黍千二百の量を龠となし、二龠を合となし、十合を升となし、十升を斗となし、十斗を斛となす、衡は重量の目なり、秬黍百の重を銖となし、十銖を龠となし、二龠を兩となし、十六兩を斤となし、卅斤を鈞となし、四鈞を石となす、〔小大器用於レ是乎出〕器は用ふべきもの故に器用と稱す、小大の器用は度量衡定まりて造らる、而して其本は黃鐘の律

まふか、夫れ音樂の用は以て耳にきくに過ぎず、美色の用は以て目にみるに過ぎず、若し音樂をきゝて震ひおそれ、美色をみて眩惑せば、患此れより大なるはなし、夫れ耳目は心のとぼそからくりにして、心は耳目の聞見する所によりて發動するなり、故に必ず耳には和聲をきゝ、目には正色を視る、和聲をきけば則ち耳力聰く、正色をみれば則ち目力明なり、耳聰ければ則ち善言をきゝ、目明なれば則ち美德を昭に察するを得、善言をきゝ察し美德を昭に察すれば則ち思慮純一堅固となる、人君此の如くにして以て德敎を民に發すれば、民喜び服して之れを德とし心を歸するなり、人君民の心服を得て以て善き敎道を立て之れを化導すれば、民皆善良に赴き爭うて人君の爲に盡くす、是れを以て㊄人君事をなして成らざることなく、求めて得ざることなし、然るとき則ち始めて能く安かに樂むを得るなり、更に之れを詳しくくりかへし述べん、夫れ人君耳に和聲をいるれば心之れに感じて正しき方に發動するを以て、口より美言を出だす、その美言を以て法令と爲して これを民に布き施し、民を正すに一定の制度を以てすれば、民心力をつくして之れに從ひて倦まず、故に人君事を爲して違ふことなし、誠に安樂の至りなり、又口に味をいれ耳に聲をいれて、聲味共に其の正を得て淫ならざるときは、則ち正大なる志氣を生ず、正大なる志氣が口にありて動くときは美言となり、目にありて動くときは明察となる、美言出づれば以て號令を誠にし、明察なれば以て民の動作を時にす、誠なる號令は以て善政を成し、時を違はざる動作は生產を繁殖す、善政成り、生產繁殖するは亦誠に安樂の至りなり、若し之れに反して視聽和ぎとゝのはずして震ひおそれ眩惑することあらば、則ち聲味口耳に入りて精美ならず、精美ならざるときは志氣放逸して邪なり、志氣放逸して邪なるときは則ち口と目と和正ならず、是に於てか口に狂ひ悖るの言出づるあり、目に物に眩惑するの力生ずるあり、口に狂ひ悖るの言出づれば朝令暮改の號令出づるあり、目に物に眩惑するの力生ずれば邪惡の制度生ずるあり、號令を出だして誠ならずば刑政紛亂し、動作一定の時に從はざれば民據りたよる所なく力めはげむ所を知らず、各、離れ叛く心あり、かくして人君其の民を失へば事をなして

之度、出令不信、刑政放紛、動不順時、民無據依、不知所力、各有離心、上失其民、作則不濟、求則不獲、其何以能樂、三年之中、而有離民之器二焉、國其危哉、

此の節は單穆公の諫言を記す、單穆公曰く、大に林木をきりて費を得大鐘を鑄造し給ふはよろしからず、王は先に大貨を作りて以て民の資財を乏絶し、今又大鐘を鑄造して以て其の財に繼ぎて國用をなす所の林木を伐りてすくなくせんとし給ふ、若し民の資財既にうしなへるに又其れにつぐ所の財用の源泉たる材木を伐りてすくなくせば、山林荒廢し民の生產は何を以て繁殖せん、且つ夫れ鐘の用は首にうちて衆音を動かし導くに過ぎず、若し無射の大鐘を鑄造せんが爲に大に林木を伐採して費に充つることあらば、大鐘成ると雖其の聲飛びこえて高大に、耳にて其の音律を辨ずること能はざらん、夫れ鐘の聲は以て耳にきゝて其の音律を辨へ別つ爲に始めて其の效あるなり、耳の辨へ能はざる所のものは正しき鐘の聲に非ざるなり、譬へば猶目の見る能はざる所は、以て目の爲に適する所の正しき色と爲すべからざるが如し、夫れ目の尺度を察し得るや、步武尺寸の間に過ぎず、又其の色を察し得るや墨丈尋常の間に過ぎず、耳の聲の和調を察し得るや清濁二音の間にあり、其の清濁二音を察し得るや、一人が唱ふ所の勝れたる淸濁の音を察して辨へるに過ぎず、是の故に先王の鐘の尺寸重量の制定するや大さは鈞より出でず、重量は石より過ぎず、而して其の音は黃鍾の律を以て標準とす、黃鍾の律はたゞに萬音の標準たるのみならず、萬事の根本たり、卽ち律度量衡も是れより生じ、小大の器用も是れより出づ、故に聖人は之れを愼重にせり、今王の鐘を作らるゝや、之れをきくも何の律たるかを辨ずる能はず、之れを先王の制に比ぶるも法度にかなはず、鐘の聲耳に辨ずべからざれば以て他音を知り分つこと能はず、制度先王の法にかなはざれば以て萬事の節を出すべからず、かく大鐘を鑄て音樂に益なくして民の資財をすくなくす、王は將にいづくに之れを用ひんとした

一人之所勝、是故先王之制鐘也、大不出鈞、重不過石、律度量衡於是乎生、小大器用於是乎出、故聖人愼之、今王作鐘也、聽之弗及、比之不度、鐘聲不可以知龢、制度不可以出節、無益於樂而鮮民財、將焉用之、夫樂不過以聽耳、而美不過以觀目、若聽樂而震、觀美而眩、患莫甚焉、夫耳目心之樞機也、故必聽龢而視正、聽龢則聰、視正則明、聰言聽、明則德昭、聽言昭德、則能思慮純固、以言德於民、民歆而

德之、則歸心焉、上得民心、以殖義方、是以作無不濟、求無不獲、然則能樂、夫耳內龢聲、而口出美言、以爲憲令、而布諸民、正之以度量、民以心力從之不倦、成事不貳、樂之至也、口內味而耳納聲、聲味生氣、氣在口爲言、在目爲明、言以信名、明以時動、名以成政、動以殖生、政成、生殖、樂之至也、若視聽不龢、而有震眩、則味入不精、不精則氣佚、氣佚則不龢、於是乎、有狂悖之言、有眩惑之明、有轉易之名、有過慝

みづたまりなり、大を潢と曰ひ小を汚と曰ふ、〔周官〕周室の官職なり、〔災備〕災に備ふる法令なり、〔去二其藏一〕其の王府の藏財をすつること〔羇二其人一〕羇は屛なり、シリゾクと訓む、其人は其の王府をまもる人なり、民ありて王府みち且つ安堅なり、故に其人は民を指す、

王弗レ聽、卒鑄二大錢一、

此の節は、王穆公の諫をきかず、大貨をい給ひしことを記す、

王は穆公の諫をきかず、遂に大貨を鑄造したまへり、

○以上第五章、單穆公景王が大貨を鑄造して小貨を廢せんとしたまへるを諫めて、民力を罷弊し國家を衰亡するものなりと極言せしも、王きかず遂に大貨を鑄造し給へる物語なり、

二十三年、王將レ鑄二無射一而爲レ之大林、

此の節は景王大鐘をいるの資財を得んが爲に、大に林木を伐り給へることを記す、

景王卽位の二十三年、將に無射の大鐘を鑄んとし、其の費にあつる爲に大に林木を伐採し給へり、

〔無射〕大鐘の名、其の音律無射の調にあたるより無射といふ、〔大林〕大に林木を伐採して鑄鐘の費となすなり、

單穆公曰、不可、作二重幣一以絕二民資一、又鑄二大鐘一、以鮮二其繼一、若積聚既喪、又鮮二其繼一、生何以殖、且夫鐘不レ過二以動一レ聲、若無射有レ林、耳不レ及也、夫鐘聲以爲レ耳也、耳所レ不レ及、非二鐘聲一也、猶二目所一レ不レ見不レ可二以爲一レ目也、夫目之察レ度也、不レ過二步武尺寸之間一、其察レ色也、不レ過二墨丈尋常之間一、耳之察レ龢也、在二清濁之間一、其察二清濁一也、不レ過二

ること、〔作レ輕而レ之〕輕は小貨を指す、〔不レ廢レ重〕大貨を廢せず小貨と共に流通すること、〔子權レ母〕小貨が本位となつて大貨の價を定むること、〔小大〕小貨と大貨となり、〔失二其資一〕資は資財なり、〔匱〕乏なり、トボシ、訓む、〔王用〕用は財用なり、財用は財といふに同じ、〔厚取二於民一〕厚く民より税をとること、重税を課するをいふ、〔不レ給〕給は供なり、供給なり、〔遠志〕逋逃する志なり、逃亡して他國にゆく志なり、〔離レ民〕離は離散なり、〔且夫備有二未レ至而設一レ之〕備は國の備なり、未レ至は危患未レ至なり〔不二相入一也〕同時に相施すこと能はずの意なり、〔災〕災に同じ、〔羸國〕つかれよわりたる國なり、〔天未レ厭レ禍〕厭は飽なり、一句の意は天は禍を下して未だ飽き足らず、折あらば重ねて禍を下さんとするを云ふ、〔佐レ災〕天が禍を下さんとして居るに、自ら災を招くは猶天の禍を下すを佐くるが如し、故に佐レ災といふ、〔經レ國〕經は綱紀なり、次句國無レ經の經も同じ、國を綱紀せんとは國の綱紀を設けんにて、猶國を治めんといふが如し、〔令之不レ從〕令して從はずの意なり、〔樹德〕樹は立なり、恩德を立つるとは恩德を施すをいふ、〔除レ之〕民の令に從はざるの患を除くこと、〔夏書〕此に引ける句は今の書經の夏書の五子之歌篇にあれども、今の五子之歌は僞書なれば古は夏書の何篇にありしか明ならず、〔關石〕關は門關の通行税なり、石は斛なり、米税を指す、故に二字にて單に租税の意に見て可なり、〔龢均〕和平なること、〔詩亦有レ之〕詩經大雅旱麓の篇なり、〔旱鹿〕旱は山の名、今の陝西省漢中府にあり、鹿は麓に同じ、〔榛楛〕榛は栗に似て小なり、はしばみ、楛は荊に似て赤し、和名詳ならず、〔濟濟〕盛なるかたち、〔愷悌〕和ぎたのしむこと、〔君子〕位を以ていふ、君長なり、〔干レ祿〕干は求なり、モトムと訓む、祿は福祿なり、〔山林〕山にある林、〔匱竭〕とぼしくつくること、樹木の伐りとられてなくなること、〔林鹿〕鹿は麓に同じ、林麓は山麓の林なり、〔散亡〕意匱竭に同じ、〔肆既〕肆は極、既は盡なり、草木の極り盡くること、荒蕪するをいふ、〔彫盡〕彫は傷つくること、〔田疇〕田畑なり、〔資用〕財用なり、〔險哀〕險は危なり、危哀はあやぶみかなしむこと、〔絕二民用一〕重税を課して民の財を乏絕すること、〔實二王府一〕實は滿なり、ミツと訓む、〔川原〕原は源に同じ、〔潢汚〕共に

施して以て其の患を除くなり、夏書にこれあり、曰く、祖稅和平なるときは民力之れに堪へ得るを以て、王の府庫財則ち常にありと、詩にも亦之れあり、曰く、彼の旱山の麓をみれば榛楛盛に生ひ茂れり、和ぎ樂める君長は福祿を求むるに和ぎ樂めりと、夫れ旱山の麓の榛楛の盛に繁殖せるは、陰陽調ひ四時和せる爲なり、陰陽調ひ四時和せるは君長の政治宜しきを得たる故なり、草木旣に然り、民の和平豐富なる知るべし、民和平豐富なれば力をつくして君長に奉ず、故に君長は和ぎ樂みて（卽ち無理して民をいぢめずして）福祿を求むることを得るなり、若し夫れ之れに反して山林麓林は荒廢し藪澤は荒蕪し、民力は傷つき盡き、田畑は荒れはて財用乏絶するときは、君長は將に自ら危み哀むにも暇あらざらんとす、何の和ぎ樂むことか、これあらんや、且つ民に重說を課して其の財を乏絶して以て王の府庫にみつるは、猶川の源を塞ぎて潢汚と爲すが如く、其の枯涸するや日なし、それと同じく民離散して災來るや立ちて待つ可きなり、若し民離散して財乏しく災至りて備なくば、王は其れ國家を如何せんとし給ふか、吾が周の官職を見るに其の災を備ふるの法令に於けるや怠り棄てゝ行はざるもの多し、而るに王又民の資財を奪ひて國の災をまさば、是れつまり其の府庫の財をすてゝ其の府庫を守るの人を屏け給ふものなり、王よそれ之れをはかり考へたまへと、

〔單稽公〕單靖公の曾孫なり、〔天災〕水旱等を指す、〔降戾〕戾は至なり、降至は下り至ること、〔量資幣〕資は財なり、財幣は貨幣に同じ、一句の意は貨財と物品との關係をはかり考ふること、〔權輕重〕權は稱なり、はかりくらべること、輕は小貨にて重は大貨なり、一句の意は大貨小貨何れを本位として流通すべきかをはかりくらべることなり、〔患輕〕輕は貨幣輕くして物價たかきこと、輕を患ふとは貨幣輕きときは物價騰貴するを以て民患ふるなり、〔重幣〕大貨なり、〔以行之〕行は流通すること、下句權子而行、作輕而行之、權母而行の行も之れに同じ、〔母權子〕母は大貨を指し、子は小貨を指す、一句の意は、大貨が本位となりて小貨となりて小貨の價を定むること、〔民皆得〕民大小貨共に流通して利便を得ること、〔不堪重〕貨幣の重きに過ぎて物價の安きに堪へざ

之資以益其災是去其藏而翳其人也王其圖之

此の節は、單穆公が大貨を鑄て小貨を廢するの不可を説きて諫めたることを記す、

單穆公諫めて曰く、大貨を鑄て小貨を廢し給ふは宜しからず、左に其の故を申し述べん、古は天災下り至ることあれば是に於て始めて貨幣と物品との關係を度り考へ、大貨小貨何れを本位として通行すべきかをはかり、以て貨幣を造りて人民を救ふ、故に民が貨幣輕くして物價の貴きを患ふる時は、則ち之れが爲に大貨を作りて流通せしむ、是に於てか、大貨は本位となりて小貨の價格を定めて共に流通し、民二貨とも皆合せ用ふるを得、之れに反し、貨幣重きに堪へざるときは、則ち多く小貨を作りて之れを流通せしめ併せて大貨を廢せず、是に於てか小貨本位となりて大貨の價を定め共に流通す、故に小大の二貨民皆之れを便利とす、しかるに今王は小貨を廢して大貨のみを作らば、民は其の資財を失はん、民資財を失はゞ能く窮乏することなからんや、民若し窮乏するときは王の財用將に乏しき所あらんとす、王の財用乏しきときは則ち將に民に重税を課せんとす、而して民の力之れを王に供給する能はずば將に逋逃せんとする志あらんとす、是れ王自ら民を離散さすものなり、且つ夫れ國の備は危患未だ至らざる中に豫め之れを設くることあり、又危患既に至りて後之れを救ふことあり、是れ二者先後各〻宜しきあり、同時に相施すこと能はざるなり、されば豫め先づ危患に備ふべきに備へざる、之れを怠慢といふ、危患起りて後に救ふべきものを起らざる先きに救はんとする、之れを災を招くの行といふ、王の擧は卽ち後者にあたれり、我周は固より羸弱の國なるに、天は禍を下して未だ飽き足らず、而るに王は又民を離散さし以て災を大きくせんとし給ふ、乃ち不可なることなからんや、人君たるもの將に民と共にをらんとして却て之れを離散さし、將に災を備へ禦がんとして却て之れを召かば、則ち如何なる法を以て國を治めんとするか、國にして綱紀なくんば君の威立たず何を以て令を出し得ん、またたとひ令すとも民は從はず、是れ人君たるものゝ患なり、故に聖王は恩德を民に

之、亦不廢重、於是乎有子權母而行、小大利之、今王廢輕而作重、民失其資、能無匱乎、若匱王用將有所乏、乏則將厚取於民、民不給、將有遠志、是離民也、且夫備有未至而設之、有至而後救之、是不相入也、可先而不備謂之怠、可後而先之、謂之召災、周固羸國也、天未厭禍焉、而又離民以佐災、無乃不可乎、將民之與處而離之、將災是備禦而召之、則何以經國、國無經何以出令、令之不從、上之患也、故聖

王樹德於民以除之、夏書有之、曰、關石龢均、王府則有、詩亦有之、瞻彼旱鹿、榛楛濟濟、愷悌君子、干祿愷悌、夫旱鹿之榛楛殖、故君子得以易樂干祿焉、若夫山林匱竭、林鹿散亡、藪澤肆既、民力彫盡、田疇荒蕪、資用乏匱、君子將險哀之不暇、而何易樂之有焉、且絕民用以實王府、猶塞川原而爲潢汙也、其竭也無日矣、若民離而財匱、災至而備亡、王其若之何、吾周官之於災備也、其所怠棄者多矣、而又奪

佐す、故に卿佐と稱す、〔翼〕敬なり、ウヤマフと訓む、〔二后〕文王武王なり、〔帥〕循なり、シタガフと訓む、〔故曰レ成〕成は前句の成レ王の意なり、〔應〕當なり、アタルと訓む、〔單若不レ興〕單子の世に興らずばといふと、蓋し叔向は單は周室の一族なれば、周の皇室衰ふとも單家代りておこらんと思ひたれば、前には同じ周其興乎といひたれど、此には直に單といひたるなり、〔蕃〕繁榮すること、〔詩曰〕詩經大雅既醉の篇にあり、〔其類〕類は族類なり、此にては族類を厚くするの意なり、〔室家之壺〕室家は卽ち己が族類なり、壺は廣裕にすること、一句の意は、室家卽ち族類を廣裕にして次に天下の民人を廣裕にすとなり、單子が族類なる周室を輔佐して民人を廣裕にするに喩へしなり、〔錫〕賜なり、タマフと訓む、〔祚胤〕祚は幸福なり、胤は繼嗣なり、〔前哲〕前代の哲人にて先祖を指していふ、〔膺保〕膺は抱くこと、保は持つこと、〔類二善物一〕善き事物を類別して之れを取り民に施すこと、〔混厚〕混は同なり、と〻のへること、厚は厚く裕にすること、〔章譽〕明なるほまれ、〔單若有レ闕〕闕は衰廢すると、一句の意は單家の同族中（周の皇室を指す）若し衰廢するあらばの意なり、〔玆君〕單靖公を指す、〔它〕他に同し、他姓なり、

○以上第四章、晉の大夫叔向周に聘して單靖公の德行を觀、其の老臣に向ひ必ず興りて文武の世をつがんことを話したる物語なり、

景王二十一年、將レ鑄二大錢一、

此の節は、景王が大錢をいんとし給へることを記す、

景王卽位の二十一年に將に大貨を鑄て天下に布かんとし給へり、

〔大錢〕價格の重き錢なり、重貨、大貨、

單穆公曰、不可、古者天災降戾、於レ是乎、量二資幣一權二輕重一、以振二救民一、民患レ輕則爲レ之作二重幣一以行レ之、於レ是乎、有二母權レ子而行一、民皆得レ焉、若不レ堪レ重則多作レ輕而行

寛仁にして之に循ひて政をなし民を安寧にするに歸著し、其終は其の心を廣く厚くして敎化を美くし以て固く天下を和ぐるをいふ、かく二后は德讓に始まりて、中頃は誠信寛仁にし、固く天下を和ぐるに終る、故に王の功德を成すと曰ふなり、今單子の行を見るに、儉素に恭敬に謙讓に衆に咨る、是れ以て成德の君の行に當れり、單子の世に若し興らざれば、其の子孫必ず榮え後世に至るも忘れられざらん、詩に曰く、其の族類を愛し厚くすとはこれ如何なることをいふか、先づ族類を廣大豐裕にして天下に及ぼすをいふなり、君子は此れを以て令名萬年に至りて朽ちず、上帝亦其の行を嘉みし永く幸福ある繼嗣を賜ふと、詩に類といふは族類を愛し厚くして先祖を辱しめざることを謂ふなり、又壺とは、族類を愛して後民人を廣大豐裕にすることを謂ふなり、又萬年とは善きほまれは永遠に忘れられざることを謂ふなり、又幸福ある繼嗣とは、子孫繁榮することを謂ふなり、單子は朝夕王の功德を成就するを忘れず、先祖を辱しめずと謂ふべし、明なる德を抱き持ちて以て王室を佐く、民人を廣大豐裕にすと謂ふべし、而して若し詩にいふ如く能く善き事を類別して之れを取り、政に施して以て民人をとゝのへ厚くする者は、必ず明なるほまれと子孫繁榮との幸福あり、則ち單子は必ず幸福を得る人に當らん、若し單の同族中衰廢することあらば必ず單子の子孫實に之れを續きて興るものあらん、決して他姓より出でざるなりと、

〔單之老〕單子の老臣なり、〔史佚〕周の武王の時の太史尹佚なり、〔咨〕衆にはかること、〔況〕賜なり、タマフと訓む、〔崇〕高なり、タカシと訓む、〔彤鏤〕彤鏤の裝飾なり、丹色にて裝飾をするを彤といひ、金をちりばめてかざるを鏤といふ、〔身聳〕聳は懼なり、戒懼すること、〔除潔〕除は治なり、治潔は行を治め淸くすること、〔外內〕外は朝廷の事を指し、內は家事を指す、〔齊給〕齊は整ふこと、給は備はること、〔宴好〕宴會の禮を指す、宴會は好を結ぶものなるを以て宴好といふ、〔享賜〕享禮を指す、享禮には幣を使者に贈る、故にいふ、而して贈といはずして賜といふは、單子の老臣に語るなれば先方を尊びてしかくいへるなり、〔放上〕放は依なり、ヨルと訓む、〔殽〕雜なり、煩雜をいふ、〔辟怨〕辟は免るゝ意なり、〔卿佐〕卿士は王を輔

の禮をうけて單子此の四行を皆有するを知れり、夫れ單子の宮室高大ならず器物に彤鏤の飾なきは、此れ儉素なる證なり、身戒懼して行治まり清く、朝廷の事と家事と皆整ひ備れるは、此れ恭敬なる證なり、宴好享賜の禮其の上位の人よりこえざるは、此れ謙讓なる證なり、接賓の禮上位の人の命に依りて行ふは、是れ衆とはかるの證なり、是の如くにして之れに加ふるに、語の私事に及ぶなきの公正なる行を以てし、之れに重ぬるに見送りの禮其の正きを得て煩しくみだらならざるを以てす、能く人の怨を免れん、かく單子は居處は儉素に、動作は恭儉に、德は謙讓に、事は衆にはかりて、而して行は能く人の怨を免る、此の德行ありて以て卿佐となり、王を輔く、周は其れ興らざることあらんや、且つ其の宴會の節語りて昊天有成命の詩を悦ぶは、これ文武二王の盛德を稱述するものなり、其の詩に曰く昊天有レ成レ命、二后受レ之、成レ王不二敢康一、夙夜基レ命宥密、緝熙、亶二厥心一、肆其靖レ之、是の詩は文武の二后が能く王の功德を成就せるを言ひたるものなり、左に略解せん、其の成レ王とは二后が能く文德を明にして昭輝し、能く武功を定めて威烈あらしめたるを謂ふなり、夫れ上帝の命を成就して天下を安んぜし二后の事を言うて、昊天有レ成レ命と先づ上帝を擧ぐるは其の上を敬ひ尊ぶ意なり、二后受レ之とは天下平定の功德を上帝に讓り、自らは上帝の命をうけて奔走せるに過ぎずといふ意なり、成レ王不二敢康一とは二后は王の功德を成就すと雖、敢て安逸を貪らず、百姓を敬ひ大事にして、之れに鼓腹の樂を與へんとせることを謂ふなり、夙夜とは夙に興き夜にいねて恭敬事に從ふの意なり、基は始むることなり、命は信なり、宥は寬なることなり、密は寧んずることなり、基レ命宥密とは、誠信の政を行うて民に接するに寬仁安寧を以て務とするを謂ふなり、次に緝は明なり、熙は光りかゞやかすとなり、亶とは厚くするとなり、緝熙亶二厥心一とは、其の德を明に光りかゞやかして其の心を厚くすることを謂ふなり、次に肆は固くなり、靖は和ぐることなり、肆其靖レ之とは固く天下を和ぐることを謂ふなり、以上說く所によりて、詩意自ら明白なり、而して之れを總括すれば、則ち三段となる、卽ち其の始は上を敬ひ尊び德を讓りて百姓を敬愛し、其の中ごろは恭敬儉素誠信

也、緝明也、熙光也、亶厚也、肆固也、靖龢也、其始也翼上、德讓而敬百姓、其中也恭儉信寬、帥歸於寧、其終也廣厚其心、以固龢之、始於德讓、中於信寬、終於固龢、故曰成、單子儉敬讓咨、以應成德、單若不興、子孫必蕃、後世不忘、詩曰、其類維何、室家之壼、君子萬年、永錫祚胤、類也者不忝前哲之謂也、壼也者廣裕民人之謂也、萬年也者令聞不忘之謂也、祚胤也者子孫蕃育之謂也、單子朝夕不忘成王之德、可謂不忝前哲矣、膺保明德、以佐王室、可謂廣裕民人矣、若能類善物、以混厚民人者、必有章譽蕃育之祚、則單子必當之矣、單若有闕、必茲君之子孫實續之、不出於它矣、

此の節は、叔向が單靖公の禮あるをみ、此の人周にあらば周は必ず興らんといへることを公の老臣に告げたることを記す、

單靖公の老臣叔向を見送れり、叔向之れに告げて曰く、不思議なることかな、吾一姓王たらば再び興らず、他姓之れに代ると聞きしに、今は全く之れに反す、周室は其れ再び興りて天下を得んか、其れは賢人單子あればなり、左に其の故を說明せん、昔し史佚言へるあり、曰く、動作は恭敬に若くはなく、居處は儉素に若くはなく、德は謙讓に若くはなく、事は衆にはかるに若くはなしと、今單子我に享宴の禮を賜ふ、此

ふ宴會なり、無私とは言ふ所公事にて私事に及ぶなきをいふ、〔送不過郊〕送は見送るなり、王の卿士が諸侯の賓使を見送り郊より過ぐるなきは禮なり、〔語〕宴會の時語りての意なり、〔説〕悦樂なり、〔昊天有成命〕詩經周頌の篇名、成王が文武二王の成功を以て、推して天功となし、以て天地の神をまつる樂歌なり、

單之老送叔向、叔向告之曰、異哉、吾聞之、曰一姓不再興、今周其興乎、其有單子也、昔史佚有言、曰、動莫若敬、居莫若儉、德莫若讓、事莫若咨、單子之況我禮也、皆有焉、夫宮室不崇器無彤鏤儉也、身聳除潔外內齊給敬也、宴好享賜不踰其上讓也、賓之禮事放上而動咨也、如是而加之以無私、重之以不殺、能辟怨矣、居儉動敬、德讓事咨而能辟怨、以爲卿佐、其有不興乎、且其語說昊天有成命、頌之盛德也、其詩曰、昊天有成命、二后受之、成王不敢康、夙夜基命宥密、緝熙亶厥心、肆其靖之、是道成王之道也、成王能明文昭、能定武烈者也、夫道成命者稱昊天、翼其上也、二后受之、讓於德也、成王不敢康、敬百姓也、夙夜恭也、基始也、命信也、宥寬也、密寧

貞王王室遂卑、

此の節は、王太子の諫をきかず、遂に王室の衰微を來せしことを記す、

王は太子の諫をきかず、卒に川を雍ぎて水を障へ給へり、景王に及びて寵臣多く政を擅にせし爲に、騷亂是に於て始めて生ぜり、景王崩じてより王室大に亂れ、貞王に及びて王室遂に微弱となりぬ、

〔及景王多寵人〕景王は靈王の子にて太子晉の弟なり、名は貴といふ、寵人は寵臣なり、王子朝及其の臣賓孟の屬を指す、〔景王崩王室大亂〕景王の太子は聖明の德ありしが早く死せり、よりて其の弟子猛を立て嗣とす、而して王長庶子子朝を愛し、子朝の臣賓孟に子猛を廢し子朝を立つることを許せしが、未だ行ふに及ばずして王崩ぜり、大夫單子劉子子猛を立て、子朝を攻め、王室大に亂れたり、〔及貞王王室遂卑〕貞王は一に元王に作る敬王の子なり、名は介といふ、此の時大臣政を專にし諸侯に霸者なく、また王室を顧みず、王室遂に微弱振はざるに至れり、

○以上第三章、靈王太子の諫めを用ひず、川を雍ぎ遂に王室の衰微を招きし物語なり、

晉羊舌肸聘於周、發幣於大夫及單靖公、靖公享之、儉而敬、賓禮贈餞、視其上而從之、燕無私、送不過郊、語說昊天有成命、

此の節は、晉の大夫羊舌肸が周に聘したるとき單靖公の之れに對する行を記す、

晉の大夫羊舌肸周に聘し、大夫の邸に至り、幣帛を陳ぬ單靖公に及ぶ、靖公之れを享す、儉素にして恭敬なり、賓を待遇するの禮贈餞の禮は、其の上位の人の爲す所を視、敢て之れに踰ゆることあらず、宴會のとき言ふ所は皆公事にして私事に及ぶなく、見送るに郊より過ぎず、宴會にて語りたるとき昊天有成命の詩を悅び唱せり、

〔羊舌肸〕晉の大夫にて、羊舌は姓、名は肸、字は叔向といふ、〔單靖公〕周の卿士にて前の單襄公の孫、頃公の子なり、〔賓禮〕賓客を待遇する禮なり、〔贈餞〕財貨を贈る禮を贈といひ、飲食をおくる禮を餞といふ、〔燕無私〕燕は宴に同じ、享禮の後うちくつろぎて行

德、中非民則、方非時動、而作之者、必不節矣、作又不節害之道也、

此の節は、前節の意を申ね說く、
王の擧や、之れを天の道神に恭事するの道に度りみれば則ち合はず、是れ善福に非ざるなり、又之れを地の德及び萬物を治むるの法則に比ぶれば則ち合はず、是れ義の道に非ざるなり、又之を民を治むるの法則に比ぶれは則ち合はず、是れ仁の道に非ざるなり、又之れを四時の法令に比ぶれば則ち合はず、是れ柔順の道に非ざるなり、又之れを前王の敎訓に議り考ふれば則ち合はず、是れ正道に非ざるなり、又之れを詩書の訓言と先民の唱へし法言とにはかりみれば則ち合はず、是れ皆亡王の行爲なり、かく上下の法則と度りみるに毫も比べ度る所のことなし、王よ其れ之れを思考し給へ、夫れすべて事大は前王の敎訓に從はず、小は詩書の訓言に從はず、上は天の法に從ふに非ず、下は地の德に從ふに非ず、中は民を治むるの法則に從ふに非ず、四方に向つては四時の法令に從ふに非ずして、成就する者は、必ず其の度を失ひて宜しきを得ざるなり、不善の事をなして且つ其の度を失ひ宜しきを得ざるときは、財力民力皆罷弊す、此れ國を害ふの道なりと、

〔天神〕天道と神祇に恭事する道とを指す、〔祥〕善福なり、〔地物〕地の德と萬物を治むる道とを指す、〔類〕比なり、くらべはかること、〔方二之時動一〕方も亦比なり、時動は四時の法令を指す、〔咨〕議なり、はかり考ふること、〔前訓〕前王の敎訓なり、〔詩書〕詩書に說く法言なり、前節にかゝげし語を指す、〔民之憲言〕憲は法なり、民の法言とは前節にかゝげし古語を指す〔上下〕前句の天神以下民之憲言に至るまでを指していふ、〔不レ從レ象〕象は法なり前王の敎訓を指す、〔不レ從レ文〕文は詩書の法言を指す、〔天刑〕刑は法なり、天法は天道なり、〔不レ節〕節は度なり、宜しきに合ふこと、

王卒壅之、及景王多寵人、亂於是乎始生、景王崩、王室大亂、及

ことも亦遠きに非ず、すぐ前世の君の行ふ所にあり、然らばどうして水を防ぎ宮殿を飾り國家人民の亂るるをもとめ給ふ用あらんや、

「黎苗之王」黎は九黎なり、少皞氏衰へ九黎德を亂りしかば、顓頊之れを滅せり、苗は三苗なり、高辛氏衰へ三苗德を亂りしかば、堯之れを誅せり、「夏商之季」夏商の季世の王、夏の桀王と商の紂王とをいふ、桀王は商の湯王に、紂王は周の武王に誅滅せらる、「象天」象は法ること、「儀地」儀は度ること、「方不順時」方は四方なり、時は四時の法令なり、「不共神祇」共は恭なり、恭事すること、「五則」上の象天、儀地、龢民、順時、共神祇を指す、「夷」滅なり、ホロボスと訓む、「火焚其彝器」彝器は前に見えたる尊彝にて宗廟の器中の重なるものなるを以て、之れをあげて宗廟之器の代名とせしなり、一句の意は人民が火を放ちて宗廟の器をやきはらひしをいふ、「隷」奴隷なり、「下夷於民」夷は儕なり、ヒトシと訓む、一句の意は下民と齊しき地位となりたりとなり、「前哲」前代の聖王なり、「令德」善き德なり、「五者」前の五則なり、「豐福」大なる幸福なり、「民之勳力」民のいさをある助力なり、「令聞」よきほまれ、「崇」高なり、高くしたつとぶこと、「畎畝」賈侍中は一耦之發、廣尺深尺爲畎百歩爲畝といひ、韋昭は下曰畎高曰畝、畝壟也といへり、二解異なれども其の田間又は田圃の意義にとれることは相同じ、「在社稷」社稷をたもつべき地位、卽ち君位にあること、「靖民」靖は治なり、ヲサムと訓む、「詩云」詩經大雅蕩の篇にあり、「殷鑒」殷の天子のかんがみ手本なり、「徼」求なり、モトムと訓む、

度之天神則非祥也、比之地物則非義也、類之民則則非仁也、方之時動則非順也、咨之前訓則非正也、觀之詩書與民之憲言皆亡王之爲也、上下儀之、無所比度、王其圖之、夫事大不從象、小不從文、上非天刑、下非地

祇、而蔑棄五則、是以人夷其宗廟、而火焚其彝器、子孫爲隷、下夷於民、而亦未觀夫前哲令德之則、則此五者、而受天之豐福、饗民之勳力、子孫豐厚、令聞不忘、是皆天子之所知也、天所崇之子孫、或在畎畝、由欲亂民也、畎畝之人、或在社稷、由欲靖民也、無有異焉、詩云、殷鑒不遠、在夏后之世、將焉用飾宮以徼亂也、

此の節は、前代帝王の過を引きて鑑戒すべきことを說く、

王も亦かの九黎三苗の王より、下は夏商の季の王に至るまで、上は天道に法らず、下は地の事則をはからず、中は人民を和げず、四方に向つては四時の法令に順はず、神祇に恭事せず、かく五つの法則をないがしろにし棄てしかば、臣庶叛き、民は其の宗廟を滅ぼし、火は其の彝器を焚き、子孫は奴隷となり、下民と齊しき地位となりたることを鑒み戒め給ふことなからんや、而して亦前代の聖王の人々の則るべき善き德ある人は、此の五つの法則に則りて、上帝の大なる幸福を受け、人民の功ある助力をうけ、子孫世々豐に厚く君臨し、善きほまれは萬世の後まで忘られざりしことを觀たまはざるか、是れ皆我陛下の知悉し給ふ所なり、されば上帝の尊びて天子となし給ひし人の子孫も、或は零落して田間にあるは、民を虐げ亂らんと欲したるに由りて天の罰をうけたるなり、田間の人も或は出世して社稷を有つ地位に上るあるは、民を安んじ治めんと欲したるに由りて天の賞をうけたるなり、其の理は別に異りたることあるなし、詩に曰く、殷の天子のかんがみ手本とすべきことは遠き時代の事にあらず、すぐ前代なる夏后の世の君の行にありと、我陛下のかんがみ手本とし給ふべき

我先生厲宣幽平の四王よりして、上帝の禍敗を貪り樂しみ、餘習今に至るも未だ止まず、而して我王又之れを禍敗を飾り章にし給はゞ、恐らくは禍敗長く子孫に及びて王室は其れいよ〳〵衰微せんか、王よ其れ之れを如何せんとし給ふか、按ずるに、我太祖后稷より以來禍亂を安じ定めたるも未だ之れを成就する能はず、文武成康の四王に至りて僅に克く之れを成就して民を安んじ定めたり、則ち后稷の始めて德政を始め民を安んぜしより、十五王目の文王に至り始めて禍亂を平定し、十八五目の康王に至りて克く民を安んじ定めたり、其の國を安じ民を治むるの難きこと此の如し、厲王始めて先王の法典を改めて禍敗を聞きてより、今に至るまで十四王なり、后稷が德政を始めてよりも十五世にして始めて平定の功を成し、厲王が禍敗を召きしよりも將に十五世ならんとす、其れ我王室はすくふ能はざらんか、されば吾は朝夕おそれつゝしみて曰へらく、其れ如何なる德をこれ修めて少しく王室の威を明にかゞやかし、以て天の福祿を迎へんかと、而るに王は之れを思ひ給はず、又禍亂を明にし助けて大きくし給はゞ、將に何を以て之れに堪へて王室を維持し給はんとするかと、

〔貪二天禍一〕天の禍敗を貪り樂しみて行ふよりいふ、〔弭〕止なり、ヤムと訓む、〔卑〕卑弱なり、微弱なり、〔自二后稷一以來寧レ亂〕寧は安なり、一句の意は后稷が禹王を助けて洪水を始め平にし農耕の業を授けしをいふ、〔基〕始なり、ハジム訓む、〔靖〕安なり、ヤスンズと訓む、〔十五王〕后稷、不窋、鞠陶、公劉、慶節、皐僕、差弗、毀隃、公非、高圉、亞圉、公叔祖類、大王、王季、文王をいふ、〔十八王〕十五王に武王、成王、康王を加ふ、〔革レ典〕革は改なり、典は法なり、先王の法をいふ、〔十四王〕厲王、宣王、幽王、平王、桓王、莊王、僖王、惠王、襄王、頃王、匡王、定王、簡王、靈王をいふ、〔濟〕救なり、スクフと訓む、〔儆懼〕おそれつゝしむこと、〔光〕明にかゞやかすこと、〔逆〕迎なり、ムカフと訓む、〔天休〕休は福祿なり、

王無亦鑒於黎苗之王、下及二夏商之季一、上不レ象レ天、而下不レ儀レ地、中不レ龢レ民、而方不レ順レ時、不レ共二神

旗（朱鳥）（三禮義疏）

旐（玄武）（三禮義疏）

と、〔寧〕安なり、ヤスンズと訓む、〔荼毒〕害毒なり、害毒の行をいふ、〔惕〕恐懼なり、オソルと訓む、〔殘〕傷害なり、〔彌章〕彌は終なり、ツヒニと訓む、章は明なり、

自我先王厲宣幽平、而貪天禍、至於今未弭、我又章之、懼長及子孫、王室其愈卑乎、其若之何、自后稷以來、寧亂、及文武成康、而僅克安民、自后稷之始基德、十五王而文始平之、十八王而康克安之、其難也如是、厲始革典、十四王矣、基德十五而始平、基禍十五、其不濟乎、吾朝夕儆懼曰、其何德之修、而少光王室、以逆天休、王又章輔禍亂、將何以堪之、

此の節は、周室禍福の來る命數をいひ、其の現代は禍亂の成る命數にあたることを說き、戒愼恐懼すべきことをいふ、

ふ所あり、彼の穀洛二川の神を亂し、神をして其の靈威を爭ひ以て洪水を起し、我王室を害ふに至らしめたることなからんや、而るに王は深く之れを察し給はず、執政の過を改めず之れを飾りてあきらかにせんとし給ふ、乃ち不可なることはなからんや、昔人言へることあり、曰く、狂悖怨亂の人の門を過ぐること勿れ、過ぐれば必ず其の害にあふと、又曰く、亭煎の官を佐くる者は饗食をなむるの榮に浴せども、爭鬪を佐くる者は必ず傷害をうくと、又曰く、禍も好まざるときは神も禍をなす能はずと、又詩に曰く、四頭の牡馬は勇しくゆき旟旐のはたは風にひら〳〵とひるがへれり、こは厲王が騷亂を鎭めん爲め出征したまへるなり、されど騷亂は平がず、騷亂生じて平がざるときは國として亡滅せざるはなしと、又詩に曰く、民は厲王の虐政を疾み亂暴の行を貪り樂み安んじて惡逆の行を爲す、是れ騷亂の止まず平がざる所以なりと、是れ皆禍亂は自ら招くものなれば、愼まざる可からざることを言へるなり、然るに若し禍亂を見ても恐れずば、損害を受くること必ず多し、其れを飾り行はんとせば禍敗終に明になり、身を亡ぼし國を失ふに至るなり、民に怨まれて騷亂を起さるゝも猶之れを止むべからざるものなるに、まして神に逆ひて亂らるゝをや、しかるは王は深く之れを察し給はず、將に相鬪ひて汎濫せる川を防ぎて宮殿を保ち飾らんとし給ふ、是れ卽ち禍亂を飾り明にし爭鬪を佐けて自ら禍害に陷るものなり、王は其れ乃ち禍敗を明にあらはし且つ傷害にあひ給ふことなからんや、

〔避〕違なり、タガフと訓む、〔滑〕亂なり、逆ひみだすこと、ミダスと訓む、〔爭レ明〕明は神の靈威なり、〔妨〕害になり、ソコナフ訓む、〔飾レ之〕禍亂を飾りてあきらかにすること、〔亂人〕狂悖怨亂の人、〔雎〕亭煎の官なり、亭煎は物を煮煎すること、〔詩曰〕詩經大雅桑柔の篇なり、周の厲王の虐政を行ひて民怨叛して騷亂せしを平ぐる能はざるを刺りし詩なり、此の句は其の第二章にあり、〔四牡〕四頭の牡馬なり、〔騤騤〕勇しく行くさま、〔旟旐〕鳥隼を畫けるはたを旟といひ、龜蛇を畫けるはたを旐といふ、〔翩〕ひるがへること、〔夷〕平なり、〔靡〕無なり、ナシと訓む、〔泯〕滅なり、ホロブと訓む、〔又曰〕此れ亦桑柔の篇なり、此の句は其の第十一章にあり、〔貪レ亂〕禍亂を貪り樂むこ

り、〔堙替〕堙は沒ること、替は廢ること、卽ち二字にて零落すること、〔隷圉〕隷は奴隷、圉は馬を飼ふもの、〔黄炎之後〕黄は黄帝、炎は炎帝なり、有夏は黄帝の後、有呂は炎帝の後なり、〔不レ帥ニ天地之度一〕帥は循なり、度は法なり、道なり、〔不レ順ニ四時之序一〕四時に應じて其の爲すべきことあり、其の秩序一定して動かず、之れを四時之序といふ、〔民神之義〕民神に對するの道なり、〔不レ儀ニ生物之則一〕儀は度なり、ハカルと訓む、〔殄滅〕たえほろぶこと、〔及ニ其得一レ之〕有夏有呂の子孫が周の武王に封ぜられて諸侯となりたるをいふ、〔高朗〕朗は明なり、高明は高明の德をいふ、〔令終〕令は善なり、ヨクと訓む、終は成なり成就すること、〔顯融〕融は長なり、顯長とは長久に顯はすこと、〔昭明〕昭明の德なり、〔附レ之〕附は隨なり、シタガフと訓む、〔令名〕善き名號なり、天子及侯霸の名號をいふ、〔典圖〕典は禮なり、圖は象なり、禮象とは禮儀又禮法といふが如し、〔夏呂〕有夏有呂にて禹と四岳とをいふ、〔共鯀〕共工と鯀と、

今吾執政、無乃實有所違、而滑

夫二川之神、使至於争明以妨王宮、王而飾之、無乃不可乎、人有言、曰、無過亂人之門、又曰、佐饔者嘗焉、佐鬭者傷焉、又曰、禍不好不能爲禍、詩曰、四牡騤騤、旟旐有翩、亂生不夷、靡國不泯、又曰、民之貪亂、寧爲荼毒、夫見亂不惕、所殘必多、其飾彌章、民有怨亂、猶不可遏、而況神乎、王將防鬭川以飾宮、是飾亂而佐鬭也、其無乃章禍且遇傷乎、

此の節は、川を防ぐは川神に逆ふわけなるを以て大に不可なることを説く、

今吾朝廷の執政のものども、乃ち實に天地の道に違

天下を有ち、小は國を有つに至り、子孫亦連綿として其の祀を絶やざさるなり、而して其の子孫が其の位を失ふに及びたるは、必ず怠慢淫亂の心を以て其の善き道を守りたる忠信の心に代はるとありたればなり、故に其の氏姓を亡ぼしたふれやぶれて救はれず、子孫を絶やし祭祀するの主なく、隷圉の賤役に零落するなり、夫れ亡びしもの豈これ尊榮をうくることなからんや、皆黃帝炎帝の後なり、たゞ天地の道に循はず、四時の秩序に順はず、民神に對する道をはからず、生物を治むる法則を度らず、是れを以てたえほろびて子孫なく、今に至るまで祀られざるなり、而して其の復び諸侯の位を得て祭祀を奉ずるを得るに及びたるは、必ず忠信の心を以て怠慢淫亂の心に代ることありたればなり、是れに由りて之れを觀れば、一王四伯は天地の道をはかりて之れに循ひ、四時の秩序を守りて之れに順ひて動き、民神を和げ、生物の法則を度りて之れを治めしが故に、其の高明なる德善く成就し、かゞやきあきらかなる譽を顯しなし、上帝より姓を命せられ、氏を受け、之れに隨うて天子侯霸といふ善き名號を以てせられたるなり、されば王よ若し先王の遺訓をひらき、其の禮儀刑法をみ、之れを標準として其の國家の廢興せし者を觀察し給はゞ、皆一目の下に其の廢興の理由を知り給ふべきなり、卽ち其の勃興する者は必ず一王四伯の如き功績あり、其の廢滅する者は必ず共工鯀の如き失敗あるなり、

〔一王四伯〕王は伯禹、四伯は四岳なり、伯は霸に同じ〔繫〕是なり、コレと訓む、〔多寵〕寵は尊榮なり、〔亡王〕卽ち共工、鯀を指していふ、〔釐擧〕釐は理なり、擧は用なり、をさめ用ふること、〔嘉義〕善き道なり、〔有レ胤在レ下〕胤は子孫、下は後世なり、〔替ニ其典一〕替は廢なり、スツと訓む、典は常なり、〔杞鄫〕二國の名、有夏の後なり、周の武王の封ずる所なり、〔申呂〕有呂なり、商周の商周の世或は申に封ぜらる、故に申呂といふ、〔齊許〕二國の名、有呂の後なり、周の武王の封ずる所なり、〔迄〕至なり、イタルと訓む、〔及ニ其失一レ之〕夏の桀王が天子の位を失ひ有呂の子孫が侯霸の位を失ふをいふ、〔慆淫〕慆は慢なり、怠慢なり、淫は淫亂なり、〔間レ之〕間は代なり、カハルと訓む、〔踣斃〕踣は僵なり、たふれやぶるゝこと、〔不レ振〕振は救なり、スクフと訓む、〔無レ主〕主は祭祀を行ふ主、卽ち祭主な

ず、侯霸は諸侯の霸なり、

此一王四伯、豈緊多寵、皆亡王之後、唯能釐擧嘉義、以有胤在下守祀不替其典、有夏雖衰、杞鄫猶在、唯有嘉功、以命姓受氏、迄於天下、及其失之也、必有慆淫之心間之、故亡其氏姓、踣斃不振、絕後無主、湮替隸圉、夫亡者豈緊無寵、皆黃炎之後也、唯不帥天地之度、不順四時之序、不度民神之義、不儀生物之則、以殄滅無胤、至於今不祀、及其得之也、必有忠信之心間之、度於天地、而順於時動、龢於民神、而儀於物則、故高朗令終、顯融昭明、命姓受氏、而附之以令名、若啓先王之遺訓、省其典圖刑法、而觀其廢興者、皆可知也、其興者必有夏呂之功焉、其廢者必有共鯀之敗焉、

此の節は、禹四岳共工鯀の例によりて國の興廢は天地の道に順ふと否とにあることを說く、

此の一王四伯は豈これ尊榮多き地位の人ならんや、皆亡王の後なり、されどたゞ能く善き道をさめ用ひしかば、子孫連綿後世に至るまで祭祀を奉守し、其の常法をすてず、是れを以て有夏衰ふると雖、子孫杞鄫に國して今猶存在し、申呂衰ふと雖子孫齊許に國して今猶存在せり、たゞこれ一王四伯に嘉みすべき功績あり、上帝より姓を命ぜられ氏を受けて、大は

高なり、大きく高くすると、山より出づる水を通流し山を毀れ崩れしめざることをいふ、〔九山〕九州の山なり、九州は書經の禹貢には冀、兗、青、徐、揚、荊、豫、梁、雍をいふとあり、周禮職方氏は七州は禹貢と同じくして徐梁二州の代りに幽并の二州をあげ、爾雅釋地は七州は禹貢と同じくして青梁二州の代に幽營二州をあげたり、此處は禹貢の九州をいふ、九州の山は禹貢に汧、壺口、砥柱、太行、西傾、熊耳、嶓冢、内方、岐をいふとあり、呂氏春秋には會稽、太、王屋、首、大華、岐、太行、孟門、羊腸をいふとあれども前說可なり、〔決汨〕汨は通なり、決通は水をたちきりて其の流を通ずることと、〔九川〕九州の川なり、其の名は爾雅釋水には徒駭、太史、馬頰、覆釜、胡蘇、簡潔、鈎盤、鬲津、河といひ、史記夏本紀索隱には弱、黑、河、瀁、江、沇、淮、渭、洛とあり、後說可なり、〔九澤〕九州の澤なり、周禮職方氏に具區、雲夢、圃田、孟諸、大野、弦蒲、貕養、揚紆、昭餘祁の名を列せり、〔豐殖〕豐は茂なり、殖は長なり、草木の茂り長ずること、〔九藪〕九州の藪なり、呂氏春秋及淮南子に其の名を列して具區、雲夢、陽紆、大陸、圃田、孟諸、海隅、鉅鹿、昭余とせり、〔汨越〕二字共に治むること、土地を開墾して耕すをいふ、〔九原〕九州の原野なり、其の名稱は詳ならず、〔宅居〕定住すること、〔九隩〕隩は内なり、九内は九州の内なり、〔合通〕通じて和合さすこと、〔天無二伏陰一〕伏陰は伏隱したる陰氣なり、天に陽氣のみありて伏陰なきは順調なるをいふ、〔地無二散陽一〕散陽は散亂したる陽氣なり、他に陰氣のみありて散陽なきは亦順調なるをいふ、〔水無二沈氣一〕沈は伏なり、水に伏積の氣なしとは、水の能く流通するをいふ、〔災燀〕突發の火災なり、〔神無二間行一〕間は雜なり、神に雜りたる行なしとは、神と民と各〻其の分域を守りて、神は神たる本分を盡し、邪惡なきをいふ、〔時無二逆數一〕時は時候なり、逆數は逆ひ悖りたる數なり、時候に逆ひ悖りたる數なしとは時候の順調なるをいふ、〔物害〕穀蔬を害する蟲をいふ、〔帥象〕帥は循なり、〔軌儀〕軌は道なり、儀は法なり、道法とは猶道義といふが如し、〔嘉績〕嘉は善なり、善績は善き功績なり、〔厭〕合なり、アフと訓む、かなふこと、〔帝心〕上帝の心、〔胙以二天下一〕胙は祿なり、胙二四岳國一の胙も同じ、〔嘉祉〕善き幸福なり、〔般富〕般は盛なり、〔侯伯〕伯は霸と通

て穀蔬を害することなし、四岳も亦禹の功に循ひ象り、道義を權衡として凡ての事を度り、能く其の國を安んじ民を治めたり、かく禹と四岳と、其の爲す所善き功績に非ることなく、能く上帝の心にかなひしかば、上帝は之を嘉し、禹を祿するに天下の地を以てし、姓を賜ひて姒と曰ひ、氏を賜ひて有夏と曰へり、其の姒と曰ひ夏と曰ふは、猶祉の如し、祉は福なり、夏は大なり、大は殷富盛大なり、卽ち能く善福を以て天下を殷富にし、萬物を生育せるを謂ふなり、又四岳を祿するに國を以てし、命じて諸侯の長となし、姓を賜ひて姜と曰ひ、氏を賜ひて有呂と曰へり、其の姜と曰ひ呂と曰ふは、姜とは養ふなり、呂とは脊なり、卽ち能く禹の股肱心脊と爲りて以て萬物を養ひ人民を豐厚にせるを謂ふなり、

〔共工〕古の帝王の名、炎帝の後なり、高辛氏と帝たるを爭ひ滅さる、其の事蹟は詳ならず、〔此道〕天地に順ふの道なり、〔虞〕安なり、ヤスンズと訓む、〔湛樂〕淫樂なり、〔淫失〕みだらにしわるくすること、〔墮レ高堙レ庳〕高は山陵をいひ、庳は池澤をいふ、堙は塞なり、フサグと訓む、〔皇天〕上帝なり、〔有虞〕帝舜の氏なり、鯀の誅せられしは帝堯の時代なるに之れを帝舜の時代にかけしは、鯀を誅したるは帝堯の相たりし帝舜の爲したるものなればなり、〔崈伯鯀〕崈は崇の古字なり、國の名、伯は爵の名、〔播〕放なり、ホシイマイニスと訓む、〔稱二遂共工之過一〕稱は擧なり、行ふこと、遂は成しとぐること、共工の過を行ひとぐは、鯀が洪水（堯時の九年の洪水）を治めて水の道に逆ひ之れを防ざて失功せしことを指す、〔殛〕誅なり、コロスと訓む、〔羽山〕今の山東省登州府蓬萊縣にあり、〔伯禹〕鯀の子にて所謂夏の禹王なり、〔前之非度〕前は前人なり、父鯀を指す、非度は非法なり、法度に叛くこと、〔釐〕理なり、をさむること、〔制量〕量は度なり、制量は制度なり、〔象二物天地一〕天地の物象に象り法ること、〔比類〕類は象なり、比象は順ひ象ること、〔百則〕多くの法則なり、〔儀〕準なり、ナゾラフと訓む、〔羣生〕多くの生物なり、〔從孫〕兄弟の子孫なり、〔四岳〕官名、四方の岳の祭を主り諸侯の霸たり、其の數四人あるより四岳といふ、〔道レ滯〕道は導に同じ、滯は滯水なり、汎濫して一處にとまりたる水をいふ、〔豐レ物〕百物を豐殖すること、〔封崇〕封は大なり、崇は

莫非嘉績、克厭帝心、皇天嘉之、胙以天下、賜姓曰姒、氏曰有夏、謂其能以嘉祉殷富生物也、胙四岳國、命爲侯伯、賜姓曰姜、氏曰有呂、謂其能爲禹股肱心膂以養物豐民人也、

此の節は、共工と鯀とが天地の道に逆ひて山川を毀防して滅誅の禍を得、其の子孫の禹と四岳とが天地の道に順ひて山川を害せず、民を安んじ、國を固くせしかば、王侯となり大福を得しことを説く、

昔し共工が此の道をすて、淫樂に安んじ其の身をみだしわるくし、百川をふせざさゝへ、山陵を毀ち崩し、池澤を塞ぎ以て天下を害はんと欲せしかば、上帝は幸を下し給はず、庶民は之れを助けず、禍亂ならびおこりて遂に滅びたり、其の後有虞の時代にありて崇伯鯀あり、其のみだらなる心をほしいまゝにし、共工の過を行ひ成せしかば、堯帝は之を羽山に誅し給へり、天地の道に逆ひて山川を毀防して禍を得るは、此の二例によりて明なり、其の後伯禹洪水を治むるに當り、父の法度に叛きて失敗せるを念ひ、制度ををさめ改め、法を天地の物象に取り、多くの法則に順ひ象り、之れを萬民の風習好惡に準へ考へて、其の安を得るやうにし、又生物の類をはかりて之を養ひ、以て其の生を達せしむ、共工の從孫四岳は之れを輔佐して共に治水の業に從へり、禹は能く天地の道に從ひ、山陵は之れを崩さずして高くし、池澤は塞がずして深くし、川流を通じ、滯水を導き、水を一處にあつめて汎濫を防ぎ、百物を豐殖にせり、卽ち九州の山を大きく高くして崩潰の憂なからしめ、九州の川を流通し、九州の澤につゝみを設けて共に汎濫の難なからしめ、九州の藪をよくして草木を茂り長ぜしめ、九州の原野を開墾して穀蔬の收穫を大ならしめ、九州の住地に人民を定住せしめ、以て四海を通じて和合せしめたり、かく天地の道に順ひて治めしが故に、天には伏隱せる陰氣なく、地には散亂せる陽氣なく、水に伏積の氣なく、火に突發の火災なく、神に雜りたる行なく、民に淫濫の心なく、時候に不順なく害蟲生じ

りき、
〔墮〕毀つこと、〔崇〕高なり、タカクスと訓む、〔藪〕水なき澤、〔防川〕防は壅にに同じ、〔竇〕決なり、決潰すること、〔澤〕居水なりさは、〔氣之導也〕氣は天地の氣なり、〔鍾〕聚なり、アツマリと訓む、〔歸物於下〕下は藪澤なり、〔疏爲〕疏は通ずること、爲はをさむること、〔陂唐〕二字ともつゝみなり、〔汚庳〕汚は水たまり、庳は濕地、〔阤崩〕大にくづるゝを崩といひ、小しくくづるゝを阤といふ、〔散越〕越は遠なり、散遠は散り遠ざかること、〔有財用〕山藪川澤は財用の生ずる所なり、故にいふ、財は用ふべきもの故に財用といふ、〔夭昏札瘥〕夭は夭死なり、昏は狂惑の病なり、札は疫病にて死すること、瘥は疾病なり、〔乏匱〕二字共にとぼしきこと、財用に乏しきをいふ、〔待不虞〕待は備ふること、不虞は不虞の災なり、

昔共工棄此道也、虞於湛樂、淫失其身、欲壅防百川墮高堙庳、以害天下、皇天弗福、庶民弗助、禍亂竝興、共工用滅、其在有虞、有崈伯鯀、播其淫心、稱遂共工之過、堯用殛之於羽山、其後伯禹念前之非度、釐改制量、象物天地、比類百則、儀之于民、而度之於羣生、共之從孫四岳佐之、高高下下、疏川道滯、鍾水豐物、封崇九山、決汨九川、陂障九澤、豐殖九藪、汨越九原、宅居九隩、合通四海、故天無伏陰、地無散陽、水無沈氣、火無災燀、神無間行、民無淫心、時無逆數、物害無生、帥象禹之功、度之于軌儀、

〔太子晉〕靈王の太子にて名は晉といふ、早く死して位をつがず、列仙傳に仙人王喬は即ち此の太子なりとあれども荒誕の說とるに足らず、

晉聞、古之長民者、不墮山、不崇藪、不防川、不竇澤、夫山土之聚也、藪物之歸也、川氣之導也、澤水之鍾也、夫天地成而聚土於高、歸物於下、疏爲川谷、以導其氣、陂唐汚庳、以鍾其美、是故聚不阤崩、而物有所歸、氣不沈滯而亦不散越、是以民生有財用、而死有所葬、然則無夭昏札瘥之憂、而無饑寒乏匱之患、故上下能相固、以待不虞、古之聖王、唯此之愼、

此の節は、山川藪澤の成立意義より古の聖王は其の自然に從ひて之れを毀崩し防壓せざることを說く、

晉聞く、古の民に長たる者は、山を毀たず、藪を高くせず、川を防ぎとめず、澤を決潰せず、夫れ山は土の聚りて高くなりたるものなり、藪は萬物の歸生する所なり、川は天地の氣を導き達するものなり、澤は水の聚りたる所なり、夫れ天地創めて成りて土を高きにあつめて山と爲し、物を低きに歸生して藪澤となし、川谷を通じをさめて以て其の氣を導き、みづたまり又は濕につゝみを築きて其水の美を一處に蓄ふ、是くする故に山はくづれず、くづれて藪澤を害せず、故に物歸生する所あり、又川は其の性に從ひて通流するを以て、天地の氣は沈み滯らず、又散り遠ざからず、萬物を生成す、是を以て民生きては財用ありて其の生を養ひ、死しては葬る所ありて其の魂を安んず、然るときは則ち夭死、狂惑の病、疫死、疾病の憂なくして、饑餓苦寒財用に乏しきの患なし、故に上下能く相固く安にして、以て不虞の難に備へぬ、此く古の聖王は唯、此の天地の性に順ひて愼みて逆ふことなか

訓む、〔休祥〕休は美善なり、祥はしるしなり、〔戎レ商〕戎は兵器なり、戎レ商とは商に兵器を加ふること、卽ち商を伐つこと、〔晉仍無道而鮮レ胄〕仍なり、カサネテと訓む、冑は冑子なり、晉は獻公以來無道の君多し、而して今の君厲公も亦無道なり、故にかさねてといふ、鮮冑とは獻公が驪姬の讒を信じ詛ひて羣公を畜はざりしより公子極めて少なきをいふ、

頃公許諾、及厲公之亂、召周子、而立之、是爲悼公、

此の節は、襄公の豫言の適中せることを記す、

頃公は許諾せり、果せるかな晉にては厲公の亂に及びて、孫周子を周より召迎し立てゝ君となせり、是れを悼公となす、

〔厲公之亂〕前章を見よ、

○以上第二章、單襄公が晉の公子孫周の言動より觀察して、其の晉に君たるべきことを豫言し、適中したる物語なり、

靈王二十二年、穀洛鬭、將毀王宮、王欲壅之、

此の節は靈王が穀洛二水が汎濫せるを以て、之れを防ぎとめんとし給へることを記す、

靈王の二十二年に、穀洛の二川汎濫して、勢すさまじく將に王宮を浸しやぶらんとす、是に於て王穀川の水をふせぎて北に出でしめんとし給ふ、

〔靈王〕簡王の子にて諱は泄心、位にあること二十七年にして崩ず、

〔穀洛鬭〕穀洛共に川の名、穀水は河南の澠池あたりより發源し、洛水と合し黃河にいたる、洛水は周語上に說く、此のとき穀水盛に溢れて洛水と合し奔流汎濫す、其の水勢猛烈にして恰も相鬭ふに似たり、故に鬭といふ、〔欲レ壅レ之〕穀水を防ぎて北の方に出でしめんとせるをいふ、

太子晉諫曰、不可、

此の節以下六節太子晉の諫言なり、此の節は總提なり、

太子晉諫めて曰く、穀水を防ぎ給ふは宜しからず、左に其の理由を申述べん、

陰陽風雨晦明の六氣をいひ、地五は金木水火土の五行をいふ、六氣と五行と相交通變化して萬物を生成化育するなり、〔經〕たていと、〔緯〕よこいと、〔爽〕差なり、タガフと訓む、〔質〕資質なり、〔夫子〕孫周を指す、〔被レ之〕文德を被れりにて文德を有すること、〔昭穆又近〕昭穆は親族間の名稱なり、一世を昭となし其の族を一世の昭といひ、二世を穆となし其の族を二世の穆といひ、三世を昭となし其の族を三世の昭といひ、四世を穆となし其の族を四世の穆といふ、五世以下皆之れに準じて知るべし、されば祖と孫とは昭穆を同じくす、孫周の親は襄公の孫なれば襄公と孫周とは昭穆の關係近し、故に又近といふ、昭穆の意義は、昭は明なり、昭の族は宗廟の大祭の時南に向ひて立つ、南は明なり、故に昭といふ、穆は深幽なり、穆の

族は宗廟大祭のとき北に向ひて立つ、北は深幽なり、故に穆といふ、〔正〕方正なり、〔端〕端嚴なり、〔成〕定なり、定靜なり、〔愼〕愼重なり、〔令德〕令は善なり、令德は善德なり、〔德之相〕相は助なり、〔休戚〕休は喜ぶこと戚は悲むこと、〔成公之歸也〕晉の靈公無道なり、趙穿之れを弑す、此の時晉の公子黑臀周にあり、執政趙盾迎へ立てゝ君となす、之れを成公となす、〔筮〕めどぎにてうらなふこと、〔遇二乾之一否〕乾卦は乾下乾上☰☰なり、否卦は坤下乾上☰☷なり、乾の否に之くとは乾卦の下の三爻☰が變じて☷となり、乾卦が變じて否卦となるをいふ、〔配而不レ終君三出レ焉〕占の辭なり、乾は天なり君なり、配すとは先君に配するなり、不レ終とは子孫君たるを終へざること、乾下變じて坤となる、坤は地なり、臣なり、君變じて臣となるの象あること三爻なり、故に三世にて終るといふ、而して上に乾あり、乾は天子なり、周は天子の國なり、下の三爻に三變あり、此れ天子の所より三人君の出づる象なり、〔一既往矣〕は成公を指す、〔其次必此〕此は孫周を指す、〔規〕畫なり、ヱガクと訓む、〔畀〕予なり、アタフと訓む、〔襲〕合なり、一致すると、〔大誓故〕大誓は前にとく、故は故事なり、〔協〕合なり、アフと

善德を身につくるの輔なり、次に本國たる晉の爲に福あれば喜び、憂あれば悲むは、本に背かざるものなり、かく文德を身につけ四行を以て之れを助け明にす、必ず國を得て君たるは明なり、且つ吾成公が我周より歸りて晉に君たる時、晉の筮官の之を占へるを聞けり、其のとき乾卦三爻變じて否卦となるに遇へり、其の占辭に曰く、先君に配して晉の君となれども、其の子孫は嗣ぎて君となるを得ず、而して晉の君たるものは三人とも我周より出でんと、三人の中にて、一人は(成公を指す)既に周より往きて晉の君となれり、最後の一人は吾其の誰なるかを知らず、其の二番目に周より往きて君となるものは必ず此の夫子ならん、且つ吾亦成公の生るゝとき、其の母君は神が其の子(成公)の臀に墨を以て文字を畫きて、此の子に晉國を有たしめん、三世の後驩の孫に予へんと曰ふ、故に成公を名づけて墨臀と曰ふことを聞きぬ、成公以後今に於て既に二世を經たり、襄公は名を驩といふ、此の夫子は實に其の孫なり、而して善德あり孝行に恭敬なり、されば周より往きて晉に君たるものは此の夫子に非ずして其れ誰ぞや、且つ其の夢には必ず驩の孫實に晉國を有たんと曰ひ、其の卦辭には必ず三たび君を周よりとらんと曰ひ、其の德は又以て國に君たるべし、夢と卦辭と德と三つのもの實に一致せり、吾王が殷の紂王を伐つとき、衆をあつめて誓はれし故事を聞けり、其の誓の言に曰く、朕が夢は朕が卜に一致し、又善き祥に合ひぬ、されば商を伐たば必ず克たんと、かく武王は夢と卜と祥と三つ一致せしを以て商を伐ちて勝ち天下を得たり、夫子も亦之れに同じ、今の晉は重ねて無道にして冑子なく、將に國を失はんとす、必ず早く夫子を善く遇せよ、夫子は其れ次に晉の君たる番にあたれり、

〔頃公〕襄公の子なり、〔善二晉周一〕善は善く待遇せよの意、〔文〕文德あり、の意、文は諸德の總名なり、〔得二天地一〕天地の神の加護を得の意、〔胙〕福なり、〔小而後國〕大にしては天下、小にして侈國を得の意、〔孚〕覆なり、庇護し信にすること、〔制〕制裁して宜しきに合はすこと、〔輿〕載すること、載せ行ふをいふ、〔材〕裁と通ず、裁抑なり、謙遜をいふ、〔利制〕物を利し欲を制すること、〔事建〕事を處理すること、〔昭レ神〕昭は顯なり、尊び顯して事ふること、〔天六地五〕天六は

て宜しきに合はす德なり、智は文德の中にて物事を載せ行ふ德なり、勇は文德の中にて義の德を帥ゐ行ふの德なり、敎は文德の中にて德化を布き施すの德なり、孝は文德の大本なり、惠は文德の中にて慈和の德なり、禮讓は文德の中にて謙遜の德なり、今之れを夫子の言動に徴するに、其の天帝に言及して其の德に象るは、是れ能く敬の德あるなり、其の忠實なる意思に從ひて離るべからざるに言及せるは、是れ能く忠の德あるなり、其の身を誠にせんと思ふことに言及せるは、是れ能く信の德あるなり、博く人を愛すべきに言及せるは、是れ能く仁の德あるなり、物を利し欲を制するに言及せるは、是れ能く義の德あるなり、其の能く正しく事物を處理すべきに言及せるは、是れ能く智の德あるなり、義に從ひて裁制斷行すべきに言及せるは、是れ勇の德あるなり、其の是非を分別して德化を施すべきに言及せるは、是れ能く敎の德あるなり、鬼神を尊顯して事ふべきに言及せるは、是れ能く孝の德あるなり、其慈愛和睦に言及せるは、是れ能くも惠の德あるなり、對等の者を推尊して之れを先きにすべきに言及せるは、是れ能く禮讓の德あるなり、此の十一德のものは、夫子皆之れを持てり、天には陰陽風雨晦明の六氣あり、地には金木水火土の五氣行あり、以て萬物を生成化育す、故に十一は天地の常數なり、天の六氣を以て經となし地の五行を以て緯とし、之れに則りてたがはざるは、則ち文德の現象なり、我周の文王の資質は至純にして文德異なれり、故に天帝は之れに幸福を下して天下を與へ給へり、今夫子も亦この文德を身に持てり、而して其の昭穆を見るに又晉室と近親の間にあり、されば夫子は必ず天帝の幸福をうけ國を得て其の君となるべし、且つ夫れ夫子の立つにかたより立つことなきは則ち行方正なるなり、物を視るにわきみることなきは是れ行端嚴なるなり、物をきくに耳をそばたつることなきは是れ行定靜なるなり、物を言ふに迂遠なることなきは是れ行愼重なるなり、夫れ方正なるは德の道路を眞直にゆくなり、端嚴なるは德を行ひ信なるなり、定靜なるは德を行ひ終るなり、愼重なるは德を固く守るなり、德を守り終ると純一堅固にして、德の道を行くこと眞直に德を行ふと信なるは、是れ善德を明に身につけたるなり、愼重定靜端嚴方正の四行は、

成德之終也、愼德之守也、守終純固、道正事信、明令德矣、愼成端正、德之相也、爲晉休戚、不背本也、被文相德、非國何取、成公之歸也、吾聞晉之筮之也、遇乾之否、曰配而不終、君三出焉、一既往矣、後之不知、其次必此、且吾聞之、成公之生也、其母夢神規其臀以墨曰、使有晉國、三而畀驩之孫、故名之曰黑臀、於今再矣、襄公曰驩、此其孫也、而令德孝恭、非此其誰、且其夢曰必驩之孫實有晉國、其卦曰必三取君於周、其德又可以君國、三襲焉、吾聞之、大誓故曰、朕夢協于朕卜、襲于休祥、戎商必克、以三襲也、晉仍無道而鮮胄、其將失之矣、必蚤善晉子、其當之也、

此の節は、襄公が孫周の言行と夢兆占兆とより論じて、其の必ず晉侯たるべきを以て、能く之れを遇すべきことを子頃公に告ぐることを記す、

襄公疾にかゝれり、子の頃公を召して之れに告げて曰く、必ず晉の孫周を善く遇せよ、彼は將に晉の國を得て之れに君たらんとす、其の行や文德に合へり、能く文德に合へば則ち天地の神の加護を得、天地の神の加護して幸福を與ふる所の者は、大にしては天下を得べく小にも國を得るなり、夫れ敬は文德の中にて恭しき德なり、忠は文德の中にて誠實の德なり、信は文德の中にて庇護するの德なり、仁は文德の中にて、慈愛の德なり、義は文德の中にて事を制裁し

得ず周にゆきて身の安全をはかりたるなり、〔跛〕かたより立つこと、〔還〕目を回還してみること、即ち正視せずしてわきみすること、〔聳〕耳を聳てゝきくこと、懼れ驚きてきくこと、〔遠〕迂遠なり、〔天〕天帝なり、〔忠信〕共にまことなり、忠は內より出づるまことなり、信は外をまことにする、又外にまことなること、〔知〕智に同じ、〔制〕制裁なり、義を以て制裁すること、〔辯〕別なり、是非を分別すること、〔惠〕惠愛なり、〔龢〕和の古字、和睦なり、〔讓〕禮なり、〔敵〕對等の地位のものをいふ、〔戚〕いたみかなしむこと、〔怡〕よろこびたのしむこと、

襄公有疾、召頃公而告之、曰、必善晉周、將得晉國、其行也文、能文則得天地、天地所胙、小而後國、夫敬文之恭也、忠文之實也、信文之孚也、仁文之愛也、義文之制也、知文之興也、勇文之帥也、教文之施也、孝文之本也、惠文之慈也、讓文之材也、象天能敬、帥意能忠、思身能信、愛人能仁、利制能義、事建能知、帥義能勇、施辯能教、昭神能孝、慈和能惠、推敵能讓、此十一者夫子皆有焉、天六地五數之常也、經之以天、緯之以地、經緯不爽、文之象也、文王質文、故天胙之以天下、夫子被之矣、其昭穆又近、可以得國、且夫立無跛正也、視無還端也、聽無聳成也、言無遠愼也、夫正德之道也、端德之信也、

たる物語なり、

晉孫談之子周、適周事單襄公、立無跛、視無還、聽無聳、言無遠、言敬必及天、言忠必及意、言信必及身、言仁必及人、言義必及利、言知必及事、言勇必及制、言教必及辯、言孝必及神、言惠必及龢、言讓必及敵、晉國有憂、未嘗不戚、有慶未嘗不怡、

此の節は、晉の孫周の言行を記す、

晉の孫談の子周、周に適きて單襄公に事ふ、立つにかたよりたつことなく、物を視るにわきみすることなく、物をきくに耳をそばだつることなく、物を言ふに迂遠なることとなく、敬を言ふときは必ず天帝を敬ふべきことに言ひ及ぼし、忠を言ふときは必ず己が意を忠にすべきことに言ひ及ぼし、信を言ふときは必ず先づ己が身を信にすべきことに言ひ及ぼし、仁を言ふときは必ず博く人を愛すべきことに言ひ及ぼし、義を言ふときは必ず能く人と物とを利すべきことに言ひ及ぼし、智を言ふときは必ず能く正しく事を處理すべきことに言ひ及ぼし、勇を言ふときは必ず義を以て事物を制裁するを眞勇となすことに言ひ及ぼし、教を言ふときは必ず是非を分別して乃ち教ふべきことに言ひ及ぼし、孝を言ふときは必ず鬼神に孝をつくすべきことに言ひ及ぼし、惠を言ふときは必ず和睦を致せば乃ち能く惠愛すべきことに言ひ及ぼし、禮讓を言ふときは必ず對等者には先づ讓るべきことに言ひ及ぼし、己が本國たる晉に憂あるときは未だ嘗ていたみ悲まざることはあらず、幸福あるときは未だ嘗て悅び樂しまざることあらず、

〔孫談之子周〕晉の襄公の少子を捷といふ、桓叔と號す、其の子は卽ち談にて、惠伯と號す、襄公の孫に當るより孫談と稱す、周は談の子にて後晉侯となり悼公といふ、賢名あり、文公の業を修めたり、其の周にゆきて單襄公に事へたるわけは、晉は獻公が驪姬の讒を用ひて羣公子を畜はざりしより、已むを

吾之れを聞く、己が國に德政ありて德を修めざる國に鄰るときは、必ず其の福を受くと、今君の國境晉に近接して齊に鄰れり、齊晉に禍亂あらば君以て霸者の位を取るべし、君よ己が德なきを患へよ、何ぞ晉の危難を加ふるを憂ふるを要せん、且つ夫れ叔孫僑如は利を好みて不義なり、而して其の利とする所は驕淫の事なり、之れを放流せんこと如何と、

〔不レ修〕德を修めざる國なり〔偪〕近接なり、セマルと訓む、〔伯〕霸に同じ、〔長翟之人〕叔孫僑如を指す、僑如の人得臣翟を破り、翟人長翟僑如を捕虜にしたり、よりて其の祝として吾子に名づけて僑如といふ、故に僑如を長翟之人といひしなり、〔淫矣〕淫は驕淫なり、穆姜と通ずるよりいふ、

魯侯歸乃逐叔孫僑如、簡王十一年諸侯會於柯陵、十二年晉殺三郤、十三年晉侯殺、於翼東門葬以車一乘、齊人殺國武子、

此の節は、單子の豫言の適中せることを記す、

魯侯は單子にきゝ、國に歸りて乃ち叔孫僑如を放逐せり、諸侯が柯陵に會盟せるは簡王の十一年なり、翌十二年に晉人は三郤を殺し、十三年に晉侯は殺され、翼の東門に於て遣車一乘を以て葬れり、是の年齊人は國武子を殺せり、

〔殺二三郤一〕郤錡、郤犨は郤至と共に殺されしなり、郤至の殺されし顛末は周語中の終章に說く、〔晉侯殺〕晉侯既に三郤を殺し又舊勳の臣欒書荀偃に及ばんとす、二人大に懼れ遂に其の黨を率ゐ公を襲ひて之れを殺せり、〔於二翼東門一葬以二車一乘一〕翼は晉の別都、今の山西省平陽府翼城縣の東南にあり、車は遣車(死者の靈に供へ贈る牲をのせる車)なり諸侯は遣車七乘を禮とす、今一乘を以てすとは禮を備へざるなり、〔齊人殺二國武子一〕齊の卿慶克靈公の母聲孟子に通ず、是に於て國武子慶告を召して之れを戒む、慶克聲孟子に告ぐ、聲孟子之れを靈公に愬ふ、公よりて國武子を殺せり、

○以上第一章　單襄公が柯陵の會盟に於て、晉の厲公の視步をみ、其の卿三郤及齊の卿國武子の言語をきゝて、其の必ず禍難にあふべきを豫言して適中し

あふべきをいへるなり、又齊の國子と雖亦將に禍に與らんとす、國子は正直盡言の士なり、治平の國に居りて善人に向つて盡言するなれば危害にあふ患なけれども、齊の如き淫亂の國に立ちて盡言を好み、以て人の過失を擧げて之れを言ふは怨惡を蒙るの本なり、たゞ善人のみは能く盡言を受けて其の過を改め身を修むるを以て怨むことなし、齊には其れ善人あらんや、故に吾國子と物語りて其の禍を免れ得ざるをしると、

〔處ㇾ義〕處は分別なり、義は宜なり、如何に身體を定めてよろしきかなり、〔足以歩ㇾ目〕足は目の向ひ視る所に從ひて歩むこと、卽ち目と足と一致すること、〔讁〕譴なり、とが、あやまち、〔言爽〕爽は貳なり、タガフと訓む、〔反二其信一〕反は違なり、タガフと訓む、〔淫〕濫なり、みだらなること、〔離二其名一〕離は失なり、ウシナフと訓む、名は名號なり、徳行の名號卽ち仁義禮智忠孝慈惠等の總稱なり、〔庇ㇾ信〕信をおほふと、信を大きくすること、〔偏喪〕偏はかたぐなり、〔既喪〕既は盡なり、コトゴトクと訓む、〔爽ㇾ二〕爽は亡なり、ウシナと訓む、〔寵人〕寵臣といふに同じ、〔寔疾顚〕寔は誠疾は速なり、顚は隕なり、オツと訓む、〔厚味〕重祿に喩ふ、〔腊毒〕腊は亟なり、スミヤカと訓む、毒は害毒なり、害毒を及ぼすこと、〔郤伯〕郤錡をいふ、三郤中年長者なり、故に伯といふ、〔叔〕郤叔なり、郤犨を指す、三郤中の中年者なり、故に叔といふ、〔季〕郤季なり郤至を指す三郤の年少者なり、故に季といふ、〔將ㇾ與〕與は禍に與ること、〔盡言〕善惡をいまず道理を盡していふ言なり、〔招二人過一〕招は擧なり、アグと訓む、〔齊其有乎〕有は善人あらんやなり、卽ち善人なきこと、

吾聞ㇾ之、國徳而鄰二於不ㇾ修、必受二其福一、今君偪二於晉一而鄰二於齊一、齊晉有ㇾ禍、可三以取二伯一、無ㇾ徳之患、何憂二於晉一、且夫長翟之人、利而不ㇾ義、其利淫矣、流ㇾ之若何、

此の節は、魯侯に徳を修むべきことゝ、叔孫僑如を罪すべきこととを勸告することを記す、

此の節は、晉君及三郤の禍難を蒙るべき所以を說き、併せて齊の國子も亦禍を免るべからざることを附說す、

夫れ君子に目を以て身體を定め、而して足之れに從ひて動く、是れを以て其の容止を觀て其の心を知るを得るなり、目を以て如何に身體を定めてよろしきかを分別し、足は目の視る所に向ひて步むものなり、今晉侯は望視すること遠くして足をあぐること高し、目は己が身體にあらず、足は目の視る所に向ふに非ず、是れ其の心必ず異狀ある故ならん、目と身體が相從はず離れ／＼になりてどうして能く久しく安全を保ち得んや、夫れ諸侯を會合するは國家の大事なり、是に於てか其の國家の存亡を觀知し得るなり、故に其の君會合にありて步行言語視聽必ず皆あやまちなければ、則ち以て其の有德の君たるを知るべし、かかれば國家將に咎(トガメ)なからんとす、然るに晉君の如く其の望視すること遠ければ日々其の身體を宜しくする定むる方を絕やし、足をあぐること高ければ日々其の德行をすて、言たがへば日々其の信に違ひ、聽くことみだらなれば日々其の名號を失ふものなり、夫れ目は以て如何に身體を定めて宜しきかを分別し、足は以て德を踐み行ひ、口は以て信をおほひて大きくし、耳は以て其のよろづの名號を聽くものなり、故に步言視聽は愼まざるべからざるものなり、四者の中かた／＼失へば必ず咎あり、盡く失へば則ち國從ひて亡ぶ、今晉侯は二を失へり、吾是れを以て其の咎にあふべきを云へるなり、次に夫の三郤は晉侯の寵臣なり、一族の中三人卿となり五人大夫となれり、光榮何物か之れに過ぎん、されば戒懼して其の職務に盡くすべきなり、夫れ高位にあるもの之れを妬み羨むもの多し、故に誠に速に失墜すものなり、重祿のものは亦之れを妬み羨むもの多し、故に誠に速に害毒をうくるものなり、今郤錡の語は人を侮り犯し、郤犫の語はひがみよこしまに、郤至の語ははこりおごれり、侮り犯すときは則ち人をしのぎ虐げ、ゆがみよこしまなるときは則ち人を誣ひいつはり、ほこりおごるときは則ち人の美を揜ふ、是れ皆人の怨惡の府なり、是の寵遇の地位にありて之れに益すに三の怨惡さるゝ行を以てせば、其れ誰れか能く之れに堪へ忍びん、一致して之を攻むは必せり、故に吾其の禍難に

申し上げん、

〔瞽史〕瞽は樂大師にて音樂風氣を知り律呂を執りて以て軍聲を聽き吉凶を告ぐることを掌る、史は太史なり、周語上に說く、

夫君子目以定體、足以從之、是以觀其容而知其心矣、目以處義、足以步目、今晉侯視遠而足高、目不在體、而足不步目、其心必異矣、目體不相從、何以能久、夫合諸侯國之大事也、於是乎觀存亡、故國將無咎、其君在會、步言視聽、必皆無謫、則可以知德矣、視遠日絕其義、足高日棄其德、言爽日反其信、聽淫日離其名、夫目以處義、足以踐德、口以庇信、耳以聽名者也、故不可不愼也、偏喪有咎、既喪則國從之、晉侯爽二、吾是以云、夫郤氏晉之寵人也、三卿而五大夫、可以戒懼矣、高位寔疾顚、厚味寔腊毒、今郤伯之語犯、叔迂季伐、犯則陵人、迂則誣人、伐則掩人、有是寵也、而益之以三怨、其誰能忍之、雖齊國子、亦將與焉、立於淫亂之國、而好盡言以招人過、怨之本也、唯善人能受盡言、齊其有乎、

に請はしむ、成公之れを諾し將に兵を率ゐて會せんとす、時に下卿叔孫僑孫如公の母穆姜に通じ上卿の季孟二氏を去らんと欲す、穆姜公の出征を送り季孟二卿を逐はしむ、公早く晉に赴かざるときは晉侯の怒に觸れ危難を受くるに及ぶべきを以て歸國の後命をきかんことを請へり、穆姜怒りたま〳〵前を趨り過ぐる所の二公子偃と鉏とを指して曰く、汝我命をきかずば彼等は君となるべしといへり、公懼れて壞隤（地名）に待ち己が身邊を戒め護りて然る後行けり、是れを以て戰に及ばず、是れより先き僑如はひそかに晉の卿郤犨に賂ひてはかる所あり、是に於て犨僑如の爲に成公を晉侯に譖りて曰く、魯侯の後れて至りし者は壞隤にて形勢を觀望し勝ちし方に與みせんとしたるなりと、晉侯怒りて遂に成公を見ず、故に成公かくいひしなり、「三郤」郤錡、郤犨、郤至の三卿なり、「當之」禍難に當ること、禍難を蒙るをいふ、

魯侯曰、寡人懼不免於晉、今君曰將有亂、敢問天道乎、抑人故也、

此の節は、魯侯が晉に亂の起る理由を問ひたることを記す、

魯侯曰く、寡人は晉の危難を免れざらんことを懼れ居るに、今君は將に亂起りて晉君と三郤と禍難を蒙るべきを曰ふ、敢て問ふ天道を以て占ひて之れ知るか、或は人事を以て之れを推知するかと、

「天道乎」天道を占ひて之れを知るかの意、「人故也」故は事なり、人事也とは人事を以て之れを推知するかとなり、

對曰、吾非瞽史、焉知天道、吾見晉君之容、而聽三郤之語矣、殆必禍者也、

此れより以下三節單子の對なり、此の節は總提なり、

單子對へて曰く、吾は瞽史の官に非ざればどうして天道を占ひて之れを知らん、吾は晉侯の容止を見又三郤の物語をきけり、之れによりて彼等が身を豫想するに殆ど必ず禍をうけんものなり、左に其の故を

遠歩高、晉郤錡見、其語犯、郤犨見、其語迂、郤至見、其語伐、齊國佐見、其語盡、

此の節は、柯陵の會に於て、單襄公に會見せる晉の厲公の動作と、晉の郤錡、郤犨、郤至と齊の國佐との言語の有樣を記す、

柯陵の會盟に單襄公晉の厲公を見る、厲公望視すること遠く足を擧ぐること高し、晉の卿郤錡襄公に見ゆ、其の語人をしのぎ犯せり、郤犨亦襄公に見ゆ、其の語ひがみよこしまなり、郤至亦襄公に見ゆ、其の語ほこり高ぶれり、齊の卿國佐亦襄公に見ゆ、其の語其の心に思ふ所を言ひつくして忌み隱す所なし、

〔柯陵之會〕柯陵は地名、今河南省彰德府黃縣にあり、魯、齊、宋、衞、曹の諸侯が鄭を伐ち、柯陵に會盟せり、之を柯陵之會といふ、此の時周より單襄公參列せり、〔晉厲公〕景公の子にて二十八代目の君なり、名は州蒲、在位八年にして殺さる、〔視遠〕望視すること遠きなり、遠方を望視すること、〔歩高〕足をあぐること高きをいふ、〔郤錡〕晉の卿にて字を駒伯といふ、〔犯〕人を陵ぎおかすこと、〔郤犨〕晉の卿にて郤錡と親族なり、〔迂〕ゆがみよこしまなること、〔郤至〕周語中の終章に見ゆ、〔伐〕ほこりたかぶること、〔齊國佐〕國佐は齊の卿なり、謚を武子といふ、〔盡〕其の心に意ふ所を言ひ盡くして善惡褒貶諱み憚る所なきをいふ、

魯成公見、言及晉難及郤犨之譖、單子曰、君何患焉、晉將有亂、其君與三郤、其當之乎、

此の節は、單公魯の成公に向ひて晉君と其の三郤の災禍にかゝるべきことを言ふことを記す、

魯の成公亦單襄公に見ゆ、種々物語して晉が將に己に危難を加へんとすることゝ、且つ郤犨が己を晉侯に譖りしことゝに及べり、單子曰く、君何ぞ晉を患ふる要あらんや、晉は將に亂起らんとす、而して其の君侯と卿の三郤と其の禍難に當りて亡びんかと、

〔晉難及郤犨之譖〕晉の難とは晉が己に加ふるの危險をいふ、初め鄢の役に晉は大夫欒黶をして援兵を魯

姦僞の心を以て仁を行ふこと、〔爲レ佻〕佻は佻行なり、仁をぬすむ行の義なり、〔姦レ禮〕姦僞の心を以て禮を行ふこと、〔羞〕羞行なり、恥づべき行をいふ、〔姦勇〕姦僞の心を以て勇を行ふこと、〔賊〕賊行なり、人を傷け害ふ行なり、〔守〕戰はずして國を守ること、平和の場合を指す、〔龢同順レ義〕龢同は和同に同じ、義は王義なり、王義は猶王命といふが如し、〔制レ戎以二果毅一〕戰盡レ敵の句を承く、制は治むること、戎は兵なり、果毅は果斷剛毅なり、〔制レ朝以二序成一〕守龢同の句を承く、朝は朝廷なり、序は次なり、位次なり、序成は位次を守りて國政を成すこと、〔畔レ戰而擅〕范燮欒書の上將の命に從はず、强ひて擅に戰はせしことを指す、〔棄レ毅行レ容〕戰爭中車より下りて楚王を禮せしを指す、毅は果毅なり容儀なり、禮なり、〔畔レ國卽レ讎〕鄭伯をゆるせしことを指す、〔替二其上一〕替は廢なり、上は位の上の人なり、七卿を指す、〔違レ難〕違は去なり、サルと訓む、免れ去ること、〔大誓〕書經周書の篇名、

郤至歸、明年死レ難、及二伯輿之獄一、王叔陳生奔レ晉、

此の節は、單襄公の豫言の適中せることを記す、郤至は使命を果たして晉に歸れり、明年騷亂起り遂に殺されたり、又伯輿の訟獄起るに及び王叔陳生は周に居る能はず、晉に出奔せり、

〔死レ難〕難は騷亂なり、晉の厲公舊臣を廢して新臣を用ひんとし、此れが爲に騷亂起り郤至は遂に殺されたり、〔伯輿之獄云々〕伯輿は周の大夫なり、王叔と爭ふ、王伯輿を佐く、王叔勝たず、遂に晉に出奔せり、

○以上第十一章、召桓公周に來朝せる晉の卿郤至の言動を疑ひて單襄公に告げ、襄公其の災禍にあふべきことゝ郤至を推奬せる王叔子も亦災にあはんことを豫言し適中せる物語なり、

卷第三

周語下

周朝の物語の下なり、簡靈景敬四王の間のこと凡て九章あり、

柯陵之會、單襄公見二晉厲公一視

を以てし、國を守る時に朝廷を治むるには位次を守りて和衷政を成すべきなり、今郤至を見るに戰時に將の命を畔きて擅に戰ひしは是れ賊行なり、戰爭中に於て果斷剛毅の行をすてゝ殊更に禮を行ひしは羞行なり、其の國に畔きて讎に味方して敵國の君を赦せしは佻行なり、かく三つの姦僞の行ありて以て其の上位の諸卿を廢して上に出でんことを求む、是れ自ら政を得る道に遠ざかるものなり、故に吾を以て郤至をみれば刃彼が頸にあり、觸るれば將に斬られんとす、彼の運命や久しかるべからざるなり、又吾王叔子と雖未だ災難を免るゝこと能はず、何となれば大誓に曰へるあり、曰く、民の欲する所は則ち天帝必ず之れに從ひ給ふと、王叔子は郤至を欲して之れを稱す、而して郤至は民の惡みて去らんと欲する所なり、されば王叔子も亦能く郤至に從ひて災禍を得ること勿らんや、災禍をうるは明かなりと、

〔兵在二其頸一〕兵は刃なり、刃の頸にありとは動けばすぐ斬らるゝを以て、極めて危きたとへなり、〔君子〕德を以て言ふ、〔自稱〕稱は譽むること、〔盎レ人〕盎は掩なり、〔掩レ人〕とは人の美を掩ふをいふ、〔陵レ上〕人を陵ぎて其の上に出でんとを好むこと、〔抑下〕抑へ屈め卑下さるゝこと、〔書曰〕此の語今の書經には、夏書の五子之歌篇に出づれども、同篇は僞書なれば古は何の篇にありしか詳ならず、〔可レ近〕恩惠を以て懷つけ近づくべしといふこと、〔不レ可レ上〕上は陵なり、シノグと訓む、しのぎ虐ぐること、〔詩曰〕詩經大雅旱麓の篇なり、〔愷悌〕和ぎ樂しめること、〔不レ回〕回は邪なり、ヨコシマと訓む、不レ回とはよこしまの方法を用ひざること、〔敵必三讓〕敵は對等の位置の人を指す、〔民之不レ可レ加〕加は上なり、上は陵なり、シノグと訓む、〔先二諸民一〕先づ禮讓を以て恩惠を民に施すこと、〔庇〕蔭なり、オホフと訓む、我身をおほひかばふこと、〔長レ利〕長く福利を得ること、〔小醜〕小人なり、〔侈卿〕威權ありて侈れる卿の義なり、〔何以待レ之〕待は備なり、待レ之とは之に備へと同じ意、〔儆〕戒なり、イマシムと訓む、〔佻レ天〕佻は偸なり、ヌスムと訓む、天をぬすむとは天の功をぬすむなり、〔不祥〕不善に同じ、〔乘レ人〕乘は陵なり、シノグと訓む、〔民之爲也〕民は兵を指す、爲は所爲なり、シワザと訓む、〔畜レ義〕畜は養ひ成すこと、〔豐レ功〕豐は大なり、〔姦仁〕

性は兎角他人をしのぎて其の上に出でんことを好むものなり、而して人の美は掩ひかくす可からざるものなり、人の美點をしのぎて人の美を掩ひかくさんことを求むれば、却て人の爲に抑へ屈め卑下せらるゝことます〳〵甚しきものなり、故に聖人は禮讓にして人に下るを貴ぶなり、且つ諺に曰く、獸は其の己を捕へんとする網を惡み、民は其の己を病ます在上者を惡むと、又書經に曰く、民は恩惠を以て懷け近づくべくしてしのぎ虐ぐべからずと、又詩に曰く、和ぎたのしめる君子は幸福を求むるに邪なる方法を以てせずと、又禮典にありては、己と對等の位のものには必ず三たび讓るとあり、是れ則ち聖人は、民はしのぎ虐ぐ可からざることを知るを以てかくいへるなり、故に天下に王たる者は、必ず先づ禮讓を以て恩惠を民に施して然る後自らの身をおほひかばへば、則ち能く長く福利をたもつなり、今郤至は位七卿の下にありて之れをしのぎて上に出でんことを欲す、是れ七卿の美を掩ひて獨り美を恣にせんとするものなり、其の行は亦七人の怨を買ふわけなり、小人に怨まるゝあるも猶堪ふべからざるものなるに、況んや威權ある大卿に怨まるゝをや、其れ如何なる方策を以て之れに備へんとするや、又晉の戰に克ちしは天帝が實に楚を惡み給ふことありたればなり、故に晉の手をかりて之れを戒飭し給へるなり、而るに郤至は天帝の功をぬすみて以て己の力と爲す、此くして己が立身をはからんとす亦六ッかしきことならずや、夫れ天帝の功をぬすむは不善の行なり、人をしのぎて上に出でんとするは不義の事なり、不善の行をなせば則ち天帝之を見棄て給ひ、不義の事をなせば則ち民畔きて從はず、且つ郤至は自ら三大功ありといふも何ぞ彼に功あらん、夫れ仁禮勇の三行は皆兵の所爲なり、夫れ義をつくして以て國の爲に死する之を勇と謂ひ、義を奉げ守りて法則に順ふ之を禮と謂ひ、義を養ひ成して功績を大にする之れを仁と謂ふ、之れに反し姦僞の心を以て仁を行ふを佻行と爲し、姦僞の心を以て禮を行ふを羞行と爲し、姦僞の心を以て勇を行ふを賊行と爲す、夫れ戰ふときは奮ひて敵を鏖にするを以て最上の行となし、戰はずして國を守るときは互に和同して王の命令に順ふを以て最上の行となす、故に戰ふときに兵を治むるには果斷剛毅

長利、今郤至在七人下、而欲上之、是求蓋七人也、其亦有七怨、怨在小醜、猶不可堪、而況在侈卿乎、其何以待之、晉之克也、天有惡於楚也、故儆之以晉、而郤至佻天以爲己力、不亦難乎、佻天不祥、乘人不義、不祥則天棄之、不義則民畔之、且郤至何三伐之有、夫仁禮勇皆民之爲也、以義死國謂之勇、奉義順則謂之禮、畜義豐功謂之仁、姦仁爲佻、姦勇爲賊、夫戰盡敵爲上、守龢同順義爲上、故制戎以果毅、制朝以序成、畔戰而擅賊也、棄毅行容羞也、畔國即讎佻也、有三姦以求替其上、遠於得政矣、以吾觀之、兵在其頸、不可久也、雖吾王叔、未能違難、在大誓曰、民之所欲、天必從之、王叔欲郤至、能勿從乎、

此の節は、單襄公が郤至の心情及び行爲の傲慢姦惡なるを以て、其の禍災にあふべきことと、之れを稱贊する王叔子も亦必ず禍をのがるべからざることを説きて、召桓公に答へたることを記す、

襄公答へて曰く、人言へることあり、刃が其の頸にあり、いつ頸をきるかもはかるべからずと、其れは郤至のことを謂ふか、すべて君子は自ら己が行をほめざるものなり、そは以てたゞ謙讓せん爲には非ず、其の人の美を掩ふの弊害に陷るを惡む爲なり、夫れ人の

功なり、〔反レ之〕反はくりかへして爲すこと、〔三逐ニ楚君之卒ニ〕郤至が三たび楚王が親衛の兵を驅逐せしをいふ、〔見ニ其君一必下而趨〕郤至が戰爭中に楚王を見れば必ず車より下り、趨走して猶君に對するの禮をなしたりしことをいふ、〔能獲ニ鄭伯一而赦レ之〕郤至鄭伯を逐ふ、其の車右(車右に居る將)茀翰胡鄭伯の車前を遮り、車後より登りて之れを捕虜にせんとす、郤至曰く、國君を傷つくるときは罪ありと、之れを止め鄭伯を免れしめたるをいふ〔知ニ晉國之政ニ〕知はつかさどること、〔擧〕推擧なり、〔其次〕位次なり、〔吾懼ニ政之未レ及レ子也〕郤至は八卿の最下なれば、第一卿となり政を執るには六卿を飛びこえざるべからず故にいふ、〔先大夫〕死去したる大夫をいふ、荀は姓名は林父字は伯、〔下軍之佐〕即ち第六卿なり、〔以政〕政は政卿にして宰相なり、第一の卿を以て之れに任ず、〔趙宣子〕趙は姓名は盾、字は孟宣子と諡す、賢名あり、〔軍行〕軍隊なり、此にては軍隊に從ひて立てし功の意に見るべし、〔欒伯〕欒は姓、名は書、字は伯、諡して武子といふ、〔下軍〕下軍の將なり即ち第五卿之れに任ず、〔吾又過〕才能功績此の三子に過ぎたりの意、〔於レ四レ之無レ不レ及〕四は四人なり、一句の意は吾を拔擢して政卿となし三子に加へて拔擢せられたる四偉材となすも、吾は決して三子に及ばざることなしとなり、〔求レ之〕政卿たらんことを求むること、〔奚若〕如何に同じ、イカンと訓む、

襄公曰、人有レ言、曰、兵在ニ其頸一、其郤至之謂乎、君子不ニ自稱一也、非ニ以讓一也、惡ニ其蓋レ人也、夫人性陵レ人者也、不レ可レ蓋也、求レ蓋レ人其抑下滋甚、故聖人貴レ讓、且諺曰、獸惡ニ其網一、民惡ニ其上一、書曰、民可レ近也、而不レ可レ上也、詩曰、愷悌君子、求レ福不レ回、在レ禮、敵必三讓、是則聖人知ニ民之不一レ可レ加也、故王ニ天下一者、必先ニ諸民一、然後庇焉、則能

侯一〕楚王淺薄の德あり鄭を誘へども從はず、よりて汝陰の田を以て鄭に賂ひ鄭をして晉に叛きて己と同盟せしめたることを指す、〔棄二壯之良一而用二幼弱一〕老壯の良臣をすてゝ若年の臣を用ひしこと、楚王が老臣申叔時の言をきかず司馬子反を用ひしことを指す、申叔時は老臣にて此の時領邑申に老せり、子反は王族にて名は側、子反は其の字なり、此の時相將たり、申叔時は楚が晉との盟に叛くの不可を論じ、子反が兵を帥ゐて鄭を救ひに行く時、叔時に暇乞せるときにも其の不可を極言して諭す所ありたり、されど王は萬事子反に信頼して叔時の言を顧みざりしなり、〔建二立卿士一而不レ用二其言一〕楚は周に傚ひて卿士の位を設け、公子貞(字は子囊)を以て之れに任ず、初め楚の鄭を犯すや(鄭との同盟以前なり此の後同盟の約立つ)子囊は鄭と晉との關係及び晉楚同盟の事を考究して其の不可を說きたれども、司馬子反の用ひざりしことを指す、〔夷鄭〕夷は楚の東方にある蠻夷の國にて楚に從へり、〔三陳〕夷と鄭との三國の陣なり、〔皁〕罪の古字なり、〔四軍之帥〕晉には中軍上軍下軍新軍の四軍あり、八卿(晉には卿八人あり)を以て之に任ず、此の度の戰には、欒書(第一卿)中軍に將たり、范燮(第二卿)之れに佐(佐將卽ち副將なり)たり、郤錡(第三卿)上軍に將たり、荀偃(第四卿)之れに佐たり、韓厥(第五卿)下軍に將たり、知罃(第六卿)之れに佐たり、趙旃(第七卿)新軍に將たり、郤至(第八卿)之れに佐たり、〔行列〕卒伍に同じ、〔輯睦〕和ぎむつまじくすること、〔旅力〕膂力に同じ、〔卒伍〕軍隊なり、〔非レ人也〕人とは思はれず人間以下の仕わざなりの意なり、〔欒范不レ欲我則强レ之〕欒范は中軍の將欒書と、佐將范燮とをいふ、共に晉軍の主腦なり、初め晉の鄭を伐つや、楚大軍を發して鄭を救ふ、范燮萬一を慮り楚と戰ふを欲せず、郤至今にして戰ひて楚に一擊を加へずんば到抵晉の國威を揚ぐるに足らざるを說き、遂に戰はしむ、既に戰ふ、楚軍晉軍を壓して進む、欒書壘を固めて之を守り、楚軍の退くを待ちて擊たんとす、郤至また楚軍の能く整はざるを見、書に說きて進んで一擊の下に破り得ることを以てし、遂に其の言に從はしめしをいふ、〔微レ謀〕微は非なり、アラズと訓む、一句の意は吾實に楚を破るの謀を立てしのみに非ず、其の上に三大功ありとなり、〔三伐〕伐は

なり、凡て敵國に對して一勝因あるも猶以て兵を用ひて勝利を得るに足るものなるに、五勝因ありて五敗因あるの國を伐つに於ては、大勝は火をみるよりも明なり、而るに之を避けて伐たざるはいくぢなき至りにて血の通へる人間とは思はれず、如何にしても一戰せざる可からざるなり、欒范の二將軍は戰ふを欲せざりしを我說きて强ひて戰はせたり、されば戰ひて勝ちしは是れ吾力なり、且つ彼の戰や吾此れが謀計を立てしのみに非ず、吾には三大功あるなり、吾は勇にして禮あり之れを繰返すに仁の行を以てせり、卽ち吾が三たび楚君の兵を驅逐せしは是れ勇なり、楚の君を見れば必ず車を下りて趨りしは是禮なり、能く鄭伯を捕虜にせんとして而も之れを赦せしは是れ仁なり、是の如く勇禮仁の三行ありて晉國の政を掌らば、楚越の强國も必我晉に來朝せんと、是に於て吾は郤夫子に問ひて、子は賢なり、されど子の位は七卿の下にあり、されば晉國の子を推擧するも順番なるべければ、七卿の位次を失はざる限りは子の前途は遼遠なり、吾は政卿の地位の未だ容易に子の身に及ばざらんことを懼るゝなりと曰ひしに、郤夫子は我に謂ひて曰く、政卿に至るに何の位次によることかあらん、昔し先大夫の荀伯は下軍の佐將（第六卿）より直に昇りて政卿となり、趙宣子（第二卿）は未だ軍に從ひて大功を立てしに非ざれども直に昇りて政卿となり、今の欒伯は下軍の將（第五卿）より進みて中軍の將（第一卿）となれり、是の三子や偉材なれども吾材功は又之れに過ぎたり、されば吾を政卿となし三子に加へて拔擢せられたる四偉材と爲すに於て、吾は決して三子に及ばざることなし、此の如き譯なれば新軍の佐將（第八卿）より昇りて政卿となり政を爲すも亦可ならずや、吾は將に必ず政卿の地位を求めんとすと、郤夫子が吾に語りし言や實に此の如し、君は以て如何に考へ思はるゝかと、

〔單襄公〕前々章に見ゆ、〔得二諸侯一〕諸侯の歸服を得ること、〔二三君子〕在朝の諸公卿を指す、君子は位を以て言ふ、〔先導焉〕先づ郤至を晉侯にとりもちて政卿たらしめよといふこと、〔樹〕置なり、立なり、タツと訓む、徒黨をたつること、〔夫子〕郤至を指す、〔微レ我〕微は無なり、〔宋之盟〕晉楚の同盟は宋相華元斡旋の下に宋に於て成せり、故にいふ、〔薄德而以レ地賂二諸

若是而知晉國之政、楚越必朝、吾曰、子則賢矣、抑晉國之舉也、不失其次、吾懼政之未及子也、謂我曰、夫何次之有、昔先大夫荀伯自下軍之佐以政、趙宣子未有軍行而以政、今欒伯自下軍往、是三子也吾又過於四之無不及、若佐新軍而升爲政、不亦可乎、將必求之、是其言也、君以爲奚若、

此の節は召桓公が單襄公に向ひ、郤至の己れに語りし自贊の語を說きて、其の感想を聞けることを記す、召公單襄公を見之れを告げて曰く、王叔子朝に於て溫季を譽めて謂へらく、彼は必ず晉國に宰相とならん、晉國に宰相とならば必ず大に諸侯の信賴を得ん、よりて我二三の君子に勸む、必ず晉侯にとりもちて彼を宰相たらしめよ、以て我周の徒黨を晉に樹てゝ安全をはかり得べしと、今又郤夫子我に會ひたるとき、夫子は晉國の戰捷を以て己實に之れを謀計したる爲なりと爲せり、其の言に曰く、我なかりせば晉は楚と戰はざりしなり、楚に五敗因あれども晉は之れに乘じて一擊を加ふを知らず、我則ち之れに强ひて戰はしめたり、楚の五敗因とは、宋に於て成せし我同盟に背きし一なり、劣薄の德を以て而も地を以て鄭に賂ひ晉に叛かしめし二なり、申叔時の如き老壯の良臣を棄てゝ若年なる司馬子反を用ひし三なり、卿士の位を設けて而も其の言を用ひざる四なり、夷鄭の二國之れに從ひ合して三國が陳をかまへて而も整はざる五なり、されば此度の戰を起せし皐は楚にありて晉に由るに非ず、晉は民心の歸服を得たり、故に四軍の將帥協力まさに剛く、軍隊治まり整ひて諸侯亦くみし從へり、是れを以て晉に五勝因あり、戰を開くに正しき辭ある一なり、民心の歸服を得る二なり、軍の將帥强力にして防禦の術に富める三なり、軍隊治まり整へる四なり、諸侯從服して和ぎ睦じき五

り、〔王叔簡公〕周の大夫にて、名は陳生、字は叔、謚して簡公といふ、〔交酬〕相贈答の幣帛をいふ、〔好貨〕宴飲の際貨財を贈りて和好を結ぶこと、此にては其の貨財を指す、〔宴語〕うちくつろぎて睦しく語りあふこと、〔王叔子〕卽ち王叔簡公なり、〔召桓公〕周の卿士にて桓公は其謚なり、

召公以告單襄公曰、王叔子譽溫季以爲、必相晉國、相晉國必大得諸侯、勸二三君子、必先導焉、可以樹、今夫子見我、以晉國之克也、爲己實謀之、曰微我晉不戰矣、楚有五敗、晉不知乘、我則強之、背宋之盟一也、薄德而以地賂諸侯二也、棄壯之良而用幼弱三也、建立卿士、而不用其言四也、夷鄭從之、三陳而不整五也、辠不由晉、晉得其民、四軍之帥、旅力方剛、卒伍活整、諸侯與之、是有五勝也、有辭一也、得民二也、軍帥彊禦三也、行列治整四也、諸侯輯睦五也、有一勝猶足用也、有五勝以伐五敗、而避之者非人也、不可以不戰、欒范不欲、我則強之、戰而勝是吾力也、且夫戰也微謀、吾有三伐、勇而有禮、反之以仁、吾三逐楚君之卒勇也、見其君必下而趨禮也、能獲鄭伯而赦之仁也、

ひ禮義を佐け行ふ者、〔説レ讓〕説は悦と通ず、ヨロコブと訓む、讓は謙讓なり、悦レ讓とは王孫説が仲孫蔑の謙讓なるを悦び嘉みせるなり、〔賄〕貨財をおくること、オクルと訓む、

○以上第十章、王孫説が魯の使叔孫僑如と仲孫蔑との人物を見分け、王に言うして其の待遇法を異にし、暗に王室の禮を嚴守することを知らしめたる物語なり、

晉既克二楚於鄢一、使二郤至告一レ慶於周一、未レ將レ事、王叔簡公飲二之酒一、交酬好貨皆厚、飲酒宴語相説也、明日王叔子譽二諸朝一、郤至見二召桓公一、與レ之語、

此の節は、晉の郤至晉侯の命を奉じて鄢の戰捷を周に報告し、王叔子及び召桓公に見えて物語りしことを記す、

晉既に楚に鄢に克ち、郤至をして戰捷の祝福を周室に告げしむ、至周に至り未だ報告の禮を行はず、私に王叔簡公に見ゆ、簡公之れに酒を飲ましむ、相贈答の幣帛貨財皆豐厚に、酒を飲みて樂しみ語り相くつろぎて悦べり、明日王叔子朝に於て郤至の人物を稱譽せり、郤至又召桓公に見えて之れといろ〱の物語をなしたり、

〔晉既克二楚於鄢一〕鄢は鄢陵なり、今の河南省開封府鄢陵縣の西北四十里にあり、鄢の戰は簡王の十一年にあり、楚が盟約を破りしより起れり、初め宋の執政華元自國の安固を保つ爲、晉楚二大强國を同盟せしめたり、然るに同盟の後四年楚は鄭と同盟せり、鄭は宋と相善からざりしかば楚と同盟せしを恃み宋を伐てり、晉は此れ迄鄭と同盟せり、蓋し鄭の向背は晉國の盛敗に關するを以てなり、是に於て鄭の晉に叛きて楚と同盟し宋を伐つを聞き大に怒り、先づ衞侯をして鄭を伐たしめ大軍を發して之に次げり、鄭乃ち急を楚に告ぐ、楚乃ち前盟を破り大兵を發して鄭を救ひ、晉と鄢に戰ひて大敗せり、〔郤至〕晉の卿にて字は溫季又子季といふ、〔慶〕祝福なり、〔未レ將レ事〕將は行なり、オコナフと訓む、事は戰捷祝福の報告の禮な

れ之に恩賜し給ふ勿れ、若し貪濫にして人を陵轢する人來聘して之れに恩賜し其の願欲する所を盈たし給はゞ、是れつまり不善人を賞し給ふなり、且つ此の如き者に賜ふときは、彼の欲は限なく我貨財は限あるを以て、到底供給を充たす能はざるに至るなり、故に聖人の人に惠を施して賞すると舍てゝ罪するとは、必ず先づ其の當否を議す、又其の人を喜怒し或は取り上げ或は與ふるときも亦先づ其の當否を議す、是れを以て賞罰に際しゆるやかに惠深きをたつとばず又猛くつよきをたつとばず、たゞ德義の中庸を得るをたつとぶのみと、王曰く諾しと、私に使を魯にやりて叔孫が來聘せし所以を問はしむれば說の言ふ所に違はず、自ら先んじて來聘せんと請へるなり、是に於て王は遂に恩賜し給はず、普通の使者を遇する禮を以て接待し給へり、

〔叔孫僑如〕前章の叔孫宣子なり、〔王孫說〕王孫は姓、（音エツ）は名なり、周の大夫なり、〔享覲〕來聘なり、〔薄〕粗末なること、〔請レ之也〕叔孫が成公の來朝に先んじて自ら來聘せんと自ら請へるならん、幣帛の粗末なるも亦此れが爲ならんの意なり、〔唯强〕唯、己が勢力の强大を競ふといふこと、〔不レ歠〕猶親しまずといふが如し、〔狀〕狀貌なり、容貌なり、〔方上〕方は四角なり、顏の上面の四角なること、〔銳下〕顏の下方の銳く尖りたること、〔觸冒〕冒は犯なり、〔貪陵〕貪濫にして人を陵轢すること、〔施舍〕施は賞して惠み施すこと、舍は舍てゝ罪すること、〔議レ之〕先づ當否を議すること、〔不レ主二寬惠一〕主は上なり、タツトブと訓む、〔行人〕外國に使する使者なり、

及ビテ魯侯ノ至ルニ、仲孫蔑爲リレ介、王孫說與レ之語ル、說ブレ讓ヲ、說以テ語ルレ王ニ、王厚ク賄ス之ニ、

此の節は、王孫說が魯の成公の介仲孫蔑の謙讓を嘉みし、王に言上して厚遇したることを記す、

魯の成公來朝するに及びて、仲孫蔑介添となりて隨行せり、王孫說又之れと物語り、いたく蔑の謙讓なるを悅べり、後說は之れを王に告げて厚遇し給ふべきを勸めたり、王よりて厚く之れに恩賜し給へり、

〔仲孫蔑〕前章の孟獻子なり、〔介〕介添なり、君に隨

きを豫言し適中したる物語なり、

簡王八年、魯成公來朝、使叔孫僑如先聘且告、見王孫說與之語、說言於王曰、魯叔孫之來也、必有異焉、其享覲之幣薄而言諂、殆請之也、若請之必欲賜也、魯執政唯強、故不歡焉、而後遣之、且其狀方上而銳下、宜觸冒人、王其勿賜、若貪陵之人來而盈其願、是賞不善也、且財不給、故聖人之施舍也議之、其喜怒取予也亦議之、是以不主寬惠、亦不主猛毅、主德義而已、王曰、諾、使私問諸魯、請之也、王遂不賜、禮如行人、

此の節は、王孫說が魯の聘使叔孫僑如の鄙心を看破し、王に言し厚く遇せずして還へしたることを記す、簡王の八年に魯の成公來朝せんとし、叔孫僑如をして先づ來聘し且つ親ら來朝する由を告げしむ、僑如王孫說を見て之れと種々の物語せり、說王に言うして曰く、此の度魯の叔孫の來聘するや必ず異なりたる出來事のあるならん、何となれば其奉獻の幣帛粗末にして而して其の言諂へり、此れ殆ど叔孫が自ら來朝に先んじて聘せんと請ひしものならん、若し彼が來朝に先んじて聘ひしものならば必ず恩賜を得んと欲するものならん、魯の執政の諸臣を見るにたゞ己が勢力の强盛を競ふ、故に叔孫と相親しまず、初め叔孫をして聘せしむるを欲せざりしも、叔孫が無理に之れを請ひしを以て乃ちことさらに幣帛を粗末にして後此方に遣はせしものならん、且つ叔孫の容貌を見るに、顏の上面四角にして下方銳く尖れり、是れ貪濫にして人に觸れ犯して傷つくる相なり、王よ其

卿なり、故にいふ、〔泰侈〕甚侈ること、〔二君〕二代の君、〔叔孫之位不レ若二季孟一〕叔孫は下卿にして季孟は上卿なり、故にいふ、〔三君〕三代の君、〔蚤世〕早く死亡すること、〔猶可〕家猶以て免るべきの意、〔登年〕長く世にあること、〔載二其毒一〕載は行なり、オコナフと訓む、毒は害毒なり、國家に生毒を及ぼす所の悪事なり、〔必亡〕家も亦必ず亡びんの意、

十六年魯宣公卒、赴者未レ及、東門氏來告レ亂、子家奔レ齊、簡王十一年、魯叔孫宣伯亦奔レ齊、成公未レ沒二年、

此の節は、康公の豫言の適中せることを記す、定王の十六年に魯の宣公卒するや、其の訃を告ぐるもの未だ周に來らざる中に、東門子家は來りて内亂を告げ、其のまゝ齊に奔れり、次に簡王の十一年に叔孫宣伯も亦逐はれて齊に奔れり、而してその手は成公が未だ沒せざる二年前なりき、

〔魯宣公〕宣公名は俀、魯の十九代目の君なり、〔赴者〕訃を告ぐるもの、〔未レ及〕未だ周に及ばざるなり、〔東門氏來告レ亂子家奔レ齊〕東門氏は東門子なり、初め子家宣公の寵を得三桓（季孟叔の三卿）を除かんと謀れり、會々晉に使して反らざる中に、宣公卒せり、三桓子家を逐ふ、子家嘗て周に使せる縁故あるを以て周に來りて内亂（三桓が公の喪中に子家を逐へるを指す）を告げ、其より齊に走れり、訃を告ぐるものが未だ周に及ばざる中に子家は齊に走れるなれば、仕へしは宣公一代のみなり、康公の不レ可三以事二一君一といひしは當れり、〔簡王〕定王の子にて名は夷、即位十四年にして崩ず、〔叔孫宣伯亦奔レ齊〕宣伯は宣子なり、宣子宣公の夫人穆姜に通ず、よりて季孟を去りて國政を專にせんとす、國民怒りて之れを逐ふ、宣子齊に奔れり、〔成公未レ沒二年〕成公は宣公の子にて名は黑肱と曰ふ、一句の意は、宣子が齊に奔りしは成公が未だ沒せざる二年前なりきとなり、されば宣子が事一は宣公成公の二代なり、康公の不レ可三以事二三君一といひしは當れり、

○以上第九章、劉康公魯に聘して季孟叔孫東門の四執政に接して其の儉侈を見、叔孫東門二子の亡ぶ可

身を裕にすることを務めて、其の君をも顧みざるものなり、且つ夫れ人臣にして奢侈なれば國家は厭惡して到底之れを容れ用ふるに堪へず、是れ亡滅の道なりと、

〔爲レ臣必臣〕下の臣は臣道をいふ、下句臣也の臣も同じ、〔爲レ君必君〕下の君は君道をいふ、下句君也の君も同じ、〔寬〕寬大なり、〔肅〕整なり整肅なり、〔宣〕徧なり、徧く及ばすこと、〔惠〕愛なり、愛惠なり、〔敬〕敬愼なり、〔恪〕恪勤なり、〔恭〕恭順なり、〔保レ本〕本は位なり、〔濟レ時〕濟は成なり、成レ時とは時に應じ完全に事功を成すこと、〔敗功〕敗事なり、〔阜〕阜は厚なり厚く安かなること、〔徹〕達なり、貫徹なり、〔業〕成事なり、〔給レ事〕給は足なり、充分に爲すこと、事は職事なり、〔足レ用〕足は充足なり、用は財用なり、〔寬ニ於死ニ〕寬は遠なり、トホシ又トホザカルと訓む、恭順職事につくせば寵遇をつけて安泰なり、故に死の災禍に遠かるといふ、〔上下〕君臣なり、〔令聞〕よきほまれ、〔長レ世〕長く世に傳ること、〔庇〕庇護なり、〔廣ニ其身ニ〕廣は大なり、オホイニスと訓む、裕にすること、〔國家弗レ堪〕國家は之れを厭惡して之れを容れ用ふるに堪へずといふこと、

王曰、幾何、對曰、東門之位、不レ若ニ叔孫ニ、而泰侈焉、不レ可ニ以事ニ二君ニ、叔孫之位、不レ若ニ季孟ニ、而亦泰侈焉、不レ可ニ以事ニ三君ニ、若皆蚤レ世猶可、若登年以載ニ其毒ニ必亡、

此の節は、康公が王の問に對へて叔孫東門二子の災禍にかゝる期限を豫想せることを記す、

王曰く、叔孫東門二子の亡滅するは今より幾何の後ぞと、康公對へて曰く、東門の位は叔孫に及ばずして奢侈甚し、此の如くにしては以て二代の君に事ふべからず、叔孫の位は季孟に及ばずして亦奢侈甚し、此の如くにしては以て三代の君に事ふべからず、若し二子ともに早く死亡しなば其の家は猶以て災禍を免るべきも、若し世にあること長くして以て其の害毒を行はゞ、家も亦必ず亡びんと、

〔東門之位不レ若ニ叔孫ニ〕東門は大夫にして叔孫は下

王は康公の對をきゝ終りて、問ひ給ひて曰く、そは何故かと、康公對へて曰く、臣と爲りては臣の道を盡くし、君と爲りては君の道をつくせよと、寛大と整肅と偏く及ぼすと愛惠とは君の道なり、敬愼と恪勤と恭順と節儉とは臣の道なり、先づ君に就て說かんに、寛大は位を保つ所以の道なり、整肅は時に應じて事功を完全に成す所以の道なり、偏く及ぼすは恩施を臣に敎ふる所以の道なり、愛惠は民を和育する所以の道なり、位を保ち守ることあれば則必ず安固なり、時をみて動きて事を成せば則ち敗事なし、恩施を敎へてあまねく及ぼす時は則臣皆之れに傚ひて偏く施すなり、愛惠を以て民を和育すれば則ち民厚く安し、若し位安固にして事功成就し、恩施偏く及ぼして民厚く安からば、則ち長く久しく民を保ちて國の安全を期し得べし、此の如くんば其れ何事をなしても目的を達せざることあらんや、次に臣に就て說かんに、敬愼は君命を承くる所以の道なり、恪勤は成業を守る所以の道なり、恭順は職業を充分に爲し得る所以の道なり、節儉は財用を充足する所以の道なり、敬愼を以て君命を承くれば則ち違はず、能くつとめ、恪勤を以て成業を守れば則ち懈ることなく之れを安固にし、恭順を以て職事を充分に爲さば則ち死の災過に遠ざかる、節儉を以て財用を充足せば則ち憂患に遠ざかる、若し君命を承けて違はず、成業を守りて懈らず、恭順にして死の災過に遠かり、節儉にして憂患に遠からば、則ち君臣和睦して間隙(スキマ)なかるべし、此の如くんば其れ何の任務か堪へざらん必ず成し得るなり、上述の如く君は事功をなして必ず目的を達し、臣は能く其の任務に堪ふるときは、國家泰山よりも安し、是れ令聞の世に長く傳はり得る所以の道なり、今夫の季孟二子の者をみるに節儉なり、節儉なれば則ち民にとること少なくして能く財用を充足せん、民にとること少なくして財用充足するときは則ち民怨みず、家裕なるを以て則ち其の宗族は安全に庇護し得べし、之れに反し叔孫東門二子の者は奢侈なり、奢侈なるときは財用足らざるを以て則ち民の窮乏を恤へず多くとる、財用足らざるを以て民の窮乏を恤へずして多くとるときは民怨み怒るを以て憂患必ず及ばん、又是の如く奢侈なるときは則ち民を恤へざるのみならず、亦必ず務めて其の

叔孫東門の二執政は其れ亡びんか、若し其の家亡びずば其の身必ず災を免れざらんと、

〔魯大夫〕此の大夫は卿大夫の意なり、

王曰、何故、對曰、臣聞之、爲臣必臣、爲君必君、寛肅宣惠君也、敬恪恭儉臣也、寛所以保本也、肅所以濟時也、宣所以敎施也、惠所以和民也、本有保則必固、時動而濟則無敗功、敎施而宣則徧、惠以和民則阜、若本固而功成、施徧而民阜、乃可以長保民矣、其何事不徹、敬所以承命也、恪所以守業也、恭所以給事也、儉所以足用也、以敬承命則不違、以恪守業則不懈、以恭給事則寛於死、以儉足用則遠於憂、若承命不違、守業不懈、寛於死而遠於憂、則可以上下無隙矣、其何任不堪、上任事而徹、下能堪其任、所以爲令聞長世也、今夫二子者儉、則能足用矣、用足則族可以庇、二子者侈、侈則不恤匱、匱而不恤、憂必及之、若是則必廣其身、且夫人臣而侈、國家弗堪、亡之道也、

此の節は康公が更に王の問に對へて、季孟二子の長く其の家を保ち、叔孫東門二子の長く家を保ち得ざる所以の理由を説明せることを記す、

因て陳を縣となし之れを領せり、後申叔時の諫により、靈公の太子午を立てゝ君となし、之れをかへせり、故に入レ陳といひ滅レ陳と言はざるなり、

○以上第八章、周の大夫單子が王命を奉じて楚にゆくとき、陳を通過し、其の國君の淫亂、國狀の頽廢を見て、其の衰滅の大災にかゝるべきことを豫言して適中したる物語なり、

定王八年、使劉康公聘於魯、發幣於大夫、季文子孟獻子皆儉、叔孫宣子東門子家皆侈、

此の節は、劉康公が魯に聘せしとき、之れに應接せる季孟二執政の節儉に、叔孫東門二執政の奢侈なりしことを記す、

定王の八年、劉康公をして魯に聘せしむ、康公幣帛を執り執政の宅に至りて之れを陳ぬ、季文子孟獻子の二執政は其の居處皆節儉なりしが、叔孫宣子東門子家の二執政は其の居處皆奢侈なり、

〔劉康公〕劉は畿內にある侯國の名、今の河南省河南府偃師縣の南にあり、康公は劉の君にして王の卿子なり、〔發レ幣〕幣帛を陳ぬること、〔季文子〕魯の上卿なり、季は姓、一に季孫ともいふ、名は行父、文子は謚なり、賢名あり、〔孟獻子〕魯の上卿なり、孟は姓一に孟孫又仲孫ともいふ、名は蔑、獻子は謚なり、亦賢名あり、〔儉〕居處の節儉なること、〔叔孫宣子〕魯の下卿なり、姓は叔、一に叔孫ともいふ、名は僑如、宣子は謚なり、〔東門子家〕魯の大夫なり、東門は姓、名は歸父、子家は字なり、〔侈〕居處の奢侈なること、

歸、王問魯大夫孰賢、對曰、季孟其長處魯乎、叔孫東門其亡乎、若家不亡、身必不免、

此の節は、康公が王の問に對へて季孟二執政は長く其の家を保つべく、叔孫東門二執政は長く其の家を保つべからざることを記す、

劉康公使命を終へてかへれり、王問ひ給はく、魯國の卿大夫は誰れか賢なるやと、對へて曰く、季孟の二執政は其れ長く幸福に魯に處りて其の家を保たんか、

冕は大冠にて公の禮服なり、「簡レ彝」簡はおろそかにすること、彝は常なり常禮を指す、

昔先王之教、茂帥其德也、猶恐隕越、若廢其教而棄其制、蔑其官而犯其令、將何以守國、居大國之間、而無此四者、其能久乎、

此の節は、前數節を總括して陳の滅ぶべきことを斷ず、

昔し我先王の教は、人君たるもの勉めて其の常德を守り從ふも猶落墜して位を失ひ國を滅すに至るべきを以て常に戰戰兢兢たるべく戒められたり、されば若し人君にして先王の教命を廢て、先王の官制を棄て、先王の秩官を棄て、先王の法令を犯して從はずば、將に何を以て其の國を守らんとかする、殊に陳國の如き、大國の間に介在して、此の四者を守ることなくんば、其れ能く久しきを保ち得んやと、

〔茂〕勉なり、ツトムと訓む、〔帥〕率なり、シタガフと訓む、〔隕越〕落墜なり、落墜して位を失ひ國を滅すこと、〔其教〕其は先王をさす、其制其官其令の其も同じ、〔居二大國之間一〕陳は晉楚の大國間に介在せり、故にいふ、〔此四者〕四者は先王の教命と官制と秩官と法令とを指す、

六年單子如楚、八年陳侯殺於夏氏、九年楚子入陳、

此の節は、單子の豫言の適中せることを記す、

定王の六年に單子は陳を過ぎ楚にゆきて歸れり、八年に陳侯は夏徵舒の爲に殺され、九年に楚の莊王は陳に攻め入れり、

〔如〕往なり、ユクと訓む、〔陳侯殺二於夏氏一〕靈公卽位の十五年（卽ち定王の八年）公孔寧、儀行父の二子と夏氏に飲む、公二子に戲れて曰く、徵舒は汝に似たりと、二子曰く亦公に似たりと、徵舒きゝて怒り公の歸るとき廐門にかくれて之れを射殺す、二子は楚に奔り太子の子午は晉に奔れり、徵舒自立して陳侯となれり、〔楚子入レ陳〕楚子は楚の莊王なり、楚は子爵の位なるを以て楚子といふ、莊王徵舒の靈公を殺して自立するを聞き、諸侯を率ゐて陳を伐ち徵舒を殺し、

也、棄袞冕而南冠以出、不亦簡彝乎、是又犯先王之令也、

此の節は、陳侯が先王の敎令を棄つることを說く、先王の法令にこれあり、曰く、天帝の執り給ふ道は善を爲すものを賞して福を與へ、淫亂を行ふものを罰して禍を下し給ふ、故に凡そ我爲くれる國のものどものは、よこしまなる道に從ふことなく、怠慢淫亂の行に就くことなく、各〻汝の常道を守りて以て天の幸慶を受けよと、今陳侯を見るに繼嗣を立つるの常道を念はず、嫡夫人を棄て其の卿佐を帥ゐて以て共に夏氏に戲れ淫欲を恣にす、亦貴き祖の姓を瀆すものにあらずや、又陳は我周室の大姬の後なり、されば我周の衣冠を用ひざるべからざるに、貴き袞冕の禮裝をすてゝ楚國の冠をつけ、以て出でゝ遊ぶ、亦常禮をおろそかにするものにあらずや、是の二事は又先王の敎令を犯して從はざるものなり、

〔先王之令〕令は文武の敎、卽法令なり此に引ける文は書經湯浩篇の文なり、文字に異同あり、〔造國〕造は爲なり、造國はつくりなしたる國なり、〔非彝〕彝は常なり、非常とは常に非ざるの道、卽ちよこしまの道なり、〔卽慆淫〕卽は就なり、ツクと訓む、慆は慢なり怠慢なり、淫は淫亂なり、〔典〕常なり、常道なり常法なり、〔天休〕休は慶なり、天休は天の幸慶なり、〔不念胤續之常〕胤續は繼嗣なり、一句の意は、繼嗣を立つるの常道を念はずとなり、嫡夫人の子を以て繼嗣に立つるは常道なり、然るに陳侯は嫡夫人を棄て夏氏に淫す故にいふ、〔伉儷妃嬪〕四字皆嫡夫人の總稱なり、〔卿佐〕卿大夫をいふ此にては孔寧、儀行父などを指す、〔瀆姓〕先祖の貴き姓をけがすこと、靈公通ずる所の夏姬の子を以て繼嗣とするは、啻に悖逆の道たるのみならず、其の子は公の子なるや孔寧、儀行父の子なるや未だ知る可からず、故に姓を瀆すといふ、〔陳我大姬之後也〕大姬は周の武王の女にて陳の祖胡公の妃なり、故にいふ、〔袞冕〕冕は卷龍の衣、

袞冕（三禮圖）

〔逆レ之〕逆は迎なり、ムカフ訓む、〔侯人〕前に解す、〔卿出郊勞〕郊勞は郊に出でゝ迎勞すること、儀禮聘禮に賓至二於近郊一、君使下卿 朝服 用二束帛一勞上とあり、〔門尹〕國都の門を掌る官なり、〔除レ門〕門庭を掃除すること、〔宗祝執レ祀〕宗祝は宗伯と大祝となり、周語上に解す、執レ祀は祭祀の禮を修むること、蓋し賓使來れば其の國の宗廟に謁するのみならず、其の國にても亦賓使の來ることを宗廟の主に告ぐる禮なればなり、〔司里〕前に解す、〔司徒〕周語上に解す、〔具レ徒〕役徒を具へて道路を修理掃除すること、〔司空〕周語上に解す、〔視レ塗〕道路の險易を視察すること、〔司寇〕周語上に解す、〔詰レ姦〕姦盜を禁詰すること、賓客に害を加ふるの恐あるを慮る爲なり、〔虞人入レ材〕虞人は山澤を掌る官、材は賓館用の材なり、〔甸人積レ薪〕薪蒸を掌る官、薪は賓館用の薪なり、〔火師監レ燎〕火師は火を司る官、燎は庭燎なり、賓館の庭をてらす燎を指す、〔水師監レ濯〕水師は水を掌る官、濯は賓客に關する洗濯の事なり、〔膳宰〕周語上に解す、〔饔〕熟食なり、〔廩人〕周語上に解す、〔司馬陳レ芻〕司馬は軍事を掌る總長官なり、芻は賓客の馬乘に供する芻をいふ、芻を陳ぬることを掌るは圉人の職なれども、圉人は司馬の屬官なれば圉人といはずして司馬といひしなり、〔工人展レ車〕工人は百工なり、此にては車を製造する工人をさす、展は省視すること、展レ車とは賓客の車の毀損を省視すること、〔百官官以レ物至〕下の官は毎官の意なり、物は職事なり、〔小大〕賓と介とをいふ、〔貴國〕大國なり、自國より大なる國なり、〔班加二一等一〕班は位次なり、加二一等一とは一等上なること、〔官正〕官の長なり、〔巡守〕天子が諸侯の國を巡視し給ふこと、〔朝〕單子の名なり、〔分二族於周一〕單子は周室のわかれなり、故にいふ、〔司事〕事を司るの官、卽ち司關以下を指す、〔蔑〕棄なり、

先王之令有レ之、曰、天道賞レ善而罰レ淫、故凡我造國、無レ從二非彝一、無卽二慆淫一、各守二爾典一、以承二天休一、今陳侯不レ念二胤續之常一、棄二其伉儷妃嬪一、而帥二其卿佐一、以淫二於夏氏一、不二亦瀆レ姓一矣乎、陳我大姬之後

至、則以班加一等、益虔、至於王使、則皆官正涖事、上卿監之、若王巡守則君親監之、今雖朝也不才、有分族於周、承王命以爲過賓於陳、而司事莫至、是蔑先王之官也、

此の節は、陳侯が先王の官制を棄つることを説く、

周の秩官の制にこれあり、早く、相對國の賓客が至るときは、關尹は以て其の賓使の來るを告げ、行理は瑞節を以て之れを出迎へ、候人は先導をなし、卿は郊に出でゝ迎勞し、門尹は門庭を掃除し、宗祝は祭祀の禮を修め、司里は旅館を授け、司徒は役徒を具へて道路を修理し、司空は道路の險易を視察し、司寇は姦盜を禁詰し、虞人は材用を入れ、甸人は薪を積み備へ、火師は庭燎を監視し、水師は洗滌の事を監視し、膳宰は餐食をおくり、廩人は餼食を獻り、司馬は芻を陳ね、工人は客車の毀損を省視す、かく百官は毎官其の職事を執りて至りて之れを爲す、されば賓使國都に入りて恰も己が家に歸るが如く愉快と慰安とを覺ゆ、是れ故に賓も介も懷つき愛しまざることなく、和氣靄靄として國交は自ら其の間に修まるなり、而して其の大國の賓使至るときは卽ち位次一等上なるを以て、之れに應接するます〱つゝしむ、天子の使に至りては則ち皆毎官の長親ら職事に臨み、上卿之れを總監す、若し天子巡守し給ふときは、則ち國君親ら百官を監視して之れに事ふと、今臣朝や不才なりと雖、周室の分族たり、而して天子命を承けて以て陳國を通過し、其の賓客となれり、而るに王使に對して職事を司るの官一人も至るなし、是れ卽ち先王の官制をすてゝ用ひざるものなり、

〔秩官〕官秩に同じ、官秩の制卽ち官制をいふ、〔敵國〕位の相敵する國卽ち相對の國なり、〔關尹〕境界の關門を掌る官、四方の賓客至りて關を叩けば則ち之れが爲に國君に告ぐるなり、〔行理〕行人なり、外國の使者に應接することを掌る官、〔節〕瑞節なり、玉にて造りたるわりふ、關門を通過するにはわりふを持たざるべからず、故に瑞節を持ちて之れを迎ふるなり、

し、以て其の怪しき者を取締るなり、〔國有二郊牧一〕郊は國邑外の野にて蓄牧に供す、故に郊牧といふ、〔畺〕疆に同じ境なり、〔寓望〕寓は旅人が寄寓する舍、卽ち旅舍なり、望は旅人を候望して其の怪しき者を取締る役人なり、〔藪〕澤の水なきもの、〔圃草〕圃は甫に通用す、甫は大なり、大草は大きく生ひ茂れる草なり、〔囿〕苑なり、禽獸を放蓄する處、〔災〕飢饉と兵寇とを指す、〔穀土〕五穀を植ゑつくる土地、〔民無二縣耜一〕縣は懸に同じ、耜は農具にてすきなり、一句の意は民は力を耕作に用ふるを以て家に懸けて用ひざる耜なしとなり、〔野無二奥草一〕奥は深なり、田野に深く生ひ茂る草なしとは、民力を農作に用ふるを以てなり、〔民時〕民の大切なる時卽ち春夏秋の三時を指す、〔蔑〕棄なり、スツと訓む、〔民功〕民の功事卽ち農功なり、〔優〕ゆたかなること、〔匱〕乏なり、〔罷〕罷勞なり、〔國有レ班レ事〕國は國邑なり、班は次なり、一句の意は國邑のものは事を執る次第あること、〔縣有レ序レ事〕縣鄙の民は事に從ふ順序ありの意なり、〔田在二草間一〕田地が草の間に散在することにて懇耕せざるもの多きをいふ、〔民罷二於逸樂一〕民は君の逸樂の事をなす爲に使役せられて罷勞すといふことにて、前節の民將レ築二臺于夏氏一を指す、

耒耜(三禮義疏)

周之秩官有レ之、曰、敵國賓至、關尹以告、行里以節逆レ之、候人爲レ導、卿出郊勞、門尹除レ門、宗祝執レ祀、司里授レ館、司徒具レ徒、司空視レ塗、司寇詰レ姦、虞人入レ材、甸人積レ薪、火師監レ燎、水師監レ濯、膳宰致レ餐、廩人獻レ餼、司馬陳レ芻、工人展レ車、百官以レ物至、賓入如レ歸、是故小大莫レ不二懷愛一、其貴國之賓

に畚揭をもちて會せよとなり、〔陂障〕堤坊なり、

周制有レ之、曰、列樹以表レ道、立二鄙食一以守レ路、國有二郊牧一、疆有二寓望一、藪有二圃草一、囿有二林池一、所三以禦二災一也、其餘無レ非二穀土一、民無レ縣レ耜、野無二奧草一、不レ奪二民時一、不レ蔑二民功一、有レ優無レ匱、有レ逸無レ罷、國有レ班レ事、縣有レ序レ民、今陳國道路不レ可レ知、田在二草間一、功成而不レ收、民罷二於逸樂一、是棄二先王之法制一者也、

此の節は、陳侯が先王の法制を棄つることを說く、周の法制にこれあり、曰く兩傍に樹を列ね植ゑて、以て其の本道たることを表し示し、又四鄙每に必ず廬あり、廬に飲を備へて旅人に便にし、且つ官吏駐りて旅人を守望し、又國邑の外には郊牧の地ありて蓄牧をなし、又境上には旅人が寄寓の舍と旅人を候望するの役あり、又財用の備として藪には大きく生茂せる草あり、囿には林木あり池水あり、此れ等は皆萬一の災難卽ち飢饉と兵寇とを禦ぐ所以なり、其の餘の土地は皆五穀を植付くる地に非るはなし、民は常に力を耕作に用ふるを以て、民家には耜を懸けたる所なく、田野には深く生ひ茂る草なし、君は民を慈しむを以て民の時を奪ひ、民の功事を見棄てゝ役事に使役せず、是れを以て上下財用ゆたかにして乏しきことなく、安逸の樂ありて罷勞の苦なし、國邑のものは其の事を執る次第あり、縣鄙の民は事に從ふ秩序あり、無益の事に奔走することなしと、今陳國を見るに、全く之れに反す、卽ち其の道路は草の爲に蔽はれて知るべからず、田地は草間に散在し、場功成れども收藏せず、人民は國君が逸樂の事を作す爲に使役せられて罷勞せり、是れ卽ち先王の法制を棄てゝ從はざるものなり、〔立二鄙食一〕鄙は四鄙なり、卽ち二千戸の邑なり、一句の意は四鄙每に廬を設け、廬には飲食を備へて旅人の便に供すること、〔守レ路〕路は行路の人卽旅人を指す、守レ路とは廬に官吏を置きて旅人を守望

對へて曰く、夫れ秋になり辰角星が朝東方に見えて雨氣盡き、天根星が朝東方に見えて水涸れ、氐星が朝東方に見えて草木の枝葉落ち、駟星が朝東方に見えて霜降り、心星が朝東方に見えて清風至り、人々に防寒の用意をなすべく戒む、故に先王の敎に曰く、秋は雨氣盡きて道路を掃除し、水涸れて橋梁をつくり、草木の枝葉落ちて穀物の收藏を準備し、霜降りて冬きる裘衣を用意し、清風吹き至りて城郭及び宮室を修繕すと、故に夏后氏の法令に又曰く、九月には道路を掃除し十月には橋梁をつくると、又其の秋時の儆告令に曰く、汝の場圃を治め收穫を收藏し汝の畚と挶とを具へよ、營室星の東方の中央に見ゆるや其れ土功を始む、心星の初めて東方に見ゆれば畚挶の具を用意して司里の處に會せよと、此れ皆先王の財賄を用ひずして廣く德澤を天下に施し、農功を成さしむる所以なり、今陳國を見るに心星朝に東方に見ゆれども、道路は雜草生茂して塞ぎ止むるが如く、田野の庾積、場圃の耕治は顧みざること棄物の如く、澤には隄坊を設けず、川には舟梁なし、是れ先王の敎令を廢てゝ行はざるものなり、

〔辰角見〕辰角は角星なり、見は朝東に見ゆるなり、角星の朝東方に見ゆるは寒露節（九月初旬）なり、〔雨畢〕雨氣盡くること、〔天根見〕天根は星名、亢氐二星間の諸星なり、天根星が朝に東方に見ゆるは、寒露雨氣盡くるの後五日なり、〔本見〕本は氐星なり、氐星が朝に東方に見ゆるは寒露後十日なり、〔草木節解〕節は枝節なり、枝節が解くとは枝葉の落ち始むること、〔駟見〕駟は星名なり、駟星が朝に東方に見ゆるは立冬後三日頃なり、〔隕レ霜〕霜降ること、〔清風〕寒涼の風なり、〔夏令〕夏后氏の政令なり、〔時儆〕儆は儆告の命なり、時儆は時々發する儆告の命令なり、〔收ニ而場功ニ〕而は汝なり、下句畚挶の而も同じ、場功は場圃を治むるの後乃ち收穫の功を成すこと、收は場功既に畢りて里中の居に收藏すること、〔偫〕具なり、ソナフと訓む、〔畚挶〕畚は土籠なり、挶は土を舁ぐるの器なり、畚挶を具へよは土功（政府の土木に關する工事なり、此れは皆百姓の農事の畢りたる冬を以て行ふ）まさに始まらんとするを以てなり、〔營室之中〕營室星の朝東方の中央に見ゆること、霜降の後十日頃なり、〔期ニ於司里ニ〕期は會なり、一句の意は司里の官の處

息又は止舍する處なり、〔築二臺于夏氏一〕夏氏は陳の大夫夏徵舒なり、靈公徵舒の母と通せり、故に臺を徵舒の邸內に築くなり、〔及レ陳〕陳の國都に至るなり、〔靈公與二孔寧儀行父一南冠以如二夏氏一〕靈公は陳の十九代目の君なり、名は平國、無道にして其の大夫孔寧及儀行父と共に夏徵舒の母に通じ、淫樂を恣にせり、南冠は楚國の冠なり、如は往なり、如二夏氏一は卽ち徵舒の母に淫するなり、〔賓〕單襄公を指す、

單子歸、告レ王曰、陳侯不レ有二大咎一、國必亡、王曰、何故、

此の節は、單子が陳侯の禍亡にかゝるをいひ、王疑ひ問ふことを記す、

單子楚より歸りて王に告げて曰く、陳侯は大なる禍咎あらずんば國必ず亡滅せんと、王曰く何故かと、〔單子〕單襄公なり、子は卿大夫の稱なり、

對曰、夫辰角見而雨畢、天根見而水涸、本見而草木節解、駟見而隕レ霜、火見而清風戒レ寒、故先王之教曰、雨畢而除レ道、水涸而成レ梁、草木節解而備レ藏、隕レ霜而冬裘具、清風至而修二城郭宮室一、故夏令曰、九月除レ道、十月成レ梁、其時儆曰、收二而場功一、偫二而畚挶一、營室之中、土功其始、火之初見、期二於司里一、此先王之所三以不レ用二財賄一、而廣施二德於天下一者也、今陳國火朝覿矣、而道路若レ塞、野場若レ棄、澤不二陂障一、川無二舟梁一、是廢二先王之教一也、

此の節以下五節、單子の對なり、此の節は陳侯が先王の教を廢することを說く、

を去るの後、遂に道を陳の國にかりて以て楚の國を問へり、蓋し亦王の命によるなり、陳の國に入るや、心星朝見ゆ、道路は雜草生ひ茂りて行くべからず、候人は境上に居らず、司空は道路を視察せず、澤には隄防を設けず、川には橋梁を設けず、田野には刈りたるまゝにあらはし積める穀物あり、場圃を治むるの功事は未だ畢らず、道上に列樹なく開墾せる田は初めて植ゑつけし時の如く草を生ぜり、膳宰は襄公に饒食を送らず、司里は旅館を周旋せず、又國に廬舍の旅客を寄寓すべきものなく縣に旅館なし、民は徵發されて將に大夫夏徵舒の邸內に臺を築かんとせり、既に陳の國都に至るや、陳の靈公は孔寧、儀行父の二臣を從へ楚冠をかぶりて大夫夏徵舒の家にゆきて遊宴し、賓たる襄公をとめて之れを接見せず、

〔單襄公〕周室の卿士にて名は朝、襄公は其の謚なり、〔宋〕國の名、殷の後なり、其の故城今の河南省歸德府商邱縣の南にあり、〔聘〕問ふなり王者が臣下をして諸侯を存問すること、〔陳〕國の名、虞舜の後、今の河南省陳州府淮寧縣にあり、〔火朝覿矣〕火は心星、覿は見なり、心星が朝東方に見ゆるは夏正の十月（卽ち立冬後八日頃）なり、故に此の四字にて陳に入りし月を示したるなり、〔茀〕雜草生ひ茂りて路を塞ぐこと、シゲルと訓む、〔候〕候人なり、賓客を送迎することを掌る官、〔司空不レ視レ塗〕司空は周語上に解す、天子の使者の國內を通過するなれば、司空は道路を視察して失禮なきやうにすべきにしかせざるなり、〔陂〕堤防なり、〔梁〕橋梁なり、〔野有ニ庾積一〕野は田野なり、庾積は刈りたるまゝあらはに積み重ねたる穀物なり、田野に庾積あるは吏民の怠惰なるを示すなり、〔場功〕場は場圃なり、場功は場圃を治むるの功事なり、〔道無ニ列樹一〕道傍に植ゑ列ねたる樹なきなり、古は道を表し且つ城守の用として路傍に植樹せり、〔墾田若レ蓺〕蓺は植なり、ウヽと訓む、一句の意は開墾せる田は草を生ずること初めて植ゑつけし時の田の如しとなり、田の荒蕪せるをいふ、〔膳宰〕膳夫なり賓客の牢禮を掌る、〔不レ致レ餼〕致は送なり、餼は牲の生肉なり、國賓に餼をおくるは禮なり、〔司里〕里宰なり、賓客に旅館を授くることを掌る、〔館〕旅館なり、〔無ニ寄寓一〕廬舍の旅客を寄寓すべきものなきこと、〔縣〕四甸を縣となす、縣は方十六里の地なり、〔施舍〕旅客の休

晉をきゝて其の德をしるべし、故にいふ、〔五義〕父は義、母は慈、兄は友、弟は恭、子は孝の五道をいふ、〔紀宜〕人の宜く守りふむべき道をしるし示すこと、

武子遂不敢對而退、歸乃講聚三代之典禮、於是乎修執秩、以爲晉法、

此の節は、隨會が王の言に感じ、禮を講習して晉國の禮法を定めたることを記す、

武子は遂に王の言に對へずして退けり、蓋し其の道理に服し對ふるの辭なかりしなり、かくて使命を終へて歸るや、乃ち三代の典禮を講習せり、是に於て自ら總裁となり、闕け廢れて用ひられざりし常禮を修め正して、以て晉國の禮法となせり、

〔退〕退の古字なり、〔講聚〕講習に同じ、〔三代〕夏殷周なり、〔執秩〕秩は常なり、執常とは奉執して以て常法と爲すべきもの、卽ち常禮のこと、〔晉法〕晉國の禮法なり、

○以上第七章、定王が晉の聘使隨會に禮を說ききかせ、會其の言に感じて禮を修め、晉國の禮法をつくりたる物語なり、

定王使單襄公聘於宋、遂假道於陳、以聘於楚、火朝覿矣、道茀不可行也、侯不在疆、司空不視塗、澤不陂、川不梁、野有庾積、場功未畢、道無列樹、墾田若藝、膳宰不致餼、司里不授館、國無寄寓、縣無施舍、民將築臺于夏氏、及陳、陳靈公與孔寧、儀行父、南冠以如夏氏、留賓弗見、

此の節は、單襄公が楚に聘する途中、陳國を過ぎ、其の道路農耕の廢れたること、君臣の禮を知らざるを見知したることを記す、

定王單襄公をして宋の國を問はしむ、襄公は宋の國

と、〔一二兄弟〕一二となき兄弟なり晉侯を親むの辭、〔龢協〕龢は和に同じ、和協は和げ合はすことにて丁重に行ふをいふ、〔典禮〕典は常なり、典禮は常禮なり、〔柔嘉〕嘉は美なり、柔美は柔く美しき味なり、〔品二其百籩一〕品は品なり、百籩は多くの籩なり、籩は竹器にて果實乾肉などを盛る、一句の意は其の多くの籩に盛る品物の品味を齊ふること、〔脩〕備なり、ソナフと訓む、〔簠簋〕共に黍稷を盛る器、外方形に內圓きを簠といひ、內方形に外圓きを簋といふ、〔犧象〕犧は犧尊、象は象尊なり、二尊は犧牛又は象の圖を畫飾したる樽、又犧牛又は象の形に象りつくりたる樽なり、〔尊彝〕尊は樽なり犧尊象尊等の總稱なり、前に犧象二尊をあげて此に又尊をあげたるは、彝のみにては句調惡しき故尊字を加へて句調をとゝのへたるなり、彝は酒水を盛る器にて雞彝鳥彝斝彝黃彝虎彝蜼彝の六種あり、〔鼎俎〕鼎はかなへ、物を烹飪するに用ふる器、俎は牲をのせる器、〔靜二其巾冪一〕靜は潔なり、キヨシと訓む、巾冪は尊彝を覆ふきれなり、〔祓除〕掃除すること、〔體解節折〕體解は四足をきること、節折は骨節をきること、四字にて細にきることに見て可なり、〔折俎〕牲を細に切りてのせたる俎なり、〔加豆〕豆は物を盛るに用ふる木製の器、加豆とは既に食ふの後加ふる所の豆にて、其の實は芹菹菟醢の類なり、〔酬幣〕饗禮（公式の饗應）の時に使者たる賓に酬ゆる幣物なり、〔宴貨〕宴會（非公式又は私の宴）に使者たる賓に贈りて好を結ぶ束帛なり、〔示レ容〕容は容儀なり、〔孑然〕全體の貌なり、〔飫〕立飫の禮なり、〔講レ事成レ章〕事は軍事、章は法章なり、〔大德〕大功なり、〔大物〕大禮なり、〔顯レ物〕物は禮なり、〔時宴〕時は四時なり、〔月會〕會はあはせ成すこと、〔不レ忘〕禮を忘れざること、〔服物〕衣服旗章の類なり、〔庸〕功なり、〔采飾〕衣服などの采飾なり、〔顯レ明〕明は明德なり、〔文章〕あやもやうなり、服物采飾を指す、〔比象〕比べかたどること、其の功德を比べかどたるなり、〔周旋〕擧動なり動作なり、〔序順〕順序に同じ、〔崇〕高貴なること、立派なること、〔五味〕甘酸辛苦鹹の五種の味なり、〔實レ氣〕氣力を充實すること、〔五色〕青赤黃白黑の五種の正色なり、正色なるを以て精レ心といふ、〔精レ心〕精は純潔なり、〔五聲昭レ德〕五聲は宮商用徵羽なり、音樂は德の表徵なるを以て

鼎（荊南萃古編）

黄彝（三禮義疏）

俎（三禮義疏）

粟紋豆（西淸續鑑）

籩（三禮義疏）

簠（三禮圖）

簋（三禮圖）

犧尊（西淸續鑑）

象尊（宣和博古圖）

歳時にのみ禮を成すに非ず、毎月禮を計り成し、毎旬禮を脩治し、毎日禮を繕ひ完くし、寸時も禮を忘ることあらざるなり、此く禮を修めて服物によりて功績を明にし、采飾によりて明德を顯はす、故に會合宴饗の禮に於て服物采飾は其の功德を比べ象り、擧動は順序あり、容貌は立派なるあり、威儀は法則あり、五味は氣力を充實し、五色は心を純潔にし、五聲は德を昭にし、五義は宜しき道をしるしあらはす、殊に宴饗の禮に於ては飮食を快よく容易く之れを饗くべく、和同の樂觀るべく、財用の遺物(オクリモノ)の嘉みすべきものあり、以て互に禮に則り順ひて德を建つるなり、是れによりて之れを觀るに、古の禮を善くするもの、はた何くんぞ牲體を其のまゝ俎にのぼせて以て親戚を宴饗することあらんやと、

〔禘郊之事〕昊天を圜丘に祭るを禘といひ、上帝を南郊に祭るを郊といふ、事は祭事なり、故に禘郊之事にて天帝の祭の意なり、〔全烝〕牲體をその儘のせたる俎なり、〔王公〕王は天子、公は諸侯なり、〔立飫〕立飫の禮なり、堂に上り立ちながら飮食する禮なり、〔房烝〕房は俎の一種、房俎又大房といふ、房烝とは牲體を半分にきりてのせたる房なり、〔女非レ它也〕女は汝、它は他に同じ、他人なり、〔舊德〕舊來の德義なり、猶舊好といふが如し、〔奬〕成なり、ナスと訓む、〔貽〕遺なり、オクルと訓む、〔飫禘〕立飫の禮と、禘郊の祭とに用ふる牲と、即ち半解の牲と全體の牲となり、〔忠非二親禮一〕忠は厚なり、アツシと訓む、親禮は親戚を遇する宴饗の禮をいふ、一句の意は厚く親戚を遇する宴饗の禮を排してとなり、〔干二舊職一〕干は犯なり、オカスと訓む、舊職は故事なり、先王の法典をさす、〔前好〕先王の好なり、〔戎翟〕戎狄に同じ、〔體薦〕牲體をきらず其の儘進むると、〔冒沒〕冒は理を犯すこと、沒は沒義なること、〔輕儳〕輕は輕疾なり、儳は整齊ならざること、亂暴なること、〔適來〕適は偶なり、タマ〳〵と訓む、〔班貢〕班は賦なり賦貢は貢賦に同じ、〔舌人〕通譯を掌る官なり、〔委與〕與へて其の貪り食ふに委すこ

房　俎　(三禮義疏)

には牲體を其のまゝ俎にのぼせて上るあり、王公の立飫の禮の時には牲體を半解して之れを房にのぼせて羞むるあり、親戚の間の宴饗には牲體をきりて之れを俎にのぼせて羞むるあるの禮を、今汝は他人に非ざるなり、實に我叔父の代理なり、叔父汝士季をして實に我周に來りて舊德を修め王室を尊び盛ならしむ、故にたゞ是れ先王親戚を宴饗する禮を以て汝におくらんと欲す、余一人敢て天帝王公に對する禮を設けて、厚く親戚を寓する禮を排し、舊法を犯して先王の好を亂ることあらんや、且つ夫の戎狄には牲體を其のまゝ薦むることあり、天の神と戎狄とを同じく遇するかと不審に思はんもそは大なる間違なり、その故は、戎狄は理を犯して沒義に、輕疾にして亂暴に、貪慾にして辭讓をしらず、其の血氣治まらざること禽獸の如し、其のたまたま來朝して貢賦を納むるや、禮をそなへて馨しき香美しき味をすゝむるを俟たず、早く物を與へ其の貪慾をみたさしめざるべからず、故に使者を門外に坐せしめ、舌人をして牲體のまゝ之れに與へて其の貪り食ふに委すなり、汝は今我王室の一二となき兄弟の代理にして、一定の時を

以て相見えに來りしなれば、余は將に先王の常禮を丁重に行ひて以て臣民に教訓法則を示さんとす、されば其の柔に美しき味を擇び、其の馨しき香を選び、其の酒醴を潔くし、其の多くの籩實の品味を齊へ、其の簠簋の實を備へ、其の犧尊家尊を奉じ、其の尊彝を出だし、其の鼎俎を陳ね、其の巾冪を淸くし、其の掃除をつゝしみ、牲體を切りて共に之れを飲食することなくして可ならんや、是に於て折俎あり、加豆あり、酬弊あり、宴貨あり、以て容儀を示し、和好を合はさんとするなり、何ぞ孑然たる牲體のまゝをすゝめて、以て戎狄を遇するの禮にならはんや、かの王公諸侯に立飫の禮あるは、將に會合して以て武事を講習し、法章を成し、大功を建て大禮を明にせんとするなり、故に立ちて禮を成し半解の牲を房にのぼすのみ、蓋し立飫の禮は禮を顯すを主とし食ふを主とせず、親戚を宴饗する禮は飲食を主として和好をあはすにあるを以て、牲を半解すると細切すとの差あるなり、禮を主とするが故に每歲立飫の禮を行ひて而も倦み懈るに至らず、飲食して和好をあはすにあるが故に四時宴饗の禮をなして而もみだらに至らず、かく

忠非親禮、而干舊職、以亂前好、且唯夫戎翟則有體薦、夫戎翟冒沒輕儳、貪而不讓、其血氣不治、若禽獸焉、其適來班貢、不俟馨香嘉味、故坐諸門外、而使舌人體委與之、女今我王室之一二兄弟、以時相見、將龢協典禮、以示民訓則、無亦擇其柔嘉、選其馨香、潔其酒醴、品其百籩、脩其簠簋、奉其犧象、出其尊彝、陳其鼎俎、靜其巾冪、敬其祓除、體解節折、而共飲食之、於是乎有折俎加豆酬幣宴貨、以示容合好、胡有孑然、其效戎翟也、夫王公諸侯之有飫也、將以講事成章、建大德昭大物也、故立成禮烝而已、飫以顯物、宴以合好、故歲飫不倦、時宴不淫、月會旬脩日完不忘、服物昭庸、采飾顯明、文章比象、周旋序順、容貌有崇、威儀有則、五味實氣、五色精心、五聲昭德、五義紀宜、飲食可饗、龢同可觀、財用可嘉、則順而德建、古之善禮者、將焉用全烝、

此の節は、定王が禮をのべて范子の疑をときたることとを記す、

定王は士季を召して宣はく、子は聞かずや天帝の祭

○以上第六章、王孫滿が鄭を襲ふ秦軍の態度を見て、其の敗北の咎あるを豫言して適中したる物語なり、

晉侯使隨會聘於周、定王饗之、殽烝、原公相禮、范子私於原公曰、吾聞王室之禮無毀折、今此何禮也、王見其語也、召原公而問之、原公以告、

此の節は、隨會周に聘して饗應をうけ其の供せられし殽烝に對して疑を挾みしことを記す、

晉の景公隨會をして周に聘せしむ、定王之れを饗し給ふ、下物に殽烝あり、時に原公禮を佐く、范子（隨會）之れに私語して曰く、吾王室の禮には殽烝なしと聞けり、今これあるは此れ何の禮かと、王其の私語するを見、原公を召して之れを問ひ給ふ、原公范子の言を以て王に申せり、

（晉侯）晉の文公の孫成公の子景公なり、（隨會）晉の正卿にて名は會、字は士季、謚して武子といふ、隨范の釆邑を食むを以て、或は隨會と曰ひ、或は范會と曰ひ、或は隨武子と曰ひ、或は范武子と曰ふ、（聘）諸侯卿大夫をして天子をとはしむること、（定王）襄王の孫頃王の子にて、名は瑜、位に即きてより二十一年にして崩ず、（殽烝）殽は牲體なり、烝は牲を俎に升すこと、殽烝は俎に盛りたる切りたる牲にて饗禮のさかなり、（原公）周の卿士原襄公なり、原は釆邑の名、今河南府懷慶府濟源縣西北にあり、襄公は謚なり、（范子）隨會なり、（私於原公）私は私語なり、（毀折）毀ち折りたる牲、即ち殽烝をいふ、

王召士季曰、子弗聞乎、禘郊之事則有全烝、王公立飫則有房烝、親戚宴饗則有殽烝、今女非它也、而叔父使士季實來修舊德以奬王室、唯是先王之宴禮欲以貽女、余一人敢設飫禘焉、

有讁、王曰、何故、對曰、師輕而驕、輕則寡謀、驕則無禮、無禮則脫、寡謀自陷、入險而脫、能無敗乎、秦師無讁、是道廢也、

此の節は、王孫滿が秦軍の敗を豫言せることを記す、

王孫滿之れをみて、王に言ひて曰く、秦の軍は必ず咎あらんと、王曰く、何の故ぞと、滿對へて曰く、軍士輕率にして驕れり、輕率なるときは則ち謀少なく、驕るときは則ち禮なし、禮なきときは則ちおろそかなり、謀少なくして自ら深く敵地に陷入し、險阻に入りておろそかにせば能く敗北することなからんや、敗るゝは必定なり、若し秦の軍にして敗北の咎なくんば、是れ正道のすたれて行はれざるなりと、

〔王孫滿〕周の大夫にて王孫は姓、滿は名なり、〔讁〕咎なり、敗北の咎をいふ、〔脫〕簡脫なり、おろそか、〔是道廢也〕正道行はるれば秦師は必ず敗れん、若し敗れずば是れ正道のすたれて行はれざるなりとの意、

是行也、秦師還、晉人敗諸殽、獲其三帥丙、術、視、

此の節は、秦軍の敗れたることを記す、

是の度の征伐にて秦軍還るとき、晉人は之れを殽に要して大に敗り、其の三將白乙丙、西乞術、孟明視を捕虜とせり、

〔是行也秦師還〕秦が鄭を襲ふに至れるは、內應するものありとの間者の妄言に迷はされて決行せる次第なるが、秦將の滑（晉の領邑）に至りし時、鄭の商人弦高十二牛を持ち周に賣らんが爲に行けるに出會せり、弦高は其牛を沒收せられ、己も亦俘にせらるゝを思ひ、因りて鄭の使者といつはり、其の牛を獻じて曰く、大國將に鄭を誅せんとす、鄭君謹みて守禦の備を修め、臣をして牛十二を以て軍士を勞はしむと、秦將之れを信じ、防備嚴なれば孤軍を以て之れに向ひても勝つ能はざるを悟り、軍を引返せるをいふ、〔晉人敗諸殽〕殽は晉の地、今の河南府永寧縣の北五十里にあり、晉が秦軍と戰ひて之れを敗りたる理由は、秦軍が鄭よりかへりがけに、滑（晉の領邑）をうちて取りしを以てなり、〔丙、術、視〕丙は白乙丙、術は西乞術、視は孟明視なり、皆秦の將なり、

訟へば、父子將に相訟ふるに至らんとす、是れ上下の別なきものなり、叔父元咺に聽きて成公を殺さば、是れ上下の別をなみするを下に示すものにして一逆政なり、又臣の爲に其の君を殺すは違法の大なるものなり、違法を敢てせば下法を信ぜず、かくして其れ何人にか法を用ひんとするや、既に法を施さば用ひざる可からざるに、用ふるを得ざるが爲に用ひず、是れ二逆政なり、叔父一たび諸侯を會合して二つの逆政あらば、余は懼る、下の不信をかひて復諸侯を會合するの機なからんことを、然らずば余何ぞ衞侯に和して叔父の請を斥くることあらんやと、

〔獄〕訟なり、ウツタフと訓む、〔元咺〕衞大夫なり前條の字解を見よ、〔是無上下也〕上下は上下の別なり、〔庸〕用なり、モチフと訓む、〔無後〕此れより後復び諸侯を會合さす機なしの意なり、

晉人乃歸衞侯、

此の節は、文公王命をきゝて衞侯をかへすことを記す、

晉の文公は王命をきゝ其の理あるに服し、乃ち衞侯を赦して國にかへせり、

○以上第五章、晉の文公衞の成公が己に服せざるを怒りて殺さんとせるを、襄王の諭命をきゝて赦したる物語なり、

二十四年、秦師將襲鄭、過周北門、左右免冑而下、超乘者三百乘、

此の節は、征鄭の途、周の王城の北門を通りたる秦の態度を記す、

襄王の二十四年、秦の軍將に鄭の國を襲はんとし、周の王城の北門の前を通れり、車の左右の士兜を脱ぎて下り拜し、跳躍して車に上るもの凡そ三百乘あり、

〔北門〕王城の北門なり、〔左右〕車の左右にある士なり、〔免冑〕免は脱なり、ヌグと訓む、冑は兜なり、兜を脱ぎて車より下るは天子を敬するなり、〔超乘〕跳躍して車に上ること、

王孫滿觀之言於王曰、秦師必

を許さず、文公は已むを得ず南河より河を渡りて楚の軍を城濮に破りて宋を救へり、成公楚破るゝときき懼れて楚に出奔し、大夫元咺をして弟叔武を奉じて踐土の會盟に與らしむ、後或る人成公に元咺が叔武を立てゝ君となせりと愬へたりしかば、成公は其の子角を殺せり、されど元咺は成公が出發の際の命(叔武を奉ずること)を廢せず、叔武を奉じて國を守れり、後晉人成公を許して國にかへす、成公歸りて直に叔武を殺せり、元咺よりて晉に出奔す、文公の諸侯を溫に會し歸服せざるものを討つや、成公と元咺と交、訟ふ、晉侯成公の爲す所を醜み執へて之れを京師におくれり、

王曰、不可、夫政自上下者也、上作政而下行之不逆、故上下無怨、今叔父作政而不行、無乃不可乎、夫君臣無獄、今元咺雖直、不可聽也、君臣皆獄、父子將獄、是無上下也、而叔父聽之、一逆矣、又爲臣殺其君、其安庸刑、布刑而不庸、再逆矣、一合諸侯而有再逆政、余懼其無後也、不然、余何私於衛侯、

此の節は、襄王の成公を殺すべからざることを論じて文公を訓諭したまへることを記す、

襄王文公の請を肯んじ給はずして曰く、衛侯を殺すは不可なり、其の故を述べん、夫れ政は上より下に及ぶものなり、上政をなして範を示し而して後下之れを行ふ、かくすれば逆ふことあらず、故に上下相怨むことなし、今叔父政をなして下に示すとも、下に之れに從ひて行はずんば乃ち不可なることなからんか、夫れ君臣は互に相訟ふるなきを義とす、然るに今衛の君臣は相訟ふ、悖義の至なり、されど此の場合衛侯過ありと雖之れを罪すべからず、元咺直なりと雖其の言を聽くべからず、諸國之れに傚ひて君臣皆相

びすを蠻といひ、東方のえびすを夷といひ、西方のえびすを戎といひ、北方のえびすを狄といふ、〔不虔〕虔はつゝしむなり、不虔は傲慢不遜のものを指す、〔羸〕弱なり、ヨワシと訓む、〔惠及〕恩惠を施し及ぼすこと、〔官〕有司なり、〔徵〕召なり、メスと訓む、〔武震〕震は威なり、武震は武威なり、〔玩〕黷なり、ケガルと訓む、〔頓〕弊なり、ヤブルと訓む、〔黷〕見なり、シメスと訓む、〔文〕文德なり、〔甸〕甸服なり、周語上第一章を見よ、〔祇〕適なり、マサニと訓む、〔敢自愛也〕敢て我身を自愛して反抗する如きことをなさんやとなり、〔裔民〕荒裔に流されたる民、卽凶惡不逞の民なり、〔皆天子之父兄甥舅也〕父兄は親族を指し、甥舅は姻族を指す、皆天子の親姻なりとは皇室の分族の意にして、天子を親みていふ語なり、

晉侯聞レ之曰、是君子之言也、乃出二陽民一、

此の節は、文公倉葛の言に感じて捕虜とせる陽民を放てることを記す、

晉侯倉葛の言をきゝて曰く、是れ君子の言なりと、乃ち捕虜とせる所の陽樊の民を放ち還らしめ、尋で其の兵をやめたり、

〔出二陽民一〕陽民は捕虜とせる陽樊の民を指す、

○以上第四章、晉の文公陽樊の民の服せざるを怒りて兵を以て之を討ち、倉葛の言に感じて兵をやめたる物語なり、

溫之會、晉人執二衞成公一、歸二之於周一、晉侯請レ殺レ之、

此の節は、晉の文公衞の成公の不服を惡みてこれを殺さんとせることを記す、

溫の會盟に、晉人は衞の成公を執へてこれを周に送れり、晉の文公其の己に服せざるを惡み、襄王にこれを殺さんと請ふ、

〔溫之會〕溫は地名、晉に屬す、今の河南省懷慶府溫縣の西南三十里にあり、溫之會とは襄王の二十年冬に文公が諸侯に溫に會せるをいふ、〔晉人執二衞成公一〕成公は衞の十九代目の君なり、名を鄭といふ、初め晉の文公道を衞に假りて宋を救はんとす、（宋は此の時楚の爲に伐たる）成公楚と通じ其の力を恃みてこれ

父兄甥舅也、若之何其虐之也、

此の節は、陽樊の人倉葛が文公の不法をせむるの言を記す、

陽樊の人倉葛、文公の軍に臨み呼びて曰く、我王は晉君を以て功德ありとなし給ふ、故に之れを慰勞するに我陽樊の邑を以てし給へり、されど我陽樊の民は我王の恩德を思慕すること深し、是れを以て未だ君に從はざるなり、而して君は如何なる恩德をしき施して我等をなつけやはらげ、離れ畔く心あることなからしめんかと思へり、然るに今君は將に我等が宗廟を毀滅し我等人民を殺し滅さんとし、兵を以て我等に臨めり、宜なり我等が敢て晉君に服從せざるや、夫れ三軍の討つ所のものは將に蠻夷戎翟又は之れに傚ひて驕り恣にして傲慢不遜なる國邑にあらんとす、傲慢不遜にして德を以て化すべからず、是に於てか始めて武力を致して之れを討ちこらすなり、此の陽樊は傲慢不遜を以て晉君に向ふ能はず極めて弱きものなり、たゞ未だ君の政になれず、故に未だ其の命を奉承せざるなり、君若し恩惠を以て之れに施さば、たゞ有司の名を以て召さるとも敢て其の命に逆はんや、況んや、君をや、此の如くんば何ぞ軍隊の來臨を辱くするに足らんや、然るに今や之れに反す、君の武威乃ちけがれやぶるゝことなからんや、臣之れを聞く、武力は妄にしめすべからず、文德は決して隱すべからず、武力を妄にしめさば威烈なく、文德を隱くさばかゞやき明ならずと、我陽樊は既に王命によりて君の治下に屬し甸服たるを得ず、而るに君は惠恤せずして適に武力を以てしめさる、臣是れを以て君の武威のけがれやぶれんことを懼るゝなり、然らずして恩恤を以て臨まるれば、我等敢て自愛して君にそむくことをなさんや、且つ我陽樊に凶惡不逞の民あらば之れを討たるゝも仕方なけれど、さにあらず、皆天子の親姻の民なり、豈此の如き民あらんや、之れを如何ぞ虐げ殺さんとはするぞと、

〔倉葛〕陽樊の人なり、事蹟詳ならず、其の言によりて之れを推すに有德の人たり、〔懷ニ我王德一〕懷は思慕なり、〔遠志〕離れそむくこゝろ、〔泯〕滅なり、ホロボスと訓む、〔宗祊〕宗廟なり、〔蔑殺〕蔑は滅なり、〔三軍〕諸侯の大なるものは上中下の三軍あり、〔尋〕討なり、ウツと訓む、〔蠻夷戎翟〕翟は狄に同じ、南方のえ

へれり、

○以上第三章、晉の文公が王子帶を誅して襄王を國に納れし功を恃みて六遂を置かんことを請ひしを、王が婉曲に理情二方面より說きて拒絕せられたる物語なり、

王至自鄭、以陽樊賜晉文公、陽人不服、晉侯圍之、

此の節は、陽樊の人晉の文公に服せず、文公之れを圍みしことを記す、

襄王子帶の亂に出奔して鄭にあり、晉の文公之れを納る、王鄭より王城にかへり、陽樊の邑を以て文公に賞賜したまふ、陽樊の人文公に服屬するを肯ぜず、文公よりて之れを圍めり、

〔陽樊〕邑の名、原名は陽といふ、樊仲山父の居りし所なるより陽樊といふ、今の河南省懷慶府濟源縣の東南三十八里にあり、

倉葛呼曰、王以晉君爲德、故勞之以陽樊、陽樊懷我王德、是以未從於晉、謂君其何德之布以懷柔之、使無有遠志、今將大泯其宗祊而蔑殺其民人、宜吾不敢服也、夫三軍之所尋、將蠻夷戎翟之驕逸不虔、於是乎致武、此羸者陽也、未狎君政、故未承命、君若惠及之、唯官是徵、其敢逆命、何足以辱師、君之武震、無乃玩而頓乎、臣聞之曰、武不可覿、文不可匿、覿武無烈、匿文不昭、陽不承獲甸、而祗以覿武、臣是以懼、不然、其敢自愛也、且夫陽豈有裔民、夫亦皆天子之

縦〕猷は足なり、足縦は足しほしいまゝにすること、〔百度〕もろ〳〵の法則なり、〔死生之服物采章〕死生の禮に用ふる服や器物や装飾をいふ、之れをあげしは王の柩は六遂の民がひく禮なるを以てならん、〔臨長〕君臨に同じ、〔輕重布ν之〕輕重は貴賤なり、布ν之とは貴賤同じく此の禮を施すこと、〔王何異之有〕王と諸侯と何の異なることあらんの意なり、〔守ν府〕府は先王の遺法を收めたる府藏なり、此にては其の府藏に收められたる遺法を指す、〔不佞〕不才なり、〔勤ニ叔父ニ〕天子九州の長卽霸を稱して叔父と曰ふ、勤ニ叔父ニとは叔父に苦勞をかけての意なり、〔班〕分なり、ワカツと訓む、〔先王之大物〕大物は大禮卽ち六遂を指す、〔私德〕私恩なり、文公が王子帶を滅して王を納れたるは、不逞を征伐して天下を安んずる如き大功に非ざるを以て私恩といひしなり、〔應〕受なりウクと訓む、〔非ニ余一人ニ〕非は謗なり、〔敢有ν愛也〕愛は惜なり、ヲシムと訓む、〔先民〕先賢先哲といふに同じ、〔改ν玉改ν行〕玉は佩玉なり、行は行歩なり、君臣尊卑に應じて佩玉に差あり、佩玉は行歩を節する所以なれば、身分を改むれば則ち佩玉を改め、佩玉を改むれば則ち行歩を改むるなり、此れは文公が猶臣位にある以上は六遂あるべからざるにたとへしなり、〔光裕〕廣く大に光りかゞやかすこと、〔更ν姓〕更は易ふること、〔改ν物〕物は禮なり、正朔を改め服色を易ふる等をいふ、〔創ニ制天下ニ〕創は始、制は造なり、天下を始造すとは天下を一統すること、〔顯ν庸〕庸は功なり、〔縮ニ取備物ニ〕縮は引なり、備物は完備の物、卽ち前の大物を指す、〔流辟〕ながし避くること、〔商土〕荒商なり、邊鄙の地をいふ、〔茂〕勉なり、ツトメテと訓む、〔物將ニ自至ニ〕物は前の大物を指す、〔前之大章〕前は前王卽先王を指す、大章は大典なり、〔以忝ニ天下ニ〕辱を天下にのこさんといふこと、〔余安能知ν之〕余安んぞ能く之れを預り知らんの意にて、敢て禁ぜざるをいふ、

文公遂ニ不ニ敢テ請ヘ一受ケテ地ヲ而還レリ、

此の節は、文公が請を撤し地を受けてかへりしことを記す、

文公は王の言をきゝ深くさとる所あり、遂に敢て六遂を置かんことを請はず、賞賜の地をうけて國にか

し先王の遺されたる大禮を分ちて叔父の私恩を賞せば、其れ叔父は實に之れを受けんも且つ余が能く先王の遺法を守らざるを惜みて余一人をそしるならん、余一人豈敢て之れを與ふるを惜むことあらんや、たゞ行賞の其の當を得ざるを思ひてのみ、先哲言へるあり、佩玉を改め易ふるときは其の行歩を改むと、蓋し佩玉は君臣尊卑の標章なれば之れを改め易へざる以上は其の行歩を改むべからず、況んや其の禮に於てをや、叔父若し能く大德を廣くかゞやかし、姓をかへ禮を改め、以て天下を一統して其の功を顯はし、大禮を余より引き取りて以て百姓を鎭撫せんとならば、余一人はたとひ邊鄙の地に流さるゝとも、何ぞ陳辭して之れを拒むことあらんや、叔父若し姓を改めて王とならず、猶姬姓にて居り、以前の如く公侯の位に列り、以て霸業をなし王室を興し廢れたる先王の職を恢復せんとするならば、大禮は未だ與ふべからざるなり、叔父よ其れ勉めて己が明德を明にし天下萬民の心服を得ば、欲する所の大禮は將に自ら至らんとす、余敢て叔父が私の功勞を賞する故を以て先王の大典を變更し、以て辱を天下に貽すことをなさんや、若し其れ之れを爲さば先王と百姓とを如何せん、先王に對して何を以て事ふべき、百姓に臨みて何の政令を爲し得べきや、叔父請ふ少しく思へや、若し然らずして叔父諸侯の位置を去らず、其の廣大の地を有するが爲に自ら勝手に六隧を組織するならば、余は安んぞ能く之れを預り知らんやと、

〔規〕規畫なり、ハカルと訓む、〔甸服〕畿內なり、周語上第一章を見よ、〔不庭〕庭は直なり、不直は不道の者を指す、〔不虞〕虞は度なり、〔寧宇〕寧は安なり、宇は居なり、安居の國をいふ、〔災害〕灾は災の古字なり、〔賴〕利なり、私に利すること、〔內官〕宮中の官、お奥の官なり、〔九御〕九嬪の女官なり、九人あるより九御といふ。〔外官〕宮中外即ち朝廷の官なり、〔九品〕九卿に同じ、九人の大臣にて少師、少保、少傅(以上三孤)冢宰、司徒、宗伯、司馬、司寇、司空(以上六卿)をいふ、〔供ニ給神祇ニ〕神祇は天神地祇なれども此にては天地の神を始めもろ〳〵の神の義に見るべし、神祇に供給すとは神祇の入るものを供給するにて、事へ祭るをいふ、九嬪九御共に神祇を祭るのみの職に非ざれども、祭事は國の大事なるより特にあげしなり、〔獸

顯庸也、而縮取備物、以鎭撫百姓、余一人其流辟於裔土、何辭之與有、若由是姫姓也、尙將列爲公侯、以復先王之職、大物其未可改也、叔父其茂昭明德、物將自至、余敢以私勞、變前之大章、以忝天下、其若先王與百姓何、何政令之爲也、若不然、叔父有地而隧焉、余安能知之、

此の節は、襄王が先王の天下を治め諸侯民人に臨む所以を說き、六隧は王者特有の制なるを以て文公自ら天子とならば格別なれども諸侯として從服する間は之れを許すを得ざることに及び、以て文公の請を斥けたることを記す、

王許し給はずして曰く、昔し我先王の天下を有つや、方千里の地をはかりて以て畿內と爲し、其の職貢を以て上帝山川の神其の他百神の祭祀の用に供し、又以て百官の俸祿及庶民賑貸の費用に備へ、又以て不道の者を征し不虞の患を防ぐの費に充つ、其の餘の土地は之れを公侯伯子男の諸侯に平均に分與し、各諸侯をして安居の國あらしめ、以て天地が公平に萬物を養ふの道に順ひ法る、是れを以て災害に逢ふことなし、先王豈決して自ら利するの心あらんや、又先王の宮中の官は九嬪に過ぎず、朝廷の官は九卿に過ぎず、天地をはじめもろ〳〵の神に事ふるには此れ等の官にて充分なるを以て設けたるのみ、豈敢て此れ等の官を設けて其の耳目心腹の欲を足し縱にし以てもろ〳〵の法則を亂すことを爲さんや、王者私利なく私欲なき毫も諸侯と異なるなきこと此の如し、唯、是れ死生の禮に用ふる服物采章は、百姓の上に君臨するを以て王者特に之れを專有するものあり、若し貴賤同じく此の禮を施さば、王何ぞ諸侯と異ならんや、今上帝災禍を我周室に降して余一人僅に先生の遺法を守りて而も爲するある能はず、又不才にして位を喪ひ叔父を勞して漸く復歸するに及べり、若

晉の文公既に王子帶を誅して襄王を鄭に迎へ之れを郟に安んじたてまつる、王其の勤勞を賞して土地を給ふ、文公辭して受けず、六隧を置くを許されんことを請へり、

〔郟〕雒邑（都）の王城のある地なり、〔隧〕六隧なり、六隧は六遂に同じ、遂は郊外にあり、一萬二千五百家の邑なり、天子に郊外に六遂あり、親兵を屯田せしむ、歲時を以て其の人民を稽へ、其の兵器を簡び、征役あるときは悉く之れを徵發して以て六軍を組織す、諸侯は則ち三遂にて三軍なり、文公の時晉强大にして地廣し、故に文公六遂を請ひ六軍を置かんとしたるなり、

王弗許曰、昔我先王之有天下也、規方千里、以爲甸服、以供上帝山川百神之祀、以備百姓兆民之用、以待不庭不虞之患、其餘以均分公侯伯子男、使各有寧宇、以順及天地、無逢其災害、先王豈有賴焉、內官不過九御、外官不過九品、足以供給神祇而已、豈敢厭縱其耳目心腹、以亂百度、亦唯是死生之服物采章、以臨長百姓、而輕重布之、王何異之有、今天降禍災於周室、余一人僅亦守府、又不佞以勤叔父、而班先王之大物、以賞私德、其叔父實應且憎、以非余一人、余一人豈敢有愛也、先民有言、曰、改玉改行、叔父若能光裕大德、更姓改物、以創制天下、自

王、王弗從、以及此難、若我不出、王其以我爲懟乎、乃以其屬死之、初惠后欲立王子帶、故以其黨啓翟人、翟人遂入周、王乃出居於鄭、晉文公納之、

此節は、王富辰の諫を用ひ給はず、遂に翟人の禍難にあひしことを記す、

王は遂に富辰の諫をきかず、叔隗を后となし給へり、十八年に王は翟后が王子帶と通じたるの故を以て之れを黜け給へり、是に於て翟人兵を帥ゐて來り責め、王の大夫譚伯を殺せり、富辰曰く、昔吾しば〳〵王を諫めたれども王從ひ給はず、以て此の騷難起るに及べり、若し我出でゝ難を防がざれば、王は我を以て諫の用ひられざるをうらみたりとなし給はんかと、乃ち其の部兵を帥ゐて防ぎ戰ひて死せり、此の騷難の起るはじめ、惠后は王子帶を立てゝ王となさんと欲したりしかば、子帶の徒黨を帥ゐて竊に翟人を導きたるを以て、翟人は遂に容易く周に入りたるなり、王は迚も敵する能はざりしかば、乃ち出奔して鄭に居給へり、翌年に晉の文公は子帶を殺して王を迎へ納れたり、

〔黜翟后〕翟后は卽ち叔隗なり、叔隗が王子帶と通じたるを以てしりぞけたるなり、王子帶は惠王の子にて襄王の異母弟なり、〔誅〕責なり、セムと訓む、〔譚伯〕周の大夫なり、〔懟〕怨なり、ウラムと訓む、〔其屬〕其の所屬の兵なり、〔惠后〕惠王の后にて子帶の生母、襄王の繼母なり、〔啓〕開なり、開は導くこと、〔晉文公納之〕文公が子帶を滅して王を納れしこと、其の事は翟人の亂の翌年にあり、

〇以上第二章、襄王が富辰の諫を用ひず、翟君の女を后として翟の禍亂を受け、鄭に出奔したること、及富辰が忠死の物語なり、

晉文公既定襄王於郟、王勞之以地、辭請隧焉、

此の節は、晉文公が襄王を納れ其の報賞として隧を請ひしことを記す、

レ不レ濟〕動は上が事を起すなり、濟は成なり、〔百姓〕百官なり、官世功あれば氏姓を受くるより百姓といふ、〔兆民〕庶民なり、〔夫人〕猶人人といふが如し、二字にてヒト〴〵と訓む、〔離判〕判は分なり、わかるゝこと、〔攜貳〕攜は離貳なり、離貳ははなれそむくこと、〔退〕退の古字なり、退きて私を營むこと、〔曁〕至なり、イタルと訓む、〔翟無レ列ニ於王室ニ〕列は列位なり、翟は戎狄なれば諸侯を以て待遇せず、故に王室に於て諸侯の位なきなり、〔鄭伯南也〕南は男と音通なり、鄭は伯爵の國にて畿內の諸侯なり、周の舊法によれば畿內の諸侯は爵は侯伯と雖采地は子男と同じ、故に伯男と併稱するなり、〔豺狼之德〕豺狼の如く殘忍の德なり、〔周典〕周王の定められたる法則なり、〔平桓莊惠皆受ニ鄭勞ニ〕平王桓王が鄭君によりしことは前章に、惠王が鄭君によりしことは周語上第十一章に見ゆ、莊王と鄭君との關係は詳ならざれども、莊王は桓王の子にて鄭君は桓王以來引續きて卿士として王室に勤められたるものなるを以て、此に併せあげしものなるべし、〔鄭伯捷〕捷は此時の鄭伯の名なり、謚して文公といふ、〔齒〕年齒なり、〔弱〕穉なりイトケナシ又はワカシと訓む、〔間〕代なり、カフと訓む、〔姜任〕姜氏任氏の女にて世〻王の妃嬪たるもの、〔棄ニ七德ニ〕富辰が列擧せる王が缺く所の德は不レ尊レ貴、不レ明レ賢、不レ庸レ勳、不レ長レ老、不レ愛レ親、棄レ舊の六にて不レ禮レ新を缺く恐らくは脫簡あるなるべし、一說に夫禮新不レ間レ舊を禮レ新不レ間レ舊と句讀して不レ禮レ新棄レ舊とを併せ說けるなりといへども、確據なく且難解に陷れば從はず、〔書有レ之〕書は書經なり此の語のある篇名は詳ならず、今の書經は君陳篇に此の語を列すれども、君陳篇は僞書なれば古何篇にありしかは知るべからず、〔若能有レ濟也〕若は乃なり、スナハチと訓む、〔登ニ叔隗ニ〕叔隗は翟后の女なり、登はのぼせて后となすこと、〔階レ翟〕階は次第に招く義階レ翟とは翟の禍を次第にまねくこと、〔封豕豺狼〕封は大なり、大豕は大猪なり、大猪豺狼は共に殘忍貪慾の獸なり、故に四字にて殘忍貪欲の意に見て可なり、〔厭〕あきたること、

王弗レ聽カ、十八年王黜タニ翟后ヲ、翟人來リ誅セメテ殺スニ譚伯ヲ、富辰曰ク、昔吾驟ヒ諫メタレ𪜈

ひ、親族を愛しみ、新來のものを禮し、舊來のものを親しむは、王者の七德なり、王者此の七德を行ふときは、則ち民は其の心力を審に固くして以て君上の命令を奉じて事を爲さゞるなし、故に官は其の治道を易へずして財用匱しゝ竭くることなく、上財を民に求めて財至らざるなく、上事を起して事成らざるなし、百官庶民に至るまで人々利を奉じて之れを君上に歸す、是れ卽ち利益を內に收むるものなり、之れに反し若し王者にして七德より離れ分れて行はざるときは、民乃ち離れそむき、各〻其の身を利し退きて私を營むを以て、上財を民に求むるも財至らず、敵國其の隙に乘ずるに至る、是れ利を外に與ふるものなり、夫れ翟は王室に列位なくして卑し、鄭は伯男の地位にありて貴し、而るに王は之れを卑しみ給ふ、是れ貴き位のものを貴び給はざるなり、翟は其の德豺狼の如く殘酷なり、鄭は周の法則を守りて失はず、而るに王は之れを蔑にし給ふ、是れ賢能をほめ顯にし給はざるなり、御先祖の平桓莊惠四王は、皆鄭君の功勞をうけて王室を保ち給へり、而るに王は之れを棄て給ふ、是れ功勳あるものを用ひ給はざるなり、鄭伯捷の年齒長ぜり、而るに王は之れを稚しとして侮り給ふ、是れ老者を長として敬ひ給はざるなり、翟は隗姓にて異姓なり、鄭は宣王より出でゝ同姓なり、而るに王は之れを虐げ給ふ、是れ親族を愛し給はざるなり、夫れ禮に新しきものを親しみて舊きものを疎んじ之れに代へずとあり、然るに王は翟君の女を以て舊后姜任に代へ給はんとす、是れ禮に非ざるのみならず、且つ舊きものを棄て給ふなり、かく王は一擧して七德を棄てんとし給ふ、臣故に曰く、王は利を外に與へ給ふと、書經に之れあり、曰く、必ず堪へ忍ぶことあれば乃ち能く成功するありと、然るに王は今はわづかの忿怒を忍ぶ能はずして、親族にして且功勞ある鄭を棄て其の上に翟女叔隗を登せて后となし翟禍を招かんとし給ふ、翟は殘忍貪慾なり、決して滿足せしむべからず、滿足させば必ず本性を發揮して禍をなさんとすと、

〔明ㇾ賢〕明は顯なり、ほめあらはすこと、〔庸〕用なり、モチフと訓む、〔役〕爲なり、ナスと訓む、〔官不ㇾ易ㇾ方〕方は道なり、治道を指す、〔求無ㇾ不ㇾ至〕求は上が財を求むること、下句上求不ㇾ贅の求も同じ、〔動無

王の問を記す、

王富辰の言を聞終り問ひて宣はく、何如なるを利を內に收むといひ、何如なるを利を與ふるといふやと、

對曰、尊貴明賢庸勳長老愛親禮新親舊、然則民莫不審固其心以役上令、官不易方、而財不匱竭、求無不至、動無不濟、百姓兆民 夫人奉利而歸諸上、是利之內也、若七德離判、民乃攜貳、各以利退、上求不暨、是其外利也、夫翟無列於王室、鄭伯南也、王而卑之、是不尊貴也、翟豺狼之德也、鄭未失周典、王而蔑之、是不明賢也、平桓莊惠皆受鄭勞、王而棄之、是不庸勳也、鄭伯捷之齒長矣、王而弱之、是不長老也、翟隗姓也、鄭出自宣王、王而虐之、是不愛親也、夫禮新不間舊、王以翟女間姜任、非禮且棄舊也、王一擧而棄七德、臣故曰利外矣、書有之、曰、必有忍也、若能有濟也、王不忍小忿而棄鄭、又登叔隗以階翟、翟封豕豺狼也、不可厭、

此の節は富辰が利を內に收め、又外に與ふる義を說き、王の行が利を外に與ふる所以なることを例證して諫むることを記す、

富辰對へて曰く、貴き位のものを尊び、賢能のものをほめ顯はし、功勳あるものを用ひ、老者を長として敬

の名なり、共に姜姓にて堯の時の四岳の後なり、齊は後卷に詳なり、許は今の河南省許州にあり、申呂は今の河南省南陽府南陽縣にあり、大姜は姜姓の女にて大王（文王の祖父）の妃なり、故に武王封じて諸侯とせり、故にいふ、〔陳由ニ大姫一〕陳は嬀姓にて舜の後なり、大姫は周の武王の女なり、武王は大姫を虞の胡公（嬀姓）に配し之れを陳に封ぜり、故にいふ、〔親レ親〕下の親は親族なり、〔鄢之亡也由ニ仲任一〕鄢は國名、妘姓なり、今の湖北省襄陽府宜城縣にあり、仲任は其の夫人の名、蓋し異姓の女なり、鄢君仲任をめとり其の色に溺れ貪冒殘虐にして賢能を退けて用ひざりしかば、他國の亡ぼす所となれり、故にいふ、〔密須由ニ伯姞一〕密須國名、周語上第二章の密國なり、同章に三女が密公の處に奔り公之れを納れ國を亡ぼせしことを記せり、之れを指す、伯姞は其の三女の一人なり、〔鄶由ニ叔妘一〕鄶は一に檜に作る、國の名、今の河南省開封府密縣にあり、叔妘は鄶と同姓の女なり、鄭の武公鄶公と善きものをして夫人に通ぜじめて其國をとれり、故にいふ、〔聃由ニ鄭姫一〕聃は國名、今の湖北省安陸府荊門州の東南にあり、鄭姫は鄭公の女にて聃君の夫人なり、其の亡滅の原因は詳ならず、〔息由ニ陳嬀一〕息は國名、今の河南光州息縣にあり、陳嬀は陳侯の女にて息侯の夫なり、蔡の哀侯も亦陳の女を娶り、息と兄弟たり、陳嬀陳に歸省せんとし蔡を過ぐ、蔡賓として待遇せず、嬀息侯に告ぐ、息侯怒り楚を導きて蔡を伐たしむ、蔡侯之れを怨み、嬀の美を楚侯に告げ之れをとらしむ、楚侯乃ち師を轉じて息を滅し嬀を携へて歸れり、故にいふ、〔鄧由ニ楚曼一〕鄧は國の名、今の河南省許州郾城縣の東南三十五里の所にあり、楚曼は鄧侯の女にて楚の武王の夫人となり文王を生む、文王鄧を過ぎて其の國を利とし、遂に之れを滅せり、故にいふ、〔羅由ニ季姫一〕羅は國名、今の湖北省襄陽府宜城縣の西二十里に其の故城あり、季姫は姫氏の女にて羅君の夫人なり、其の國の亡びたる顚末は詳ならず、〔盧由ニ荊嬀一〕盧は國名、今の湖北省襄陽府南漳縣にあり、荊嬀は盧侯の女にて荊（即ち楚）侯の夫人なり、其の亡國の顚末亦詳ならず、

王曰、利何如而內、何如而外、

此の節は、利を內に收め又外に與ふることに對する

亡也由仲任、密須由伯姞、鄶由叔妘、聃由鄭姫、息由陳嬀、鄧由楚曼、羅由季姫、廬由荊嬀、是皆外利離親者也、

此の節は、富辰が婚姻によりて國の興敗せる例を列擧し、其の愼重にすべきことを說きて諫めたることを記す、

富辰諫めて曰く、不可なり、夫れ婚姻は將來の禍福を左右す、故に婚姻は禍福の階梯なり、婚姻して利を內に收むるときは則ち福之れに由りて來り、之れに反し利を外に與ふるときは則ち之れに由りて禍を取る、今王は婚姻して利を外に與へんとす、其れ乃ち禍をすゝむることなからんか、昔し摯疇二國の國を建て得しは大任が王季の妃たるにより、杞繒二國の國を建て得しは大姒が文王の妃たるにより、齊許申呂四國の國を建て得しは大姜が大王の妃たるにより、陳が國を建て得しは大姫が武王の女たりしに由る、是れ等は皆婚姻によりて利を內に收め親族を親しみしものなり、昔し鄢の亡びしや夫人仲任により、密須の亡びしや夫人伯姞により、鄶の亡びしや夫人叔妘により、聃の亡びしや鄭姫により、息の亡びしや夫人陳嬀により、鄧の亡びしや夫人楚曼により、羅の亡びしや夫人季姫により、廬の亡びしや夫人荊嬀に由れり、是れ等は皆婚姻して利を外に與へ親族を疏んじはなちしものなりと、

〔階〕階梯なり、〔利レ內〕利を內に收むると、內は國內を指す、〔利レ外〕利を外に與ふると、外は外の國を指す、〔外レ利〕利を外の國に與ふるの意なり、〔摯疇之國由二大任一〕摯疇は二國の名、今の河南省の濟洛河潁四水間にあり、共に任姓なり、大任は任姓の女にて周の王季の妃文王の母なり、文王の子武王祖母の里方の故を以て二國を封じて諸侯とせり、故にいふ、〔杞繒由二大姒一〕杞繒は二國の名共に姒姓にて夏禹王の後なり、杞は今の河南省開封府杞縣に舊都の跡あり、青州府安邱縣に新都の跡あり、繒は今の山東省兗州府嶧縣に其の城址あり、大姒は姒姓の女にて文王の妃武王の母なり、武王母の里方の故を以て二國を建てたり、故にいふ、〔齊許申呂由二大姜一〕齊許申呂は四國

民を保全する所以の本なり、故に德不義なるときは則ち利益を受くること厚からず、德不善なるときは則ち幸福降らず、德不仁なるときは則ち民懷き至らず、古の明王は此の三德を失はずして能く守りしものなり、故に能く大に天下を有ちて百姓を和げ安んじ、其の善き聲譽は後世に及ぶまで忘れられざるなり、是によりて之れをみるに、王は其れこの三德を棄てゝ禍を招き給ふべからずと、

〔徵二於它一〕徵は召なり、它は它人なり、一句の意は、他人を召して其の力を借ること、〔章〕明なり、〔不祥〕祥は善なり、〔阜〕厚なり、アツシと訓む、〔光有〕光は大なり、光有は大に有つこと、〔龢寧〕龢は和の古字なり、和げ安んずること、〔不レ忘〕後世に至るまで忘れられずの意なり、

王不レ聽、

此の節は、王の諫を用ひられざりしことを說く、

王は富辰の諫をきゝ給はざりき、

○以上第一章、襄王鄭が命を奉せず使者を執へたるを怒り、翟の師を帥ゐて之れを伐たんとし給へるを、富辰が諫めたれどもきゝ給はざりし物語なり、

十七年、王降二翟師一以伐レ鄭、王德二翟人一、將下以二其女一爲上レ后、

此の節は、襄王が翟の師を帥ゐて鄭をうち且つ其女を以て皇后となし給はんとせることを記す、

襄王十七年に、王は翟國の兵を招き下して以て鄭を伐ち其の罪をせめ給へり、王翟君の能く王命を用ひしを德とし其の女を納れて皇后となさんとし給へり、

〔降〕招き下すなり、呼び下すなり、

富辰諫曰、不可、夫婚姻禍福之階也、利レ內則福由レ之、利レ外則取レ禍、今王外レ利矣、其無二乃階一乎、昔摯疇之國也由二大任一、杞繒由二大姒一、齊許申呂由二大姜一、陳由二大姬一、是皆能內レ利親レ親者也、昔鄢之

の己を侮るものを百里の外に禦ぎとゞむること、〔周文公之詩〕文公は周公旦の謚なり、此の詩は詩經大雅常棣の篇にあり、〔牆〕垣なり此處は垣の內即ち家の內を指す、〔外禦㆓其侮㆒〕外他人の己を侮るものを禦ぐをいふ、〔鄭在㆓天子㆒兄弟也〕鄭は周と同姓なり、天子同姓の諸侯を謂ひて兄弟となし、諸侯も亦兄弟と相謂ふ、故にいふ、〔鄭武莊有㆑大㆓勳力於平桓㆒〕武は武公、莊は莊公、（武公の子）平は平王、桓は桓王（平王の孫）なり、周の幽王既に滅ぶや、鄭の武公卿士を以て平王を輔佐し東雒邑に遷れり、桓王の時莊公亦卿士たり、王命を以て不逞の國を討ち懲せり、故に大勳力ありといふ、勳力は勳勞に同じ、〔周之東遷晉鄭是依〕平王の時、鄭の武公と晉の文侯と、力を協せて輔佐し東雒邑に遷る、故にいふ、依はよりたよるなり、〔子頽之亂又鄭之由定〕周語上第十一章に詳なり、〔置㆓大德㆒〕置は廢なり、ステと訓む、

且夫兄弟之怨、不㆑徵㆓於他㆒、徵㆓於他㆒利乃外矣、章㆑怨外㆑利不義、棄㆑親即㆑翟不祥、以㆑怨報㆑德不仁、夫義所㆓以生㆑利也、祥所㆓以事㆑神也、仁所㆓以保㆑民也、不義則利不㆑阜、不祥則福不㆑降、不仁則民不㆑至、古之明王、不㆑失㆓此三德㆒者、故能光㆓有天下㆒、而龢㆓寧百姓㆒、令聞不㆑忘、王其不㆑可㆓以棄㆑之、

此の節は、兄弟の怨をはらすに他人に賴るべからざることと、即ち翟の師を帥ゐるの不可なることを說く、且つ夫れ兄弟間の怨は兄弟間を以て處置し、他人を召して其の力を借らず、他人を召して其の力を借らば、利益は乃ち外なる他人に歸するものなり、今王翟の兵を借りて鄭を伐つ、即ち是れなり、兄弟の國を怨むことを明示して利益を他國に與ふるは、不義の德なり、兄弟の親しき國を棄てゝ他國なる翟に親みつくは不善の德なり、怨を以て恩德あるものに報ゆるは不仁の德なり、夫れ義の德は利益を生ずる所以の本なり、善き德は神に事ふる所以の本なり、仁の德は

執へしなり、〔翟〕國名、今の山西省潞安府潞城縣の東北にあり、

富辰諫曰、不可、

此の節以下二節富辰の諫言なり、此の節は其の總提なり、

富辰諫めて曰く、鄭を伐ち給ふは宜しからず、左に其の故を申し述べん、

〔富辰〕周の大夫なり、

人有言、曰、兄弟讒鬩、侮人百里、周文公之詩曰、兄弟鬩於牆、外禦其侮、若是則鬩乃內侮、而雖鬩不敗親也、鄭在天子兄弟也、鄭武莊有大勳力於平桓、凡我東遷、晉鄭是依、子頽之亂、又鄭之由定、今以小忿棄之、是以小怨置大德也、無乃不可乎、

此の節は、鄭は兄弟の國にして且歷代王室に勳勞あるを以て小怨を以て之れを伐つは不可なることを説く、

古の人言へるあり、曰く、兄弟讒言を以て相せめぐとも他人の己を侵侮する者を百里の外に禁め禦ぐと、又周の文公の詩に曰く、兄弟家に相せめぐも然も能く異族の己を侮害するものを禦ぐと是の言又は詩にいふ所の若きは、則ちせめぐは乃ち內々に相侮辱するにて、外よりの侮に向つては協力して之れを禦ぐを以て、せめぐと雖其の親みの情を敗らざるなり、鄭は我天子にありて兄弟の國なり、且つ鄭の武公莊公は我平王桓王の時に大なる勳勞あり、其れのみならず、凡我周の東雒邑に遷りしときも晉鄭の二國に是れ依り、子頽の亂も亦鄭の力によりて平定せり、然るに今王は少しの忿怒を以て此の兄弟の勳勞ある國を棄てんとし給ふ、是れ少しの怨を以て大なる恩德あるものをすて給ふものなり、乃ち不可なることとなからんや、言ふまでもなく不可なることとなり、

〔讒鬩〕讒言を以て相せめぐこと、〔侮人百里〕他人

に且つ多きをいふ、〔惠后之難〕周語中第二章を見よ、〔二十一年〕左氏傳及史記によれば二十年の誤なるが如し、〔以諸侯云云〕以は率なり、ヒキヰルと訓む、衡雝は地名今の河南省懷慶府原武縣の西北五里にあり、捷は勝ちて得たるもの捕虜を指す、踐土は地名今の河南省封府榮澤縣の西北にあり、一句の意は、襄王の二十一年文公楚と城濮に戰ひて大に之れを破り歸りて衡雝に至る、襄王親臨して之れを勞す、文公乃ち諸侯を率ゐて王に朝し、且つ楚の捕虜を獻ず、王乃ち文公を策命して侯伯（伯は霸に同じ、侯伯は諸侯のはたがしら）となせり、是に於て文公踐土に諸侯を會し盟主となりて誓約せるをいふ、

○以上第十四章、内史興が晉に使して文公の動作を觀て其の霸たるべきを知り、王に勸めて之れと親善ならしめ、周室の安泰をはかりし物語なり、

卷第二

周語中

周語の中編にて襄、定、簡三王間の事を記せり、凡て十章あり、

襄王十三年、鄭人伐滑、王使游孫伯請滑、鄭人執之、王怒、將以翟伐鄭、

此の節は、襄王鄭人が命を奉ぜず、王使を執へたるを怒り、之れを伐たんとし給ふことを記す、

襄王の十三年に鄭人は滑の國を伐てり、王游孫伯を使者として鄭にゆき滑をゆるさんことを請はしめ給ふ、鄭人游孫伯を執へてかへさず、且つ命を奉ぜず、王怒り將に翟國の兵を帥ゐて鄭を伐たんとし給ふ、

〔十三年〕十二年の誤なるべしといふ、〔鄭人伐滑〕滑は周と同性の小國にて今の河南省河南府偃師縣にあり、是れより先き滑は鄭に從ひしに後衞につきしかば、鄭人怒りて之れを伐ちしなり、〔游孫伯〕周の大夫なり、〔鄭人執之〕鄭人は惠王が厲公の力にて復位を得しに（周語上十一章を見よ）爵を與へざるを怒り、又此の度滑を親しみ鄭を疏んぜしを怒りて王の使を

行相一致するは是れ忠の行あるなり、恩を施すこと宜しきは仁の行あるなり、禮を守りてみだらならざるは信の行あるなり、禮を行ひて病しき所あらざるは義の行あるなり、臣晉の國境に入りて晉侯の動作を觀るに此の四行皆正し、臣故に晉侯は其れ禮を能くすと曰ふ、王よ其れ之れを善く遇して親好し給へ、恩德を有禮の國に加ふるときは其の報必ず厚大なるものなりと、

〔道諸侯〕道は導に同じ、〔節〕事物を節制すること、〔偸〕苟且なり、イヤシクモ又カリソメと訓む、〔攜〕離なり、ハナルと訓む、〔中能應外〕中心が外の動作と應じて一致すること、卽ち內外一致なり言行一致なり、〔施三服義〕意義詳ならず、施は恩施義は宜しきの訓あれば暫く四字にて恩施宜しきを得る意に見るべし、〔疚〕病なり、ヤマシと訓む、〔樹於有禮〕樹は立なり、タツと訓む、有禮は有禮の國を指す、〔艾人必豐〕艾は報なり、ムクフと訓む、豐は厚なり、アッシと訓む、一句の意は有禮の人は必ず人の恩に報ゆること厚しとなり、

王從之使於晉者道相逮也、及惠后之難、王出在鄭、晉侯納之、襄王十六年立晉文公、二十一年以諸侯朝於衡雝、且獻楚捷、遂爲踐土之盟、於是乎始霸也、

此の節は、襄王晉侯と親好してよく遇し、遂に其の力によりて復位するを得しこと、及晉侯の霸となること、凡て內史興の豫言の如くなりしことを記す、

王は內史興の言に從ひ、臣下を晉に使ひせしむるに、使者道路に相續くが如く極めて親好の情を示せり、晉侯其の恩に感ずること深く、惠后の難に王は鄭に出奔せしを、晉侯は直に王を周に納れて位に復したり、襄王の十六年に晉の文公を立てゝ位を嗣がしめてより五年目の二十一年に、文公は楚と戰ひて大に之れを破り、衡雝に於て諸侯を率ゐて王に朝し、且つ楚の捕虜を獻じ、尋で王命を以て自ら盟主となり、踐土に諸侯を會して盟をなす、是に於て始めて霸となれり、

〔道相逮也〕逮は及なり、使者道路に相續くこと頻繁

也、忠所以分也、仁所以行也、信所以守也、義所以節也、忠分則均、仁行則報、信守則固、義節則度、分均無怨、行報無匱、守固不偷、節度不攜、若民不怨而財不匱、令不偷而動不攜、其何事不濟、中能應外忠也、施三服義仁也、守禮不淫信也、行禮不疚義也、臣入晉境、四者不失、臣故曰、晉侯其能禮矣、王其善之、樹於有禮、艾人必豐、

此の節は、內史興晉侯の禮を能く守るを以て諸侯に霸たらんことを豫言し、且つ王に此れに賴るべきを勸むることを記す、

內史興晉より歸りて以て王に告げて曰く、王よ晉國は善く之れを遇して親しまざるべからざるなり、其の君は必ず諸侯の霸とならん、何となれば晉侯は王命を迎ふること恭敬に、禮義を奉行すること充分なればなり、夫れ王命を敬するは從順の道あるなり、禮義を成すは道德を則り守るなり、道德を則り守りて以て諸侯を導き敎へば諸侯必ず之れに歸服せん、且つ禮は忠信仁義の四行を觀る所以の試驗なり、忠は物を均分する所以の行なり、仁は恩を行ふ所以の行なり、信は道を守る所以の行なり、義は事物を節制する所以の行なり、忠の行ありて物を分てば則ち其の量均しく、仁の行ありて恩を行へば則ち人必ず之れに報い、信の行ありて道を守れば則ち固く安く、義の行ありて事物を節制すれば則ち法度あり、物を分ちて其の量均しければ人民怨むことなく、恩を行ひて人之れに報ゆれば財乏しからず、道を守りて固ければ命令を出だす苟且にせず、事を節制して法度あれば動作中正を離れず、若し民怨みず財乏しからず命令苟且にせず動作中正を離れざるときは、其れ何の事か成就せざるものあらん、夫れ內外一の如く言

館となすこと、王命を尊ぶ意よりかくなすなり、〔九牢〕牛羊豕を一牢となす、〔期〕命服をうくる期日なり、〔武宮〕文公の祖父武公の廟なり、祖と孫とは昭穆を同じくするを以て祖廟にて命をうくるなり、〔設ニ桑主ニ布ニ几筵一〕桑主は虞祭（葬後直に行ふ祭）の時に用ふる木主なり、桑を以て造るより桑主といふ、几はつくゑ、筵はむしろなり、世子位に卽きて命服をうくる禮は虞祭の後にあり、文公は懷公の後をうくるわけなれども之れを欲せず、父獻公の後をうけんとす、故に桑主を設け几筵を布き虞祭の禮を行ふなり、〔端委〕端は玄端の服、委は委貌冠なり、共に士の服なり、未だ王より爵命を受けざるを以て之れを服するなり、〔冕服〕冕は大冠、服は鷩服なり、前に圖解す、〔贊〕導なり、ミチビクと訓む、〔賓〕賓客に應接し酒漿料理等を贈るの禮なり、〔饗〕招待して一堂に會し、大に饗應するの禮なり、〔贈〕貨賄を贈るの禮なり、〔餞〕郊まで見送して酒をすゝむる禮なり、〔如下公命ニ侯伯一之禮上〕公（三公）が侯伯に命ずるとき、侯伯が公を待遇する禮の如く丁重なりとの意なり、晉は國大に勢强けれども尊大ぶらず、自ら侯伯を以て居り、公を以て大宰の文公を待遇するなり、〔宴好〕私の宴會を催して親好を結ぶこと、

玄端（三禮圖）

委貌（張鎰圖制）（三禮圖）

內史興歸以告レ王曰、晉不レ可レ不レ善也、其君必霸、逆ニ王命一敬、奉ニ禮義一成、敬ニ王命一順之道也、成ニ禮義一德之則也、則レ德以道ニ諸侯一、諸侯必歸レ之、且禮所ニ以觀ニ忠信仁義一

襄王使大宰文公及内史興賜晉文公命、上卿逆於境、晉侯郊勞、館諸宗廟、饋九牛、設庭燎、及期、命於武宮、設桑主、布几筵、大宰涖之、晉侯端委以入、大宰以王命命冕服、内史贊之、三命而後即冕服、既畢、賓饗贈餞如公命侯伯之禮、而加之以宴好、

此の節は、大宰文公内史興襄王の命を奉じて命服を晉の文公に賜ひ、文公禮をつくして之れをうくることを記す、

襄王は大宰の文公と内史の過とをして、晉の文公が新に位に卽きしを以て之れに命服を賜はしむ、二使晉に入るや、上卿國境まで出迎へ、晉侯郊に出でゝ迎勞し、之れを宗廟に館し、九牢の食を饋り、夜は庭に燎火を設く、命服を受くるの期日に及び、祖父武公の廟に於て王命を受く、此の時父獻公の木主を設け几筵をしきて祭告せり、太宰廟に臨むや、晉侯玄端の服を著、委貌冠をかぶりて以て入る、大宰王命を以て冕服を賜ふ、内史興先導す、晉侯讓りてつかず、三命して然る後冕服を受く、禮既に畢りて二使に對して賓饗贈餞の禮を行ふに、恰も公が侯伯に命ずる時侯伯が公を待遇する禮の如く丁重を極め、其の上に宴會を設けて之れをもてなし親好を結ぶことをなせり、

〔文公〕周の卿士にて王子虎なり、〔晉文公〕名は重耳、獻公の子にて惠公の兄なり、獻公少子奚齊を愛し、太子申生害にあふや、重耳他國に出奔すること多年、公卒するや里克重耳を迎へたれども辭して卽かず、惠公卒し懷公位に卽くや、老臣之れを喜ばず、重耳を迎ふ、重耳此時秦にあり、穆公すゝめて國に歸り位に卽かしむ、重耳乃ち國にかへる、穆公兵を以て之れを送れり、重耳位に卽くや、齊桓公の後をうけて諸侯の霸となり、大に王室に勤めたり、〔上卿〕晉の上卿なり、卿には上中下あり、〔逆於境〕逆は迎なり、境は國境なり、〔郊勞〕郊に出でゝ迎へ勞ること、〔館諸宗廟〕王使を宗廟に館すること、卽ち宗廟を以て王使の旅

公は獻公の三男(長は申子、次は重耳、次は惠公)なり、故に適嗣に非ずといふ、〔亹亹〕勉むる貌、〔怵惕〕おそれつゝしむこと、〔保任〕保は保ち守ること、任は職務なり、〔曰未〕未だ足らずと曰ふべしの意、〔若將〕發語の辭にて深き意義なし、〔廣其心〕其の心を恣にすること、〔遠其鄰〕其の鄰國を疎んじ遠ざくること、秦の穆公に對して約に背くを指す、〔陵其民〕其の民をしのぎいじめること、里克丕鄭及其の黨を殺したるを指す、〔卑其上〕王命を敬せざるを指す、〔替其摯〕替は廢なり、スツと訓む、摯は摯を執るの禮を指す、〔誣〕罔なり、なみすること、〔天事〕天道人事なり、〔象〕法り象ること、〔享〕食祿をはむこと、〔必速及〕民必ず速に象り法るの意、〔大臣〕呂郤の二大夫を指す、〔阿〕隨なり、シタガフと訓む、〔亦必及焉〕及は禍に及ぶなり、

襄王三年而立晉侯、八年而隕於韓、十六年而晉人殺懷公、懷公無冑、秦人殺子金子公、

此の節は、內史過の豫言の如く惠公及呂郤の二大夫が禍にかゝりしことを記す、

內史過の豫言は適中したり、襄王の三年に惠公をたてゝ晉侯となし、八年に惠公は秦軍に韓に破られて捕虜となり、十六年に惠公卒し懷公立ちしが、晉人之れを殺せり、懷公には後なかりき、同年に秦人は呂郤の二大夫を殺せり、

〔三年八年〕左氏傳及史記によれば二年七年の誤なるが如し、〔隕於韓〕隕は破るなり、韓は韓原にて山西省芮城縣にある、秦の穆公惠公が恩を忘れ約に背きしを怒り、襄王の八年兵をあげて之を伐ち、韓原に戰ひ大に晉軍を破り、惠公を捕虜として歸れり、三月の後惠公を復せり、〔晉人殺懷公〕惠公卒し懷公立つ、秦の穆公重耳(惠公の兄)を納れて晉公となす、晉人懷公を高梁(地名)に殺すをいふ、〔冑〕後なり、子孫なり、〔秦人殺子金子公〕金は呂甥の字、子公は郤芮の字なり、二人重耳を殺さんとし、却て秦軍の爲に誘殺さる、

○以上第十三章、內史過が晉に使し惠公及呂郤二大臣の言行を觀て、其の禍にかゝるべきを豫言して適中したる物語なり、

イマシムと訓む、いましめつゝとむること、〔共二其上一〕共に供に同じ、〔爲二車服旗章一〕章は文章（アヤモヤウ）なり、裝飾なり、身分の上下に應じて車や服や旗や文章の等級を制し爲すこと、〔旌レ之〕旌は表なり、アラハスと訓む、旌レ之とは貴賤のしるしをあらはし明にすること、〔摯〕贄に同じ、相見ゆるときにすゝめ致す禮物卽ちにへ、三孤（少師、少保、少傅）は皮帛を執り、卿は羔を執り、大夫は雁を執り、士は雉を執り、庶人は鶩を執り、工商は雞を執る、〔幣〕君に貢し又は賓客などにおくる帛の稱、六幣あり、圭玉には馬を、璋玉には虎豹の皮を添へ、（馬と虎豹の皮とは幣に非ざれども圭璋に添へて貢贈するものなれば合せて數へしなり）璧玉には帛を加へ、琮玉には錦を加へ、琥玉には繡を加へ、璜玉には黼を加ふ、〔瑞〕王侯の執る瑞玉なり、王は鎭圭を執り、公爵は桓圭を執り、侯爵は信圭を執り、伯爵は躬圭を執り、子爵は穀璧を執り、男爵は蒲璧を執る、〔節〕わりふなり、各地通行用のわりふをいふ、山國には虎節を用ひ、平地の國には人節を用ひ、水澤の國には龍節を用ひ、（以上金にて製す）道路には旌節を用ひ、門關には符節を用ひ、都鄙には管節を用ふ、（以上竹にて製す）〔鎭レ之〕鎭は重く固くすること、鎭レ之とは摯以下の四者を以て各身分の等位（等級品位）を重く固くし定むとなり、〔班〕次序なり、〔貴賤〕高位を貴といひ、下位を賤といふ、〔列〕位次を列ぬること、〔令聞嘉譽〕令は善なり、嘉も亦善なり、故に二語にてよき名譽なり、〔聲〕宣なり、のべふらすこと、〔散遷〕遷は去なり、散去ははなれさること、〔解慢〕解は懈なり、おこたること、慢も亦怠なり、〔著〕其の名をしるしあらはすこと、〔刑辟〕刑罰なり、〔裔土〕荒裔（ゴク）の土地なり、極はての土地、〔斧鉞〕斧鉞にて斬らるゝ刑なり、斧鉞共にまさかり、形稍〻異なる、〔刀墨〕刀にて額を刻みいれずみする刑なり、〔淫縱〕みだらにほしいまゝにすること、〔非レ嗣〕嗣は適嗣なり、惠

斧鉞（三禮義疏）

るものあらんことを恐れ給ふ、故に車服旗章を制して其の貴賤のしるしをあらはし、摯幣瑞節を制して其の等位を重く固くし、班爵貴賤を制して其の位次を列ね明にし、其の名譽を表章して其の功德を宣べひろめ、以て其の分を守り其の職につくさんことを獎勵し給ふ、されど猶臣庶にして其の地位よりはなれ去り、懈りなまけて職務をつとめざるものありて、其の名をしるして刑罰者の中にあり、其の身を流して荒裔の地にあるものあり、是に於てか遂に蠻夷の國民と爲るものあり、斧鉞刀墨の刑を受くるの民あり、先王法制を備へて臣庶を訓導し給ふに至り、臣庶其の職をつゝしみ勉むるも、猶此の如く不逞の徒を生ずるに至る、而るを況んや其の身をみだしほしいまゝにして不逞に陷るべけんや、夫れ晉侯は適嗣に非ずして其の位に卽くことを得たり、さればつとめておそれつゝしみ職務を守りて戒懼すと雖、猶未だ務をつくすに足らずと曰ふべきなり、然るに位に卽くや直に其の情欲を恣にして其の鄰國を疏んじ遠ざけ、其の民をしのぎいぢめて、其の君上をいやしむ、此の如くにして、將に何を以て固く其の位を守らんとするや、夫れ晉侯の玉を執ること卑きは是れ其の摯を執るの禮をすつるものなり、拜して稽首せざるは其の王をなみするものなり、摯を執るの禮をすつれば己が等位を重く固くする所以のものなく、王をなみすれば民の服し從ふものなし、夫れ天道人事は常に象り法るものあり、されば任重く祿を食む大なるもの卽ち人君の爲す所は、民必ず速に法りまねるなり、故に晉侯が王をなみすれば人民も亦之れに法り晉侯をなみさんとし、晉侯が其の等位を重く固くする所以の物をすてんと欲すれば、人民も亦之れに法りて己が等位をすてゝ僭越の行をなさんとす、此の如くにして晉侯たるもの寧んぞ禍をのがれんや、又呂郤の二大臣も君の祿を享けながら君の非を諫めずして之れに隨ひ、君の過を長じ己が身の安をはかる、此れも亦必ず禍に及ばんと、

〔崇立〕崇は尊ぶなり、立は祭を立つること、祭るなり、〔上帝〕天帝なり、〔明神〕日神月神なり、〔朝レ日〕春分の朝、日神をまつること、〔夕レ月〕秋分の夕、月神をまつること、〔春秋〕年なり、毎年の意、〔恪〕敬なり、ツツシムと訓む、〔位著〕列位なり、位なり、〔儆〕警なり、

恪位著、以儆其官、庶人工商、各守其業、以共其上、猶恐有墜失也、故爲車服旗章以旌之、爲摯幣瑞節以鎭之、爲班爵貴賤以列之、爲令聞嘉譽以聲之、猶有散遷解慢、而著在刑辟、流在裔土、於是乎、有蠻夷之國、有斧鉞刀墨之民、而況可以淫縱其身乎、夫晉侯非嗣也、而得其位、亹亹怵惕、保任戒懼、猶曰未也、若將廣其心而遠其鄰、陵其民而卑其上、將何以固守、夫執玉卑替其摯也、拜不稽首誣其王也、

替摯無鎭、誣王無民、夫天事恆象、任重享大者必速及、故晉侯誣王、人亦將誣之、欲替其鎭、人亦將替之、大臣享其祿弗諫而阿之、亦必及焉、

此の節は、諸侯は恭敬戒懼して王に事へ民に臨むべきものなることを說きて、晉侯の之れに反するをいひ、呂郤二大夫の臣禮を知らざるに及ぶ、禍を蒙る理由の二、

古は先王既に天下を有つや、又上帝及日月二神を崇めまつりて之れに敬事す、是に於てか、春分日神を拜祭し秋分月神を拜祭して以て民に君に事ふることを敎へ給ふ、よりて諸侯は每歲職事を王に受けて以て其の民に臨み、大夫士は日々其の列位をつゝしみ守りて以て其の官職をつとめ、庶民工商は各〻其の本業を勤め守りて以て穀賦貨財を其の上に供給す、されど先王は猶臣庶の其の職務を失墜して邪僻に流る

すること、〔考レ中度レ衷〕己が中心を考へ省みて人の衷心を推し度り、己の欲する所は人に施し、欲せざる所は施さぬこと、〔湓〕臨なり、ノゾムと訓む、〔物則〕事物の法則なり、〔制レ義〕義は宜なり、事宜なり、制レ義とはもろ〳〵の事宜即ち事を制立すること、〔庶孚〕庶は衆なり、孚は信なり、民衆が信とすること、〔精〕純潔なり、〔忠〕忠恕なり、思ひやり、背二外内之路一〕路は贈物なり、此にては贈物を戴きし恩即恩義をいふ、外の恩義に背くとは秦に土地を與へざるをいふ、初め晉の獻公驪姫を寵し太子申生を廢して自殺せしめ、驪姫が生む所の奚齊を立てゝ太子となす、二公子夷吾、重耳(即ち文公)害の身に及ぶを恐れ、他國に出奔す、獻公卒し奚齊立つ、里克之を殺す、時には重耳は翟にあり夷吾は梁にあり、里克先づ重耳を迎ふ、重耳禮を守りて從はず、是に於て夷吾を迎ふ、夷吾歸らんと欲すれども輔なきを恐る、即ち其の臣郤芮をして援助を秦の穆公に請ひ、入りて位に即くを得ば、河西の地を割讓することを約せしむ、穆公乃ち兵を發して夷吾を晉に送り、齊の桓公と議し、立てゝ君となす、是れ即ち惠公なり、公位に即くや、大臣が反對するといふを口實にして秦に約束の土地を割讓することを謝絶せり、內の恩義に背くとは、里克の公を迎ふるや公里克に書を贈りて曰く、誠に國に入りて立つを得ば是れ偏に子の力なり、必ず子を汾陽の邑に封ぜんと、其の入りて位に即くに及びては之れに邑を與へざるのみならず、其の權を奪ひて殺せり、〔虐二其處者一〕虐は虐遇なり、其處者とは惠公が未だ國に歸りて君位に即かざる以前に、奚齊を殺して公を迎立することに盡力したる者にして、里克を首とし丕鄭及其の徒黨を指す、之れを虐遇すとは公が位に即くに及び此れ等の人々を殺したるを指す、〔施二其所レ惡〕惠公は己が臣下の不恭敬なるを惡みて之れに恭敬を責め、己は則ち王に對して不恭敬なるを指していふ、

古者先王既有天下、又崇立上帝明神而敬事之、於是乎、有朝日夕月、以教民事君、諸侯春秋受職於王、以臨其民、大夫士日

和、非忠不立、非禮不順、非信不行、今晉侯卽位、而背外內之賂、虐其處者、棄其信也、不敬王命、棄其禮也、施其所惡、棄其忠也、以惡實心、棄其精也、四者皆棄、則遠不至而近不和矣、將何以守國、

此の節は、民を使ふの道を說きて晉侯の之れをつとめざることをいふ、禍を豪る理由の一、

人君が民衆を使用するに於て最も急務とする所は、祭祀と軍事とにあり、先王は此の二大事の民衆の力を以て成ることを知る、故に其の心の邪惡を拂ひ去り以て民衆を和げ惠み、己が（人君を指す）中心を以て民衆の衷心を推しはかりて以て之れに臨み、事物の法則をあきらかに示して之れを訓へ、もろ〳〵の事を制立するにも民衆が信じて以て後之れを行ふ、其の心の邪惡を拂ひ去るは卽ち心を純潔にするなり、己が中心を以て民衆の衷心を推しはかるは卽ち思ひやりなり、事物の法則をあきらかに示すは卽ち禮法を示すなり、もろ〳〵の事を制立するに民衆が信ずるは卽ち信義あればなり、然らば則ち民衆に君長となりて之れを使用する道は、心純潔ならざれば民衆和睦せず、思ひやりにあらざれば政は立たず、禮法に非ざれば民衆は順はず、信義あるに非ざれば法令は行はれざるなり、今晉侯の行を見るに位に卽きて外內の恩義に背き、其の國に居りて己を迎へしものを虐遇するは、是れ其の信義をすつるものなり、王の命服を賜はるに敬しく之れを受けざるは、是れ其禮法をすつるものなり、其の己が中心に惡む所のことを人に施すは、是れ其の思ひやりをすつるものなり、邪惡を以て心に滿つるは、是れ其の純潔をすつるものなり、この四の者を皆棄つる時は、則ち遠き處のものはなつき至らず、近き處のものは和ぎ親まず、此の如くにして將に何を以て國を守らんとするか、

〔大事〕祭祀と軍事とを指す、〔濟〕成るなり、〔祓二除其心一〕祓は拂なり、己が心の邪惡を拂ひ去りて純潔に

り、
內史過對へて曰く、夏書に之れあり、曰く、衆庶は善き君に非ざれば何をか奉戴せん、君は衆庶に賴るに非ざれば與に國を守ることなしと、是れ國は君民相賴りて安固なることを謂へるなり、又湯誓に在りては曰く、余一人罪あらば余一人を罪せよ萬夫を罪すること勿れ、萬夫罪あらば是れ余一人が敎へ導くの足らざるが爲なり、されば罪は余一人の身にありと、又盤庚にありては曰く、國俗の善きは則ち汝衆庶の功なり、國俗の善からざるは則ち維れ余一人が敎へ導くことの足らざる爲なれば、余一人の是れ過失の罰あらんと、是れ君は身を以て民を保護することを謂へるなり、古書に謂ふ所是の如し、されば衆庶の長となりて之れを治め使ふものは愼まざるべからざるなり、

〔夏書〕尚書の中にて夏の時の史官の作る記錄の總稱なり、此に引用せる語は今虞書の大禹謨篇の中にあれど、大禹謨篇は僞古文なれば、古は何の篇にありしか詳ならず、

〔元后〕元は善なり、后は君なり、〔湯誓〕尚書の商書の篇名にて、湯王が衆に誓ふの辭なり、此に引用せる文は今の尚書には湯誓篇にはなくして湯誥にあり、湯誥は僞古文なれば今の湯誓は脫簡あるなるべし、〔余一人〕天子自ら稱していふ辭なり、〔皐〕罪の古字なり、〔萬夫〕多くのものゝいふなり、〔般庚〕一に盤庚に作る、尚書の商書の篇名にて、殷の王般庚が遷都して民怨むものありしかば此の書を作りてつげ諭したるなり、〔國之臧〕國は國俗なり、臧は善なり、〔女衆〕女は汝なり、汝衆とは汝衆庶の功なりの意、〔逸罰〕逸は過なり、過罰は過失の罰なり、

民之所急、在於大事、先王知大事之必以衆濟也、故祓除其心、以和惠民、考中度衷以涖之、昭明物則以訓之、制義庶孚以行之、祓除其心精也、考中度衷忠也、昭明物則禮也、制義庶孚信也、然則長衆使民之道、非精不

ふ、之を命服といふ、〔呂甥〕晉の大夫なり、姓は瑕呂、(略して單に瑕又は呂といふ)名は飴甥、(飴、左傳には飴に作る、略して單に甥といふ)字を子金といふ、〔郤芮〕晉の大夫なり、郤は姓、名は芮、一に冀芮ともいふ、字は子公、呂甥と共に惠公の腹心なり、〔相〕禮儀をたすくること、タスクと訓む、〔執玉卑〕玉は諸侯が執る所の圭玉をいふ、圭玉は格式によりて異なり、晉は侯爵なれば執る所は信圭なり、卑はひくきこと、諸侯が圭玉を執りて王使に致すときは捧げて衡(眉の上、一説に眉目の間)より上げて致すを禮とす、卑しとは衡より下げてさゝぐること、〔稽首〕首を地に至るまで下げて拜禮すること、

信圭（三禮圖）

內史過歸以告王曰、晉不亡、其君必無後、且呂郤將不免、王曰、何故、

此の節は、內史過が晉の君臣の禍にかゝるべきを說くことを記す、

內史過晉君臣の禮なきを見、歸りて以て王に告げて曰く、晉は亡びずば其の君は必ず後嗣なからん、且つ呂郤二大夫も亦將に禍を免れざらんとすと、王問ひて曰く何故にかく判ずるかと、

對曰、夏書有之曰、衆非元后何戴、后非衆無與守邦、在湯誓曰、余一人有辠、無以萬夫、萬夫有辠、在余一人、在般庚曰、國之臧則維女衆、國之不臧、則維余一人、是有逸罰、如是則長衆使民、不可不愼也、

此の節以下三章、內史過の對にて、晉の君臣の禍を蒙るべき理由を詳說す、此の章は古書を引きて君は身を以て民を保護すべきものなることを說く、總提な

〔必違レ之〕違は背なり、ソムクと訓む、〔精意〕純潔なる心なり、〔慈保〕慈は愛しむなり、保は養ふなり、〔動〕爲す所をいふ、〔匱〕乏なり、トボシクスと訓む、〔逞〕盈なり、ミタスと訓む、〔其違〕此の違は邪なり、ヨコシマと訓む、〔求レ利〕前節の請レ士を指す、

十九年、晉取レ虢、

此の節は、晉虢を亡ぼすことを記す、

内史過の豫言は違はず、此の事ありてより、あしかけ五年目、卽ち惠王の十九年に、晉は虢をうちて之を取れり、

〇以上第十二章、虢國の莘に神の降下せるとき、内史過が虢國亡滅の凶兆なることを豫言して適中せる物語なり、

襄王使ニ召公過及内史過賜一晉惠公命一、呂甥、郤芮相ニ晉侯一不敬、晉侯執レ玉卑、拜不ニ稽首一、

此の節は、襄王が晉の惠公に命服を賜ひ、晉の君臣之れを受くるに禮なかりしことを記す、

襄王は召公過と内史過とをして、晉の惠公が新に位に卽きしを以て、之れに命服を賜はしむ、此の時呂甥、郤芮の二大夫晉侯を相けて王使に應接するに不敬なり、晉侯も亦信圭を執りて王使に致すに卑く、且つ拜して稽首せず、

〔襄王〕名は鄭、惠王の子なり、位にあること三十二年にして崩ず、齊の桓公晉の文公の二霸の隆盛時代なり、〔召公過〕前の召穆公の後にて過は名、謚は武公なり、此の時王の卿士たり、〔晉惠公〕晉の二十一代目の君、獻公の庶子にて名は夷吾といふ、位に卽きてより六年にして秦の穆公と戰ひ大敗して擒にされしが三箇月にして國にかへるを得、後八年にして薨ず、〔命〕命服なり、諸侯位に卽けば天子之れに鷩冕の服を賜

鷩冕（三禮圖）

此の節は、王大宰をして神をまつり、虢公も亦祝史をして神をまつらしむることを記す、
是に於て、王は大宰の忌父をして狸姓の出たる傅氏と大祝大史とを帥ゐて犠牲と鬱鬯の酒をもれる玉鬯とを奉じて虢國の莘にゆき、往きて神に獻ぜしむ、內史過も亦王命を以て大宰に從ひて虢にゆき祭に與れり、此の時虢公も亦大祝大史をして莘に來りて神を祭り、國土の福利を祈らしめたり、

圭瓚　（三禮圖）

〔忌父〕周公忌父なり、此時大宰の官たり、〔傅氏〕狸姓の出たり、周に仕へて傅氏となる、〔玉鬯〕鬱鬯の酒をつぎて地にそゝぎまつる玉製の器、圭瓚なり、〔祝使史請土〕此の祝史は虢國の祝史なり、此の時の大祝の名は應といひ、大史の名は嚚といひき、請土とは國土の福利を祈ること、

內史過歸告王曰、虢必亡矣、不禋於神而求福焉、神必禍之、不親於民而求用焉、民必違之、精意以享禋也、慈保庶民親也、今虢公動匱百姓、以逞其違、離民怒神而求利焉、不亦難乎、

此の節は、內史過が虢にゆき實際に視察して其の必ず亡ぶることを確めたる言を記す、
內史過歸りて王に告げて曰く、虢國は必ず亡びん、古より神を禋らずして福利を祈り求むれば神は必ず之れに禍を下し、民を親まずして財用を貪り求むれば民は必ずはなれそむくといへり、禋るとは純潔なる心にて供物を獻ずることなり、親むとは庶民を愛しみ養ふことなり、今虢公を見るに全く之れに反す、其の爲す所は皆百姓の財を貪求して之を乏くし、以て其の邪欲を滿たさんとし、民を離ちすて神を怒らして福利を求めんとす、此の如くにして國を保たんとするは亦至難のことならずや、
〔禋〕下句に說明あり、マツルと訓む、〔用〕財用なり、

〔得レ神〕神の降下をうること、〔逢〕迎なり、ムカフと訓む、〔貪〕求欲なり、モトム又はネガフと訓む、

王曰、吾其若レ之何、對曰、使下大宰以二祝史一帥二狸姓一、奉二犧牲粢盛玉帛一往獻上焉、無レ有レ祈也、

此の節は、内史過が王の問に對へて、主として此の神に對する處置を說くことを記す、

王曰く、神の降る虢國にありと雖、猶吾畿内の中なり、吾は其れ之れに對して如何して可ならんかと、内史過對へて曰く、大宰をして大祝と大史とをひきゐ、又丹朱の神の後なる狸姓の人を帥ゐ、犧牲と粢盛と玉帛とを捧げて、往きて神に獻ぜしめよ、而して決して祈り求むる所あるなかれと、

〔大宰〕祭祀の式玉帛の事を掌る官、〔以〕率なり、ヒキヰルと訓む、〔祝史〕祝は大祝なり、福祥を祈ることを掌る、史は大史なり、神位を掌る、〔帥二狸姓一〕狸姓は丹朱の後なり、神は非類のものの祭をうけざれば、其の子孫をつれゆくなり、〔粢盛〕黍稷なり、

王曰、虢其幾何、對曰、昔堯臨レ民以レ五、今其冑見、神之見也、不レ過二其物一、若由レ是觀レ之、不レ過二五年一、

此の節は、内史過王の問に對へて虢國の亡ぶ可き年數を說くことを記す、

王曰く、虢國の安全に保たるゝは今後幾年ぞと、内史過對へて曰く、昔し堯帝は民に君臨するに土德を以てせり、土の數は五なり、今其の冑子なる丹朱の神見はる、神の見はれて禍福を下すや、其の爲る所の數の年を出でざるものなり、若し是れに由りて之れを觀れば、虢國の亡ぶるは五年を出でざらんと、

〔臨レ民以レ五〕堯は土德を以て王たり、土は五の數なり、故にいふ、〔冑〕冑子なり、〔其物〕物は物の數即五の數を指す、

王使下大宰忌父帥二傅氏及祝史一、奉二犧牲玉鬯一往獻上焉、内史過從至レ虢、虢公亦使二祝史一請レ土焉、

り給ふ、之れを房后と曰ふ、后は不正の德行あり、其の德行が昔の丹朱の德行と合ひしかば、丹朱の神は后の身に憑り、以て之れとたぐひて穆王を生みたり、爾來此の神は實に我周の子孫の上に照臨して、或は禍を下し福を與へたり、夫れ神は專一にして、一旦憑り臨みし上は決して遠くへ遷り行かざるものなりと聞けり、若し此の言を信ずべしとなし、是れに因りて之れを觀察すれば、此度降下せし神は是れ丹朱の神ならんかと、

〔昭王〕周室四代目の王なり、名は瑕といふ、南楚を討ちて江上に崩ず、〔房〕國の名、又防に作る、今の河南省汝寧府遂平縣にあり、〔爽德〕爽は過差なり、過差の德とは猶不正の德といふが如し、〔丹朱〕堯の子なり、惡德あり、不肖の故を以て位を嗣ぐを得ず、舜帝の時房に封ぜらる、〔協〕合なり、一致すると、〔馮〕依なり、ヨルと訓む、〔儀〕匹なり、タグフと訓む、〔臨照〕照臨に同じ、〔壹〕專壹なり、一所に專壹に居るの意なり、

王曰、其誰受之、對曰、在虢土、

此の節は、内史過が王の問に對へて、神の罰をうくる國を說くことを記す、

王曰く、其れ誰か神の罰を受くるかと、内史過對へて曰く、神罰をうくるものは虢國にあらんと、

〔在虢土〕虢土は虢に同じ、神の降下せし莘は虢國内にある故に、神罰をうくるものは虢國にありといひしなり、

王曰、然則何爲、對曰、臣聞之、道而得神、是謂逢福、淫而得神、是謂貪禍、今虢少荒、其亡乎、

此の節は、内史過が王の問に答へて虢國が神罰をうくる所以を說くことを記す、

王曰く、然らば則ち何を以て虢國は神罰をうくるかと、内史過對へて曰く、臣之れを聞く、國君道ありて神の降下を得る、是れを福を迎ふと謂ひ、淫亂にして神の降下を得る、是れを禍を求むと謂ふと、今虢の君を見るに少しく怠り荒めり、而して此の神の降下にあふ、是れ禍を求むるなり、虢は其れ久しからずして亡滅の否運にあはんかと、

は苛酷暴惡の政をいふ、〔融〕祝融の神にて南方の司神なり、〔崇山〕嵩山なり、河南省河南府登封縣の北十里にあり、夏の都なる陽城に近し、〔回祿〕火神の名、〔信〕再宿をいふ、ヤドルと訓む、〔聆隧〕地名なり、夏の都なる陽城に近き所にあらんも、今の何れの地にあたるかは詳ならず、〔檮杌〕夏の禹王の父なる鯀なり、死して神となれるなり、〔次〕再宿以上をいふ、ヤドルと訓む、〔丕山〕大伾山なり、洛汭（洛水が黃河に入るの處卽ち河南省河南府鞏縣の北方）の東にあり、〔夷羊〕一種の神獸なり、一説に土神ともいふ、〔牧〕牧野なり、殷の都の郊内にあり、〔鸑鷟〕鳳凰の別名なり、〔杜伯射二王於鄗一〕杜は國名、今の陝西省西安府咸寧縣の東にあり、伯は爵の名、王は周の宣王、鄗は鎬京なり、一句の意は、杜伯の神靈が顯はれ出でゝ宣王を鄗に射殺したること、詳に墨子明鬼篇に出づ、左に之れを意譯せん、宣王其の臣杜伯が罪あらざるに之れを殺せり、杜伯殺さるゝに臨みて曰く、否君罪なくして我を殺し給ふ、死者にして靈覺なしとせば則ち止まんも、若し死して靈覺ありとせば、三年（韋註に二年とあるは誤なり）を出でずして必ず吾君をして我靈猶生けることを知らしめんと、其れより三年目に、宣王は諸侯を合せて圃田にかりし給へり、日中に杜伯は白馬素車に乘り、朱色の衣を著け、朱色の冠をかぶり、朱色の弓をとり、朱色の矢を挾みて、宣王を追ひ、之れを車上に射る、胸にあたりて王は殪れたり、〔志〕記なり、シルスと訓む歷史に記されたること、

王曰、今是何神也、對曰、昔昭王娶於房、曰房后、實有爽德、協於丹朱、丹朱馮身以儀之、生穆王焉、實臨照周之子孫而禍福之、夫神壹不遠徙遷焉、若由是觀之、其丹朱之神乎、

此の節は、内史過が王の問に對して降りし神の名を說くことを記す、

王曰く、今降下せしは是れ何の神かと、内史過對へて曰く、昔し我周の祖先なる昭王は房國の君の女を娶

內史過對へて曰く、神の降ることは古よりこれあり、國の將に興らんとするや、其の心術性行齊一に中正に精潔に惠和にして、其の功德は以て其の芳しき香を天にのぼせてあきらかに神に達するに足り、其の恩惠は以て偏く其人民を和同するに足れば、神は快よく其の祭祀をうけて民は悅びて其の命令をきく、かく民も神も君を怨むことなし、故に神は降下して實地に其の政治功德を觀察し、君民に向ひて偏く幸福を施し與へらるゝなり、之れに反し、國の將に亡びんとするや、其の君の心術性行は貪欲に邪僻に淫佚に荒怠に穢惡に暴虐なり、其の政は臭惡にして德の芳しき香は天に升らず、其の刑罰は矯り誣ひて百姓はなれて二心を抱けば、神は其の祭祀をうくるを潔しとせず、人民も亦叛亂の心あり、かく人民も神も君を怨み痛みて依りたよる所なし、故に神も亦降下して實地に其の苛酷暴惡の政を觀察し、之れに災禍を降すなり、是れを以て、國は神の降下をみて興るものあり、又亡ぶるものあり、要は君德如何にあるのみ、左に之れが例を示し申さん、昔し夏の興るや、祝融の神崇山に降りて福を下し、其の亡ぶるや回祿の神聆隧に降りやどりて禍を下せり、又商の興るや、檮杌の神丕山に降りやどりて福を下し、其の亡ぶるや夷羊の神獸牧野に降下して禍を下せり、又我周の興るや鳳凰岐山の上に鳴きて瑞兆を示し、其の衰ふるや杜伯宣王を鄗に射て凶兆を示せり、是れ皆神の降下の歷史に記されたるものなりと、

〔齊明〕とゝのひあきらかなること、〔衷正〕中正なり、〔精潔〕純白清潔なること、〔惠和〕愛惠和平なること、〔昭二馨香一〕馨香は德の芳しき香なり、一句の意は、德の芳しき香を天に升してあきらかに神に達すること、〔同二其民人一〕同は和同なり、民人は人民に同じ、〔明神〕神は聰明なるものなり、故に明神といふ、〔均〕偏なり、〔貪冒〕貪欲なり、〔辟邪〕邪僻なり、ひがみよこしまなること、〔荒怠〕すさみおこたること、〔麤穢〕わるくけがれたること、〔腥臊〕臭惡なること、〔矯誣〕詐を以て法を用ひるを矯と曰ひ、無辜の民を誅するを誣ふと曰ふ、卽ちいつはりしふること、〔攜貳〕攜は離るゝこと、貳は二心なり、〔蠲〕潔なり、イサギヨシと訓む、〔遠志〕君に遠ざかる志、卽ち叛く心なり、〔依懷〕懷は歸なり、たよること、〔苛慝〕慝は惡なり、苛惡

十五年有神降於莘、王問於內史過曰、是何故、固有之乎、

此の節は、神が莘に降りしことにつきて惠王の問を記す、

惠王卽位の十五年目に、神あり莘にあまくだれり、王內史過に問ひて曰く、是れは何事か、昔し嘗て是の如きことと之れありしかと、

〔莘〕虢（西虢なり）國の地名、今の河南省陝州硤石鎭の西十五里にあり、〔內史過〕內史は爵祿の廢置と諸侯孤卿大夫を策命することを掌る官、過は其の官に居る人の名なり、〔何故〕故は事なり、何故は何事かといふに同じ、〔固〕嘗なり、カツテと訓む、

對曰、有之、國之將興、其君齊明衷正、精潔惠和、其德足以昭其馨香、其惠足以同其民人、神饗而民聽、民神無怨、故明神降之、觀其政德、而均布福焉、國之將亡、其君貪冒辟邪、淫佚荒怠、麤穢暴虐、其政腥臊、馨香不登、其刑矯誣、百姓攜貳、明神弗蠲、而民有遠志、民神怨痛、無所依懷、故神亦往焉、觀其苛慝、而降之禍、是以或見神以興、亦或以亡、昔夏之興也、融降於崇山、其亡也、回祿信於聆隧、商之興也、檮杌次於丕山、其亡也、夷羊在牧、周之興也、鸑鷟鳴於岐山、其衰也、杜伯射王於鄗、是皆明神之志者也、

此の節は、內史過の對にて神は治亂共に降下し福禍をくだすことを例說す、

惠王卽位の三年目に、邊伯と石遬と蔿國との三大夫が王を出して王子穨を立て君とせり、王出でゝ鄭にゐたまふこと三年なり、子穨或る日三大夫に酒を飮ましむ、その時蔿國は上客たり、子穨樂工に命じて奏樂させ六代の音樂迄なし盡したり、鄭の厲公之れをきゝ虢叔を見て曰く、吾れ之れを聞く、司寇が死刑を行ひし時は君は之れが爲に音樂を奏せずと、蓋し人を刑するは國の禍なるを以て痛歎哀憐の情に忍びざればなり、而るを況んや敢て奏樂して其の禍を樂しむをや、君として殆どあり得べからざるの行なり、今吾聞く子穨は歌舞して息まずと、是れ禍を樂しむものなり、夫れ王を出だして其の位に代り居るは大逆無道にして禍これより大なるものあらんや、禍に臨みて憂を忘るゝ是れを禍を樂しむといふ、かゝるものには禍必ず身に及ばん、之れを奉じて君となし民を苦しむるに吾忍びざる所なり、君なんぞ協力して子穨を誅して王を納れざるやと、虢叔許諾せり、是に於て期を定めて兵を起し鄭伯は王を扶け進めて圉門より入り、虢叔は北門より入り、子穨と三大夫とを殺して後、王乃ち皇宮に入り位に復せり、

〔惠王〕釐王の子にて名は閬（一に毋涼に作る）といふ、卽位後二十五年にして崩ず、王の時代は齊の桓公が霸を唱へしときなり、〔邊伯、石遬、國〕三人は皆周の大夫なり、三人が王を出だしたるは、王が蔿國の圃と邊伯の宮とを取り石遬の秩を收めしより反抗せしなり、〔王子穨〕莊王（惠王の祖父）の子にて惠王の叔父にあたる、蔿國は其の師傅なり、〔子國爲㆑客〕子國は蔿國なり、客は上客なり、三人の中にて蔿國が師傅の故を以て上客たりしなり、〔徧儛〕六代の音樂なり、黃帝の時の樂を雲門と曰ひ、堯の時の樂を咸池と曰ひ、舜の時の樂を大招と曰ひ、禹の時の樂を大夏と曰ひ、殷の時の樂を大濩と曰ひ、周の武王の時の樂を大武と曰ふ、〔鄭厲公〕鄭の五代目の君なり、〔虢叔〕王の卿士にて名字を林父といふ、前に見えたる虢文公の後なり、〔不㆑擧〕音樂をあげざること、〔將㆑王〕將は扶け進むること、スヽムと訓む、〔圉門〕周の宮城の門の名、〔北門〕周の宮城の北門なり、

○以上第十一章、周の三大夫が厲王を出して王子穨を立てたるを、鄭の厲公が虢叔と謀り、子穨及三大夫を誅して王を納れたる物語なり、

かれ岐山崩れ、其れより十一年目に幽王は乃ち滅びて周室は乃ち東雒邑に遷都せり、
〔西周〕鎬京なり鎬京は武王以來の首都にて今の陝西省西安府にあり、〔三川〕涇、渭、洛の三川にて、鎬京の管轄內にあり、皆發源を異にすれども、涇水洛水共に渭水に合し、東流して黃河に入る、〔伯陽父〕韋昭は周の大夫といひ、服虔は周の太史といふ、服說可なるに似たり、〔民之亂之也〕實は王之亂之也といふべきをかくいひたるは、恭敬の意より出づ、〔伏〕隱伏すること、〔烝〕上升すること、〔鎮〕塡と通ず、フサガル又トザサルと訓む、〔在陰〕陰の下にありの意、〔演〕潤なり、ウルホフと訓む、〔伊洛〕共に今の河南省を流る、洛水は伊水を合して黃河に注ぐ、夏の都なる陽城は二水の近き所にあり、〔竭〕涸るゝなり、〔河〕黃河なり、商の都なる殷は黃河のほとりにあり、〔周德〕周王の德なり、〔二代之季〕夏殷二代の季世の王、卽ち夏の桀王殷の紂王を指す、〔徵〕徵候なり、〔數之紀世〕紀は極なり、數は一に始まり十に終る、故に十は數の極なりといふ、〔岐山〕陝西省鳳翔府內にあり、〔幽王乃滅〕幽王が犬戎に殺されたるを指す、

○以上第十章、幽王のとき地震あり、涇、渭、洛の三川涸れたるを太史の伯陽父が見て國亡ぶる徵候なりと豫言せしが的中せる物語なり、

惠王三年、邊伯、石遬、蔿國出王而立王子頹、王處於鄭三年、子頹飲三大夫酒、子國爲客、樂及徧儛、鄭厲公見虢叔曰、吾聞之、司寇行戮、君爲之不舉、而況敢樂禍乎、今吾聞、子頹歌舞不息、樂禍也、夫出王而代其位、禍孰大焉、臨禍忘憂、是謂樂禍、禍必及之、盍納王乎、虢叔許諾、鄭伯將王自圉門入、虢叔自北門入、殺子頹及三大夫、王乃入也、

用、不亡何待、昔伊洛竭而夏亡、河竭而商亡、今周德若二代之季矣、其川源又塞、塞必竭、夫國必依山川、山崩川竭、亡之徵也、川竭山必崩、若國亡不過十年、數之紀也、夫天之所棄、不過其紀、是歲也、三川竭岐山崩、十一年、幽王乃滅、周乃東遷、

幽王卽位の二年に、地震ありて西周なる涇、渭、洛の三川皆震ひ動きぬ、伯陽父曰く、周は將に亡びんとす、夫れ天地の氣は其の次序を失はざるを常とす、若し其の次序を過つとあるは、民の暴亂を行ひて之をみだすが爲なり、天地の陽氣屈み伏れて出づること能はず、されど常に機を得て上升せんとするも陰氣之れに迫りて上升すること能はざらしむ、是に於て、二氣地中に相戰ひて地震あるなり、今三川の實に震ひ動くは是れ陽氣其の所を失ひて陰氣にふさがれとざゝるなり、陽氣其の所を失ひて陰氣にとざゝれ其の下にあるときは、則ち地震ひて川の源必ず塞がる、川の源塞がるときは則ち國必ず亡ぶなり、其の故は下の如し、夫れ水土の二物相合して萬物を生ずるなり、卽ち水が土中に浸入して土を潤ほし、土潤ひて後萬物生育し、民之れを用ひて生活するなり、されば若し川の源つくる時は水は土中に浸入して潤ほさず、土潤はざれば萬物生育せず、萬物生育せざれば民財用に乏し、此の如くんば國は亡びずして何をか待たんや、昔し伊洛二川の水涸れて夏亡び、河水の水涸れて商亡びぬ、今周王の德も亦二代の末季の王の如し、而して其の川の源又塞がれり、源塞がれば必ず水涸るゝなり、夫れ國は必ず山川に依賴して立つ、されば其の山が崩れ川水涸るゝは、國亡ぶるの徵候なり、川水涸るゝときは山必ず崩るゝものなれば、今後幾もならずして山崩るゝことあるべし、此の如くんば國の亡びんこと十年を出でざらん、十は數の極なり、夫れ天の棄つる所のものは其の數の極を過ぎずして亡びんと、果して其の言に違はず、是の年に三川の水

蔬菜果物などをいふ、〔廩〕廩人なり、九穀（黍、稷、秫、稻、麻、大豆、小豆、大麥、小麥）出用の數を掌る官、〔協出〕出は九穀出用の數をいふ、〔審〕審に考査すること、〔以事〕事は農獵の事なり、下句惡事の事も同じ、〔藉〕藉田なり、〔蒐〕春の田獵の名、〔農隙〕春耕種の終り一寸農事のひまなる時をいふ、〔耨穫亦於藉〕此の一句は治農於藉の句の下にあるべきが誤りて此に入れしならんといふ、想ふに然らん、〔獮〕秋の田獵の名、〔既烝〕烝は升なり、既升とは初秋に新穀を神にそなへ王亦之れを嘗めたる後、卽ち仲秋をいふ、〔狩〕冬の田獵の名、〔畢時〕全く農時の畢りたる時、卽冬をいふ、〔習〕習知すること、〔無故〕故は事なり、農獵の事を指す、〔後嗣〕後世子孫なり、

王卒料之、及幽王乃廢滅、

此の節は、王諫言をきかず遂に禍を招きしことを記す、

王は仲山父の諫をきかず、遂に大原の民の數をかぞへはかり給へり、果せるかな子幽王の時に及びて乃ち國を廢滅せり、

〔幽王〕名は宮涅、宣王の子なり、褒姒を寵して政を怠り民を虐げしより、遂に犬戎の攻伐にあひて殺さる、〔廢滅〕國を廢滅すること、幽王の子平王に至り舊都鎬京を去り東雒邑に遷りてより、周室は虛器を擁するに過ぎざるに至れるを以てかくいへるなり、

〇以上第九章、宣王仲山父の諫を用ひず、民の數をかぞへ、遂に禍を招きし物語なり、

幽王二年、西周三川皆震、伯陽父曰、周將亡矣、夫天地之氣、不失其序、若過其序、民之亂之也、陽伏而不能出、陰迫而不能烝、於是有地震、今三川實震、是陽失其所而鎭陰也、陽失而在陰、川源必塞、源塞國必亡、夫水土演而民用也、水土無演、民乏財

募兵の任に當り給ふべからず、其の理由を申し述べん、夫れ古の君は親ら民の數を計らずして其の少多を知れり、其は百官分擔して調査すればなり、卽ち司民は孤兒死者の數を合計し、司商は萬民の名姓の數を合計し、司徒は兵衆の數を合計し、司寇は姦民の數を合計し、牧人は犧牲の數を合計し、工人は皮革の數を合計し、場人は場圃より產する蔬菜果物の類の數を合計し、廩人は九穀出用の數を合計して君に奉る、是れ故に則ち民の多少死生出入往來の數より穀蔬等の數に至るまで皆坐して知るべきなり、是の上又藉田の耕作田獵をなして實地に其の數を審に考へしる、卽ち王は藉田を耕種するときに農夫の數を審査す、藉田を耨るとき收穫どきにも亦然り、次に春の耕種の終りたる時と、仲秋のときと、全く農時の畢りたる時とに田獵して兵衆の數を檢閱す、是れ皆農獵の事に託して民の數を習知るなり、古は制度具備すると此の如し、又何ぞ王親ら民の數を數へ計るの要あらんや、然るに今王は古の制を修めず、兵衆の少なきを謂はずし大に民の數を料り新兵を徵募せんとす、是れ天下に兵衆の少なきを示し、且つ農獵の事を惡み嫌ひて修めざるの意を知らすものなり、天下の政を治むるに臨みて兵衆の少なきを示さば、諸侯王室の賴むに足らざるを知り、避け遠ざかりて親附せざるに至らん、又民を治むるに農獵の事を惡み嫌ひて修めざるの意を知らさば、民懷き從はざるを以て命令を頒布するも之れを施すなきに至らん、其の上に農獵の事なくして王親ら民數を數ふるは上帝の惡み給ふ所なり、以上種々の點より觀察するも、王の此度の擧は政道を害ひて且つ後世の子孫にも妨害を殘すものあらん、御中止ありて然るべしと、

〔司民〕萬民の數をしらべ戶籍に登錄することを掌る官、〔協〕合なり合計なり、〔孤終〕孤は孤兒、終は死者、〔司商〕族を賜ひ姓を授くることを掌る官、〔司徒〕此司徒は兵衆を合計することを掌る官、〔旅〕師旅なり、兵衆をいふ、〔姦〕姦民なり、罪囚を指す、〔牧〕牧人なり、犧牲を養ふことを掌る官、〔職〕樴と通ず、樴は犧牲を始め畜獸をつなぐくひなり、此にては樴につなぎたる犧牲をいふ、〔工〕百工なり、〔革〕皮革なり、〔場〕場人なり、場圃より產する蔬菜果物などをとりて藏むることを掌る官、〔協入〕入は場圃より產する

り、古は爵命は必ず祖廟に於て行ふ禮なり、
○以上第八章、宣王獎穆仲の言を納れ魯の孝公を侯伯とせし物語なり、

宣王既喪南國之師、乃料民於大原、

此の節は、宣王が戎に破られて兵を失ひ民數を計りて新兵を徵し募らんとし給へることを記す、
宣王は姜氏の戎との戰に、麾下の馳せ參ぜし南國の兵衆の多くを失亡し、兵勢頓に手薄となりたれば、大原の民數を計りて新兵を徵募せんとし給へり、
〔喪〕失亡すること、〔南國之師〕姜氏の戎との戰に宣王の麾下に從ひしもの、南國は楚、申、呂、應、鄧、陳、蔡、隨、唐などの諸國にて、皆南方に國するものなり、師は兵衆なり、〔料民〕料は數なり、カゾフと訓む、民を數ふとは民の數を計りて新兵を徵募すること、〔大原〕今の甘肅省平涼府にあり、

仲山父諫曰、民不可料也、夫古者不料民而知其少多、司民協孤終、司商協名姓、司徒協旅、司寇協姦、牧協職、工協革、場協入、廩協出、是則少多死生出入往來者、皆可知也、於是乎、又審之以事、王治農於藉、蒐於農隙、耨穫亦於藉、獮於既烝、狩於畢時、是皆習民數者也、又何料焉、不謂其少而大料之、是示少而惡事也、臨政示少、諸侯避之、治民惡事、無以賦令、且無故而料民、天之所惡也、害於政而妨於後嗣、

此の節は、仲山父の諫言を記す、
仲山父諫めて曰く、人君たるものの親ら民の數を計り

て魯を伐ち、伯御を廢して孝公を立て給へり、時に卽位の三十二年なり、諸侯是の事ありてより後、王室に親睦せざるに至りき、

〔懿公〕戲の謚なり、〔伯御〕括(戲の兄)の子なり、韋註に括の字とせるは誤なり、〔孝公〕懿公の弟にて、名は稱といふ、〔不睦〕王室に親睦せずの意なり、

○以上第七章、宣王仲山父の諫を用ひず、魯の少子戲を立てゝ魯の世つぎとして爭亂を引き起し、諸侯の親睦を失ひし物語なり、

宣王欲レ得ント國子之能導ニ訓諸侯ヲ一者ヲ、穆仲曰ク、魯侯孝ナリト、王曰ク、何以テ知ル之ヲ、對ヘテ曰ク、肅ニ恭シテ明神ニ一、而敬ニ事シ耆老ニ一、賦レ事ヲ行レ刑ヲ、必問ニ於遺訓ニ一、而咨ニ於故實ニ一、不レ干サ所レ問フ、不レ犯サ所レ咨ル、王曰ク、然リ、則能ク訓ニ治セント其民ヲ一矣、乃命ニ魯ノ孝公ヲ於夷宮ニ一、

宣王同姓の諸侯にして能く諸侯を導き訓ふる者を得んと欲し給ふ、樊穆仲曰く魯侯孝公適任なりと、王曰く、何を以て之れを知れるやと、穆仲對へて曰く、孝公は神明に對してつゝしみうや〳〵しく、耆老に事へて亦うや〳〵しし、政事を布き施し刑罰を行ふに必ず先王の遺訓に法り、先王の行ひし政法の是なる者に從ひて悖り逆はらず、臣是れを以て其の適任たるを知ると、宣王曰く然り、彼れは則ち能く其の民を訓へ治めんと、乃ち夷宮に於て孝公を侯伯(諸侯の長)に任命せり、

〔國子〕諸家異説あれども、暫く韋昭の說に從ひ、同姓の諸侯となす、〔樊穆仲〕穆仲は仲山父の謚なり、〔魯侯孝〕魯侯孝公なり、〔明神〕神明に同じ、〔耇老〕耇老なり、老人なり、耇は凍梨なり、老人は面色黎黑凍梨に似たるを以ていふ、〔賦事〕賦は布なり、布き施すこと、事は政事なり、〔問ニ於遺訓ニ四句〕遺訓は先王の遺訓をいひ、故實は故事(先王の政事)の是なる者をいふ、咨は謀ること、問ニ於遺訓ニ不レ干レ所レ問とは遺訓に從ひて悖らざること、咨ニ於故實ニ不レ犯レ所レ咨とは故實を奉じて逆はざるを、〔夷宮〕祖父夷王の廟な

是事也、誅亦失、不誅亦失、天子其圖之、

此の節は、仲山父の諫言なり、長をすてゝ少を立つるの不可を說く、

樊の仲山父諫めて曰く、戲は立つる可からざるなり、夫れ長をすてゝ少を立つるは不順の命令なり、命令不順なれば魯は必ず王命を犯して從はず、王命を犯せば必ず、誅す之れを誅するも其の本をさぐれば王の命令の宜しからざるに歸す、故に王の令を出だし給ふ不順なるべからざるなり、命令行はれざれば政立たず、何となれば命令を行うて其れが不順ならば、民は從はず、將に其の上に叛きて棄てんとすればなり、夫れ下の上に事へ年少の年長に事ふるは、順の道たる所以なり、然るに今天子諸侯を立てゝ其の年長の兄をすてゝ年少の弟を建てんとし給ふ、是れ不順を敎へ給ふなり、若し魯之れに從ひて諸侯亦之れに傚はゞ、王命を犯して從はざるに至るを以て、王命將にふさがりて行はれざらんとす、若し魯從はずして之れを誅せば、是れ王自ら不順の命令を出だして自ら之れを罪するわけになるなり、されば是の事や魯を誅するも亦王の過失になり、誅せざるも亦王の過失になるを以て、天子は其れよく御考へあるべしと、暗に戲を立つるの命の撤回を願へり、

〔樊仲山父〕樊は封邑今の河南濟源縣にあり、仲山父（父一に甫に作る）は字なり、此時王の卿士たり、〔不順〕不正なること、よこしまなること、〔逆〕卽ち不順なり、〔自誅王命〕王自ら不順の命令を出だして自ら之れを罪すること、自繩自縛すること、

王卒立之、魯侯歸而卒、及魯人殺懿公而立伯御、三十二年、宣王伐魯立孝公、諸侯從是不睦、

此の節は、王仲山父の諫を用ひず、遂に諸侯の親睦を失ひしことを記す、

宣王仲山父の諫をきかず、卒に戲をたてゝ魯の世つぎとし給へり、武公は周より歸りて卒せしかば、戲位に卽けり、之れを懿公となす、魯人從はず、懿公を殺して括の子伯御を立てゝ君となすに及び、宣王怒り

〔緒〕事業なり、〔大功〕大切なる事功にて農事を指す、〔匱神之祀而困民之財〕農事をすてゝ修めざれば藉田荒る、藉田荒るれば粢盛なし、粢盛なければ祀る能はず、故に神の祀を匱しくすといふ、匱は乏なり、又農事をすてゝ民を虐使すれば民困しむ、故に民の財を困しくすといふ、

王弗聽、三十九年、戰於千畝、王師敗績於姜氏之戎、

此の節は、宣王諫を用ひず、遂に戎を破らるゝの不幸を招きしことを記す、

宣王は其の諫をきゝ給はず、親耕の禮をかき給ひたるのみならず、卽位の三十九年に姜氏の戎の來寇をうけ、所もあらうに藉田に防ぎ戰ひしが遂に敵はず、王師は敗績の否運にあへり、

〔姜氏之戎〕西戎の別種にて堯の時の四岳の後なりといふ、

○以上第六章、宣王虢文公の諫を納れて農を務め以て神に事へ民を使ひ給はず、遂に弱敗の咎に陷りし物語なり、

魯武公以括與戲見王、王立戲、

此の節は、宣王魯公の小子を立てゝ世子となさんとせることを記す、

魯の武公は括と戲との二子をつれて宣王にまみゆ、宣王弟の戲を立てゝ魯のあとつぎとなさんとし給ふ、

〔魯武公〕魯の九代目の君なり、名は敖、武公は諡なり、〔括戲〕武子の二子にて括は兄、戲は弟なり、

樊仲山甫諫曰、不可立也、不順必犯、犯王命必誅、故出令不可不順也、令之不行、政之不立、行而不順、民將棄上、夫下事上少事長、所以爲順也、今天子立諸侯而建其少、是教逆也、若魯從之、而諸侯傚之、王命將有所壅、若不從而誅之、是自誅王命也、

り、〔恭恪〕つゝしみうや〳〵しきこと、〔民用〕用は以なり、モッテと訓む、〔疆畔〕田地の經界なり、〔服二其鎛一〕服は用なり、持つこと、鎛は耕器にて、すき、くはの類、〔不レ解〕解は懈に通ず、オコタルと訓む、〔民用和同〕用は以なり、和同はやはらぎ一致すること、

是時也、王事唯農是務、無レ有レ求二利於其官一以干二農功一三時務レ農、一時講レ武、故征則有レ威、守則有レ財、若是乃能媚二於神一而和二於民一矣、則享祀時至、而布施優裕也、

此の節は、古は農事をこれつとめて國を富强にせしことを說き、前數節を結ぶ、是の時や、王の政事はただ農事を專一に務むるのみにて、利益を官府に汲收して以て農事を犯し亂すことなく、春夏秋の三時は農事を務めて鼓舞振作し、えだちを起して農民を使役し、田獵又は武事を講習して田畑を荒さず、農事の畢れる冬の一季に於て武事を講習す、是れを以て民富み兵强し、故に征するときは則ち威を輝すあり、守るときは則ち財豐富なるを以て困厄することなし、是の如くなれば、乃ち能く神に悅ばれて民意に順ひかなふ、されば天地宗廟の祭も其の時を失はず、民への施與もゆたかなりき、

〔三時〕春夏秋の三時にて農事のせはしき時なり、〔一時〕冬の一時にて農事の閑暇なる時なり、〔媚〕說なり、說は悅に通ず、ヨロコバルと訓む、〔和〕順ひかなふ意、〔享祀〕天地宗廟の祭なり、〔時至〕其の時を失はざること、〔布施〕施與なり、〔優裕〕ゆたかなること、

今天子欲レ修二先王之緒一而棄二其大功一匱二神之祀一而困二民之財一將何以求レ福用レ民、

此の節は、宣王の古禮に法り藉田を耕さゞるを諫む、今天子は先王の事業を修めんと欲して、其の大切なる農事を棄て、以て神の祀を少なくし、民の財を窮乏せしめ給はば、何を以て幸福を求め又民を用ひんとし給ふやと、

之、大史八之、宗伯九之、王則大徇、耨穫亦如之、民用莫不震動、恪恭於農、修其疆畔、日服其鎛、不解於時、財用不乏、民用和同、

此の節は、后稷がすべての農事に對する戒告を説き其效果に及ぶ、

藉田の禮畢るの後、后稷は則ち偏ねく百姓を戒め農事を治めとゝのふ、告げて曰く、今や季立春に及び晝夜相等しく、雷電閃發し蟄蟲を出ださんとす、汝等乃ち偏く充分に開墾して種殖すべし、若し之れを怠るときは司寇之れを罪すと、乃ち又其の衆官に命じて曰く、是れより卿等各〻巡回して農事を視察せよ、農師は最初に、二回目は農正、三回目は后稷、四回目は司空、五回目は司徒、六回目は大保、七回目は大師、八回目は大史、九回目は宗伯と順々に巡回し、最後に王公卿大夫を率ゐて大に巡回し給へ、耨り耕すときも收穫のときも亦此の如しと、是れを以て民はたち働きて農事をつゝしみうやまはざるはなく、其の田の經界を修め正し、日々其の鎛を用ひて耕作し、時に懈ることなし、是れを以て民財用乏しからず、互に和ぎ一致して爭訟あることなし、

〔紀レ農協レ功〕紀は理むること、協は同なり、とゝのふること、一句の意は農事を理めとゝのふること、〔陰陽分布〕陰陽ひとしく分布すること、晝夜相等しきをいふ、〔震雷出レ滯〕震雷は雷電閃き發るなり、滯は蟄蟲なり、明堂月令に日夜分、雷乃發レ聲始電、蟄蟲咸動、啓レ戸始出也とあり、〔備墾〕偏く充分に開墾すること、〔辟在二司寇一〕辟は罪なり、司寇は刑罰を掌る總長官なり、一句の意は司寇が罪に處すとなり、〔旅〕衆なり、衆官をいふ、農師以下の人々を指す、〔徇〕行なり、メグルと訓む、巡回して農事を視察すること、〔農師〕直接農民に接して敎へ導く役、〔一レ之〕最初に巡回するの意、以下再レ之三レ之四レ之五レ之六レ之七レ之八レ之九レ之も亦同句法なり、〔大保大師〕共に天子の三公にて天子を佐けて道を論じ、廣く衆官を監督して特に政事を掌らず、〔宗伯〕王の大禮を相くることを掌る官、〔大徇〕公卿大夫を帥ゐて大に巡回視察すること、〔耨穫〕耨は耕しくさぎること、穫は收穫なる

む、其れより公卿以下爵位の順序に從ひ之れを嘗め、最後庶人之れを嘗め終る、是れにて藉田親耕の禮は終るなり、是の日や瞽は部下の樂官を帥ゐて風土を視察し、其の禮事をたすく、又藉田の東南に神倉をつくり、藉田の收穫をあつめて之れを藏め、以て祭祀の用に備へ、又時に之れを農民に賦與す、

〔期〕藉田親耕の期日なり、〔鬱人〕鬱鬯の酒及其そゝぐ器具を掌る官なり、〔鬯〕鬱鬯の酒なり、黑黍に鬱鬯草の香を和してつくりたる酒なり、〔犧人〕樽を司る官なり、〔祼〕灌なり、ソヽグと訓む、〔及レ藉〕藉田親耕の時刻に及ぶこと、〔膳夫農正陳二藉禮一〕膳夫は王の飲食膳羞の饌食を掌る官、農正は田大夫にて藉禮を敷き陳ねて其の神を祭り農の爲に祈ることを掌る官なり、藉禮は藉田を耕す禮なり、一句の意は、膳夫は饗食を調へ、農正は耕種の用意及農神を祭る儀式を設くること、〔贊〕導なり、ミチビクと訓む、〔一墢〕墢は土をすくひ起すこと、一墢は耜にて一すくひの土を起すこと、〔班三レ之〕班は位次なり、公卿以上爵位の次第を以て各上官の三倍づゝ土をすくひ起すこと、例へば公は王の三倍即ち三すくひの土を起し、卿は公の三倍即ち九すくひの土を起し、大夫は卿の三倍即ち二十七すくひの土を起すをいふ、〔庶人〕庶民なり、〔省〕視察すること、〔功〕庶民の仕事なり、〔省レ民〕民の勤惰をさす、〔宰夫〕治朝の法を掌り職掌重し、又朝覲會同等の禮に於ては、特に牢禮の法を掌るを以て此に饗食を陳ぬとあるなり、〔饗〕饗食なり、慰勞の饗食なり、〔膳宰〕膳夫に同じ、〔歆〕饗なり、ウクと訓む饗應をうくること、〔大牢〕牛羊豕をいふ、〔嘗〕口にて味ふこと、ナムと訓む、〔音官〕樂官なり、〔省二風土一〕風氣土氣を視察すること、樂官は音律を以て風土を察知するを以てなり、〔廩〕御廩なり神食をいふ、〔鍾〕聚なり、アツムと訓む、〔布〕賦なり、ワカツと訓む、賦與することゝ、

稷則徧戒二百姓一、紀レ農協レ功曰、陰陽分布、震雷出レ滯、土不レ備レ墾、辟在二司寇一、乃命二其旅一曰徇、農師一レ之、農正再レ之、后稷三レ之、司空四レ之、司徒五レ之、大保六レ之、大師七

へ且つ監理する官なり、〔農用〕耕作用の器具なり、〔先時〕時は耕作の日即ち立春の日を指す、〔瞽〕樂大師なり、能く風聲を知るを以て告ぐるなり、〔協風〕和風なり、〔齊宮〕齊は齋に同じ、齋宮は齋戒する宮殿なり、〔御事〕御は治なり、治事は農事を治むるもの、農大夫、庶民などを指す、〔即二其齊一〕齊は齋宮なり、〔淳濯〕淳は沃、濯は洗なり、沃洗は沐浴すること、〔饗レ醴〕饗は飲なり、ノムと訓む、醴は一夜づくりのあまざけ、

及レ期、鬱人薦レ鬯、犧人薦レ醴、王祼レ鬯饗レ醴乃行、百吏庶民畢從、及レ藉、后稷監レ之、膳夫農正陳二藉禮一、大史贊レ王、王敬從レ之、王耕一撥、班三レ之、庶人終二于千畝一、其后稷省レ功、大史監レ之、司徒省レ民、大師監レ之、畢、宰夫陳レ饗、膳宰監レ之、膳夫贊レ王、王歆二大牢一、班嘗レ之、庶人終レ食、是日也、瞽帥二音官一、以視二風土一、廩二於藉東南一、鍾而藏レ之、而時布二之於農一、

此の節は、藉田を耕す日の禮と、其の耕す禮とを說く、藉田を耕すの期日に及びて、鬱人は鬱鬯の酒をすゝめ、犧人は醴酒をすゝむ、王乃ち鬱鬯の酒をそゝぎ、醴酒をのみて身體を香潔にして後、藉田に行く、百官庶民こと〴〵く從ふ、藉田を耕す時刻に及べば、后稷は田地を監察し、膳夫と農正とは藉田親耕の禮を設く、次に大史は王を導き、王つゝしみて之れに從ふ、王耕して耜に一すくひの土を起せば公卿以下爵位の順序に從ひ各〻上官の三倍の土をすくひ起し、其のあとは庶民が千畝殘らずすき終りて種をまく、其の耕種中后稷は大史の監督の下に庶民の仕事を視察し、司徒は大師の監督の下に庶民の勤惰を視察す、耕種畢りて後、宰夫は膳宰の監督の下に慰勞の饗食を陳ぬ、膳宰乃ち王を導く、王大牢をうけて之れを嘗

て動き起るとなり、〔農祥晨正〕農祥は房星の一名、一句の意は房星が晨に正しく午の方向を出づることと、立春の時をいふ、〔日月底二於天廟一〕底は至なり、イタルと訓む、天廟は營室星なり、一句の意は、日月が營室星の宿（日月の會する所を宿といふ）に至るをいふ、孟春の月には日月皆營室星の宿にあり、〔脈發〕土の脈理の陽氣の爲に大に動き起ること、〔先レ時〕時は立春の日を指す、〔初吉〕朔日なり、二月朔日を指す、〔土膏〕膏は潤（ウルホヒ）なり、土脈のうるほひをいふ、〔弗レ震弗レ渝〕震は動かすなり、渝は變ふるなり、一句の意は、積り滿てる土脈を動かし變へずばにて、土地を耕しひらかざるをいふ、〔脈其滿眚〕眚は災なり、土脈が滿てる上に滿ちて却て災をなすをいふ、〔史〕大史なり、〔陽官〕春官なり、禮法、祭祀を掌る官、〔司事〕農事を司る官なり、〔距〕去なり、サルと訓む、〔祗〕敬なり、ツツシムと訓む、〔祓〕齋戒して祓除（ハラヒ）すること、〔監レ農〕農事を監督すること、〔不レ易〕舊禮を易へ給はざれの意、舊禮は藉田を親耕するの禮をいふ、

王乃使ム下司徒ヲシテ咸ク戒メ二公卿百吏庶民ニ一、司空ヲシテ除ハラヒ二壇ヲ于藉ニ一、命ジテ二農大夫ニ一咸ク戒メ二農用ヲ一、先ツコトレ時ニ五日、瞽告グレ有ルヲ二協風ノ至ルコト一、王乃チ卽ク二齋宮ニ一、百官御事、各卽ク二其齋ニ一三日、王乃淳濯シテ饗ノムレ醴ヲ、

此の節は、藉田を耕す時（卽ち立春の日）の前に王の行はるゝ禮を說く、

王后稷の奏をきゝ、乃ち司徒をして公卿百官庶民を戒ましめ、司空をして藉田の壇を掃除せしめ、農大夫をして耕作の具を用意せしむ、立春の時に先つこと五日、前に、瞽和風至るありと申す、王是に於て齋戒する宮に入り齋戒の禮につく、百官を始め農事を治むる役のものも、亦各其の齋戒の宮に入り齋戒の禮につくこと三日なり、王は乃ち沐浴して醴酒をのみ、以て身心を香潔にす、

〔司徒〕敎令を掌る總長官なり、〔百吏〕百官なり、〔庶民〕藉田を耕作する庶民を指す、〔司空〕土地のことを掌る總長官なり、〔壇〕祭壇なり、〔農大夫〕田畯なり、后稷の下にあり、土地の高下肥墝をみ耕殖畜藏を敎

は衆多になること繁榮をいふ、〔事之共給〕事は百事なり、共は具ること、給は足ること、〔輯睦〕聚り親しむこと、〔蕃殖〕繁殖に同じ、〔敦厖〕敦は厚きこと、厖は大なり、豐なること、〔純固〕專一に安固なること、安全なること、〔稷〕后稷なり、

古者大史順時覛土、陽癉憤盈、土氣震發、農祥晨正、日月底於天廟、土乃脈發、先時九日、大史告稷曰、自今至於初吉、陽氣俱烝、土膏其動、弗震弗渝、脈其滿眚、穀乃不殖、稷以告王曰、史帥陽官、以命我司事、曰、距今九日、土其俱動、王其祗祓、監農不易、

此の節以下四節藉田の禮を說く、此の節は大史天文を見て農時を知り、之れを后稷に告げ、后稷之れを王に言すことを說く、

古は大史農時の來るにしたがひて、先づ其の土脈の動くか否かを視察す、陽氣厚く積りみつれば乃土氣動き起る、立春に至り房星晨に正しく午の方向に出で、日月めぐりて營室に宿れば、土脈乃ち大に起る、大史天時をみて能く之れを察し、立春に先つこと九日前に、后稷に告げて曰く、今より二月朔日に至れば、陽氣俱に升り、土膏大に動く、若し此の時に及びて之れを耕しひらかずば、土脈積り滿ちて却て災をなし、穀物を植うるも繁殖せざらんと、后稷乃王に告げて曰く、大史陽官を帥ゐて天時を視察し、我等農事を司るものに命じて曰く、今を去る九日の間に土脈其れ動き起ると、王其れ敬みて齋戒祓除し、親ら農事を監督して舊禮を易へ給ふこと勿れと、

〔大史〕天文を掌りて時節を示す官、〔順レ時〕は時節なり、此にては農時を指す、〔覛レ土〕覛は視なり、ミルと訓む、土は土の脈理をさす、〔陽〕陽氣なり、暖き氣をいふ、〔癉〕厚なり、アツクと訓む、〔憤盈〕憤は積るなり、盈は滿つるなり、〔土氣震發〕土氣は土の脈理なり、震は動くなり發は起るなり、一句の意は今まで寒氣の爲に氷に閉ざされたる土の脈理は、陽氣をうけ

記す、
宣王位に卽きて前王以來廢れたる藉田を親耕するの禮を行ひ給はず、
〔不レ藉ニ千畝一〕藉は借なり、民の力を借りて藉田を耕すこと、藉田は天地又は先祖の祭祀に供ふる所の穀物を作る所の田にて、所謂祭田なり、之れは王親ら耕すを禮とすれども、政治をとる爲に暇なきを以て、親ら鍬入れをなして後は民の力をかりて作る、故に藉といふ、天子の藉田は廣さ千畝あり、故に千畝といふ、諸侯は百畝なり、

虢文公諫曰、不可、

此の節以下數節虢文公の諫なり、此の節は總提なり、
虢文公諫めて曰く、藉田の禮を修め給はざるはよろしからず、左に其の理由を申し上げん、
〔虢文公〕虢は國名、二あり、虢仲（文王の母弟）の封地を東虢といふ、今の河南省開封府汜水縣にあり、虢叔（虢仲の弟）の封地を西虢といふ、今の陝西省鳳翔府寶雞縣にあり、賈逵は此の虢文公を以て東虢となし、韋昭は西虢となす、熟れが是なるかを知らず、文公の謚なり、名字明ならず、此の時王の卿士たり、

夫民之大事在レ農、上帝之粢盛、於レ是乎生、民之蕃庶於レ是乎出、事之共給於レ是乎在、和協輯睦於レ是乎興、財用蕃殖於レ是乎始、敦庬純固於レ是乎成、是故稷爲ニ大官一、

此の節は、農は國の本なることを說く、
夫れ民の一番大切なる物は農事にあり、上帝にさゝぐる黍稷も是れより出で、民の休息し繁榮するも是れより生じ、よろづの事の具はり足るも是れあるにより、人々の和ぎ合ひ聚り親しむも是れよりおこり、財用の繁殖するも是れより始まり、人々のあつくゆたかに安全なるも是れあるによりて成る、かく農は萬民の本なり、是れ故に后稷を以て最も重大なる官となし、之れを尊ぶなり、
〔粢盛〕黍稷なり、〔蕃庶〕蕃は息なり、休息をいふ、庶

匪レ爾極〕爾は汝なり、衆民を指す、一句の意は、汝衆民に於て其の天性をつくすを得ざることなからしむとなり、〔大雅〕詩經大雅文王の篇なり、文王の功德をうたへるもの、〔陳錫〕陳は布なり、錫は賜なり、利をしきて普く民に賜ふこと、〔載周〕載は成なり、周室の基礎を成すこと、〔歸〕歸は歸服なり、〔卿士〕公卿にして政事に與るものゝ稱、〔享〕獻なり來貢をいふ、

○以上第四章、厲王榮公を寵せしを、芮良夫が其の國を敗るを豫言したるに適中せし物語なり、

彘之亂、宣王在召公之宮、國人圍之、召公曰、昔吾驟諫王、王不從、以及此難、今殺王子、王其以我爲懟而怒乎、夫事君者、險而不懟、怨而不怒、況事王乎、乃以其子代宣王、宣王長而立之、

彘の亂に、太子の宣王は逃れて召公の宮にあり、國人探知して之れを圍む、召公其の臣に謂ひて曰く、昔吾しば〳〵王を諫めたれども王從ひ給はず、以て此の爭亂起るに至れり、今國人の請をいれて王の太子を殺さば、王は其れ我を以て諫の用ひられざるを怨み且つ怒りて、かく爲したると思ひ給はん、夫れ諸侯に事ふるものすら、危險の中にありても其の君を怨みず、たとひ怨むことあるとも怒らず、況んや王に事ふるに於てをやと、乃ち我子を宣王の身代りにたてゝ國人を退かしめ、宣王長じて後立てゝ王となしぬ、

〔彘之亂〕國人が亂を起して厲王を彘に流したる騷動をいふ、〔宣王〕名は靜（一に靖に作る）厲王の子なり、文武の政を修め周室を中興せり、〔驟〕數なり、シバシバと訓む、〔諫レ王〕王は宣王の父、厲王を指す、以下同じ、〔懟〕怨なり、ウラムと訓む、〔事レ君者〕君は諸侯を指す、

○以上第五章、彘の亂に召公が我子を宣王の身代にたて王をもり育て位に卽かせたる物語なり、

宣王卽位、不藉千畝、

此の節は、宣王藉田を耕さすの禮を行はざることを

み怒るもの甚多ければ大難の來るは明なり、然るに榮公は怨み怒るもの多きに拘らず、大難に備ふることを爲さず、又是の利を專有することを以て王に敎へば、王の運命も其れ能く久しからんや、夫れ人に王たる者は將に利を開き導きて之れを天地に布きひろめ、民と共に之れに賴らんとするものなり、かくして神人を始め百物に至るまでのものをして各〻其の天性を充分に盡くすを得ざることなからしむるも、猶日日恐れつゝしみて怨の來らんことを懼るゝなり、故に周頌に曰く、我あやもやうの美しき德ある后稷を思ふ、后稷の功德はよく彼の上帝に配せり、卽ち后稷は我衆庶の爲によき道をたてゝ利を施し汝衆庶をして其の天性を充分に盡し得ざるなからしむと、又大雅の詩に曰く、文王は利を布きひろめて之を衆庶に賜ひ以て周室の基礎を成就せりと、是れ后稷と文王とは、利を布きひろめて己專有する時は大難の來るを懼れて、かく普く衆庶にあたへられたるに非ずや、故に能く周室の基礎を成就して安固に今日に至れり、然るに今王は之れに反して榮公を近づけ利を專有するを學び給ふ、其れよきことならんや、匹大の利を專有するものにても猶之れを稱して盜といふ、況や王に於てをや、王にして之れを行ひ給はゞ、其の歸服するもの少きに至らん、榮公若し重く用ひらるれば周室は必ず衰へ敗れんと、既にして榮公は用ひられて卿士となりぬ、果せる哉諸侯は叛きて來貢せず、王は彘に流されたり、

〔說二榮夷公一〕は悅と通ず、ヨロコブと訓む、榮は國の名、周と同姓にて其の國は畿内にあり、今の何れの地に當るかを詳にせず、夷公は謚にて名は終といふ、〔芮良夫〕芮は國名、周と同姓なり、今の陝西省同州府大荔縣にあり、名は伯字は良夫王の卿士なり、〔卑〕衰微なり、〔百物〕多くの物、〔載〕成なり、ナスと訓む、〔所レ怒〕怒は怨み怒るなり、〔上下〕天地なり、〔神人〕神と人と、〔極〕中なり、天性をいふ、〔怵惕〕おそれつつしむこと、〔頌〕詩經周頌思文の篇なり、〔文〕あやもやうなり、此にてはあやもやうの美しき德をいふ、〔后稷〕周の先祖の棄なり棄后稷の官にありて功德大なりしより、后稷は棄の別號となれり、〔彼天〕天は上帝なり、〔立二我烝民一〕烝は衆なり、一句の意は、我衆民の道をたて之れに普く廣く利を與へてとなり、〔莫

〔彘〕地名、今の山西省霍州趙城縣境にあり、
○以上第三章、厲王召公の諫をきかず、民の言議を抑壓して犯すものを殺せしかば、民の怨嗟を買ひ遂に彘に流されたる物語なり、

厲王說榮夷公、芮良夫曰、王室其將卑乎、夫榮公好專利、而不知大難、夫利百物之所生也、天地之所載也、而或專之、其害多矣、天地百物皆將取焉、胡可專也、所怒甚多、而不備大難、以是教王、王能久乎、夫王人者、將導利而布之上下者也、使神人百物無不得其極、猶日怵惕懼怨之來也、故頌曰、思文后稷、克配彼天、立我烝民、莫匪爾極、大雅曰、陳錫載周、是不布利而懼難乎、故能載周以至于今、今王學專利、其可乎、匹夫專利猶謂之盜、王而行之、其歸鮮矣、榮公若用周必敗、既榮公爲卿士、諸侯不享、王流于彘、

厲王は榮國の夷公を好愛して親近せり、大夫芮良夫之れを見て曰く、王室は其れ將に衰微せんか、夫れ榮公は利を專有するを好みて、其れが爲に大難の來るべきを知らず、夫れ利は百物の生ずる所の本なり、天地の百物を成す所の原料なり、而るに之れを專有するあらば怨みて其の己を害するもの多からん、何となれば天地が成育する所の百物は人々皆將に之れを取りて己の用となさんとす、どうして之れを專有すべけんや、之れを專有する時は怨み怒るもの多し、怨

〔宣レ之〕宣は放なり、之れを放つとは束縛せずに自由にの意なり、〔列士〕上士なり、士は上中下に分つ、〔瞽〕目くらなり、樂師をいふ、樂師は瞽を以て之れに任ずるよりいふ、〔曲〕樂曲なり、〔史〕外史なり、外史は史官なり、周禮に外史掌二三皇五帝之書一とあり、〔師〕小師なり、周禮の註に凡樂之歌、必使二瞽矇一爲焉、命二其賢知者一以爲二太師小師一とあり、〔箴〕箴戒なり、〔瞍賦〕瞍は眸子なきもの丶稱、瞽の類なり、賦は歌はずして誦すること、此にては公卿列士の獻ずる所の詩を誦するをいふ、〔矇誦〕矇は眸子ありて見えざるもの丶稱、亦瞽の類なり、誦は闇讀して吟詠せざること、此にては小師の箴戒を誦するをいふ、〔百工諫〕百工は其技を以て王の物を玩ぶを諫むるなり、例へば王が器物宮牆等を美しくせんとするを諫むるが如し、古は工人は官にて養ふを以てかくいふ、〔傳語〕政の得失を言議して王に傳聞すること、〔近臣盡レ規〕近臣は驂乘（王の乘車の際王の側に侍して守護する役）僕御の屬を指す、規は規正の道なり、〔親戚〕王の親戚をいふ、〔補察〕王の言行政事を觀察して補ひ助くること、〔瞽史〕此の瞽は樂官の長を指す、史は太史なり、史官の長をいふ、二人陰陽天道禮法の書を掌り其の義を說きて王を敎誨するなり、〔耆艾〕五十歲以上のものを艾といひ、六十歲以上のものを耆といふ、師傅のこと、師傅は耆艾を以て之れに任ずるを以てなり、〔修レ之〕百官の職事を統べ修めて王を輔佐すること、〔原隰衍沃〕廣く平なる地を原といひ、下く濕へる地を隰といひ、下く平なる地を衍といひ、灌漑の便ある肥地を沃といふ、〔善敗〕利害に同じ、〔備レ敗〕備はとゝのへて善くすること、〔阜〕厚なり、アツクスと訓む、豐富にすること、〔其與能幾何〕其能久幾何與に同じ、

王弗レ聽、於レ是國人莫二敢出レ言一、三年乃流二王於彘一、

此の節は、王召公の諫をきかず遂に流竄の禍にかゝりしことを記す、

王召公の諫をきゝ給はず、益〻民の口をふさぎしかば、國人は敢て言を出だすものなかりき、されど是れより三年の後、民の積怨破裂して亂を作し、王を捕へて彘に流せり、

此の節は、召公の諫言をあぐ、
召公王の言をきゝ諫めて曰く、王は民の謗をやめたりと宣へど、是れは民の口を防ぎて開かさゞるなり、民の口を防ぎて開かさゞるは、川を防ぎて水をとむるより甚しき害あり、川ふさがりて一時に水の潰え決するときは、其の人民を傷つくること必ず莫大なり、民も亦此の如し、怨恨の極一朝叛亂する時は、其の禍測り知るべからず、是の故に、川を治むる者は水を決して能く通流せしめて汎濫の災を防ぎ、民を治むる者は自由に言議せしめて國政を補ふ、故に天子政を聽くときは、公卿より上士に至るまでの臣をして詩を獻じて政の得失を歌はしめ、瞽をして樂曲を獻じて以て己が和平の德を導かしめ、史官をして古今の書籍を獻ぜしめて古今道德政法の訓戒成敗を觀察し、小師をして箴戒の言を獻ぜしめて己が過失を正し、瞍をして公卿上士の獻ずる所の詩を賦し、矇をして小師の獻ずる所の箴戒を誦せしめて遺忘に備へ、百工をして其の技を以て諫めて玩物の志を防ぎ、庶人をして自由に言議して之れを己が耳に傳へしめ、近臣をして規正の道を盡くさしめて平生の動作を愼み、親戚をして己が及ばざる所や過失を觀察して補ひ助けしめ、瞽史をして天道禮法の義を說して己を敎誨せしめ、師傅をして衆職の事を修めて己を補佐せしむ、是の如くにして而して後に、王は衆の言論行事を觀察斟酌して之れを行ふ、是れを以て政事能く行はれて少も悖らず、世治り民の謳歌を得るなり、夫れ民の口あるや、猶土地に山川あるが如し、山川ありて是に始めて財用出づ、又猶原隰衍沃あるが如し、原隰衍沃ありて是に始めて衣食の料生ず、民の口ありて其の言議を宣ぶるや、其の利害とする所是に始めて明に知らる、王乃ち其の利とする所を行ひ、害とする所をとゝのへて善くするは、民の財用衣食を豐厚にする所以なり、夫れ民之れを心に慮りて之れを口に宣べ、王に聞して之れを成し行はんとす、王たるもの何ぞ之れをふさぐ可けんや、若し其の口をふさがば民の怨恨積んで破裂するの日期して待つべし、其れ能く久しく安寧を保つを得んやと、

〔鄣〕防なり、フセグと訓む、〔爲レ川〕爲は治なり、ヲサムと訓む、爲レ民の爲も之れに同じ、〔決〕水をたちきること、〔使レ導〕導は通なり、通じ流れしむること、

此の節は、厲王の暴虐を記す、

厲王暴虐なり、國人王をそしる、召公王に告げて曰く、民暴虐の政令に堪へずと、王怒り、衞國の巫を得て謗るものを監察せしむ、巫謗るものを告ぐれば王則ち之れを殺す、是に於て國人敢て言ふものなく、道路にて相あふもの互に目をみあはせて怨恨の情を表すのみ、王喜び召公に告げて曰く、吾能く謗をやめたり、民乃ち敢て言はずと、

〔厲王〕夷王の子にて名を胡といふ、暴虐を行ひ民を苦しめしを以て遂に逐はれて彘に奔り、此處にて崩ぜり、〔謗〕誹なり、ソシルと訓む、〔召公〕召康公の後にて名は虎、謚して穆公と曰ふ、王の卿士なり、〔命〕政令なり、〔衞巫〕衞國の巫なり、巫は神に事ふるものにして見聞せずして能く物事を察知す、故に之れを召すなり、〔弭〕止なり、ヤムと訓む、

召公曰、是鄣之也、防民之口、甚於防川、川壅而潰、傷人必多、民亦如之、是故爲川者、決之使導、爲民者宣之使言、故天子聽政、使公卿至於列士獻詩、瞽獻曲、史獻書、師箴、瞍賦、百工諫、庶人傳語、近臣盡規、親戚補察、瞽史教誨、耆艾修之、而後王斟酌焉、是以事行而不悖、民之有口也、猶土之有山川也、財用於是乎出、猶其有原隰衍沃也、衣食於是乎生、口之宣言也、善敗於是乎興、行善而備敗、所以阜財用衣食也、夫民慮之於心、而宣之於口、成而行之、胡可壅也、若壅其口、其與能幾何、

レ堪、況爾小醜、小醜備レ物、終必亡、
康公弗レ獻、一年王滅レ密、

恭王涇水のほとりに遊び給ふ、密の康公從へり、時に三女あり、康公の處に奔り來りぬ、康公の母公に謂ひて曰く、必ず此の女を王に獻ぜよ、夫れ獸三匹以上を羣と曰ひ、人三人以上を衆と曰ひ、女三人以上を粲と曰ふ、王の田獵するや決して羣を盡くしとらず、諸侯の行くや敢て衆庶を誣ひ虐げざる禮なり、さらば汝も何とて三女を納るべきや、又王の婦官は一族の女を三人用ひざる禮なり、夫れ粲は美麗の物なり、衆此の美麗の物を以て汝におくる、汝何の德を以て之れを納るに堪へんや、まして之を納るゝは禮に外づれたることとなるに於てをや、王の至尊を以てすらも猶之れを納れて永く保つに堪へず、況んや汝小人の類に於てをや、小人の類にして美麗の物を備ふるときは、終に必ず滅亡の災を取らんと、康公其の女の色に迷ひて之れを獻ぜず、後一年にして王は密を滅せり、

〔恭王〕又共王に作る、穆王の子にて諱は繄扈（繄一に伊に作る）といふ、〔涇〕川の名、〔密康公〕密は國名、周と同姓なり、地今の甘肅省涇州靈臺縣の西五十里にあり、康公の傳は詳ならず、〔三女〕同姓の三女なり、〔奔レ之〕媒氏に由らずして來るを奔といふ、〔田〕田獵なり、〔公行〕公は諸侯なり、行は國内を巡行するなり、〔下レ衆〕衆庶を誣ひ虐げざること、〔御〕女官なり、〔不レ參ニ一族ニ〕一族は一父の子なり、一父の女子三人を納れて女官となさゞること、〔歸レ女〕女は汝なり、〔而何德〕而も亦汝なり、〔爾〕汝なり、〔小醜〕醜は類なり、小醜は小人の類をいふ、〔備レ物〕物は前の美物即ち三女を指す、

○以上第二章、密の康公が其の母の語を用ひず、來奔の三女を納れて國を滅したる物語なり、

厲王虐、國人謗レ王、召公告レ王曰、民不レ堪レ命矣、王怒、得ニ衞巫ニ使レ監ニ謗者ニ、以告則殺レ之、國人莫ニ敢言ニ、道路以レ目、王喜告ニ召公ニ曰、吾能弭レ謗矣、乃不ニ敢言ニ、

戎樹惇、能帥舊德而守終純固、其有以禦我矣、

此の節は、犬戎の征伐すべからざる所以を說く、

今犬戎の我周に於ける大畢、伯仕の君の卒せしより、直に其の職務を以て來朝し、よく王事に服せり、而も其の地戎翟の中にありて侯衞の中にあらず、しかるに今我天子は予は必ず其の四時祭の供物を貢せざるの故を以て之れを征伐せんと曰ひて、將に之れに兵を示さんとしたまふ、其れは乃ち先王の法訓を廢棄して、王も亦危敗の禍にかゝり給ふことなからんや、吾聞く夫の犬戎の君なる樹惇は能く先王の舊德に循ひ、其の常職を守りて終身變らず、專一なり、故に今之れを征し給ふも必ず強く我軍を禦ぐことあらんと、

〔大畢、伯仕〕犬戎の二君の名、〔幾頓〕幾は危なり、頓は敗なり、〔樹惇〕犬戎の當時の君の名、〔純固〕純は專なり固は一なり、

王不聽、遂征之、得四白狼四白鹿以歸、自是荒服者不至、

此の節は、穆王祭公の諫をきかず、犬戎を征したる結果を記す、

穆王は祭公の諫をきゝ給はず、遂に犬戎を征伐したれども、犬戎の君能く防ぎしかば何の得る所もなく、たゞ四匹の白狼と四匹の白鹿とのみを得て歸り給ひき、是の事ありて後、荒服の諸國は周に服せず、遂に來朝せずなりき、

○以上第一章穆王祭公の諫に忤ひて犬戎を伐ち、戎翟の離叛を招きし物語なり、

恭王游於涇上、密康公從、有三女奔之、其母曰、必致之於王、夫獸三爲羣、人三爲衆、女三爲粲、王田不取羣、公行下衆、王御不參一族、夫粲美之物也、衆以美物歸女、而何德以堪之、王猶不

以て取りて名とせしなり、邦外の外方二千五百里の地なり、此にては其の諸國を指す、〔要服〕要は要結なり、好信の盟約を要結して服事するより要服といふ、〔戎翟〕侯衛外方千里の地にて鎭圻蕃圻の併稱なり、〔荒服〕荒は荒忽なり、政教荒忽、其の故俗に因りて之れを治め、又之れを以て服事するより荒服といふ、

三禮圖による、畿內を方千里とし其れより四方各五百里を以て一區劃をなし、邦外以下の名稱を用ひたるものにて、畿內の中央なる王城より蕃圻に至るまで五千里あり、されどこの區劃は一種の理想にして實際行へるものには非ざるが如し、されば現今の何れの地が侯圻にあたり邦外に當るかは得て知るべからず、

〔祭〕天子日祭の供物を貢すること、天子は日々祖考を祭る、〔祀〕天子月祭の供物を貢すること、天子は月々曾祖高祖を祭る、〔享〕天子四時祭の供物を貢すること、天子は四時、高祖の祖と父との靈を祭る、〔貢〕天子歲祭の供物を貢すること、天子は年々高祖の祖以上の靈を合祀す、〔王〕來朝して王事に從ふこと、〔終王〕天子新に立つときと、己が父に代りて國をつげるときとに來朝すること、〔言〕號令なり、〔文〕禮法なり、〔名〕名分なり、尊卑職貢の名號をいふ、〔讓〕譴責なり、セムと訓む、〔告〕告げ曉すこと、〔辟〕罪なり、〔征討〕征は正なり、罪を正してうつ義、討は有罪をうつ義、〔威讓〕威嚴を以て譴責すること、〔文告〕文を以て告げ曉すこと、〔勤〕勞なり、ツカラスと訓む、

今自大畢伯仕之終也、犬戎氏以其職來王、天子曰予必以不享征之、且觀之兵、其無乃廢先王之訓、而王幾頓乎、吾聞夫犬

服の者は天子四時祭の供物を貢し、要服の者は天子歳祭の供物を貢し、荒服の者は王事して叛かざる禮なり、故に甸服の者は日々日祭の供物を貢し、侯服の者は月々月祭の供物を貢し、賓服の者は四時各四時祭の供物を貢し、要服の者は年々歳祭の供物を貢し、荒服の者は新王の卽位又は己新に國を繼ぎし度に來朝す、是れ先王の敎法なり、若し甸服の者にして日祭の供物を貢せざる者あれば、則ち天子は己が志意を修め自らの不德を責め、侯服の者にして月祭の供物を貢せざる者あれば、則ち天子は法令を修め正し、賓服の者にして四時祭の供物を貢せざる者あれば、天子は則ち禮法を修め正し、要服の者にして歳祭に供物を貢せざる者あれば、天子は則ち名分を修め正し、荒服の者にて來朝せざるものあれば、天子は則ち德を修めて之れを待ち、毫も之れを責めず、此の五つの法を秩序正しく修めて、猶貢し至らざるものあるときは則ち始めて刑誅の法を修めて之れを責伐す、是に於て日祭に供物を貢せざるものを刑し、月祭の供物を貢せざるものを伐ち、四時祭に供物を貢せざるものを征し、歳祭に供物を貢せざるものを譴責し、來朝せざるものを告諭することあり、是に於てか日祭に供物を貢せざるものに對して刑罰の罪科あり、月祭の供物を貢せざるものに對して攻伐の兵あり、四時祭に供物を貢せざるものに對して征討の準備あり、歳祭に供物を貢せざるものに對して威嚴を以て譴責するの法令あり、來朝せざる者に對して告諭の文辭あるなり、要荒二服の者に對し、法令をしき文辭を陳ねて之れを敎へ諭して未だ貢し至らざるものある時は、天子は則ち己の德を增し、修めて自然に其の化服するを待ち、民を率ゐて遠征し、之れをつから し苦しむることなし、先王の藩邦蠻夷に對する此の如し、是れを以て近き國のものは聽從せざることなく、遠き國のものは威服せざるものはなきなり、

〔邦內〕畿內なり、此にては畿內の諸侯を指す、〔甸服〕甸は王田なり、王田を耕し王に事ふる義務を以て服事するより甸服といふ、〔邦外〕畿內外方五百里の地なり、此にては畿內外の諸侯を指す、〔侯服〕侯は斥候なり、斥候して畿內を保護するの義務を以て服するより侯服といふ、一に候圻といふ、〔侯衞〕侯圻、甸圻、男圻、采圻、衞圻の略、侯衞二圻は始と終とにあるを

の王を指す、序は秩序正しく修め正すこと、〔纂〕繼なり、ツグと訓む、〔緒〕事なり、先王の事業を指す、〔訓典〕訓は敎、典は法なり、〔恪勤〕つゝしみつとむること、〔奕世〕累世なり、代々なり、〔載〕成なり、ナスと訓む、〔忝〕辱なり、ハヅカシムと訓む、〔前人〕先祖ノ王を指す、〔前之光明〕先祖の光明の德なり、〔保民〕保は養なり、ヤシナフと訓む、〔商王帝辛〕商は殷の本號なり、辛は紂王の名、紂王の暴惡は人之を知るを以て贅說せず、〔大惡於民〕大に民に暴惡をなすの意、〔戎〕兵なり、〔商牧〕商の郊內にある牧野なり、牧野の戰にて紂は滅びたり、〔勤恤〕いたはりあはれむこと、〔民隱〕隱は痛苦なり、

夫先王之制、邦內甸服、邦外侯服、侯衞賓服、蠻夷要服、戎翟荒服、甸服者祭、侯服者祀、賓服者享、要服者貢、荒服者王、日祭、月祀、時享、歲貢、終王、先王之訓也、有不祭則修意、有不祀則修言、有不享則修文、有不貢則修名、有不王則修德、序成而有不至、則修刑、於是乎有刑不祭、伐不祀、征不享、讓不貢、告不王、於是乎有刑罰之辟、有攻伐之兵、有征討之備、有威讓之令、有文告之辭、布令陳辭而又不至、則又增修德、無勤民於遠、是以近無不聽、遠無不服、

此の節は、先王の藩邦蠻夷に對する制を說く、

先王の藩邦蠻夷に對する制は、畿內の諸侯は甸服し、畿內外の諸侯は侯服し、侯衞の國は賓服し、蠻夷の國は要服し、戎翟の國は荒服す、甸服する者は天子日祭の供物を貢し、侯服の者は天子月祭の供物を貢し、賓

惇篤、奉以忠信、奕世載德、不忝前人、至於武王、昭前之光明、而加之以慈和、事神保民、莫不欣喜、商王帝辛大惡於民、庶民弗忍、欣戴武王、以致戎於商牧、是先王非務武也、勤恤民隱、而除其害也、

此の節は周の先祖の德を耀かし兵を示して虛喝せざりしことを例說す、

昔し、我周の先王は世々后稷の官にあり、以て虞夏二代の天子に從ひ事へしに、夏の衰ふるに及びて后稷の官をすてゝ復之れを務めざりしかば、我先王の不窋は其の官職を失ひて自ら戎翟の間に逃れ匿れたり、されど敢て其の業を怠らず、以て民を導きたり、其れより代々の王は、其の德を修め整へ、其の事業を繼ぎ修め、其の敎法を修め正し、朝夕つゝしみ勤め、きよくあつき心を以て守り、まことの心を以て之を奉行せり、かく代々德を修め成して先祖を辱しめざりき、武王に至りて前代の君の光明の德を益〻明にかゞやかし、其の上に慈愛和易の德を以て神に事へ民を養ひしかば、神も民も欣ばざるはなかりき、此の時商王帝辛は大に暴惡の政を以て民を苦しめしかば、庶民は之れに忍びず、武王の德を慕來し、之を欣び戴きて以て兵を商の牧野にいだし帝辛を滅せり、是れ我先生は好んで兵を務め弄ぶに非ず、民の痛苦をいたはりあはれみて其の害をなす者を除きたるのみ、我王の祖を德を耀かし兵を示し給はざること此の如し、

〔世后稷〕后稷は農事を司る官、周の祖棄舜帝に事へて后稷となり、子不窋亦之れをつぎ、夏の啓王に事ふ、故に世后稷といふ、〔虞夏〕虞は舜の國なり、〔及夏之衰〕夏后啓王の子大康が遊獵して民事を恤へず、惡臣羿の爲に逐はれて國を失ひしを指す、〔竄匿〕竄は匿なり、カクルと訓む、にげかくるゝと、〔戎翟之間〕戎翟は戎狄に同じ、不窋官を失ひて後封地たる邰に歸れり、邰は今は陝西省武功縣の南にあり、古は戎狄の地なり、故にいふ、〔時序其德〕時は不窋以後代々

公は周公旦の諡なり、周公の事は普く人の知る所なるを以て贅說せず、頌は詩の一體にて天子の功德を頌美し、神明に告ぐる樂歌なり、周文公之頌とは武王が殷を平げし時周公が作りし巡守告祭の樂歌にて、此に引用せる詩は詩經周頌時邁の篇にあり、〔載〕則なり、スナハチと訓む、〔干戈〕干はたて、戈はほこなり、〔弓囊〕矢をいるゝふくろなり、此にては其ふくろにつゝみいるゝこと、ツヽムと訓む、〔我〕武王を指す、

干（三禮圖）

戈（三禮圖）

〔懿德〕美德なり、〔肆〕陳なり、ツラヌと訓む、〔時夏〕時は是なり、コノと訓む、夏は大なる樂章をいふ、〔允〕信なり、マコトと訓む、〔王〕武王なり、〔保レ之〕此の夏歌にいへる美德を保つこと、〔茂〕勉なり、ツトメテと訓む、〔其德〕其は民を指す、其性、其財求、其器用の其の字皆同じ、〔其性〕性は生と通ず、生命なり、〔阜〕大なり、豐富なり、オホイニと訓む、〔財求〕求は賕と通ず、賕は財なり、故に財求二字にて財の義なり、〔器用〕器具なり、日用の器具をいふ、〔鄉〕方なり、方向なり、〔以レ文〕文は禮法なり、〔懷〕なつくこと、〔保レ世〕子孫世々能く其の國を傳へ保つこと、〔滋〕益なり、マスマスと訓む、

昔我先王世后稷、以服事虞夏、及夏之衰也、棄稷弗務、我先王不窋用失其官、而自竄於戎翟之間、不敢怠業、時序其德、纂修其緒、修其訓典、朝夕恪勤、守以

動、動則威、觀則玩、玩則無震、是故周文公之頌曰、載戢干戈、載櫜弓矢、我求懿德、肆于時夏、允王保之、先王之於民也、茂正其德而厚其性、阜其財求、而利其器用、明利害之郷、以文修之、使務利而避害、懷德而畏威、故能保世滋大、

此の節は、先王は德を以て民を化し、兵を以てせざりしことを説く、

先王は德をかゞやかして民に臨み、妄に兵を示して之を虛喝せず、夫れ兵は平時は之れを藏め、騷亂或は不逞の徒起る時ありて始めて之れを動かす、かくして之れを動かせば兵に正義の名あり、向ふ所風靡せざるなきを以て、則ち民畏るゝ所を知る、之れに反し妄に兵を示して虛喝するときは卽ち民狎れ侮る、狎れ侮るときは則ち懼るゝことなし、是の故に周文公の頌詩に曰く、「殷の紂王暴亂を極め民塗炭に苦しみしかば、我（武王）は之れを討ち滅し民を安樂の郷に入れたり、是れより後は復兵を用ふるの要なし、是に於て則ち干戈を庫にをさめ、弓矢を弓ぶくろにつつみて、用ひざることを民に示したり、我は今美德を求む、故に其の美しき功德を夏歌に陳ねて之れを歌へり、かくして我は此の美德を以て民に示すと、誠なりき、王は能く此美德を保有して耀したり」と、是れ先王が德を耀して兵を示し虛喝せざるの證なり、かく先王の民に於けるや、勉めて其の德を修めて正くし、其の生命を養ひて厚くし、其の貨財を保護して豊にし、其の器用を造りて利便にし、利害の方向を明示し、禮法を以て之れを修め整へ、民として善利を得んことをつとめて害惡を避け、德になつきて威を畏れしむ、故に能く民の心服を受け、子孫世々相傳へて君臨し、益〻盛大となりしなり、

〔觀ㇾ兵〕妄に兵を示して虛喝すること、〔戢〕藏なり、ヲサムと訓む、〔玩〕黷なり、ケガルと訓む、狎れ侮るの意なり、〔震〕懼なり、オソルと訓む、〔周文公之頌〕文

- 思王（三〇）
- 考王（三一）―威烈王（三二）―安王（三三）―烈王（三四）
  - 顯王（三五）―愼靚王（三六）―赧王（三七）
- 桓公（分立）―威公―惠公―（西周）武公―文公
  - （東周）惠公

さて此の物語には穆王、恭王、厲王、宣王、幽王、惠王、襄王、定王、簡王、靈王、景王、敬王十二代間のことを錄せり、之れを上中下に分ちしは卷帙の大なるが爲にして、別に意あるに非ず、上には穆王より襄王に至るまで、七王間の物語十四章あり、

穆王將征犬戎、

此の節は穆王犬戎を征せんとすることを記す、

穆王は將に犬戎を征伐せんとしたまへり、

〔穆王〕五代目の王にて諱を滿といふ、昭王（四代）の子なり、英邁にして遠征を好み、八駿馬に鞭ちて天下を周遊せしは名高き話なり、位に卽きてより五十五年にて崩ず、〔犬戎〕西方に蟠據せる蠻族にて、其の地今の陝西省延安府膚施縣の邊なり、

祭公謀父諫曰、不可、

此の節以下四節、祭公謀父の諫言にて、此の節は其の總括なり、

祭公謀父諫めて曰く、犬戎を征伐し給ふは宜しからず、左に其の由を申し述べん、

〔祭公謀父〕祭は畿內の國名、今の河南省開封府東北十五里にある祭伯城は其の故址なり、周公の後にて封ぜられて諸侯となり、世々王室の卿たり、公は諸侯を呼ぶ稱號なり、謀父は韋昭は字といひ、孔晁は名とふ（周書祭公解の註）も、何れが正しきか定かならず、

先王耀德不觀兵、夫兵戢而時

侯相攻伐して五霸の興起となり、周室はたゞ虛器を擁するに過ぎず、三十二代威烈王より以後は、卽ち戰國時代にて、亡雄のしのぎを削りし時なり、此間周室は雒邑に屛居し、大國の鼻息を窺ひて漸く少康を保てるのみ、赧王に至りて遂に秦に滅さる、武王の建國を去る實に八百六十七年なり、左に其の略系を示す、

帝嚳—棄(后稷)—不窋—鞠—公劉—慶節—皇僕—差弗—毀隃—公非—高圉—

—亞圉—公叔祖類—古公亶父—季歷—文王—武王[一]—成王[二]—康王[三]—昭王[四]—
　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　—周公旦
　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　—召公奭

—穆王[五]—共王[六]—懿王[七]—夷王[九]—厲王[一〇]—宣王[一一]—幽王[一二]—平王[一三]—太子洩—桓王[一四]—
　　　　　—孝王[八]

—莊王[一五]—僖王[一六]—惠王[一七]—襄王[一八]—頃王[一九]—匡王[二〇]
　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　—定王[二一]—簡王[二二]—靈王[二三]—景王[二四]—悼王[二五]
　　—敬王[二六]—

—元王[二七]—貞定王[二八]—哀王[二九]

り、ワヅカニと訓む、〔其故〕故は事因(ワケ)なり、

卷第一

周語上

周朝の物語なり、周は黃帝の苗裔なり、黃帝の子を玄嚻といふ、嚻蟜極を生む、極帝嚳を生む、帝嚳帝堯、契、棄を生む、帝堯は正統を受けて聖德よく天下を光被し、契は司徒の役となり、商に封ぜられて殷の祖となり、后稷の役となり、大に功あり、部に封ぜられて周の祖となる、棄の子不窋の時夏后氏政衰へしかば職を失ひて戎狄の地に奔れり、不窋の孫公劉、戎狄の間にありと雖、能く公稷の業を修めしかば、大に民の信賴を得たり、史家周道の興る此れより始まるといへり、子慶節に至り始めて豳に國せり、其より八世の孫古公亶父に至り、復后稷公劉の業を修め德を積み、義を行ひしかば、民の懷き從ふ所となれり、薰鬻の來襲するに及び、去りて岐周(今陝西省鳳陽府岐山縣)に來りて國し、始めて中國たる殷の文化に接し、漸く之れを取らんとする志を抱けり、孫文王に至りて漸く盛に、西伯となり、天下を三分して其二を有てり、文王の子武王に至り、遂に殷を滅して天下を一統し、此に周の國を建てたり、其れより成王康王二代は刑措きて用ひざるの世とて太平を極めしが、昭王に至りて衰へ、穆王英邁遠征を務め法律を修めしも、外夷を懷柔し國内を整ふるに至らず、是れより周室益〻衰ふ、十代厲王に至り無道にして暴虐を恣にせしかば怨怒を買ひ彘に流さる、よりて周公召公の二相政を行へり、號して共和の世と曰ふ、共和十四年王彘に崩ぜしかば、太子を立てゝ王となす、之れを宣王となす、宣王英武にして文武の政を修め國家を中興せしかば、復諸侯の歸服を得たり、されど子幽王亦無道にして褒姒を寵し暴虐を行ひ犬戎に殺さるゝに及びて復衰運に陷る、子平王に至りて戎狄の難をさけ、故都鎬京を去りて東雒に遷るに及びて威令少しも天下に行はれず、是れより後は所謂春秋の世にて、諸

られんことを欲するなり、
〔末學〕末熟なる學問、〔淺闇〕智識のあさくくらきこと、〔階〕あつめて比較ししなさだめするを、〔成訓〕出來上れる訓解、〔貿〕亂なり、ミダルと訓む、〔疏達〕通達に同じ、〔識機之士〕機は幾微なり幾微を洞察するの士をいふ、〔去就〕非を去り是に就くこと、〔袪過〕袪は去と通ず、サルと訓む、過は先儒註解の過なり、〔切〕竊と通ず、ヒソカニと訓む、〔增潤〕增したすこと、〔補綴〕補ひ綴ること、〔參〕參考すること、〔五經〕易・書・詩・禮・樂をいふ、〔檢〕檢考なり、しらべかんがふること、〔內傳〕左氏傳なり、〔世本〕黃帝以來春秋の時迄の帝王諸侯卿大夫の系謚名號等を記せるもの、今は亡佚せり、〔流〕血すぢなり、系譜をいふ、〔爾雅〕最古の字書にして現存せり、周公の作る所にして孔子、叔孫通等の諸儒の增益する所に係るといひ傳ふれども、其の信實なるや否やは斷定しがたきも、周代より漢代に至る三代間の諸儒の作たるは疑ふべからず、〔發正〕發明是正すること、〔三百七事〕四庫提要に、昭自序稱、凡所發正三百七事、今考注文之中昭自立義者、周語、凡服數一條、國子一條、虢文公一條、常棣一條、鄭武莊一條、仲任一條、叔妘一條、鄭伯南也一條、請隧一條、黷姓一條、楚子入陳一條、晉成公一條、共工一條、大錢一條、無射一條、魯語朝聘一條、刻桷一條、命祀一條、郊禘一條、祖文宗武一條、官寮一條、齊語凡二十一鄉一條、士鄉十五一條、良人一條、使海以有蔽一條、八百乘一條、反胙一條、大路龍旂一條、晉語凡伯氏一條、不懼不得一條、聚居異情一條、貞之無報一條、轅田一條、二十五宗一條、少典一條、十月一條、嬴氏一條、觀狀一條、三德一條、上軍一條、蒲城伯一條、三軍一條、錞于一條、呂錡佐上軍一條、新軍一條、韓無忌一條、女樂一條、張老一條、鄭語凡十數一條、億事一條、秦景襄一條、楚語聲子一條、懿戒一條、武丁作書一條、屛攝一條、吳語官師一條、錞于一條、自剄一條、王總百執事一條、兄弟之國一條、來告一條、向檐一條、越語乘車一條、宰一條、德虐一條、解骨一條、重祿一條、不過六十七事、合於所正譌字衍文錯簡、亦不足三百七事之數、其傳爲有誤、以六十爲三百與とあり、〔諸家紛錯〕諸家のごた〳〵と雜り煩はしき注解の義、〔有所見〕見は示なり、端の意は示して辨正する所ありの意、〔事情〕事實なり、〔裁〕纔な

所覺、今諸家竝行、是非相貿、雖聰明疏達識機之士知所去就、然淺聞初學猶或未能祛過、切不自料、復爲之解、因賈君之精實、採唐虞之信善、亦以所覺、增潤補綴、參之以五經、檢之以內傳、以世本考其流、以爾雅齊其訓、去非要、存事實、凡所發正三百七事、又諸家紛錯、載述爲煩、是以時有所見、庶幾頗近事情、裁有補益、猶恐人之多言未詳其故、欲世覽者必察之也、

此の節は己れ註解を作るの由を說く、

昭は未熟なる學問、淺くくらき知識寡聞の身を以て、數君の成就せる訓解をあつめて比較し、事實字義の是非を思ひ考へ、愚心頗る覺る所あり、今諸家の註解竝び行はれて是非相みだるるときは、聰明通達にして幾微を洞察するの士は、其の非を去り是に就く所を知ると雖、然れども淺聞初學の徒は猶或は先儒の過れる訓解を去りて是に就くこと能はず、最も憂ふべきことなり、是に於て竊に自ら料らず復之れが解を作り、賈君の精緻誠實なるに因り、唐虞二君の信に善き所を採り又己が覺る所を以て增補し、五經を參考して其の理義を闡明し、內傳を檢考して其の事實を正し、世本を以て其の系譜を考へ、爾雅を以て其の訓詁を齊へ、必要に非ざる所を去り事實のみを存せり、凡そ發明訂正する所三百七事あり、又諸家のごた〳〵とみだれまじはれる說は、一々之れを載述するは、極めて煩しきを以て、時に一端を示して辨正するに止めたり、嗚呼我此の註解はたゞ意義事實に近くして學者に補益する所あらんことを庶幾ふのみ、然れども猶世人の多言なる未だ其の事因を詳にせず、余を以て異說を立つるものとなさんことを恐る、かへすがへすも世の此の註解をみる人は、必ず我が微衷を察せ

三、著す所賈子新書あり、誼は春秋左氏傳に精通せるを以て、漢初に名あり、されば國語も亦精究せることは明なれども、其の綜述せしことは本傳に見えず、此の序に於て見るを始とす、〔史遷〕漢の司馬遷なり、遷字は子長、龍門の人なり、武帝に仕へて郎中より太史令となり、史記を編著し、正史の祖家と稱せらる、後中書令となりて卒す、年壽詳ならず、遷の史記をつくるに、春秋時代は左氏傳國語の文を傳述せり、故に綜述すといふ、〔綜述〕修飾して傳述すること、〔劉光祿〕光祿大夫劉向なり、向字は子政、宣帝元帝成帝に事へて官光祿大夫に至る、著す所古列女傳・新序・說苑・文集等あり、建平五年（皇紀六八五五）卒す、年七十二、向は成帝の時命を奉じて經史子集の書を校定せり、古書の誤脫すること少なくして今日に傳はれるは其の賜なり、〔漢成〕漢の成帝なり、〔考校〕異同を考究して校定すること、〔是正〕是は諟と通ず、理むること、〔疑繆〕疑はしき點と繆れる點と、〔章帝〕後漢の孝章皇帝なり、〔鄭大司農〕大司農鄭衆なり、衆字は仲師事へて給事中より大司農となる、著す所春秋難記條例、春秋刪、國語解あり、建初八年（皇紀七四三）卒す、〔細碎〕こまぐしきこと、〔侍中賈君〕侍中賈逵なり、逵字は景伯、扶風平陵の人、父に從ひて經義を承け、當代の通儒と稱せらる、仕へて侍中となる、著す所左氏傳解詁、國語解詁、尚書古文同異、四詩異同、周官解等あり、永元十三年（皇紀七六一）卒す、年七十二、〔敷而衍之〕敷演すること、〔憭〕瞭と通ず、明なること、〔建安黃武之間〕建安は後漢孝獻帝の時の年號、黃武は三國の吳王孫權の時の年號、〔侍御史會稽虞君〕虞翻のこと、翻字は仲翔、會稽餘姚の人なり、後漢の獻帝に事へ侍御史となり、後吳王孫權に事へて騎都尉となる、著す所老子、國語、論語の訓註あり、嘉禾二年（皇紀八九三）卒す、年七十、〔尚書僕射丹陽唐君〕唐固のこと、固は丹陽の人、吳王孫權に事へて議郞となり、黃武四年（皇紀八八五）尚書僕射となりて卒す、著す所國語、春秋公羊傳、春秋穀梁傳の註あり、〔洽聞〕博聞に同じ、〔采摭〕摭も亦采るなり、鉄すなり、〔理釋〕をさめとくこと、〔異同〕猶是非といふが如し、

昭以末學淺聞、階數君之成訓、思事義之是非、愚心頗有

大義略擧、爲已憭矣、然於文間時有遺忘、建安黃武之間、故侍御史會稽虞君、尙書僕射丹陽唐君、皆英才碩儒洽聞之士也、采摭所見、因賈爲主而損益之、觀其辭義、信多善者、然所理釋、猶有異同、

此の節は、國語の諸家の註解の互に異同長短あることを說く、

左丘明既に國語をつくりて世に傳ふ、秦の亂世に遭うて漸く焚棄の災を免れしと雖、かくれて、世にあらはれざりしが、漢代に至りて遺書を採訪するに及び、復世に出でゝ光輝を放つに至れり、賈誼司馬遷の二家之れを研め修飾して傳述する所あり、漢の成帝の世光祿大夫劉向始めて之を考校して疑謬の點を修め正せり、後漢の章帝の世に至り、大司農鄭衆始めて之れが訓註をつくりて疑はしき所を解註し、滯れる點を訓釋し明白にして觀るべきものあり、されどこまごましき所に至りては缺きて略する所あり、是に於て侍中の賈逵之れを敷演して補釋せり、其の發明する所は大義に於てはほゞ擧げて既に明了なり、然れども文義に於ては間ゝ時に遺忘する所あり、亦完全といふ可からず、次ぎて建安黃武年間に至りて、故の侍御史會稽の虞翻君と尙書僕射丹陽の唐固君とあり、二子は皆英才の大儒にして博聞の士なり、鄭賈二家の註の未だ至らざる所あるを慨し、所見を采錄し、賈逵の註を主となして之れを損益し、解註をつくれり、其の辭義を觀るに信に善きもの多し、然れども理釋する所猶是非あり、完全に近しと雖猶至れりといふ可からず、

〔幽〕かくれてあらはれぬこと、〔光〕あらはれて世にしらるゝこと、〔賈生〕漢の賈誼なり、誼は洛陽の人、年十八能く詩を誦し文をつゞるを以て郡中に聞ゆ、文帝召して博士となす、法政多く釐革する所あり、太中大夫に進みしが、諸元老の反感を買ひ長沙王の太傅に左遷せられ、次で梁王の太傅として卒す、年三十

發起幽微、章表善惡者、昭然甚明、實與經藝並陳、非特諸子之倫也、

此の節は、左丘明の國語は經典と竝び陳ぬべきものなることを說く、

左丘明既に春秋左氏傳を作る、されど其の賢明なる見識の高大深遠なる、且つ素思の未だ盡きざるあり、故に前世周の穆王より以來、下りて魯の悼公のこと晉の智伯の誅せらるゝまで二百幾十年間の、邦國の成敗や、君臣の嘉言善語や、陰陽律呂天時人事順逆の條理情勢を擇び錄して、以て國語を作れり、其の文春秋の經義を闡明するを主とせず、專ら史實を傳ふるにあり、故に號して外傳といふ、而して其の敍說する所、天地の理を網羅し、禍福の源を探り測り、幽微の道義を發き起し、善惡の行を表はしあきらかにして、勸懲の意を示すこと昭然として甚明白なり、故に其の書實に經典と竝び陳ぬべきものにして、特に諸子の類と同視すべきものに非ざるなり、〔穆王〕周語を見よ、〔魯悼〕魯の悼公なり、魯語を見よ、〔智伯之誅〕智伯は晉の卿なり、其の誅せらるゝことは晉語を見よ、〔天時〕天の運行によりてあらはるゝ時、四時晝夜寒暑等を指す、〔數〕條理なり情勢なり、〔外傳〕左氏傳を內傳といふに對するなり、解題に說く、〔包羅〕網羅に同じ、〔章表〕表しあきらかにすること、〔經藝〕藝も亦經なり、故に二字にて經典の義なり、〔諸子〕經典以外の諸家の書の總稱、〔倫〕類なり、

遭秦之亂、幽而復光、賈生、史遷頗綜述焉、及劉光祿於漢成世、始更考校、是正疑繆、至於章帝、鄭大司農爲之訓註、解疑釋滯、昭晣可觀、至於細碎、有所闕略、侍中賈君敷而衍之、其所發明、

皇二年にして、壽を享くる七十なり、昭の著述は昭の上表中にある洞紀三卷、官職訓一卷、釋名一卷と國語解二十一卷とあり、洞紀の補續一卷と吳史とは未定稿にて了れり、されど國語解の外は散佚して傳はざるは惜しみて餘あり、

昔孔子發憤舊史、垂法於素王、左丘明因聖言以攄意、託王義以流藻、其淵源深大、沈懿雅麗、可謂命世之才博物善作者也、

此の節は、左丘明が春秋左氏傳を作るの由を說く、昔孔子は亂世に生れて王道の衰廢を見發憤する所あり、舊史によりて春秋の書を著はし、素王を以て自ら居り、以て王法を後世に垂示せり、されど其の辭約にして旨微に、後世能く其の大義をさとるなし、是に於て弟子左丘明は其の傳を作り、聖人の言に因りて敷衍して其の意をのべ、王法の大義に託して其の文藻を發せり、聖人の言に因り王法の大義に託するを以て、其の說く所敍ぶる所淵源あり且つ深くして大なり、其の文辭沈痛にして美しく雅正にして麗はし、一世に秀でたる才子、博覽にして善く著作するものと謂ふべきなり、

〔素王〕素は空なり、位なくして空しく王たるを素王といふ、孔子は王者の德ありて位なし、故に素王といふ、〔攄〕舒なり、ノブと訓む、〔王義〕王法の大義なり、〔藻〕文辭なり、文章なり、〔沈懿〕懿は美なり、沈痛にして美しきこと、〔雅麗〕雅正にして麗しきこと、〔命世之才〕命は名なり、命世之才は世に名ある才、卽ち世に秀でたる才をいふ、〔博物〕博覽に同じ、

其明識高遠、雅思未盡、故復采錄前世穆王以來、下訖魯悼智伯之誅、邦國成敗、嘉言善語陰陽律呂天時人事逆順之數、以爲國語、其文不主於經、故號曰外傳、所以包羅天地、探測禍福、

罪咎を以て、捕へて獄に付せり、時に鳳皇二年（皇紀九三三）なり、

昭獄吏に因りて上書して曰く、

因昔見世間有古歷註、其所紀載、紀多虛無、在書籍者、亦復錯謬、因尋按傳記、考合異同、采撫耳目所及、以作洞紀、起自庖犧、至秦漢、凡爲三卷、當起黃武以來別作一卷、事尙未成、又見劉熙所作釋名、（此書現存す）、信多佳者、然物類衆多、難得詳究、故時有得失、而爵位之事、又有非是、愚以官爵、今之所急、不宜乖誤、因自忘至微、又作官職訓及辯釋名各一卷、欲表上之、新寫始畢、會以無狀、幽囚、待命、泯沒之日、恨不上聞、謹以先死列狀、

蓋し昭は己が暴君の手に殺さるゝを知りて此の書を上りたるものなり、而も君の非を言はず己の寃を訴へず、從容として死を待ち、己が著述を上りて益世の一端に資せんとするの精神は、毅然として當時の儒流を拔けり、

是の時嘗て昭と共に吳史撰修の任に當りし華覈は深く昭の才學あり剛直の爲に寃獄に繫がれしを惜しみ、連りに上疏して之れを救ふ、其の文に曰く、

臣慺慺見昭、自少勤學、雖老不倦、探綜墳典、溫故知新、及意所經識、古今行事、外史之之中、少過昭者、昔李陵爲漢將軍、敗降匈奴、司馬遷不加疾惡、爲陵遊說、漢武帝以遷有良史之才、欲使畢成所撰、忍不加誅、書卒成立、垂之無窮、今昭在吳、亦漢之史遷也、伏見前後符瑞彰著、神指天應、繼出累見、一統之期、庶不復久、事平之後、當觀時設制、漢氏承秦、則有叔孫通、定一代之儀、昭之才學、亦漢通之次也、又吳書雖已有頭角、敍贊未述、昔班固作漢書、文辭典雅、後劉珍劉毅等作漢記、遠不及固、敍傳尤劣、今吳書當垂千載、編次諸史、後之才士、論次善惡、非得良才如昭者、實不可使、闕不朽之書、昭年已七十、餘數無幾、乞赦一等之罪、爲終身徒、使成書業、永足傳示、垂之百世、謹通進表、

と、叩頭百下して請ひしが帝聽かず、遂に昭を獄中に殺せり、昭殺さるゝの年は卽ち捕へられたる鳳

也、夫一木之枰、孰與方國之封、枯棊三百孰與萬人之將、袞龍之服金石之樂足以兼棋局而貿博奕矣、假令世士移博奕之力、用之於詩書、是有顏閔之志也、用之於智計、是有良平之思也、用之資貨、是有猗頓富也、用之於射御、是有將帥之備也、如此則功名立而鄙賤遠矣、

と、是によりて黃門侍郎に擢でられたり、

孫權薨じて孫亮位に卽くや、諸葛恪政を輔く、昭を表して太史令となし華覈、薛瑩等と共に吳書（吳國の歲史）を撰ばしむ、

孫亮薨じて孫休位に卽くや、累遷して中書郎博士祭酒となる、休昭に命じて衆書を校定せしめ、又延きて侍講となさんと欲す、而るに左將軍張布といふものあり、近侍して寵幸せらるれども事行修まらず、昭が侍講となるときは、古今の事例を引きて帝を警戒し、己が地位を危うせんことを恐れ、固く爭うてきかず、帝深く布の僭越を憤れども之れを抑ふること能はず、其の事遂にやみき、

孫休薨じ孫皓位に就く、昭が功あるを以て高陵亭侯に封じ、中書僕射となす、尋で侍中と爲り常に左國史（官名）の事を領せり、時に臣民指を承けしばしば瑞應を言ふ、帝以て昭に問ふ、昭答へて曰く、此れは人家筐篋中の物のみ、何ぞ珍重するに足らんやと、帝又父和（孫權の子にて、昭をして博奕論を造らしめし太子なり、故ありて廢せられ位に卽かず）の爲に本紀（天子の一代紀を本紀といふ）を作らんと欲す、昭執りて以て不可となし、曰く、和は帝位に登らざれば本紀といふべからず、宜しく名づけて傳と爲すべしと、是の如く帝意に忤ふこと一再ならざりしかば、漸く帝の責怒を買ふに至れり、是に於て昭は官を辭して專心撰史（吳國の史を撰ぶこと）に從はんことを請ひしも許されず、時に帝亂心甚しく、酒後に於ては侍臣をして公卿を難折して以て嘲弄侵克し私短を摘發せしめて以て歡となす、臣下若し愆過あり或は誤りて帝諱を犯さば輙ち收縛して之れを誅戮す昭諫めんと欲すれども聽かれざるのみならず、却て己が身を危うするを懼れ、たゞ經義を難問して言論するのみ、亦他事を言はず、帝みて益〻快からず、遂に詔命を用ひず、官職を務めず、忠義に於て缺くる所ありとの

令に除せられ、還りて尙書郎と爲り太子中庶子に遷れり、時に蔡穎といふものあり、亦仕へて東宮に在り、性博奕を好めり、太子以爲らく益なしと、昭に命じて其の非を論せしむ、昭乃ち博奕論を作りて上る、其の文に曰く、

蓋聞、君子恥ニ當年而功不一レ立、疾ニ沒レ世而名不一レ稱、故曰、學如レ不レ及、猶恐レ失レ之、是以、古之志士悼ニ年齒之流邁一、而懼ニ名稱之不一レ建也、勉精勵操、晨興夜寢、不レ遑ニ寧息一、經レ之以ニ歲月一、累レ之以ニ日力一、若ニ甯越之勤董生之篤一、漸ニ漬德義之淵一、棲ニ道藝之域一、且以ニ西伯之聖、姬公之才一、猶有ニ日昃待レ旦之勞一、故能隆ニ興周道一、垂ニ名億載一、況在ニ臣庶一而可ニ以已一乎、歷ニ觀古今功名之士一、皆有ニ積累殊異之迹一、勞レ神苦レ體、契闊勤思、平居不レ惰ニ其業一、窮困不レ易ニ其素一、是以卜式立ニ志於耕牧一、而黃霸受ニ道於囹圄一、終有ニ榮顯之福一、以成ニ不朽之名一、故山甫勤ニ於夙夜一、而吳漢不レ離ニ公門一、豈有ニ遊惰一哉、今世之人、多不レ務ニ經術一、好ニ翫博奕一、廢レ事棄レ業、忘ニ寢與一レ食、窮レ日盡レ明、繼以ニ脂燭一、當ニ其臨一レ局交爭、雌雄未レ決、專レ精銳レ意、神迷體倦、人事曠而不レ修、賓旅闕而不レ接、雖レ有ニ太牢之饌、韶夏之樂一、不レ暇レ存也、至下或賭及ニ衣物一、徙レ棊易上レ行、廉恥之意弛、而忿戾之色發、然其所レ志、不レ出ニ一大枰之上一、所レ務不レ過ニ方罫之間一、勝レ敵無ニ封爵之賞一、獲レ地無ニ兼土之實一、伎非ニ六藝一、用非ニ經國一、立身者不レ階ニ其術一、徵選者不レ由ニ其道一、求ニ之於戰陣一、則非ニ孫吳之倫一也、考ニ之道藝一、則非ニ孔子氏之門一也、以ニ變詐一爲レ務、則非ニ忠信之事一也、以ニ劫殺一爲レ名、則非ニ仁者之意一也、而空妨レ日廢レ業、終無ニ補益一、是何異下設ニ木而擊一レ之、置ニ石而投上レ之哉、且君子之居レ室也、勤レ身以致レ養、其在レ朝也、竭レ命以納レ忠、臨レ事且猶旰食、而何暇博奕之足レ耽、夫然、故孝友之行立、貞純之名彰也、方今大吳受レ命、海內未レ平、聖朝乾乾、務在レ得レ人、勇略之士、則受ニ熊虎之任一、儒雅之徒、則處ニ龍鳳之署一、百行兼包、文武並鶩、博ニ選良才一、旌ニ簡髦俊一、設ニ程試之科一、垂ニ金爵之賞一、誠千載之嘉會、百世之良遇也、當世之士、宜下勉ニ思至道一、愛レ功惜レ力、以佐ニ明時一、使ニ名書ニ史籍一、勳在中盟府上、乃君子之上務、當今之先急

同補義一卷　同　兪樾撰
同駁一卷　同　胡元玉撰

(5) 職官書類

春秋職官考略三卷　清　程廷祚撰
左傳列國職官一卷　同　沈淑撰

(6) 地理書類

春秋地名辨異三卷　清　程廷祚撰
春秋地名考略十四卷　同　徐善代高士奇撰
春秋地理考實四卷　同　江永撰
春秋左傳地名補註十二卷　同　沈欽韓撰
春秋左傳分國土地名二卷　同　沈淑撰
歷代地理指掌圖一卷（周及春秋列國の部）　蜀　稅安禮撰（通行蘇軾撰と稱するは誤）
歷代地理沿革圖一卷（同上）　清　馬徵麟撰
春秋列國圖一卷　同　楊守敬撰
支那疆域沿革圖一卷（周及春秋諸國の部）　日本　重野安繹　河田羆撰

(7) 名物書類

左傳器物宮室一卷　清　沈淑撰
左傳名物考十卷　日本　稻生宣義撰

國語解敍

韋昭の國語に於ける、杜預の左氏傳に於けるが如し、杜預ありて左氏傳傳はり、昭ありて國語傳はる、此の解敍は、國語の作者傳來より其註解をつくりし顚末を敍述したるものにて、杜預の左氏傳集解序の左氏傳を讀むものの必ず見ざる可からざるが如く、國語を讀むものゝ必ず見ざるべからざる文字なり、因りて左に其の全文を掲げて之れを解釋す、

韋昭（吳志に昭を曜に改め作れるは、晉の明帝の諱を避けたるなり）字は弘嗣、三國の吳の人にて、吳郡雲陽の產なり、少くして學を好み能く文をつゞれり、吳主孫權に仕て、丞相の掾より西安の

春秋左國公穀分國紀事本末二十四卷　清　李國華撰
春秋大事表五十卷輿圖一卷附錄一卷　同　顧棟高撰
春秋分國左傳十卷　同　凌璿玉撰
左傳記事本末五十三卷　同　高士奇撰
分國左傳條貫十八卷　同　清曹基撰
春秋世族譜二卷　同　陳厚耀撰
同拾遺一卷　同　成容鏡撰
繹史百六十卷（周初春秋時代の部）　同　馬驌撰
尙書百七卷（同上）　同　李鍇撰

(2) 論說書類

春秋左氏傳說二十卷　宋　呂祖謙撰
東萊左氏博義二十五卷　同　同上
春秋諸國統紀六卷　元　齊履謙撰
春秋別國論二十四卷　明　張溥撰
左傳事緯十二卷　清　馬驌撰

(3) 曆時書類

春秋長歷一卷　晉　杜預撰
補春秋長歷十卷　清　陳厚耀撰
春秋朔閏異同二卷　同　羅士琳撰
春秋經傳朔閏表二卷　同　姚文田撰
春秋經傳朔閏表發覆四卷　同　施彥士撰
春秋杜曆考一卷述曆一卷　日本　澁川春海撰

(4) 姓名書類

春秋名號歸一圖二卷　蜀　馮繼先撰
春秋傳異名考一卷　明　閔光德撰
左傳人名辨異三卷　清　程廷祚撰
左傳姓名同異考四卷　同　高士奇撰
春秋國都爵姓考一卷（又地理の參考書となすべし）　同　陳鵬撰
同補一卷（同上）　同　曾釗撰
春秋左傳釋人十二卷世系年表一卷附錄一卷　同　范照藜撰
春秋名字解詁二卷　同　王引之撰

否を詳にせず、

讀國語四冊　日本　藍澤　祇撰

藍澤祇は越後刈羽郡南城村の儒者にて折衷學者なり、萬延元年（皇紀二五二〇）卒す、年六十九、此の書は寫本にて傳はる、吾國舊刻本明道本黄丕烈の札記秦冢田二家の注本を參考して、本文を校正し、諸家の註を辨正したるものにて、多く章句の上につきて論せり、諸家の註は韋昭の外、穆文熙、黄丕烈、冢田虎、秦鼎の說をとり、自說は按語を加へてとけり、

標注國語定本二十一卷　日本　高木熊三郎撰

高木能三郎は大阪の人、傳を缺く、此の書は秦鼎の定本に中井履軒の說を增し、更に上欄に龜井昱の說と自見とを標註したるものなり、明治十七年刊行す、

第十三章　國語の參考書類

春秋及春秋左氏傳の註解書類と春秋時代の事を記せる史書とは、皆國語の參考とすべきものなるを以て、左に分類して其書名卷數作者を揭ぐ、

(1) 事蹟書類

書名	時代	作者
春秋左氏傳三十卷	周	左丘明撰
竹書紀年一卷（周初春秋時代の部）		作者不詳
史記百三十卷（周初春秋時代の部分）	漢	司馬遷撰
越絕書十五卷（吳語越語の參考）	後漢	袁康撰
吳越春秋十卷（同上）	同	趙煜撰
春秋年表一卷	宋	無名氏撰
春秋王霸列國世紀編三卷	同	李琪撰
春秋左氏傳事類始末五卷	同	章冲撰
古史六十卷（周初春秋時代の部分）	同	蘇轍撰
古今紀要十九卷（同上）	同	黄震撰
左記十二卷	明	章大吉撰
春秋左傳年表一卷	同	王震撰
春秋左傳世次圖一卷	同	馮仲先、張我城撰
左傳屬事二十卷	同	傅遜撰
春秋事實全考十六卷	同	姜寶撰
春秋國語公穀合編十四卷	同	徐質森撰
春秋別典十五卷	同	薛虞畿撰

國語攷證補遺　日本　葛西　質撰

葛西質は江戸の學者にて文政六年（皇紀二四八三）六十歳にて歿す、此の書は未だ見ず、

國語定本二十一卷　日本　秦　鼎　撰

秦鼎は名古屋藩明倫堂教授にて名高し、天保二年（皇紀一四九一）七十一歳にて卒す、此の書は數種の刊本をとりて校合し、是に就き非を去りて信據すべき定本を作りたるものなり、其の根本として據る所の書は之れを明言せざるを知るに由なきも、天聖明堂本なるが如し、本文に韋昭註、宋庠補音を註し、上欄に諸家の說と自說とを標註し、併せて文字の異同を校勘せり、邦人の註にては關氏の略說をとるもの多し、意見も確にて略說につぐ善本なり、故に此の書出でてより千葉氏の標註殆ど行はれざりき、文化六年（皇紀二四六九）刊行す、其の後數回の刊行あり、其の世に弘布せること此の如し、

韋註國語增註二十一卷　日本　塚田　虎撰

塚田虎は名古屋藩明倫堂の教授より督學となりたる學者なり、歿年は天保三年（皇紀二四九二）にて、年は八十八なり、此の書は舊刻本の外天道本を參考して註したるものにて、文字の異同を校正し諸家の註を是正せり、自說も亦あり、秦鼎の定本につぐ、善本なり、刊本ありて行はる、

國語考（卷數不詳）　日本　蒲坂　圓撰

蒲坂圓は幕府の胥吏にて篤學の士なり、天保五年（皇紀二四九四）卒す、年六十、此の書は未見なり、今その存否を知らず、

國語考二十一卷　日本　龜井　昱撰

龜井昱は筑前福岡の碩學にて名高し、天保七年（皇紀二四九六）卒す、年六十四、此の書は秦鼎の國語定本によりて考註をつくりたるものなり、每語本文句を摘出して所見を錄し、又韋昭の註と秦鼎の註及其の句讀訓點との誤を訂駁せり、識見卓異、關氏の略說と邦人國語の雙璧と稱すべし、寫本にて傳はる、

國語解（卷數不詳）　日本　東條　弘撰

東條弘は江戸の末季の有名なる學者なり、安政四年（皇紀二五一七）八十歳にて歿す、此の書は未見なり、

標註國語（卷數不詳）　日本　帆足萬里撰

帆足萬里は日出藩の碩學にして嘉永五年（皇紀二五一二）七十五歳にて卒す、此の書未だ見ず、從つて存

春臺の說及己の見を以て韋註を補正し、新見を錄し、又左傳史記等を引きて本文の事實を考證訂正せり、寶曆十三年刊本あり、

國語韋註補正二卷　日本　河野子龍撰

河野子龍は岡伯駒の子にて蓮池侯に仕ふ、安永八年（皇紀二四三九）卒す、年三十七、此の書は未見なり、存否を知らず、

左國占例考（卷數不明）　日本　片岡基成撰

片岡基成は京都の人、易學を以て聞ゆ、天明中六十餘歲にて卒す、此の書は左傳國語の占卜の事例を考證せるものならんも、未見なり、今存否を知らず、

標註國語卷二十一卷　日本　千葉玄之撰

千葉玄之は秋山玉山門人にて古河侯に仕ふ、寬政四年（皇紀二四五二）卒す、六十六、此の書は明の穆文熙編纂、劉懷恕、沈權二氏校正、石星校閱の刊本により本文註の上欄を二段に分ち、下段は穆文熙の編纂せる評語を錄す、上段は自己の標註にて校勘解義を錄せり、天明六年刊行す、秦鼎の國語定本の出づる前には此の書廣く行はれたり、

國語律呂解一卷　日本　橘春暉撰

橘春暉は伊勢の人、傳を缺く、此の書は周語下の景王無射を鑄るときの單穆公の諫言、伶州鳩の問對二章を摘出して解したるものなり、二章の說く所は音律の論なり、故に律呂解と題す、其の體例本文をあげて韋昭註の取るべきものは全載し、間古人の說及自說を以て之れを補疏し、取るべからざるものは自說を註せり、見るべきの書なり、寬政七年の刊本あり、

國語略說四卷　日本　關修齡撰

關修齡は林家の學頭にて名あり、享和元年（皇紀二四六一）卒す、年七十餘、此の書は每國章に分ちて本文句を摘して解說し、韋註の是ならざるものを訂正し、每章の終に考註の欄を設けて韋昭註を補疏し、音補の欄を設して宋庠補音の遺を補ひ、正異の欄を設けて校勘せり、意見斷乎として見るべきものあり、邦人國語解中の錚錚たるものなり、天保二年の刊本あり、

國語考　日本　戶崎允明撰

戶崎允明は守山藩の文學にて徂徠派中に傑出せる人なり、文化三年（皇紀二四六六）七十八歲にて歿す、此の書未だ見ず、

傳はれり、汪遠孫は內閣中書に官す、道光十六年(皇紀二四九六)卒す、年四十三、亦當代の篤學なり、

國語發正は韋昭註の疑はしきを發き、正しきに似て非なるものを正すといふ意味にて名づく、毎卷本文句を摘錄して下に韋昭の註を錄し、行を改めて校勘し考證し解說せり、斷案明晰極めて善本たり、董氏の正義と共に必不レ可レ不レ見のものたり、

國語考異は毎語天聖明道本を本として、本文の文字及文句と韋昭の註とを摘出し宋庠の補音と嘉靖本(韋昭の註の條を見よ)と、明代の許・宗・魯・金・李諸氏の刻本と、史記漢書等の引用せる國語の文とを取りて異同を校勘したるものにて、間〻案語を加ふ、國語校勘書中最も完備の良本なり、

三君註輯存は賈逵・虞翻・唐固の國語註を韋昭の註及文選・史記・漢書・後漢書の註・左傳・尙書等の正義・一切經音義・華嚴經音義・北堂書鈔・太平御覽等に引用せるものゝ中より抄輯せるものにて、毎語本文句を摘出して註をあげ、輯下に其の出處を註せり、馬國翰が抄輯して玉函山房輯軼書の中に收めたる三君の註と併せ見るべし、

春秋外傳國語平議二卷　清　俞樾撰

俞樾は清末第一の學者なり、官は翰林院編修に至る、光緒三十二年(皇紀二五六五)卒す、年八十六、此の書は本文句を摘出して、韋昭註をあげ、次に按語を加へて考證補正せり、又本文句に韋註のなきものは直に己が見をのぶ、凡て百三十餘條あり、汪氏の發正に亞ぎて見るべき書なり、改めて羣經平議の中にあり、

國語補韋　清　黃模撰

國語韋昭註疏　清　龔麗正撰

此の二書は卷數不明なり、張之洞の書目にあげて未レ見二傳本一といへり、想ふに未だ刊行せられざるものなるべし、

國語校草(卷數不詳)　日本　荻生道濟撰

荻生道濟は徂徠の義子なり、柳澤侯に仕ふ、安永五年(皇紀二四三六)卒す、年七十四、此書は未見なり、存否を知らず、

國語解刪補二卷　日本　渡邊操撰

渡邊操は太宰春臺の門人なり、此の書は我邦の舊刊本(羅山點の刊本なるべし)により本文句を摘出し、明の盧之頤の校刻本を以て異同を校勘し、又其の師

が天聖明道本を覆刻する時併せて刊行せり、

國語補校一卷　清　劉台拱選

劉台拱は經學者として名あり、丹陽の訓導たり、嘉慶十年（皇紀二四六五）卒す、享年五十五、此の書は各國に分たず、本文の句を引きて校勘し、且つ考證解說せり、凡て四十五條あり、續皇淸經解中に收錄す、

國語補註一卷　清　姚鼐撰

姚鼐は桐城派に傑出せる學者にして、官は禮部郎中に至る、嘉慶二十年（皇紀二四七五）卒す、年八十五、此の書は周語一條・魯語四條・齊語十二條・晉語五條・吳語一條合せて十三條あり、本文の句を引きて解說し間〻校勘せり、考證は粗なれども斷あり、收めて惜抱軒十種及南菁書院叢書の中にあり、

國語韋昭注疏十六卷　清　洪亮吉撰

洪亮吉は乾隆嘉慶の碩學者にて孫星衍と名を齊しくす、嘉慶十四年（皇紀二四六九）卒す、年六十四、此の書は未だ見ず、

國語正義二十一卷　清　董增齡撰

董增齡は王引之と同時の隱れたる碩學なり、此の書は前に自序及王引之の小序あり、毎卷本文の下に「解」と稱して韋昭の註をあげ、解の下に「疏」と稱して細解せり、疏は(1)尙書正義・文選註等に引用せる韋昭の說にて現本韋註に脫佚せるものは必ず錄し、(2)鄭衆・賈逵・虞翻・唐固の註にて韋昭の註に引用せざるものと王肅、孔晁の國語註解との中にて昭の解を補ふべきものは之れを古註疏より抄出して錄し、(3)後漢の許愼・鄭玄等、昭と反對の學派の人の說も其の可なるものは錄して參酌し、(4)史記漢書後漢書に國語の文を引用せる條下に註せる應劭・如淳・晉灼・徐廣・蘇林・顏師古・司馬貞・張守節・章懷太子等漢唐間の諸學者の註も、昭の註と符合すると異なるとを問はず、全錄して參考に供し、(5)地名、山川名は古地理志を參酌して現代の何れの地に當るかを註し、(6)間接語を加へて可否を斷せり、援據該備、國語を研究するもの〻必見ざるべからざる善本なり、光緒六年（皇紀二五四〇）刊行す、

國語發正二十一卷　清　汪遠孫撰

國語考異四卷　同　上

三君注輯存四卷　同　上

此の三種は國語校註本三種と名づけて合刻して世に

服體　法衣　刑獄　服飾　珍寶　役使　澤物　器用　寵嬖　背叛　患難　傲戾　襍

刊本ありて行はる、

國語鈔二卷　清　高梅亭撰

高嵣字は梅亭和陽の人乾隆年間に生榮せり。

此の書は國語の文六十七篇を撰び、每篇註あり、旁評あり、上欄に文評あり、篇末に必ず自評又は諸家（俞桐川等十數家）の評を載す、多くの國語文鈔の中にありては第一位にあるものなり、刊本あり、

國語讀本一卷　清　鮑薔撰

鮑薔は傳未だ考へず、

此の書は國語の文五十六篇を撰びたるものにて、每篇旁評あり、上欄に文評及註をあげ、每篇の終に自評又は諸家（鍾伯敬以下數家）の評をあぐ、卷首に自序あり、刊本あり、

左國穎八卷　清　高士奇撰

高士奇は清初の名士にして、官は禮部侍郎に至る、康熙四十三年（皇紀二三六四）卒す、年六十、此の書は未だ見ず、

明道本國語札記一卷　清　黃丕烈撰

黃丕烈字は紹武、一字は紹甫、又の字は蕘圃、又蕘夫と曰ひ、又蕘翁と曰ひ、又老蕘と曰ふ、復翁と號す、復初氏、宋廛一翁、求古居士、讀未見齋主人、聽擬軒主人、秋清逸士、廿止醒人、見獨學人、陶陶軒主、復見心翁、學山海居主人、抱主老人、長梧子、知非子、半恕道人、民山山民、員嶠山人、佞宋主人等其別號なり、江蘇長洲の人、清朝中葉以後に於ける校勘學の一家なり、道光五年（皇紀二四八五）卒す、年六十三、

此の書は丕烈が天聖明道本（韋昭註の條を參酌せよ）を校刊する時、宋庠の國語補音と、重刻宋公序（庠の字）本（宋公序の補音を附したる韋昭註の明代刊本、丕烈は之れを別本と稱せり）とをとりて、異同を校勘し、又當時の碩儒たる段玉裁の校語と、惠棟の校勘とをとりて併錄せるものなり、其の體列は卷に分ちて本文及び韋昭註の文字又は文句を摘出して校勘分註し、多く按語を加へて可否を斷ぜり、極めて眞摯の著にして天聖明道本を讀むものゝ必須の參考書たり、

此の書は單行せず、丕烈校刊の天聖明道本の末に附刊す、我國にては文化元年（皇紀二四六四）葛西因是

穆文熙は嘉靖四十一年（皇紀二二二二）の進士にて官吏部副使に至る、此の書は未だ見ず、

春秋外傳國語地名錄一卷　明　劉城撰

春秋外傳國語人名錄一卷　同　上

劉城は明末の人なり、傳を缺く、此の書は未だ見ず、

國語奇鈔八卷　明　陳仁錫撰

陳仁錫字は明卿、右中允に官し、經筵に直たり、崇禎三年（皇紀二二九〇）卒す、此の書は國語の名篇百六十篇を鈔出し、字義を注し、上欄に文を評し、每篇の終に自己及諸家（柳子厚以下數十家）の評を錄せり、卷首に自序あり、刊本あり、

國語鈔評十二卷　明　葉明元撰

葉明元字は可鳴、萬曆の頃の人なり、此の書は國語の名篇百四十二篇を撰錄し、字義を註し、上欄に評す、卷首に自序、鄭道興の序、末に孫希夔の跋あり、刊本あり、

左國秇型八卷　明　湯賓尹　林世選　共撰

湯賓尹は霍林と號し、林世選は玄冥と號す、共に明末の士なり、此の書は左傳國語の文を撰鈔したるものにて各々四卷なり、國語秇型は百三十七篇を撰び、字義を註し、上欄又は每篇の終に自評又は諸家（眞西山以下數十家）の評とかゝぐ、卷首に陶望齡の序あり、刊本あり、

左國腴四卷　明　王納諫撰

王納諫字は聖俞、萬曆中の人なり、此の書は左國二書の名篇を鈔出したるものにて、各二卷なり、國語は三十九篇を撰び、每篇旁評あり、上欄に文評あり、篇の終に自評あり、卷首に自序、李瑛の題詞、章萬柱の小引あり、刊本あり、

左國腴詞八卷　明　凌稚隆撰

凌稚隆字は以棟、萬曆中の人なり、此の書は左傳五卷國語三卷なり、左傳は四十類國語は四十三類に分ち、每數故事熟語等をあげて、其の出處を註したるものにて、進士受驗用の俗本なり、四十三類の目は左の如し、

象緯　歲時　災祥　邑里　山川　臣道　人倫　祭禱　兵戎　愛民　言語　飮食　宮室　音樂　建儲　治道　福德　鑑戒　德行　自修　謀慮　風俗　求賢　交隣　官制　職守　財用　禮儀　功賞　宴樂

此の書は祖謙の撰と題すれども實は其の門人の撰ぶ所なり、宋史藝文志、陳振孫書錄開題・馬端臨文獻通考皆著錄せり、書錄開題に體例をのべて曰く

左傳類編(呂祖謙の撰)と略〻同じ、但綱領を載せず、止〻十六門あり、又傳と國語とを分ちて二と爲す

此の書の如何なるものなるかを推知すべし、經義考に擧げて「未見」と註せり、今存亡を知らず、

標註國語類編(卷數不明)　宋　張九成撰

張九成は高宗の時の人にて官侍講・權刑部侍郎に至る、紹興二十九年卒す、年六十八、此の書は續文獻通考に著錄せり、經義攷に擧げて亡佚存せずといへり、されど其の國語の文を類別して標註を加へたるものなることは、題名にて推知し得べし、

非國語辨一篇　宋　戴仔撰

戴仔は宋末の學者なり、經義考に此の書を擧げて現存することをいへり、されど未だ見ず、想ふに江端禮、劉章の著と同一のものなるべし、

續國語(卷數不詳)　宋　王柏撰

王柏は宋末にて名高き經學者なり仕へず、咸淳十年(皇紀一九三四)卒す、年七十八、此の書は宋史本傳にも擧げ、續文獻通考にも著錄すれども、今は亡佚す、

國語音略一卷　宋　失名氏撰

此の書は鄭樵の通志に著錄せり、經義考に擧げて亡佚傳はらずといへり、

非非國語(卷數不詳)　元　虞槃撰

虞槃は有名なる詩人虞集の弟なり、官嘉魚縣の尹に至る、此の書は經義考に擧げて亡佚傳はらずといへり、元史本傳に此の書を作れる所以を說きて曰く、

幼時柳子厚の非國語を讀みて以爲らく、國語は誠に非とすべし、而して柳子の說も亦非なりと、非非國語を著せり、時人其の有識を歎ず、

と、以て此の書の如何なるものなるかを推知し得べし、

釋國語一卷　明　張邦奇撰

張邦奇は南京兵部・吏部・禮部尙書たり、弘治十三年(皇紀二一六〇)卒す、此の書は未だ見ず、

非非國語一卷　明　曾子乾撰

曾子乾は傳を缺く、此の書は經義考に佚とあり、想ふに柳子厚の非國語を反駁したるものなるべし、

國檄一卷　明　穆文熙撰

元祐三年（皇紀一七四八）卒す、年六十七、此の書は宋史藝文志に著錄せるも今は亡佚せり、內傳國語といへば左傳國語のことなれども、其の註解書なるか論議の書なるかは得て知る能はず、

辨國語三卷　　宋　林槩撰

林槩は仁宗神宗頃の人にて、官は太常博士に至る、宋史本傳に辨國語四十篇を著すとあり、宋史藝文志に著錄せり、されど今は亡佚して傳はらざるも想ふに柳宗元の非國語を辨正せるものなるべし、

非非國語（卷數不詳）　宋　江端禮撰

江端禮は哲宗徽宗頃の人にて、宋元學案に春秋に深しとあり、此の書は柳宗元の非國語を駁したるものなり、王應麟の困學紀聞に曰く、

江端禮嘗て柳子厚非國語を作れるを病み、乃ち非非國語を作る、東坡之れを見て曰く、久しく此の書を爲るに意あり、謂はざりき君の之れに先きんぜんとは、

と、當時にありて此の書の推重されたるを知るに足る、淸朱竹坨の經義攷に擧げて亡佚して傳はらずと稱せり、

非非國語（卷數不詳）　宋　劉章撰

劉章は高宗孝宗の時の人なり、官禮部侍郞資政殿學士に至る、此の書も亦江端禮の著と同一のものなり、經義攷に擧げて亡佚傳はらずとし、黃瑜の言を引きて此の書を作れる意を明にせり、其の言に曰く

黃瑜曰く、劉章文名あり、王充の刺孟を作り、柳子厚の官にありて國語を非とするを病み、乃ち刺刺孟・非非國語を作る、

左傳國語要略十卷考異三卷　宋　沈虛中撰

沈虛中は廣德の人年代明ならず、官吏部尙書に至る、此の書は明の王圻續文獻通考及經義考に著錄すれども、今は亡佚す、從つて其の體裁を知ること能はず、

是國語七卷　宋　葉眞撰

葉眞は黃勉齋（朱子門人、皇紀一八一二―一八八一）の門人なり、此の書宋史藝文志に著錄すれども、今は亡佚せり、題名より想像するに江端禮、劉章の著と同一のものなるべし、

左傳國語類編二卷　宋　呂祖謙撰

呂祖謙は朱子と友人にて官は直祕閣著作郞國史院編修に至る、淳熙八年（皇紀一八四一）卒す、年四十五、

語序）

其の論一に理を以て斷じ、當時の風潮史實を問はざるもの〻如し、蘇東坡が評して、

非國語は鄙意之れを然りとせず、子厚の學は大率禮樂を以て虛器と爲し、天人を以て相知らずと爲す、（東坡文集報ニ江季恭一書）

といへるは當れり、是れを以て後世之れを非とするもの多し、此の書は收めて柳河東集の中にあり、

國語補音三卷　　宋　宋庠撰

宋庠は仁宗の時の人にて官は司空に至る、治平三年（皇紀一七二六）卒す、年七十、此の書は唐の無名氏の國語音を補葺したるものなることは庠の自序に詳なり、曰く、

按ずるに先儒未だ國語の音を爲す者あらず、蓋し外內傳文多く相涉り、字音亦通ずるの故か、然るに近世舊音一篇を傳ふ撰人の名氏を著さず、其の說を尋ぬるに乃ち唐人なり、何を以て之れを證するや、大戎樹惇を解して鄯州の羌を引きて說を爲せるに據る、夫れ善鄯國を改めて州と爲るは唐より始まるのみなればなり、然れども其の音簡陋にして書に名づくるに足らず、但其の間々時に異聞を出して義雞肋に均しければ、庠暇に因りて輙ち其闕くる所を記し、覺えずして篇に盈てり、今舊本によりて之れを廣めて凡そ三卷と成す、其の字音反切本說に存するを除くの外、悉く陸德明が經傳釋文を以て主となす、亦將に舊學を稽へて臆說を除かんとするなり、唯、陸が音に載せざる者は則ち說文字書集韻等を以て之れを附益す、

其の體例各語本文又韋昭の注の文字を摘出して音を示し、又字義に及ぶものあり、此の書の初本は單行せずして韋昭註本の後に附せしが、後別行し、明に至り韋昭の註の各句の下に散附せり、清に至りて復單行す、收めて三益齋叢書の中にあり、

國語音義一卷　　宋　魯有開撰

魯有開は神宗哲宗二帝の臣なり、官中大夫に至る、宋史本傳に左氏春秋に通ずとあれば國語にも深きを推知することを得、此の書は宋史藝文志に著錄せるも今は亡佚して存せず、

內傳國語十卷　　宋　劉敞撰

劉敞は魯有開と同時の人にて官は中書舍人に至る、

次に天明六年（皇紀二四四六）千葉芸閣明の穆文熙編、劉懷恕、沈權校する所の刊本によりて頭註を加へて飜刻せり此の本はひろく世に行はれたり、次に文化元年（皇紀二四六四）葛西因是黄丕烈所刻の天聖明道本を得て之れを覆刻し、大に學界を益せり、

因にいふ此の書稍、脱失あり、尙書禹貢正義文選東京賦注に引ける昭の注今此書になし、

春秋外傳章句　魏　王肅撰

王肅は魏朝第一の經學者にして有名なる鄭玄と其の學流相拮抗せり、文帝・明帝・廢帝に事へ散騎常侍となり、崇文觀祭酒を兼ね、甘露元年（皇紀九一六）卒す、三國志本傳には、

肅賈馬（賈逵馬融）の學を善くして鄭氏（鄭玄）を好まず、同異を采會して尙書、詩、論語、三禮、左氏解を爲り、及び父朗作る所の易傳を撰定す

とありて國語章句を爲ることを言はず、隋書經籍志に之れを著錄して曰く、

春秋外傳章句一卷、王肅撰す、梁に二十二卷あり

梁とは梁の阮孝緒の七錄を指す、一卷といひ二十二卷といふは大變の相違なるが、古來之れを辨ずるものなし、想ふに一卷とは二十一卷の二十といふ兩字の誤脱か、又は本文を除きたる章句のみの數なるべし、唐書藝文志、鄭樵の通志に著錄するも其の後の書目は之れを載せず、宋以後に亡佚したるものなり、

春秋外傳國語註二十卷　晉　孔晁撰

孔晁は事蹟を缺く、五經博士たり、唐書藝文志、鄭樵の通志共に著錄す、唐志は二十一卷に作れり、宋以後亡佚す、

非國語二卷　唐　柳宗元撰

柳宗元は韓愈と稱幷せらるゝ唐代二大文豪なればこゝに贅せず、此の書は題を設けて國語の文を全錄し或は摘錄して、後行を改め「非曰」と稱して駁論せるものなり、凡て六十七篇あり、而して其の之れを非駁する所以は宗元自ら說いて曰く、

左氏の國語は其の文深閎傑異にして固より世の耽嗜して已まざる所なり、而るに其の說誣淫多く聖に槩せず、余懼る世の學者其の文采に溺れて是非に淪み、是に中庸に由りて以て堯舜の道に入るを得ざるを、これを理に本づき非國語を作る、（非國

一條、

呉語　官帥一條、錞于一條、自剄一條、王總百執事一條、兄弟之國一條、來告一條、向檐一條、

越語　乘車一條、宰一條、德虐一條、解骨一條、重祿一條、

の六十七章に過ぎず、以て正す所の譌字衍文錯簡を合すも亦三百七事の數に足らず、其の傳寫の時誤りて、六十を以て三百と爲すあるか、崇文總目三百十事に作る、又七字轉譌なり、（雜史類國語の條）

と、姑く之れに從ふべし、

次に卷數に就きて異同あり、隋書經籍志鄭樵の通志には二十二卷とあり、唐書藝文志には二十卷に作り、其の他の書目は二十一卷に作る、現在本も亦二十一卷なり、四庫提要に二十一卷の正しきを論ずる頗る肯綮に當れり、左の如し、

昭注する所の本、隋志二十二卷に作り、唐志二十卷に作る、而して此の本（四庫に著錄せし孔傳鐸所の明版）首尾完具實に二十一卷なり、諸家傳ふる所の南北宋版相同じからざるなし、隋志は一字を誤り唐志は一字を脫するを知るなり、（同上）

此の書の印行の始は其の時代を詳にせざれども恐らく宋仁宗天聖七年四月（皇紀一六八九）の刊本を嚆矢とすべし、同仁宗明道二年（皇紀一六九三）重刊す、世に之れを天聖明道本と稱す、最も信據すべき善本なり、明代に至りては刻本數種の多きに及べり、就中嘉靖五年（皇紀二一八六）趙伸の刊する所最もよしと稱せらる、之れを嘉靖本と稱す、而して明代の刊本は皆宋の宋庠の音義を昭の註の各條下に分註せり、之れを宋本と異同の大なるものとす、爾來明本盛行せしが清の黃丕烈宋本（天聖明道本）を得て、嘉慶五年（皇紀二四六〇）覆刻するに及びて、學者多く之れを宗とせり、

我國にては藤原佐世の日本國現在書目に此の書を著錄するを見れば、隋唐と交通の際に傳來せるを知るべし、德川氏の初に林羅山の校點して刊行せるも今其の存否を詳にせざれば、何本を飜刻せるか不明なれども、其の明本の一種なるは疑なき所なり、

此の書は現存國語註解書の最古最完のものなり、昭の傳は國語註序の條に出づ、其の鄭衆・賈逵・虞翻・唐固四家の註により增補訂正したるものなることは、其の序文に明なり曰く、

（上略この間鄭、賈、虞、唐の注をのぶ）昭末學淺闇寡聞を以て、數君の成訓に階り、事義の是非を思ふ、愚心頗る覺る所あり、今諸家並に行はれ是非相貿る、聰明疏達識機の士は去就する所を知ると雖、然も淺聞初學は猶或は未だ過を袪くこと能はず、切に自ら料らず、復之れが解を爲る、賈君の精實に因り、虞唐の信善を採り、亦覺る所を以て增潤補綴し、之を參するに五經を以てし、之れを檢するに內傳を以てし、世本を以て其の流を考へ、爾雅を以て其の訓を齊うし、要に非ざるものを去りて事實を存す、發正する所三百七事あり、

かく昭は自ら四家の註をとるといへども、註文に就て檢すれば、賈唐二家の說を取り且つ駁正する所最も多く、鄭虞二家の說は寥寥數條に過ぎざるなり、又發正する所三百七事と稱すれども、實際に檢すれば甚少し、四庫提要に曰く、

又序に凡そ發正する所三百七事と稱す、今註文にて昭自ら義を立つる者を考ふるに

周語　服數一條、國子一條、虢文公一條、常棣一條、鄭武莊一條、仲任一條、叔妘一條、鄭伯南也一條、請隧一條、瀆姓一條、楚子入陳一條、晉成公一條、共工一條、大錢一條、無射一條、

魯語　朝聘一條、刻桷一條、命祀一條、郊禘一條、祖文宗武一條、官寮一條、

齊語　二十一鄕一條、士鄕一條、十五一條、良人一條、使海於有蔽一條、八百乘一條、反胙一條、大路龍旂一條、

晉語　伯氏一條、不懼不得一條、聚居異情一條、貞之無報一條、轅田一條、二十宗一條、十月一條、少典一條、十月一條、嬴氏一條、觀狀一條、三德一條、上軍一條、蒲城伯一條、三軍一條、錞于一條、呂錡佐上軍一條、新軍一條、韓無忌一條、女樂一條、張老一條、

鄭語　十數一條、億事一條、秦景襄一條、

楚語　聲子一條、懿戒一條、武丁作書一條、屛攝

れども文に於て間、時に遺忘あり、（韋昭國語註序）

隋志經籍志に著錄し、初唐の學者李善の文選註、孔穎達の禮記正義・虞世南の北堂書鈔・中唐頃の釋慧琳の一切經音義・釋慧苑の華嚴經音義等に其の註を引用するあり、唐書藝文志に左丘明春秋外傳國語二十卷とあるは註者を言はざれども、恐らく逵の註を指すなるべし、宋史藝文志には著錄せざれども、鄭樵の通志には著錄すれば、宋代に存したることは明なり、其の後は亡佚して傳はらず、清に至り馬國翰、汪遠孫の二子古書に引く所の此註文を抄錄して世に出だせり、國翰のものは玉函山房輯佚書中に收めて三卷あり、遠孫のものは國語三君注輯存（下條を見よ）の中にあり、

春秋外傳國語註二十一卷　呉　虞翻撰

同　同　唐固撰

二氏は共に三國の呉王孫權の臣なり、翻は都騎尉に官し、後罪を得て交州に流さる、嘉禾二年（皇紀八九二）卒す、年七十、三國志本傳に、

老子・論語・國語の訓註を爲る、皆世に傳はる、

とあり、

唐固は尙書僕射に官す、黃武四年（皇紀八八六）卒す、三國志本傳に、

身を修め學を積み稱して儒者となす國語・公羊・穀梁の傳注を著す、

とあり、

此の二註は共に賈逵の注を本として損益せしものなることは韋昭の言によりて明なり、曰く、

建安黃武の間、故侍御史會稽の虞君と、尙書僕射丹陽の唐君とあり、皆英才碩儒洽聞の士なり、所見を采摭し賈に因て主となし、之れを損益す、其の辭義を觀るに信に善き者多し、然れども理釋する所猶異同あり、（國語註序）

隋書經籍志・唐書藝文志・宋鄭樵の通志に著錄すれば、宋代迄存したることは明なり、其の後亡佚す、清に至り馬國翰、汪遠孫の二子古書にひく所の此二書の註文を抄錄して一本となせり、馬國翰のものは共に一卷にて玉函山房輯佚書中に收め、遠孫のものは三君注輯存の中にあり、

春秋外傳國語二十一卷　呉　韋昭撰

○浦起龍曰く、特に范少伯の爲に此の一篇を置く、故に兩國事實に涉りて俱に略に從ひ、專ら少伯の言を詳にす、猶齊語の管子あるが如きなり、篇末一閃意表に出づ人文雙絶す、(古文眉詮)

至二於玄月一章の居軍三年の節

(古文評註)

第十二章　國語の注解及論議書類

國語訓註(卷數不明)　後漢　鄭衆撰

此書は國語註の嚆矢なり、鄭衆は明帝より章帝の時の人にて、大司農に官す、建初八年(皇紀七四三)卒す、後漢書本傳には、

衆は興の子なり、父に從ひて左氏春秋を受け力を學に精にし、三統暦を明にし、春秋難記條例を作る云云、其後詔を受け春秋删十九篇を作る、

とありて國語を註することを言はず、吳の韋昭の國語註の序に至りて始めて之れをいふ、曰く

章帝に至り、鄭大司農之れが訓註を爲り、疑はしきを解き、滯れるを說き、昭晰觀るべきも、細碎に至りては闕略する所あり、侍中賈君(賈逵)敷べて之れを衍ぶ、

是れに由れば衆の註は韋昭の時代には存したること明なり、されど隋志經籍志に著錄せざるを見れば間もなく亡佚したるものなるべし、淸の馬國翰古書引く所の此書の註文を收錄して一卷となし、玉函山輯佚書中に收む、

春秋外傳國語註二十卷　同　賈逵撰

賈逵は鄭衆と同時の人にて左氏傳を世にあらはすに於て大功あり、官は左中郎將より侍中となり騎都尉を領せり、永元十三年(皇紀七六一)卒す、年七十二、後漢書本傳に曰く、

逵の父徽、劉歆に從ひて左氏春秋を受け、兼ねて國語周官を習ふ云云、逵悉く父の業を傳へ、尤も左氏傳國語に明に、之れが解詁五十一篇(註に、左氏三十篇、國語二十一篇とあり)を爲る、

と、而して其の註は鄭衆の註を增補訂正せしものなることは、韋昭の言(鄭衆の註の條を見よ)によりて明なり、韋昭之れを評して左の如くいへり、

其の發明する所大義略擧げ已に憭なりと爲す、然

三截なり、歛を投じて能く卑くし、衆を結びて能く奮ひ、敵を受けて能く果す、慉亢の氣なく弛怠の氣なく、亦絶えて悠長の氣なし、筆力鋭堅なり、（古文眉詮）

○兪桐川曰く、呉語末篇勾踐の用兵を詳起す、此の篇は專ら生聚敎訓の事を敍す、大率呉語は每事實載し、越語は全局より打算す、呉語は逐段錘錬し、越語は一筆揮洒す、其中停蓄あり、洩瀉あり貫注あり廻繞あり、曲折頓宕自ら波瀾を成す、作者得意に疾書し、讀者案を拍ちて叫絶す、外傳中又一變調なり、（國語鈔）

○鍾伯敬曰く、呉語越語倶に越呉に報ずるの事を紀す、而して此の篇特に簡勁を爲す、（國語讀本）

○鮑薌曰く、全文四段に分ちて讀む、勾踐臣民を奉厲して以て仇憤を洩す、其の經畫漸次倶に智勇沈深なるを見る、起處文種進對の語と子胥連諫の語の間〻相映ず、後幅夫差成を行ふの語と勾踐成を行ふの語と亦緊緊相對す、此れ文の藏針の處なり、（同上）

越王勾踐棲ニ於會稽之上ニ章

國語奇鈔　左國秇型　國語鈔評　左國腴

越語下

國語奇鈔　左國秇型　國語鈔評　左國腴

古文淵鑑　古文眉詮　國語鈔　國語讀本

（國語奇鈔、左國秇型、左國腴、國語讀本は節略する所あり）

全篇

○柳子厚曰く、越の下篇尤も奇峻なり、（非國語後序）

○劉開侯曰く、篇法の簡なる、句法の婉なる、字法の隋なる、此の篇に踰ゆるなし、（國語奇鈔）

○蔣楚珍曰く、虛實主客の勢、陰陽剛柔の道、反覆議論す、豈兵の情を極むと曰はんや、亦文の致を極むと曰ふべし、（同上）

○汪道昆曰く、句法新整なり、（左國秇型）

○王納諫曰く句法甚だ古に甚だ奇なり、（左國腴）

○又曰く、柳子厚曰く越の下篇尤も奇峻なりと、只此の如し、數節委蛇轉換情致人を攪するなり、（同上）

呉王夫差既退ニ黄池一章
國語奇鈔　左國秇型
呉王夫差還レ自ニ黄池一章
國語奇鈔　國語鈔評　古文淵鑑　國語鈔

○陳廷敬曰く、此の傳越國君臣の謀議と誓令の辭戰役の狀とを敍するニ一繪具の如し、千古の絕調なり、後來惟れ龍門のみ以て髣髴すべし、能く繼武するなし、(古文淵鑑)

○俞桐川曰く、謀字を筋脈と爲し、天字を樞紐となし、倡謀の二字全篇を領起す、以下隣國大夫に謀り群臣に謀り國人に謀るは皆謀なり、夫人に命じ大夫に命ずるは皆其の謀を用ふるなり、步伍を嚴にするは卽ち是れ勇、士卒を簡ぶは卽ち是れ仁、奇兵正兵交迭して出づるは卽ち是れ智、而して審レ賞審レ罰審レ物審レ備審レ聲は卽ち其の中に在り、包胥の言は是れ綱、五大夫の言是れ目、總べて之れを謀と謂ふ、末に能く其の群臣に下りて以て其の謀を集すと云ふは是れ大結束なり、然れども之れを謀る者は人、之れを成す者は天なり、故に前後俱に天字を以て呼應す、文散碎に似て却て謹嚴に、平敍に似て却て廻繞なり、國語は鄭桓國を遷し齊桓霸を創むるよりして外、此れ又絕大文字なり、(國語鈔)

申包胥使ニ于越一節
左國秇型　左國腴　文章正論　國語讀本

○劉開侯曰く、此の篇越王辛苦の狀を模寫して見るが如し、而して文法更に勁峭なり、(國語奇鈔)

王乃命ニ有司一節
左國秇型　左國腴　國語續本

王納諫曰く、其の君臣夫婦訣別の際、慼慨凄斷、寫し出して畫の如し、神品なり、(左國腴)

呉王懼使ニ人行レ成節
左國秇型　左國腴　國語讀本

越語上

全篇
古文眉詮　國語鈔　國語讀本

○浦起龍曰く、越語二篇、一は勾踐を敍し、一は范蠡を敍す、此れは勾踐を敍するの文を爲す、凡そ

○王納諫曰く、精奧の辭波屬雲委す、其の策は譎にして其言は練り、其語は諂ひて裁は古し、（左國腴）

○又曰く、左傳は天葩獨秀の文なり、國語は五音繁會の文なり、此の辭命を觀て見る可し、（同上）

吳王夫差乃告㆓諸大夫㆒節

○俞桐川曰く、夫差の語を記して筆筆壯悶なり、申胥の語を記しては筆筆沈著なり、越王の語を記しては筆筆婉に筆筆勁く筆筆暇に筆筆快なり、（國語鈔）

吳王夫差既許㆓越成㆒章

國語奇鈔　左國秇型　國語鈔評　古文淵鑑
國語鈔　國語讀本

吳王還㆑自㆑伐㆑齊章

國語奇鈔　左國秇型　國語鈔評　左國腴
古文淵鑑　國語鈔　國語讀本

吳王夫差既殺㆓申胥㆒章

國語奇鈔　左國秇型　國語鈔　國語讀本

○俞桐川曰く、事を敍する敍し得て極めて險なり、謀を決する決し得て極めて穩なり、聲音狀貌千載生けるが如し、（國語鈔）

吳王昏乃定章

國語奇鈔　左國秇型　國語鈔　國語讀本

○陳明卿曰く、譜敍甚だ緊嚴ならずと雖、然も中間字法の奇巧なる句法の錯綜する、亦一篇の雅觀なり、（國語奇鈔）

○鮑薔曰く、前後篇勢敍し得て精深磅礴・氣象萬千、丘明の筆力高古なるに非ずば安んぞ能く此の傳神の妙あらんや、（國語讀本）

○俞桐川曰く、首數行兵法を敍す、禹貢顧命に本づきて色澤周禮に似たり、左氏數大戰の後又一奇觀なり、吳晉の辭命機鋒相對す、局面正大、文勢排宕、商周の古穆を存し、秦漢の雄偉を開く、王鳳洲謂ふ古來吳越の事を敍する此れ當に冠となすべしと、誠に然り、（國語鈔）

○高梅亭曰く、前篇に緊接して來る、前は是れ謀を敍し、此れは是れ事を敍す、首段は極めて艷麗に、中後は極めて豪宕なり、儲同人曰く、敍事史記の法門を開くと、（同上）

國語奇鈔　左國秇型　國語鈔評　文章正論
古文淵鑑　古文觀止　古文眉詮　國語鈔
國語讀本　古文評註　古文折義

○陳明卿曰く、議論暢達以て人を服するに足る、文法轉折極めて妙なり、(國語奇鈔)

○吳楚材曰く、問甚矜張して答甚閒淡なり、機鋒人を射る、(古文眉詮)

○俞桐川曰く、錬格運機筆筆變換し、層層包裹す、(國語鈔)

○蔣新又曰く、國語の章法鋪排の處あり、文藻を抒寫する所以なり、收束の處あり全局を振擧する所以なり、此の文の若きは白珩の寶に非ざるを辨ずるに因りて特に楚國の寶を鋪敍し、中路忽ち一束を作し後復國の宜しく寶とすべき者六を陳列す、用筆最も遒緊にして法るべし、(國語讀本)

○過珙曰く、句法參差歷落し、段法長短齊しからず、最も紀律あるの文なり、(古文評註)

○林雲銘曰く、此の篇獨り個の寶字を把りて看得て十分鄭重に語語國家に益あるの意に歸本す、(中略)妙は逐件數へ來りて原あり、委あり、分れて又合ひ合ひて又分れ、既に明に自己を疏し、又暗に他人を射るに在り、至文たる所以なり、(古文抄義)

惠王以レ梁與二魯陽文子一章
國語鈔評　左國腴　國語讀本

子西使三人召二王孫勝一章
國語奇鈔　左國秇型　國語鈔評　左國腴
文章正論　國語讀本

吳語

全篇
古文眉詮

吳王夫差起レ師伐レ越章
國語奇鈔　左國秇型　古文淵鑑　古文觀止
國語鈔　國語讀本　古文折義

越王勾踐起レ師逆二之江一節
古文評註

諸稽郢行二成於吳一節
國語鈔評　左國腴　古文評註

の如し、柳州の諸文大率此れを祖とす、(國語鈔)

靈王城ニ陳蔡不羹一章

國語奇鈔　國語鈔評

左史倚相廷ニ見申公子亹一章

國語奇鈔　左國秇型　國語鈔評　文章正論

古文淵鑑　國語鈔　國語讀本

○鮑衡曰く、冷語心を刺し微言善く入る、一篇の議論郎ち老耄上より生じ來る、舌鋒犀利なり、(國語讀本)

靈王虐白公子張驟諫章

文章正宗　國語奇鈔　左國秇型　國語鈔評

古文淵鑑　國語鈔

○俞桐川曰く、行文層折して跌宕なり、(國語鈔)

司馬子期欲下以ニ其妾一爲中内子上章

國語奇鈔　左國秇型　國語鈔評

○丘濬曰く、末段句法奇特喜ぶべし、(左國秇型)

楚語下

昭王問ニ於觀射父一章

國語奇鈔

○陳明卿曰く、祀典を論ずる皆先王の令典を稱引し、鑿鑿として據あり、是れ眞に有用の文字なり、(國語奇鈔)

鬭且廷ニ見令尹子常一章

國語奇鈔　左國秇型　國語鈔評　文章正論

古文淵鑑　國語鈔　國語讀本

○汪道昆曰く、鄭重典雅なり、(左國秇型)

○俞桐川曰く段段重きを卹民に歸して楚事を兩證す、跌宕疎快なり、(國語鈔)

吳人入レ楚昭王出奔章

國語奇鈔　左國秇型　國語鈔評

吳人之入レ楚楚昭王奔レ鄖章

國語奇鈔　左國秇型　左國腴　國語鈔

國語讀本

○俞桐川曰く、先づ君に事へ父を思ふを提明し、結穴斷を以て作收す、格調整ひて密なり、文氣更に古穆堅厚なり、(國語鈔)

子西歎ニ於朝一章

國語奇鈔　左國秇型　國語鈔評

王孫圉聘ニ於晉一章

○楊愼曰く、叔時曰以下文中凡そ六轉す、慶雲變幻捉摸すべからざるが如し、（左國枕型）

○王熙曰く、文凡そ三疊、只是れ一意のみ、氣力深厚にして其繁を覺えず、（古文淵鑑）

恭王有ㇾ疾章

屈到嗜ㇾ芰章

國語奇鈔　左國枕型　國語鈔評

湫擧娶ニ於申公牟ニ章

國語鈔評

○葉明元曰く、王孫啓四人晉を助けて楚を傾くるを敍し、以て當に晉に遺るに材を以てすべからずして湫擧の當に召還すべきこと明なるを見はす、此れ李斯が諫ㇾ逐ㇾ客に四君客の功を以てすと言ふと文意略〻相倣ふと云ふ、（國語鈔評）

靈王爲ニ章華之臺ニ章

文章正宗　國語奇鈔　左國枕型　國語鈔評

左國腴　古文淵鑑　國語鈔　國語讀本

○陳明卿曰く、美字不美字を把りて翻弄出色す、筆力尋常の到るべきに非ず、（同上）

○茅鹿門曰く、此の篇文字殊に散漫を覺ゆ、恐らくは是れ兩漢以後の文字ならん、（同上）

○歸有光曰く、此れ靈王の一美字を稱するに因りて遂に美字を以て之れを極言す、絶好の文字なり、反正論疏意自ら互に發す、（左國枕型）

○王納諫曰く、此の篇奇なきが如くにして敷論雍容陳勢浩瀁、朝廷の內濟濟蹌蹌禮を具へ樂を備へ、拜起舞踏し促節なく簡儀なく自ら博大の觀を成すが如し、今館閣の文體此の如きに近似するなり、（左國腴）

○康熙帝曰く、敷論舂容博大黃鐘大呂を聆くが如し、穆然たる淸廟の音なり、（康熙字典）

○陳廷敬曰く、外傳の文類繁縟を以て勝るとなす、此の篇の條暢宏整なるが若きは已に西京の準的を標せり、（同上）

○王鴻緒曰く、通篇卽ち美字より說き入り反覆敷論し、名言屑の如し、布局の舂容、鍊字の華整なるに至つては、鳴鑾佩玉の象あり、（同上）

○兪桐川曰く、只臺美の二字に就て無限の議論を發出す、或は臺字より說き、或は美字より說く、亦變化し亦嚴謹なり、文詞整鍊橤橤として貫珠

全篇

國語奇鈔　國語鈔評　古文眉詮　國語鈔
國語讀本

○孫應鰲曰く、此の文共に四大段なり、首に戎翟を論じ、次に南方を論じ、又次に西州を論じ、而して後に則ち周の弊に總歸す、考據精詳、敷陳明悉、是れ大有數の文字なり、（國語奇鈔）

○浦起龍曰く、世未だ春秋に入らざるなり、文伯の先見幸に措すが如し、左傳の略例となるべし、夏を猾さんと逞しうする者は楚なり、故に荆芋を述ぶること特に詳なり、東周を兆す者は幽なり、故に周の弊を論ずる尤も詳なり、姜嬴は庶姓なれば則ち分載して搭敍し、晉は乃ち同宗なれば則ち周に繼ぎて標擧す、章法亂に似て實は嚴なり、之れを要するに、旁く是れ旁位、其の主筆は乃ち虢鄶の鄭を置くを盟ふにあるなり、勢相引きて緒相牽く、又一絶奇體の格なり、（古文眉詮）

○兪桐川曰く、興を論ずるときは必ず其の興る所以を歷數し、敗を論ずるときは必ず其の敗るゝ所以を歷數し、一國を論ずるときは必ず一國の始終を究め、一事を論ずるときは必ず一事の顚末を究む、譜系風土人は忽略するも我は詳明にし、典故事實人は糢糊なるも我は確當なり、縦にすれば則ち天を仰ぎ地に俯し、横にするときは則ち古を前にし今を後にす、大の甚しき細の甚しき怪の甚しき核の甚しきなり、若し乃ち布置の離奇結撰の謹嚴なるは、尤も國語中第一篇の文字なり、（國語鈔）

○又曰く、天字德字一篇の主腦なり、又拘拘關照せず、矯として游龍の若し、（同上）

○鮑薦曰く、龍漦檿弧の事を敍するの條、光怪恍惚筆墨絶ゆるなし、王心怒矣虢公從矣の一句、全篇を挽應し、疾風勁捲の勢あり、（國語讀本）

楚語上

莊王使㆔士亹傅㆓太子葴㆒章

國語奇鈔　左國秋型　國語奇鈔　文章正論
古文淵鑑

○陳明卿曰く、此の篇文法錯綜變換多く人をして摸捉すべからざらしむ、（國語奇鈔）

國語奇鈔　國語鈔評

董叔將レ取ニ於范氏一章

國語奇鈔　國語鈔評　國語鈔

梗陽人有レ獄章

國語奇鈔　左國秇型　國語鈔評

下邑之役董安于多章

左國腆

趙簡子使ニ尹鐸爲ニ晉陽一請曰以爲ニ繭絲一乎

古文眉詮　國語鈔　國語讀本　古文折義

○浦起龍曰く、前一條は尹鐸の官の正文、後一條は別に讐壘事を記す、各ゝ遠韻饒し、(古文眉詮此の評は次章との合評なれば其の積りにて見るべし)

趙簡子使ニ尹鐸爲ニ晉陽一曰必墮ニ其壘培一章

國語奇鈔　左國秇型　、國語鈔評　古文眉詮

國語鈔　國語讀本　古文折義

○俞桐川曰く、尹鐸の心事に於ては復點明せずして、伯樂の心事は反りて移して尹鐸の身上にあり、後賞を歸すの數語談列し去り、各ゝ自ら隱して露さず、此の中大に三昧あり、(國語鈔)

趙簡子歎曰吾願章

國語奇鈔　左國秇型　國語鈔評

趙簡子問ニ於壯馳玆一章

國語奇鈔　左國秇型　國語鈔評　國語鈔

趙簡子歎曰雀入ニ于海一章

國語奇鈔　左國秇型　左國腆　國語鈔

趙襄子使ニ新穉穆子伐レ翟章

國語奇鈔　左國秇型　國語鈔評

知襄子將ニ以レ瑤爲レ後章

國語奇鈔　左國秇型　國語鈔評　國語鈔

知襄子爲レ室美章

國語奇鈔　左國秇型　國語鈔評　左國腆

國語鈔

○高梅亭曰く、詞氣婉折氣象端凝なり、(國語鈔)

還レ自レ衞章

國語奇鈔　左國秇型　國語鈔評　國語讀本

晉陽之圍章

國語奇鈔　左國秇型　國語讀本

鄭語

宋之盟章
國語奇鈔　左國秇型　國語鈔評　文章正論
國語讀本
虢之會章
左國秇型　國語讀本
趙文子爲レ室章
國語奇鈔　左國秇型　國語鈔
○兪桐川曰く、一は梗概を寫し、一は虚懐を寫す、俱に深微曲盡なり、(國語鈔)
趙文子與二叔向一遊二於九原一章
國語奇鈔
平公有レ疾章
國語奇鈔　國語鈔評
秦后子干來仕章
國語奇鈔　左國秇型　國語鈔評
叔向見二韓宣子一章
國語奇鈔　左國秇型　國語鈔評　古文淵鑑
古文觀止　國語鈔　國語讀本　古文評註
古文折義
○兪桐川曰く、一德字を說くときは便ち貧字を將りて厭倒し、一難字を說くときは便ち貧字を將りて擡高す、層遞圓玩誦して厭かず、(國語鈔)
○過珙曰く、欒家三世を寫す得失分明なり、郤家一門を寫す暫時熱鬧す、讀んで一朝而滅莫二之哀一也の二語に至り、辭氣最も是れ凄涼なり、此の如く看來れば、憂も亦何ぞ必せん、叔向の賀は眞に是れ曠古の奇識なり、柳子厚王參元の失火を賀する此より學び來る、(古文評註)
○林雲銘曰く、此の一篇極めて正當の文字なり、(古文折義)

晉語九

士景伯如レ楚章
國語鈔評
中行穆子率レ師伐レ翟圍レ鼓章
國語奇鈔　國語鈔評
中行伯既克レ鼓章
國語奇鈔　左國秇型　國語鈔評　文章正論
國語鈔
范獻子聘二于魯一章

○何孟春曰く、其の功勲を念ひ、其の材品に因る、用ふる德を踰えず、績志に違はず、一篇の中毛羽豐滿音節琳瑯たり、(左國枕型)
○王世貞曰く、此の篇述敍に詳、亦朴贍古意あり(同上)
○葉明元曰く、此の篇文繁にして則あり、人を用ふるを敍するの處、文屢變じて屢善し、(國語奇鈔)
○王練謙曰く、篇法錯綜す、(左國腴)
○鮑薦曰く、文勢滔滔滾滾支離複沓の病なく、聯絡錯綜の奇あり、眞に神妙測る可からざるなり、(國語讀本)

四年會二諸侯於雞丘一章
祁奚辭二軍尉一章
五年無終子嘉父章
　國語奇鈔　左國枕型　國語鈔評
韓獻子老章
　國語鈔評
十二年公伐レ鄭章
　國語奇鈔　左國枕型

晉語　八

平公六年章
箕遺及黄淵嘉父節
　國語奇鈔　左國枕型
欒懷子之出節
　國語奇鈔　左國枕型　國語鈔評
　國語讀本
魯襄公使二叔孫穆子來聘一章
范宣子與二和大夫一爭レ田章
訾石死章
　國語鈔評
平公說二新聲一章
　國語奇鈔　左國枕型
平公射レ鴳不レ死章
　國語奇鈔　左國枕型　國語鈔評
叔向見二司馬侯之子一章
　國語鈔評
秦景公使二其弟鍼來求一レ成章
　國語奇鈔　國語鈔評
諸侯之大夫盟二於宋一章
　國語奇鈔　左國枕型　國語鈔評

國語鈔評

宋人殺㆓昭公㆒章

國語奇鈔　左國秇型　國語鈔評

靈公虐章

國語奇鈔　國語鈔評

范文子莫退㆓於朝㆒章

國語鈔評　國語鈔

靡笄之役郤獻子師勝而反章

梁山崩章

國語鈔評

晉語　六

趙文子冠章

國語奇鈔　左國秇型　國語鈔評　左國腴

文章正論　古文眉詮　國語鈔　國語讀本

○王士性曰く、文彩爛然として觀るべし、（左國秇型）

○王納諫曰く、篇法季子の樂を觀るに似て更に格言多し、（左國腴）

○浦起龍曰く、此の文古意盎然たり、冠義に附入すべし、（古文眉詮）

○俞桐川曰く、九段に平敍し卽ち末段を以て前八段を收む、格整ひて奇なり、（國語鈔）

○飽蕎曰く、諸大夫各〻一番の議頭あり、或は詳に或は簡に或は倨り或は誠なり、敍し得て錯落致あり、正に是れ老成なり、（國語讀本）

○又曰く、章法善く變じて結構甚精し、（同上）

鄢陵之役晉伐㆑鄭荊救㆑之大夫欲㆑戰范文子不㆑欲章

國語奇鈔　左國秇型　國語秇評　文章正論

國語鈔

○俞桐川曰く、左傳文子の語を載す含蓄多し、此れは却て透徹なり、含蓄に忠厚を見透徹に高明を見る、詳細の處最も宜しく參看すべし、（國語鈔）

既退㆓荊師於鄢陵㆒將穀㆑章

國語奇鈔　左國秇型　國語鈔評

晉語　七

既殺㆓厲公㆒章

國語奇鈔　左國秇型　國語鈔評　左國腴

國語讀本

國語奇鈔　左國秇型　國語鈔評
十月惠公卒節
國語奇鈔　左國秇型
初獻公使二寺人勃鞮伐一レ公章
國語奇鈔　左國秇型　國語鈔評
○陳明卿曰く、此の篇内傳と頗る同じ、而して詞藻更に自ら艶絶す、(國語奇鈔)
文公之出豎頭須章
國語奇鈔　左國秇型
冬襄王避二昭叔之難一章
文公立四年章
國語鈔評
文公誅レ觀レ狀章
國語奇鈔　左國秇型　文章正論
晉國饑章
國語奇鈔　左國秇型　國語鈔評
文公學二讀書於臼季一章
國語鈔評
文公問二於郭偃一章
國語鈔評　左國腆　國語鈔

文公問二胥臣一章
國語奇鈔　左國秇型　國語鈔評　古文淵鑑
國語鈔　國語讀本　古文折義
○楊用修曰く、文法疊出、駿馬坂を下り急水灘に走るの勢なり、(國語奇鈔)
○陳沂曰く、此の篇前後照應し、開合倶に妙なり、(左國秇型)
○王愼中曰く、文法顚倒錯綜し、長短間雜す、不齊の齊あり、不整の整あり、妙甚し妙甚し、(同上)
○兪桐川曰く、立言弊なく、文は則ち奇麗高古なり、(國語鈔)
○鮑蕭曰く、逐段詩を引きて證と作す、章法亦左傳に似たり、(國語讀本)

晉語　五

臼季使舍二於冀野一章
國語鈔評
陽處父如レ衞章
國語奇鈔　左國秇型　國語鈔評
趙宣子言二韓獻子於靈公一章

國語讀本（鈔評は終を略す）

○俞桐川曰く、議論辭命節節精采あり、巧法叉夾敍にあり、一段の重耳を敍せば卽ち一段の夷吾を敍し、一段の舅犯を敍せば卽ち一段の冀芮を敍し、一段の里丕を敍せば卽ち一段の呂郤を敍す、生丑場を同じうし外凈竝び演じ、鬚眉更に生動するを覺ゆ、是れ作者著意摹寫の處なり、（國語鈔）

○鮑蕭曰く、此の篇文字大段重耳夷吾を以て兩兩映說す、速ならんと欲すると持重と、經を守ると權を行ふと、二公子相反するの處を寫し出す、作者自ら深意あり、（國語讀本）

晉語　三

惠公入而背ニ外內之賂一章

國語奇鈔　左國秇型　國語鈔評

惠公卽位出ニ共世子一改葬章

惠公既殺ニ里克一章

國語奇鈔　左國秇型

惠公卽位乃背ニ秦賂一章

國語奇鈔

晉饑乞ニ糴於秦一章

國語奇鈔　左國秇型　文章正論

六年秦歲定章

國語奇鈔　左國秇型　國語鈔評

公在レ秦三月章

國語鈔評

公未レ至蛾晳謂ニ慶鄭一章

國語奇鈔　左國秇型

晉語　四

文公在レ翟十二年章

齊侯妻レ之甚善節

國語奇鈔　左國秇型　左國腴　文章正論

過レ衞節

自レ衞過レ曹節

國語奇鈔　左國秇型

公子過レ鄭節

遂如レ楚節

他日秦伯將レ饗ニ公子一節

獻公伐ニ驪戎一克レ之滅ニ驪子一章

國語奇鈔　左國秇型　國語鈔評　文章正論

烝ニ於武公一章

國語奇鈔　左國秇型

獻公田見ニ翟柤之氣一章

國語奇鈔　左國秇型　國語鈔評　左國腴

國語鈔

公之優曰レ施章

左國腴

驪姫賂ニ於二五一章

國語奇鈔　左國秇型

十六年公作ニ二軍一章

國語奇鈔　左國秇型

優施敎ニ驪姫一章

國語奇鈔　國語鈔　國語讀本　古文折義

十七年冬公使ニ太子伐ニ東山一章

國語奇鈔　左國秇型　國語鈔評　文章正論

晉語　二

反レ自ニ稷桑一處五年章

國語奇鈔　左國秇型　國語鈔評　文章正論

○穆文熙曰く、此の篇中生の本末を敍して詳盡す、中間巧計詐術皆剔括遺すなし、人をして之れを讀んで當日に在るが如くならしむ、(左國秇型)

二十二年公子重耳出亡章

國語讀本

虢公夢在レ廟章

國語鈔評

伐レ虢之役章

國語鈔評

葵丘之會章

國語奇鈔　左國秇型　文章正論

二十六年獻公卒章

里克將レ殺ニ奚齊一節

國語奇鈔　左國秇型　國語讀本

○鮑薇曰く、筆に英鋒あり光芒四射す、三人を寫す悲壯淋漓宛然神肖す、(國語讀本)

里不及不鄭使ニ屠岸岸夷告ニ公子重耳於翟一節より終まで

國語奇鈔　左國秇型　國語鈔評　國語鈔

し、尤も妙なるは逐段結束し絶えて汗漫の病なきにあり、(國語讀本)

正月之朝鄕長復レ事章

國語讀本

○鮑蕎曰く、鄕長於レ是修レ德進レ賢の條、字句蟬聯筆機飛舞し、議論と敍事と相層りて文を成す、其の章法異樣奇警眞に奇觀なり、(國語讀本)

桓公曰吾欲レ從ニ事於諸侯一其可乎章

○陳明卿曰く、筆勢波濤の洶湧するがごとく人をして逼り視る可からざらしむ、(國語奇鈔)

○王世貞曰く、此篇文字極めて佳なり、首に桓公の伯略を言ひ、中に天子を奉じ諸侯を安んずる所以の者を言ひ、而して末は則ち重きを能く管仲の屬を用ふるに歸す、中間伸縮隱見殊に變態を盡くす、雄偉巨麗と稱すべし、字句の工に至りては尤も玩味するに足る、(左國秋型)

○葉明元曰く、此篇桓公の諸侯に從事して伯業を成すを敍す、皆斷制あり、略ゝ史記世家列傳の體に似たり、疑ふらくは司馬氏此れを祖とせしならん、(國語鈔評)。

○王納諫曰く、太史公封禪平準の書、能く無限の事緒を以て隨意錯綜す、然れども未だ此の神品なるに若かず、(左國腴)

○又曰く、此の篇事を敍する線索手にあり、橫に拈り縱に放つ意の如くならざるなし、大將百萬の兵に將として驅りて往き驅りて來り隨意勝を取るが如し、縱橫の中紀律あり、紀律の中縱橫あり、(同上)

○康熙帝曰く、簡鍊典重洵に是れ史漢紀傳の祖なり、(古文淵鑑)

○王熙曰く、語語霸國の經濟、筆力精悍、確に是れ先秦以上の文字なり、(同上)

晉語一

武公伐レ翼殺ニ哀公一章

國語奇鈔　左國秋型　國語鈔評　文章正論

國語鈔　國語讀本

○兪桐川曰く、字法精嚴なり、(國語鈔)

獻公卜レ伐ニ驪戎一史蘇占レ之章

國語奇鈔　左國秋型　國語鈔評　文章正論

○林雲銘曰く、通篇一個の勞字を握定し、無數の議論を生出す、（古文折義）

公文伯卒章

國語鈔評　國語鈔

吳伐レ越墮ニ會稽一章

國語奇鈔　國語鈔評　國語鈔

仲尼在レ陳章

國語奇鈔　古文淵鑑　國語鈔

齊閭丘來盟章

國語鈔評　古文淵鑑　國語鈔

季康子欲ニ以レ田賦一章

國語奇鈔　左國枕型　國語鈔評　國語鈔

○儲同人曰く、典を擧げて以て折く、詞婉にして嚴なり、（國語鈔）

齊語

全篇

國語奇鈔　左國枕型　國語鈔評　左國腴

古文淵鑑　古文眉詮　國語鈔（眉詮の外は稍〻略する所あり）

○浦起龍曰く、齊語多く平排複調を以て章法と爲す、（古文眉詮）

○俞桐川曰く、管仲鮑叔を用ふるは是れ把柄なり、諸侯に從事するは是れ關鍵なり、國を參にし鄙を伍にし居を定め事を成すは是れ條目なり、數〻爲レ之若何とは深沈を見はす、數〻可乎未レ可とは奮發を見はす、數〻親問し親見するは精勤を見はす、是れ線索なり、典實詳核にして出だすに遒宕を以てし、鋪張揚厲して運らすに簡古を以てす、結構最も謹嚴、機杼最も錯落、材を周禮に取り法を尚書に取る、氣象は則景星慶雲、局勢は則ち泰山滄海、眞に古今の鉅製なり、（國語鈔）

桓公自レ莒反ニ於齊一章

國語讀本　文章正論（正論は首節を略す）

○鮑蕎曰く、全文三段に分ちて看る、首段は管仲桓に相たるの由を敍し、後二段は一は治民を言ひ一は治兵を言ふ、其の治民を言ふの處又民の事を成すと民の居を定むることに分つ、兩層寫し出して區畫詳明描施老鍊なり、治兵を言ふ處即ち治民の中に寓す、文氣堂皇隱達復變化測るな

襄公在レ楚武子取レ卞章

國語奇鈔

虢之會楚公子圍二人執レ矛章

國語奇鈔　左國秇型　國語鈔評

○丘濬曰く、藻績組織乃ち文の工巧なる者なり、(左國秇型)

○又曰く、敍事法あり、語亦整齊なり、(同上)

虢之會諸侯大夫尋盟未レ退章

國語奇鈔　左國秇型　國語鈔評

○葉明元曰く、詞婉にして嚴に氣直にして壯なり、(國語鈔評)

平丘之會章

國語奇鈔　國語鈔評

季桓子穿レ井章

國語鈔

季康子問二於公父文伯之母一章

國語鈔評　國語鈔　國語讀本

公父文伯之母如二季氏一章

古文眉詮　國語鈔　國語讀本

公父文伯朝二其母一其母方績章

國語奇鈔　左國秇型　國語鈔評　左國腴
文章正論　古文淵鑑　古文觀止　古文眉詮
國語鈔　國語讀本　古文評註　古文折義

○湯賓尹曰く、句法字法森然たり、(左國秇型)

○王納諫曰く、其の文典にして博し、字法句法概ね古奥多し、(左國腴)

○唐順之曰く、其の文贍にして體あり、(古文淵鑑)

○吳楚材曰く、通篇只勞字を主となす、(古文觀止)

○高梅亭曰く、勞字は是れ正面、淫字は是れ反面、男よりして女を經と爲し、上よりして下を緯と爲す、襯托精湛組織工整典麗溫潤博大細密古穆謹嚴にして一美の備はらざるなし、(國語鈔)

○鮑薦曰く、通篇勞字を以て主と爲す、首に聖王必ず民をして勞を習はしむるを言ひ、中に天子より庶人に至り王后より庶人の妻に至るまで、倶に當に勞を習ふべきを言ふ、男子の勞を敍するは文伯に敎ふる所以にして、女工の勞を敍するは自ら治むる所以なり、後復心を勞し力を勞するを以て之れを結ぶ、末に則ち反掉の意を用ひ危詞儆を致す、鑄局老到なり、(國語讀本)

夏父弗忌爲レ宗章

文章正論

莒太子僕殺ニ紀公一章

國語奇鈔　國語鈔評　左國腴

宣公夏濫ニ於泗淵一章

文章正宗　國語奇鈔　左國秇型　國語鈔評

左國腴　古文淵鑑　古文觀止　國語鈔

國語讀本

○王納諫曰く、修辭錯綜古奥なり、（左國腴）

○康熙帝曰く、通篇典麗謹嚴洵に文章の極則なり、（古文淵鑑）

○臣熙曰く、句拙にして工、字奇にして穩、周禮考工記の文法と相似たり、（同上）

○吳楚材曰く、古訓を述ぶる處賓主を寫し得て雜然、具に錯綜變化の妙あり、（古文觀止）

○兪桐川曰く、周官月令の義を鎔して出だすに精錬を以てす、鑄局句を造り字を下す一字を苟もせず、柳子厚揣摩數十年にして方に一家の文集を成し得たり、（國語鈔）

晉人殺ニ厲公一章

國語奇鈔　左國秇型

子叔聲伯如晉章

國語鈔評

季文子相ニ宣成一章

國語奇鈔　國語鈔評　國語鈔　國語讀本

○兪桐川曰く、節儉數語情理に近く世務に切なり、是れ假話迂話ならず、轉じて德樂華國の句を出だす、又深厚精微なり、（國語鈔）

魯語下

叔孫穆子聘ニ於晉一章

國語奇鈔　左國秇型　國語鈔評

○楊道賓曰く、此の篇内傳に比して更に詳悉を加ふ、美麗燦爛目を奪ふ、（左國秇型）

季武子爲ニ三軍一章

國語鈔評　文章正論

諸侯伐レ秦章

國語鈔評

襄公如レ楚章

國語奇鈔　左國秇型　國語讀本

り、倶に此の意を離れず、(國語鈔)

○林雲銘曰く、文仲君に告ぐるの語の妙は原委あるにあり、從者に答ふるの語の妙は擔頭あるにあり、齊に請ふの語の妙は回護あるにあり、詞令雋令此れ萬選の錢なり、(古文折義)

齊孝公來伐章

國語奇鈔　左國秋型　國語鈔評

○屠赤水曰く議論正大高偉、語先王を稱す、之れを內傳に比して亦少しも讓らず、(國語奇鈔)

○丘濬曰く議論能品內傳に比して亦少しも讓らず、(左國秋型)

溫之會晉人執㆓衞成公㆒章

國語奇鈔　左國秋型　國語鈔評　左國腴
文章正論　國語鈔　古文折義

○林雲銘曰く明明衞の爲にして却て暗暗魯の爲にす、其の晉侯心事を摹寫する畫くが如し、作用都べて奇に、末段辭賂り、尤も大體を得たり、立言亦句句婉摯なり、(古文折義)

晉文公解㆓曹地㆒分㆓諸侯㆒章

國語奇鈔　左國秋型　國語鈔評

海鳥曰㆓爰居㆒章

國語奇鈔　左國秋型　國語鈔評　左國腴
文章正論　古文淵鑑　古文觀止　國語鈔
國語讀本

○李東曰く、此の篇考據著實步驟跌蕩なり、(國語奇鈔)

○汪道昆曰く、議論能品考據著實なり、而して章法步驟亦整齊なり、(左國秋型)

○葉明元曰く、引據議論明白切當なり、(國語鈔評)

○兪桐川曰く、博雅にして精該、謹嚴にして變化す、(國語鈔)

○鮑薦曰く、前に提筆を用ひて五種の祀典を揭出し、中間故實を敍次して以て之れに應ず、筆法其の錯綜を極む、或は散じ或は整ひ、或は分れ或は合ひ幾んど畦徑の尋むべきなし、收束の處復推して之れを廣言し之れを總言し、總べて爰居の祀典に列せざるを見はす、前後の章法緊嚴にして神化す、(國語讀本)

文公欲㆑弛㆓孟文子㆒章

國語奇鈔　國語鈔評

○兪桐川曰く重幣は民を困しむれば則ち作る心からず、天大災なければ則ち必ずしも作らず、作る可からずして之れを作れば民を離すと爲す、必ずしも作らずして之れを作れば災を召くと爲す、只此の二意、翻覆跌宕なり、月峰評して云ふ、斷處毎に斷せざるが如しと、此の神理を得たり、（國語鈔）

二十三年王將ㇾ鑄二無射一而爲二之大林一章

國語奇鈔　左國秇型　國語鈔評　國語讀本

王將ㇾ鑄二無射一問二律於伶州鳩一章

國語奇鈔　左國秇型　國語鈔評

景王既殺二下門子一章

國語奇鈔　左國秇型

敬王十年劉文公與二萇弘一章

國語奇鈔

魯語上

長勺之役曹劌問ㇾ所三以戰二於嚴公一章

國語奇鈔　左國秇型　國語鈔評

○茅坤曰く、一節は照應し、句句典實あり、末に訴獄は中心より民を圖るの一段を出だす、別調に出づるに似たるも、仍本格に歸す、佳たる所以なり、（左國秇型）

嚴公如ㇾ齊觀ㇾ社章

國語奇鈔　左國秇型

○陳仁錫曰く、此の篇之れを內傳に比して更に富麗雅贍なるを覺ゆ、（國語奇鈔）

○楊愼曰く、此の篇內傳に比し文更に富麗なり、（左國秇型）

嚴公丹二桓宮之楹一章

國語奇鈔　左國秇型

哀姜至章

國語奇鈔　左國秇型　國語鈔評

魯饑臧文仲言二於嚴公一章

國語奇鈔　左國秇型　國語鈔評　文章正論

國語鈔　國鈔讀本　古文折義

○兪桐川曰く、一篇の文字總べて義を見はし辭を容れず、魯は義として糴を請はざるを得ず、辰は義として齊に如かざるを得ず、齊は義として粟を與へざるを得ず、文嚴正の處あり、和緩の處あ

國語鈔

○楊愼曰く、篇首數語直に敍事を將つて案となす、何等の齊整、(左國秇型)

○俞桐川曰く、敍次收拾最も瑣最も括なり、提掇包裹最も寬に最も謹めり、發揮疏解最も微に最も核なり、轉折承接最も圓く最も變る、理法倶に絕頂に造る、(國語鈔)

晉孫談之子周適レ周事ニ單襄公ニ章

國語奇鈔　左國秇型　國語鈔評　國語讀本

○陸弘祚曰く、左氏の內傳は大都嚴正に、外傳は大都浩瀚なり、只看る此の篇の文字浩瀚の中に嚴整あるのみなるを、(左國秇型)

○王世貞曰く、此の篇結構弘深盤旋委曲富贍典麗、誠に大雅の章なり、(同上)

靈王二十二年穀洛鬪章

國語奇鈔　左國秇型　國語鈔評　左國腴
古文淵鑑　國語鈔　國語讀本

○劉開侯曰く、議論高卓、收煞完密、是れ古の一大文字なり、(國語奇鈔)

○葉明元曰く、水を壅く上に就て引據議論す、變化疊出理詞倶に到る、(國語鈔評)

○又曰く、總括甚敷暢法あり、漢の劉谷諸家之れを宗とす、(同上)

○王納諫曰く、其の中跌宕反復の妙知る可くして言ふべからず、(左國腴)

○俞桐川曰く、乾坤を包括し今古に馳騁す、理は則ち精深博大、氣は則ち逸宕紆廻、眞に宇內の宏篇傑製なり、(國語鈔)

○鮑蕭曰く、婉にして風多く、曲にして體あり、(國語讀本)

晉羊舌肸聘ニ於周ニ章

國語奇鈔　文章正論　國語讀本

景王廿一年將レ鑄ニ大錢ニ章

國語奇鈔　左國秇型　國語鈔評　古文淵鑑
國語鈔　國語讀本

○張以忠曰く、陳詞懇惻利害較然、眞に經國の宏議と謂ふ可し、(國語奇鈔)

○葉明元曰く、是の篇事に據りて反覆辨論す、理明に詞委し、相如の諫獵略〻之れを祖とす、(國語鈔評)

排對の迹を覺えず、自ら是れ至文なり、（古文觀止）

○浦起龍曰く、前に案じ中に斷ち後に徼ふ、其の中幅の前の二條は一を化して兩と爲す、民事に就て言ふ本務の荒るゝなり、後の二條は一は己が身の過賓たるに就て言ふ奉使に切なるなり、一は陳侯の淫亂に就いて言ふ亡徵を決するなり、排にして章あり、整にして流る、（古文眉詮）

○俞桐川曰く、中間板板四段證據詳確識議正大なり、而して筆調又風韻あり、總敍し總束し結構謹嚴なり、（國語鈔）

○又曰く、毎段古を徵して今の字を以て事に入る、古を徵するの毎段は長く衍び、今に入るとき却て短節を用ふ、便ち峭致あり含蘊あり、（同上）

○又曰く、其の前後錯綜相應ずるの處を玩べば、變化の法を得、（同上）

○鍾伯敬曰く、此の篇先づ敍事より起し、下單子議論の綱と爲す、下面文甚齊整なり、凡そ四大段、末に至りて又之れを總括す、具に章法を見る（國語讀本）

○鮑藹曰く、敍次典核、局度整嚴、錯綜變化の妙を極む、讀んで篇を終ふるに至るも其の詞の排對を覺えざる所以なり、（同上）

定王八年使ニ劉康公聘ニ於魯ニ章

國語奇鈔　左國朹型　國語鈔評　國語讀本

○楊愼曰く、疊用の文法なり、空を疊ね虛に駕するが如し、莊重儼然羨むべし、（左國朹型）

簡王八年魯成公來朝章

國語奇鈔　左國朹型

晉既克ニ楚於鄢ニ章

國語奇鈔　左國朹型　國語鈔評　國朹讀本

○陳明卿曰く、鋪敍餘あり、徐かならず、疾かならず、詞壇の主帥か、（國語奇鈔）

○葉明元曰く、此の篇敍事の法となす可し、其の間桓公郤至と對應の言を述ぶるを敍する、繁にして亂れず、其法あり、（國語鈔評）

周語下

柯陵之會章

國語奇鈔　左國朹型　國語鈔評　左國腴

亦婉亦嚴、或は生かし或は殺し、縦つあり擒ふるあり、奪境奪人の手段を具ふ、（同上）

○又曰く、內傳は只數語のみ、此は卽ち引いて之れを伸ばす、彼は約にして能く該ぬ、此は煩にして厭かず、行文脫化伸縮の法を悟る可し、（同上）

○林雲銘曰く、一段は一段より緊過す、總べて天子たらざれば必ず隧禮を用ふ可からざるの意を言ふ、反覆奇肆、當に絕調と爲すべし、（同上）

王至レ自レ鄭以二陽樊一賜二晉文公一章

國語奇鈔　左國秇型　國語鈔評　左國腴
國　語　鈔　國語讀本　古文折義

○王納諫曰く、國語の文字古くして博く簡嚴少なし、獨り此の節のみは則ち步步適緊す、詞令追琢此れを第一と爲す、（左國腴）

○兪桐川曰く、一節皆呼聲す、忽ち抑へ忽ち揚げ、泣くが如く訴ふるが如く、聞く者をして惻然心を動かさしむ、（國語鈔）

○黃二溪曰く、詞婉にして理直し、（國語讀本）

溫之會晉人執二衞成公一章

文章正宗　國語奇鈔　左國秇型　國語鈔

○兪桐川曰く、義正しく詞嚴なり、（國語鈔）

二十四年秦師將レ襲レ鄭章

國語奇鈔　左國秇型

晉侯使三隨會聘二於周一章

國語奇鈔　左國秇型　左國腴　國語鈔

○李空令曰く、只一殽烝の間のみ、遂に許多の辨析を致す、所謂大題目を以て小事情を說く者、尋常の輕議を容るゝ所に非ず、（國語奇鈔）

定王使三單襄公聘二於宋一章

文章正宗　國語奇鈔　左國秇型　國語鈔評
文章正論　古文淵鑑　古文觀止　古文屑詮
國　語　鈔　國語讀本　古文評註

○林世選曰く、此の篇文甚整齊なり、（左國秇型）

○葉明元曰く、此の篇四段、引據議論明盡法あり、文も亦法るに足る、（國語評鈔）

○杜訥曰く、伏あり應あり關鍵あり結束あり、文の法を以て勝る者なり、（古文淵鑑）

○吳楚材曰く、先づ敍事より起り、中四段に分ちて辨駁す、古を引き今を徵し、句修まり字削る、而して分斷の中復錯綜變化す、之れを讀みて其の

國語奇鈔　左國枕型　國語鈔評　文章正論

襄王使ニ召公過及内史過賜ニ晉惠公命一章

文章正宗　國語奇鈔　左國枕型　國語鈔評

文章正論

○茅鹿門曰く、詞謹嚴にして意剴切なり、（國語奇鈔）

○楊愼曰く、此の篇追琢精美鋪敍燦爛文字の絶品なる者なり、（左國枕型）

襄王使ニ太宰文公内史興賜ニ晉文公命一章

國語奇鈔　左國枕型　國語鈔評　文章正論

周語中

襄王十三年鄭人伐レ滑章

國語奇鈔　左國枕型　國語鈔評

十七年王降ニ翟師一以伐レ鄭章

文章正宗　國語奇鈔

晉文公既定ニ襄王於郟一章

文宗正宗　國語奇鈔　左國枕型　國語鈔評

左國典　古文淵鑑　古文觀止　古文眉詮

國語鈔　國語讀本　古文評註　古文折義

○眞德秀曰く、其の辭氣を玩ぶに優游なるが如くにして實は峻烈なり、眞に諸侯にも告諭するの法となすべし、（文章正宗）

○王納諫曰く、一片明光の錦を吹く如し、之れを玩べば虚婉深至にして餘味あり、即ち盤辟俯仰令儀ならざるなし、當に周語第一篇となすべし、（左國典）

○吳楚材曰く、妙は逆筆を倶用するにあり、（古文觀止）

○浦起龍曰く、外傳は多典故を徵し、獨り此れは議論を以て辭命となす、清空一氣殺活風生す、奪境奪人の手段を具ふ、（古文眉詮）

○鮑蕃曰く、請ふ所を許さゞるを明言せずして只之れを許すの不可を說く、義正しく詞嚴に、凜然畏るべし、（國語讀本）

○兪桐川曰く、先王百姓を說くときは分を以て之れを折ち、大物明德を說くときは理を以て之れを諭す、意嚴にして深く詞婉にして勁し、（國語鈔）

○高梅亭曰く、議論を以て詞命と爲す、一頓一跌、

體有ること少なし、（左國腴）

○浦起龍曰く、耕藉の典故先事後事徹始徹終、秩として籍記の如し、此等の文三禮と功を同じくす、（古文眉詮）

○兪桐川曰く、徴事古核運筆峭質立議周匝布局渾成なり、文此に至りて學士才人一齊に手を束ぬ、（國語鈔）

○又曰く、全く敍事の體を用ふ、中提掇を以て界限を分出す、乃ち密中の疎なり、耕あれば卽ち稷あり、一句を以て上四百餘字に對す、全篇農を務むべきを論じて忽ち武を講ずるの句に入り、千畝に戰ふの作業と爲す、乃ち拙中の巧なり、（同上）

○鍾伯敬曰く、敍事反覆次第重峰疊嶂の萬狀崔嵬たるが如し、音節の砰鏘風神の蒼鬱なる、固に丘明の本色なり、（國語讀本）

魯武公以ニ括與ㇾ戲見ㇾ王章

文章正宗　國語奇鈔　左國秇型　國語鈔評

國語鈔

○兪桐川曰く、是非利害を窮究して徹始徹終屈曲堅峭なり、輕快の文字と作して讀む莫れ、（國語鈔）

宣王欲ㇾ得ニ國子ー章

國語鈔評

宣王既喪ニ南國師ー章

國語奇評　左國秇型　國語鈔評　左國腴

古文淵鑑　國語鈔　國語讀本

○葉明元曰く、此の篇語多からずして詞意甚詳切なり、（國語鈔評）

○鮑薦曰く、此の文兩段に分つ、兩段の中又各〻兩層意に分つ、前段一層は民を料るの官を言ひ、轉じて一層は理を料るの事を言ひ、後段一層は人事を言ひ、轉じて一層は天道を言ふ、前段は民は必ずしも料らざるを言ひ、後段は民の料る可からざるを言ふ、亦是れ先開後闔の法なり、（國語讀本）

幽王二年西周三川皆震章

國語奇鈔　左國秇型　國語鈔

邊伯石遫蔿國出ㇾ王章

國語鈔評

十五年有ㇾ神降ニ於莘ー章

國語奇鈔　國語鈔

○兪桐川曰く耽情溺志の中に於て說き得て魂を驚かし魄を蕩かす、內傳の叔向の母の議論と相敵す、(國語鈔)

厲王虐國人謗レ王章

文宗正宗　國語奇鈔　左國秋型　國語鈔評
左國腴　古文淵鑑　古文觀止　國語鈔
國語讀本　古文評註　古文折義

○吳楚材曰く、正意喩意夾和して文を成す、筆意縱横端倪すべからず、(古文觀止)

○兪桐川曰く、喩雋なり又變化す、議核なり又疎宕なり、漢の文帝除二誹謗妖言一詔庶幾くは以て美を媲ぶべし、(國語鈔)

○林雲銘曰く、第一段は謗を止むるは害あるを言ひ、第二段は政を聽く全く民言に賴り斟酌して行ふべきを言ひ、第三段は民の言あるは實に人君の利なるを言ひ、第四段は民の言は孟浪にして出づるに非ざるを言ふ、皆幾たびか裁度を經、但に壅ぐべからざるのみならず實は壅ぐ能はざる者なり、川を防ぐの意を廻拖し融して一片と成す、警健絕倫なり、世人立言の層節を綜せず、輙ち此等の妙文を把りて一氣に讀却す、良に惜むべきなり、(古文折義)

厲王說二榮夷公一章

文章正宗　國語奇鈔　左國秋型　國語鈔評
古文淵鑑　國語鈔

○兪桐川曰く、專レ利不レ知二大難一是れ一意亦是れ兩意なり、首句提明し以下利を專にし又難を知らざるは是一層なり、利を專にせざるも尙當に難を知るべし何ぞ況や利を專にするをや又一層なり、只兩層のみ、意跌宕にして文筆闊變なり、遂に畦徑の測る莫きを覺ゆ、(國語鈔)

宣王即位不レ藉二千畝一章

文章正宗　國語奇鈔　左國秋型　國語鈔評
左國腴　古文淵鑑　古文眉詮　國語鈔
國語讀本

○孫應鰲曰く、民之大事在レ農の一句、一篇の綱領たり、(左國型秋)

○王納諫曰く、始終一典故を敍して極めて該練極めて透迤なり、步步致あり語語琢す、他文に此の

し、

文章正宗　宋　眞德秀撰
國語奇鈔　明　陳仁錫撰
左國秇型　同　林世選撰
國語鈔評　同　葉明元撰
左國腴　同　王納諫撰
文章正論　同　劉祜撰
古文淵鑑　清　康熙御撰
古文觀止　同　吳楚林、吳調侯撰
古文眉詮　同　浦起龍撰
國語鈔　同　高梅亭撰
國語讀本　同　鮑薾撰
古文評註　同　過珙、黄越撰
古文折義　同　林雲銘撰

周語上

穆王將レ征ニ犬戎一章

文章正宗　國語奇鈔　左國秇型　國語鈔評
左國腴　文章正論　古文淵鑑　古文觀止
古文眉詮　國語鈔　古文評註

○劉開侯曰く、通篇耀レ德不レ觀レ兵の一句を以て主と作す、(國語奇鈔)

○林希逸曰く、文極めて醇正、耀レ德不レ觀レ兵の句一篇の主腦たり、終篇反復此の意に外ならず、(左國秇型)

○葉明元曰く、通篇只三段のみ、詞明に義正し、

○陳廷敬曰く、五服を敍する所典雅深厚なり、版圖の數朝貢の節略、之れを盡くせり、古人立言必ず故實に詳なること此の如し、(古文淵鑑)

○浦起龍曰く、作論の體、古より以て近きに及ぼし、先づ泛くして後貼く、敍次中筋節あり、排比中機杼あり、(古文眉詮)

○俞桐川曰く、先王耀レ德不レ觀レ兵は是れ統論、先王の制は是れ切論なり、耀レ德を論じて輕く觀レ兵を帶び、觀レ兵を論じて重く耀レ德を綴ふ、尙書樸質渾穆の風を變じて節奏舒波紋蕩漾神氣又極めて深厚なり、允に古文の冠たり、(國語鈔)

○孫月峰曰く、初めて尙書の調を變ず、是今文の祖なり、(同上)

恭王游ニ於涇上一章

柳文は國語より出づ(古文關鍵)

宋の李耆卿曰く

柳子厚が文は國語に出づ、又西漢の諸傳を學ぶ、國語の文は段落全し、子厚の文は段落碎なり、然れども句法却て相似たり、(文章精義)

是れに由りて柳宗元は能く國語の文を知るものとなすを得べし、されば國語の文は韋柳二家の評を以て適れりとなすも決して誤らざるを信ずるなり、

左の諸家の評は皆韋柳二家に據りたるものなれば、左にかゝげて參考に供す、

宋の陳造曰く、其の文壯にして其の辭奇なり、(朱竹坨經所引)

宋の黃震曰く、國語の文は宏衍精潔なり、(同上)

明の陶望齡曰く、國語一書深厚渾樸なり、周魯は尙し、周語は辭事に勝つ、晉語は事辭に勝つ、齊語は單に桓公の霸業を記す、大略管子と同じ、其の妙理瑋辭の如きは、驟に之れを讀めば心驚き、潛に之れを翫べば味永し、還須らく越語を以て壓卷となすべし(同上)

明の王世貞曰く、組織の工を極め、陶鑄の巧を鼓す、學者稍〻其の芳豔を掇拾するも猶以て羣流に文藻し當代に黼黻たるに足る、信に文章の巨麗なり、(同上)

荻生徂徠曰く、文章洞微にして玄奧いふ方なし、實に文章の規矩にして習熟せずんばあるべからず、(經子史要覽)

終りに敍べ置かざるべからざるは宋の朱子の評なり、其の言に曰く、

國語は委靡繁絮眞に衰世の文のみ、(語類)

後世朱子の學を奉ずるものは大抵此の說を信ずれども妥當を缺くの嫌あれば取らず、されど有力ある大儒の評なれば此に紹介し置くのみ、

國語中の名章を鈔出批評せるものは、宋の眞德秀の文章正宗以下十數書あり、今左の十三書より其の鈔出せる章名を拔き、下に鈔出書を注し、且つ其の評語を錄して國語の文をよむものゝ便に供す、而して諸家の批評は道德上よりするものと文章上よりするものとの二種あり、道德上よりするものは此に要なければ省く、たゞ文章上よりするものゝ案外に少なきは誠に遺憾に堪へざる所なり、十三書の目は左の如

以二二姚一、而邑二諸綸一、有二田一成一、有二衆一旅一、能布二其德一而兆二其謀一、以收二夏衆一、撫二其官職一、使二女艾諜一レ澆、使二季抒誘一レ豷、遂滅二過戈一、復二禹之績一、祀レ夏配レ天、不レ失二舊物一、今吳不レ如レ過、而越大二於少康一、或將豐レ之、不二亦難一乎、勾踐能親而務レ施、不レ失レ人、親不レ弃レ勞、與レ我同レ壤、而世爲二仇讎一、於レ是乎克而弗レ取、將又存レ之、違レ天而長二寇讎一、後雖レ悔レ之、不レ可レ食已、姬之衰也、日可レ俟也、介二在蠻夷一而長二寇讎一、以レ是求レ伯、必不レ行矣、(左傳哀公元年)

大夫種が太宰嚭にとり入り嚭が呉王に說きて越を許す事、勾踐呉に入りて臣事する事は左傳になし、

勾踐之地章

左傳になし、

越語下

左傳になし、

第十一章　國語の文章

左傳國語共に左丘明の手に成れるものなるとは前に述べたるが如し、されど左傳は丘明が各國の史乘をとり之れを融化して作りたるものなれば文體一定せるも、國語は左傳に取捨せる資料の殘りと新に得たる各國の資料とを合して多少之れを潤色したるに過ぎざれば、各語の文體一致を缺く所あり、是れ左傳の文と等しからざる所あり、國語の文を讀むもの、豫め知悉し置かざる可からざる所なり、

國語の文を許するもの古來より多けれども、其の肯綮を得たるものは前に韋昭を推し後に柳宗元を擧げざるべからず、韋昭は曰く、

沈懿にして雅麗なり。(國語註序)

柳宗元は曰く

左氏の國語は其の文深閎傑異にして固より世の耽嗜して已まざる所なり。(非國語序)

韋昭が國語の忠臣たることは前にのべたり、柳宗元は非國語を著したれども、そは其の事實の不稽を論じて排したるのみにして、其の文に至りては耽讀否精讀して愛翫措かざりしことは、宗元の文章は國語より出でたりといふ後人の推評によりて知らる、宋の呂祖謙曰く、

吳王昏乃戒章、

吳王決死の陣をなし虛勢を示すの記事左傳になし、

晉が吳の陣へ遣はせる使者は國語には董褐とあり、左傳(哀公十三年以下同)には司馬寅とあり、董褐(左傳の司馬寅)が使命の辭吳王が董褐への答辭及虛喝の事は左傳になし、

董褐が趙鞅への復命の辭は左傳略なり、

董褐が再び吳陣へ行く記事は左傳になし、

國語には吳先に歃るとあり、左傳には晉先づ歃るとあり、

吳王夫差既退二於黃池一章

左傳になし、

吳王夫差還レ自二黃池一章

大夫種の獻策、越王申包胥に問ふ事及五大夫にはかる事、夫人大夫と訣別の事、軍隊と誓約の事左傳になし、

越王襲吳の記事(左傳哀公十七年)吳王亡滅の記事(左傳哀公二十二年)は共に左傳略にして國語は詳なり、

越語上

越王勾踐棲二於會稽之上一章

越王の號令、大夫種の獻策左傳になし、

大夫種吳に使することは左傳(哀公元年)にあれども大夫種請和の辭はなし、

子胥の諫言は異なれり、左の如し、

子胥諫曰、不可、夫吳之與レ越也、仇讎敵戰之國也、三江環レ之、民無レ所レ移、有レ吳則無レ越、有レ越則無レ吳、將不レ可レ改二於是一矣、員聞レ之、陸人居レ陸、水人居レ水、夫上黨之國、我攻而勝レ之、吾不レ能レ居二其地一、不レ能レ乘二其車一、夫越國吾攻而勝レ之、吾能居二其地一、吾能乘二其舟一、此利也不レ可レ失也已、君必滅レ之、失二此利一也、雖レ悔レ之、亦無レ及已、(國語)

伍員曰、不可、臣聞レ之、樹レ德莫レ如レ滋、去レ疾莫レ如レ盡、昔有過澆殺二斟灌一、以伐二斟鄩一、滅二夏后相一、后緡方娠、逃出レ自レ竇、歸二於有仍一、生二少康一焉、爲二仍牧正一、惎レ澆、能戒レ之、澆使二椒求一レ之、逃奔二有虞一、爲二之庖正一、以除二其害一、虞思於レ是妻レ之

司馬子期欲下以二其妾一爲中內子上章
以上三章左傳になし、

楚語下

昭王問二於觀射父一章
子期祀二平王一章
鬭且廷三見令尹子常一章
以上三章左傳になし、
吳人入レ楚、昭王出奔章
左傳（定公四年）は略敍して十數字に過ぎず、國語の詳備なるに如かず、
吳人之入レ楚楚昭王奔レ隕章
左傳（定公四年）は略にして國語は詳細なり、
子西歎二於朝一章
國語は、子西問ひ藍尹亹答ふることになれり、左傳（哀公元年）は諸大夫問ひ子西答ふることになれり、文句に異同あり、
王孫圉聘二於晉一章
惠王以レ梁與二魯陽文子一章
以上二章左傳になし、
子西使三人問二王孫勝一章
左傳（哀公十五年）は略敍して數十字に過ぎず、國語の詳細なるに及ばざること遠し、

吳語

吳王夫差起レ師伐レ越章
左傳になし、
吳王夫差既許二越成一章
申胥の諫言意は同じけれども文は全く異なれり、左傳（哀公十一年）は簡略にして國語は詳細なり、
吳王夫差既勝二齊人於艾陵一章
左傳になし、
吳王還レ自レ伐齊章
左傳（哀公十一年）は略敍して三十餘字に過ぎず、國語の詳細に及ばざること遠し、
吳王夫差既殺二申胥一章
吳王運河を鑿つの記事左傳になし、
勾踐襲吳の記事左傳（哀公十二年）は專ら吳の方を敍し、國語は專ら越の方を敍す、
王孫雒の獻策左傳になし、

簡子鄭無正の言は相同じ、文句に異同あり、
　莊公の禱詞は左傳（定公二年）詳なり、
趙簡子田于螻章
少室周爲趙簡子右章
趙簡子歎曰、吾願得范中行氏之良臣章
趙簡子問於壯馳茲章
趙簡子歎曰雀入于海爲蛤章
趙襄子使新稺穆子伐翟章
知宣子將以瑤爲後章
知襄子爲室美章
還自衞章
晉陽之圍章
　以上十章左傳になし、多くは春秋以後のことなり、

鄭語

春秋以前の事なるを以て左傳になし、

楚語上

莊王使士亹傅太子葴章
　左傳になし、

恭王有疾章
　左傳（襄公十三年）略にして國語詳なり、
屈到嗜芰章
　左傳になし、
新擧娶於申公子牟章
　左傳（襄公廿六年）と同じ、文句に異同あり、
靈王爲章華之臺章
　以上二章左傳になし、
靈王城陳蔡不羹章
　王の問二書異なれり、左の如し、
　靈王城陳蔡不羹、使僕夫子晳問於范無宇曰、吾不服諸夏、而獨事晉何也、唯晉近我遠也、今吾城三國、賦皆千乘、亦當晉矣、又加之以楚、諸侯其來乎、（國語）
　楚子城陳蔡不羹、使弃疾爲蔡公、王問於申無宇曰、弃疾在蔡何如、（左傳昭公十一年）
　范無宇の對は意同じけれども文は異なれり、國語を詳細とす、
左史倚相廷見申公子亹章
靈王虐白公子張驟諫章

鄭簡公使ニ公孫成子來聘一章

叔向見ニ韓宣子一章

　以上二章左傳になし、

晉語　九

吉京伯如レ楚章

左傳（昭公十四年）と同じ、文句に異同あり、

中行穆子率レ師伐レ翟章

左傳（昭公十五年）詳細なり、

穆子が軍吏の言を拒むの辭、二書異なり、左に對照す、

穆子曰、非ニ事レ君之禮一也、夫以レ城來者、必將レ求ニ利於我一、夫守而二心、姦之大者也、賞レ善罰レ姦國之憲法也、許而弗レ予、失ニ吾信一也、若其予レ之、賞ニ大姦一也、姦而盈レ祿、善將ニ若何一、且夫翟之憾者、以レ城來盈レ願、晉豈其無、是我以レ鼓教ニ吾邊鄙貳一也、夫事レ君者、量レ力而進、不レ能則退、不ニ以レ安賈一レ貳、（國語）

穆子曰、吾聞ニ諸叔向一、曰、好惡不レ愆、民知レ所レ適、事無レ不レ濟、或以ニ吾城一叛、吾所ニ其惡一也、人以レ城來、吾獨何好焉、賞レ所ニ其惡一、若レ所レ好何、若其弗レ賞是失レ信也、何以庇レ民、力能則進、否則退、量レ力而行、吾不レ可ニ以欲レ城而邇一レ姦、所レ喪滋多、（左傳昭公十五年）

中行伯既克レ鼓章

范獻子聘ニ於魯一章

董叔將レ取ニ於范氏一章

趙簡子曰章

　以上四章左傳になし、

梗陽人有レ獄章

左傳（昭公二十八年）は獻子の子魏戊が閻沒叔寬二子に賴みて獻子を諫めさすことになり、國語は閻叔二子が直接に相談して諫むることになり居れり、

下邑之役董安于多章

二子の獻子を諫むる記事は國語稍〻詳なり、

趙簡子使ニ尹鐸爲ニ晉陽一、請曰以爲ニ繭絲一乎章

趙簡子使ニ平鐸爲ニ晉陽一曰必墮ニ其壘培一章

　以上三章左傳になし、

鐵之戰章

叔魚生の節は左傳になし、

楊食我生の節は左傳（昭公二十八年）と相同じ、左傳稍詳なり、

魯襄公使二叔孫穆子來聘一章

宣子の言は左傳（襄公二十四年）と同じ、

穆子の答は左傳（同上）詳なり、意は相同じ、

范宣子與二和大夫一爭レ田章

訾祏死章

平公說二新聲一章

平公射レ鴳不レ死章

叔向見二司馬侯之子一章

以上五章左傳になし、

秦景公使二其弟鍼來求一レ成章

左傳（襄公二十六年）と相同じ、但し師曠の言は左傳稍〻詳なり、

諸侯之大夫盟二於宋一章

宋之盟楚人固請二先歃一章

以上二章左傳（襄公二十七年）略にして國語詳なり、

虢之會魯人食言章

趙文子と叔孫穆子との問答と樂王鮒が文子に穆子を殺すことと文子が之れを拒ぐことは左傳（昭公元年になし）

趙文子が楚に穆子を免すを請ふの辭は、左傳（同上）にありて國語になし、

趙文子爲レ室章

趙文子與二叔向一游二於九原一章

以上二章左傳になし、

秦后子來奔章

文子と后子との問答は左傳（昭公元年）稍〻詳なり、

后子の批評は國語詳なり、

平公有レ疾章

醫和診斷の言は左傳（昭公元年）と同じ、たゞ文句に稍〻異同あるのみ、

公と醫和との問答は國語になし、

文子と醫和との問答は國語詳細なり、

秦后子來仕章

左傳（昭公元年）略にして國語詳なり、

左傳は叔向と趙文子との問答とし、國語は叔向と韓宣子との問答となせり、

左傳（襄公三年）と同じくして文稍〻異なれり、

祁奚辭二於軍尉一章

左傳（襄公三年）略にして國語詳なり、たゞ祁奚が第一に解狐を薦めたることは國語になし、

五年無終子嘉父章

左傳になし、

韓獻子老章

穆子が辭退の辭、左傳（襄公七年）と異なれり左の如し、

辭曰、厲公之亂、無忌備二公族一不レ能レ死、臣聞レ之、曰無二功庸一者不三敢居二高位一、今無忌知不レ能レ匡レ君、使レ至二於難一、仁不レ能レ救、勇不レ能レ死、敢辱二君朝一以忝二韓宗一、請退也（國語）

辭曰、詩云、豈不二夙夜一、謂二行多一レ露、又曰、弗レ躬弗レ親、庶民弗レ信、無忌不才、讓其可乎、（左傳襄公七年）

穆子弟の宣子を己の代りに薦むるのこと、左傳（同上）にありて國語になし、

悼公使二張老爲一レ卿章

左傳になし、

十二年公伐レ鄭章

鄭伯の貢物二書異同あり、左の如し、

鄭伯嘉來納二女工妾三十人、女樂二八、歌鐘二肆、及寶鎛、輅車十五乘一、（國語）

鄭人賂二晉侯一以二師悝、師觸、師蠲、廣車軘車淳十五乘甲兵備、凡兵車百乘、歌鐘二肆、及其鎛磬、女樂二八一、（左傳襄公十一年）

公が魏絳を賞するの言及魏絳辭退の言は、左傳（襄公十一年）詳細なり、其の君臣の言の中にて異なる所は左の如し、

八年七合二諸侯一（國語）

八年之中、九合二諸侯一（左傳襄公十一年）

悼公與二司馬侯一升レ臺章

左傳になし、

晉語　八

平公六年章

欒懷子之出章

以上二章左傳になし、

叔魚生章

以上三章左傳になし、

晉語　六

趙文子冠章

　左傳になし、

厲公將㆑伐㆑鄭章

　國語は詳にして左傳（成公十六年）は極めて略なり、

厲公六年伐㆑鄭章

　左傳（成公十六年）稍〻略なり、

鄢之戰章

　左傳（成公十六年）と同じ文句稍〻異なれり、

鄢陵之役大夫欲㆑爭㆑鄭章

鄢陵之役晉伐㆑鄭荊救㆑之大夫欲㆑戰章

　以上二章左傳になし、

鄢陵之役晉伐㆑鄭荊救㆑之欒武子將㆓上軍㆒章

　國語には范文子と欒武子との問答となし、左傳（成公十六年）には文子と郤至との問答となせり、國語詳にして左傳略なり、

鄢陵之役荊厭㆓晉軍㆒章

　左傳（成公十六年）と同じくて文句に異あるのみ、

　苗棼皇の評は左傳になし、

既退㆓荊師於鄢陵㆒章

　左傳（成公十六年）略にして國語詳なり、

反㆑自㆑鄢章

　左傳（成公十七年）略にして國語詳なり、

既戰獲㆓王子發鉤㆒章

　左傳（成公十七年）は極めて略なり、

長魚矯既殺㆓三郤㆒章

　左傳（成公十七年）詳にして國語略なり、

欒武子中行獻子章

　左傳（成公十七年）略にして國語詳なり、

晉語　七

既殺㆓厲公㆒章

　悼公卽位前諸大夫と相盟ひの辭、左傳（成公十八年）と意相同じくして國語を詳となす、公の政策と任命と相同じ、左傳（成公十八年）略にして國語詳なり、

四年會㆓諸侯於雞丘㆒章

詳なり、
趙衰欒枝に讓ること下軍の將を定むることは國語
稍〻詳なり、
公使ニ原季爲レ卿章
文公學ニ讀書於臼季ニ章
文公問ニ於郭偃ニ章
文公問ニ於胥臣ニ章
以上四章左傳になし、
文公卽レ位二年章
左傳（僖公二十五年）と互に省略あり、大體相同じ、

晉語　五

臼季使舍ニ於冀野ニ章
左傳（僖公三十三年）と文句に異同あるみ、
陽處父如レ衞章
左傳（文公五年）は大要を記するのみ、
趙宣子言ニ韓獻子於ニ靈公ニ章
宋人殺ニ昭公ニ章
以上二章左傳になし、
靈公虐章
左傳（宣公二年）と相同じ、文句に異同あるのみ、
郤獻子聘ニ於齊ニ章
獻子齊に聘するの條は、文句に異同あるのみにて
左傳（宣公十七年）と相同じ、
范武子執政を辭するの條は、意同じくして文全く
異なれり、
范文子莫退ニ於朝ニ章
左傳になし、
靡笄之役韓獻子將レ斬レ人章
左傳（成公二年）と同じくして文字稍〻異なり、
靡笄之役郤獻子傷章
左傳（成公二年）と同じ文句に異同あるのみ、
靡笄之役郤獻子師勝而反章
記事左傳（成公二年）と同じ、范文子の答は意同じ
くして文稍〻異なり、
靡笄之役郤獻子見章
左傳（成公二年）略にして國語稍〻詳なり、
靡笄之役也郤獻子伐レ齊章
梁山崩以レ傳召ニ伯宗ニ章
伯宗朝以レ喜章

衞を過ぐるの事は、國語は齊を出づるの後にかけ、左傳は齊に至る前にかく、而して其の記事は左傳は極めて簡なり、
僖負羈が曹伯を諫むるのこと國語にありて左傳になし、他は相同じ、
宋を過ぐるの記事、左傳は極めて簡略なり、
鄭、楚を過ぐるの記事左傳略なり、
公子の秦に於ける記事左傳は極めて簡略なり、
公子晉にかへるを簒する事、董因公子を迎ふる事は左傳になし、
公子狐偃と誓ふ記事と晉に入りて即位する記事は二書（左傳は僖公二十四年）相同じ、

初獻公使寺人勃鞮伐公於蒲城章

左傳（僖公二十四年）は略なり、

文公之出也章

左傳（僖公二十四年）と相同じ、文句に稍異同あるのみ、

元年春公及夫人嬴氏章

公が政策左傳（僖公二十四年）になし、

冬襄王避昭叔之難章

狐偃の獻策は國語詳にして左傳（僖公二十五年以下同）略なり、
公卜偃に占はす事國語になし、
公が王を納れ王之れを賞するの記事は文句に異あるのみにて相同じ、
王が公に賞賜の邑は國語は左傳より州・陘・絺・鉏の四邑多し、
倉葛が公に告ぐるの辭は周語中と晉語四とに見えて意稍同じくして文全く異なり、左傳に見ゆる辭は周語中に見ゆる辭を略せるものなり、

文公伐原章

國語は左傳（僖公二十五年）に比し稍詳なり、

文公立四年章

前後中間の記事國語は殆ど省く、他は文句の異あるのみにて左傳（僖公二十八年）と相同じ、

文公誅觀狀章

晉國饑公問於箕鄭章

以上二章左傳になし

公問元帥於趙衰章

趙衰郤穀を薦むるの言は左傳（僖公二十五年）稍

惠公既殺二里克一章

以上三章左傳になし

惠公卽位乃背二秦賂一章

里克を殺すの記事は左傳（僖公十年）詳にして國語略なり、

丕鄭殺さるゝの記事は國語詳にして左傳（僖公十年）略なり、

丕鄭之子曰レ豹章

國語詳にして左傳（僖公十年）略なり、

晉饑乞二糴於秦一章

國語詳にして左傳（僖公十二年）略なり、

秦饑公會二河上輸二之粟一章

左傳（僖公十四年）詳にして國語略なり、

六年秦歲定章

惠公の御將車右の定まりし後に慶鄭の諫めし言は左傳（僖公十五年以下同）にありて國語になし、惠公の挑戰に答ふる、國語は穆公親ら答へ、左傳は公孫枝答ふるやうになれり、文章稍〻異なりて意は同し、

戰前公孫枝の諫と穆公の答とは國語にありて左傳になし、

穆公が惠公處分案に關する評定は左傳略にして國語詳なり、

以上の外は文稍〻異なるのみ、大體相同じ、

公在レ秦三月章

左傳（僖公十五年）と相同じくして國語を稍詳なりとす、

公未レ至、蛾晳謂二慶鄭一章

國語は詳敍するも左傳（僖公十五年）は極めて簡略にして、僅に其の十五六分の一にすぎず、

晉語　四

文公在レ翟十二年章

狐偃が翟より齊にゆくを書せる記事は、左傳になし、

五鹿を過ぐるの記事、國語は詳敍し左傳（僖公二十三年以下同）は略敍す、

公子が齊にありて安んぜるを姜氏が狐偃とはかりて連れ出すの記事は、國語は極めて詳悉にして左傳は極めて簡略なり、

公六年)極めて略なり、

虢公夢在レ廟章

虢公が夢の記事と史嚚の占辭と公史嚚を囚ふる事は、皆國語にありて左傳(莊公三十二年)になし、史嚚が虢の亡滅を豫言することは左傳(莊公三十二年)にありて國語になし、

舟之僑が國を去る記事は、國語詳悉なれども左傳(閔公二年)は極めて簡略なり、

伐レ虢之役章

宮之奇の諫辭は左傳(僖公五年)にありて國語になし、

宮之奇國を去るとき其の子に語れる辭は國語にあて左傳(僖公五年)になし、

獻公問二於卜偃一章

童謠の辭相同じ、卜偃が童謠を解するの辭は左傳(僖公五年)詳にして國語略なり、

葵丘之會章

左傳(僖公九年)略にして國語詳なり、宰周公の言の如きは左傳は其の要をあぐるに過ぎざるなり、

二十六年獻公卒章

里克荀息に決心を問ふの記事は左傳(僖公九年)略にして國語詳なり、

里克丕鄭を説きて己に贊せしむの記事は、國語にありて左傳になし、

荀息死節の記事は二書相同じ、

既殺二奚齊卓子一章

里克丕鄭公子重耳を招き重耳舅犯にきゝて辭するの事、呂甥郤稱公子夷吾を招き夷吾冀芮にきゝて諾するの事、呂甥秦に請うて嗣君を立つる計をのべ諸大夫贊する事、梁由靡秦に使して依賴する事、秦の穆公が公子縶公孫枝とはかりて夷吾を立つるに至るまでの記事は皆左傳になし、たゞ冀芮が夷吾にすゝめて秦に賂はしむる事だけは左傳(僖公九年)に略敍せり、

穆公問二於冀芮一章

國語詳にして左傳(僖公九年)は略なり、

晉語　三

惠公入而背二外內之賂一章

惠公卽位出二共世子一章

父君が成に之れを與ふるは何故かと問ひ、先友慰諭奬勵し、狐突嘆見す、先友復び慰諭奬勵するの順序に敍述す、左傳（閔公二年）は大子先友に問ふの事なく、直に先友が第二回の慰勵の辭（文は國語に同じ）をあげ、次に狐突の歎息の言（文意同じくして左傳詳に國語略なり）をあげ、梁餘子養・罕夷・先丹木の狐突の意に贊する辭をあげ、最後に羊舌大夫の先友の言に贊して夫子を激勵するの順序に敍述せり、

大子將に戰はんとするとき狐突諫むる言は稍同じき所あるも、大體は全く異なれり、左にかゝぐ、

狐突諫曰、不可、突聞レ之、國君好レ艾大夫殆、好レ內適子殆社稷危、若惠ニ於父一而遠ニ於死一、惠ニ於衆一而利ニ於社稷一、其可ニ以圖一レ之乎、況其危ニ身於翟一以起ニ讒於內一也、（國語）

狐突諫曰、不可、昔辛伯諗ニ周桓公一曰、內寵竝レ后、外寵二レ政、嬖子配レ適、大都耦レ國、亂之本也、周公弗レ從、故及ニ於難一、今亂本成矣、立可レ必乎、孝而安レ民、子其圖レ之、與ニ其危レ身以速一レ罪也、（左傳閔公二年）

太子狐突に答ふるの言及狐突の身の處置は、國語にあれども左傳にはなし、

晉語　二

反レ自ニ稷桑一處五年章

驪姬大子を讒するの事、優施里克を中立さすの事、里克と丕鄭との問答の事は皆左傳になし、

或人が大子に辨解せよとすゝめ大子拒絕したる事は左傳（僖公四年）にありて國語になし、

驪姬が大子をして其の母を祭らしめ之れを陷るゝの事は左傳（僖公四年）詳にして國語稍〻略なり、

杜原款が大子への遺言は左傳になし、

或人が大子に國を逃るゝをすゝめてて大子之れに答へて拒絕するの辭は、國語は詳なれども左傳（僖公四年）は略敍して僅に十六字にすぎず、

重耳・夷吾二公子出奔の記事は左傳（僖公五年六年）詳にして國語稍〻略なり、

二十二年公子重耳出亡章

重耳出亡狐偃畫策の事は左傳になし、

夷吾出亡冀芮畫策の事は國語詳にして左傳（僖

て文異なり、國語を稍〻詳となす、
大子士蔿の言を聞きて感謝し且己が志を言ふの語は、國語にありて左傳になし、

優施敎二驪姬一章

優施驪姬に敎へ姬公を脅喝し大子をして東山を伐たすこと左傳になし、

公が大子に偏裻の衣をきせ金玦を佩ばせるを評せるを國語は僕人贊となし佐傳(閔公二年)は先丹木となせり左にかゝぐ。。。は同じ印なり、

僕人贊聞レ之曰、大子殆哉、君賜二之奇一、奇生レ怪、怪生レ無レ常、無レ常不レ立、使二之出征一、先以觀レ之、故告レ之以二離心一、而示レ之以二堅忍之權一、則必惡二其心一而害二其身一矣、惡二其心一必內險レ之、害二其身一必外危レ之、危自レ中起難哉、且是衣也、狂夫阻之衣也、其言曰、盡レ敵而反、雖レ盡レ敵、其若二內讒一何(國語)

先丹木曰、是服也狂夫阻レ之、曰盡レ敵而反、敵可レ盡乎、雖レ盡レ敵猶有二內讒一不レ如レ違レ之、(左傳閔公二年)

十七年冬公使三大子伐二東山一章

里克公を諫むるの言は左傳(閔公二年)詳にして國語略なり、

公が里克の諫を拒むの辭は國語詳にして左傳略なり、

里克退いて大子を見て問答の言は異なり、左にかゝぐ、

里克退見二大子一、曰、君賜二我偏衣金玦一何乎、里克曰、孺子懼乎、衣二躬衣之偏一而握二金玦一、令不レ偸矣、孺子何懼、夫爲二人子一者懼二不孝一、不レ懼レ不レ得、且吾聞レ之、敬賢二於請一、孺子其勉レ之乎、(國語)

里克見二大子一、大子曰、吾其廢乎、對曰、告レ之以レ臨レ民、敎レ之以二軍旅一、不レ共是懼、何故廢乎、且子懼二不孝一、無レ懼レ弗レ得レ立、修レ己而不レ責レ人、則免二於難一、(左傳閔公二年)

國語には大子が大將として狐突之れが御將たり先友車右たるを記すも、左傳には此の外に副將罕夷と其の御將梁餘子養車右先丹木と軍尉羊舌大夫との事を記せり、

國語には大子が偏衣を着金玦を佩びて出で先友に

公父文伯之母欲レ室二文伯一章
公父文伯卒章
公父文伯之母朝哭二穆伯一章
吳伐レ越墮二會稽一章
仲尼在レ陳章
齊閭丘來盟章
　以上十二章左傳になし
季康子欲二以レ田賦一章
　此の事左傳哀公十二年にあり、仲尼が冉有に答ふるの言、意同じくして文全く異なれり、而して國語を稍〻詳となす、

齊　語

左傳(莊公九年)には桓公管仲の關係を記して
(上略)管仲請レ囚、鮑叔受レ之、及二堂阜一而稅レ之、歸而以告曰、管夷吾治二於高傒一、使レ相可也、公從レ之、
といふ外絕えてなし、

晉語　一

武侯伐レ翼殺二哀侯一章
　左傳(桓公三年)には武侯翼を伐つのことはあれども、欒共子死節のことはなし、
獻公卜レ伐二驪戎一史蘇占レ之章
　左傳になし
獻公伐二驪戎一克レ之章
　史蘇諸大夫に告ぐるの言、左傳(莊公二十八年)になし、
驪姬生二奚齊一章
烝二於武公一章
獻公田見二翟柤之氣一章
公之優曰レ施章
　以上四章左傳になし
驪姬賂二二五一章
　左傳(莊公二十八年)と相同じ、公說、乃城二曲沃一以下は同じくして文稍〻異なり、
十六年公作二二軍一章
　左傳(閔公元年)には御將及車右の將の名を記し其の滅ぼせる國名を列すれども、國語にはなし、
　士蔿が公を諫むるの語國語にありて左傳になし、
　士蔿が人に語るの言は二書共にあり、意同じくし

襄公如ㇾ楚章

叔仲昭伯と子服惠伯との意見は文に稍〻異同あるのみにて二書（左傳は襄公二十六年にあり）共に相同じ、

昭伯の再度の反駁論は國語にありて左傳になし、

叔孫穆子及榮成伯の昭仲の說に贊成してそれに決せることは、左傳にありて國語になし、

公楚の師をかけて季武子を伐たんとして榮成伯諫めて止めたることは、國語にありては左傳になし、

襄公在ㇾ楚季武子取ㇾ卞章

季武子季冶をして璽書もて公に告げしめしことは二書（左傳は襄公廿九年にあり）相同じ、

榮成伯が公に代りて季冶にいへる言は國語にありて左傳になし、

公が季冶に問ひ且つ冕服を與へしことは左傳にありて國語になし、

季冶が武子の己を欺けるを怒りて辭職したることは國語にありて左傳になし、

虢之會楚公子圍章

叔孫穆子が楚公子圍の將來を豫言せること、國語にありて左傳（昭公元年）になし他は相同じ、

虢之會諸侯之大夫章

叔孫穆子が梁其踁にいへる言と其人卽曾阜といへる言とは、國語詳細にして左傳（昭公元年）は細敍せるに過ぎず、他は文句の稍〻異あるのみにて相同じ、

平丘之會章

子服惠伯が季平をすゝめて晉にゆくこと、國語にありて左傳（昭公十三年）になし、國語には惠伯が韓宣子に平子赦免のことを直接に說くとあり、左傳には先づ中行穆子に說き穆子より宣子に說くとあり、而して其の說く所の言は、國語は詳細にして左傳は極めて略なり、

孫桓子穿ㇾ井章

季康子問㆓於公父文伯之母㆒章

公父文伯飲㆓南宮敬叔酒㆒章

公父文伯之母如㆓季氏㆒章

公父文伯退ㇾ朝章

公父文伯之母季康子之從祖母也章

齊孝公來伐章

乙喜(展喜)が齊師を犒ふに至るまでの顚末を國語は詳述すれども、左傳(僖公二十六年)は少しも叙べず、喜が犒レ師の文は異なり、左の如し、

寡君不佞、不レ能レ事ニ疆埸之司一、使ニ君盛怒、以暴ニ露於敝邑之野一、敢犒ニ輿師一、(國語)

寡君聞下君親擧ニ玉趾一將上レ辱ニ於敝邑一、使ニ下臣犒ニ執事一(左傳僖公二十六年)

齊侯と乙喜との問答は意同じくして文稍〻異なり、而して左傳を詳となす、

溫之會晉人執ニ衞成公一章

左傳は(僖公三十年)公が玉を襄王及び晉文公に納れて衞侯を免さしめたることを記するのみにて、臧文仲の獻言など少しも載せず、

晉文公解ニ曹地一章

海鳥曰ニ爰居一章

文公欲レ弛ニ孟文子之宅一章

夏父弗忌爲レ宗章

莒太子僕殺ニ紀公一章

宣公夏濫ニ於泗淵一章

以上六章左傳になし

子叔聲伯如レ晉章

左傳は(成公十七年)は顚末を詳敍す、國語はなし、聲伯が鮑國に語る郤犨の評は左傳にはなし、

晉人殺ニ厲公一章

季文子相ニ宣成一章

以上二章左傳になし

魯語下

叔孫穆子聘ニ於晉一章

左傳(襄公四年)は略敍し國語は詳敍す、たゞ左傳は韓獻子行人子員をして穆子に問はしむといひ、國語は晉侯行人をして穆子に問はしむるといふを異とするのみ、

季武子爲ニ三軍一章

叔孫穆子が季武子が三軍をつくるに反對せる言、國語にのすれども左傳(襄公十一年)にはなし、

諸侯伐レ秦章

左傳(襄公十四年)は略敍して僅に三十字に過ぎず、國語は詳細を極む、

以上三章左傳になし、

晉既克ニ楚於鄢一章

國語は詳悉を極むれども、左傳は略敍するのみ、

周語下

柯陵之會章

晉孫談之子周適レ周章

靈王二十二年穀洛鬪章

晉十肸聘於周章

景王二十一年將レ鑄ニ大錢一章

以上五章左傳になし、

二十三年王將下鑄ニ無射一而爲中之大林上章

單穆公の諫言伶州鳩の對二つとも、左傳(昭公二十一年)になし、左傳には伶州鳩が王に對する私評をあぐ、この私評は國語にはなし、

王將レ鑄ニ無射一問ニ律於伶州鳩一章

景王既殺ニ下門子一章

以上二章左傳になし、

敬王十年劉文公章

左傳は顛末を詳敍するも國語は略敍するのみ、

衞彪傒の劉萇二人を評するの語、國語にありて左傳になく、魏獻子を評するの語、左傳にありて國語になし、

魯語上

長勺之役章

公と曹劌との問答意同じくして文異なり、國語を詳となす、(左傳は莊公十年にあり)

嚴公如レ齊レ觀社章、

曹劌の諫言、左傳(莊公二十三年)は略にして、國語は詳なり、文意は同じ、

嚴公丹ニ桓宮之楹一章

匠師慶の諫言左傳(莊公二十四年)は略敍し國語は詳敍す、文意同じ、

哀姜至章

國語には夏父展の諫、左傳には(莊公二十四年)の諫をあぐ、而して文章句に前後の差あるのみにて殆ど相同じ、

魯饑臧文仲言ニ於嚴公一章

左傳になし

用レ嚚、姦之大者也、弃レ德崇レ姦、禍之大者也、鄭有ニ平惠之勳一、又有ニ厲宣之親一、弃ニ嬖寵一而用ニ三良一、於ニ諸姬一爲レ近、四德具矣、耳不レ聽ニ五聲之和一爲レ聾、目不レ別ニ五色之章一爲レ昧、心不レ則ニ德義之經一爲レ頑、口不レ道ニ忠信之言一爲レ嚚、狄皆則レ之、四姦具矣、周之有ニ懿德一也、猶曰レ莫レ如ニ兄弟一、故封ニ建之一、其懷ニ柔天下一也、猶懼レ有ニ外侮一、扞ニ禦侮一者、莫レ如レ親レ親、故以レ親屏レ周、召穆公亦云、今周德既衰、於レ是乎又渝ニ周召一以從ニ諸姦一、無ニ乃不可一乎、民未レ忘レ禍、王又興レ之、其若ニ文武一何、(左傳僖公二十四年)

十七年王降ニ翟師一章

富辰の諫言は國語には詳述すれども左傳は其の要をつまみて敍し僅に二十八字に過ぎず、

翟人入寇王出奔の記事につきては異同あり左にかかぐ

翟人來誅殺ニ譚伯一、富辰曰、昔吾驟諫レ王、王弗レ從、以及ニ此難一、若我不レ出、王其以レ我爲レ懟乎、乃以ニ其屬一死レ之、(國語)

頹叔、桃子奉ニ大叔一以ニ狄師一伐レ周、大敗ニ周師一、獲ニ周公忌父、原伯、毛伯、富辰一、(左傳僖公二十四年)

晉文公既定ニ襄王於郟一章

王が文公の隧を請ふの拒絶するの辭、國語は詳悉を極むれども、左傳(僖公二十五年)は大意を概敍して僅に十八字に過ぎず、

王至レ自レ鄭以ニ陽樊一賜ニ晉文公一章

倉葛の言、國語は詳悉を極むれども、左傳(僖公二十五年)は大意を概敍して僅に三十一字に過ぎず、

溫之會晉人執ニ衞成公一章

王が晉の文公に說きて衞の成公をゆるすのこと、左傳になし、

二十四年秦師將レ襲レ鄭章

左傳になし、

晉侯使ニ隨會聘ニ於周一章

國語は極めて詳敍す、左傳(宣公十六年)は大要を概敍するに過ぎず、

定王使ニ單襄公聘ニ於宋一章

定王八年使ニ劉康公聘ニ於魯一章

簡王八年魯成公來朝章

左傳（莊公三十二年）は極めて略にして國語は詳なり、

襄王使下召公過及二內史過一賜中晉惠公命上章

內史過晉の惠公及呂郤二大夫の敗るゝことを豫言するの語、國語は詳悉を極むれども左傳（僖公十一年）はただ其の大意をのぶるのみて僅に五十餘文字に過ぎず、

襄王使下大宰文公及二內史興一賜中晉文公命上章

左傳になし

周語中

襄王十三年鄭人伐レ滑章

國語には單に鄭人といへど左傳（僖公廿四年）には鄭の公子士・洩堵俞彌の名を列せり、國語には王が鄭に遣はせる使者を游孫伯一人とすれども、左傳には伯服と游孫伯との二人とせり、

富辰の諫言は大意は同じけれども、文章は全く異なり、左にかゝぐ、

富辰諫曰、不可、人有レ言、曰、兄弟讒鬩、侮人百里、周文公詩曰、兄弟鬩二於牆一、外禦二其侮一、若レ是則鬩乃內侮、而雖レ鬩不レ敗レ親也、鄭在二天子一兄弟也、鄭武莊有レ大二勳力於平桓一、凡我周之東遷、晉鄭是依、子頹之亂又鄭之由定、今以二小忿一棄レ之、是楚二小怨一置二大德一也、無二乃不可一乎、且夫兄弟之怨、不レ徵二於它一、徵二於它一利乃外矣、章レ怨外レ利不義、棄レ親卽レ翟不祥、以レ怨報レ德不仁、夫義、所二以生一レ利也、祥所二以事一レ神也、仁所二以保一レ民也不義則不レ阜、不レ祥則福不レ降、不仁則民不レ至、古之明王不レ失二此三德一者、故能光二有天下一、而和二寧百姓一、令聞不レ忘、王其不レ可二以棄一レ之（國語）

富辰諫曰、不可、臣聞レ之、大上以レ德撫レ民、其次親レ親以相及也、昔周公弔二二叔之不一レ咸、故封二建親戚一以蕃二屛周一、管蔡郕霍魯衛毛聃郜雍曹滕畢原酆郇文之昭也、邘晉應韓武之穆也、凡蔣邢茅胙祭周公之胤也、召穆公思二周德之不一レ類、故糾二合宗族于成周一、而作レ詩曰、棠棣之華、鄂不二韡韡一、凡今之人、莫レ如二兄弟一、其四章曰、兄弟鬩二于牆一、外禦二其侮一、如レ是則兄弟雖レ有二小忿一、不レ廢二懿親一、今天子不レ忍二小忿一、以弃二鄭親一、其若レ之何、庸レ勲親レ親、暱レ近尊レ賢、德之大者也、卽レ聾從レ昧、與レ頑

晉を長とすと、遷(司馬遷)一人の說にして其同じからざること此の如し、內傳に至りては、則ち成十六年に、苗賁皇曰く請ふ良を分ちて以て其左右を擊ち三軍王族に萃らんと、襄二十六年に、聲子苗賁皇を述べて曰く、吾乃ち四たび其の王族に萃ると、是れ左氏各、晉楚兩史の舊文を承け、愼みて以て疑を闕き敢て參するに臆斷を以てせざるなり、又成十六年塞ㇾ井夷ㇾ竈の語、之を士匄に屬し、襄二十六年又之れを苗賁皇に屬す、內傳一書此の如し、又何ぞ外傳內傳の參差あるを疑はんや、(董增齡國語正義序)

是れより每語につき、每章左傳との異同をあげて史を讀む人の參考に資すべし、

周語上

穆王將ㇾ征㆓犬戎㆒章

恭王游㆓於涇上㆒章

厲王虐國人謗ㇾ王章

厲王說㆓榮夷公㆒章

彘之亂章

宣王卽位不ㇾ籍㆓千畝㆒章

魯武公以㆓括與ㇾ戲見ㇾ王章

宣王欲ㇾ得㆘國子之能導㆓訓諸侯㆒者㆖章

宣王既喪㆓南國之師㆒章

幽王二年西周三川皆震章

　以上春秋以前の記事にして左傳になし

惠王三年章

左傳(莊公十九年二十年二十一年)は原因と王が出奔とを詳敍すれども、國語は之れを缺けり、子穨簒位より鄭伯王を入るゝに至るまでは相同じくして、左傳稍詳なり、鄭伯が虢叔に語るの言は一二の文字の異同と文句互に前後するのみ、全く相同じといひて可なり、ただ異なるは左の二點のみ(文中●●●印を附するは相異の點なり以下每章同じ)

子穨飮㆓三大夫酒㆒、子國爲ㇾ客、樂及㆓徧儛㆒(中略)殺㆔子穨及㆓三大夫㆒㆓(國語)

王子穨享㆓五大夫㆒樂及㆓徧舞㆒(中略)殺㆔王子穨及㆓五大夫㆒㆓(左傳莊公二十年)

十五年有ㇾ神降㆓於莘㆒章

第十章　國語と左傳との比較

國語及び左傳共に左丘明の著述なることは前にのべたり、勿論左傳の作者に就きては唐の啖助・趙匡以來、左丘明に非ずして或は史官の左史の述ぶる所といひ、左姓の人の著はす所となりと唱ふるものあれども、吾人は漢の司馬遷、班固等の有力なる先儒の定說を非認するの證據と勇氣とを有せず、之れを詳に考論するときは數萬言を要し、且つ此には其の必要を認めざれば、たゞ信ずる所の斷定を示し置くに止む、次に辨じ置かざるべからざることは、國語と左傳との同一記事に關する異同是れなり、こは前にものべたる如く、國語は左傳にとりたる史料の殘りと、左傳編述後得たる新史料とをあつめたるものなれば、其の異同のあるは言ふを待たざることなれども、世の所謂大儒と稱せらるゝ人にして此のことを悟らず、國語は左傳と別人の著なりと抹殺する人あればこゝに一言の已むなきを得ざるなり、これにつきては余が言をあぐるよりも先儒の說をあげて證左とするの優れるに如かざれば、左に其の尤も的確妥當なるもの一をあげて之れを證せん、

太史公自序にいふ、左丘は明を失ひて厥れ國語ありと、漢書藝文志にいふ、國語二十一篇左丘明の著と、漢儒の說は彰なり、隋の劉光伯唐の陸淳、柳宗元より始めて異議あり、異同を摭拾し細故を毛擧す、故に後人遂に魯語の皇華五善語言六德の文左と違ふと、內傳はいふ、魯の哀十七年楚陳を滅す、哀二十二年越吳を滅す、外傳は謂ふ、吳既に滅ぶの後尙陳蔡の君の玉を執りて越に朝するありと、黃池の會は內傳は晉人を先きにし、外傳は吳人を先きにす、周語穆王より幽王に至るまでと鄭語獨り桓武を載せて莊公以下聞ゆるなきと、皆春秋以前の事なるを指し、以て劉柳の說に傅會す、然れども宏嗣(韋昭の字)明に國語の作其の文經を主とせずと言ふときは、則ち固より必ずしも經を以て限と爲さざるなり、內外傳同じく一人に出でて而も文異同あるに至りては試に史記を以て之を例せんに鄭の世家には友を以て宣王の庶弟となし、年表には又友を以て宣王の母弟となす、黃池の會は晉の世家には謂ふ吳を長とすと、吳の世家には又謂ふ

靡笄　山東、濟南、歷城　山東、濟南、歷城

み

密　甘肅、涇原、涇川　甘肅、平涼、涇州靈臺

も

蒙　河南、開封、商邱　河南、歸德、商邱

や

揚　山西、河東、洪洞　山西、平陽、洪洞

陽（陽樊に同じ）

陽穀　山東、東臨、陽穀　山東、兗州、陽穀

陽樊　河南、河北、濟源　河南、懷慶、濟源

よ

甬句　浙江、會稽、定海　浙江、寧波、定海

雝俞　河南、河北、濬　河南、衞輝、濬

翼　山西、河東、翼城　山西、平陽、翼城

ら

羅　湖北、襄陽、宜城　湖北、襄陽、宜城

萊　山東、膠東、黃　山東、登州、黃

洛　陝西、關中、朝邑　陝西、西安、同州朝邑

り

劉　河南、河洛、偃師　河南、河南、偃師

驪戎　陝西、關中、臨潼　陝西、西安、臨潼

梁　同、同、韓城　同、同、同州韓城

梁山　同、同、郃陽韓城二縣境　同、同、郃陽韓城二縣境

れ

令狐　山西、河東、猗氏　山西、平陽、猗氏

櫟　河南、開封、禹　河南、開封、禹州

ろ

盧　湖北、襄陽、南漳　湖北、襄陽、南漳

路　山西、冀寧、潞城　山西、潞安、潞城

魯陽　河南、河洛、魯山　河南、汝州、魯山

廬柳　山西、河東、猗氏　山西、平陽、猗氏

わ

王城　陝西、關中、朝邑　陝西、西安、同州朝邑

陳	河南、開封、淮陽	河南、開封、陳州淮寧
て		
彘	山西、河東、趙城	山西、平陽、趙城
甯	河南、河北、修武	河南、懷慶、修武
朝歌	同、同、淇	同、衞輝、淇
翟	山西、冀寧、潞城	山西、潞安、潞城
鐵	直隸、大名、濮陽	直隸、大名、開州
と		
杜	陝西、關中、長安	陝西、西安、咸寧
滕	山東、濟寧、滕	山東、兗州、滕
董	山西、河東、聞喜	山西、平陽、絳州聞喜
鄧	湖北、襄陽、襄陽	湖北、襄陽、
鄢	河南、開封、郾城	河南、開封、許州郾城
東虢	同、同、汜水	同、同、汜水
東不羹	同、同、襄城	同、同、許州襄城
頓	同、同、項城	同、同、項城
は		
房	河南、汝陽、遂平	河南、汝寧、遂平
方城	湖北、襄陽、竹山	湖北、鄖陽、竹山
博	山東、濟南、泰安	山東、泰安、泰安
白	河南、汝陽、息	河南、汝甯、光州息
柏舉	湖北、北漢、麻城	湖北、黃州、麻城
樊	河南、河北、濟源	河南、懷慶、濟源
ひ		
邲	河南、開封、鄭	河南、開封、鄭
ふ		
不羹（東不羹・西不羹を見よ）		
へ		
平丘	河南、開封、陳留	河南、開封、陳留
卞	山東、濟寧、曲阜	山東、兗州、曲阜
ほ		
蒲	直隸、大名、長垣	直隸、大名、長垣
輔氏	陝西、關中、朝邑	陝西、西安、同州朝邑
蒲城	山西、河東、隰	山西、平陽、隰州
ま		

す

遂	山東、濟寧、寗陽	山東、兗州、寗陽
隨	湖北、江漢、隨	湖北、德安、隨州
嵩山	河南、河洛、登封	河南、河南、登封

せ

芮	陝西、關中、大荔	陝西、西安、同州大荔
西虢	同、同、寶雞	同、鳳翔、寶雞
成臼	湖北、江漢、漢川	湖北、漢陽、漢川
淸原	山西、河東、稷山	山西、平陽、稷山
成周	河南、河洛、洛陽	河南、河南、洛陽
西不羮	同、汝陽、舞陽	同、南陽、舞陽
蕭	江蘇、徐海、蕭	江蘇、徐州、蕭
戚	直隸、大名、濮陽	直隸、大名、開州
析	河南、汝陽、浙川內鄕二一	河南、南陽、浙川內鄕二一
薛	山東、濟寧、滕	山東、兗州、滕
潛	同、同、滋陽	同、同、滋陽
泉	河南、河洛、洛陽	河南、河南、洛陽
鮮虞	直隸、保定、新樂	直隸、正定、新樂
踐土	河南、開封、滎澤	河南、開封、滎澤

そ

蘇	河南、河北、泌陽	河南、懷慶、河內
宋	同、開封、商邱	同、歸德、商邱
繒	山東、濟寧、嶧	山東、兗州、嶧
楚丘	河南、河北、滑	河南、衞輝、滑
息	同、汝陽、息	同、汝寧、光州息

た

大原	甘肅、涇原、平涼	甘肅、平涼
大彭	江蘇、徐海、銅山	江蘇、徐州、銅山
大陸	河南、河北、修武	河南、懷慶、修武
唐	湖北、江漢、隨	湖北、德安、隨州
堂	山東、濟寧、魚臺	山東、兗州、濟寧州魚臺
譚	同、濟南、歷城	同、濟南、歷城
耼	湖北、襄陽、荊門	湖北、安陸、荊門州

ち

長勺	山東、濟寧、曲阜	山東、兗州、曲阜
徵	陝西、關中、澄城	陝西、西安、同州澄城

け

鄒	山東、膠東、臨淄	山東、靑州、臨淄
京	河南、開封、滎陽	河南、開封、滎陽
陘	同、河北、河內	同、懷慶、河內
雞丘	直隸、大名、雞澤	直隸、廣平、雞澤
原	河南、河北、濟源	河南、懷慶、濟源
乾谿	安徽、淮泗、亳	安徽、潁州、亳州
乾時	山東、濟南、博興	山東、靑州、博興
犬戎	陝西、關中、鳳翔縣境	陝西、鳳翔府境

こ

顧	山東、東臨、范	山東、曹州、范
句無	浙江、會稽、諸暨	浙江、紹興、諸暨
穀	山東、東臨、東阿	山東、兗州、東阿
五湖	江蘇、蘇常、吳	江蘇、蘇州、吳
姑蔑	浙江、金華、龍游	浙江、衢州、龍游
五鹿	直隸、大名、濮陽	直隸、大名、開州
昆吾	同上	同上

さ

蔡	河南、汝陽、上蔡	河南、汝寧、上蔡
桑泉	山西、河東、解	山西、平陽、解州
欑茅	河南、河北、修武	河南、懷慶、修武

し

泗	山東、濟寧、曲阜	山東、兗州、曲阜
汜	河南、開封、汜水	河南、開封、汜水
豕韋	同、河北、滑	同、衞輝、滑
州	同、同、河內	同、懷慶、河內
隰城	同、同、武陟	同、同、武陟
章華	湖北、荊南、監利	湖北、荊州、監利
城濮	山東、東臨、濮	山東、曹州、濮州
郇	山西、河東、解	山西、平陽、解州
鉏	河南、河北、滑	河南、衞輝、滑
徐（次條に同じ）		
徐夷	安徽、淮泗、泗	安徽、鳳陽、泗州
蜀	山東、濟南、泰安	山東、泰安、泰安
莘	河南、河洛、陝	河南、河南、陝州
新杞	山東、膠東、安邱	山東、靑州、安邱
申呂	河南、汝陽、南陽	河南、南陽、南陽

殽	河南、河洛、洛寧	河南、河南、永寧
絳	山西、河東、絳	山西、平陽、絳州絳
鎬京	陝西、關中、長安	陝西、西安、長安
衡雝	河南、河北、原武	河南、懷慶、原武
皐落翟	山西、河東、垣曲	山西、平陽、絳州垣曲
河曲	同、同、蒲	同、同、蒲州
虢（東虢、西虢を見よ）		
柯陵	河南、河北、內黃	河南、彰德、內黃
韓（韓原）	山西、河東、芮城	山西、平陽、解州芮城

き

杞（新杞、舊杞を見よ）		
紀	山東、膠東、壽光	山東、青州、壽光
絺	河南、河北、沁陽	河南、懷慶、河內
冀	山西、河東、河津	山東、平陽、河津
箕	同、冀寧、太谷	同、太原、太谷
魏	同、河東、芮城	同、平陽、解州芮城
葵丘	河南、開封、考城	河南、衛輝、考城
舊杞	同、同、杞	同、開封、杞
臼衰	山東、河東、臨晉	山西、平陽、臨晉

岐山	陝西、關中、岐山	陝西、鳳翔、岐山
莒	山東、濟寧、莒	山東、沂州、莒州
許	河南、開封、許昌	河南、開封、許州
鞏	同、河洛、洛陽	同、河南、洛陽
渠丘	山東、膠東、臨淄	山東、青州、臨淄
棘	河南、開封、永城	河南、歸德、永城
曲沃	山西、河東、曲沃	山西、平陽、曲沃
禦兒	浙江、錢塘、崇德	浙江、嘉興、石門
虛朾	江蘇、徐海、銅山	江蘇、徐州、銅山
鄞	浙江、會稽、鄞	浙江、寧波、鄞

く

虞	山西、河東、平陸	山西、平陽、解州平陸
屈	同、同、吉	同、同、吉州
鄶	河南、開封、密	河南、開封、密
會稽山	浙江、會稽、紹興	浙江、紹興、會稽
黃池	河南、河北、封邱	河南、衛輝、封邱
霍山	山西、河東、霍	山西、平陽、霍
滑	河南、河洛、偃師	河南、河南、偃師
華不注山	山東、濟南、歷城	山東、濟南、歷城

酅	山東、膠東、臨淄	山東、靑州、臨淄
鐵	直隸、大名、濮陽	直隸、大名、開州

二十二畫

顧	山東、東臨、范	山東、曹州、范

二十三畫

欑	河南、河北、修武	河南、懷慶、修武

二十九畫

驪戎	陝西、關中、臨潼	陝西、西安、臨潼

○五十音索引

（注意）今代地名は、省・道・縣の順に揭げて、省・道・縣の文字を省けり、直隸、大名、邢臺は直隸省大名道邢臺縣なるが如し、清代地名は、省・府・縣の順に揭げて、省・府・縣の文字を省けり直隸、順德、邢臺は直隸省順德府邢臺縣なるが如し、

舊地名	今代地名	清代地名
い		
夷儀	直隸、大名、邢臺	直隸、順德、邢臺
う		
羽山	江蘇、徐海、贛楡	江蘇、淮南、贛楡
羽山	山東、膠東、蓬萊	山東、登州、蓬萊州
鄆	同、濟寧、沂水	同、沂州、沂水
雲	湖北、荊南、監利	湖北、荊州、監利
え		
郢	湖北、荊南、江陵	湖北、荊州、江陵
鄂	同、襄陽、宜城	同、襄陽、宜城
鄢	河南、開封、鄢陵	河南、開封、鄢陵
鄢陵	同上	同上
お・を		
應	河南、河洛、魯山	河南、汝州、魯山
溫	同、河北、溫	同、懷慶、溫
溫山	同上	同上
か		
衙	陝西、關中、白水	陝西、西安、同州白水
艾陵	山東、濟南、萊蕪	山東、泰安、萊蕪

地名	古	今
鄢	同、同、郾城	同、同、許州郾城
鄧	湖北、襄陽、襄陽	湖北、襄陽、
鞏	河南、河洛、洛陽	河南、河南、洛陽
魯陽	同、同、魯山	同、汝州魯山
十六畫		
冀	山西、河東、河津	山西、平陽、河津
禦兒	浙江、錢塘、崇德	浙江、嘉興、石門
蕭	江蘇、徐海、蕭	江蘇、徐州、蕭
衡雝	河南、河北、原武	河南、懷慶、原武
鄶	同、開封、密	同、開封、密
隨	湖北、江漢、隨	湖北、德安、隨州
霍山	山西、河東、霍	山西、平陽、霍州
十七畫		
應	河南、河洛、魯山	河南、汝州、魯山
翼	山西、河東、翼城	山西、平陽、翼城
薛	山東、濟寧、鄒	山東、兗州、鄒
隰城	河南、河北、武陟	河南、懷慶、武陟
韓	山西、河東、芮城	山西、平陽、解州芮城
鮮虞	直隸、保定、新樂	直隸、正定、新樂
十八畫		
繒	山東、濟寧、嶧	山東、兗州、嶧
舊杞	河南、開封、杞	河南、開封、杞
鎬京	陝西、關中、長安	陝西、西安、長安
雞丘	直隸、大名、雞澤	直隸、廣平、雞澤
雝兪	河南、河北、濬	河南、衞輝、濬
魏	山西、河東、芮城	山西、平陽、解州芮城
十九畫		
廬	湖北、襄陽、南障	湖北、襄陽、南漳
廬柳	山西、河東、猗氏	山西、平陽、猗氏
櫟	河南、開封、禹	河南、開封、禹州
羅	湖北、襄陽、宜城	湖北、襄陽、宜城
譚	山東、濟南、歷城	山東、濟南、歷城
二十畫		
蘇	河南、河北、泌陽	河南、懷慶、河內
二十一畫		

十三畫

嵩山	河南、河洛、登封	河南、河南、登封
鐃	山西、河東、趙城	山西、平陽、趙城
新杞	山東、膠東、安邱	山東、青州、安邱
楚丘	河南、河北、滑	河南、衛輝、滑
滑	同、河洛、偃師	同、河南、偃師
絺	同、河北、沁陽	同、懷慶、河内
董	山西、河東、聞喜	山西、平陽、絳州聞喜
葵丘	河南、開封、考城	河南、衛輝、考城
虞	山西、河東、平陸	山西、平陽、解州平陸
蜀	山東、濟南、泰安	山東、泰安、泰安
衙	陝西、關中、白水	陝西、西安、同州白水
路	山西、冀寧、潞城	山西、潞安、潞城
遂	山東、濟寧、寧陽	山東、兗州、寧陽
鉏	河南、河北、滑	河南、衛輝、滑
頓	同、開封、項城	同、開封、項城

十四畫

箕	山西、冀寧、太谷	山西、太原、太谷
翟(赤翟)	同、同、潞城	同、潞安、潞城
蒲	直隸、大名、長垣	直隸、大名、長垣
蒲城	山西、河東、隰	山西、平陽、隰州
蒙	河南、開封、商邱	河南、歸德、商邱
輔氏	陝西、關中、朝邑	陝西、西安、同州朝邑
鄢	湖北、襄陽、宜城	湖北、襄陽、宜城
鄢	河南、開封、鄢陵	河南、開封、鄢陵
鄢陵	同上	同上
鄮	浙江、會稽、鄮	浙江、寧波、鄮

十五畫

劉	河南、河洛、偃州	河南、河南、偃師
徵	陝西、關中、澄城	陝西、西安、同州澄城
樊	河南、河北、濟源	河南、懷慶、濟源
潛	山東、濟寧、滋陽	山東、兗州、滋陽
穀	同、東臨、東阿	同、同、東阿
滕	同、濟寧、滕	同、同、滕
蔡	河南、汝陽、上蔡	河南、汝寧、上蔡
虢(東虢、西虢を見よ)		
踐土	河南、開封、滎澤	河南、開封、滎澤

郢	同、荊南、江陵	同、荊州、江陵
陘	河南、河北、河内	河南、懷慶、河内

十一畫

乾谿	安徽、淮泗、亳	安徽、潁州、亳
乾時	山東、濟南、博興	山東、青州、博興
堂	同、濟寧、魚臺	同、兗州、魚臺
密	甘肅、涇原、涇川	甘肅、平涼、涇州靈臺
戚	直隷、大名、濮陽	直隷、大名、開州
清原	山西、河東、稷山	山西、平陽、稷山
章華	湖北、荊南、監利	湖北、荊州、監利
莒	山東、濟寧、莒	山東、沂州、莒州
莘	河南、河洛、陝	河南、河南、陝州
虚朾	江蘇、徐海、銅山	江蘇、徐州、銅山
許	河南、開封、許昌	河南、開封、許州
陳	同、同、淮陽	同、同、陳州淮甯
靡笄	山東、濟南、歷城	山東、濟南、歷城

十二畫

博	山東、濟南、泰安	山東、泰安、泰安
甯	河南、河北、修武	河南、懷慶、修武
揚	山西、河東、洪洞	山西、平陽、洪洞
會稽山	浙江、會稽、紹興	浙江、紹興、會稽
朝歌	河南、河北、淇	河南、衛輝、淇
棘	同、開封、永城	同、歸德、永城
渠丘	山東、膠東、臨淄	山東、青州、臨淄
殽	河南、河洛、洛甯	河南、河南、永甯
溫	同、河北、溫	同、懷慶、溫
溫山	同　上	同　上
絳	山西、河東、道絳	山西、平陽、絳州絳
皐落翟	同、同、垣曲	同、同、垣曲
萊	山東、膠東、黃	山東、登州、黃
華不注山	同、濟南、歷城	同、濟南、歷城
鄆	同、濟寧、沂水	同、沂州、沂水
陽＝陽樊に同じ		
陽樊	河南、河北、濟源	河南、懷慶、濟源
陽穀	山東、東臨、陽穀	山東、兗州、陽穀
雲	湖北、荊南、監利	湖北、荊州、監利
黃池	河南、河北、封邱	河南、衛輝、封邱

杜	陝西、關中、長安	陝西、西安、咸寧
杞(新杞舊杞を見よ)		
甬句	浙江、會稽、定海	浙江、寗波、定海
豕韋	河南、河北、滑	河南、衞輝、滑

八畫

京	河南、開封、滎陽	河南、開封、滎陽
姑蔑	浙江、金華、龍游	浙江、衢州、龍游
屈	山西、河東、吉	山西、平陽、吉房
房	河南、汝陽、遂平	河南、汝寗、遂平
昆吾	直隸、大名、濮陽	直隸、大名、開州
析	河南、汝陽、浙川內鄉二	河南、南陽、浙川內鄉二
東虢	同、開封、氾水	同、開封、氾水
東不羹	同、同、襄城	同、同、許州襄城
泗	山東、濟寧、曲阜	山東、兗州、曲阜
河曲	山西、河東、蒲	山西、平陽、蒲州
芮	陝西、關中、大茘	陝西、西安、同州大茘
邲	河南、開封、鄭	河南、開封、鄭州
長勺	山東、濟寧、曲阜	山東、兗州、曲阜

九畫

城濮	山東、東臨、濮	山東、曹州、濮州
柯陵	河南、河北、內黃	河南、彰德、內黃
洛	陝西、關中、朝邑	陝西、西安、同州朝邑
泉	河南、河洛、洛陽	河南、河南、洛陽
紀	山東、膠東、壽光	山東、青州、壽光
郇	山西、河東、解	山西、平陽、解州

十畫

原	河南、河北、濟源	河南、懷慶、濟源
唐	湖北、江漢、隨	湖北、德安、隨州
徐—徐夷に同じ、		
徐夷	安徽、淮泗、泗	安徽、鳳陽、泗州
息	河南、汝陽、息	河南、汝寗、光州息
梁	陝西、關中、韓城	陝西、西安、同州韓城
梁山	同、同、郃陽韓城二縣境	同、同、郃陽韓城二縣境
栢舉	湖北、江漢、麻城	湖北、黃州、麻城
桑泉	山西、河東、解	山西、平陽、解
聃	湖北、襄陽。荊門	湖北、安陸、荊門州

舊地名	今代地名	清代地名
三畫		
卞	山東、濟寧、曲阜	山東、兗州、曲阜
大彭	江蘇、徐海、銅山	江蘇、徐州、銅山
大陸	河南、河北、修武	河南、懷慶、修武
大原	甘肅、涇原、平涼	甘肅、平涼
四畫		
不羮（東不羮、西羮を見よ）		
五鹿	直隸、大名、濮陽	直隸、大名、開州
五湖	江蘇、蘇常、吳	江蘇、蘇州、吳
方城	湖北、襄陽、竹山	湖北、鄖陽、竹山
犬戎	陝西、關、鳳翔縣境	陝西、鳳翔府境
王城	同、同、朝邑	同、西安、同州朝邑
五畫		
令狐	山西、河東、猗氏	山西、平陽、猗氏
句無	浙江、會稽、諸暨	浙江、紹興、諸暨
平丘	河南、開封、陳留	河南、開封、陳留
申呂	同、汝陽、南陽	同、南陽、南陽
白	同、同、光州息	同、汝寧、光州息
六畫		
夷儀	直隸、大名、邢臺	直隸、順德、邢臺
州	河南、河北、河內	河南、懷慶、河內
成周	同、河洛、洛陽	同、河南、洛陽
成臼	湖北、江漢、漢川	湖北、漢陽、漢川
曲沃	山西、河東、曲沃	山西、平陽、曲沃
汜	河南、開封、汜水	河南、開封、汜水
羽山	山東、膠東、蓬萊	山東、登州、蓬萊州
羽山	江蘇、徐海、贛楡	江蘇、淮安、海州贛楡
臼衰	山西、河東、臨晉	山西、平陽、臨晉
艾陵	山東、濟南、萊蕪	山東、泰安、萊蕪
西虢	陝西、關中、寶雞	陝西、鳳翔、寶雞
西不羮	河南、汝陽、舞陽	河南、南陽、舞陽
七畫		
岐山	陝西、關中、岐山	陝西、鳳翔、岐山
宋	河南、開封、商邱	河南、歸德、商邱

番號			
97	同、紹興	紹興、會稽	會稽山
98	同、諸曁	同、諸曁	句無
99	金華、瀧游	衢州、龍游	姑篾

湖北省

番號			
100	江漢、漢川	漢陽、漢川	成臼
101	同、麻城	黃州、麻城	栢舉
102	同、隨	德安、隨州	隨、唐
103	襄陽、荊門	安陸、荊門州	聃
104	同、襄陽	襄陽	鄧
105	同、宜城	同、宜城	鄢、羅
106	同、南漳	同、南漳	盧
107	同、竹山	鄖陽、竹山	方城
108	荊南、江陵	荊州、江陵	郢
109	同、監利	同、監利	章華、雲、

陝西省

番號			
110	關中、長安	西安、長安	鎬京
111	同、同	同、咸寧	杜
112	同、臨潼	同、臨潼	驪戎
113	同、朝邑	同、同州朝邑	輔氏、王城、洛
114	同、澄城	同、同澄城	徵
115	同、韓城	同、同韓城	梁
116	同、韓城郃陽二縣境	同、韓城郃陽二縣境	梁山
117	同、大荔	同、大荔	芮
118	同、白水	同、同白水	衙
119	同、寶雞	鳳翔、寶雞	西虢
120	同、岐山	同、岐山	岐山
121	同、鳳翔府境	同、境	犬戎

甘肅省

番號			
122	涇原、平涼	平涼	大原
123	同、涇川	同、涇州靈臺	密

○書引索引

(注意)今代地名は、省・道・縣の順に掲げて、省、道、縣の文字を省けり、山東、濟寧、曲阜は山東省濟寧道曲阜縣なるが如し、清代地名は、省・府・縣の順に掲げて、省・府・縣の文字を省けり山東、兗州、曲阜は山東省兗州府曲阜縣なるが如し、

番號			
65	同、上蔡	汝寧、上蔡	蔡
66	同、遂平	同、遂平	房
67	同、息	同、光州息	息、白
	山西省		
68	冀寧、太谷	太原、太谷	箕
69	同、潞城	潞安、潞城	翟（赤翟）、路
70	河東、洪洞	平陽、洪洞	揚
71	同、曲沃	同、曲沃	曲沃
72	同、翼城	同、翼城	翼
73	同、吉	同、吉州	屈
74	同、臨晉	同、臨晉	臼衰
75	同、猗氏	同、猗氏	廬柳、介狐、
76	同、解	同、解州	桑泉、郇、
77	同、平陸	同、解州平陸	虞
78	同、芮城	同、解州芮城	魏、韓（一名韓原）
79	同、垣曲	同、絳州垣曲	皐落翟
80	同、聞喜	同、絳州聞喜	董
81	同、絳	同、絳州絳	絳
82	同、稷山	同、稷山	清原
83	同、河津	同、河津	冀
84	同、霍	同、霍州	霍山
85	同、趙城	同、趙城	[illegible]
86	同、隰	同、隰州	蒲城
87	同、蒲	同、蒲州	河曲
	江蘇省		
88	蘇常、吳	蘇州、吳	五湖（一名大湖）
89	徐海、銅山	徐州、銅山	大彭、虛朾
90	同、蕭	同、蕭	蕭
91	同、贛楡	淮安、海州贛楡	羽山
	安徽省		
92	淮泗、亳	潁州、亳州	乾谿
93	同、泗	鳳陽、泗州	徐夷（一名徐）
	浙江省		
94	錢塘、崇德	嘉興、石門	禦兒
95	會稽、鄞	寧波、鄞	鄞
96	同、定海	同、定海	甬句

27	同、安邱	同、安邱	新杞

河南省

28	開封、陳留	開封、陳留	平丘
29	同、杞	同、杞	舊杞
30	同、鄢陵	同、鄢陵	鄢陵（一名鄔）
31	同、禹	同、禹	櫟
32	同、密	同、密	鄶
33	同、商邱	歸德、商邱	蒙、宋
34	同、永城	同、永城	棘
35	同、考城	衛輝、考城	葵丘
36	同、淮陽	開封、陳州淮寧	陳
37	同、項城	同、項城	頓
38	同、許昌	同、許州	許
39	同、襄城	同、許州襄城	東不羹
40	同、郾城	同、郾城	鄧
41	同、鄭	同、鄭	邲
42	同、滎陽	同、滎陽	京
43	同、滎澤	同、滎澤	踐土
44	同、氾水	同、氾水	東虢、氾、
45	河北、内黃	彰德、内黃	柯陵
46	同、淇	衛輝、淇	朝歌
47	同、濬	同、濬	雝俞
48	同、滑	同、滑	楚丘、豕韋、鉏
49	同、封邱	同、封邱	黃池
50	同、沁陽	懷慶、河内	絺、陘、州、蘇
51	同、濟源	同、濟源	原、樊、陽樊（一名陽）
52	同、原武	同、原武	衡雝
53	同、修武	同、修武	欑茅、甯、大陸
54	同、武涉	同、武陟	隰城
55	同、溫	同、溫	溫山、溫
56	河洛、洛陽	河南、洛陽	成周、泉、鞏、
57	同、偃師	同、偃師	劉、滑、
58	同、登封	同、登封	嵩山（一名崇山）
59	同、洛寧	同、永寧	殽
60	同、陝	同、陝州	莘
61	同、魯山	汝州、魯山	魯陽、應、
62	汝陽、南陽	南陽、南陽	申呂
63	同、舞陽	同、舞陽	西不羹
64	同、淅川內鄉兩、境	同、淅川內鄉兩	析

地をあげて、其の廣袤を推知せしむ、何となれば其の領域は年年に變更するを以て之れを揭げ示す能はざればなり、又川は流域廣大なるを以て地圖には其の名を示すも此には揭げず、

○地圖索引

（注意）今代地名は、道・縣の順に揭げ、道・縣の文字を省けり、保定・新樂は、保定道新樂縣なるが如し、清代地名は、府・縣の順に揭げ、府縣の文字を省けり、正定、新樂は、正定府新樂縣なるが如し、

地圖符號	今代地名	清代地名	舊地名
	直隸省		
1	保定、新樂	正定、新樂	鮮虞
2	大名、長垣	大名、長垣	蒲
3	同、濮陽	同、開州	鐵、五鹿、戚、昆吾、
4	同、邢臺	順德、邢臺	夷儀
5	同、雞澤	廣平、雞澤	雞丘
	山東省		
6	濟南、歷城	濟南、歷城	譚、華不注山、麻笄
7	同、泰安	泰安、泰安	博、蜀、
8	同、萊蕪	同、萊蕪	艾陵
9	同、博興	青州、博興	乾時
10	濟寧、滋陽	兗州、滋陽	潛
11	同、曲阜	同、曲阜	卞、泗、長勺、
12	同、甯陽	同、甯陽	遂
13	同、鄒	同、鄒	薛
14	同、滕	同、滕	滕
15	同、嶧	同、嶧	繒
16	同、魚臺	同、濟寧、魚臺	堂
17	同、莒	沂州、莒	莒
18	同、沂水	同、沂水	鄆
19	東臨、東阿	兗州、東阿	穀
20	同、陽穀	同、陽穀	陽穀
21	同、濮	曹州、濮州	城濮
22	同、范	同、范	顧
23	膠東、蓬萊州	登州、蓬萊	羽山
24	同、黃	同、黃	萊
25	同、臨淄	青州、臨淄	渠丘、鄑
26	同、壽光	同、壽光	紀

大夫盭

秦

懷嬴　公子鍼
懷嬴　后子
嬴氏　鍼
穆公　百里視
穆公　視
秦伯　子明

衛

莊公
莊公
蒯聵

虢

虢石甫
虢石甫
虢石父

蔡

公孫歸生
公孫歸生
子家
聲子

第九章　地名一覽表

國語中に散見する地名は、各語字解の條下に說けるも、其の近世の何地に當るかは、淸代の地名のみをあげて今代の地名を略せると、地名は一覽して知り得る法を設くるは、讀史上の便宜なるとによりて此に一覽表を揭ぐることとなしたり、而して讀者の便利上、地圖索引、畫引索引、五十音索引の三に分ちて揭ぐ、

一、地圖索引は地圖に１２の符號を附し、本索引には其の符號を上にあげ、其の下に今代地名淸代地名舊地名（國語中の地名）とを歷擧し、一目の下に形勢を知るの便に供す、

一、畫引五十音兩索引は、先づ舊地名をあげて其の下に今代地名を淸代地名とあげて對照の便に供す、

一、三索引共に地名の外、山・藪・澤・侯國・夷狄も皆之れを列ぬ、就中侯國・夷狄は其の中央なる都の所在

恭王
太子葴
屈建
屈建
子木
公子干
公子干
子干
申包胥
申包胥
王孫包胥
折公臣
折公臣
折公
囊瓦
瓦
子常
白公子張
白公子張

屈到
子夕
若敖
伍舉
伍舉
湫舉
公子結
子期
文子
史老
史老
老
子亹
沈諸梁
沈諸梁
葉公
子高
鬭穀於菟
鬭子文
子文

子張
靈王
靈王
公子圍
圍
王子牟
王子牟
子牟

平王
平王
棄疾
王孫勝
王孫勝
白公

吳

伍員
員
申胥
子胥

越

范蠡
范蠡
子范子

趙武
　趙武
　趙孟
　趙文子
　文子
趙無恤
　趙襄子
　襄子
范匄
　范匄
　范宣子
　宣子
文公
　文公
　重耳
勃鞮
　勃鞮
　伯楚
羊舌赤

趙鞅
　趙鞅
　趙簡子
　志父
　簡子
范燮
　范叔
　范文子
　文子
范鞅
　鞅
　范獻子
　獻子
平公
　平公
　太子彪
陽處父
　陽處父
　陽子
羊舌肸

　羊舌赤
　伯華
欒書
　欒伯
　欒武子
欒盈
　欒盈
　欒懷子

　羊舌肸
　叔向
欒黶
　黶
　桓子
呂甥
　呂甥
　子金

鄭

罕虎
　罕虎
　子皮
叔詹
　叔詹
　詹伯
　伍

公孫僑
　僑
　子產
　公孫成子

楚

恭王

屈到

溫季子	狐偃
士蔿	子犯
士蔿	舅犯
子輿	士魴
襄公	士魴
襄公	彘恭子
讙	叔褒
胥臣	叔蓺
胥臣	叔寬
臼季	
司空季子	
申生	隨會
申生	隨會
共君	隨武子
共世子	范武子
成公	武子
城公	范子
黑臀	士季
先且居	悼公
先且居	悼公

蒲城伯	孫周
知罃	周子
知武子	知徐吾
知子	知宣子
子羽	宣子
知瑤	知果
瑤	知果
知伯	輔果
知襄子	
中行偃	中行伯
中行偃	中行伯
中行獻子	中行穆子
張老	穆子
張老	趙衰
張孟	趙衰
趙盾	子餘
趙盾	厚季
趙孟	成子
趙宣子	
宣子	

國佐	管夷吾
國佐	管夷吾
國武子	管仲
	管子
	管敬子
	管敬仲
鮑牙	
鮑叔牙	
鮑叔牙	

晉

郵無正	閻明
郵無正	閻明
伯樂	閻沒
狐射姑	韓厥
賈它	韓厥
賈季	韓獻子
韓無忌	韓子
無忌	韓起
公族穆子	韓宣子

	宣子
魏絳	魏舒
魏絳	魏獻子
魏莊子	獻子
懷公	郭偃
懷公	郭偃
子圉	卜偃
惠公	郤芮
惠公	郤芮
夷吾	冀芮
	子公
郤犨	郤錡
郤犨	郤錡
郤叔	郤伯
苦成叔	郤駒伯
郤至	狐突
郤至	狐突
郤季	伯行
郤昭子	伯氏
溫季	狐偃

榮夷公
　榮夷公
　榮公
單襄公
　單襄公
　單子
仲山父
　仲山父
　樊穆仲
王子頹
　王子頹
　子頹
　昭叔

宰孔
　宰孔
　宰周公
萇弘
　萇弘
　萇叔
王叔陳生
　王叔陳生
　王叔簡公
　王叔子
　王叔

魯

懿公
　懿公
　戲

榮成伯
　榮成伯
　榮成子

夏父展
　夏父展
　夏父弗忌
臧文仲
　臧文仲
　臧孫
叔孫豹
　叔孫豹
　叔孫
　叔孫穆子
仲孫它
　仲孫它
　子服
伯御
　伯御
　括

季孫意如
　意如
　季平子
　平子
叔孫僑如
　叔孫僑如
　叔孫宣子
　叔孫宣伯
仲孫蔑
　仲孫蔑
　孟獻子
展禽
　展禽
　柳下季
孟孫穀
　孟文子
　孟孫

齊

君
虢公　虢叔　虢石甫　虢文公
大夫
史嚚　舟之僑
卿
○蔡
公孫歸生
君
○鄶
鄶仲
大夫
○虞
宮之奇
君
○曹
共公

大夫
僖負羈
君
○莒
紀公　公子
太子僕
○鼓（是より以下附庸又は夷なり、故に單に名のみをあぐ）
宛支　夙沙釐
○無終
嘉父　孟樂
○褒
褒姁

第三　異名表

本表には同一人にして異名ある者を國別にして掲ぐ

周

后子　公子縶　公孫枝
大夫　子明　術　丙
力士　杜回
醫者　醫和
婦人　懷嬴

○宋

君　襄公　昭公
卿　華元　公孫固
大夫　正考父　門尹班

○衛

君　獻公　莊公　成公　武公
文公
卿　甯莊子
大夫　元咺　孫焚　彪傒
儒　子夏

○陳

君　惠公　靈公
公子　公子夏
卿　儀行父　御叔　孔寧　子南
婦人　夏姬

○虢

子元　子西　子皙　子囊
子反　叔熊　中雪　王子燮
王子牟　王子發鉤　王孫啓　王孫勝

卿

屈建　屈到　鬪子文　子玉
子孔　子常　子儀父

大夫

倚相　鄖懷　鄖公辛　宛春
舉伯　觀射父　伍舉　狐庸
工尹襄　子革　子皙　士亹
師宗　史老　湫鳴　戢黎
襄老　申亥　申叔時　申包胥
沈諸梁　析公臣　鬪且　鬪伯比
白公子張　范無宇　巫臣　藍尹亹
王孫圉

小臣

穀陽豎

○吳

君

闔廬　夫差

公子

夫槩　王子友

大夫

華登　奚斯　申胥　太宰嚭
勇獲　王孫苟　王孫雒

小臣

涓人疇

○越

君

勾踐

大夫

皐如　苦成　諸稽郢　舌庸
大夫種　范蠡

○秦

君

景公　桓公　襄公　穆公

公子及公族

董褐　董叔　董伯　特宮
竇犨　伯宗　丕鄭　丕豹
畢陽　苗棼皇　步揚　僕人贊
猛足　羊舌肸　羊舌職　羊舌赤
羊舌大夫　楊食我　陽處父　陽畢
雝子　欒糾　欒弗忌　里克
梁由靡　呂甥　欒虎

小臣

奄楚　師曠　豎襄　豎頭須
勃鞮

家臣

尹鐸　牛談　訾祏　少室周
辛俞　段規　地　張談
董安于

力士

鉏麑

俳優

優施

婦人

叔祈　董祁　孟姬

○鄭

君

桓公　莊公　襄公　鄭伯嘉
鄭伯捷　武公　文公　穆公
厲公　靈公

公子

駟騑

卿

子產

大夫

罕虎　叔詹

○楚

君

熊嚴　康王　郟敖　恭王
惠王　莊王　成王　昭王
伯霜　蚡冒　平王　靈王

公子及公族

季訓　公子干　公子穀臣　子期

懷公	襄公	成公	昭公
悼公	定公	武公	文侯
文公	平公	穆侯	靈公
厲公			

公子

桓叔	奚齊	公子揚干	中生
孫談	卓子		

后妃

驪姬

卿

寅	賈它	韓簡	韓厥
韓康子	韓宣子	魏絳	魏獻子
吉射	郤錡	郤縠	郤至
郤犨	郤獻子	狐偃	狐突
狐毛	士魴	胥臣	隨會
胥	先軫	先且居	知伯
知莊子	知宣子	知武子	中行偃
中行伯	中行獻子	中行宣子	趙鞅
趙衰	趙盾	趙武	趙襄子
范匄	范獻子	范文子	無忌

欒盈	欒黶	欒枝	欒書
欒共子	呂錡	呂宣子	令狐文子

大夫

夷陽午	右行辛	郵無正	閻沒
賈華	蛾晳	家僕徒	欒王鮒
虢射	邯鄲勝	箕遺	箕鄭
祁奚	祁午	冀缺	魏顆
共華	共賜	黃淵	郭偃
邢侯	慶鄭	郤乞	郤叔虎
郤稱	郤溱	郤芮	壯馳茲
山祁	士蒍	士茁	士景伯
士貞子	子員	子朱	史黯
史蘇	司馬侯	司馬說	叔魚
叔堅	叔褒	荀家	荀檜
荀息	荀賓	胥嬰	胥之昧
州犂	陽叔子	匠麗氏	新稚穆子
騅顓	藉偃	先都	鐸遏寇
知果	知伯國	張侯	張老
長魚蟜	程鄭	趙夙	趙穿
趙同	屠岸賈	杜原款	董因

后妃
哀姜

公子
慶父　子般　伯御

卿
季康子　季桓子　季武子　季文子
季平子　叔孫豹　叔孫僑如　仲孫蔑
孟文子

大夫
榮成伯　夏父展　季冶　惠伯
郈敬子　公父文伯　公父穆伯　曹劌
臧文仲　子叔聲伯　叔仲昭伯　施伯
匠師慶　子服惠伯　仲孫它　仲尼
展禽　東門子家　南宮敬叔　閔馬父
里革　露睹父

小臣
圉人犖

家臣
冉有
梁其踁

婦人
公父文伯の母

○齊

君
懿公　孝公　僖公　桓公
頃公　莊公　齊侯任

公子
無知

公女
姜氏

卿
高子　管夷吾　國佐

大夫
晏萊　閻職　騶馬繻　隰朋
甯戚　鮑國　鮑叔牙　賓胥無
郱歜　閭丘

○晉

君
哀侯　惠公　頃公　獻公

王孫圉	楚	大夫	楚語下
王孫啓	楚	公子子元の子	同　上
王孫苟	吳	大夫	吳語
王孫勝	楚	太子建の子	楚語下
王孫滿	周	大夫	周語中
王孫雒	吳	大夫	吳語、越語下
王孫包胥	楚	大夫申包胥のこと	吳語

第二　國別表

本表は國別にし每國、君、公子、后妃、卿、大夫等の身分に分ちて各人物を五十音順に排列す、

○周

君

簡王　恭王　惠王　景王
宣王　襄王　定王　穆王
幽王　厲王　靈王

公子

太子宜咎　太子晉　伯服　王子穨

后妃

惠后　翟后　褒姒

卿

榮夷公　忌父　頃公　祭公謀父
宰孔　召桓公　召公　召公過
單襄公　單靖公　單穆公　仲山父
文公　密康公　劉康公　劉文公

大夫

游孫伯　史伯　芮良夫　內史過
內史興　譚伯　萇弘　伯輿
伯陽父　富辰　王叔陳生　王孫滿

小臣

伶州鳩

民

倉葛

○魯

君

懿公　孝公　僖公　嚴公
襄公　成公　昭公　武公
文公

里克	晉	大夫	晉語一、二、三
驪姬	同	獻公の妃	同　一、二、
劉康公	周	卿	周語中
劉文公	同	卿	同　下
柳下季	魯	大夫、展禽のこと	魯語上
梁由靡	晉	大夫	晉語二、三
梁其踁	魯	卿、叔孫豹の臣	魯語下
呂錡	晉	卿、魏錡のこと	晉語七
呂甥	晉	大夫	周語上、晉語二、三、四
呂宣子	同	卿、呂相の謚	晉語七
閭丘	齊	大夫	魯語下

る

欒虎	晉	大夫	晉語三

れ

靈公	晉	二十五代の君	晉語五
靈公	鄭	七代の君	晉語九
靈公	陳	十九代の君	周語中
靈王	周	二十三代の君	同　下
靈王	楚	二十六代の君	楚語上、吳語
厲公	晉	二十八代の君	周語下、魯語上、晉語六、七
厲公	鄭	五代の君	周語上
厲王	周	十代の君	同　上
伶州鳩	同	樂師	同　下
令狐文子	晉	卿、魏頡の謚、令狐は領邑の名	晉語七

ろ

露睹父	魯	大夫	魯語下

わ

王子友	吳	王夫差の子	吳語
王子燮	楚	公子の名	楚語上
王子頹	周	襄王の弟	周語上
王子牟	楚	公子の名	楚語上
王子發鉤	同	同　上	晉語六
王叔	周	大夫王叔陳生のこと	周語中
王叔子	同	同　上	同　中
王叔簡公	同	大夫、王叔陳生の謚	同　中
王叔陳生	同	大夫	同　中

人物	國	身分・備考	出典
無忌	晉	卿、韓無忌のこと	晉語七
無知	齊	莊公(十二代)の孫	楚語上
も			
門尹班	宋	大夫	晉語四
や			
陽子	晉	大夫、陽處父のこと	晉語の五、八
陽畢	同	大夫	同　八
陽處父	同	大夫	同四、五
楊食我	同	大夫、羊舌食我のこと、楊は領邑の名	同　八
羊舌肸	同	大夫	周語下
羊舌職	同	大夫	晉語七
羊舌赤	晉	大夫	晉語七
羊舌大夫	同	大夫	同　一
ゆ			
幽王	周	十二代の君	周語上、晉語一
勇獲	吳	大夫	吳語
よ			
雎子	晉	大夫、後楚に仕ふ	晉語九、楚語上
ら			
老	楚	大夫史老のこと	楚語上
藍尹亹	同	大夫	同　下
欒盈	晉	卿	晉語八
欒黶	同	卿	同　六
欒糾	同	大夫	同　七
欒枝	同	卿	同　四
欒書	同	卿	同六、八、楚語上
欒伯	晉	卿、欒書のこと	晉語六、七、周語中
欒共子	同	卿、欒成の謚	同　一
欒懷子	同	卿、欒盈の謚	同　八
欒武子	同	卿、欒書の謚	同五、六、七
欒弗忌	同	大夫	同　五
り			
里革	魯	大夫	魯語上

文公	魯	十九代の君	魯語上
文公	鄭	五代の君	晉語四
文公	衞	十七代の君	晉語四
文子	晉	卿、范燮の諡	同　七、八
文子	同	卿、趙武の諡	同　八、九
文子	楚	公子結の子	楚語下
蚡冒	同	十六代の王	鄭語

へ

丙	秦	大夫、白乙丙のこと	周語中
平公	晉	三十代の君	晉語七、八
平子	魯	卿、季孫意如の諡	魯語下
平王	楚	二十七代の君	楚語下
邴歜	齊	大夫	同　下
苗棼皇	晉	大夫	晉語五、六

ほ

輔果	晉	大夫、知果のこと、輔は改姓	晉語九
蒲城伯	同	卿、先且居のこと	同　四
步揚	同	大夫、郤步揚のこと	晉語　三
卜偃	同	大夫、郭偃のこと、卜は官名	同　二
穆侯	晉	九代の君	同　八
穆公	鄭	六代の君	楚語上
穆公	秦	九代の君	晉語二、三、四
穆子	晉	卿、中行吳の諡	同　九
穆王	周	五代の君	周語上
僕人贊	晉	大夫	晉語一
勃鞮	同	小臣	同　四

ま

孟姬	晉	卿、趙朔の妻	晉語六、九
孟孫	魯	卿、仲系子穀のこと	魯語上
孟樂	無終	臣の名	晉語七
孟獻子	魯	卿、仲孫蔑の諡	同九、周語中、魯語上
孟文子	同	卿、仲孫穀の諡	魯語上
猛足	晉	大夫	晉語一、二

み

密康公	周	卿	周語上

む

伯楚	同	小臣、勃鞮の字	同 四
伯宗	同	大夫	同 五
伯服	周	幽王の子	同一、鄭語
伯輿	同	大夫	周語中
伯樂	晉	大夫、郵無正の字	晉語九
伯陽父	周	大夫	周語上
白公	楚	公族、王孫勝のこと	楚語下
白公子張	同	大夫	同 上
范匄	晉	卿	晉語六
范子	同	卿、隨會のこと	周語中
范叔	同	卿、范燮の字	晉語六
范蠡	越	大夫	呉語、越語上、下
范獻子	晉	卿、范鞅の謚	晉語七、九
范宣子	同	卿、范匄の謚	同 八
范武子	同	卿、隨會の謚	同 五
范文子	同	卿、范燮の謚	同 五
范無宇	楚	大夫、申無宇のこと	楚語上
樊穆仲	周	卿、仲山父の謚、樊は領邑の名	周語上

ひ

丕鄭	晉	大夫	晉語一、二、三
丕豹	晉	大夫	同 三
彪傒	衞	大夫	周語下
畢陽	晉	大夫	晉語五
賓胥無	齊	大夫	齊語
閔馬父	魯	大夫	魯語下

ふ

武公	魯	九代の君	周語上
武公	晉	十八代の君	晉語一
武公	鄭	二代の君	周語中
武公	衞	十一代の君	楚語上
武子	晉	卿、范隨會の謚	晉語、七、八
夫槩	呉	王闔廬の弟	呉語
夫差	呉	王の名	楚語下、呉語、越語上、下
巫臣	楚	大夫、屈巫のこと	楚語上
富辰	周	大夫	周語中
文侯	晉	十一代の君	晉語四、鄭語
文公	周	惠王の弟、虎の謚	周語上
文公	晉	二十三代の君	同上、魯語上、晉語三、四、五

趙孟	同	卿、趙盾のこと	同五
趙孟	同	卿、趙武のこと	同八
趙簡子	同	卿、趙鞅の諡	同九、楚語下
趙襄子	同	卿、趙無恤の諡	同九
趙宣子	同	卿、趙盾の諡	同五、周語中
趙文子	同	卿、趙武の諡	同六、七、八
翟后	周	襄王の后	周語中
展禽	魯	大夫	魯語上
と			
杜回	秦	力士	晉語七
杜原款	晉	大夫	同、二
屠岸賈	同	大夫	同二
董因	晉	大夫	晉語四
董褐	同	大夫	吳語
董祁	同	大夫董叔の妻	晉語九
董叔	同	大夫	同九
董伯	同	大夫	同八
董安于	同	卿、趙鞅の臣	同九
鬭且	楚	大夫	楚語下
鬭子文	楚	卿、鬭穀於菟の字	同下
鬭伯比	同	大夫	同下
東門子家	魯	大夫、東門歸父の字	周語中
竇犫	晉	大夫	晉語九
特宮	同	大夫	同三
な			
南宮敬叔	魯	大夫仲孫說のこと	魯語下
は			
褒姁	褒	君の名	鄭語
褒姒	周	幽王の妃	晉語一
鮑國	齊	大夫	魯語上
鮑叔	同	大夫鮑牙の字	齊語
鮑叔牙	同	大夫、鮑牙のこと	同
伯行	晉	卿、狐突の字	晉語四
伯御	魯	武公の子括の字	周語上
伯華	晉	大夫、羊舌赤の字	晉語八
伯霜	楚	十一代の君	鄭語
伯氏	晉	卿、狐突のこと	晉語二

知莊子	同	卿、荀首の諡	同　七
知襄子	同	卿、知瑤の諡	同　九
知宣子	同	卿、知徐吾の諡	同　九
知伯國	同	大夫	同　九
知武子	同	卿、知罃の諡	同　六、七
張侯	同	大夫	同　五
張談	同	卿、趙無恤の臣	同　九
張孟	同	大夫、張老の字	同　八
張老	同	大夫	同六、七、八
萇弘	周	大夫	周語下
萇叔	同	大夫、萇弘の字	同　下
長魚蟜	晉	大夫	晉語六、楚語下
中雪	楚	王熊嚴の子	鄭語
中行偃	晉	卿	晉語六
中行伯	同	卿、中行心庚の字	同　九
中行獻子	同	卿、中行偃の諡	同　六
中行宣子	同	鄉、中行心康の諡	同　五
中行穆子	同	卿、中行吳の諡	同　九
仲尼	魯	孔子の字	魯語下
仲山父	周	卿	周語上

仲孫它	魯	大夫	魯語上
仲孫蔑	同	卿	周語中
重耳	晉	文公の名	晉語一、二、三、四

て

定公	晉	三十三代の君	楚語下
定王	周	二十一代の君	周語中
程鄭	晉	大夫	晉語七
鄭伯嘉	鄭	簡公のこと	同　七
鄭伯捷	同	文公のこと	周語中
彘恭子	晉	卿、士魴の諡、彘は領邑の名	晉語七
甯戚	齊	大夫	齊語
甯莊子	衞	卿、甯速の諡	晉語四
趙鞅	晉	卿	同　九、吳語
趙夙	同	大夫	同　四
趙衰	同	卿	同　四
趙穿	同	大夫	同　五
趙同	同	大夫	同　五
趙盾	同	卿	同　五
趙武	同	卿	同　八

宣子	同	卿、知甲の謚	同　九
宣王	周	十一代の君	周語上、鄭語
先軫	晉	卿	晉語四、六
先且居	同	卿	同　四
先都	同	大夫	同　四
冉有	魯	卿、季孫肥の臣	魯語下
詹	鄭	大夫、叔詹のこと	晉語四
詹伯	同	同　上	同　四
そ			
孫周	晉	悼公のこと	周語下、晉語六
孫談	晉	公族	周語下
孫林父	衛	大夫、後晉に仕ふ	晉語八
た			
大宰嚭	吳	卿、伯嚭のこと	越語上
大夫種	越	大夫、文種のこと	同上、吳語
大夫蠡	同	大夫范蠡のこと	吳語
太子宜咎	周	平王のこと	晉語一
太子晉	同	靈王の子	周語下
太子葴	楚	恭王のこと	楚語上
太子彪	晉	平公のこと	晉語七
太子僕	莒	紀公の子	魯語上
內史過	周	大夫	周語上
內史興	同	大夫	同　上
悼公	晉	二十九代の君	魯語下、晉語六、七
鐸遏寇	同	大夫	晉語七
卓子	同	獻公の子	同　一、二
單子	周	卿、單襄公のこと	周語中
單襄公	同	卿	同　中、下
單靖公	同	卿	同　下
單穆公	同	卿	同　下
譚伯	同	大夫	同　中
段規	晉	卿、魏駒の臣	晉語九
ち			
地	晉	卿、瑤無恤の臣	晉語九
知果	同	大夫	同　九
知子	同	卿、知罃のこと	同　六
知伯	同	同　上	同　九

人物	國	説明	出典
申包胥	晉	大夫	呉語
秦伯	秦	穆公のこと	晉語四
辛俞	晉	卿、欒盈の臣	晉語八
沈諸梁	楚	大夫	楚語下
新穉穆子	晉	大夫、新穉狗の謚	晉語九
す			
隨會	晉	卿	周語中
隨武子	同	卿、隨會の謚	晉語八
雖歂	同	大夫	同三
せ			
成公	魯	二十一代の君	周語中、下、魯語上
成公	晉	二十六代の君	周語下、晉語五
成公	衞	十八代の君	周語中、魯語上
成子	晉	卿、趙衰の謚	晉語六
成王	楚	二十代の君	同四、楚語下
聲子	蔡	公族、公孫歸生の謚	楚語上
正考父	宋	大夫、孔子の祖	魯語下
齊侯任	齊	簡公のこと	呉語
芮良夫	周	大夫	周語上
胥	晉	卿、知甲の子	晉語九
少室周	同	卿、趙鞅の臣	同　九
昭公	魯	二十三代の君	魯語下
昭公	晉	三十一代の君	同　下
昭公	宋	二十一代の君	晉語五、楚語上
昭叔	周	襄王の弟大叔帶のこと、昭は謚、	同　四
昭王	楚	二十八代の君	楚語下、呉語
召公	周	卿、召穆公のこと	周語上
召桓公	同	卿	同　中
召公過	同	卿	同　上
藉偃	晉	大夫	晉語七、八
析公	楚	大夫、析公臣のこと	楚語上
析公臣	同	大夫	同　上
舌庸	越	大夫	呉語
葉公	楚	大夫、沈諸梁のこと 葉は邑名、	楚語下
宣公	魯	二十代の君	周語中、魯語上
宣子	晉	卿、趙盾の謚	晉語六
宣子	同	卿、范匄の謚	同　八
宣子	同	卿、韓起の謚	同　八、九

襄公	魯	廿二代の君	魯語下、晉語八、楚語上
襄公	晉	二十四代の君	周語下
襄公	鄭	九代の君	晉語九
襄公	秦	初代の君	鄭語
襄公	宋	十九代の君	晉語四
襄子	晉	卿、趙無恤の諡	同　九
襄老	楚	大夫	同七、楚語上
襄王	周	十八代の君	周語上、晉語四
若敖	楚	卿、屈到のこと	楚語下
叔熊	同	王熊嚴の子	鄭語
叔寬	晉	大夫叔褒の字	晉語九
叔祁	同	卿、范匄の女	同　九
叔向	晉	大夫、羊舌肸の字	周語下、魯語下、晉語七、八、九
叔魚	同	大夫、羊舌鮒の字	晉語八、九
叔堅	同	大夫	同　三
叔詹	鄭	大夫	同　四
叔孫	魯	卿、叔孫豹のこと	同　八
叔褒	晉	大夫	同　九
叔孫豹	魯	卿	同八、魯語下
叔孫僑如	同	卿	周語中、下
叔孫宣子	同	卿、叔孫僑如の諡	同　中
叔孫宣伯	同	同	同　上
叔孫穆子	魯	卿、叔孫豹の諡	魯語下、晉語八
叔仲昭伯	同	大夫、叔仲帶の諡	同　下
豎襄	晉	小臣	晉語八
豎頭須	同	同	同　四
荀家	同	大夫	同　七
荀檜	同	大夫	同　七
荀息	同	大夫	同　一、二
荀賓	同	大夫	同　七
術	秦	大夫、西乞術のこと	周語中
胥嬰	晉	大夫	晉語四
胥臣	同	卿	同　四
胥之昧	同	大夫、胥童の字	同　六
鉏麑	同	力士	同　五
諸稽郢	越	大夫	吳語
申亥	楚	大夫	同、楚語上
申胥	吳	大夫	越語下、吳語
申生	晉	獻公の太子	晉語一、二
申叔時	楚	大夫	楚語上

子餘	晉	卿、趙衰の字	晉語四
子儀父	楚	卿、鬪克の字	楚語上
子范子	越	大夫、范蠡のこと	越語下
子叔聲伯	魯	大夫、子叔嬰齊のこと聲伯は謚	魯語上
子服惠伯	同	大夫、子服椒のこと、景伯は謚	魯語下
士蔿	晉	大夫	晉語一
士季	同	卿、隨會の字	周語中
士茁	同	卿、知瑤の臣	晉語九
士魴	同	卿	同　七
士亹	楚	大夫	楚語上
士景伯	晉	大夫、士彌牟のこと、景伯は謚	晉語九
士貞子	同	大夫、士渥濁のこと、貞子は謚	同　七
司馬說	同	大夫	晉語三
司馬侯	同	大夫	同　七、八
司空季子	同	大夫、胥臣のこと	同　四
史黯	同	大夫	同　九
史嚚	虢	大夫	同　二
史蘇	晉	大夫	同　一、二
史伯	周	大夫	鄭語
史老	楚	大夫	楚語上
訾祏	晉	卿、范匄の臣	晉語八
施伯	魯	大夫	齊語
師曠	晉	樂師	晉語八
師崇	楚	大夫、潘崇のこと、師は太師の略	楚語上
志父	晉	卿、趙鞅の後名	晉語九
駟騑	鄭	穆公の公子騑のこと、駟は字	楚語上
周子	晉	悼公のこと	周語下
舟之僑	虢	大夫	晉語二
騶馬繻	齊	大夫	楚語下
湫舉	楚	大夫、伍舉のこと湫は領邑の名	同　上
湫鳴	同	大夫、伍鳴のこと、湫は領邑の名	同　上
州犂	晉	大夫、伯州犂のこと、楚に仕ふ	晉語五
夙沙釐	鼓	鼓君の臣	同　九
隰叔子	晉	卿、范氏の祖	同　八
隰朋	齊	大夫	齊語
戩黎	楚	大夫	楚語上
匠師慶	魯	大夫	魯語上
匠麗氏	晉	大夫	晉語六

し

人名	國	說明	出典
視	秦	大夫、孟明視のこと	周語中
子羽	晉	卿、知罃の字	晉語七
子員	同	大夫	同　八
子夏	衞	孔子の弟子卜商の字	魯語下
子家	蔡	公族、公孫歸生の字	同　下
子高	楚	大夫、沈諸梁の字	楚語下
子革	同（もとは鄭人）	大夫、然丹の字	同　上
子干	同	公子干の字	同　下
子期	同	平王の公子結の字	同　上、下
子圉	晉	懷公のこと	晉語三
子玉	楚	卿、成得臣の字	同四、楚語上
子金	晉	大夫、呂甥の字	周語上
子元	楚	武王の公子善の字	楚語上
子公	晉	大夫、郤芮の字	周語上
子孔	楚	卿、成嘉の字	楚語上
子產	鄭	卿、公孫僑の字	晉語八
子常	楚	卿、囊瓦の字	楚語下
子朱	晉	大夫	晉語八

人名	國	說明	出典
子胥	吳	大夫、申胥の字	越語上
子西	楚	平王の公子申の字	楚語下
子夕	同	卿、屈到の字	同　上
子皙	同	大夫、僕皙父の字	同　上
子皙	同	恭王の公子黑肱の字	同　下
子頽	周	莊王の子	周語中
子張	楚	大夫、白公子張のこと	楚語上
子南	陳	卿、夏徵舒の字	同　上
子囊	楚	恭王の弟公子貞の字	楚語上
子般	魯	莊公の子	同　下
子犯	晉	卿、狐偃の字	晉語四
子反	楚	公子側の字	楚語上
子皮	鄭	卿、罕虎の字	魯語下
子亹	楚	大夫史老の字	楚語上
子服	魯	大夫、仲孫它の字	魯語上
子文	楚	卿、鬪穀於菟の字	楚語下
子牟	同	公子	同　上
子木	同	卿、屈建の字	同上、晉語八
子明	秦	大夫、百里視の字	晉語二
子輿	晉	大夫、士蔿の字	同一、八

人名	國	身分	出典
狐庸	楚	屈狐庸のこと、呉に仕ふ、大夫	楚語上
伍擧	同	大夫	同　上
公子圍	同	靈王のこと	魯語下
公子夏	陳	宣公の子	楚語上
公子干	楚	恭王の庶子	晉語八
公子鍼	秦	穆公の子	同二、三、四
公子穀臣	楚	莊王の子	晉語七
公子揚干	晉	悼公の弟	同　七
公族穆子	同	卿、韓無忌の謚	同　七
公孫固	宋	卿、公族	同　四
公孫枝	秦	公族	同　二、三
公孫歸生	蔡	卿、公族	魯語下
公孫成子	鄭	卿、公孫僑の謚	晉語八
公父文伯	魯	大夫	魯語下
公父文伯ノ母	同		同　下
公父穆伯	同	大夫	同　下
郈敬子	同	大夫	同　上
后子	秦	景公の弟	晉語八
孔寧	陳	卿	周語中
工尹襄	楚	大夫	晉語六
勾踐	越	王の名	呉語、越語上下
國佐	齊	卿	周語下
國武子	同	卿、國佐の謚	同　下
黑臀	晉	成公の名	同下、晉語五
穀陽豎	楚	公子子反の小臣	楚語上

さ

人名	國	身分	出典
宰孔	周	卿	齊語、晉語二
宰周公	周	卿、宰孔のこと	晉語二
祭公謀父	同	卿	周語上
莊公	齊	十二代の君	鄭語
莊公	鄭	三代の君	周語中
莊公	衞	廿五代の君	晉語九
莊王	楚	二十二代の君	楚語上
莊馳玆	晉	大夫	晉語九
臧孫	魯	大夫臧文仲のこと	魯語上
臧文仲	魯	大夫	魯語上、晉語八
倉葛	周	不詳	周語中、晉語四
曹劌	魯	大夫	魯語上
山祁	晉	大夫	晉語三

景王	周	廿四代の君	周語下
頃公	同	卿、單頃公のこと	同　下
頃公	晉	三十二代の君	晉語九
頃公	齊	二十三代の君	同　五
慶鄭	晉	大夫	同　三
慶父	魯	莊公の弟（一說に莊公の庶兄）	齊語
奚斯	吳	大夫	吳語
奚齊	晉	二十代の君	晉語一、二
邢侯	同	大夫	同　九
僑	鄭	卿、公孫僑のこと	同　八
郤季	晉	卿、郤至のこと	周語下
郤錡	同	卿	同下、晉語六
郤駒伯	同	卿、郤錡のこと	晉語六
郤獻子	同	卿、郤缺の謚	同　五
郤穀	同	卿	晉語四
郤乞	同	大夫	同　三
郤至	同	卿	同六、周語中、下
郤犨	同	卿	周語下、魯語上
郤昭子	同	卿、郤至の謚	晉語八
郤稱	同	大夫	同　三
郤叔	晉	卿、郤犨のこと	周語下
郤叔虎	同	大夫	晉語一
郤溱	同	大夫	同　四
郤芮	同	大夫	周語上
郤伯	同	卿、郤錡のこと	同　下
鍼	秦	景公の弟	晉語八
獻公	晉	十九代の君	同　一、二
獻公	衞	廿一代の君	楚語上
獻子	晉	卿、范鞅の謚	晉語八、九
獻子	同	卿、魏舒の謚	晉語九
涓人疇	吳	士	吳語
厚季	晉	卿、趙衰のこと	晉語四
原公	周	卿、原襄公のこと	周語中
嚴公	魯	十六代の君	魯語上、齊語 楚語上
元咺	衞	大夫	周語中
こ			
狐偃	晉	卿	晉語二、四
狐突	同	卿	同　一、二
狐毛	同	卿	同　四

共世子	晉	太子申生の謚	同 三
恭王	周	六代の君	周語上
恭王	楚	二十三代の君	晉語六、楚語上
く			
苦成	越	大夫	吳語
苦成叔	晉	卿、郤犨のこと	魯語上、晉語六
屈建	楚	卿	楚語上
屈到	同	卿	同上
瓦	同	卿、囊瓦のこと	同 下
華元	宋	卿	同 上
華登	吳	大夫	吳
懷嬴	秦	穆公の女	晉語四
懷公	晉	二十二代の君	同 三、四、周語上
蒯聵	衞	莊公の名	同 九
鄶仲	鄶	君の名	鄭語
黃淵	晉	大夫	晉語八
郭偃	同	大夫	同 一、三、四
括	魯	武公の子	周語上
桓公	齊	十六代の君	齊語、晉語四
桓公	鄭	初代の君	周語中、鄭語
桓公	秦	十二代の君	楚語上
桓子	晉	卿、欒黶の謚	晉語八
桓叔	同	韓氏の祖、穆侯の子	同 八
管仲	齊	卿、管夷吾の字	同 四、齊語
管子	同	同 上	齊語
管夷吾	同	卿	齊語
管敬子	同	卿、管夷吾の謚	同
管敬仲	同	同管夷吾のこと	晉語四
觀射父	楚	大夫	楚語下
讙	晉	襄公の名	周語下、晉語四
け			
惠公	晉	廿一代の君	周語上、晉語二、三、四、六
惠公	陳	廿三代の君	魯語下
惠后	周	惠王の后	周語上
惠伯	魯	大夫、郈氏の祖	魯語上
惠王	周	十七代の君	周語上
惠王	楚	廿九代の君	楚語下
景公	秦	十三代の君	晉語八、楚語上

き

戲	魯	懿公の名	周語上
僖公	同	十八代の君	魯語上
僖公	齊	十三代の君	鄭語
僖負羈	曹	大夫	晉語四
季紃	楚	十二代の君熊狗のこと	鄭語
季治	魯	大夫	魯語下
季康子	魯	卿、季孫肥の謚	魯語下
季桓子	同	卿、季孫斯の謚	同　下
季武子	同	卿、季孫宿の謚	魯語下
季文子	同	卿、季孫行父の謚	同上、周語中
季平子	同	卿、季孫意如の謚	同下
箕遺	晉	大夫	晉語八
箕鄭	同	大夫	同　四
冀芮	同	大夫	晉語二、三、四、五
冀缺	同	大夫	同　五
祁奚	同	大夫	同七、八
祁午	同	大夫	同七、八
紀公	莒	君の名	魯語上
棄疾	楚	平王の名	楚語上
忌父	周	卿、周公忌父のこと	周語上
儀行父	陳	卿	周語中
魏絳	晉	卿	晉語七
魏顆	同	大夫	同　七
魏獻子	同	卿、魏舒の謚	同九、周語九
魏莊子	同	卿、魏絳の謚	同　七
臼季	同	大夫、胥臣のこと	同四、五
宮之奇	虞	大夫	同　二
舅犯	晉	卿	同二、四、八
牛談	同	卿、趙鞅の臣	同　九
吉射	同	卿、范吉射のこと	同　九
姜氏	齊	桓公の女	同　四
擧伯	楚	大夫	楚語上
御叔	陳	卿、夏御叔のこと	同　上
圉人犖	魯	養馬の官	同　下
共華	晉	大夫	晉語三
共君	同	太子申生の謚	同　二
共公	曹	十六代の君	晉語四
共賜	晉	大夫	同　三

お、を

溫季	晉	卿、郤至のこと	周語中
溫季子	同	同　上	晉語六

か

夏姬	陳	卿、夏御叔の妻	楚語上
夏父展	魯	大夫	魯語上
夏父弗忌	魯	大夫、夏父展の字	同　上
賈季	晉	大夫狐射姑のこと	晉語五
賈華	同	大夫	同　二、三
賈它	同	大夫、狐射姑のこと	同　四
嘉父	無終	君の名	同　七、八
家僕徒	晉	大夫	同　三
蛾晳	同	大夫	同　三
孝公	魯	十二代の君	周語上
孝公	齊	十八代の君	魯語上、晉語四
康王	楚	二十四代の君	魯語下、楚語上
高子	齊	卿、高傒のこと	齊語
皐	越	大夫	吳語
虢公	虢	君、名は醜	晉語二
虢叔	同	君、名は林父	周語上
虢叔	同	君、名は不詳	鄭語
虢射	晉	大夫	晉語三
虢石甫	虢	君の名	同　一
虢石父	同	虢石甫に同じ	鄭語
虢文公	同	君の名	周語上
樂王鮒	晉	大夫	魯語下
郟敖	楚	二十五代の君	同　下
闔閭	吳	君の名	楚語下、吳語
韓簡	晉	卿	晉語三
韓厥	同	卿	同　五
韓子	同	卿、韓厥のこと	同　六
韓康子	同	卿、韓虎の謚	同　九
韓獻子	同	卿、韓厥の謚	同　五、六
韓宣子	同	卿、韓起の謚	同　八、九、魯語下
簡子	同	卿、趙鞅の謚	同　九
簡王	周	二十二代の君	周語中
罕虎	鄭	大夫	魯語下
邯鄲勝	晉	大夫趙勝のこと	同　下

哀侯	晉	十五代目の君	晉語一
鞅	同	卿、范鞅のこと	同　八
晏萊	齊	大夫	魯語下

い、ゐ

圍	楚	靈王の名	晉語八
懿公	魯	十代の君	周語上
懿公	齊	二十一代の君	楚語下
夷吾	晉	惠公の名	晉語一、二
夷陽午	同	大夫	同　六
倚相	楚	大夫	楚語上
意如	魯	卿、季孫意如のこと	魯語下
醫和	秦	醫官	晉語八
熊嚴	楚	十代の君	鄭語
優施	晉	俳優	晉語一、二
右行辛	同	大夫	同　七
遊孫伯	周	大夫	周語中
郵無正	晉	大夫	晉語九
寅	同	卿、荀寅のこと	同　九
尹鐸	同	卿、趙鞅の臣	同、九

う

員	吳	大夫申胥の字	吳語
鄖懷	楚	大夫、鬪懷のこと	楚語下
鄖公辛	同	大夫、鬪辛のこと	同　下

え、ゑ

榮公	周	卿、榮夷公のこと	周語上
榮夷公	同	卿	同　上
榮成子	魯	大夫、榮成伯のこと	魯語下
榮成伯	同	大夫	同　下
嬴氏	秦	穆公の女、懷嬴のこと	晉語四
瑤	晉	卿、知伯の名	同　九
黶	同	卿、欒黶のこと	同六、七
宛支	鼓	君の名	同　九
宛春	楚	大夫	同　四
閻職	齊	大夫	楚語下
閻沒	晉	大夫、閻明の字	晉語九
閻明	同	大夫	同　九
奄楚	同	宦官、伯楚のこと	同　二

孫氏

孫昭子—孫良夫—孫林父(晉に仕ふ)—孫蒯
　　　　　　　　　　　　　　　　—孫嘉
　　　　　　　　　　　　　　　　—孫襄

○陳

夏氏

宣公—公子夏—御叔—夏徵舒(子南)—惠子晉—御寇—夏齧

第八章　國語に見えたる周穆王以來春秋末に至る人物一覧表

五十音順表、國別表、異名表の三に分つ、

第一　五十音順表

本表は五十音順にて首字を主として同字を同處にあつめ二字姓名、三字姓名と順に排列し以て索引の用に供す。

人物	國名	身分	出處
あ			
哀姜	魯	嚴公の夫人	魯語上

○宋
華氏
戴公
公子說
華父督
世子家
秀老
司徒鄭
華喜
華御事
華元
華閱
華臣
華皐比
華合比
華牼
華亥
無慼
□
華椒
華偶
此間數世不明
華費遂
華貙
華多僚
華登（吳に仕ふ）
華豹
○衞
甯氏
甯莊子 速
甯武子 俞
甯相
甯惠子 殖
甯悼子 喜

伍氏
伍參
伍擧 湫擧
伍鳴 湫鳴
伍奢
伍尚
伍員 子胥 呉に仕ふ
伍豐
沈氏
沈尹
沈尹壽
沈尹戌
沈諸梁 葉公、子高
后臧
沈尹射
沈尹赤
沈尹朱
伯氏
伯州犂 晉の伯氏を見よ
伯宛 郤宛、子惡
伯嚭 太宰嚭（呉に仕ふ）
○呉
伍氏
伯氏
楚の條を見よ

成得臣子玉—成大心大孫伯—成嘉子孔—成熊

屈氏（二家）

武王—公子瑕莫敖—屈重莫敖—屈蕩—屈到子夕—屈建子木—屈生

屈巫巫臣—屈狐庸—屈蕩—屈申

囊氏

莊王—公子貞子囊—□—囊瓦子常

申氏

申舟—申犀

申無宇芋尹—申亥

申包胥（世系不明）

申叔氏

申叔時—申叔跪—申叔豫

國氏

穆公──公子發子國──公孫僑子產──國參子思

良氏

穆公──公子去疾子良──公孫輙子耳──良霄伯有──良止

○楚

鬬氏

鬬伯比──鬬穀於菟子文──鬬般子揚──鬬克黃──鬬棄疾──鬬韋龜──鬬成然子旗
　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　├鬬辛鄖公辛
　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　├鬬懷鄖懷
　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　└鬬巢
　　　　└司馬子良──鬬椒伯棼──苗賁皇（晉に仕ふ）

鬬廉射師──鬬班──鬬克子儀父

鬬丹、鬬祁、鬬緍、鬬禦彊、鬬梧、鬬章、鬬且、鬬宜申公子申子西、鬬勃子上　（以上八人世系不明）

成氏

穆公──公子喜子罕──公孫舍之子展──罕虎子皮──嬰齊子蟜──罕達子賸
　　　　　　　　　　　　　　　　└罕魋
　　　　　　└公孫鉏──罕朔

駟氏

穆公──公子騑子駟──公孫夏子西──駟帶子上──駟偃子游──絲
　　　　　　　　　　　　　　　└駟乞子瑕──駟歂子然──駟宏子般
　　　　　　　└公孫黑子晳──印

豐氏

穆公──公子豐──公孫段伯石──豐卷子張

游氏

穆公──公子偃子游──公孫蠆子蟜──游販子明──游良止
　　　　　　　　　　　　　　　└游吉大叔──游速子寬
　　　　　　　└公孫楚子南

印氏

穆公──公子舒子印──公孫黑肱子張──印段子石──印癸子柳

中行桓子（荀氏の條を見よ）□——籍黶——籍頡——籍叔子——籍叔正——籍公——籍襄——籍大伯——籍季
——籍偃——籍談——籍秦

丕氏

丕鄭——丕豹

伯氏

伯糾——伯宗——伯州犁

張氏

張侯——張老孟——張君臣
　　　　　　　——張趯孟——張骼

○鄭（七公族をあぐ、中には國語に見えざるもの
　　あれど鄭の七公族といへば名高き故かゝぐ）

罕氏

先軫——先且居（霍伯）——先克——先縠

狐氏

狐突（伯行）——狐毛——狐溱
　　　　　　　——狐偃（子犯）——狐射姑（賈佗）

祁氏

祁擧——祁奚——祁午——祁盈

羊舌氏

武公——伯僑——羊舌文——羊舌大夫（突）——羊舌職——羊舌赤（伯華）——羊舌子容
　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　——羊舌肸（又食邑をとり楊を氏とす）（叔向）——羊舌食我（伯石）
　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　——羊舌鮒（叔魚）
　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　——羊舌虎

籍氏

欒叔―欒賓―欒共子―欒貞子枝―欒盾―欒武子書―欒桓子黶―欒懷子盈
欒鍼
(此二系世系不明)
欒京廬―欒弗忌―欒魴―欒豹
欒糾―欒樂
郤氏
郤叔虎―郤芮冀缺―郤成子缺(冀缺)―郤獻子克―郤錡駒伯
郤義―郤步揚―郤犨苦成叔
蒲城鵲居―郤昭子至
郤毅
郤稱　郤穀　郤乞　郤溱　(以上四氏世系不明)
胥氏
胥臣臼季―胥甲―胥克―胥童
先氏(二家に分る)

襄王―釐王―桓惠王―王安

范氏＝士氏―隨氏

隰叔―士蔿―士縠―范武子 隨會―范文子 燮―范宣子 匄―范獻子 鞅―范昭子 吉射

范武子―范共子 魴―𩅦裘

范武子―士貞子 渥濁―士莊子 弱―士文伯 匄―士景伯 彌牟

荀氏（分れて中行・知の二族となる、一族又本姓荀を名乘る）

荀息―中行桓子 焚―中行宣子 庚―中行獻子 偃―中行穆子 吳―中行文子 寅

荀息―知莊子 首―知武子 罃―知朔

知武子―知悼子 盈―（一說に朔の子）―知文子 躒―知宣子 甲―知襄子 瑤（知伯）

知宣子―知宵

荀息―荀騅―□―程季―程鄭

（別家）荀騅―荀家―荀賓―荀檜―中行喜―知起

欒氏

魏氏
畢萬
芒季
魏武子 犨
魏錡 厨武子
魏相 呂宣子
魏顆
魏頡 令狐文子
魏莊子 絳
魏獻子 舒
魏簡子 取
魏襄子 曼多
魏桓子 駒
文侯（自立して諸侯となる）
武侯
惠王
襄王
哀王
昭王
安釐王
景湣王
王假
韓氏
韓武子 萬
韓賕伯
韓簡
韓子輿
韓獻子 厥
公族穆子 無忌
韓襄
韓子魚
韓宣子 起
韓須
韓簡子 不信
韓莊子 庚
韓固
韓籍
韓叔椒
韓子羽
韓康子 虎
韓武子
景侯（自立して諸侯となる）
列侯
文侯
哀侯
懿侯
昭侯
宣惠王

季孫氏

桓公――成季友――齊仲無佚――季文子行父――季武子宿

季武子宿の子：
- 公鉏彌
- 季悼子紇
- 季鳶
- 季冶（武子の族子）

季悼子紇の子：
- 季平子意如
- 公甫
- 公之
- 公父穆伯靖（公父氏の祖）――公父文伯歇

季平子意如の子：
- 季桓子斯――季康子肥
- 季寤子言
- 季孫昭伯
- 季子然

東門氏＝子家氏

莊公――東門襄仲遂

東門襄仲遂の子：
- 子家歸父――子家懿伯羈
- 仲嬰齊

桓公
共仲慶父
文伯敖
惠叔難
孟文子穀
孟獻子蔑
子服氏の祖
懿伯
子服孝伯仲孫它
子服惠伯椒
子服景伯何
孟莊子速
孺子秩
孟孝伯羯
孟僖子貜
孟懿子何忌
南宮敬叔說
公期
孟武伯洩
孟敬子捷
叔孫氏
桓公
僖叔牙
戴伯玆
叔仲氏の祖
叔仲惠伯彭生
□
叔仲昭伯帶
叔仲穆子小
叔仲志
叔仲皮
叔仲柳
叔仲衍
叔孫莊子得臣
叔孫宣子僑如
叔孫穆子豹
叔孫昭子婼
叔孫成子不敢
叔孫武子州仇
叔孫文子舒
叔孫孟丙
叔孫仲壬
叔孫豗

樊氏

仲山父——〔此間數世不明〕——樊皮——樊頃子（齊）

單氏

單伯——單襄公（朝）——單頃公——單靖公——單獻公——單成公（一說に獻公の弟）——單穆公（旗）——單武公——單平公

單頃公——單徳期

劉氏

劉康公——劉定公（夏）——劉獻公（摯）——劉文公（卷）——劉桓公

內史氏

內史過——內史興

○魯

孟孫氏＝仲孫氏

周文王──叔振鐸(一)──太伯(二)──仲君(三)──宮伯(四)──孝伯(五)
- 孝伯(五)の子：夷伯(六)、幽伯(七)、戴伯(八)
- 戴伯(八)──惠伯(九)
  - 惠伯(九)の子：石甫(十)、繆公(十一)
  - 繆公(十一)──桓公(十二)──莊公(十三)──僖公(十四)──昭公(十五)──共公(十六)••──文公(十七)
- 文公(十七)の子：宣公(十八)、成公(十九)
- 成公(十九)──武公(二十)
  - 武公(二十)の子：平公(廿一)、隱公(廿四)
  - 平公(廿一)の子：悼公(廿二)、聲公(廿三)、靖公(廿五)
  - 靖公(廿五)──伯陽(廿六)（宋に滅さる）

○莒（茲平公以前は不明）

茲平公(一)──紀公(二)••
- 紀公(二)の子：太子僕•••、厲公(三)
- 厲公(三)──渠邱公(四)──犂比公(五)──著邱公(六)──郊公(七)──莒子狂(八)（楚に滅さる）

第七章　國語に見れたる列國卿大夫世系表

本表は國別にして掲げ不詳なるものは之を措く、而して••印を附するは國語中に見ゆる人々なり

○周

莊公[十五]
宣公[十六]
公子夏
穆公[十七]―共公[十八]―靈公[十九]―成公[二十]―哀公[廿一]―悼子[廿二]―惠公[廿三]―懷公[二四]
閔公[廿五]（楚に滅さる）

○蔡

周文王―蔡叔[一]―蔡仲[二]―蔡伯[三]―宮侯[四]―武侯[五]―厲侯[六]―武侯[七]―夷侯[八]―釐侯[九]―共侯[十]
戴侯[十一]―宣侯[十二]
桓侯
哀侯[十四]―穆公[十五]―莊公[十六]―文公[十七]―景侯[十八]―靈公[十九]―隱太子[二十]
平侯[廿一]
悼侯[廿二]
昭侯[廿三]
成侯[廿四]―聲侯[廿五]―元侯[廿六]―侯齊[廿七]（楚に滅さる）

○曹

十二 莊公
十三 桓公
十四 宣公
十五 惠公
十六 懿公
昭伯
十七 文公
十八 成公
十九 穆公
二十 定公
廿一 獻公
廿二 襄公
廿三 靈公
廿五 莊公
廿四 出公
廿六 悼公
廿七 敬公
廿八 昭公
廿九 懷公
公子適
卅 愼公
卅一 聲公
卅二 成侯
卅三 平侯
卅四 嗣君
卅五 懷君
卅六 元君
卅七 君角（秦に滅さる）
○陳
一 胡公
二 申公
三 相公
四 孝公
五 愼公
六 幽公
七 釐公
八 武公
九 夷公
十 平公
十一 文公
十二 桓公
十三 厲公
十四 利公

○衛

周文王 — 一 康叔 — 二 康伯 — 三 考伯 — 四 嗣伯 — 五 疐伯 — 六 靖伯 — 七 貞伯 — 八 頃侯 — 九 釐侯 — 十 共伯

十一 武公

第六章　國語に見れたる列國諸侯系表（魯、齊、晉、鄭、楚、吳、越は各語の首にあげたるを以て省く）

列國中虢・鄶・虞は不明なるを以て省く、・・印を附したるは國語中に見えたる諸侯なり

皇紀		二〇五	二〇六	二〇七	二〇八
周		13	14	15	16
魯		12	13	14	15
齊		25	宣公1年	2	3
晉	相段規を侮る知伯國後患を慮りて諫む、襄子きかず	哀公1年	2 知襄子美室をつくる士茁諫むれどもきかず	3	4 知襄子地を韓魏二家に求む與ふ、襄康子に求む與へず韓魏二家を率ゐて趙を攻め之を晉陽に圍む下らず
楚		33	34	35	36
鄭		7	8	共公1年	2
越		3	4	5	6

一八九	一九〇	一九一	一九二	一九三	一九四	一九五	一九六	一九七	一九八	一九九	二〇〇	二〇一	二〇二	二〇三	二〇四
5	6	7	8	貞定1年	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
23	24	25	26	27	悼公1年	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11
9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24
3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18 知襄子韓康子魏桓子と藍臺に宴す襄子康子に戯れ桓子の
17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32
29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	哀公1年	2	3	4	5	6
25 となし之を奉祀す	26	27	28	29	30	31	32	鹿野1年	2	3	4	5	6	不壽1年	2

皇紀	周	魯	齊	晉	楚	鄭	吳	越
一八六	2	20	6	37 趙襄子己徳なくして翟を伐ち勝ちしを悲む(此事年代不明、姑く此に附す)	14	26	21 王越と戰ひ敗れて姑蘇山の宮に籠る	22 吳と久しく相對峙す、王大に吳軍を破る
一八七	3	21	7	出公1年	15	27	22	23
一八八	4	22	8	2	15	28	23 是より先王屢使を遣し和を請ふ越王許さず、王自經す、吳亡ぶ	24 是より先吳王屢使して和を請ふ此に至り吳使王孫雒來り哀訴やまず王忍びず之を許さんと欲す范蠡きかず自ら兵をすゝめて之を滅す○范蠡致仕して去る、王惜み留むれどもきかず王會稽山を以て蠡の地

年								
一八二	41	16	2	33	10 白公亂をなして令尹子西を殺す葉公兵を起して白公を誅し國を安んず	22	17	18 國人王の仁政になつき征吳をすゝむ、王きかず、國人すすめて止まず
一八三	42	17	3	34	11	23	18	19 王范蠡に吳を伐たんとはかる、蠡許諾す○大夫種征吳の計を獻ず○王楚使申胥及諸大夫に問議し遂に征吳の軍を起す○越王夫人及留守の大夫と訣別す○王軍律を嚴にし士卒を精選す○王軍を三分して渡江吳を破る
一八四	43	18	4	35	12	24	19	20
一八五	元王1年	19	5	36	13	25	20	21

皇紀	一七九	一八〇	一八一
周	38	39	40
魯	13	14	15
齊	3	4	平公1年
晉	30	31	32
楚	7	8	9
鄭	19	20	21
吳	14 王黃池に於て晉と會盟す〇越吳を侵す〇王會盟の事につきて議し王孫雒の獻策を納る〇王決死の陣を張りて晉に對し盟主の地位を强要す〇晉之と爭ふの不利を見吳伯と名乗り吳王と稱せざる條件の下に之を許諾す〇王使を周に使し會盟の事を告ぐ周王之を勞す	15	16
越	15 吳を伐ちて其太子友を虜とす	16	17

一七六	一七七	一七八
35	36	37
10	11	12 相季武子田賦を行はんとし其家宰冉有をして孔子に問はしむ孔子冉有を召して其不禮を説き暗に其康子を諫めざるを怒る
44	簡公1年	2
27	28	29
4	5	6
16	17	18
11	12 王齊を伐ちて大に艾陵に破る○王行人奚斯を吳に使し釋言し且つ勝をほこる○王齊に勝ち歸りて伍子胥を責む子胥復諫む王子胥を殺す	13 王運河を宋魯の間に造る
12 王范蠡に吳を伐たんことをはかる蠡其不可を諫む王諾す	13 王范蠡に吳を伐たんことをはかる蠡其不可を諫む王諾す	14 王范蠡に吳を伐たんことをはかる蠡其不可を諫む王諾す

皇紀	周	魯	齊	晉	楚	鄭	吳	越
一七二	31	6	孺子1年	23	27	12	7 王齊を伐たんとす伍子胥諫むれどもきかず	8
一七三	32	7	悼公1年	24	惠王1年 王大夫魯陽文子の遠慮の德を稱し邑魯陽を與ふ(此事年代不明、姑く此に附す)	13	8	9
一七四	33	8 大夫子服惠伯齊使閭丘を遇する禮に過ぐべきを命ず、大夫閔馬父其禮を知らざるを笑ふ	2	25	2 令尹子西白公を吳より召す葉公其不可を諫むれどもきかず	14	9	10
一七五	34	9	3	26	3	15	10	11 王范蠡に吳を伐たんことをはかる蠡其不可を諫む王諾す

一七〇	一七一	記事
29	30	
4	5	孔子其智を歎ず〇文伯の母其夫と其子とを哭するに禮あり孔子感歎す（以上八件年代不明なるも恐らく3年以後の事たり、故に此に附す）
57	58	
21	22	
25	26	
10	11	
5	6	
6	7	王范蠡と呉より歸る〇王范蠡に國家恢復の策を問ふ蠡大夫種を推薦して國政を總べしめ己は專ら軍事を掌る〇王國に令し生子を保護して人口の增殖をはかる

國	記事
皇紀	
周	
魯	來りしものなることを判す相季康子公父文伯の母に訓辭を請ふ○文伯の母文伯の不禮を懲す○文伯の母季康子を戒む○文伯の母禮を説きて文伯を戒む孔子之を稱す○孔子文伯の母の禮を守るを歎ず○師亥文伯の母の禮を知るを歎美す○文伯死す其母其妾を戒めて其服喪の禮を定め以て文伯の德を顯はさんと
齊	
晉	
楚	
鄭	
吳	
越	

	一六八	一六九
	27	28
	2	3 孔子陳に在り陳公の爲に其庭に集り死せし隼の肅愼より
	55	56
室周の賢に讓るを賞す○大夫壯馳茲簡子の賢を求むを賀す○大夫竇犨簡子に修德求賢をすゝむ○卿知宣子知襄子を後とせんとす知果諫むれどもきかず（以上六件年代不明なるも恐らく18年36年間の事なるべし故に此に附す）	19	20
	23	24
	8	9
	3	4
王降和を許さんとす伍子胥諫む○大夫種大宰嚭に美人を納れて救解を求む、嚭吳王に說く吳王遂に降和を許す	4 王國人に謝し之を安撫す	5 王大夫種をして國を守らしめ范蠡と吳に行きて事ふ

皇紀	一六六	一六七
周	25	26
魯	15 孔子相季桓子の爲に土缶中の羊怪を判す（此事年代不明姑く此に附す）	哀公1年 呉使來聘孔子に會稽にて發掘せる大骨を問ふ孔子詳に之に對ふ
齊	35	54
晉	17 壘を修めて他日萬一の難に備ふ（此事16年—18年の事たり）	18 鐵の戰に趙簡子衞莊公郵無正各其功を言ふ大夫史黯趙簡子の專横を諫む簡子納る○史黯簡子の范中行二氏の頁臣を得んとするを諫む簡子納る○簡子家臣少
楚	21	22
鄭	6	7
呉	夫差1年	2 越を破る○越の降和使諸稽郢來り國を擧げて臣とならんと請ふ○王諸大夫を會して和を議す、伍子胥其不可を諫む王きかず越に和を許す
越	2	3 王呉と戰はんと范蠡諫むきかず○王戰敗して會稽山に籠る○范蠡大夫種王に降和をすゝむ王許諾す○大夫種呉王の寵臣太宰嚭に賂ひて平和の處置を頼む○呉

					を寶とすることを說きて之を微諷す(以上二事年代不明姑く此に附す)		
一五七	16	6	44	8	12	10	11
一五八	17	7	45	9	13	11	12
一五九	18	8	46	10	14	12	13
一六〇	19	9	47	11	15	13	14
一六一	20	10	48	12	16	聲公1年	15
一六二	21	11	49	13	17	2	16
一六三	22	12	50	14	18	3	17
一六四	23	13	51	15 下邑の役相趙簡子家臣董安宇の功を賞す、固辭して受けず	19	4	18
一六五	24	14	52	16 趙簡子家臣尹鐸をして晉陽を治めしむ尹鐸仁政を治め城	20	5	19 王越と戰ひ敗れ傷つきて死す、太子に復仇を遺言す

勾踐1年 (此以前年代不明) 吳と戰ひて勝つ

皇紀	一五五五	一五五六
周	14	15
魯	4	5
齊	42	43
晉	6	7
楚	尹子常の貪濫なるを見其禍にかゝることも豫言す 10 吳來侵す王鄖に走る鄖公王を奉じて隨に走る○大夫藍尹亹公を激憤させん爲に故に王を救はず	11 王都にかへる○鄖公を賞し藍尹亹の官を復す藍尹亹令尹子西に修德を說き其吳を患ふるの心を激勵す○大夫孫圉晉に聘す晉相趙簡子に楚國は賢人
鄭	8	9
吳	9	10
越		

	一四八	一四九	一五〇	一五一	一五二	一五三	一五四
	7	8	9	10 卿士劉文公大夫萇弘晉相魏獻子とはかりて成周に城かんとす、衛彪傒其の私心公を忘るゝを見其終を克くせざることを豫言して中る	11	12	13
	29	30	31	32	定公1年	2	3
	35	36	37	38	39	40	41
	13	14	定公1年	2	3	4	5
く〇射父又王の爲に祭祀の禮と義とを説く（以上二事年代不明、姑く此に附す）	3	4	5	6	7	8	9 大夫闘且令
	獻公1年	2	3	4	5	6	7
	2	3	4	5	6	7	8

皇紀	一四二	一四三	一四四	一四五	一四六	一四七
周	敬王1年	2	3	4	5	6
魯	23	24	25	26	27	28
齊	29	30	31	32	33	34
晉	7 沙釐の忠誠に感じ公に言し宛支に河汾の田を與へ夙沙釐を其相とす 叔向大夫董叔を懲戒す ○叔向趙簡子に勇を養はんことをすゝむ（以上二事年代不明、姑く此に附す）	8	9	10	11	12 相魏獻子賄賂をうけんとす、閻沒叔寬二大夫諫めて止む
楚	10	11	12	13	昭王1年	2 大夫觀射父王の爲に周書の重黎實使二天地不レ通の義を
鄭	11	12	13	14	15	16
呉	8	9	10	11	12	闔閭1年
越						

一三八	一三九	一四〇	一四一
22 れどもきかず	23 王大鐘を鑄んとす單穆公諫むれどもきかず〇王大鐘を鑄んとし音律を伶州鳩に問ふ州鳩詳に之に對ふ	24 大鐘成る伶人詐りて其聲の和するを告ぐ王悦ぶ伶州鳩其信ずべからざることを說きて王を諫むれどもきかず	25 王大夫下門子を殺す賓孟徼諷す
19	20	21	22
25	26	27	28
3	4	5 卿范獻子魯に聘して學問の必要なることを感ず	6 鼓叛く中行穆子伐ちて其君宛支を捕ふ〇穆子宛支の臣夙
6	7	8	9
7	8	9	10
4	5	6	7

皇紀	周	魯	晉	齊	楚	鄭	呉	越
		す相季平子大夫子服景伯と晉に行きて罪を謝す晉人平子を囚ふ、惠伯晉相韓宣子を見て説く宣子平子を許しかへす			きかず、白公老す、後七月王殺さる令尹司馬子期妾を以て内子とせんとす、左史倚相の諫をきいて止む（此事年代不明、姑く此に附す）			
一三三	17	14	20	4 叔向相韓宣子に説きて叔魚、邢侯、雝子の三姦を罪す	平王1年	2	3	
一三四	18	15	21	5 中行穆子翟を伐ち鼓邑を降す	2	3	4	
一三五	19	16	22	6	3	4	王僚1年	
一三六	20	17	23	頃公1年	4	5	2	
一三七	21 王大錢を鑄んとす卿士單穆公諫む	18	24	2	5	6	3	

一二七	一二八	一二九	一三〇	一三〇	一三二
11	12	13	14	15	16
8	9	10	11	12	13 平丘の會盟に晉昭公魯の會合を謝
14	15	16	17	18	19
24 を憂ふ叔向此れ其眞の福なることを述べて賀す（此事年代不明姑く此に附す）	25	26	昭公1年	2	3
7	8	9	10 王陳蔡不羹に城きて霸たらんと欲す、大夫范無宇諫むれどもきかず左史倚相申公子亹を戒む（此事年代不明、姑く此に附す）	11	12 王虐なり白公子張屢諫むれども王
32	33	34	35	36	定公1年
14	15	16	17	餘昧1年	2

皇紀	周	魯	齊	晉	楚	鄭	吳	越
				す文子改む○文子叔向と九原に遊びて先代の名臣を評論す（以上二事年代不明姑く此に附す）				
一二一	5	2	8	18 叔向晉に來奔せる秦公子鍼楚公子干の祿を均しくす	靈王1年 章華臺を造る伍擧諫む（此事年代不明、姑く此に附す）	26	8	
一二二	6	3	9	19	2	27	9	
一二三	7	4	10	20	3	28	10	
一二四	8	5	11	21	4	29	11	
一二五	9	6	12	22	5	30	12	
一二六	10	7	13	23 鄭子產來聘し公の疾因を判す、公悅びて賞賜す 相韓宣子晉	6	31	13	

一二〇

4

昭公1年

虢の會盟に魯使叔孫穆子蔡鄭二國使と楚使公子圍を評す〇同會盟中魯相季武子約に背きて莒を伐つ盟主楚使公子圍怒りて魯使叔孫子を殺さんとす穆子道を守りて命を待つ

7

17

虢の會盟に魯相約を破るの故を以て盟主楚使公子圍魯使叔孫穆子を殺さんとす晉使趙文子穆子の公直に感じて楚に說きて之を救ふ〇秦公子鍼來奔し相趙文子の怠偷を見其將來の長からざるを豫言す冬文子果して死す〇公疾む秦の官醫和來診し餘命十年を出でずと斷ず又文子に見えて政を論ず、趙文子家を造る僭なり張老之を諷

4

25

7

皇紀	一一七	一一八	一一九	
周	景王1年	2	3	
魯	29	30	31	伯後患を說きて之を諫止す〇公楚の歸途卿季武子が卞邑を襲ひ取りしを聞き楚の援を得て之を伐たんと欲す大夫榮成伯後患を說て之を諫止す〇季武子大夫季冶を欺き公を途に迎へて己が卞を襲ひ取りしを釋解せしむ、冶後欺かれたるを知り怒りて職を辭す
齊	4	5	6	
晉	14	15	16	
楚	郟敖1年	2	3	
鄭	22	23	24	
吳	4	5	6	
越				

一一五	一一六
26	27
27	28 公楚に行き途に康王の死をきゝ歸らんと欲す大夫叔仲昭
2	3
12 宋の會盟に楚令尹子木晉軍を襲ひて趙文子を殺さんとす叔向文子にすゝめて晉軍の信義に厚きを示さしむ、子木使さず〇楚先すゝりて盟主の地位を得んとす叔向霸王の勢は德にあることを說き文子にすゝめて楚の請を納れしむ	13
14 楚にかへらしむ子木之を許す	15
20	21
2	3

皇紀		一一三	一一四
周		24	25
魯		25	26
齊		6	景公1年
晉	を殺さんとするを諫む公納る○叔向司馬侯を哭す（以上五件年代不明、姑く此に附す）	10	11 秦公子緘景公の命を奉じて來り和を議す、叔向行人子員を用ひて子朱を斥く
楚		12 令尹子木父の遺命に從はず之を祀るに禮を以てす（此事12年以後の事たるは明なれど其幾年なるか明ならず故に此に附す	13 大夫湫擧讒にあひ晉に亡走せんとす、蔡の聲子途にあひて其忠誠に感じ令尹子木に言ひて
鄭		18	19
呉		13	餘祭1年
越			

一一二

23

晉羊舌肸來聘し卿士單靖公の有禮を見周は單氏によりて興らんとを言ふ(此事年代不明、姑く此に附す)

24

5

9

死することを豫言す(此事年代不明、姑く此に附す)

晉の叔孫穆子來聘し相范宣子の爲に死而不朽の義を說く

范宣子和邑の大夫と田を爭ひ之れを攻めんと欲す家老訾祏の諫をきゝて改悟し田を和邑の大夫に與へて和す○訾祏死す范宣子之を哭して子獻子を戒む○公新聲を悅ぶ、師曠評して公室の衰兆となす○叔向公の豎襄

11

17

12

皇紀		一〇二	一〇三	一〇四	一〇五	一〇六	一〇七	一〇八	一〇九	一一〇	一一一
周		13	14	15	16	17	18	19	20	21	22 穀洛二水汎濫す王之を壅がんとす太子晉其不可を諫むれどもきかず
魯		14	15	16	17	18	19	20	21	22	23
齊		23	24	25	26	27	28	莊公1年	2	3	4
晉		14	15	平公1年	2	3	4	5	6 公陽畢の計を用ひて群小を逐ふ策を定む	7	8 欒盈を誅し群小を殲滅す叔魚の母及楊食我の生時の相貌を見て其長じて非命に
楚	なす、蓋し王の謙譲の徳を頌するなり	康王1年	2	3	4	5	6	7	8	9	10
鄭		7	8	9	10	11	12	13	14	15	16
吳		2	3	4	5	6	7	8	9	10	11
越											

一〇〇	一〇一
11	12
12 かず、是より果して齊楚に使さること屢なり〇晉悼公諸侯を率ゐて秦を伐つ魯將叔孫穆子涇水を先渡し諸侯之に從ふ	13
21	22
12 公鄭を伐つ鄭公貢を納れて降る公魏絳に分賜して其功を賞す〇司馬侯叔向を薦む公用ひて太子の傅となす	13
30	31 王疾篤し遺命して靈又厲と謚せしむ、王卒す、令尹子囊遺命に從はず謚して恭と
5	6
25	諸樊1年

皇紀	周	魯	齊	晉	楚	鄭	呉	越
九三	4	5	14	5 魏絳命を奉じて戎狄を撫和す	23	3	18	
九四	5	6	15	6	24	4	19	
九五	6	7	16	7 韓獻子老て相を辭す、公其子穆子に命ず穆子無能を以て辭す公乃ち公族大夫の長となす○公張老を以て卿となす辭して魏絳に讓る	25	5	20	
九六	7	8	17	8	26	簡公1年	21	
九七	8	9	18	9	27	2	22	
九八	9	10	19	10	28	3	23	
九九	10	11 卿季武子三軍を作る叔孫穆子大國の猜忌を招くを說きて諫止す、き	20	11	29	4	24	

季文子仲孫它の驕奢を戒む、它悟りて抑損す文子薦めて上大夫となす（此事公の末年にかゝる、故に此に附す）

子公子周を周に迎へて立つ○二子公を弑する時韓獻子を誘ふ獻子きかず

八九
14
襄公1年
10
悼公1年
19
13
14

公新政を布き文公の遺策をつぎ霸業の基礎を定む

九〇
靈王1年
2
11
2
20
14
15

九一
2
3
12
3
21
鼙公1年
16

九二
3
4
13
4
22
2
17

叔孫穆子晉に聘して饗樂を拜す晉公其故を問ふ穆子詳に之に對ふ

諸侯を雞丘に會す公軍司馬魏絳の公直を賞す○祁奚軍尉を辭し子祁午をなすゝむ公之を用ふ

國	年	記事
皇紀	八八	
周	13	侯君臣及齊卿國佐の禮なき態度を見て其必禍にあふことを豫言す、單襄公其子頃公に周に客たる晉公子周(悼公)の人物を評し必ず君たるべきを以て厚遇して親む可きことを命ず(此事年代不明姑く此に附す)
魯	18	晉人其君厲公を弑す、公誰の過なるかを問ふ、太史里革君の過なることを論じ君道をのべて公を諷す、
齊	9	
晉	8	長魚蟜公に欒武子中行獻子を殺さんことをすすむ、公きかず、二子恐れ正月公を弑す蟜魚狄に走る二
楚	18	
鄭	12	
吳	13	
越		

八七

12 柯陵の會盟に單襄公言

17

8

7 となし國內をとゝのふるの急務なるを論じ欒武子と爭ふ武子きかず○同役范文子子宣子の不遜を叱す○同役郤至楚王を見て車を下り走る役後王遣るに弓を以てす至之を受くる禮あり○同役後范文子軍前に立ちて軍士を戒飭す○范文子內亂を豫知し宗祝に命じて己の死を祈らしむ、明年死す、十二月欒書三郤を殺す

17

11

12

皇紀		八四	八五	八六
周	の禮を異にせしむ	9	10	11 卿士單襄公晉使郤至の功に誇りて禮なきを評し其亡滅を豫言す
魯		14	15	16 子叔聲伯晉に聘し郤犨の賜贈品を辭す
齊		5	6	7
晉	勵し三郤は之を却く大夫張老之をきゝて評し三郤を以て亡人の言となす（此事公の初年にかゝる故に此に附す）	4	5	6 公鄭を伐たんとす范文子諫止すれどもきかず〇公鄭を伐つ楚鄭を救ふ公郤至の計を用ひて大に楚を鄢陵に破る〇鄢陵の役范文子戰を欲せず鄭楚を存して外患
楚		14	15	16
鄭		8	9	10
吳		9	10	11
越				

	七五	七六	七七	七八	七九	八〇	八一	八二	八三
	21	簡王1年	2	3	4	5	6	7	8 大夫王孫悅魯使叔孫僑如・仲孫蔑の賢佞を見分け王に告げて其待遇
	5	6	7	8	9	10	11	12	13
	13	14	15	16	17	靈公1年	2	3	4
	14 梁山崩る公伯宗を召す伯宗途中野人の言に感じ之を以て公に告ぐ、公其言に從ふ〇伯宗の妻宗の爲に家の安泰をはかる	15	16	17	18	19	厲公1年	2	3 趙文子冠し各卿大夫を問ふ、欒・范中行・韓・知の諸卿大夫は之を奬
	5.	6	7	8	9	10	11	12	13
	悼公1年	2	成公1年	2	3	4	5	6	7
	(此以前年代不明)	壽夢1年	2	3	4	5	6	7	8

皇紀	七二	七三	七四
周	18	19	20
魯	2	3	4
齊	10	11	12
晉	11 靡笄の役大將郤獻子韓獻子の失を告めず共に其謗を分つ○同役獻子傷つく、御張老激勵して進擊し大に齊を破る○同役范文子後れて凱旋す父宣子其功に誇らざるを稱す○同役凱旋後獻子文子欒武子各其功を辭讓す	12 齊頃公來聘す、郤獻子之を逆遇す大夫苗棼皇其禮を知らざるを歎ず	13
楚	2	3	4
鄭	16	17	18
呉			
越			

六三	六四	六五	六六	六七	六八	六九	七〇	七一
9	10	11	12	13	14	15	16	17
11	12	13	14	15	16	17	18	成公1年
頃公1年	2	3	4	5	6	7	8	9
2	3	4	5	6	7	8 郤獻子齊に聘す頃公の婦人見て其醜を笑ふ獻子怒り歸りて齊を伐たんと請ふ○執政范宣子其の職を辭して獻子に讓りて其心を和げ怨怒を外に泄すことなからしむ○范宣子子文子の不遜を戒む	9	10
16	17	18	19	20	21	22	23	共王1年
7	8	9	10	11	12	13	14	15

皇紀	周	魯	齊	晉	楚	鄭	呉	越
五九	5 言をきゝて感悟し歸りて禮儀を講習し遂に晉の禮法を改定す（此事3年—5年間の事なり）	7	7	5	12	3		
六〇	6 卿士單襄公宋に聘するの途陳を過ぎ其國の荒穢君臣の禮なきを見て其亡滅の近きを豫言す	8	8	6	13	4		
六一	7	9	9	7	14	5		
六二	8 卿士劉康公魯に聘して其卿を見季孟二家の興り叔孫東門二家の衰亡すべきことを評言す	10	10	景公1年	15	6		

五一	五二	五三	五四	五五	五六	五七	五八
3	4	5	6	定王1年	2	3	4 晉卿隨會周に聘して卿士原襄公の有禮を見其
17	18	宣公1年 公逆臣莒の太子を保護せんとす太史里革命を矯めて之を逐ふ公感悟して革に謝す	2 公泗淵に漁す里革網を斷ちて諫止す（此年代不明、姑く此に附す）	3	4	5	6
3	4	惠公1年	2	3	4	5	6
11	12	13	14 公虐なり是より先趙宣子屢公を諫むれどもきかず、此に至り公を弑す、宣子成公を立つ	成公1年	2	3	4
4	5	6	7	8	9	10	11
18	19	20	21	22	靈公1年	襄公1年	2

皇紀		四二	四三	四四	四五	四六	四七	四八	四九	五〇
周		33	頃王1年	2	3	4	5	6	匡王1年	2
魯		8	9	10	11	12	13	14	15	16
齊		14	15	16	17	18	19	20	懿公1年	2
晉	司馬となす（此事公の初年たり故に此に附す）	2	3	4	5	6 河曲の役趙宣子韓獻子を試み其法を執るの固きを賞す	7	8	9	10 宋人昭公を弑す趙宣子公に請ひ諸侯を率ゐて之を伐ち其罪をたゞす
楚		7	8	9	10	11	12	莊王1年	2	3 士亹を太子の傅となす（年代不明、姑く此に附す）
鄭		9	10	11	12	13	14	15	16	17
吳										
越										

	三六	三七	三八	三九	四〇	四一	
	27	28	29	30	31	32	
んとす二臣義をのべて之を辭す公悟る(此事12年のことたり)	2	3 大夫夏公弗忌公に媚び僖公の靈をのぼせ祭る展禽其殃を蒙るべきことを豫言す	4	5	6	7	
	8	9	10	11	12	13	
	3	4	5 大夫陽處父衛に行く寗の逆旅の主人其情と貌との相違を見其禍にかゝることを豫言す	6	7	霊公1年	趙宣子韓獻子を薦めて
	穆王1年	2	3	4	5	6	
	3	4	5	6	7	8	

國			
皇紀	三三	三四	三五
周	24 秦軍鄭を伐つの途周を過ぐ大夫王孫滿其兵の輕佻なるを見其敗北を豫言して適中す	25	26
魯	公に言して之を賞す 32 爰居鳥城門外に止る臧文仲之を祭る展禽祭法をのべて其非禮を評す文仲悔いて改む（此事年代不明姑く此に附す）	33	文公1年 公孟文子邸敬子の宅を取りて毀た
齊	5	6	7
晉	9 公讀書を臼季に學ぶ○郭偃公の問に對へて治國の誠をのぶ○臼季公の爲に教育法を說き暗に公の陽處父を太子の傅となすの不可を諷す○臼季冀缺をなすゝむ公之を用ふ（以上四件年代不明、姑く此に附す）	襄公1年	2
楚	44	45	46
鄭	45	穆公1年	3
呉			
越			

三〇	三一	三二
21	22	23
29 きて之を許さしむ、晉衞二國魯の親誼に服す	30	31 臧文仲聘晉の途中重館の人の言に感じ歸りて
2	3	4
6	7 公鄭を伐ち流落中の虐待に報ゆ、鄭の叔詹自ら晉軍に捕はれて國を救ふ、公詹の言に感じて鄭を許し且つ詹をかへす〇飢饉なり、公箕鄭に救濟法を問ふ鄭信義の外なきを以てす公感じて箕邑を治めしむ	8 公趙衰の爲に新軍を作り其上軍の將となす
41	42	43
42	43	44

皇紀		二七	二八	二九
周	に使し文公君臣の有禮に感じ王に晉に親むべきことを勸說す	18	19	20 溫の會盟に晉文公衞成公を殺さんとす王文公に說き命じて之を許さしむ
魯		26 齊侯來り伐つ臧文仲其族人展禽を齊軍に使し和を請はしむ、齊侯之を許す	27	28 溫の會盟に晉文公衞成公を殺さんとす、臧文仲公に勸め聘を晉に贈り文公に說
晉		9	10	昭公1年
齊	きて其民を他邑に移し原邑は信義を召して之を降す	3	4 公趙衰の才德あり且大功あるを以て重用せんと欲す衰先軫に讓りて就かず	5 楚人宋を伐つ公秦齊宋衞の諸國を率ゐて宋を救ひ大に楚軍を城濮に破る
楚		38	39	40
鄭		39	40	41
吳				
越				

二六

17

晉文公亂を平げて王を納る〇王文公を賞す、文公隧を請ふ王許さず邑を賜ふ〇王文公に賜ふ所の陽樊の邑民服せず文公之を圍む、公邑民倉葛の見に感じ圍を解き邑民を他邑に移す〇內史興晉

25

8

2

豎頭須の言に感じて之を見る〇公新政を發して臣民を安撫す〇冬襄王亂を避けて鄭に逃る使をして援を秦晉二國に請はしむ、

狐偃公をたすけて霸業の基礎を立つ〇春秦に先ちて周室の亂を平げ襄王を周に納る王邑を賜ひて之を賞す〇王賜ふ所の陽樊原の二邑服せず、公之を圍む陽樊は其邑民倉葛の言に感じて圍を解

37

38

國	年	記事
皇紀	二五	
周	16	王翟后を黜く、翟人王を伐つ、富辰戰死す、王鄭に奔る
魯	24	
齊	7	
晉		りて晉に入ることをすすむ
	懐公1年 文公1年	二月重耳晉に入る懐公出奔す〇呂甥冀芮兵を率ゐてふせぐ、秦穆公之を敗る〇重耳絳都に入り卽位す晉人懐公を殺す〇呂甥冀芮公宮を燒きて公を殺さんとはかる、寺人勃鞮公に告ぐ公竊に王城に逃れ秦軍による穆公呂冀二人を誘ひて之を殺す〇公
楚	37	
鄭	38	
呉		
越		

二四

15

王翟人の女を納れて后となす、富辰諫むれどもきかず一

23

6

14

成王厚幣之をやる○重耳穆公の女懷嬴を娶りて妻とす○穆公重耳を饗す、趙衰從ふ、衰の禮あり辭令の巧なる穆公を感動せしむ

重耳晉國を有たんとして筮す、司空季子其卜兆の吉を論じて之を激勵す○十月惠公死し懷公卽位す○秦穆公兵を率ゐて重耳を晉に入る○重耳狐偃と河に誓ふ○大史董因重耳を河に迎へ早く渡

35

36

皇紀	周	魯	齊	晉	楚	鄭	吳	越
二一	12	20	3	11 懷公に重耳を優遇すべきことを勸む公きかず○重耳宋を過ぐ襄公大司馬公孫固の言に從ひ之を優禮す○重耳鄭を過ぐ、文公禮せず、大夫叔詹諫むれどもきかず、詹禮せずば重耳を殺さんと請ふ亦きかず(以上四年10—12年間の事たり)	32	33		
二二	13 王大夫富辰の諫をきかずして鄭を伐つ	21	4	12	33	34		
二三	14	22	5	13 重耳楚に行く成王周禮を以て優遇す○秦穆公重耳を召く	34	35		

一九	二〇
10	11
18	19
孝公1年	2
9 齊孝公即位し諸侯齊に叛く○狐偃姜氏（重耳姜桓公女）と交〻齊の恃むに足らざるを以て去ることを重耳にすゝむ、きかず○姜氏偃とはかり重耳を酔して齊を去らす	10 重耳衛を過ぐ、文公禮せず卿甯荘子諫むれどもきかず○重耳曹を過ぐ共公禮せず迫りて其胸骨を見る大夫僖負羈の妻其夫に説きて私に重耳を優禮せしむ、負
30	31
31	32

皇紀		一七	一八
周		8	9
魯		16	17
齊		42	43
晉	田及州兵を作る〇十一月秦公惠公をかへす呂甥秦にゆきて公を迎ふ〇穆公呂甥に晉の國狀を問ふ甥巧辯以て穆公を感動し公の待遇を改めしむ〇同月公慶鄭を斬りて入都す	7 重耳翟を去りて齊に行く、〇途中野人に土塊を受く〇齊の桓公女を以て重耳に妻し優遇す重耳齊を去る意なし	8
楚		28	29
鄭		29	30
吳			
越			

一五	一六
6	7
14	15
40	41
5 ふ、穆公之を與ふ 冬秦飢饉なり穆公糴を乞ふ、公虢射にきゝて與へず、慶鄭諫むれどもきかず	6 穆公晉を伐つ、公策を慶鄭に問ふ、鄭已が諫を用ひずして此に至りしを怒り對へず○九月公秦と戰ひて敗る、慶鄭公の危を見て救はず、公捕へらる○穆公大夫公孫枝の見に從ひ公をかへし其太子圉を質とするとに定む○呂甥輳
26	27
27	28

皇紀	周	魯	齊	晉	楚	鄭	吳	越
一二	3	11	37	2 耳を墓ふ、郭偃公死し重耳代るべきを豫言す○四月冀芮公にすゝめて里克を殺す、郭偃公と芮と禍にかゝることを豫言す○丕鄭秦に使して賄賂の遲緩を謝し竊に穆公に冀芮を殺して重耳を入るゝとを勸む芮探知し冬鄭を殺す○鄭の子豹秦に奔る	23	24		
一三	4	12	38	3	24	25		
一四	5	13	39	4 冬飢饉なり糴を秦に乞	25	26		

二一

2　王晉の惠公に命服を賜ふ、内史使して惠公君臣の禮を知らざるを見其運祚の長からざるを評す

10

36

重耳は入國を謝し夷吾は入國を依賴す〇穆公公子縶と謀りて先づ夷吾を立つることに定む穆公冀芮を召して夷吾を問ふ、芮巧辯夷吾の德をおとさず

惠公1年　公卽位して内外の賂に背く、衆人歌うて之を誹る、大夫郭偃衆言の恐るべきをいふ〇太子申生を改葬す臭外に達す、衆人歌うて公の不德を誹り重

22

23

皇紀	
周	
魯	
齊	
晉	月其弟悼子を殺す荀息之に死す○里克丕鄭大夫屠岸夷をして公子重耳を迎へしむ、重耳其傅狐偃にききて辭す○呂甥郤稱大夫蒲城午をして公子夷吾を迎へしむ、夷吾其傅冀芮にきき入國を依頼す○呂甥諸大夫とはかり使を秦に遣し晉君を定めんことを請ふ、秦の穆公諾す○穆公許公子縶をして二公子を訪はしむ、
楚	
鄭	
呉	
越	

		七	八	九	一〇
		23	24	25	襄王1年
		6	7	8	9
		32	33	34	35 葵丘會盟に天子胙を公に賜ふ、管仲公をして下拜して受け恭順の意を失はざらしむ
	○公郭偃に虢を伐つの時月を問ふ偃九月十月の交を適當なることを答ふ	23 公子夷吾梁に出亡す	24	25	26 公葵丘の會盟に會せんとし途中周の大宰周孔の言をきゝ會せずしてかへる、周孔公の心昏亂せるを以て餘命の長からざることを豫言す○九月公卒す○十月里克丕鄭とはかりて奚齊を殺す十一
		18	19	20	21
		19	20	21	22

國	年	記事
皇紀	六	
周	22	
魯	5	
齊	31	
晉	22	む、太子許諾す〇太子に亡走をすすむ、太子きかず〇冬太子新城に自經す　驪姫公子重耳夷吾を讒す、公之を逐ふ〇奚齊を太子となす、〇重耳出亡の地を卜す、其傳狐偃翟に走るべきをすすめ之に從ひて翟に走る、〇虢公舟之僑の諫をきかず晉に亡ぼさる〇虞公貪りて宮之奇の諫をきかず晉に滅さる
楚	17	
鄭	18	
吳		
越		

子申生公を廢するの謀深きを譏す公乃ち太子を廢することを約す〇姫里克を難る、優施爲に里克を微諷し中立せしむ〇姫君命を以て太子をして其母を祭し祭肉をおくらしむ〇太子祭肉をおくる姫鴆に毒を置き公にすゝむ、公檢知して怒り太子の傳杜原款を殺す太子新城に走る〇杜原款死に臨みて太子に孝道を守るべきをすゝ

皇紀		二	三	四	五
周		18	19	20	21
魯		僖公1年	2	3	4
齊		27 是より先魯に內亂あり公高敬仲を遣はし僖公を立てて之を存す、〇夷儀に城きて邢を移封し戎狄の難を免れしむ	28 楚丘に城きて衛を移封し戎狄の難を免れしむ	29	30
晉	危きを慮り太子に戰はずして他國に亡走すべきことを微諷す、太子孝道を守りてきかず、戰ひ勝ちてかへる讒者果して起る	18	19	20	21 驪姬公に太
楚		13	14	15	16
鄭		14	15	16	17
吳					
越					

あるを讒す公懼る、姫太子に東山の戎を伐たし之を試むべきとを告ぐ公之を許し太子に偏衣をきせ金玦を佩ばして東山を伐たしむ、〇里克諫む公きかず、〇太子偏衣金玦をみて怪み問ふ里克先友孝道をのべて太子を奬勵す、狐突君の志知りて悪兆となす、〇東山の狄逆戰す、太子戰はんと欲す、狐突勝つも負くるも太子の身

皇紀	紀元一	
周	17	
魯	2	
齊	26	
晉	17	生を下軍の將とし霍を伐つ士蔿太子は君の副なれば下軍の將たらしむべからず上軍の副たるべきことを說きて諫む、公きかず、士蔿人に告げて太子廢さるべき前兆たることを說き暗に太子に逃亡すべきことを諷す太子孝道を守りてきかず 驪姬優施にそゝのかされ夜半太子申生が民心を得て公を廢するの意
楚	12	
鄭	13	
吳		
越		

紀元前一	二	三	四
16	15 神あり虢の莘邑に下る王内史過に向ふ過虢の亡兆なることを説く	14	13
閔公1年	32	31	30
25	24	23	22
16 公上下二軍を作り自ら上軍の將となり太子申	15 ○郤叔虎公が翟担を伐つ志を知りて相士蔿をして言はしめ自ら先登して之に勝つ（以上二件13―15年間）	14	13 て志をいふ 冬、公武公の祭を曲沃に行ふ奚齊をして己の代として行かしむ大夫猛足太子を諫めて廢せらるゝの前兆なれば自ら備ふべきをいふ、太子孝道を守りてきかず
11	10	9	8
12	11	10	9

國	年	記事
皇紀	五	
周	12	
魯	29	
齊	21	
晉	12	驪姬奚齊を生む○姬優施と通ず、施姬に教へて三公子を遠ざけ奚齊の地位を固くせしむ○姬梁五・東關五二嬖臣をして公に說きて太子申生を曲沃に公子重耳を蒲城に夷吾を屈に奚齊を絳の都に居かんことを乞はしむ、公之れを許す、○史蘇朝して諸大夫に亂本なることを警告す○里克・丕鄭・荀息の三大夫相見
楚	7	
鄭	8	
吳		
越		

	一一	一〇	九	八	七	六
	6 鄭の厲公王子頽をして王を入る	7	8	9	10	11
	23 公齊にゆきて社祭をみる、曹劌諫むれどもきかず	24 公父桓公の廟を丹色に塗り桷に彫刻す匠師慶其僭禮を諫むれどもきかず〇公哀姜をめとる非禮なり宗人百反父展諫むれどもきかず	25	26	27	28 魯饑う、臧文仲齊にゆき糴を乞うてかへる
	15	16	17	18	19	20
膺して備ふべしとなす	6	7	8	9	10	11
	成王1年	2	3	4	5	6
	2	3	4	5	6	7

皇紀	周	魯	齊	晉	楚	鄭	吳	越
一三	4	21	13	4	4	7		
一二	5	22	14	5 公驪戎を伐たんとす、史蘇卜ふ勝ちて不吉なり之を以て公を諫む公きかず遂に伐ちて克ち驪姫を得て歸り立てゝ夫人となす○凱旋の宴公史蘇に罰杯を與ふ史蘇微諷して出づ○史蘇出でて諸大夫に驪姫の晉國を滅すことを豫言す大夫郭偃以て亡滅に至らずとなす、大夫士蔦二子の言理あれば服	5	文公1年		

一四	一五	一六	一七	一八	一九	二〇	二一	二二	二三	二四	
3	2	惠王1年	5	4	3	2	僖王1年	15	14	13	
20	19	18	17	16	15	14	13	12	11	10 長勺の役曹劌公に齊と戰ふ用意を問ひ公の公明なる答を得て大に意を安んず	
12	11	10	9	8	7	6	5	4	3	2	て管仲を迎へ之を相とす〇公管仲にきゝて國政の基を立て遂に伯業をなす
3	2	獻公1年	2	武公1年	28	27	26	25	24	23	
3	2	杜敖1年	13	12	11	10	9	8	7	6	
6	5	4	3	2	厲公復位1年	14	13	12	11	10	

皇紀	周	魯	齊	晉	楚	鄭	吳	越
三九	21	13	32	8	42	2		
三八	22	14	33	9	43	3		
三七	23	15	襄公1年	10	44	4		
三六	莊王1年	16	2	11	45	昭公1年		
三五	2	17	3	12	46	2		
三四	3	18	4	13	47	子亹1年		
三三	4	莊公1年	5	14	48	子嬰1年		
三二	5	2	6	15	49	2		
三一	6	3	7	16	50	3		
三〇	7	4	8	17	15	4		
二九	8	5	9	18	文王1年	5		
二八	9	6	10	19	2	6		
二七	10	7	11	20	3	7		
二六	11	8	12	21	4	8		
二五	12	9	桓公1年	22	5	9		

（齊）鮑叔を以て相となす叔辭して其友管仲を推薦す〇公使者を魯にやり

五七	3	6	14	哀侯1年	24	27
五六	4	7	15	2	25	28
五五	5	8	16	3	26	29
五四	6	9	17	4	27	30
五三	7	10	18	5	28	31
五二	8	11	19	6	29	32
五一	9	桓公1年	20	7	30	33
五〇	10	2	21	8	31	34
四九	11	3	22	小子1年	32	35
				武公哀侯を殺す、欒共子之に死す		
四八	12	4	23	2	33	36
四七	13	5	24	3	34	37
四六	14	6	25	晉侯緡1年	35	38
四五	15	7	26	2	36	39
四四	16	8	27	3	37	40
四三	17	9	28	4	38	41
四二	18	10	29	5	39	42
四一	19	11	30	6	40	43
四〇	20	12	31	7	41	厲公1年

皇紀	七六	七五	七四	七三	七二	七一	七〇	六九	六八	六七	六六	六五	六四	六三	六二	六一	六〇	五九	五八
周	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	桓王1年	2
魯	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	隱公1年	2	3	4	5
齊	59	60	61	62	63	64	釐公1年	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13
晉	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	鄂侯1年	2	3	4	5	6
楚	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23
鄭	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26
吳																			
越																			

七七	七八	七九	八〇	八一	八二	八三	八四	八五	八六	八七	八八	八九	九〇	九一	九二	九三	九四	九五	九六
34	33	32	31	30	29	28	27	26	25	24	23	22	21	20	19	18	17	16	15
32	31	30	29	28	27	26	25	24	23	22	21	20	19	18	17	16	15	14	13
58	57	56	55	54	53	52	51	50	49	48	47	46	45	44	43	42	41	40	39
3	2	孝侯1年	6	5	4	3	2	昭侯1年	35	34	33	32	31	30	29	28	27	26	25
4	3	2	武王1年	17	16	15	14	13	12	11	10	9	8	7	6	5	4	3	2
7	6	5	4	3	2	莊公1年	27	26	25	24	23	22	21	20	19	18	17	16	15

皇紀	周	魯	齊	晉	楚	鄭	呉	越
一一二	10	35	23	9	19	35		
一一一	11	36	24	10	20	36		
一一〇	平王1年	37	25	11	21	武公1年		
一〇九	2	38	26	12	22	2		
一〇八	3	惠公1年	27	13	23	3		
一〇七	4	2	28	14	24	4		
一〇六	5	3	29	15	25	5		
一〇五	6	4	30	16	26	6		
一〇四	7	5	31	17	27	7		
一〇三	8	6	32	18	霄敖1年	8		
一〇二	9	7	33	19	2	9		
一〇一	10	8	34	20	3	10		
一〇〇	11	9	35	21	4	11		
九九	12	10	36	22	5	12		
九八	13	11	37	23	6	13		
九七	14	12	38	24	蚡冒1年	14		

鄭：洛水の東に卜定す、公遂にこゝに移る。

一二七	41	20	8	25	4	20
一二六	42	21	9	26	5	21
一二五	43	22	10	27	6	22
一二四	44	23	11	殤叔1年	7	23
一二三	45	24	12	2	8	24
一二二	46	25	13	3	9	25
一二一	幽王1年	26	14	4	10	26
一二〇	2 西周三川の地震ふ大夫伯陽父評して周室亡滅の兆となす	27	15	文侯1年	11	27
一一九	3	28	16	2	12	28
一一八	4	29	17	3	13	29
一一七	5	30	18	4	14	30
一一六	6	31	19	5	15	31
一一五	7	32	20	6	16	32
一一四	8	33	21	7	17	33 公王の司徒となる
一一三	9	34	22	8	18	34 王室微なり史伯公の爲に新封地を

皇紀	周	魯	齊	晉	楚	鄭	呉	越
一四一	27	6	3	11	21	6		
一四〇	28	7	4	12	22	7		
一三九	29	8	5	13	熊鄂1年	8		
一三八	30	9	6	14	2	9		
一三七	31	10	7	15	3	10		
一三六	32	11	8	16	4	11		
一三五	33 王仲山甫にきゝ、魯孝公を以て侯伯となす	12	9	17	5	12		
一三四	34	13	莊公1年	18	6	13		
一三三	35	14	2	19	7	14		
一三二	36	15	3	20	8	15		
一三一	37	16	4	21	9	16		
一三〇	38	17	5	22	若敖1年	17		
一二九	39 王姜戎を伐ちて敗績す	18	6	23	2	18		
一二八	40 王徴兵の爲に民を太原に數ふ、仲山甫諫むれどもきかず	19	7	24	3	19		

一五五	13	子戲を以て命じて嗣となさしむ、卿士仲山甫諫むれどもきかず。諸侯是より服せず。	懿公1年	文公1年	8	7	
一五四	14		2	2	9	8	
一五三	15		3	3	10	9	
一五二	16		4	4	11	10	
一五一	17		5	5	穆侯1年	11	
一五〇	18		6	6	2	12	
一四九	19		7	7	3	13	
一四八	20		8	8	4	14	
一四七	21		9	9	5	15	
一四六	22		孝公1年	10	6	16	桓公1年
一四五	23		2	11	7	17	2
一四四	24		3	12	8	18	3
一四三	25		4	成公1年	9	19	4
一四二	26		5	2	10	20	5

皇紀	周	魯	齊	晉	楚	鄭	呉	越
一七〇	12	26	21	11	8			
一六九	13	27	22	12	9			
一六八	14 厲王彘に崩ず、召公太子を立つ	28	23	13	10			
一六七	宣王1年	29	24	14	熊霜1年			
一六六	2	30	25	15	2			
一六五	3	武公1年	26	16	3			
一六四	4	2	厲公1年	17	4			
一六三	5	3	2	18	5			
一六二	6	4	3	獻侯1年	6			
一六一	7	5	4	2	熊徇1年			
一六〇	8	6	5	3	2			
一五九	9	7	6	4	3			
一五八	10	8	7	5	4			
一五七	11	9	8	6	5			
一五六	12 卿士虢文公王の千畝に藉せざるを諫む○魯の武公來朝す王公の第二	10	9	7	6			

一八二	一八一	一八〇	一七九	一七八	一七七	一七六	一七五	一七四	一七三	一七二	一七一
37 國人叛きて亂をなす王彘に走る○召公太子を保護す、國人召公を圍む召公我子を身代りとして國人を欺き太子を保護す	共和1年	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11
14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25
9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
17	18	釐侯1年	2	3	4	5	6	7	8	9	10
6	7	8	9	10	熊嚴1年	2	3	4	5	6	7

皇紀	周	魯	齊	晉	楚	鄭	吳	越
一九四	25	2	6	5				
一九三	26	3	7	6				
一九二	27	4	8	7				
一九一	28	5	9	8				
一九〇	29	6	武公1年	9				
一八九	30 大夫芮良夫王の佞臣榮夷公を寵するを評して周室衰亡の兆となす	7	2	10				
一八八	31	8	3	11	（此以前年代不明）			
一八七	32	9	4	12	熊勇1年			
一八六	33 王虐なり、民謗る王捕へて其口を鉗せんとす、郷士召公苦諫すれどもきかず	10	5	13	2			
一八五	34	11	6	14	3			
一八四	35	12	7	15	4			
一八三	36	13	8	16	5			

二一四	5	14		
二一三	6	15		
二一二	7	16		
二一一	8	17		
二一〇	9	18		
二〇九	10	19		
二〇八	11	20		
二〇七	12	21		
二〇六	13	22		
二〇五	14	23		
二〇四	15	24		
二〇三	16	25		
二〇二	17	26		
二〇一	18	27		
二〇〇	19	28		
一九九	20	29	獻公1年（此以前年代不明）	
一九八	21	30	2	靖侯1年（此以前年代不明）
一九七	22	31	3	2
一九六	23	32	4	3
一九五	24	眞公1年	5	4

皇紀	周	魯	齊	晉	楚	鄭	吳	越
二二三三	3	32						
二二三二	4	33						
二二三一	5	34						
二二三〇	6	35						
二二二九	7	36						
二二二八	8	37						
二二二七	9	獻公1年						
二二二六	夷王1年	2						
二二二五	2	3						
二二二四	3	4						
二二二三	4	5						
二二二二	5	6						
二二二一	6	7						
二二二〇	7	8						
二二一九	8	9						
二二一八	厲王1年	10						
二二一七	2	11						
二二一六	3	12						
二二一五	4	13						

二五三	8	12
二五二	9	13
二五一	10	14
二五〇	11	15
二四九	12	16
二四八	13	17
二四七	14	18
二四六	15	19
二四五	16	20
二四四	17	21
二四三	18	22
二四二	19	23
二四一	20	24
二四〇	21	25
二三九	22	26
二三八	23	27
二三七	24	28
二三六	25	29
二三五	孝王1年	30
二三四	2	31

皇紀	周	魯	齊	晉	楚	鄭	吳	越
	公の三女を寵するを戒むれどもきかず							
二六九	4 王密を滅す	46						
二六八	5	47						
二六七	6	48						
二六六	7	49						
二六五	8	50						
二六四	9	厲公1年						
二六三	10	2						
二六二	11	3						
二六一	12	4						
二六〇	懿王1年	5						
二五九	2	6						
二五八	3	7						
二五七	4	8						
二五六	5	9						
二五五	6	10						
二五四	7	11						

年	王年	記事	
二八九	39		26
二八八	40		27
二八七	41		28
二八六	42		29
二八五	43		30
二八四	44		31
二八三	45		32
二八二	46		33
二八一	47		34
二八〇	48		35
二七九	49		36
二七八	50		37
二七七	51		38
二七六	52		39
二七五	53		40
二七四	54		41
二七三	55		42
二七二	恭王1年		43
二七一	2		44
二七〇	3	密康公の母	45

皇紀	周	魯	齊	晉	楚	鄭	吳	越
三〇四	24	9						
三〇三	25	10						
三〇二	26	11						
三〇一	27	12						
三〇〇	28	13						
二九九	29	14						
二九八	30	15						
二九七	31	16						
二九六	32	17						
二九五	33	18						
二九四	34	19						
二九三	35 王犬戎を征せんと欲す祭公謀諫むれどもきかず征して四夷服せざるに至る	20						
		21						
		22						
二九二	36	23						
二九一	37	24						
二九〇	38	25						

三二三	5	4
三二二	6	5
三二一	7	6
三二〇	8	7
三一九	9	8
三一八	10	9
三一七	11	10
三一六	12	11
三一五	13	12
三一四	14	13
三一三	15	14
三一二	16	魏公1年
三一一	17	2
三一〇	18	3
三〇九	19	4
三〇八	20	5
三〇七	21	6
三〇六	22	7
三〇五	23	8

り、清の董增齡の說最も詳なり、曰く、

說者又謂く、越語の下卷は疑ふらくは國語の本文に非ず、其れ他卷と類せずと、又國語の敍事は盡く年月あらずと雖、然れども未だ嘗て次を越えず、今上卷已に越が吳を滅することを記し、下卷復勾踐卽位三年より起る、他國に此の例なし、內傳范蠡の姓名なし、外傳吳語に一たび見ゆるに止まるも、五大夫の列にありて旅に進み旅に退くのみ、此の卷に至りて乃ち專ら蠡の策を載せ吳を滅するの事蠡獨り之れに任ずる者の若し、殊に事實に非ず、藝文志の兵權謀に范蠡二卷あり、此れ殆ど其の一か、但し攙入は當に劉向以前にあるべし、(國語正義序)

此の說亦頗る殁道理なり、內傳に范蠡の名なきを以て疑ふは、殆ど兒戲に近く辨明の要を見ず、越語上下二篇の重複を疑ふに至りては、全く文章を知らざるものなり、何となれば滅吳の軍備計略實功は殆ど范蠡の手に成りしを以て、上篇に於て專ら勾踐の事を敍し、下篇に於て專ら范蠡の事を敍す、文章上當に然るべきことなり、清の浦起龍古文眉詮越語下篇の條に論じて、

特に范少伯の一篇を置く、故に凡そ兩國の事實に涉りては倶に略に從ひ、專ら少伯の言を詳にす、猶齊語の管子に於けるが如きなり

といへる妥當從ふべきの論なり、

是れに由りて國語に攙入ありといふ說は、信據すべからざることを推知し得らるべし、

第五章　國語記事年表

皇紀	周	魯	齊	晉	楚	鄭	吳	越
紀元前三二七	穆王1年	煬公6年						
三二六	2	幽公1年						
三二五	3	2						
三二四	4	3						

我國にては王朝より足利氏の末に至るまでこれが研究は明ならず、德川時代に至りて始めて之れを研むるもの多し、荻生道濟國語校草を撰す、蓋し我國國語註解の嚆矢たり、其の後渡邊蒙庵・河野恕齋・片岡如圭・千葉玄之・關修齡・秦鼎・冢田虎・蒲坂圓・龜井昱・帆足萬里・藍澤南城等の諸儒注解して、研究は甚盛となれり、就中關・秦・冢田・龜井の註最も著はる、

(3) 攙入說

國語の傳來上述べ置かざる可からざることは、國語の齊語及越語下篇は後儒が他書の文をとりて攙入せるものなりといふことなり、

（イ）齊語攙入說

淸の董增齡の國語正義の序に曰く

齊語一篇は皆管子小匡篇の辭なり、管子は遠く左氏の前に出でたれば、必ず國語の文を預り知りて之れを襲はず、竊に疑ふ、齊語全く亡びて、後人小匡を採りて以て之れを補ふか、

此の說は管子を管仲の自著と信ずるより來る、管子七十六篇中管仲の自著になるもの經言以下數篇にして、他は悉く門流の作若しくは攙入なるとは世に定論あり、經言其のものに就きても攙入少なからず、殊に大匡中匡小匡の三篇は管仲の功業を記したるものにして、左氏傳以後の作、戰國時代の學者の手に成りしものなることは一見して知り得らるゝなり、就中大匡は左氏傳を粉本とし又公羊傳に本づきたる跡あること、淸の梁玉繩之れを論ぜり、小匡は齊語に本づきたるもの、決して齊語が小匡をとりしに非ず、何となれば小匡の文は齊語よりも一般に誇張的にして、且篇中記する所の桓公がすでに受命の天子を以て自ら任ぜんとしたるを見ればなり、是れ等のこと春秋時代作家の夢想し能はざる所、戰國自由思想の時代の產物たる、慮を費さずして知り得らるゝなり、國語正義の著者たる董氏にして此の謬見あるは怪疑の至に堪へざるなり、

（ロ）越語下篇攙入說

唐の柳宗元非國語の後序に於て

越の下篇尤も奇峻なり、而れども其の事雜多し、蓋左氏に出づるに非ず

といひ、此の篇を疑ひてより、之れを贊するものあ

西因是清代覆刻の宋本を得て覆刊し、學界に多大の利益を與へたり、

(2)研究上の傳來

國語の研究せられたることは古し、孔叢子答問篇に、陳渉(征秦の旗をあげし始の人)が國語を讀みて晉語に記する所の太子申生の物語につきて、其の博士(恐らく孔甲のことなるべし)に問ひ博士之れに對へたる記事あり、前漢の初に至り賈誼は深く之れを研め其の著新書禮容下篇に周語の單靖公單襄公の事の條をとれり、次に司馬遷は最も熱心なる愛讀者にして、其の史記を作るや多く材をこゝに取れり、下りて劉向・劉歆・揚雄皆之れを尊べり、

後漢の初に至り、鄭衆始めて之れが註解を作れり、其の後賈逵・虞翻・唐固亦註を作る、三國の呉に至りて韋昭從來の諸說をあつめて大成し、訂正增補して注解をつくる、是れ現代に傳はる國語註解中の最古最完のものとして學者の珍重する所なり、同時に魏の王肅亦註解をつくれり、

晉に至り、傅玄始めて國語を疑ひて丘明の作に非ざるの說を立つ、孔晁及隋の劉炫皆之に贊せり、是れより唐に至る間、國語の研究左程盛大ならざりしが如し、唐に至りても其の餘波をうけ、劉知幾が其の著史通に國語家の一科を置き推重せる外殆どきく所なし、文豪柳宗元非國語を作りて傅玄の說を贊し、記事の怪誕誇僻を駁論せり、

宋に至りては研究盛にして宋庠・魯有開は音義をつくり、劉攽・呂祖謙等は左氏傳と併せ修め、蔡眞・劉章・林槪・戴仔・江端禮は柳宗元の非國語を辨駁せり、されど程朱一派の學者は衰世の文として甚だ之れを重んぜざりき、

明に至りては國語飜刻なると共に研究も盛なりしが、多くは文章上より愛讀したるものにして陳仁錫・葉明元等の評鈔本最著はる、

清代に至り明代の餘波をうけ文章上より研究するもの多し、卽ち呉楚材・林雲銘・浦起龍・過珙等是なり、康熙御撰の古文淵鑑は蓋し其の最なるものなり、中葉の頃より後黃丕烈・劉臺拱・姚鼐・洪亮吉・董增齡・汪遠孫・兪樾・黃模・龔麗正等の諸家出でて注解を試みたり、

古書類に於ても亦書寫の際文字の大小、卷の長短等によりて卷數均しからざるもの有るは其例極めて多し、何ぞ獨り國語に於てのみ疑はんや、

第四章　國語の傳來

(1) 書籍上の傳來

左丘明の國語は戰國時代を經て秦の始皇に至るも焚書の災にあはず無事に傳はれり、後漢より三國晉にかけて研究盛なりしかば、脫逸等の不祥なかりしも、唐の末より五代頃にかけて脫逸する所あり、何となれば、左に列記する所の六朝より唐初の學者が、諸書の註に引ける所の國語の文、今の國語にこれなければなり、

曹沫挾二匕首一、刧二齊桓公一返二遂邑一(魏、酈道元水經瓠子河注)

懿始受レ譖而烹二哀公一(唐、徐彥公羊傳疏卷六)

專諸膳宰僚嗜二炙魚一、因進レ魚而刺レ之(同卷二十一)

伏羲風姓(唐、司馬貞、史記補三皇本紀索隱)

楚人卞和得二玉璞一(同史記鄒魯列傳索隱)

滿二於巢湖一(唐張守節史記夏本紀正義)

神農之子名柱作二農官一、因名レ農(唐、孔穎達禮記祭法疏)

分二魯公一以二少帛綪茷一(唐李善文選東京賦註)

此の時代はすべて寫本時代なり、宋の仁宗天聖七年四月(皇紀一六八九)韋昭の注本を刊行す、是れ國語刊本の嚆矢なるべし、同仁宗明道二年四月(皇紀一六九三)再刊す、明代に至りては刊行甚盛なれども、校訂疎漏にしてたゞ嘉靖五年(皇紀二一八六)趙伸刊する所のみ善しと稱せらるも、宋本に比すべくもあらず、淸の嘉慶五年(皇紀二四六〇)黃丕烈宋本を得て覆刻するに及びて、學者始めて善本を得て歸宿する所を得たり、

我國にては藤原佐世の日本國現在書目に韋昭の國語註を載せたれば、隋唐交通の際に渡米せるものなること明なり、此の時代以後は寫本を以て傳はれり、足利氏の末に明代の刊本傳はりたり、德川氏の初林羅山明刊本韋註(何時代の刊本なるか不明)を校點飜刻す、是れを我國にて國語を刻するの初となす、天明六年(皇紀二四四六)千葉芸閣明の穆文熙等の刊本を飜刻して廣く世に行はる、文化元年(皇紀二四六四)葛

度刑を作るを言ひ、史記に王道衰缺は蓋黍離國風の漸に兆すを言ふ、平王に迨びて周鄭交〻質するも直に二國の信を結ぶと言ふのみ、號令畿内に行はるゝに止まると雖、而も天下の共主たり、故に首に列ぬるなり、次に魯なるは周公の後にして禮を秉るの邦たるを重んずるなり、次に齊なるは桓公一匡の烈を美みするなり、次に晉なるは其の主盟たること十一世、夾輔の勳あり、且つ文（文公）の伯は桓齊の桓公に繼ぐを見ればなり、次に鄭なるは鄭は厲王より出で諸姬に於て近しとなす、又晉と同じく王室を定めたればなり、次に楚、次に吳なるは其の重黎の後たり泰伯の裔たるを以て、其の迹をして湮沒彰れざらしめざるなり、之れを終るに越を以てするは、闔蠻強くして、中夏伯主なく春秋も亦是に終るを見ればなり、

其の見妥當なれば從ふべし、

次に卷數に就いて考ふるに異同あり、暫く漢より唐に至るまでの諸注本を見るに、左の三種あり、

二十一卷本　漢書藝文志所錄本（二十一篇とあれば二十一卷なることと推知すべし）虞翻注本、唐固註本、

二十二卷本　王肅注本

二十卷本　賈逵注本

宋の宋庠其の理由を說いて曰く、

按ずるに古今卷第多く同じからず、或は二十一篇或は二十二卷或は二十卷と云ふ、然れども班志最も先きに出で賈逵之れに次ぎ、皆二十一篇と云ふに據れば此れ實に舊書の定數なり、其の後或は損益あり、蓋し諸儒の章句煩簡同じからず、簡を析ち篇を幷せて自ら其の學に名づく、蓋し疑ふに足らざるなり、之れを要するに藝文志を審と爲す、（國語補音序）

四庫提要亦之れを祖述して曰く、

漢志二十一篇に作る、其の諸家注する所隋志虞翻唐固本皆二十一卷、王肅本二十二卷、賈逵本二十卷ありて互に增減あり、蓋し偶然に分併し、異同あるに非ず、（雜史類國語の條下）

此れに由りて之れを觀れば二十一卷が定本にして、其の二十二卷といひ二十卷といふは、諸儒の章句を作る際、意を以て篇を分ち或は合したるものにして本文の異あるに非ざることを知るべし、且つ一般の

り、其の後又國語の資料を得たり、因りて前に取捨選擇したる左氏傳の根本資料と、新に得たる資料とを併せ、復取捨選擇して國語となし、一は以て左氏傳の遺を補ひ、異聞を錄して其の參考となし、一は以て列國の史實を後世に傳へんとしたるものなり、蓋し左氏傳に在りては其意春秋の大義を發揚するに存し、國語に在りては其意列國の史事を明にするに存す、

第三章　體裁

國語は周魯齊晉鄭楚吳越八箇國の事を記載すれども、周魯晉楚越は記事豐富なるを以て其の篇帙を分つ、故にすべて二十一篇あり、是れ古より今に至るまで變更なき所なり、其の目左の如し、

周語上・同中・同下　穆・恭・厲・宣・幽・惠・襄・定・簡・靈・景・敬十二王間の事を記す、

魯語上・同下　莊・僖・文・宣・成・襄・昭・定・哀九公間の事を記す、

齊語　桓公一代の事を記す

晉語一・同二・同三・同四・同五・同六・同七・同八・同九　武・獻・惠・文・襄・靈・景・厲・悼・平・昭・頃定・出・哀十五公間の事を記す、

鄭語　桓公一代の事を記す、

楚語上・同下　莊・恭・康・靈・昭・惠六王間の事を記す、

吳語　夫差一代の事を記す、

越語上・同下　勾踐一代の事を記す、

其の收錄する諸國の順序に就きては、古來說くものなし、近世に至り清の董增齡其の著國語正義韋昭の敘の疏に於て之れを說く、其の言に曰く、

國語首（ハジメ）に周を以てし、殿（シンガリ）に越を以てす、周何を以て國と稱するや、穆王の時、周道始めて衰ふ、書に荒

き、孔門の中、顏淵と丘明との二人のみを從祀せり、宋の眞宗の祥符年中（皇紀一六六八—一六七六）瑕丘伯に追封し、徽宗の政和中（皇紀一七七一—一七七七）改めて中都伯に追封せり、

（五）國語制作の理由

左丘明が國語を制作したる理由を說かんとせば先づ其の內傳たる所の春秋左氏傳制作の理由を知らざるべからず、左氏傳制作の理由に就きては前漢の司馬遷以下之れを說きて詳なり、左の如し、

孔子西して周室を觀、史記の舊聞を論じ、魯に歸りて春秋を次づ、魯の君子左丘明、弟子人人端を異にし各〻其の意に安んじ其の眞を失ふを懼る、故に孔子の史記に因りて具に其の語を論じ左氏春秋を成す、（司馬遷史記十二諸侯年表）

丘明、弟子各〻其の意に安んじ以て其の眞を失はんことを恐る、故に本事を論じて傳を作り空言を以て經を說かざることを明にせり、（班固漢書藝文志）

次に國語制作の理由は如何、之れに就きては左の二說あり、

（イ）國語は左氏傳制作後の作といふ說

（ロ）國語は左氏傳の原稿といふ說

（イ）は吳の韋昭の說く所なり、曰く、

昔は孔子憤を舊史に發し、法を素王に垂る、左丘明聖言に因りて以て意を攄べ、王義に託して以て藻を流せり、其の淵源深大沈懿雅麗、命世の材博物善作の者と謂ふべし、其の明識高遠雅思未だ盡きざるを以ての故に、復前世穆王以來下魯悼智伯の誅に訖るまでの邦國の成敗嘉言善語陰陽律呂天時人事逆順の數を采錄して以て國語と爲す、（國語解叙）

（ロ）は宋の司馬光の說く所なり、曰く、

丘明將に春秋を傳せんと欲し、乃ち先づ列國の史を采集し因て之れを別分し、其の精英なる者を取りて春秋傳となす、而して先きに采集する所の稾、因りて時人の傳ふる所と爲り、命じて國語と曰ふ、丘明の本志に非ざるなり、（經義考所引）

以上の二說何れか可なるか、余は二說を折衷して左の如く斷ぜんとす、

丘明は春秋左氏傳を作る爲に、列國の物語卽ち國語を採集し之れを取捨選擇して左氏傳をつくれ

よ)是れ即ち自序傳の文には明の一字を脱寫せりと斷ぜざるを得ざる所以にして、愈以て寶楠の説は從ふ可からざるを見るなり、

(二)鄕貫

左丘明は魯の人なり、其の鄕貫は明ならず、淸の陳宏謀の四書考輯要に、

姓は左、名は丘明、魯の中都の人なり

とあり、こは宋の政和中丘明を中都伯に追封したることあれば、恐らくは之れによりたるものなるべし、中都は淸の山東省兗州府東平州、今の山東省東臨道東平縣にあり、されど信據すべき材料によりたる言に非ざれば必ず信據すべきものとは斷じ得ざるなり、

(三)事歴

左丘明は少より篤志にして學を好み、孔子に從學し、魯に仕へて太史となれり、

〔備考〕淸の陳宏謀の四書考輯要に左丘明は楚の左史倚相の後なりといへり、臆説なればとらず、

丘明は太史として如何なる功績をあげしか、史に傳ふる所なきを以て知ること能はず、淸康熙帝勅撰の圖書集成經學部左丘明傳、及藏志仁四書人物類典串珠左丘明傳の條に左の逸話をひけり、

魯の定公孔子を以て司徒と爲さんと欲し、三桓を召して之れを議す、丘明曰く、周に千金の裘を爲らんと欲して狐と其の皮を謀り、少牢の珍を爲らんと欲して羊と其の羞を謀るものあり、言未だ卒らずして狐相與に重邱の下に逃れ、羊相與に深林の中に逃る、故に周人五年に一裘を製せず、十年に一羞に足らざるは何ぞや、周人の謀失すればなり、今君孔子を以て司徒と爲さんと欲して三桓と之れを議るは、亦狐と裘を謀り羊と羞を謀るものなりと、是に於て魯侯遂に三桓と謀らず、孔子を召して司徒と爲せり、

丘明は其の後春秋左氏傳と國語とを作れり、歿年詳ならず、

(四)追褒

左丘明は左氏傳國語の二書をつくりて孔子春秋の義を詳説發明せるを以て、前漢以來學者の崇拜する所となれり、唐の太宗の貞觀十三年(皇紀一二九九)に周公を祀りて先聖となし、孔子を先師となしたると

史公(司馬遷)左丘を以て連文すれば、(本章に(1)引く所を見よ)則ち左丘は是れ兩字の氏にして、明は其の名なり、左丘亦單に左と稱す、故に舊文皆左傳と言ひて左丘傳といはず、(論語正義公冶長篇左丘明恥之條)

以上(イ)(ロ)の二説何れに從ふべきか、余は(イ)説の可なるを信ずるものなり、左に其の理由を條陳せん、

(a)左の姓にして丘明の名なることは、前漢の宿儒が舊來の傳ふる所によりて言ひたるものにして架空の言に非ず、又臆説に非ざるを以てなり、

(b)葉夢得等が司馬遷の自序傳に「左丘は明を失ひて厥れ國語あり」といふを以て、左丘は姓なりと斷ずれども、支那にては(一)一字姓二字名の人は、姓と名の一字とを取りて稱することあり、例へば戰國時代の高士魯仲連(魯は姓、仲連は名)を魯連といひ、前漢の名相蕭望之(蕭は姓、望之は名)を蕭望といふが如し、(二)二字姓一字名の人は、姓の一字と名とを取りて稱することあり、例へば司馬遷(司馬は姓、遷は名)を馬遷といふが如し、(三)又二字姓二字名の人に在りて、司馬相如字は長卿を馬相如ともいひ、馬卿ともいふ例あり、されば司馬遷が左丘明を左丘といひしは(一)の例に從ひたりともいふを得べく、又司馬遷の原本には「左丘明は明を失ひて」とありしものなるが、後世傳寫の際明の字二字あるを以て上の明の字を脱寫したるもの(古書には此の例多し)とも斷じ得べければなり、(因にいふ朱子の左氏傳は左丘明の著に非ずといふ説は、國語と左傳との比較との章に説く)、

(c)劉寶楠の説は前の(b)の(二)の例に從ひたるものにして、無理なる論に非ざれども、唯此一事のみを以てしては前漢以來の宿儒の説を非定するには餘りに薄弱なるものなれば從ひ難し、特に春秋三傳の中、公羊氏・穀梁氏の如く二字姓のものは皆公羊傳穀梁傳といひて公傳穀傳といはず、然るに獨り左丘氏の傳のみ左傳と稱すといふも、亦穩妥の説に非ず、劉寶楠は單に史記の太史公自序傳にのみ據りて立言すれども同書の十二諸侯年表序に據れば寧ろ左を以て氏とし丘明を以て名とす可き理由あり、(本章(1)に引く所を見

(3)左丘明傳

(一)姓名に就て

左丘明の姓は左なるか左丘なるかに就て二說あり、

(イ)左姓說

前漢嚴彭祖(宣帝の時の碩儒)の言に、

孔子將に春秋を修めんとし、左丘明と乘じて周に如き、書を周史に觀、歸りて春秋の經を修む、丘明之れが傳を爲る(經義考所引)

とあり、(彭祖より先に司馬遷あり亦此說なるが如し、下條に說く)これ左を姓とし丘明を名とするなり、是れ舊來の傳ふる所によりたるものなるべし、揚雄・劉歆(前漢)・班固・王充(後漢)・韋昭(吳)・杜預(晉)以下歷代の大儒大抵皆之れを信じて疑はず、

(ロ)左丘說

宋の朱子の語類に

問ふ、左丘明は謝(謝良佐、程子の高足)以て古の聞人となす、則ち左傳は丘明の作る所に非ざるかと、曰く、左丘は是れ古に此の姓あり、名は明なり、自是れ一人なり、傳(左氏傳)を作る者は乃ち左氏、別に是れ一人なり、是れ撫州の鄧大著(名は世字は元亞)此の如く說く、他れ自ら一書を作りて之れを辯ず、

これ左丘を姓とし明を名とするものなり、宋の葉夢得、明の陳士元、淸の曹之升等之れを祖述敷衍す、

古左氏左丘氏あり、太史公、左丘は明を失ひて厥れ國語ありと稱す、今春秋左氏に作り而して國語は左丘と爲す、則ち一家と爲すを得ず、(葉氏春秋傳)

左丘は氏にして明は名なり、故に史記に左丘と稱す、(陳氏論語類考)

左丘は氏なり、明は名なり、猶春秋の閭丘明の如し、故に應劭の風俗通に丘姓を以て魯の左丘明の後と爲せり、(曹氏四書摭餘說)

以上の諸家は左氏傳と國語とを以て同一人の作に非ずとするも、國語の左丘姓にして名明なる人の作たるは略ゝ一致せり、後世朱子の學を奉ずるもの皆之れに從ふ、

此に又左氏傳國語共に左丘明の作にして本姓は左丘といひ略稱して左といふ、故に左丘氏傳といはずして左氏傳といふ說あり、淸の劉寶楠是れなり、曰く、

き書にても矛盾を免れざる所あるをや、然らば左氏傳・孟子・史記ともに二人の合著と稱すべきか、玄等の說は此に至りて窮すべし、故に吾人は國語を以て左丘明の著となすの正確なるを信ずるものなり、

(2)左丘明は何時代の人なるか

左丘明の名は初めて論語公冶長篇に出づ、

子曰、巧言令色足恭、左丘明恥レ之、丘亦恥レ之、匿レ怨而友ニ其人一、左丘明恥レ之、丘亦恥レ之、

此の左丘明を以て(一)孔子の門人とする說と(二)孔子以前の先哲とする說とあり、

(一)孔子の門人とする說

論語公冶長篇集解に前漢の孔安國の說をあげて

左丘明は魯の太史なり

といへり、此のみにては其の何時代の人なるか明ならず、安國の弟子司馬遷は師の意を說きて(前節史記十二諸侯年表序所引を見よ)孔子の門人となせり、是れより以後嚴彭祖・劉向・劉歆(以上前漢)班固・賈逵・王充(以上後漢)杜預(晉)孔穎達・劉知幾(以上唐)等の名儒を始め歷代の儒一人として之れを疑ふものなし、然るに唐初に至り始めて次に敍ぶる所の異說出でたり、

(二)孔子以前の先哲とする說

此の說は唐初の啖助始めて之れを發す、曰く、

論語に孔子の引く所のものは率ね前世の人、老彭伯夷等の類、時を同じうして言ふに非ず、左丘明恥レ之丘亦恥レ之の丘明は蓋し史佚・遲任(古の先哲)の如き者ならん、(唐の啖助傳)

此の說は宋の程子・朱子等第一流の學者之れを贊成すれば、朱子學派の流行と共に信用するもの甚多し、

以上の二說何れに從ふべきか、按ずるに孔安國は孔子の直裔にして漢初の碩學なり、司馬遷は古今を通じて第一流の史家にして其の史眼炬の如く史料の取捨論斷の公平なる世に定論あり、此の二家が斷じて孔門の人となすは、舊來の資料に由りたるものにして想像に非ず、又架空の言に非ざるべし、之れに反し啖氏の說は之れを臆にとりて立てたる想像の言に近き嫌なきに非ず、吾人は如何にしても孔司馬二家の見を措きて啖氏の言に從ふの雅量を有せず、

を用ふ、こは、

史記太史自序傳に

　左丘は明を失ひて厥れ國語あり、

を以て出處とす、卽ち國語は左丘明が失明後の作なればなり、されど盲史の語は國語のみならず、左傳又左丘明其の人の稱にも用ふることあり、

第二章　國語の作者

國語は其の作者及び作者たる左丘明のことに就きても、古來より異說紛紛たり、故に明白を期せんが爲に數節に分ちて敍述す、

(1)國語は何人の作か

國語の作者を明言したるものは、前漢の司馬遷を以て始とす、曰く、

　左丘は明を失ひて厥れ國語あり、(史記太史公自序)

又曰く、

　魯の君子左丘明、弟子人人端を異にし、各〻其の意に安んじ、其の眞を失ふを懼る、故に孔子の史記に因りて其の語を具論し、左氏春秋を成す、(史記十二諸侯年表序)

蓋し司馬遷は國語左氏傳同人の著となす說なるを以て、前の左丘は此の左丘明なることを知り得らるゝなり、後漢の班固に至りて之れを祖述敷衍して曰く、

　孔子魯の史記に因りて春秋を作る、左丘明其の本事を論輯して以て之れが傳を爲る、又異同を纂めて國語と爲す、(漢書司馬傳贊)

　國語二十一篇左丘明著(漢書藝文志)

歷代の學者多く之れに從ふ、然るにこゝに異說を立つるものあり、晉の傅玄是れなり、其の說に曰く、

　國語は丘明の作る所に非ず、故に共に一事を說きて二文(左氏傳と國語と)同じからざるあり、(春秋左氏傳哀公十三年正義所引)

晉の孔晁・隋の劉炫等皆之れを贊す、されどこは極めて無理なる論なり、何となれば國語は班固が言ふが如く左氏傳述作後異聞を纂めたるものなれば、同一事項と雖左傳と同じからざるものあるは、當然の事なり、況して左氏傳其のものに於ても一二矛盾の事あり、孟子の如き史記の如き其の作者を疑ふものな

簡にして明ならずや、

(2) 春秋外傳

後漢の班固の漢書律歷志に、春秋外傳曰と稱して國語の文を引きたる所二條あり、是れを春秋外傳の名の嚆矢とす、春秋の字を冠するは、此の書は孔子の春秋に示す事蹟の注解參考的性質を帶ぶればなり、次に之れを外傳といふは、左氏傳を內傳といふに對するなり、後漢の王充始めて之れを說明す、曰く、

國語は左氏の外傳なり、(論衡案書篇)

然らば外傳の意義は如何、劉熙又說きて曰く、

國語又外傳と曰ふは、春秋は魯を以て內と爲し、諸國を外と爲す、外國傳ふる所の事なればなり、(釋名釋典藝)

此の說一應尤もの樣に聞こゆれども、書中魯語ありて各國語と共に相列するに於て答に窮すべし、故に四庫全書提要に曰く、

(上略)書中明に魯語あり、而るに劉熙は以て外國の傳ふる所と爲す、尤も舛迕と爲す、(四庫全書提要雜史類國語の條)

董增齡も亦駁して曰く

書中明に魯語あり、而るに以て外國の傳ふる所と爲す、且つ周語以て外と稱すべきか、其の說非なり、(國語正義韋昭序疏)

吳の韋昭新見を說いて曰く、

其の文經を主とせず、故に號して外傳と曰ふ、(國語註序)

此れ蓋し左氏傳の春秋經の解釋なるに對し、此の書は其の補遺的性質のものたるを言ふなり、宋の晁以道之れを詳說して曰く、

凡そ傳內外を分つ者は、經を主とする者を內傳と曰ふ、後世の所謂本紀本傳の若き是なり、國史に漏れ行言傳聞に出でて經を主とせざるものを外傳と曰ふ、復猶後世の遺事逸史の如きもの是なり、(儒言)

其の言的確定說となすべし、

(3) 春秋外傳國語

隋書經籍志に始めて此の稱を用ふ、こは(1)(2)の合稱にて別に意味なし、

(4) 盲史

此の稱は明人時に之を用ひ、我國の荻生徂來も亦之

國語國字解上

湖村　桂　五十郎講述

叙説

第一章　國語の名義

國語の名は、漢以前は單に國語とのみいひ、後漢より春秋外傳の稱起り、是れより以後は、

(1)國語
(2)春秋外傳
(3)春秋外傳國語

の三稱幷び行はる、又一に

(4)盲史

といふ稱あり、左に其の命名の意義を説明せん、

(1)國語

國語の名義を説きしものは、後漢の劉熙を以て始とす、其の言に曰く、

國語は諸國の君臣相與に言語する謀議の得失を記すなり、(釋名釋典藝)

清の董增齡之れを敷衍して曰く、

説文解字にいふ、語は論なりと、説文繫傳にいふ、論難を語と曰ふと、語は午なり、言交午するなり、吾言を語と爲す、吾は語辭なり、言とは直言、語とは相應答するなり、國語は列國の君臣朋友の相論ずるの語なり、故に語と謂ふ、(國語正義卷首國語疏)

此の二説は極めて詳細明白なり、然れどもあまり字義に拘はりたる迹なきにあらず、我荻生徂來の說の簡切にして要を得たるに如かず、徂來曰く、

國とは周・魯・齊・晉・鄭・楚・吳・越なり、語とは其の國に傳聞する所の語なり、但之を語と謂ふは、凡そ書の一體にして、論語・家語・樂語・合語の若き是なり復他書と同じからず、猶後世の語林・語園の如きも亦皆之れに倣ふのみ、(千葉玄之標註國語卷首所引)

と、之れに從へば國語とは諸國の物語といふが如し、

國語國字解上目次

あらざれども、國語の研究者に至りては寥々として曉天の星の如く、甚しきに至りては疑ひて抹殺し去らんとするものあり。是れ豈咄々怪事に非ずや。我國も亦其の影響を受けて、左氏傳は攻究すれども國語は措いて顧みざるの弊あり。殊に近來各專門學校に於て、左氏傳は正課として課すれども、國語は卽ち高閣に束ねて問はず。故を以て、古來和解を試みしものなく、初學の之れを窺ふに由なし。是れ豈千秋の恨事に非ずや。本大學此に見る所あり、桂教授に請ひて之れが和解をなし、以て世の迷夢を覺まさんとす。

丘明は諸國の物語卽ち國語を採集して之れを取捨選擇し、以て春秋の事蹟を詳述し、併せて孔子筆削の深義を説明せり。故に春秋左氏傳は支那最初の完全なる歷史と稱すべし。丘明は更に左氏傳の根本材料に充てたる諸國の物語と、左氏傳著作後に得たる諸國の史料とを併せて、また之れを選擇取捨して一部の書となし、以て左氏傳の遺漏を補ひ、且つ異事を錄して左氏傳の參考となせり。是れ現今傳はる所の國語なり。

國語は此の如く左氏傳と唇齒輔車の如き關係ありて、毫も相離るべからざるものなるのみならず、殊に其の左氏傳の資料たる遺物的著作なるに至りては、貴重すべき史實たること今更言說するの要なし。されば古より左氏傳を內傳と稱し國語を外傳と稱して併せ貴べり。

されど古來より左氏傳を硏究して注解論議せる學者は枚擧に遑

先哲遺著追補 漢籍國字解全書第四十一卷

解題

國語

桂湖村講述

【本書の解題】本書の解題は卷頭の叙說に詳なるを以て、今は本書の大要と和解の必要なる所以とを述べんとす。支那の最初の歷史は首に孔子の春秋を推すも、春秋は孔子の嚴密なる筆削に成り、其の辭簡約にして其の義隱微なり。故に宿儒碩學に非ざれば之れを解知すること能はざるを以て、新學小生は直に無意味なる年表視して顧みざらんとす。是れ春秋左氏傳の起れる所以なり。

春秋左氏傳は孔子の高足にして魯の太史たる左丘明の筆に成る。

國語時代の地圖
本圖は中華民國の行政區畫及び地名よ亞剌比亞数字の符號を用ひて國語時代の地名の所在を示せるものとす數字の符號は地圖索引に就きて知るべし
縮尺七百五十万分之一
0 10 20 30 40 50里
京城
省城
道
都邑
省界
道界
長城
鉄道
位置圖
蒙古
滿洲
新疆省
青海
西藏
支那本部
甘肅省
陝西省
山西省
河南省
湖北省
湖南省
四川省
蒙古
蘭山道
渭川道
涇原道
關中道
漢中道
嘉陵道
西川道
東川道
楡林道
雁門道
冀寧道
河東道
河洛道
襄陽道
荊南道
辰沅道
武陵道
長安
平涼
通渭
南鄭
閬中
成都
宜昌
常德
襄陽
運城
陝
楡林
曲陽
洞庭湖
黄河
渭水
涇水
洛水
漢水
嘉陵江
揚子江
沅江
湘江
華山
嵩山
牛伏山

京北
直隸省
天津
白河口
渤海
黃海
奉天省
東邊道
保定道
大名道
東臨道
濟南道
山東省
膠東道
濟寧道
徐海道
淮揚道
江蘇省
開封道
河南
汝河
淮泗道
安徽省
蘆湖道
安慶道
金陵道
江寧
蘇常道
滬海道
上海
揚子江口
錢塘道
杭州
浙江省
會稽道
金華道
永嘉
甌海道
九江
南昌
江西省
廬陵道
豫章道
潯陽道
武昌
黃河口
舊黃河口
運河

第四十一巻

國語 上

桂湖村講

先哲遺著追補

漢籍國字解全書

早稻田大學出版部藏版